令和七年十一月定例会

佐賀県議会

常任、佐賀空港・有明海・新幹線・地域交通・高等教育機関問題対策等特別委員会会議録

佐賀県議会事務局

令和七年十一月定例佐賀県議会常任、佐賀空港・有明海・新幹線・地域交通・高等教育機関問題対策等特別委員会会議録　目次

月日　摘要　頁

十二月九日（火）　総務常任委員会……一
中村委員長……五
会議録署名者指名……五
前田政策部長（予算案等に対する概要説明）……五
志波総務部長（予算案等に対する概要説明）……五
井田会計管理者（予算案等に対する概要説明）……五
福田警察本部長（予算案等に対する概要説明）……六
江口善紀君（県民ネットワーク）……六
（佐賀駐屯地6　NHK受信料10）
山崎駐屯地調整室長……六
金丸総務部副部長……一〇
内田財政課長……一三
木村雄一君（公明党）……一三
（デジタルツールを用いた業務効率化14　警察官の採用と勤務環境の改善17）
土井行政デジタル推進課長……一四
尾形警務課長……一八
秀坂人材育成課長……一八
中嶋警務部長……二三
一ノ瀬裕子君（自由民主党ネクストさが）……二四
（県立大学24）
中島政策企画監……二五
休憩……三二
開議……三三
中村委員長……三三
一ノ瀬裕子君（自由民主党ネクストさが）……三三
（県立大学33　公衆衛生医師の確保35）
中島政策企画監……三三
内田財政課長……三三
堤人事課長……三五
志波総務部長……四〇
青木一功君（自由民主党）……四〇
（県立大学40）
中島政策企画監……四一
日野政策総括監……四九
林政策総括監……五一
徳光清孝君（県民ネットワーク）……五四
（DNA型鑑定不正問題54）
福田警察本部長……五五
中嶋警務部長……五七
休憩……六〇
開議……六一
中村委員長……六一
徳光清孝君（県民ネットワーク）……六一
（DNA型鑑定不正問題61）

中嶋警務部長……六一
岸川公安委員長……六一
髙森総務課長……六七
福田警察本部長……七〇
休　憩……七一
開　議……七二
徳光副委員長……七二
中村圭一君（自由民主党）……七二
（ＮＨＫ受信料に係る補正予算72）
金丸総務部副部長……七二
休　憩……七三
開　議……七四
中村委員長……七四
十二月十日（水）　総務常任委員会……七五
中村委員長……七九
採　決……七九
継続審査……八〇
十二月九日（火）　文教厚生常任委員会……八三
古川委員長……八七
会議録署名者指名……八七
十二月十日（水）　文教厚生常任委員会……八九
古川委員長……九三
古賀陽三君（自由民主党）……九三
（子育て支援93　佐賀県産業廃棄物等の適正な処理に関する条例（案）101　介護現場におけるカスタマーハラスメント対策106）
千綿こども未来課長……九三
佐々木循環型社会推進課長……一〇一
山口長寿社会課長……一〇七
藤崎輝樹君（県民ネットワーク）……一一〇
（認知症110　ＩＣＴ活用教育113）
山口長寿社会課長……一一〇
古賀教育ＤＸ推進グループ推進監……一一四
休　憩……一一六
開　議……一一七
古川委員長……一一七
池田正恭君（自由民主党ネクストさが）……一一七
（精神障害のある方の家族への支援117　介護現場の働きやすい職場づくりの支援120　男女共同参画基本計画123　部活動改革127）
田中障害福祉課長……一一七
山口長寿社会課長……一二一
大串男女参画・女性の活躍推進課長……一二四
江口保健体育課長……一二七
休　憩……一二九
開　議……一三〇
古川委員長……一三〇
採　決……一三〇
継続審査……一三〇
十二月九日（火）　農林水産商工常任委員会……一三三

弘　川　委　員　長……一三七
会議録署名者指名……一三七
十二月十日（水）　農林水産商工常任委員会……一三九
弘　川　委　員　長……一四三
藤　木　卓　一　郎　君（自由民主党）……一四三
（鳥獣被害対策143　農業用機械に係る大型特殊自動車免許の取得157　佐賀県中小企業生産性向上支援補助金及び佐賀県多様な人材確保環境整備補助金159）
鶴澤生産者支援課長……一四六
島内農林水産部長……一四六
荘山農業経営課長……一五八
野崎産業人材課長……一六一
井手産業労働部長……一六三
休　憩……一六五
開　議……一六六
桃崎副委員長……一六六
下　田　　寛　君（県民ネットワーク）……一六六
（佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター166　産業DX推進及びスタートアップ支援の取組171）
川原ものづくり産業課長……一六六
井手産業労働部長……一七〇
横町産業政策課長……一七二
武　藤　明　美　君（日本共産党）……一七八
（森林・林業の振興178　国営上場土地改良事業の再整備181）
吉良林業課長……一七九
森農地整備課長……一八二
弘　川　委　員　長……一八五
休　憩……一八五
開　議……一八六
弘　川　委　員　長……一八六
石　倉　秀　郷　君（自由民主党ネクストさが）……一八六
（ものづくり産業の振興186　果樹の振興189　ノリ養殖の安定生産に向けた取組191）
川原ものづくり産業課長……一八六
井手産業労働部長……一八八
田川園芸農産課長……一八九
島内農林水産部長……一九一
横尾水産課長……一九一
休　憩……一九四
開　議……一九五
弘　川　委　員　長……一九五
採　　決……一九五
継　続　審　査……一九五
十二月九日（火）　地域交流・県土整備常任委員会……一九七
冨　田　委　員　長……二〇一
会議録署名者指名……二〇一
十二月十日（水）　地域交流・県土整備常任委員会……二〇三
冨　田　委　員　長……二〇七
酒　井　幸　盛　君（県民ネットワーク）……二〇七
（第五回名護屋城大茶会×出張！お城ＥＸＰＯ207　「ツー

ル・ド・九州」国際自転車ロードレースの開催213　県内の土砂災害防止対策216　「地域の」「地域による」「地域のための」地域交通を持続可能なものとするための取組218）
南雲文化課長……二〇七
片渕政策企画監……二一四
中原河川砂防課長……二一六
江口地域交通システム室長……二一九
寺田地域交流部長……二二一
休　憩……二二二
開　議……二二三
古賀和浩副委員長……二二三
冨田幸樹君（自由民主党）……二二三
（事務手続き等の誤り223　盛土規制法226）
野口県土企画課長……二二三
江口道路安全推進室長……二二四
川崎建設・技術課長……二二七
休　憩……二二九
開　議……二三〇
古賀和浩副委員長……二三〇
冨田幸樹君（自由民主党）……二三〇
（唐津港の整備230　佐賀城公園の整備233　道路維持235）
植松港湾課長……二三〇
小寺まちづくり課長……二三三
江口道路安全推進室長……二三六
休　憩……二三八
開　議……二三九
冨田委員長……二三九
古賀和浩君（自由民主党ネクストさが）……二三九
（歴史・文化資産のお城としての発信239　路線バスを持続可能なものとするための県の取組243　安全な道路環境の整備247　治水対策の推進250）
南雲文化課長……二三九
江口地域交通システム室長……二四三
寺田地域交流部長……二四六
天本道路課長……二四八
江口道路安全推進室長……二四九
中原河川砂防課長……二五一
休　憩……二五三
開　議……二五四
冨田委員長……二五四
石井秀夫君（自由民主党）……二五四
（世界の文化創造拠点ＡＲＩＴＡプロジェクト254　過疎対策としての地域振興258　無電柱化事業263　国道三十四号の今寺歩道整備事業266）
太田観光課長……二五五
永田さが創生推進課長……二五八
寺田地域交流部長……二六二
江口道路安全推進室長……二六三
永松県土整備部長……二六六

天本道路課長……二六七
休　憩……二六八
開　議……二六八
冨田委員長……二六九
採　決……二六九
継続審査……二六九
十二月十二日（金）　佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会……二七一
石倉委員長……二七五
会議録署名者指名……二七五
継続審査……二七五
十二月十二日（金）　新幹線・地域交通問題対策等特別委員会……二七七
指山委員長……二八一
会議録署名者指名……二八一
継続審査……二八一
十二月十二日（金）　高等教育機関問題対策等特別委員会……二八三
一ノ瀬委員長……二八七
会議録署名者指名……二八七
猪村利恵子君（自由民主党）……二八七
（県立大学287）
中島政策企画監……二八七
前田政策部長……二九〇
井手産業労働部長……二九七
原田寿雄君（自由民主党ネクストさが）……三〇〇
（高大接続改革の概要300）
日野政策総括監……三〇一
休　憩……三〇四
開　議……三〇五
一ノ瀬委員長……三〇五
原田寿雄君（自由民主党ネクストさが）……三〇五
（大学入学者選抜における高校の対応305　県立大学の入学者選抜308　地域と大学の連携310）
山口学校教育課長……三〇五
日野政策総括監……三〇八
久保政策企画監……三一一
野﨑産業人材課長……三一二
下田寛君（県民ネットワーク）……三一七
（県立大学317）
中島政策企画監……三一八
日野政策総括監……三二一
木村雄一君（公明党）……三二六
（県立大学326）
日野政策総括監……三二七
中島政策企画監……三二九
休　憩……三三三
開　議……三三四
一ノ瀬委員長……三三四
木村雄一君（公明党）……三三四
（県立大学334）
中島政策企画監……三三四
中村圭一君（自由民主党）……三三六

中島政策企画監……三三六
前田政策部長……三三七
古川裕紀君（自由民主党）……三三九
中島政策企画監……三四〇
藤木卓一郎君（自由民主党）……三四三
中島政策企画監……三四四
前田政策部長……三四七
継続審査……三四七

令和七年十二月九日（火）

総務常任委員会会議録

於　第二委員会室

総務常任委員会

委員長	中村圭一
副委員長	徳光清孝
理事	木原奉文
〃	土井敏行
〃	江口善紀
委員	大場芳博
〃	坂口祐樹
〃	青木一功
〃	一ノ瀬裕子
〃	木村雄一

総務常任委員会質問者順序

順序 ＼ 月日	十二月九日（火）	十二月十日（水）
1	江口　善紀　6　頁	（現地視察）
2	木村　雄一　13　頁	
3	一ノ瀬裕子　24　頁	
4	青木　一功　40　頁	
5	徳光　清孝　54　頁	
6	中村　圭一　72　頁	

午前十時　開会

○中村委員長＝それでは、ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

○　会議録署名者指名

○中村委員長＝会議録署名者として、木原奉文委員、土井敏行委員、江口善紀委員、木村雄一委員、以上の四名を指名させていただきます。

次に、十二月四日の本会議におきまして本委員会に付託されました全議案及び請願、並びに継続審査中の事件を一括して議題といたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案・請願一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と「請願・陳情に対する現状と対策」を配付いたしております。

まず、本委員会に付託された議案につきまして、各部長、会計管理者及び警察本部長の説明を求めます。

○前田政策部長＝今回の定例県議会に提案いたしております政策部関係の議案について、その概要を御説明申し上げます。

まず、補正予算案について申し上げます。

防災ヘリコプター運航管理費について、今年度末に運航委託契約が満了することに伴い、令和八年一月から三月までの運航準備に関する経費と次期運航管理期間である令和八年度から令和十二年度までの債務負担行為の設定をお願いしております。

また、給与改定に伴い、一般職員及び会計年度任用職員の給与費について、総額四千八百三十七万四千円の増額をお願いしております。

そのほか、予算外議案といたしまして、佐賀県波戸岬少年自然の家の管理について、地方自治法第二百四十四条の二第六号の規定に基づく指定議案を一件提出しております。

以上が今回提案いたしております政策部関係の議案の概要であります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○志波総務部長＝今回の定例県議会に提案いたしました総務部の議案の概要を御説明申し上げます。

まず、補正予算の主なものについて申し上げます。

高等教育修学支援事業費につきましては、県内私立専門学校における入学金及び授業料の減免を補助する事業でございますけれども、対象となる多子世帯数が当初の見込みを上回ることに伴い、事業費を増額するものです。

利子割市町交付金につきましては、個人県民税の利子割額の一部を市町へ交付するものですが、税収が当初の見込みを上回ることに伴い、交付金を増額するものでございます。

次に、予算外議案の主なものについて申し上げます。

「佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（案）」につきましては、令和七年十月十四日付人事委員会勧告に鑑み、職員の給与改定等を行うものです。

「佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（案）」につきましては、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定に伴い、許可申請等に係る手数料を新たに規定するものでございます。

「教育委員会委員の任命について」及び「土地利用審査会委員の任命について」につきましては、各委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命するものです。

以上、今回提案いたしました総務部の議案の概要であります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井田会計管理者＝それでは、令和七年十一月定例県議会に提案しております出納局関係の補正予算案について、その概要を御説明申し上げます。

一般会計補正予算額は三千八十五万三千円の増額で、これを現計予算と合わせますと八億六千五百八十二万八千円となり、前年度の最終予算額と比較しま

すと前年度対比一四一・三％となっております。

十一月補正予算の主な内容としまして、本庁舎建物管理費においては、徴収対象の範囲等の確認や県の考えを説明し、ＮＨＫと協議した結果、対応するＮＨＫ受信料の経費をお願いしております。

以上が今回提案しております出納局関係の予算案の概要であります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○福田警察本部長＝おはようございます。本議会に上程しております警察関係の予算議案について、その概要を御説明申し上げます。

給与改定に伴う警察官、一般職員及び会計年度任用職員の給与費四億七千八百八万五千円、運転免許試験場における技能試験車両の購入費二千六百十四万六千円、ＮＨＫ受信料二百四十一万九千円、総額五億六百六十五万円の増額をお願いしております。

また、令和八年度の交通安全施設の保守委託契約として、九千七百三万六千円を限度額とする債務負担行為の設定をお願いしております。

以上が警察関係の予算議案の概要であります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○中村委員長＝ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

○江口委員＝皆様おはようございます。県民ネットワークの江口善紀でございます。

本日は質疑者が六名ということで大変多うございますから、簡潔に質問を進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それではまず一問目、佐賀駐屯地についての質問から入らせていただきます。

佐賀駐屯地では、今年七月からオスプレイの移駐が始まり、八月には全十七機の移駐も完了いたしております。現在は飛行訓練が積み重ねられております。また、九州各地への夜間飛行訓練も実施されているというふうな状況であります。このように、その運用が本格化する一方で、県民の受け止めは必ずしも単純ではないように感じられます。

十一月の地元紙による県民世論調査では、佐賀へのオスプレイ配備について、賛成が二七・四％、反対が一八・三％となり、どちらとも言えない、分からないが合わせて五三・九％と過半数を占める結果となりました。また、オスプレイの安全性については、不安を感じている方が八〇％に達しております。

この数字は、多くの県民の方が判断に迷い、そして、不安や懸念を抱えたままの現状を注視しているというふうな実態を表しているのではないかと思います。こうした中、県は地域の安心・安全の確保と住民理解の形成という視点で、佐賀駐屯地とオスプレイという新たな要素に正面から向き合っていく必要があると考えております。

そこで、次の点について質問させていただきます。

一点目、環境保全と補償に関する協議会についてであります。

県有明海漁協や防衛省、佐賀市、そして、佐賀県などが参加をしております協議会のこれまでの開催状況等についてまず伺います。

これまでの開催状況はどのようになっているのでしょうか。また、協議会ではどのようなことが話し合われたのか、その点について御答弁をお願いいたします。

○山崎駐屯地調整室長＝お尋ねがございました本協議会につきましては、平成三十年八月に防衛省と佐賀県との間で確認した合意事項に基づくものでございまして、本年四月に設置をし、一回目を四月十七日、第二回をノリ漁期前の十月九日に開催をいたしました。

第一回の協議会では、協議会の設置目的ですとか協議事項、構成などのほか、

迅速な連絡体制について確認を行いました。

その後に行われました意見交換では、有明海漁協のほうから、協議会はかねてより漁協が要望していたものであり、駐屯地開設に伴う諸問題について意見や情報を交換できる非常に有意義な場だと感じているとの御意見がございました。

また、九州防衛局からは、オスプレイの移駐に必要な工事は順調に進んでおり、六月末までに完成する予定であると。また、駐屯地に苦情相談窓口を設置する予定であるなどの意見が出されたところでございます。

それから、駐屯地の開設後に開催をいたしました第二回の協議会では、佐賀駐屯地の青山司令も加わりまして、現在の状況などについて意見交換を行いました。

県からは、毎月の水質データを共有していることですとか、海水混合施設の運用が十月一日から開始されたことですとか、引き続き庁内関係課と連携し、騒音測定や水質確認をしっかり行っていくことなどを報告いたしました。

また、有明海漁協からは、排水管理については漁協と十分に協議をしながら運用をしていただきたいなどの意見が出されたところでございます。

加えまして、九州防衛局のほうからは、前日の十月八日に発生をしました海水混合施設の不具合による近隣水田への冠水について改めて報告がなされたところでございます。この件につきましては、その場で九州防衛局に対し、緊張感を持って対応していくことを強く求めたところでございます。

以上でございます。

○江口委員＝ありがとうございます。

確認ですが、今の答弁の中で、十月九日に開催をされた協議会、その前日、十月八日の海水混合施設の不具合の報告がなされたということでありますが、これはたまたま十月八日と十月九日という両日になっていますが、十月九日の協議会というのはもともとそういった予定だったんでしょうか。それともこの十月八日の事案を受けての開催だったんでしょうか。

○山崎駐屯地調整室長＝十月九日の第二回は以前から決まっていたところでございまして、たまたまその前日にそういうことが発生したということでございます。

以上でございます。

○江口委員＝分かりました。

それでは、この協議会は地域の関係者が一堂に会する大切な会議だと思います。今後の開催予定について伺いますが、今後の開催予定はどのようになっているのでしょうか。

○山崎駐屯地調整室長＝次回の協議会の開催時期につきましては、ノリ漁期後に関係者間で調整をし、決定することを申し合わせているところでございます。もちろん緊急時ですとか運用上の問題が生じたときには、必要に応じて臨時会を開催することとしております。

引き続き、漁業者の皆さんが安心して漁業が行えるよう、日頃から関係者間での情報共有や意思疎通を図ってまいります。

以上でございます。

○江口委員＝協議会をしっかりと行っていただきたいと思います。

それでは、次の海水混合施設の不具合による水田の冠水についての項に入らせていただきます。

まず、確認ですが、冠水時の状況について伺います。

十月八日に発生した海水混合施設の不具合により、近隣の水田の一部が冠水した事案について、冠水時の状況はどのようなものであったのか。まず、その点について御答弁をお願いします。

○山崎駐屯地調整室長＝冠水時の状況につきましては、まず、十月八日の午前

八時頃、平和搦の潮遊池があふれそうになっているということを九州防衛局の職員が監視カメラで確認をいたしました。その後、直ちに九州防衛局から委託業者のほうに対しまして対応の指示が行われまして、実際には委託業者が現地に出向きまして、一時貯留池から平和搦への送水を手動で停止を行いまして、当日の十六時頃には水位が落ち着きましたが、その間、平和搦樋門付近の水田の一部が冠水をしていたというふうに聞いているところでございます。

なお、本事案につきましては、当日中に九州防衛局から県や佐賀市、漁協などの関係機関へ情報提供がなされているところでございます。

以上でございます。

○江口委員＝水田の一部が冠水したということでありますが、その冠水、あるいは浸水に際して、結果的に被害が何かしら起こったのかどうかについて確認をさせていただきます。

被害の状況についてですが、冠水により、どのような被害が生じたのかその点はいかがでしょうか。

○山崎駐屯地調整室長＝被害の状況につきまして九州防衛局のほうに対し改めて確認をしましたところ、現在、個別具体的に被害状況を確認しているところであり、適切に対応してまいりますと。また、本件につきましては適宜情報提供してまいりたいということでございました。

県といたしましては、引き続き防衛省の対応を注視していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○江口委員＝あと、水田の一部が冠水したということですが、ちなみにですけども、大体面積的にどれぐらいの広さ、エリア、面積が冠水したというふうに、今把握とかされていらっしゃるんでしょうか、その点はいかがでしょうか。

○山崎駐屯地調整室長＝その点につきましても、個別具体的に防衛省のほうが確認をしている状況ですので、そういった数字的なものは持ち合わせていないというところでございます。

以上でございます。

○江口委員＝この海水混合施設がどういうふうな役割を発揮するのか、また、その必要性についてもまだいろいろと議論が残っているところでもございますが、その運用についてやっぱりしっかりと運用されることを大変注目をされていたと思います。特に不具合がないようにというふうな中で、今回起こった案件でございますが、最後の三番、不具合の原因と再発防止策について伺います。

今回の事案についての原因究明と再発防止策はどのようになっているのか、この点はいかがでしょうか。

○山崎駐屯地調整室長＝原因及び再発防止策につきましては、十月三十一日に九州防衛局が公表しておりまして、その情報につきましては県のホームページにも掲載をしているところでございます。

まず、不具合の原因としましては、九州防衛局からは海水混合施設の内水送水設備に何らかの不具合が発生したと、加えて監視体制が不十分であったとの説明を受けておるところでございます。

また、再発防止に向けましては、水位計で異常値が計測された場合は内水送水設備のポンプを自動で緊急停止する機能を追加、また、監視カメラ等で異常を確認した場合は一時貯留池から水路への送水を遠隔で停止できる機能を追加、さらに監視体制の見直しを行い、速やかに対応できる監視体制の強化を図ったということでございました。

なお、九州防衛局に対しましては、公表前に事前の説明を受けた際にも、改めて今後このようなことがないよう緊張感を持ってしっかり対応していただきたい旨を要請したところでございます。

以上でございます。

○江口委員＝再度確認ですが、今回の浸水に当たっては、海水なのか、あるいは真水なのか、その点についても県民の方においては少し認識にばらつきがあると思うんですが、今回の冠水した水に関しての性質は、改めて確認しますが、どのようなものだったんでしょうか。

○山崎駐屯地調整室長＝その部分についても防衛省のほうでしっかり確認をやってくれということでお願いしているところではございますが、今聞いている設備の中では、海水はこちら側に入ってこない形でされていますので、海水ではないだろうとは思っていますけど、そこも含めてきちんと確認をやってくれということでお願いしているところでございます。

以上でございます。

○江口委員＝分かりました。しっかりとした原因の確認と再発防止への取組を調整室のほうでも連携を取って注視をしていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

では次の項ですが、佐賀駐屯地の地域との調和に向けた取組について伺います。

佐賀駐屯地は、地域との相互理解の向上を目指して、地元のお祭りや清掃活動などにも参加されていると承知をしております。具体的にどのような活動に参加をされているのか、どのように把握されているのか、その点について御答弁をお願いいたします。

○山崎駐屯地調整室長＝地域との相互理解の点につきましては、九月七日の開設式典の際に、青山司令が「佐賀を愛し、佐賀に愛される駐屯地となる」との決意を述べられたところでございますが、佐賀駐屯地の隊員の皆さんは、駐屯地開設以降、積極的に地域の活動に参加をされていると承知しているところでございます。

少し実例を紹介させていただきますと、南川副校区での一斉ラジオ体操ですとか、川副町の海童神社での浮立奉納のお祭りですとか、川副中学校の学校行事やバルーンフェスタなどに参加をされたと聞いているところでございます。

今後も、隊員の皆さんが自発的に地域に溶け込もうとする機会がさらに広がっていくことを期待しております。

以上でございます。

○江口委員＝ありがとうございます。

駐屯地が開設されて、そこに配属されている隊の皆さんも、住民になりますので、今後どのような関係になるのか、ぜひ理解が深まるように、お互いに尊重しながら、いいまちづくりに貢献していただければというふうに願っております。

この項の最後の質問ですが、駐屯地見学の希望者への対応について伺います。

聞くところによりますと、駐屯地を見学することを希望する団体等が増えているというふうに伺っております。見学者の受け入れはどのような方法で行っているのでしょうか。また、現在の駐屯地見学の申し込みなどの状況はどのようになっているのか、どのように把握されているのか伺います。

○山崎駐屯地調整室長＝佐賀駐屯地の見学、案内につきましては、佐賀駐屯地のホームページのほうで、希望者の受付が行われておりましたが、委員御紹介のとおり、申し込みが集中しましたことから、現在は受付を停止しているというふうに聞いているところでございます。

以上でございます。

○江口委員＝佐賀駐屯地が開設して、いろんな懸念もあった、そして実際に運用が始まって、これからどういうふうな展開になるか非常に関心のあるところ、これは地元の方も同じだと思います。

とにかく事故のないように、そして駐屯地が開設されるまでに至った経緯を防衛省、また佐賀駐屯地の皆さんにもしっかりと認識をしていただいて、駐屯

地と地元地域がうまくいくように願っております。

調整室のおかれましても、ぜひともしっかりと連携、情報交換をしながら、その調整に当たっていただくことをお願いし、この項の質問を終わらせていただきたいと思います。

では次に、ＮＨＫ受信料についての項の質問に入らさせていただきます。

全国の自治体におきましては、テレビやテレビ受信機能付カーナビなどでＮＨＫ放送受信契約を締結していなかったことが報道されております。

こうした中、佐賀県でも全庁的な調査が行われ、その結果、同様の事案が判明したため、本議会に二千九百四十万三千円のＮＨＫ受信料が補正予算案として提出をされております。

県はＮＨＫと協議を重ね、受信料制度の見直しに関する申し入れもされたと伺っております。全国では、岐阜県知事がＮＨＫと協議を行ったと報道されており、受信料制度の在り方が問われ始めていると感じております。県民からすると、なぜこのタイミングでまとまった金額が必要になったのか、制度として分かりにくい点があるのではないかなど、疑問を持たれているところもあるのではないかというふうに思っております。

そこで、るる質問をさせていただきたいと思います。

まず一点目、今回の補正予算が提出された経緯について、まず基本的なところを伺わせていただきます。

今回のＮＨＫ受信料に関する補正予算はどのような経緯で提出されるに至ったのか、この点についてお願いします。

○金丸総務部副部長＝経緯を説明させていただきます。

まず、今年、他の自治体におきましてＮＨＫ受信料に関する報道がありました。それを受けまして全庁調査を行ったところです。

その結果を受けまして、ＮＨＫと協議を重ねてまいりました。協議の中では、県は徴収対象がそもそも明確でないということで、きちんとした事前説明がなかったという点を指摘いたしました。その上で公用車のカーナビは、業務上、移動支援として目的地確認のために設置したものだったので、テレビ視聴を目的としたものではないことから、受信契約の対象外ではないかという主張をしてＮＨＫと議論を行ってまいりました。

ＮＨＫからは、例えば、見る見ないという設置者の主観にかかわらず、受信できる設備を設置していれば、契約の締結義務が発生すること、またカーナビについては自動車ごとに契約が必要であることなどの説明がございました。この説明の内容ですけど、徴収対象はそもそも明確ではなく、事業者に対するきちんとした事前説明がないなど、いかがなものかという点がございますのは事実でございますけれども、徴収ルールは徴収ルールでございますので支払うこととといたしましたが、現行の受信制度には見直す点がありますので、予算を提出する前に、例えば、放送受信料の徴収対象を明確にすること、放送受信料の徴収についてあらかじめ事業者に対して明確な説明を行い、事業者から理解を得ておくこと、さらには視聴を目的としない機器は放送受信契約の対象外となるよう制度の見直しを行うこと、この三点について厳格かつ速やかに対応する申し入れを行ったところでございます。

以上です。

○江口委員＝詳しい経緯の説明ありがとうございます。

それでは、都道府県の状況について伺います。

本事案に関する他の都道府県の状況はどのようになっているのか、確認のため、その点お願いいたします。

○金丸総務部副部長＝全都道府県に確認しましたところ、約三十の都県で同様の事案があったということが確認されています。

これらの都県に同様の事案についての対応について確認をいたしました結

果、既に支払い済み、または今後支払うというところがほとんどでございました。

以上です。

○江口委員＝報道によりますと、結構他県でも、愛知県で公用車二百二十六台で約二千七十二万円とか、三重県でも千四百三十五万円とか、いろいろと県によってもあると思います。

では、事業所のＮＨＫ受信料について伺いますけれども、今御答弁があったように、制度自体が分かりづらいという声もあるんですが、この事業所のＮＨＫ受信料は何が対象で、どのような場合に必要となるのか、その点もう一度お願いいたします。

○金丸総務部副部長＝官公庁や民間の会社などの事業所におきましては、テレビやカーナビなどテレビ放送を受信できる設備につきましては、設置場所ごとに受信契約が必要とされております。

この設置場所ごとというのは、テレビについては、設置してある部屋ごと、カーナビについては自動車一台ごととなっております。

以上でございます。

○江口委員＝それでは、追加でテレビなどの受信契約について伺います。

これまで県は、県が所有するテレビなどの受信契約についてはどのように対応してきたのでしょうか。

○金丸総務部副部長＝毎年十一月頃、今年も先月来ましたけれども、ＮＨＫから次年度の受信契約に係る書類が送付されてございます。それに確認票というものが送付されますので、例えば、本庁の場合は、新館、旧館、議会棟、この三棟の台数を取りまとめてＮＨＫに提出をすることで契約を締結するという手続を取っております。

なお、年度途中に台数の変更がございましたら、その都度、ＮＨＫに連絡をいたしまして、契約の内容を変更しているところでございます。

以上です。

○江口委員＝そうすると、そういった経緯を踏まえて、今回、補正予算が提出されたわけですけれども、今回の補正予算額の内訳について、金額の確認をさせていただきたいと思いますが、今回の補正予算額について、知事部局と、そして警察本部、教育委員会、それぞれの内訳はどのようになっているのでしょうか。

○金丸総務部副部長＝まず、全体の補正予算額は委員から御質問の中で触れられたとおり、約二千九百万円でございまして、受信設備につきましては、カーナビが百八十五台、テレビが四十六台となっております。

内訳ですけれども、知事部局等は補正予算額約千七百万円で、カーナビが百三十三台、テレビが三十七台、警察本部は約二百万円で、カーナビ八台、テレビが七台、教育委員会は約一千万円で、カーナビが四十四台、テレビが二台となっております。

以上でございます。

○江口委員＝今、補正予算額の算出について伺いましたけれども、その前に、これまでの受信契約についてということを（四）で伺ったんですけれども、これまで所有するテレビなどの受信契約、先ほど御答弁いただきましたけれども、それに関しては大体何台ぐらいで、そして年額幾らぐらいの受信料を今まで毎年払っていたのか、その点についてはいかがでしょうか。

○金丸総務部副部長＝令和七年度の実績で申し上げますと、約六百五十台が対象となっておりまして、五百二十万円程度になっております。

以上です。

○江口委員＝そうすると、通常ですと、大体毎年、ＮＨＫのほうに報告をして契約を結んでいたのが六百五十台で、約五百二十万円ということで間違いない

ですね。分かりました。

そうすると、今回、補正予算は約二千九百万円で計上されているわけですけれども、私、このニュース、あるいは議案を見たときに、二千九百四十万三千円というのが、ある意味、えっ、こんなにかかるのと。これから毎年これぐらいの金額がかかるのかというのは、非常にちょっと驚いた経緯がございまして、それで改めてちょっと中身をずっと確認させていただいたという部分もありますけれども、通常であれば大体年額五百二十万円で、今回は振り返っても含めての二千九百万円の補正予算の計上というふうに理解をいたしております。

では、今回の事案を受けまして、今、視聴目的でない機器の受信機能の無効化ということが説明にありました。視聴を目的としていないカーナビについては受信機能の無効化を実施済みということでありますが、具体的にどのような対応をしたのでしょうか。

○金丸総務部副部長＝受信料を支払うことをした後で、ほとんど業者に依頼をいたしまして、テレビアンテナや、あと配線の撤去を行いまして、テレビ放送を受信できないような無効化を実施いたしました。

なお、無効化を実施したカーナビの台数ですけれども、先ほどの百八十五台のうち百七十六台となっております。

以上でございます。

○江口委員＝業者に依頼してということは、やはりそこにまた経費もかかったのではないかと思うんですけれども、（八）のほうに移りますが、では今後、新たにカーナビ搭載の公用車を調達する際の対応について伺います。

今後、県でも新たにカーナビ搭載の公用車を調達する場合もあると思います。そういった場合、テレビの受信機能についてはどのように対応する方針なのか、その点についてはいかがでしょうか。

○金丸総務部副部長＝例えば、カーナビで申し上げますと、今後、公用車を調達する場合には、業務で必要な場合を除き、テレビ受信機能がついていないカーナビを選択しようと思っております。必要ない場合は、調達仕様書に、条件としてテレビ受信機能なしというのを明記したいというふうに考えております。この取り扱いにつきましては、十一月二十五日に全庁に通知をしているところでございます。

以上でございます。

○江口委員＝テレビが本当にカーナビや、あるいは今スマホでもいろんな形で視聴できるような時代になってきて、昭和の時代の一家に一台テレビがあって、受信契約をするという時代と今、全然状況が変わってきております。家に今、学生さんとか一人暮らしでも、家にテレビがなくても、スマホでテレビが見れる環境にあれば、機能があれば、そこでも受信料が発生するとかいうニュースを見聞きしたこともあります。しかしながら、本当にどこまで適用されるのか、ＮＨＫから請求をされるのかというのは、個人個人の立場でも非常に分かりづらいところがあると思うんですね。そういった現行の受信料制度については課題があると思います。

今回の調査で感じられたのは、本当に受信料制度上の問題もいろいろとあるのではないかということを非常に感じております。県として現行の受信料制度についてどのような課題を認識しているのか、その点についていかがでしょうか。

○金丸総務部副部長＝現行の受信料制度におきまして、大きく二つ課題があると認識しております。

一つは、公用車のカーナビなどのテレビ視聴を目的としていない機器でも、受信設備がついていれば受信料を支払わなければならないということ。例えば、チューナー付きテレビをモニターでしか使っていないとしても、受信契約は必要だということになります。

もう一つが、事業所については、受信料の支払い対象になるかどうかが非常にここは分かりづらいというものがございます。例えば、テレビが見れる携帯電話――先ほど御紹介ありましたけれども――につきましては、所有者が在籍している執務室に、例えば、受信契約済みのテレビがございましたら、その携帯電話の受信契約は必要ないというようなこと。こうした受信料を負担する側にとって分かりづらく見直すべき点があると認識をしております。

以上でございます。

○江口委員＝本当に受信料制度についてはいろいろな課題、あるいはネット上でもいろんな意見が飛び交っている状況だと思います。しかしながら、制度としてありますので、行政でも配置をしているテレビ受信機に関しては、やはりちゃんとした契約をした上で、ＮＨＫとしっかりと支払い、そして対応しなければいけないと思います。

さりとて、やはりこの受信料制度についてはいろんな課題があるというふうな認識だと思いますが、先ほど述べられましたＮＨＫへの申し入れについて伺います。

県が認識した課題を受けまして、ＮＨＫへ申し入れをされたと伺っております。その趣旨及び内容についてどのようなものだったのか、その点についてお願いします。

○内田財政課長＝十一月補正予算の査定におきまして、本予算の内容、金額を精査いたしました。その中におきまして、県財政を預かる総務部といたしましても、この放送受信料の徴収対象につきましてはやはり見直すべき点があるというふうに考えたところでございます。

このため、放送受信料の徴収対象を明確にすること。放送受信料の徴収については、あらかじめ事業者に対して明確な説明を行い、事業者からの理解を得ておくこと。視聴を目的としない機器は放送受信契約の対象外となるよう制度の見直しを行うこと。以上三点につきまして、十一月補正予算案の提案に先立ちまして、文書で十一月十日付でございますけれども、ＮＨＫに対して改めて申し入れを行ったところでございます。

以上でございます。

○江口委員＝では、最後の問いに入らせていただきます。

国やＮＨＫへの受信料制度見直しに関する提案について、最後に制度の在り方そのものについて伺いますが、県として全国知事会などを通じて、国やＮＨＫに対して、この受信料制度の改善に関する提案を行う考えはあるのか、最後に県の考えを伺いたいと思います。

○金丸総務部副部長＝改めましてですけれども、佐賀県は今の現行ルールにおいて受信料制度を見直すべき点がありましたことから、先ほど財政課長が申し上げたとおり、三点既に申し入れを行っているところでございます。申し入れを行っておりますので、まずはＮＨＫ自身が速やかに県の申し入れ事項等を踏まえて対応すべきものだと考えております。

以上でございます。

○江口委員＝ありがとうございます。各都道府県、同じような課題や認識があると思いますが、他県に、あるいは先ほど申し上げたような全国知事会でも議題に上がりつつあるということでございますので、他の都道府県とぜひ連携を取って、ＮＨＫとすっきりした形で今後受信契約と支払いというのを行っていただければと思います。また、市や町に関しても同様の事案が今現在進行中だと思いますので、県におかれましては、十市十町、佐賀県内自治体とも連携を取って、気持ちよく、そしてＮＨＫが視聴できるような環境になるように努めていただければと思いまして、私の質問を終わらせていただきます。

○木村委員＝公明党の木村でございます。所管事項につきまして、大きく二項目質問させていただきます。

問いの一です。デジタルツールを用いた業務効率化についてお尋ねをいたします。

本委員会におきましては、十月に隣県視察を行いまして、その際、福岡市の法人向け生成ＡＩプラットフォームの開発と販売を行っておられます株式会社ＱＴｎｅｔを訪問し、最新のＡＩの状況や福岡市役所の業務において同社のシステムの実証実験が行われた結果、平均して業務時間の三三％以上が削減され、なおかつ、業務成果品質においても約三六％向上したという説明を受けました。そして、こうした導入効果が評価され、福岡県庁においても導入に至っているという御説明でありましたが、このようなデジタル技術というものは、日々この瞬間も進化をしてきており、茨城県におきましては、生成ＡＩのさらにその先の技術でありますＡＩエージェントを用いた実証実験が本年九月から開始されているそうであります。

生成ＡＩが人間の指示に基づいたテキストや画像を瞬時に表示する一方で、ＡＩエージェントは自ら次の行動を判断して、複数の課題を連続して実行するものでありまして、さらなる業務効率化と住民サービスの高度化につなげたいとの趣旨で現在行っているということであります。これ以外にも、ＲＰＡとかノーコードツールなど、自治体業務の効率化に資する多様なツールがありまして、私は本県におきましても、こうした技術を積極的に活用していくことが大変有効だと考えております。

今後、人口減少が加速いたしまして、行政運営に必要な人や財源などの資源が今まで以上に限られてくることが予想される中、多様化する県民ニーズに応え、行政サービスを持続的に提供していくためにも、庁内業務の効率化を図っていくことが大変重要なテーマだと考えております。

そこで、本県の取組についてでありますが、自治体業務といっても、いわゆる書かない窓口に代表されるような住民に身近なフロントヤードではなく、今回、それ以外の自治体内部の事務処理プロセスでありますバックヤードの部分に絞ってお聞きしたいと思っております。

そこで、最初の質問ですが、まず、本県の行政デジタル化の取組方針についてです。どのようになっているのかお伺いいたします。

○土井行政デジタル推進課長＝行政デジタル化の方針についてお答えいたします。

佐賀県では「佐賀県行財政運営計画二〇二三」を定めておりまして、その中で、限られた経営資源の中でより水準の高い行政サービスを提供していくために、効率的かつ効果的な行政運営に取り組むことを基本的な考え方の一つとして掲げております。

それを実現するための方策の一つとして、行政デジタル化の推進に取り組むということにしております。

具体的な取組項目として大きく二つございまして、利便性の高い行政サービスの推進――先ほど委員おっしゃいましたフロントヤードのほうです――と庁内業務の効率化の推進、これがバックヤードのほうですね、この二つに取り組むということにしております。

以上でございます。

○木村委員＝ありがとうございました。行財政運営計画の中で政策の柱として掲げているということで、大きく二項目ですね、そのような方針の下でデジタル化を進めているという御答弁であったかと思います。

重なりますけれども、今回、庁内業務の効率化、バックヤードの部分に絞ってお尋ねしていきたいと思いますが、視察先の説明の際には、三十名で五日以上かかっておりました行政業務を、生成ＡＩで使ったところ、五秒で完了できたというある自治体の例を御紹介いただきました。たしか保育所の入所選考のお話だったかと思いますが、兄弟同時入所とか転園の希望など、ニーズと公平

性を考えながら、慎重な作業が求められるものでありまして、職員の精神的負荷の高い作業を瞬時に終えることができたという御説明であったと記憶をしています。

佐賀県庁におきましても、業務の効率化を図るためにどのようなツールを使って、どのように効率化を図ってきているのかお伺いいたします。

○土井行政デジタル推進課長＝庁内業務の効率化の具体的な取組として幾つか行っております。

業務効率化に向けた環境をまず整備する必要がございますので、そのためのデジタルツールを導入しております。

導入ツールの例としましては、プログラミングの知識がなくても簡単な業務アプリを作成できるノーコードツールの導入、そして、先ほど委員おっしゃいました文章を自動で生成し、幅広い分野での活用が期待される生成ＡＩの導入、それと、定型業務を自動化するＲＰＡなどのツールを導入し、職員がいつでも使える状態にしております。

次に、導入したツールを活用できる人材を育成することもまた重要でございまして、ツールの操作研修や相談対応を行いまして、職員個人の能力を向上させるとともに、庁内各課から業務効率化に関する相談を随時受け付けておりまして、デジタルの力で解決するための伴走支援のほうもあわせて行っているところでございます。

またこのほか、職員の働き方改革に向けた環境整備としまして、職員用パソコンのモバイル化、これを行いました。そして、庁内ネットワークの無線化、こういったものにも取り組んできたところでございます。

以上でございます。

○木村委員＝たくさんの取組状況について、使用状況について御答弁をいただきました。ノーコード、そして生成ＡＩ、ＲＰＡ、そういったものをまずそろえて、そして使いこなす人材を育て上げ、また相談にも乗っていくということでありました。

改めて私も、行財政運営計画の工程表を確認させていただいておりますけれども、この中で、先ほど相談対応ということで御紹介がありましたが、確かデジタルパートナーというところで、そういった名前で対応する部署もあるというふうに認識しているところであります。

要は、そうした様々な取組を行っていただいている中にございますけれども、成果と課題についてでございます。

それぞれどのような結果になっていると認識されているのかお伺いしたいと思います。

○土井行政デジタル推進課長＝デジタルツールの導入とそのツールの活用支援を行うことで、実際に業務効率化の事例が出てきております。例えば、昨年行われました「ＳＡＧＡ２０２４」国スポ・全障スポでは、各所属から現場に動員される職員が多数いました。その職員の出退勤管理をする必要がありましたけれども、これをノーコードツールを活用して簡単なシステムを構築しました。そのことによりまして、出退勤管理に係る事務作業の時間が約百時間ほど削減されたという報告があっております。

また、生成ＡＩを使った例としましては、文章の要約、また、文章のたたき台の作成や、その添削、あと外国語の翻訳作業など、日々の事務作業に活用されておりまして、文書作成や資料作成の時間短縮、こういったものが図られていると考えております。

さらには、定型業務を自動化するＲＰＡでは、通勤手当の認定時に最短通勤距離を確認する作業が必要になってきますが、こういったものを自動化したりしております。そういった庁内各課で業務効率化に向けた取組が進んでいるところでございます。

こうした取組で生まれました時間短縮効果を単純に積み上げて試算しますと、令和六年度は約六千時間の作業時間の短縮に相当しているというふうに考えております。

そのほか、職員用パソコンのモバイル化によりまして、職員の働き方も大きく変わってきたと考えております。例えば、出張時にパソコンを持参することで移動時間などを有効に活用できますし、また、自宅にパソコンを持っていない職員もテレワークができました。それと、打ち合わせや会議におきましても、ノートパソコンを持参することでペーパーレスでできると、そういったシーンが増えているということでございます。そういった成果が上がっているところでございます。

あと、課題としましては、デジタルツールを活用している職員もいれば、活用に至っていない職員もまだいるというふうに認識しておりまして、そのツールの活用が十分に浸透していないということが課題だと認識しております。

以上でございます。

○木村委員＝デジタルツールの活用によって、使用する方も増えることで生み出された時間があるという御答弁があったかと思います。本委員会もそうですけれども、今おられる職員の皆様で、私たちの議会答弁はバックヤードとは言いませんけれども、実際活用なさっている方がおられるのかなというのを少し片隅に置きながらお聞きしていたんですが、様々なペーパーレス効果とか価値的な時間を生み出せる効果がある一方で、最後に御答弁いただきましたように、やはり何らかの抵抗感とか課題を感じて使用に至っていない方もおられるということが課題だということでありました。

もしかするとその背景にありますところが、セキュリティーなどのリスクの問題、こういったところに懸念を感じておられる方もおられるんではないかと思います。効率化にかなり効果を感じながらも、昨今、アサヒホールディングスとかアスクルにおけるランサムウェアによるサイバー攻撃によりましてシステム障害が発生しております。少し復旧したという報道もありますが、商品の受発注、また、出荷など、長期間使えなくなってしまったケースも発生しておりまして、便利なものが突然使えなくなることのダメージの大きさや機密情報の流出の問題など、被害が瞬時に広がっていくリスクについても心配をされるところではあります。今や自然災害と一緒でありまして、発生を完全に防ぐというよりも、起きることを前提とした備えが必要なフェーズに入ってきているとの認識を持っています。

そこで、本県といたしまして、情報セキュリティー対策にどのように取り組んでおられるのかお伺いいたします。

○土井行政デジタル推進課長＝県では、行政デジタル化を推進するとともに、安全性も図る必要があるため、佐賀県情報セキュリティポリシーといったものを定めております。

その中で技術的対策と人的対策の両面からセキュリティー対策を講じているところでございます。

まず、その技術的対策につきましては、セキュリティーに関する内容であるため具体的な手法についてはこの場でお答えできませんが、外部からの不正な侵入を防ぐ対策、例えば、ランサムウェアによるデータの暗号化や破壊などの被害、そういったものを想定し、万が一被害を受けた場合でも、早期復旧、業務継続が可能となるような対策を講じているところでございます。

それともう一つの対策としまして、人的対策がございます。

人的対策としては、不審なメールが到達した際に添付ファイルやＵＲＬリンクを不用意に開かないよう、標的型攻撃メール訓練、これを毎年実施しております。セキュリティー意識向上を目的に、全職員を対象とした情報セキュリティ研修、これも毎年実施をしております。そういった様々なセキュリティー

対策を講じているということでございます。

以上でございます。

○木村委員＝被害を最小限にするための対策と万が一被害が出た場合のバックアップ体制、そして、先ほどのメールの訓練は多分抜き打ちだと思うんですけども、そうした訓練を可能にしているということでございました。

では、最後の質問になりますが、この項については、次の点です。先ほど課題のところでも一度挙げていただきましたが、デジタルツールを使用する意識を持った職員の方を増やしていくこと、そして、日に日に巧妙化してまいりますこのサイバー攻撃への対応なども念頭に置きながら、今後、デジタルツールを使った業務の効率化にどのように取り組んでいかれるのかお伺いをいたします。

○土井行政デジタル推進課長＝デジタル技術は日々進化しておりますから、最新のデジタルツールやサービスの動向を常に重視し、業務効率化に資する有用な手段があれば導入を検討していくと考えております。

また、課題として申し上げましたとおり、ツールの活用が十分に浸透していないことから、ツールの活用をさらに広げるために、研修の充実や業務効率化の伴走支援、こういったものを継続して取り組んでいきます。

あわせて、情報セキュリティー対策としまして、最新のセキュリティー事案に関する情報収集、これを行いまして、状況に応じて適切かつ必要な対策を講じてまいります。

これらの取組を通じまして、業務効率化と情報セキュリティー、この両立を図りながら、県庁組織全体のパフォーマンス向上を実現していきたいと考えております。

以上でございます。

○木村委員＝ありがとうございました。本当に常に最新の情報をチェックしながら対応を重ねていくということで、大変な労を伴う業務かと思いますけれども、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

国のほうでは、いわゆるＡＩ新法に基づきます基本計画というものを年内に策定をするということで、先日、地元紙でも報道があっておりましたが、国民の生成ＡＩの利用率につきまして、昨年度、国の統計では二五％と、何をもって二五％かはちょっとはかりかねますけども、これをまず五割まで持っていくと。そして、将来的には八割まで引き上げていくとの目標が示されておりまして、高市総理としても、こうした分野に重点投資をして、海外に大きく後れを取っておりますので、巻き返しを図っていきたいということであります。

この計画の中で、政府とか地方自治体がその旗振り役となって積極活用していくという方針も示されているところではございますが、先ほど来よりありますとおり、セキュリティー対策をしっかりと講じていただきまして、業務効率化によって県民サービスのさらなる質の向上に今後も取り組んでいただくことを期待いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

大きな項目の二点目は、警察官の採用と勤務環境の改善についてでございます。

昨夜の青森県での大規模な地震、こうしたところでも警察官の方が深夜対応をしておられました。まず、被害に遭われた方の早期復旧を心より祈念するところでございますが、警察官の業務というものは、刑法犯への対応、交通安全対策など、多岐にわたるものであります。そして直近では、東日本を中心とした地域におきまして、ライフル銃によります熊の緊急銃猟、そうした運用も始まってくるなど、治安維持だけではなくて、これまで想定されなかった業務、そして、より巧妙化、複雑化する犯罪への対応など、大変な激務ではないかと認識をいたしております。

佐賀県内に目を転じますと、一般質問でも取り上げられましたが、特殊詐欺

被害額は一日に換算すると六百六十万円と、そうした深刻な被害額も答弁されておりまして、県警察に対する効果的な取り締まりが期待をされているところでもあります。

しかしながら、近年、少子化の影響を受けまして、本県警察官採用試験の応募者数が減少傾向にあると伺っており、そのような中で、先般の科学捜査研究所のＤＮＡ型鑑定不正問題が発覚をし、大変危惧をいたしているところであります。

一般質問でも言及させていただきましたが、今回の事案が佐賀県警察本部の警察官採用試験応募者数に影響を及ぼし、さらに減少していくのではないかと大変危惧をいたしております。

県警察に対する信頼回復の取組は大前提ではございますが、こうした厳しい情勢の中でも応募者を増やしていくために、福利厚生をはじめとした警察官の勤務環境を改善し、若者にとって魅力ある職場であり続けるような取組を行っていくことも必要だと思っておりまして、また、せっかく採用された警察官の方が長く勤務していただけるような、そうした職場環境を少しでも構築していく努力も必要ではないかと思っております。

そこで、最初の質問でございますが、まず、警察官の配置数についてです。

現在千七百十七名の警察官の方がおられると伺っておりますが、こうした定数というものはどのような基準に基づいて決まっているのか。また、定数に対する充足率についても併せてお尋ねをいたします。

○尾形警務課長＝警察官の適正配置数の基準についてお答えいたします。

佐賀県職員定数条例に基づく佐賀県警察官の定数は千七百十七人であり、階級別の定員は、警視八十人、警部百六十二人、警部補及び巡査部長九百五十七人、巡査五百十八人であります。

令和七年四月一日時点では千七百十二人を配置しており、充足率は九九・七％であります。

警察官の配置については、管内の人口、面積や犯罪、交通事故の発生状況等に加え、サイバー空間の安全確保、匿名流動型犯罪グループ対策等といった新たな治安課題や社会情勢の変化等に柔軟かつ的確に対応できるよう、その都度、個別具体的に検討した上で決定しております。このため、警察官の配置に関する明確な基準は設けておりません。

県警察といたしましては、引き続き佐賀県の安全と安心を確保するため、組織力が最大限発揮される人事配置を図ってまいります。

以上でございます。

○木村委員＝ありがとうございました。条例で定められた数の根拠についてお尋ねいたしましたが、明確な基準というよりも、様々な情勢を踏まえて警察力が最大限発揮される数ということで認識をさせていただきました。その基準に、基準というか、定数に基づいた充足率もほぼ一〇〇％に近いという認識をさせていただきました。

では、採用試験についてでございます。

直近五年間の採用試験の応募者数や、その採用倍率について、どのような推移をたどってきているのかお伺いをいたします。

○秀坂人材育成課長＝近年の採用試験情勢についてお答えします。

少子・高齢化や民間企業の人材獲得競争の活発化などの影響を受け、当県警察の採用情勢は厳しい状況にあり、採用試験の応募者数や採用倍率は減少傾向となっております。

過去五年間の採用試験の応募者数は、令和二年度から令和六年度にかけて、令和二年度が六百十五人、令和三年度が六百四十五人、令和四年度が五百八十八人、令和五年度が五百四十二人、令和六年度が三百九十三人と減少し、採用倍率についても、令和二年度が五・九倍、令和三年度が五・五倍、令和四年度

が四・二倍、令和五年度が三・七倍、令和六年度は、同じく三・七倍と低下している状況にあります。

以上であります。

○木村委員＝令和五年度から令和六年度がちょっと急激に減少しているということでも、さらに危惧を抱いたところでございます。倍率も当然ながら下がっておりますけれども、先ほど言及した不祥事の問題、令和六年度までの報告でしたので、これからの影響というものはまだ分かりませんけれども、全体的な減少傾向というところを再認識させていただきました。

こうした傾向というものは佐賀県だけではないということも伺っておりますが、警察庁のデータをひもときますと、二〇一〇年に十三万人を超えていた受験者数が昨年、二〇二四年は四万三千人ということで、約三分の一まで減少してきています。定員割れの警察本部こそないものの、団塊ジュニア世代が引退を迎える二〇四〇年頃は退職者が年間八千人規模と予想されておりまして、警察力といいますか、組織力の低下が大変心配をされている状況でもあります。

そこで、各地の警察本部におかれましては、こうした採用難を克服するために様々な取組を行っていると伺っています。イメージとして職場が厳しそうだというところから二の足を踏む若者も多くなってきていることから、徳島県警におきましては、採用案内のパンフレット作りに工夫を凝らしまして、それまでのかっこいいとか強いイメージから一新をし、ファッション誌のような表紙に変更するなど、明るい色合いで親しみやすさをアピールするところも出てきています。こうした、幅広い層に関心を持ってもらうことを目的に取り組んでいるところも出始めておりますが、本県警察本部におきましては、どのような採用パンフレットを採用されているのかお伺いをいたします。

○秀坂人材育成課長＝採用パンフレットについてお答えします。

採用パンフレットについては、ＳＮＳ全盛と言われる現状においても、警察の業務や警察官に採用されてからの生活のルーチンなどを簡潔にイメージしてもらい、警察官という職業に興味を持ってもらうためのツールとして非常に重要であると認識しています。

こうしたことから当県警察の採用パンフレットは、他県警察のパンフレットを参考にしつつ、当県警察の魅力をしっかりと伝え、多くの優秀な受験者に佐賀県警察に関心を持ってもらえるようアットホームなデザインのものとしております。

警察学校に入校中の採用一年目の警察官に感想を尋ねたところ、佐賀県警察の温かみが感じられるといった声が寄せられており、好評を得ているものと認識しております。

引き続き、受験者の確保に資するよう、他県の警察や民間の採用パンフレットも参考にしつつ、採用された若手職員などの意見を取り入れ、創意工夫を凝らしたパンフレット等の採用ツールの充実に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○木村委員＝募集パンフレット、ＳＮＳ全盛の時代ですけれども、紙を重視して取組を行っているということでございました。

私、どうしても世代的に警察官のイメージというものを小さい頃から見ていたドラマに影響されがちで、世代的には西部警察とか、そういうイメージを持って、強いとかかっこいいとかイメージを持ってしまっているんですが、佐賀県らしさ、アットホームな雰囲気でアピールしているということでございました。

次の質問に入りますが、茨城県におきましては、仕事をしながら試験対策を行うことが難しい社会人のために、従来の教養試験の代わりに民間企業で使われております適性検査、ＳＰＩを導入したり、愛媛県では体力試験で実施をしていたシャトルランを廃止して、他の体力測定や教養試験で二日かかっていた

試験を一日に短縮することで、遠方からの受験者が宿泊不要となるなど、かなりの負担軽減につながったそうであります。

このように、他県において受験者の負担軽減を図ることで、多くの受験者を確保する取組が始まっておりますが、県警察におかれましては、これまでどのような採用募集活動を行い、また、採用基準の見直し等に取り組んできているのかお伺いをいたします。

○秀坂人材育成課長＝これまでの採用募集活動や採用試験基準の見直しについてお答えします。

これまで当県警察では、一人でも多くの優秀な受験者に警察業務へ興味を持ち、採用試験を受けてもらうため、サイバー捜査や鑑識業務を疑似体験できる体験型業務説明会や、警察学校での生活をイメージしやすいように佐賀県警察学校でのオープンキャンパスを開催しているほか、企業合同説明会への出展、受験者層の多くが利用しているインスタグラムや「X」、ユーチューブ等のSNSを利用した情報発信、転職サイトを利用した募集活動を行うなど、最近の就職活動の情勢を踏まえつつ、多様な採用募集活動を展開しているところであります。

また、当県警察では、警察官としての資質や能力を多角的に評価し、一人でも多くの優秀な人材を確保することを目的として、平成二十八年度に身体制限などの基準を撤廃し、また、令和二年度に受験資格年齢を採用時三十歳未満から採用時三十三歳未満に引き上げたほか、これまでは語学の加点対象を英語のみとしていたものを、今年度から中国語、韓国語、ベトナム語、タイ語の外国語資格を追加するなどの見直しを行っております。

引き続き、就職活動の情勢を踏まえ、採用イベントを含めた採用募集活動を積極的に展開するとともに、採用試験基準の見直しを不断に行うことにより優秀な警察官を採用してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○木村委員＝受験年齢制限の引き上げ、また身体制限ですかね、そういったものは廃止したということでございました。なるべく多角的な人材を集めようということで、様々な基準緩和と言ったらあれかもしれませんけれども、工夫はしてきていただいていると認識をいたしました。外国語は多彩な方も、そういった能力を持っている方も幅広く集めたいということで御答弁をいただけたかと思います。

こうした取組を年々重ねてきていただいてはおりますけれども、御答弁いただきましたように採用試験応募者数の減少傾向は続いておりまして、さらなる取組が必要ではないかと思っております。今後どのような取組をお考えなのかお伺いいたします。

○秀坂人材育成課長＝先ほど答弁しました一部をちょっと訂正させていただきます。

先ほど採用試験制度の改正につきまして、身体制限などの基準を撤廃した旨申し上げましたが、身長制限と訂正させていただきます。

引き続きまして、今後の採用募集活動の取組方針についてお答えします。

民間の調査によると、近年の若者は職業選択においてやりがいや安定性を重視している傾向が見受けられるとの報告があることから、引き続きあらゆる機会を通じて、受験者やその保護者、学校関係者などに対して警察業務のやりがいについて発信していくこととしております。

また、就職適齢期人口が減少していることを踏まえ、小学生や中学生など、より若年層をターゲットとした各種イベントを企画し、早い段階から佐賀県警察を職業選択の一つとして意識してもらえるよう取組を強化してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○**木村委員**＝警察官を志す時期が結構早いということで、早い段階からの若年層へのアプローチに力を入れていくという御答弁でありました。

受験年齢のさらなる引き上げ、一部言及をいただいたところもありましたけれども、福岡県警をはじめ、幾つかの警察本部におきましては、社会人枠というものをもともと設けているところもあったり、そうした幅広い人材の獲得につながるような取組を、今後本県でも研究をしていただければというふうに思っております。

では次の質問ですが、近年の退職者の状況についてであります。

採用活動を経ましてようやく採用に至った警察官の方々の直近五年間の自己都合による退職者数がどうなっているのか。また、その退職の理由についてもお伺いしたいと思います。

○**尾形警務課長**＝近年の退職者の状況についてお答えいたします。

令和二年度から令和六年度までに定年を待たずに自己都合で退職した警察官は五年間の合計で百三十八人、年平均で約二十八人であります。

退職理由は、転職が最も多く四十五人、次いで仕事が合わないとした者が二十四人、体調不良とした者が十三人でありました。

県警察では、女性職員が活躍できる職場環境の整備やワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組んでおり、令和二年度から令和六年度までの間で家族関係が理由の退職は三人で、結婚を機に退職する警察官はいませんでした。

県警察では、引き続き、育児、介護等の支援制度を充実させるなど、働きやすい勤務環境の整備や各種教養の機会等を通じて仕事に対するやりがいを醸成するなどの取組を推進してまいります。

以上でございます。

○**木村委員**＝退職理由の中で少し気になりましたのは仕事が合わなかったということであります。もともと厳しい職場と認識をして一定程度覚悟して入ってきた方が多いのかなというふうに思っておりましたが、そういった事例もあるということであります。だからこそ、そういったところにケアをしていくことが重要だと思っております。

結果的に長く勤務していただくことが佐賀県の治安の向上につながってまいりますので、お尋ねをしておきたいと思いますが、昨今、警察官と言ってもワーク・ライフ・バランスは重要でありますし、結婚を理由とした退職はないということでありましたが、体調不良を理由に退職する方もおられるということでございました。また、採用後に様々な悩みを抱えたり、相談できる体制、そうした環境整備も必要かと思いますけれども、勤務環境の改善にどのように取り組んできているのかお伺いをいたします。

○**尾形警務課長**＝勤務環境の改善についてお答えいたします。

県警察では、全ての職員が仕事と生活の調和を図り、その能力を十分に発揮するためには、ワーク・ライフ・バランスの推進を含めた勤務環境の改善が非常に重要であると考えています。

そこで、令和六年三月に「佐賀県警察における女性職員の活躍と全職員のワークライフバランス推進のための取組計画」を改定し、これに基づき、勤務改善に関する諸対策を推進しております。

具体的には、超過勤務を削減するために、平素から部下職員の勤務状況を把握できる仕組みを構築し、業務の必要性を検討した上で、幹部が部下に対して必要最小限度の時間外勤務命令を行う。働く時間の柔軟化を図るため早出遅出勤務を行う。移動時間の縮減を図るため積極的なオンライン会議を実施する。年次休暇や連続休暇の取得を促進する等に取り組んでいるところであります。

また、育児、介護等の両立支援として、職員に対する各種支援制度の周知、産前の女性警察官の深夜勤務の制限や出産後に利用できる支援制度等の充実、男性警察官への育児と仕事の両立支援、育児休業を取得した職員の職場復帰前

研修の実施等にも取り組んでいるところであります。

加えて、職員が抱える悩みや困り事について気軽に相談できる環境を整備することも重要であることから、職員からの各種相談等についても窓口を複数設けて対応しております。

具体的には、セクハラやパワハラといったハラスメントに関する総合相談窓口を設置しており、各所属にもハラスメント相談員を配置しております。また、職員の経済的な問題、家庭問題等について、各職場において指名された職員が支援を行うピアサポート制度を設けております。さらに、心の健康相談については、部内の相談窓口だけではなく、部外の専門医に相談することもできる制度としているところであります。

もちろん勤務環境の改善においては、こうしたソフト面の充実に加えハード面の改善も重要であることから、女性警察官が配置される交番や警察署等には、女性専用の仮眠室、更衣室、トイレといった女性用施設の整備に取り組んでいるところであり、このほか執務室や附属施設の環境整備にも取り組んでいるところであります。

引き続き、ハードとソフトの両面から勤務環境の改善を図ることにより、職員が活気を持って職務に全力で邁進できる環境を整備してまいります。

以上でございます。

○木村委員＝詳しく御答弁いただきありがとうございました。ソフトとハード両面にわたって体制を組んでいるということでございました。警察官という仕事の特性上、我慢が当たり前というような風土があるのかなと心配もしておりましたが、様々な体制が敷かれていることで少し安心もしたところでございます。

こうした通常勤務については様々な体制が整っていることを認識しましたが、近年の傾向といたしまして考慮しなくてはならなくなってきているのが暑熱対策ではないかと思っています。

今年、猛暑というか酷暑でございました。警察官の方が長時間屋外で活動をなさっている光景は当たり前になってはいますけれども、これは屋内でも発生することでありますが、例えば、対人防護服を着用された状態での勤務は大変長時間であり、苛酷ではないかと思っています。

神奈川県では特注のファンつきのベストを導入いたしまして暑熱対策を講じたところもあります。愛知、山梨でも試験的に導入したと伺っておりますが、そこで、お伺いをしたいと思います。本県ではどのような暑熱対策を行ってきているのかお伺いいたします。

○尾形警務課長＝暑熱対策についてお答えいたします。

近年、我が国では年平均気温が上昇し、夏季において猛暑日や熱帯夜の日数が年々増加しており、全国的に見ると、警察官が警察活動中に熱中症の症状を訴え、救急搬送される事案や体調不良となる事案が発生している状況にあります。

こうしたことを踏まえて、警察活動における暑熱対策を適切に講じることは、警察官の命や健康を守る観点のほか、警察活動の能率的な遂行を確保する観点からも極めて重要な課題であると認識をしております。

そこで、県警察では暑熱対策として、職員に対し、警察活動における暑熱対策を適切に講じるよう、熱中症対策マニュアルによる周知を図る。屋外での活動中も水分や塩分の摂取がおろそかにならないよう指示を行う。受傷事故に配慮しつつ、ドリンクホルダーやネッククーラーといった各種冷却グッズ等について、制服の斉一性や品位を損なわない範囲での使用を推奨する。交番、駐在所や交通指導取り締まりに従事する警察官が紫外線による目の健康被害の軽減、直射日光による交通事故等の防止を図る観点から、サングラスの着用を推奨するといった取組を推進しております。

このほか、本年九月一日から、これまで五月から十月の夏期に限定して行っていた私服勤務者のクールビズ、この取組を通年で行うこととし、これに合わせて職員がそれぞれの勤務状況や職場環境等に応じて働きやすい服装を選択できることといたしました。

引き続き、暑さが厳しい環境においても職務に邁進する警察官の健康や安全を確保するとともに、その業務能率を向上させるために必要と考えられる取組を積極的に推進してまいります。

以上でございます。

○木村委員＝様々な暑熱対策を御答弁いただきました。サングラスの着用は結構新聞紙面でも話題となっていて、九州の中でも結構早かったというふうに認識をしております。

間違いなく来年の夏もさらに大変厳しい暑さが続いてまいりますので、先ほど少し御紹介しましたファンつきベスト、評判は様々なようですけれども、いろんなものが出てくるかと思いますので、引き続き調査研究をお願いしたいと思います。

本日の私の最後の質問に移らせていただきますが、本県警察官の人員、そして、働く方のモチベーションやスキルの確保、質の確保というものは、県民の安全・安心につながる重要な要素でありまして、組織力の維持向上というものは不断に取り組んでいく課題かと思っております。今後どのように取り組んでいかれるのかお尋ねし、質問を終わります。

○中嶋警務部長＝警察の組織力の維持向上方策についてお答えいたします。

警察は、県民の生命、身体、財産を守るという社会にとって必要不可欠かつ重要な責務を担っているところでございます。改めて申し上げるまでもなく、その基盤は人でございます。すなわち、優秀な人材を採用し、育成することは警察組織力を維持する上で非常に重要な課題と認識しております。

まず、採用に関して申し述べますと、人材獲得競争が厳しい現状を踏まえ、志望者となり得る若年層に対し、これまで以上に警察官の職業としての魅力とやりがいを効果的に発信して、採用につなげる必要があると考えております。

もとより、採用活動におきましては、これを実施すれば採用状況が劇的に改善するといった特効薬はなく、地道かつ着実な取組の積み重ねが重要であると考えております。

先ほどの答弁にございましたように、引き続き工夫を凝らしたコンテンツを作成し、あらゆる機会、様々なツールを活用し、佐賀県警察の取組を積極的に広報することによりまして、警察官としての生き方のすばらしさ、やりがいを発信し、優秀な警察官の確保に努めてまいりたいと考えております。

加えて、組織力を維持する上で、採用とあわせて重要なことは、採用した人材をどのように育成していくかということにもあると認識しております。サイバー空間やＡＩ等の先端技術の利用拡大、人口構造の変化、グローバル化の進展等、社会情勢が劇的に変化する中で、これに呼応するように変化する治安情勢に的確に対処できる人材の育成が求められていると考えております。

こうしたことから、専門的な教養を身につけるための警察学校での教養や部外講師による教養を計画的に実施するとともに、実際の現場を想定した実践的な訓練を反復継続して実施するという従来の方法に加えまして、キャリアパスを明確化し、戦略的かつ中長期的に個々の素養や能力を踏まえた人材育成を推進する必要があると考えております。

そこで、例えば、先般、サイバー人材に関するキャリアパスを作成しまして、この中で各階級における配属先候補や必要となるスキル、資格を明確化したほか、これまで警察学校を卒業した警察官は、地域部門での勤務を原則としていたところ、情報工学採用の警察官につきましては、警察学校卒業後の警察署での勤務を経験した後、警察本部のサイバー犯罪対策課などのＩＴの専門性を要

する所属に優先的に配置することを明確化したところでございます。

また、こうした採用、育成に加えまして、厳しい情勢の中で、県民の安全・安心のために警察官としての勤務を志望し、採用された者が志半ばで職を辞することがないように、先ほどの答弁にもございましたが、働きやすい環境を整えることも重要であると考えております。

さらに、警察官が対応すべき事案や業務が増えている中で、一つ一つの事案に確実に対応していくためには、ＤＸ――デジタルトランスフォーメーション等による業務の合理化、効率化、資機材の充実強化等、様々な施策を重層的に実施し、それぞれを有機的に連動させる必要があるとも認識しております。

職員一人一人が士気高く、規律正しく、その力を十全に発揮でき、仕事にやりがいを感じられる組織とすべく、民間企業や他の都道府県警察の取組も参考としつつ、リーダーシップを発揮して各種施策を総合的に、そして着実に実現させて、警察の組織力の維持向上を図り、もって佐賀県の安全・安心を確保してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝皆さんこんにちは。お疲れさまでございます。「自民党ネクストさが」の一ノ瀬裕子です。

今回は二問質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、問いの一は県立大学についてです。

先日、基本設計の概要が発表されました。「まちのようにキャンパスをつくる」というコンセプトの下、建物の外観イメージや平面プランが示され、あわせて校舎建設費の概算も示されました。

振り返りますと、今年二月には設計のための公開ヒアリングが行われまして、熱気に包まれた満員の会場で各社力の入ったプレゼンが繰り広げられました。あれから九カ月余り、ソフトを支えるハードの姿がようやく見えてまいりました。予算の枠を考慮しながら、随所に工夫を重ねられていることと拝察をいたしております。

また、今議会の一般質問で、地方における大学の意味について議論がなされ、県立大学のソフト面でのイメージがより明確になったと私は受け止めております。

答弁の中では、地域全体を底上げするものとの表現がありました。大学と企業との連携による産業振興、高校との連携や社会人の学び直しなど、全世代にわたる人材育成、これらを支えるもの、まさに大学はソフトの塊であることが示されました。

また、知事と県内の大学、短大の学長との意見交換の場、「ＵＣ５＋」におきまして、地方と大学が共にウィン・ウィンの関係を築くこと、また各大学の学生同士、教員同士、そして企業の中堅層と教員の交流の重要性などについて意見が出たとの紹介がありまして、知の拠点である大学を地域が生かしていくために、これからこの佐賀で様々な交流やつながりが進むことが期待をされまして、県立大学も大きな責務を担うこととなります。

もとより佐賀県立大学（仮称）は「日本一プロジェクトが生まれる大学」を掲げ、起業家精神を持ってチャレンジし続け、周囲に変革をもたらす「チェンジ・メーカー」を育成するとしています。

今回お示しいただいた県立大学の学びの空間が、これら大学のソフトを最大限に可能とするものとなっているのか、順次質問をさせていただきます。

まず一点目、設計コンセプトについてです。

公表されました基本設計では、「まちのようにキャンパスをつくる」という設計コンセプトが示されました。「キャンパスをまちにひらく、まちのような思想でキャンパスをつくる」とされていますが、具体的にどのようなことか、お伺いいたします。

○中島政策企画監＝まず、大学の効果につきまして、委員も触れていただきましたけれども、改めて確認いたしますと、そもそも大学はそこに通う学生のためのものだけではないというところでございます。おっしゃっていただきましたように、大学と企業の連携によります県内産業の振興、高校と大学の接続、社会人の学び直しによります全世代にわたる人材育成の充実といった多面的な効果を有しているものでございます。そのような大学が持ちますソフトの力、これをより発揮されるよう、県立大学はハードの面におきましても、地域住民の方、企業の方など多くの方が行き交い、関わり合うキャンパスにしたいと考えております。

このような考えでございますので、キャンパスと周辺が分断されるのではなく、つながるようなつくりにしたいと考えております。

具体的には、敷地とその周辺道路の間には塀を設けません。キャンパスの東側には、地域とつながるようなオープンスペースを有する、そういった外構としたいというふうにも考えております。自然な交流が生まれる場をつくりたいというふうに考えるところでございます。

また、敷地内にもいろんなしつらえを考えておりまして、様々なたまり場ですとか通りを配置いたします。思いがけない出会い、協働が生まれるようなキューブとコモンズといったものを構成したいというふうに考えております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝今、御答弁の中にもキューブとコモンズという言葉が出てまいりました。

二問目です。

設計コンセプトの中にキューブとコモンズで構成するとありますが、これらは具体的にどのようなことを指すのかお伺いいたします。

○中島政策企画監＝キューブとコモンズでございます。

まず、キューブにつきましては、学習ですとかグループワークに活用できます、一定区切られた空間でございます。コモンズは開放的な、多目的なオープンスペースというふうに考えております。様々な形態のキューブですとかコモンズ、こういったものをキャンパス内に随所に配置いたします。そのことによりまして、異なる目的を持った多様な方々がキャンパス内に滞在、あるいは行き交うということになります。思いがけない出会いや協働が生まれる空間というのを、キューブとコモンズを配置することで実現したいというふうに思っております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝それでは続きまして、建物について伺ってまいります。

まずは建物の階数、規模についてです。

昨年九月に公表されました「施設機能の考え方」では、新しい校舎は七階建ての計画でしたが、公表された基本設計では四階建てとなりまして、また、面積も小さくなっております。どのような考えでここに至ったのかお伺いいたします。

○中島政策企画監＝基本設計の段階で取り入れました考え、これを幾つか御紹介したいと思います。

まず、「施設機能の考え方」の段階では、新しい校舎内に配置を計画しておりました大講義室と中講義室、これを別棟の平家一階建てですね、平家として計画をしております。この平家ですね、別棟で一階建てということでございますので、こういうことをしますと、学生の講義だけではなくて、例えば、地域の方とか企業の方、そういった方も参加いただけるようなイベントのときに、利用しやすい形態となるというふうなものにしたいと思っております。

また、新しい校舎と、今、総合庁舎を改修して使いますから、既存の建物も使いますけれども、その建物を渡り廊下でつなぐということも、この基本設計

では取り入れているところでございます。これによりまして建物を一体的に利用できる計画といたしました。それによりまして、既存の建物にも教員室ですとか講義室を配置することとしたところでございます。

この大講義室、中講義室を別棟にするということと既存の建物を活用するということによりまして、結果、新しい校舎は四階建てとなったものでございます。

三つの建物で構成するということになります。これらを渡り廊下でつなぐという計画になりましたので、学生が一つの校舎に閉じ籠もるのではなくて、行き交うということが発生します。そういうことによりまして、キャンパス内にもにぎわいができて、よりよい計画になったというふうに考えているところでございます。

以上です。

○一ノ瀬委員＝確かに、平家ですと一般の方も入りやすいなというふうに大講義室のことも理解をいたしましたし、既存の建物で教官室などたくさん用意をされているようですが、今後、新しい建物ができた場合もそこの機能はそのまま維持するということで、特に引っ越しなどの作業も要らなくなったのかなというふうに理解をいたしております。

では続きまして、建物の外観についてです。

公表されましたイメージ図を見ますと、新校舎は外壁面にガラスを多く採用されていますが、どのような考えからそのようになったのかお聞かせください。

○中島政策企画監＝まず、学びの空間でございます。その学びの空間として、自然の光を取り入れました開放的で明るいキャンパスにしたいという考えで、外壁面にガラスを多く採用しているところでございます。

それから、新しい校舎、四階建ての新校舎内の北側部分、これはコモンズ空間を多く配置しております。その外側、さらに建物の北側には、キャンパスの中央に位置するところに屋上テラスですとかオープンスペースを配置しております。ガラスを採用することによりまして、コモンズの活動、あるいはオープンスペースの活動というのをお互い見ることができます。そういったことで刺激を与え合うというところも期待しているところでございます。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝より活動がお互い見えやすくするために、そしてまた、自然の明るさの中でというような御答弁をいただきました。

外壁面にガラスが多いと、暑い夏の日差しなどが、その影響が気になりますが、省エネについてはどのように考えているのかお聞かせください。

○中島政策企画監＝ガラスを多く使いますけれども、使うガラスは遮熱性能が高いガラス、こういったものも出てきておりますので、そういったものを採用するということで予定をしております。場合によりましては、ブラインドですとかカーテンみたいなものも設置を予定しておりまして、使い方にもよりますけど、そういったものも使いながら、省エネへの対応というのも実施したいというふうに思っております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝ありがとうございます。環境面の影響――環境面というか、省エネですね――など、いろんな基準というのがあるかと思いますが、そこへの御対応というのは大丈夫でしょうか。

○中島政策企画監＝省エネの基準というものでＺＥＢというものがございます。再生エネルギーを使う前の段階で、エネルギー消費量を五〇％以上削減するというＺＥＢ　Ｒｅａｄｙという達成項目があるんですけれども、そちらを実現しようというところで様々な検討をしているところでございます。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝では続きまして、コモンズについて伺ってまいります。

まずはコモンズの設置についてです。

これからの大学は、講義室だけではなく、学生が主体的に学び交流できる空間づくりが求められており、個人学修やグループワークなど、様々なシーンに活用できるコモンズはなくてはならない空間です。私たちの学生のときにはなかった空間ですが、アメリカ発祥のラーニングコモンズが、今や日本の大学でも当たり前の存在となっているようで、このところ新校舎を建設する大学は、こぞってこのコモンズに力を入れているように見受けられます。

また、コモンズはオープンな空間だからこそ、どのような家具、什器を設置するかによっても使われ方は変わってくるのではないかと思っております。県立大学ではどのようなコモンズを設置しようと考えているのか、また家具、什器を含め、どのように検討を進めているのか伺います。

○中島政策企画監＝コモンズにつきましてでございます。

我々は設計する段階から、いろんな大学を見に行きました。コモンズの使われ方、実際、学生たちが議論をする場として使われていまして、これはおっしゃっていただいたように、これからの大学に不可欠だなというふうに思って計画をしているところでございます。

このコモンズにつきましては、今、全てのフロアに設置をしたいというふうに思っております。様々なタイプのコモンズを計画しております。例えば、南側の新校舎の一階には、床を少し三十センチほど下げまして、プレゼンなどにも使えるような、へりに座れるような形のコモンズを造りたいと思っております。また、三階から四階にかけましては、階段状のコモンズ、幅が十メートルほどを予定しておりますけれども、そういった階段型のコモンズというのを造ろうとしております。そのほか、一人でも使いやすいようなカウンター席型のコモンズですとか、三、四人で利用しやすいような、ファミレスにあるようなボックス型のタイプのコモンズなどを計画しております。多様な使い方ができるように考えております。

家具ですとか什器のお話もありましたけれども、実施設計の中でそういったことも検討してまいります。いろんな方の意見も聞いて、申し上げましたように多様な使い方があると思いますので、多様なコモンズを設置していくということで考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝確認ですけれども、私、コモンズでは学生同士、あるいは地域の方々の交流というのも大事ですけれども、また、教官との密な交流というのも可能なスペースがあればなというふうに思っておりますが、その辺りの工夫というのはどうなっていますでしょうか。

○中島政策企画監＝コモンズにつきましては、学生がメインでいるであろう新しい建物だけではなくて、教官も滞在します教官室がある北側の校舎、既存の建物ですけれども、そちらの中にも、教官室の近くにも配置をしようとしております。そういったところでの教官も含めたところの話だとか、教官も別に教官室の建物に籠もらずに、学生が集うフロアに来てもらってもいいと思いますけれども、いろんな形で、場所も申し上げたような一つの建物だけではなくて、既存建物の中にも各フロアにつくるということで計画しているところでございます。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝先日、大学生とお話をしますと、自分の大学にはコモンズにテントが置かれているというふうに言って、びっくりしたんですね。えっ、どういうふうに活用するのというふうに聞きますと、そこでおしゃべりをしたり、あるいは英語の教材とか、あとボードゲームが近くに置かれていて、友達と中に入ってボードゲームをしたりするということで、非常に交流が生まれている、そして、勉強をしたりすることもあるということで、あっ、こういうこともあ

るんだというふうに思いました。

また、いろんな記事を検索しておりますと、大学の職員の方と建設会社の方と一生懸命議論をしながらコモンズは設計をしたけれども、大学生というのは予想外の使い方をすることがあったということが記事に書かれておりました。ガラス張りで他人の視線が気になるのかなと思いきや、そこでやっていることが気になって交流が生まれたり、あるいはじっと観察していたりというようなところがあったりですとか、あるいは何ですかね、もう一つ面白いなと思ったんですけれども、飲食オーケーにした場所で、そこで実はグループワークが非常に進んでいたと。何かを食べながらのほうが議論が活発になるということがあるんだなということを感じたなどなど、いろんな事例がありました。

やはり学生がどんな使い方をするのかというのは、大人が想像できないところもあるかと思いますので、意見はいろいろ聞いていただきたいとも思いますし、できた後で学生たちが実際に自分たちが使いやすいように場づくりができたらなというふうに思っておりまして、そういう柔軟性もぜひ残しておいた設計にしていただきたいなというふうに思っております。

このコモンズというのは、本当にこの大学の核となる部分だと思っております。今の大学生、日本の大学生は、海外の大学生に比べてもスマホに頼りがちだというところが言われておりまして、いろんな情報を収集するのにとにかくスマホを使うということが言われております。

そんな中で、対人的なやり取りですね。そこはやっぱり人間らしいところだと思いますので、このコモンズがそういう人間的な関係性の構築とか、つながりですとか、そういうところも支えるような空間になればなというふうに思っておりますので、さらに御検討をぜひお願いしたいと思っております。

そして続いて、コモンズの空調についてですが、先ほどおっしゃいましたキューブは閉じられた空間、そしてコモンズはオープンスペースというようなお話がございました。間仕切りがないオープンな空間ですと空調が気になるところですが、どのように考えているのかお伺いいたします。

○中島政策企画監＝空調につきましてでございます。

コモンズ、おっしゃっていただいたように、大学の核となる部分だと思っております。日常的な居場所、あるいは交流の場となりますので、快適な環境を維持していくということが大事だと思っておりまして、空調もそれに合ったものにしていく必要があると思います。

広い空間でございます。あるいは様々な形態がございますので、その場所に応じた空調方式を採用して、快適性と省エネと両方実現していきたいというふうに思っております。

具体的には、例えば、新校舎の一階の大きな吹き抜け部分がございますけれども、そういったところには床から噴き出すような冷暖房システムを導入します。ただ、それでもカバーできないところがございますので、天井がある空間には天井埋め込み型の空調を設置すると。そういう場所に応じた冷暖房を行っていくというところで、コモンズ全体の空調を効率化することを予定しているところでございます。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝床からの空調ということもございました。私たちもいろんな大学に視察に行きまして、あっ、今の空調はこうなっているんだというところを発見したようなところもございますので、省エネと併せてぜひ御検討いただければというふうに思います。

では続きまして、四点目、「さがすたいる」についてです。

パース図には車椅子の方の姿も見られました、描かれておりました。障害の有無や年齢、性別などにかかわらず、多様な人々が交ざり合い、お互いの思いを知り、またハード、設備とハート、支え合いでみんなが安心して出かけやす

い佐賀をみんなでつくるという「さがすたいる」の視点はとても大切なことだと考えております。県立大学も、この「さがすたいる」の考えを踏まえてハード整備を行うとの御説明でございましたが、基本設計の段階ではどのような点を設計に取り入れたのか。また、どのような団体から意見を聞かれたのかお伺いいたします。

○中島政策企画監＝「さがすたいる」の考え、これを基本設計の段階でも取り入れてございます。

幾つか例を挙げますと、車椅子の利用の方、これはキャンパス内のどこへでも行けるように、高低差、段差があるところへスロープですとか、エレベーターも当然設置をしているところでございます。それに適応したエレベーターの形にもしようとしております。既存建物のところは新たなエレベーターを造るということで考えております。

それから、トイレのところでも配慮いたしまして、全てのフロアに車椅子の方が利用できる、そういう十分な広さのトイレを設置いたします。オストメイトの設備もあるトイレ、これを設置するところとして考えております。

授乳室も造ります。おむつ替えも利用できるような授乳室を設置することで考えております。

それから、性別に関係なく利用できる、いわゆるオールジェンダートイレというのを設置したいと思っております。こういったことを基本設計のところで入れたところでございます。

それから、基本設計時に、いろんな車椅子利用の障害者の団体、あるいはＬＧＢＴｓの団体からも意見をお聞きしたところでございます。例えば、その中で大講義室、ここだけ固定席になります。あとは可動できる机と椅子なんですけれども、大講義室で車椅子ユーザーの方が一カ所しか、例えば、一番後ろしか座れないとか、そういったことにならないように選択できるような計画にしてほしいですとか、扉についても車椅子の方が開け閉めしやすい扉にしてほしい、あるいは男子トイレにもベビーチェアを設置してほしいと、そういったお声もいただきましたので、基本設計のほうに反映をしているところでございます。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝車椅子の方の対応などは、ＳＡＧＡアリーナの経験も佐賀県は持っていると思います。そして今、男性トイレにもベビーチェアをということで大変うれしく思いました。今は若い方、男性もおむつ替えをしたりするんだよというようなお話もあったり、赤ちゃん連れのときも多いよというようなお話をいただいていたので、そういう面でもいろんな検討をぜひ進めていただければと思います。

そして、オールジェンダートイレについて改めて伺います。

今、オールジェンダートイレを設置すると御説明いただきましたが、計画する上でどのような点に配慮をされたのかお答えください。

○中島政策企画監＝オールジェンダートイレ、性別に関係なく利用できるトイレというような設置を計画しております。検討を進める上で、オールジェンダートイレを利用したい方と従来の男女別トイレを利用したい方、双方いらっしゃって、そういう双方の方への配慮が必要だということを意識して検討を進めたところでございます。

オールジェンダートイレにつきましては、まず行き止まりの構造ではなくて、出入口が二カ所あるような構造にしました。通り抜けできる、あるいは寄り道できるような形で、入りやすい造りというふうにしているところでございます。それから、全ての個室に手洗いができるようなしつらえも施そうと思っております。新トイレ、新しい校舎の二階部分、これはオールジェンダートイレのみを配置したいというふうに考えております。オールジェンダートイレを利用す

ること自体が不自然とならないような配置にしたいと。具体的にはそういったことについて配慮をしながら検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝御答弁いただきましたオールジェンダートイレ、大学の中ではもう既に設置をしているところもありますが、実際にそこを使うということ、そのトイレに入ること自体が性自認のカミングアウトにならないようにという配慮は非常に大事なところかと思います。二階全部がそのトイレになっているということで、大変いい工夫ではないかなというふうに思います。

あと幾つか、行き止まりにならないように、通り抜けができるような造りというのもいいなと思っております。私が佐賀県使節団の一員としてフィンランドに視察に行かせていただきましたが、そこでヘルシンキ中央図書館――「Ｏｏｄｉ」で初めてオールジェンダートイレを目の当たりにいたしました。確かにいろんな工夫がありまして、行き止まりにならないようにコの字型に配置するような設計になっておりました。男女一緒に使いますので、万が一を考えてということは大事だなというふうに思いました。

そして、まだまだ工夫というのは気をつけなければいけないところというのはあると思います。

壁自体、壁とかドアを天井までもう全部高く防げるようにして、のぞきこみですとかも防止するというようなこともぜひお願いしたいと思いますし、壁をあまり凸凹を造らずにつるんとしていて、カメラなど何か設置したらすぐ分かるようなというような工夫もすごく大事なところです。あと、できればその壁を厚くして、隣の方の気配があまり分からないようにというところもお願いできればなというふうに思っております。まだオールジェンダートイレに使い慣れない方もいらっしゃいますし、そこを求めていらっしゃる方もいらっしゃいます。両方の方が満足できるようなこのトイレ、力を入れて頑張っていただければというふうに思っております。

では、今後の予定について伺います。

実施設計を進めていく中でも、「さがすたいる」の考えを踏まえて検討することがあると思いますが、今後どのようなことを検討し、設計に反映していく予定でしょうか。また、どのような団体から意見を聞く予定なのかお伺いいたします。

○中島政策企画監＝これから実施設計、詳細な設計を進めてまいります。その中で、点字ブロックですとかサイン計画といったものを検討してまいります。

聴覚障害者の方、視覚障害の方、あるいはＬＧＢＴｓの方、そういった団体の方の意見も聞きながら実施設計に反映していきたいというふうに考えております。

また、そういったお話をお伺いする上で、ソフト面で対応すべきもの、対応する必要があるものも出てくるかもしれません。そういったものも「さがすたいる」の観点から検討したいというふうに思っております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝では続きまして、図書館について伺います。

図書館が新校舎の二階に計画されています。一階のほうが地域の方なども利用しやすいのではないかと思いますが、どのような考えで二階に計画をされたのかお伺いいたします。

○中島政策企画監＝県立大学におきます図書館、そこへ蔵書する図書は、主に専門書になるかと思います。学生ですとか教員の利用がメインとなるというふうに考えておりますので、講義室のフロアに近い、あるいは教員も既存建物から渡り廊下でつながってアクセスがしやすいというところで新校舎の二階に計画をしているところでございます。もちろん特定の分野に関心のある方ですとか企業の方、こういった方、学生や教員以外の方も利用をしたいという方はい

らっしゃると思いますが、一定の手続の下に御利用いただくということも想定しております。そういった方が利用される場合でも二階なので利用はしやすいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝なるほど渡り廊下で教官室とつながっているというのがいいなというふうに思いました。一般の方も何ら使用を制限するものではないということで理解をいたしました。

では続きまして、ピロティーについて伺います。

南側に建設予定の新校舎には柱だけがあって壁がなく、屋外とつながっている空間、いわゆるピロティーが計画をされており、この部分は、エントランス空間としてだけではなく、様々な使い方が考えられるのではないかと感じていますが、どのように考えているのかお伺いいたします。

○中島政策企画監＝新しい校舎の東側に、おっしゃったピロティー空間、柱だけがあって屋外とつながっているもの、壁がない空間を造っております。

その狙いといたしましては、壁がない空間ですので、南側からキャンパス内を見ることができます。中まで見ることができて、どーんと建物が壁があってというような感じではなくて、中の様子もうかがえるようなものにしたいというところで、立ち寄りやすい、あるいは開かれたキャンパスにしたいという思いから空間をそういう仕掛けにしているところでございます。

実際の活用イメージといたしましては、そこと接続する形で敷地内の東側にオープンスペースを設けておりますので、そことの一体的な利用ということかなというふうに思っております。ここは屋根のある屋外空間でございますので、例えば、雨の日の活動とかにも利用できるものでございます。学生にもいろいろ使ってもらいやすいと考えております。

さっきおっしゃっていただいたように、我々が想定している以上のことも学生が多分いろいろ考えながら使っていくと思っておりますので、そういった使われ方がされることを期待しているところでございます。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝では続きまして、飲食施設について伺います。

学食やカフェなどがない計画となっていますが、どのような考えでそのようになったのかお尋ねをいたします。

○中島政策企画監＝県立大学、これは学生総数が千人程度というふうに少のうございます。また、大学でございますので、夏休み期間ですとか、あるいは学年末の期間、そういった長期にわたり学生がいないという期間もございます。飲食施設――学食などを年間通して運営していくのはなかなか難しいというふうに考えているところでございます。

というところでありますけども、学食が大学内にないということによりまして、大学周辺への投資の喚起にもつながるという可能性があると思っております。民間中心に様々な動きが出てくると思います。それによりまして、学生が外に出るということになりますし、外と行き来をするということになりますので、周辺にもにぎわいが出てくるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝周辺への経済的な効果ということも考えてということで、その点もすごく大事なところだと思いますが、大学生とお話をしますと、お弁当を持っていくことも多いということで、これはもう驚きでした。実家から通っている学生だけではなくて、もう自ら作っていくこともあるということでした。そこを食べる場としてはコモンズがあるのではいいかなというふうに思いますが、例えば、キッチンカーですとか、あるいは外に食べに行くとなると、高いし並ぶしみたいな声も若干聞きましたので、おにぎりなど、ぱっと買えるようなものがあるということも大事ではないかなと思っておりますので、その辺り

の検討もぜひお願いしたいというふうに思います。

では、学生の通学手段について伺います。

駐車台数が計画では八十台ということとなっております。教官ですとか職員、そして、来客もいらっしゃると思いますが、この数で足りるのかどうか見解をお示しください。また、学生の通学手段はどのように考えているのかお伺いをいたします。

○中島政策企画監＝まず、駐車スペースにつきましては、八十台用意をしております。教員、職員、あるいは来客者用のスペースとして、これまで想定している人員ですとかというところから勘案しますと十分対応可能なスペース台数かなというふうに思っております。

それから、学生の通学手段でございますが、公共交通機関の利用ですとか徒歩、自転車、バイクを想定しているところでございます。キャンパス内に学生用の駐車区画は、これは設ける予定にしておりませんけども、車椅子を利用する必要が出てきたと、そういった事情が出てきた場合は車での通学が可能となるような運用をしていこうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○中村委員長＝答弁に対するコメントは大丈夫ですか。

○一ノ瀬委員＝車椅子でぜひにというような方もいらっしゃるかと思いますので、余裕があるということで安心をいたしました。

○中村委員長＝それでは、暫時休憩をいたします。十三時十分をめどに委員会を再開いたします。

午前十一時五十九分　休憩

午後一時九分　開議

○中村委員長＝それでは、委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○一ノ瀬委員＝では、午後もよろしくお願いいたします。

全体事業費について伺ってまいります。

極力二百億円以内に収めるとされている県立大学整備に係る全体事業費のうち、校舎建設費以外で今後予定されているものは何があるのかお示しください。

○中島政策企画監＝今後予定されております校舎建設費以外のものでございますけれども、まずは家具、什器などの備品、講義室の机とか椅子、そういったものになりますけれども、そういった備品、あるいは大学を運営していく上で必要なシステム、教務のシステムですとか財務のシステムでございますが、そういったシステムに関する費用、あるいは今度、建物の施工の段階になりますと設計どおりにされているかという意味で工事監理が必要になってきますけれども、工事監理に要する費用、それと今、佐賀総合庁舎を使っておりますけれども、そこでまだ、移転に関する費用で予算化されていないものがございますので、そういったものを予定しているところでございます。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝では、確認をさせていただきますが、今回、校舎建設費の概算百三十億円から百四十億円と示されましたが、この中に外構の工事費も含まれているということでよろしいのでしょうか。

○中島政策企画監＝外構の工事も今の百三十億円から百四十億円の中に含まれているというところでございます。

以上です。

○一ノ瀬委員＝では、ここからは財政面について伺ってまいります。

一つ目は、想定される財源についてです。

校舎建設費の概算が百三十億円から百四十億円程度と示されましたが、県立大学整備費の財源としてどのようなものを想定しているのかお伺いいたします。

○内田財政課長＝県立大学の建設費の財源についてでございますが、現時点では、通常の建設事業と同様に県債が主な財源となると考えております。その上で、整備内容や施設設備の目的等を踏まえながら、交付税措置のある地方債、具体的に申し上げますと公用施設から公共施設に転用する場合の既存建物の改修費が対象となる転用事業債ですとか、地域貢献、地域連携を主たる目的とする公立大学等の施設の整備費が対象となる地域活性化事業債、こういった交付税措置のある地方債を最大限に活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝では、県債の償還について伺います。

財源となる県債の借り入れ先はどこを想定しているのか、また、償還年限は何年を想定しているのかお伺いいたします。

○内田財政課長＝借り入れ先の想定でございますが、県債のメニューにもよるところでございますけれども、基本的には民間の金融機関がメインになるものと想定をしております。

また、県債の償還年限につきましては、整備する施設等の耐用年数を勘案し、設定をしているところでございます。県立大学の場合でございますけれども、整備される校舎の耐用年数が超長期、例えば、三十年以上ということになりますと、県債の償還年限につきましても三十年を基本に設定することになるというふうに想定をしております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝それでは、県財政に与える影響について伺います。

今後の県財政に与える影響をどのように見込んでいるのかお伺いいたしま

す。

○内田財政課長＝詳細な校舎建築費につきましては、実施設計の中で今後精査されていくものと承知をしているところでございます。その上でございますが、以前にも答弁をさせていただいていることでございますけれども、県立大学整備に係る全体事業費を二百億円と仮定した場合におきまして、将来負担比率はこれまで見込んでいたピークの一五〇％程度にとどまる見込みとなっております。このようなことから、財政の健全性は維持できるものと考えております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝では、ふるさと納税について伺ってまいります。

プロジェクトへの参加型ふるさと納税制度や寄附制度は、財源を確保するという意味はもちろんですが、住民や企業の県立大学への関心を高める上でも有効だと考えます。そうしたところ、今年十月から佐賀県のふるさと納税のメニューの一つに県立大学が追加されているようですが、その内容についてお伺いいたします。

○中島政策企画監＝お答えいたします。

財政収支との兼ね合いにつきましては、先ほど財政課より答弁を差し上げたところでございますけれども、委員もおっしゃっていただきましたが、一方で、多くの方に県立大学に関心を持っていただきたい、関わっていただきたいという思いから、今年十月からふるさと納税を始めたところでございます。

佐賀県へのふるさと納税、これは寄附をしていただく方が応援する事業をメニューから選ぶというものになっておりまして、そのメニューの一つに県立大学を追加したところでございます。頂いた寄附金につきましては、県立大学の学びを充実するための調査研究といった、開学後に学生に還元されるような使い方、こういった使い方をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝学びの環境として学生に還元していくということでしたが、今、例えば、前橋工科大学などは新しく改修などをするときに、「みんなで創る新校舎」ということで、古い建物を建て替えるときに総額で四十億円かかるけれども、そのうちの設計費に当たる一億円分を皆さんからのふるさと納税で集めるというようなことを目標に取り組まれたり、いろんな取組があるようです。「みんなで創る新校舎」というふうに銘打って、こういう取組を行っているところもあります。先ほどふるさと納税の応援メニューにこの佐賀県立大学（仮称）も加わったということで、より県民参加型となるようにこの点も進めていただければというふうに思っております。

では最後に、今後のスケジュールについて伺います。

校舎建設などのハード面と、教員公募や大学認可申請などのソフト面について、開学に向け、どのようなスケジュールになるのかお示しください。

○中島政策企画監＝今後のスケジュールについてでございます。

今、令和十一年四月の開学を目途に準備を進めているところでございます。

まず、ソフトにつきましては、学びの内容の詳細な検討を専門家チームにおいて行っていただいているところでございます。来年四月をめどに教員公募、これも順次行っていきたいと思っておりまして、その準備も進めているところでございます。令和十一年四月の開学というところでいきますと、認可申請が令和九年十月、認可が早くて令和十年八月というふうなスケジュール感になっております。

ハードにつきましては、今、設計を進めているところでございます。実施設計に移りまして、令和八年、来年九月まで実施設計を進めるところでございます。進みますれば、令和九年四月頃から工事に着工することを想定しておりま

す。

建物につきましては、令和十一年の開学時点では敷地の北側、今の総合庁舎の本館と中央の大講義室、中講義室がある建物を使用、それでスタートしたいと思っております。

南側の四階建ての新築校舎につきましては、令和十一年度半ばの完成を目指しておりまして、二期生が入ってきます令和十二年四月には全ての校舎が利用できるということで考えているところでございます。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝ここまで、るる建物の概要、また、事業費についてもお聞かせいただきましたが、県立大学の学びの内容やプロジェクトに合わせて、今後学びのスタイルというのは多様化をすると思っております。また、何より自発的な学びのスタイルというのが求められるんだろうと思っております。

学生だけでなく、学生と教官、あるいは教官同士、あるいは企業の方と教官など、多様なコミュニケーションがかなうような空間になることを願っております。学生の成長、そして、教育研究の質、また、地域とのつながりを生み出す生きた場となるように引き続き御検討をお願いしたく思っておりまして、以上で質問を終わります。

では、続きまして、問いの二です。公衆衛生医師の確保について伺ってまいります。

公衆衛生医師、保健所などで地域全体の健康を守る仕事をしている医師のことで、コロナ感染症が発生したときのことは記憶に新しいところですが、常日頃、私たちが日常生活を送る上で直接、間接、いろんな場面でお世話になっている医師の方々です。

そもそも保健所は、地域保健法第五条に基づき、都道府県、政令指定都市、中核市等が設置することとされています。佐賀県でも設置をされていますが、平成十八年四月に現地機関の見直しが行われ、保健医療施策と福祉施策の一体的な推進を図ることを目的に、保健所に福祉事務所の機能を付加し、保健福祉事務所として、現在、佐賀中部、鳥栖、唐津、伊万里、杵藤の五カ所が設置をされています。このうち地域保健法に規定されている保健所が所管する分野は、地域保健、食品衛生、環境衛生、医事及び薬事、母子保健、精神保健、感染症予防、また、難病対策、健康指導など幅広く、まさに地域の公衆衛生の要の組織であると言えます。

そして、その所長は、地域保健法施行令第四条の規定によりまして、原則医師でなければならないとされており、佐賀県では各保健福祉事務所の保健監が保健所の所長を務めています。特に地方においては医師の確保が課題となり、佐賀県でも医師確保に向けた取組は鋭意行っていただいておりますが、中でも公衆衛生を担う公衆衛生医師の確保は臨床医にも増して困難な課題であると認識をしているところです。具体的には佐賀県も保健所の一部の所長のポストに欠員があり、兼務で対応している状況と伺っております。

保健所の体制を持続可能なものとし、県民の命と健康、安全を守るためには、せっかく公衆衛生分野を志してくれた医師を大切にして、地域との顔の見える関係性やつながりを保ちながら、ここ佐賀県で末永く働いてもらえるようにしてもらいたいと考えております。

そこで、順に伺ってまいります。

一点目は、公衆衛生医師の採用及び配置の状況についてです。

近年の公衆衛生医師の採用の状況はどのようになっているのか。また、公衆衛生医師のポスト及びその配置状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

○堤人事課長＝直近十年間の公衆衛生医師の採用者数は七名となっております。

年度ごとの内訳を申し上げますと、平成二十八年度一名、平成三十年度一名、令和元年度一名、令和二年度一名、令和五年度二名、令和七年度一名となっております。

それから、ポストについてでございますが、令和七年四月現在、公衆衛生医師の職員数は七名となっております。

その公衆衛生医師の管理職ポストの数は、医療統括監一名、各保健所長五名、精神保健福祉センター所長一名、療育支援センター所長一名の計八ポストとなっております。

職員の配置状況としましては、今申し上げた中で伊万里保健所長、それから、療育支援センター所長のポストが欠員となってございまして、杵藤保健所長と精神保健福祉センター所長がそれぞれ兼務で当たっているという状況にございます。

このほか、先ほど申し上げました在籍の七名のうち今年度採用した医師一名を、本県の公衆衛生に関する知識を習得させ、また、広く経験を積ませるために、本庁の健康福祉政策課に暫定的に配置をしているという状況でございます。

以上です。

○一ノ瀬委員＝それでは、公衆衛生医師の定着のための取組について伺います。

採用した公衆衛生医師の定着状況はどのようになっているのか。また、医師にできるだけ長く働いてもらうためにどのような取組を行っているのかお伺いいたします。

○堤人事課長＝現在、在職中の医師七名の勤続年数は、二十年以上が一名、十年以上二十年未満が一名、五年以上十年未満が二名、五年未満が三名となっております。

また、先ほど答弁いたしました過去十年間に採用した七名の医師のうち五名は現在も在職中でありまして、採用後三年以内に離職したという方は一名のみとなってございます。

それから、県に採用された医師に長く働いてもらうための取組としましては、健康福祉部におきまして、公衆衛生医師としての専門性の獲得、資質向上を図るため、社会医学系専門医の資格取得の支援を実施しているほか、県に採用される前から保有していた臨床の専門医資格を維持していただくため、臨床現場での診療業務への兼業というものを許可している事例がございます。

以上です。

○一ノ瀬委員＝では、保健所の持続可能な体制構築について伺ってまいります。

保健所長の業務及び勤務状況について伺います。

地域の公衆衛生の要である保健所長の責任は重く、また、冒頭申し上げましたように、所管する分野も幅広く、常日頃から大変な業務を担っておられますが、コロナ禍のときはそれに輪をかけて苛酷な勤務状況だったのではと推察をいたしております。

平常時の業務内容と勤務状況、また、コロナ禍での業務内容及び勤務状況はどのようなものかお伺いいたします。

○堤人事課長＝保健所では、先ほど委員御紹介いただきましたとおり、医療、保健、衛生、環境といった幅広い分野における専門的、技術的な業務を行っております。

保健所長の業務としては、例えば、平常時におきましては保健所全体の組織運営はもとより、感染症、予防医療、難病、精神保健等の各種委員会の運営、参画、それから、市町保健医療関係者への研修。また、感染症関係ですが、結核や食中毒等が発生した際の検査対象範囲の決定、集団感染発生時の感染源の推定や受診・入院命令といった感染拡大防止措置や指導。それから、管内の医療機関への立入検査と指導。それから、警察が保護した精神疾患を持つ方がいらっしゃったときには、場合によって受診命令等の判断を行っているといった

ように、幅広い業務を行っております。

また加えて、県内での大規模災害が起きた場合においては、被災地を所管する保健所に設置します現地保健医療福祉調整本部において本部長として全体を指揮する役割を担います。

それから、コロナ禍におきましては、本庁と緊密に連携し、陽性の疑い患者が発生した場合の検査、それから、陽性判明後の疫学調査、入院調整、濃厚接触者の決定といった現地での感染拡大防止の指揮を執っております。

特に、コロナ禍初期においては、症状がある県民の方や陽性疑いの患者が発生した医療機関から検査依頼の電話が昼夜問わず鳴り、感染拡大防止に手探りの中で進めなければならない状況が続いておりましたが、その後、体制の状況や本庁、それから、関係医療機関との緊密な連携により、徐々に対応を充実させていくことができたものと考えております。

以上です。

○一ノ瀬委員＝非常時のときの勤務状況というのは、それこそ残業時間といいますか、非常に長いものがあったというふうにもお聞きしておりまして、平常時、常日頃、何か緊急事態が起きた場合ということを想定しながらの勤務でいらっしゃるので、非常に大変なことだなというふうに思ってお聞きいたしました。

では、医師の定年年齢について伺います。

現在、佐賀県職員の定年年齢は従来の六十歳から二年に一歳ずつ引き上げられており、令和十三年度に六十五歳になり、定年の引き上げが完成をいたします。

一方、医師に関しては、定年引き上げが開始される前から定年年齢は六十五歳とされており、一般の職員よりも五歳高い年齢が設定をされていました。

一般の職員の定年年齢引き上げに合わせて医師の定年年齢も七十歳まで引き上げるという考え方もあったと思いますが、これを六十五歳のまま据え置いたのはどのような意図からか、お伺いいたします。

○堤人事課長＝まず、制度の話をしますと、地方公務員法によりまして職員の定年については、その職務と責任に特殊性があること、または欠員の補充が困難であることにより、国の職員につき定められている定年、これは国は、医師職は原則六十五歳ですけれども、これを基準として定めることが実情に即さないと認められるときは、条例で別の定めをすることができるとされております。

例えば、九州各県におきましては、離島に保健所を有するため、駐在が必要な医師などの人材確保が難しい状況を踏まえて、離島駐在の職員に限って定年を七十歳に引き上げるところがあるなどという状況は承知をしております。

一方、本県におきましては、現状の医師の確保、定着状況を踏まえて、定年を引き上げるまでの状況にないため引き上げをしていないということでございます。

以上です。

○一ノ瀬委員＝欠員が出ている状況でも医師確保をする状況にはないというような御答弁でございましたが、違いますかね。ちょっとニュアンスが違えば御訂正をお願いいたします。

○堤人事課長＝欠員が生じている状況はできるだけ速やかに解消したいと思っております。それで採用確保の取組を、今、取り組んでいるところです。

ただ、その方法論としていろいろあると思うんですけれども、今、現状として定年を引き上げるという判断には至っていないという状況です。

○一ノ瀬委員＝理解できました。ありがとうございます。

では、他県の状況について伺ってまいります。

先ほど条例の話も出てまいりました他県の状況です。佐賀県では五つの保健所のうち、現在、伊万里保健所の所長ポストが欠員、残りの四つの保健所で医

師の配置はそれぞれ一名ずつの体制となっております。また、先ほどおっしゃいましたが、療育支援センターも欠員で、保健福祉センターの所長が兼ねている状況というふうに伺いました。

他県には医師を複数体制としている保健所もあると聞いておりますが、各県の状況はどのようになっているのか伺います。また、各県の定年条例において、医師の定年年齢の規定はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○堤人事課長＝九州各県の保健所の医師配置状況を確認しましたところ、福岡県と沖縄県では原則、公衆衛生医師の原則二名体制を取られておりまして、長崎県と大分県では人材育成の観点から必要な場合に限り、所長に加えて、所長心得の医師を配置されております。また、熊本県、宮崎県及び鹿児島県におきましては、佐賀県と同様、医師の配置は保健所長一名のみとなっている状況でございます。

それから、医師の定年年齢につきましては、七十歳に引き上げているのは九州各県のうち、長崎県、大分県、鹿児島県、沖縄県の四県となっております。

先ほども答弁したとおり、離島駐在が必要であることや欠員が常態化しているという人材確保の現状を考慮して、各県で判断された結果と理解をしております。

以上です。

○一ノ瀬委員＝それぞれの各県の状況を御答弁いただきました。

長崎と大分に関しては、人材育成の観点から複数体制になっている、福岡、沖縄はそもそもが二人体制になっているというようなことでございました。

では、保健所の体制の構築について伺います。

保健所の業務の広範さ、また医師が果たす責任の重さを踏まえれば、保健所の医師が一名では心もとないところと考えます。臨床とはまた違った対応力が求められる職務です。ベテランの医師の多くの危機事例への対応の経験、また地域の医療機関の関係者をはじめ、県内外の様々な人脈は、平時または有事の際に佐賀県を救うものであると考えます。

医師から医師へとノウハウを継承し、若手の医師を育成するためにも、現在六十五歳である医師の定年年齢を延長することや、保健所における医師の配置を一人体制から複数体制にすることを検討してはどうかと考えますが、御所見を伺います。

○堤人事課長＝保健所は、広域的、専門的な観点で、市町、地域の医療機関との連携を通じて、予防医療、感染症対策、災害時の保健医療体制確保といった住民の安心・安全を守る役割を有しております。

その役割を果たすための保健所の機能は、保健所長の役割はもちろんのことでございますが、本庁を含む職員及び地域の保健医療関係者との総合力によって成り立っていることもまた念頭に置く必要があると考えております。

また、保健所長のポストの状況を見ますと、現状で欠員となっている所長を兼務しているポストがある状況でございます。先ほど委員にも御紹介いただいたとおり、法律で所長は原則、公衆衛生医師としなければならないとなっていますので、まずはここをできるだけ速やかに埋めるということ、人材確保に注力する必要があると考えております。

今後の人員配置や定年制度などの人事の在り方につきましては、その時々の状況に応じたものであるべきと考えますが、保健医療環境を取り巻く情勢の変化等、必要に応じまして保健所全体としての機能強化、充実の観点から考えてまいります。

以上です。

○一ノ瀬委員＝ありがとうございます。

一点ちょっと戻りますが、先ほど六十五歳の定年年齢を七十歳まで引き上げる状況にはないというふうにお答えいただきましたが、そもそも一般職員の方

が六十歳のとき、医師がなぜ六十五歳だったのかというところはどのように考えていらっしゃるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○堤人事課長＝一般職の定年年齢を六十歳から六十五歳に引き上げた背景としましては、よく言われていますのは職員が持つ知見や経験などをできるだけ長い間、在職する職員にも引き継いで、組織としての組織力を上げていくということ。それから、民間企業での高齢職員の勤務状況との均衡等を検討された上で、法律で導入されたものと考えております。

○一ノ瀬委員＝すみません、ちょっと私の聞き方がはっきりしませんでしたので、申し訳ございません。

そもそも一般の職員の方が六十歳だったときに、医師の定年の年齢は六十五歳と既になっていました。五歳高かったわけです。ここの理由をどのように考えていらっしゃるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○堤人事課長＝医師の定年年齢が高かったということは、それは医師の確保に資するために検討された一つだと認識しております。

○一ノ瀬委員＝私も今回の質問に関していろいろと調べておりますと、そもそも昔、医学部を卒業するのに六年かかって、薬剤師さんとかは四年でよかったと、そういうような観点から、医師あるいは歯科医師が卒業までの年限もかかりますし、また経験を積むのにも時間がかかるという意味で、人材確保という観点ではなくて、そもそもの定年年齢が高かったというようなことをお聞きした面もありました。そのような観点からも、スライドをさせて年齢を上げるという考え方はあるのかなというふうに思ったところです。

今回の質問ですが、そもそも採用の希望者からお問い合わせがあって、定年年齢が六十五歳と聞いたところでは、とどまられたということをお聞きしたことが発端でございます。

先ほど九州各県の状況をお答えいただきましたが、七十歳まで引き上げたところもあるということで、そこと比べますと、医師確保が困難で、欠員も出ている状況の中で、それでも六十五歳のままでしたら、また医師の確保というのは難しくなるのではないかというふうに思っております。将来の見通しを持って働けるような環境を医師の方も求められるのではなかろうかというふうに思っております。ということです。

今回いろいろとお話を伺う中で、公衆衛生の分野というのは初期対応が非常に大事で、大事に至る前に未然に防ぐということが重要だ、そのためにうまくいったときほど、その成果が表に出ず、縁の下の力持ちのような存在なんだなということをつくづくと感じました。

昨日、実は佐賀大学の学長に就任された野出学長をお訪ねして、いろいろと意見交換をさせていただきました。もともと医学部の学部長でいらっしゃいましたので、このような公衆衛生医師の確保についてもお聞きしましたが、そのお答えとして、まだまだ公衆衛生医師の意義を伝え切れていないのではないかというようなお話がございました。

先ほどございましたように、医務課さんのほうでも取組をされているところかと思います。現在も保健所に関する講義などは医大のほうでも行われておりまして、具体例などに興味を持つ学生もたくさんいるそうです。より地域の人々の命と健康を守るというところにやりがいを見いだす方も今後出てこられるのではないかなと思っておりますが、直にやっぱり先輩から後輩に勧誘などがあって、公衆衛生医師を目指したという方もいらっしゃいますので、講義だけではなくて、密に行えるような環境があればなということ、ここは医務課さんの担当になるかと思いますけども、そのようなことが実現すればなというふうに思っております。

一点、人事的な観点から申しますと、先ほど申し上げましたように、採用の希望者が条件を見たときに、七十歳までになっていたほうが、もちろんそれは

確保としていいなというふうにも思いますし、もう一点、実際のところ、今、複数体制ではないので、二十四時間、三百六十五日オンコールみたいな状況で、何か緊急事態があれば対応しなければいけないという状況になっております。

ただ、ここは野出学長ともお話しいたしましたが、ここをもしも複数体制にできれば、働き方、ライフ・ワーク・バランスという意味では、この公衆衛生医師の働き方のほうがいいと思う方もいるのではなかろうかということでもございました。確保という意味からも、複数体制、あるいは定年の延長というのは検討をぜひお願いしたいと思っております。

るる述べてまいりましたが、最後に、総務部長に一言、ここに関する御所見をいただいてもよろしいでしょうか。

○志波総務部長＝公衆衛生医師についてお答えします。

公衆衛生医師の業務に関しまして、その重要性というのは、委員のおっしゃったとおり、私も認識しているところです。

複数体制とか定年延長とかいうお話がございました。一つは、複数体制であるにこしたことはないんでしょうけれども、人事課長のほうがお答えしましたように、保健所長の役割は重要ですけれども、保健所の機能自体はそれ以外のスタッフも含めた総合力で、地域の医療機関の御協力も得てしているということですので、その配置というのは、保健所の機能がどういった形であればその時々のニーズにお応えできる、パフォーマンスを発揮できるかという、組織全体でどういう配置があるべきかというふうに考えていくべきだと思っています。

それから、定年延長に関していいますと、なかなか人数が七名と少ないもんですから、あまり具体的に言うと、ちょっと人事のほうに関わってまいりますけれども、人事課長のほうから説明しましたように、基本的には定年年齢については、地方公務員法で国の医師職に準じた六十五歳となっております。

周辺の状況を見ますと、離島などで確保が困難なところについては七十歳に引き上げたところもあるというところで、例えば、先々こう、九州各県といいますか、全国含めて軒並み、例えば、七十歳に引き上げが起こると。そうしたときに、六十五歳と七十歳では医師の確保について非常に支障が出てくるというような状況とかありましたら、今現在それを否定するわけではなく、将来的にはあり得るのかなというふうに思っております。ですので、保健所の機能、あるいは採用状況を見ながら、御提案のあったことについては、この先しっかり考えていきたいと思っております。

以上です。

○一ノ瀬委員＝保健所の機能、あるいは今後の採用状況を見ながらということをお話しいただきました。先ほどおっしゃったように、具体的に言うと、とても具体的に申し上げるというような限られた方々のお話でございますが、その方々の年齢とかも見ながら、先々をきちんと考えるような体制であってほしいなというふうに思っておりますので、いずれ何かの折にということでもなく、検討というものはぜひ常に進めていただければということを心からお願いいたしまして、この質問を終わります。

○青木委員＝自民党の青木です。質問は一問のみ、県立大学についてです。先ほどの一ノ瀬委員の御質問があられたところで、重複している質問もあるので、簡潔に、かつ違った視点からも質問を進めていきたいと思います。

今議会で基本設計の概要が公表されました。県民にとっても県立大学をイメージできるようになってきたと思います。一方で、今このタイミングで、それも県が構想している学部や規模の大学が佐賀県に必要があるのかなど、県民の間でも理解が進んでいない部分も多いと思っています。また、日々の地域活動を通じて、県民への周知が進んでいるのかどうかという課題と、そもそも関心が薄いという課題もあると感じています。

だからこそ、問題なのは県民不在のまま、いつの間にか県立大学が完成して、県立大学が独り歩きしないようにしなければいけないと思っています。なぜなら、大学や教育、そして、先ほども県が話されていましたが、大学と地域の連携とか、必要性は当然重要だと認識しているものの、だとしても、これは県民の中で大学が必要である、また、そう思える範囲というのは、いわゆる道路などのインフラ整備や医療福祉の充実などと違って、多少限定的であると言えるからです。

したがって、県ではそのようなことがないように、県民不在のまま進められないようにお願いして、それぞれ質問をしていきます。

まず一問目は、キャンパスについてです。

私としましては、このキャンパスのイメージ図を見てみて、おおよそ想定どおり、このようなイメージになるよなといった感じでした。決してこれは悪い意味だけではなくて、佐賀市という立地場所、そして、敷地面積の狭さ、そして、周辺環境への配慮を考えると、おおよそあのようなデザインになるのかなと、そういう部分では適していると思います。

それではまず、コモンズについてです。

設計コンセプトの中には、何度もコモンズという言葉が出てきます。聞き慣れない言葉であるし、また、県としても、コモンズのような一風変わったことをされたいだろうなということは、これまでの事業を見ていてもよく分かります。

設計では、このコモンズと呼ばれるスペースを、全てのフロアに設置を検討されています。また、このコモンズにどのような狙いがあるのか、どのような場面での利用が想定されているのか、まず伺います。

○中島政策企画監＝コモンズについてお尋ねでございました。

先ほどありましたけれども、コモンズは多目的なオープンスペースでございます。学生同士が授業時間外でも学びを深めたり、刺激を与え合うと、そういった場所にしたいと思っております。議論とか普通の話し合いでも全然問題ないですけれども、そういったことをやる場だと思っております。様々な形態のコモンズを造りまして、グループ学修、ディスカッション、あるいは個人の学修をする場というふうなことで利用してもらいたいと思っております。

オープンスペースでございます、開かれた大学でもございますので、学生はもちろん、大学を訪れる様々な方々が自然に交差することで、思いがけない出会いだとかいうのが生まれるということを期待しているものでございます。

以上でございます。

○青木委員＝じゃ、議論じゃなくても、例えば、御飯とかも食べていいということにはなっているんですか。

○中島政策企画監＝御飯も全然問題ないです。普通のおしゃべりからいろんな発想が生まれたりというのもよくある話だと思っておりますので、そういった話、人と触れ合う場、話す場というので使っていただきたい。食事もとっていただいていいと思っています。

以上です。

○青木委員＝大切なのは、県の事業を見ていて私が思うのは、聞き慣れない言葉、県民に対して結局、最後まで伝わらなかったみたいな言葉ばかりを羅列して進めるべきではないことがまず一つ。そして、横文字ばかり並べることが、決して県民にとって斬新ではないということ、そして、それが決して学生を呼ぶわけでもないということは認識されていたほうがいいと思っています。

そこで、次のこのコモンズについての管理についてですが、これはいわゆるコモンズの悲劇と言われるようなことがあります。誰でも使える場所、結局、一部の学生が占有してしまうということが起こってしまう可能性が、これは十分にあると懸念をしているわけです。コモンズをどのように管理していくのか

伺います。

○中島政策企画監＝コモンズ、先ほど申し上げたようなオープンスペースで、その性格上、誰もが自由に使うことができる場所というふうに考えております。

そのような場所とそういう性格でございますので、委員おっしゃいましたとおり、起こり得る話としては、長時間の特定の方の占有だとか、あるいは席取りだとか、荷物置きなどで占有するということが考えられると思っております。

共有スペースでございますので、お互いがマナーを守っていくということがまず大事だと思っておりますけども、一定のルールが必要だという場合も出るかもしれません。その場合でも、大学側で縛り過ぎるのではなくて自由に使える場所というふうにしたいというのがまず一番でございますので、使っていく中で必要に応じてルールをつくっていくということになろうかと考えております。

以上です。

○青木委員＝これは様々なコモンズがあると思うので、面積的にも様々ですよね。おおよそ何名ぐらいの方々が一度に利用できると思われていますか。

○中島政策企画監＝具体な席数をまだ定めておりません。ただ、授業の合間とか、あるいは、授業前に来て話し合ったり、あるいはお昼どきには食事を取ったりということもございますので、相応のというか、学生、あるいはもちろん食事を取る場所はコモンズだけではなくて、講義室は昼休みの時間も空いていますので、そういうところを使っていいんですけれども、十分に足るような配席というのを考えていきたいと思っております。

以上です。

○青木委員＝そうですね。だから、複数名の利用を想定されているということで、これは一般の方々も当然利用される可能性がありますよね。

その中で、例えば、一般の方が入ってこられてコモンズでお一人で食事を取られている、そこにまず、学生は入りたいと思いますかね。

○中島政策企画監＝そこはそれぞれだと思います。それぞれというのは、外部の方から入ってお話をしたいというところもありますし、実際、いろんな大学の現場を見たときに外部の方と話をする学生の姿を見ましたので、そういう学生もいますし、もちろん勉強に集中したいというところであればそういったスペースのコモンズであるとか、あるいは講義室の中で勉強するということになると思います。そこは多種多様、いろんな方がいらっしゃると思います。

以上です。

○青木委員＝私だったらそこに一般の方が食事されていたら多分座りませんね。ちょっと居づらいかなということを考えると、例えば、一般の方々が入られている、もちろん自由な校風もあるでしょうからいらっしゃると。その中で、例えば、それぞれのコモンズ一人単位か二人ぐらいの方々いらっしゃると、先ほど複数の学生がということで想定されていましたが、そんなにうまく複数の学生たちがそこで議論するようなイメージ、もちろんそりゃ、そのようなことが理想だと思いますけど、そううまくはいかないしと思いますし、あとやっぱり、学生ごとというか、個人のモラル感に頼るというのが私は本当にこれは難しいなと思っているので、やっぱりそのうち問題が起きてきたら――問題が起きる前がいいかもしれませんが、その辺の注意喚起は必要だと思います。よろしくお願いしますね。

だから、無駄な空間というか、何名もたくさん座れるのに、結局一人、二人しか座っていなかったらもったいないじゃないですか。だから、そういうことも含めて、利用はまだされていないのでどれくらいか分かりませんが、そういうようなところも考えて設計というか、考えていただきたいと思います。

先ほど質問にも出ていましたこのオールジェンダートイレですか、これもあったと思いますし、これは確かに本当に様々な小さい声にも耳を傾けて設計

されているというのは分かります。

ただ反面、様々な問題が起きかねないですね。トイレを設置するということで望まないことが発生するかどうかということがあるので、慎重に考えるべき部分であると私は思っています。そして、コモンズもそうです。このオールジェンダートイレもそうですが、一般の方々も利用されるということで、やはり私この議論を聞いていて一点ちょっと確認しておかなきゃいけないなと思ったのが、これはセキュリティーについてはどう考えていられるのか、今の段階で言えることがあればお願いします。

○中島政策企画監＝セキュリティーの話ですが、オールジェンダートイレに限って言いますと、やっぱりオールジェンダートイレだからこそ配慮しなきゃいけないということもあると思います。個別にブザーを設置するとか、あるいは、途中話ありましたけども、それをのぞき込みだとか、上と下の隙間がないような設計にするとか、そういったできる限りの配慮をしながらということで考えていきたいと思っています。

以上です。

○青木委員＝だから、できる限りの配慮をしなきゃいけないようなところを造る必要があるんですかね、多目的トイレ用とかじゃ駄目ですか。

○中島政策企画監＝必ずしもそのトイレを使うというものにはしていないと。午前中もお話ししましたけれども、男女別トイレを使いたいという方はそちらを使って結構ですし、オールジェンダートイレを使いたいという方はそういうトイレを使うということで、どちらにも配慮したような造り自体にしたいと思っております。そこはオールジェンダートイレだけを見るんじゃなくて、全体のトイレ構造を見ていただければというふうに思います。

以上です。

○青木委員＝でも、二階全てオールジェンダートイレとおっしゃいませんでしたかね。ということは、二階はそれぞれ独立した男性トイレ、女性トイレがないと思っていていいんですか。

○中島政策企画監＝二階はございません。

○青木委員＝そこはちょっと検討していくべきところがあると思いますよ。全ての方といっても全ての方はそっち側の方じゃない、オールジェンダートイレじゃないといけない、そっちは嫌だと思う人も多分いるでしょうから、そこも検討する必要ないですか。

○中島政策企画監＝学生は、特定の教室があるわけではなく、移動するものでございます。トイレも使いたいトイレが二階なのか三階なのかというのは別にそんな差異があるわけではないと思っていますので、三階のトイレを使いたいから三階のトイレ、二階のトイレを使いたい方は二階のトイレを使うということでいいかと思います。

以上です。

○青木委員＝ちょっといまいち分かりませんが、しかし、いろいろ検討されたほうがいいと思っています。ちょっと時間もないので、次のところに移ります。

なので、先ほどの話にもなりますが、やっぱり結局のところ、これは開学をしてしまえば、学生とかそれぞれ利用者のそれぞれのモラルや意識に頼らざるを得ない状況が出てくるわけですね。その際この周知とか案内とか、先ほどもありましたが、注意をしていくということも、これは実際でも、開学してしまうと結構大変なことになると思いますので、そこはぜひとも配慮していただきたいと思います。

それでは次に、講義室についてです。様々な形での講義を考えられていると思います。

そこで、講義室については可変性の機能も必要だと考えますが、どのような設計になっているのか伺います。

○中島政策企画監＝おっしゃるとおり、講義室は様々な形態に対応したものにしたいと思っております。

「施設機能の考え方」におきましても、そういう弾力的な運用を可能とする施設としたいというふうに申し上げたところでございまして、実際、小講義室と小講義室の間は可動間仕切りといたします。机とか椅子も、固定式ではなくて動かせるものにしておりますので、二室、あるいは三室を一体化して大きくして使うというような形にもしたいというふうに思っています。

以上です。

○青木委員＝次に、図書館についてです。

図書館について、どのような図書館を目指しているのか。また、一般の方の利用についてどのように考えているのか伺います。

○中島政策企画監＝図書館につきましては、大学は知の拠点でございますので、教育、研究の両面を支える、そのインフラとして図書館の役割は大きいと考えております。ただ、それはあくまでもハード的なものではなくてソフト機能であると思っております。

今、書籍の形態も変わってきております。書籍も電子ジャーナル、論文あたりも電子のジャーナルに載せるような時代であったり、あるいはネットワーク化しております。そういったネットワークの流れなども踏まえながら、一人一人の学生、研究者にとってアクセスしやすいか、そういったことも気に留めながら、知のインフラ機能として重視した検討を行っていきたいと思っております。

それから、一般の方の利用につきましては、公立図書館とは異なりまして、専門書が多く占める構成になるかと思います。学生、教員の利用がメインだと思っておりますけれども、特定の分野に関心のある方、あるいは企業の方など、学生や教員以外の方の利用につきましても、そこは制限することなくて、一定の手続の下、御利用いただくことができるようにしたいというふうに思っております。

以上です。

○青木委員＝県ではリカレント教育もされる御予定だと思うので、例えば、高齢の方々とか、そういう方々とかも使えるような図書館と思っていいんでしょうか。

○中島政策企画監＝そこで制限をする予定はございません。

以上です。

○青木委員＝いやいや、というか、分かりやすく使えるかということですよ。そういう年齢とか、ネット関係とか、難しくないかということです。操作性とか、使い方とか、分かりませんが、その辺どうですか。

○中島政策企画監＝どういった仕組みにするかというところはまだこれからの検討でございますが、そういった気にすべきところ、今、御示唆いただきましたように、そういったところも気にしながらということで考えております。

以上です。

○青木委員＝ありがとうございます。県が目指す図書館の姿、これも分からなくないですが、やっぱりどうしても図書館と言われると、いわゆる面積が広くて、多種多様な蔵書を多く有しながら、趣のある重厚な図書館というのが魅力的なのはこれからも変わることはないと思います。

次に、開学一年目の図書館についてです。

図書館はA館と言われるところに設置するとの計画ですが、A館は二年目からの利用開始となっています。

そこで、開学一年目の図書館はどうなっているのか伺います。

○中島政策企画監＝一年目の図書館についてでございます。

委員おっしゃっていただきましたとおり、今、図書館として配置するのは新

しく建てる建物。それは二期生が入ってきたところ、令和十二年四月から使えるようになりますので、一年目どうするかというお話でございます。

一年目は、今、総合庁舎が使っている既存建物、そちらのほうに暫定的な図書室、これを設けることで対応することで計画をしています。

以上でございます。

○青木委員＝学生の入学時期によって、あまり差が出ないようにすることが大切だと思います。よろしくお願いします。

次に、デザインを生かした遮熱・断熱、そして遮光対策についてです。

外観イメージではガラス張りのデザインであり、デザインとしては県庁所在地にできる大学としてはいいかと思います。ただ、このデザイン上、特に遮光については、紫外線による屋内の老朽化を少しでも遅らせるために気をつける必要があります。ガラスに貼るフィルムも現在では多種多様なものがありまして、私も自宅に使用しているというところがございます。大変機能性が高いフィルムも存在して、特に紫外線透過率が低いフィルムというのも現在はあることから、大変これは有効だと思います。当然カーテンやロールカーテンもあるので、経年劣化の差や日常の使いやすさなども考慮しながら検討する必要があります。

そこで、どのような施工がよいと考えているのか伺います。

○中島政策企画監＝遮光対策についてのお尋ねでございます。

先ほども御答弁差し上げましたけど、機能面においてできるだけ自然光を使いたいとか、あるいは見える関係、見られる関係にしたいというところでガラス面を多く採用しているところでございます。

そうはいいましても、委員おっしゃっていただいたように、一定の遮熱・断熱、あるいは遮光、こういったものに対策は必要だと思っております。今これをメインでやるという、この場所をメインでやるというのは決めたものはございませんけれども、今、実施設計を進めておりますので、今おっしゃったような問題点あたりも考慮しまして、あるいはもちろん季節とか時間帯によって全然変わってきますので、そういったことを考慮して、場所に応じてフィルムの施工もはじめ、ロールスクリーンですとかカーテン、そういうそれぞれ組み合わせながら、あるいは両方使いながらというのもあるかもしれませんけれども、そういった対策を実施設計においても検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○青木委員＝よくフィルムでミラー式というか、日中は外側から見えない、内側から見えるというのもある。夜はすっぽり見えてしまいますが、様々なものがあるので、御検討いただきたいと思います。

そこで、ちょっとこれは確認ですが、太陽光発電設備の設置について伺います。

環境負担を軽減するとの目的もあって、大学に太陽光発電設備を設置しようと計画されています。私は過度な再生可能エネルギー推進と依存には懐疑的です。特に太陽光についてはリサイクルも難しいのが現状です。特に中国産の太陽光パネル、また中国産のものに対して依存度が高くなっていくこと自体の懸念もあります。本当に環境に配慮され、そして太陽光パネルのリサイクル等についても考えられているのであればいいですが、例えば、再エネを推進するイメージをつくるために太陽光を導入しなければいけないとのことであれば、それは少し違うと思うわけです。五十年後にも機能しているべきなのがこの県立大学でもあるし、これから新しい大学を設置される中で、果たして今の太陽光発電自体がそもそも本当に未来を見据えたものなのかというところが疑問です。

そこで、太陽光発電設備の設置の検討に至った理由について伺いたいと思います。

○中島政策企画監＝県有施設でございます。その整備に当たりましては、やはり温室効果ガスの削減に向けた基準もございますので、そういった中でエネルギー使用を削減する、エネルギーを生み出す、エネルギーの使い方を工夫すると、そういった観点で整備をしていくというものでございます。

太陽光発電施設につきましても導入に努めるとされております。もちろんどのくらいの規模でというのはありますので、私どもといたしましては、まず、新館の屋上に設置可能な面積ですとか、本当に必要なところはどこかと。事務室がやっぱりメインで使うよねというところで、事務室以外は学生がいない時期もありますので、そういったところの使う時間、使い方とか、使う頻度あたりも考えまして、発電設備を置く場所あたりも考えたところでございます。

以上です。

○青木委員＝もちろん理解はいたしますが、何かこう、太陽光イコール再エネのイメージキャラみたいになっているので、そこはちょっと気をつけなきゃいけない部分かなと思います。

それでは、次に移ります。将来の設備更新についてです。

校舎について、将来の設備の追加、更新がしやすいようにしておく必要があると思います。特にトイレや洗面などの水回り、電気系統やネット環境に利用するケーブルについてなど、建物ができてしまえばその後の変更ができないものに関しては今から将来を見据えて考えていかねばならないと思います。

そこで、現段階でどのような設計となっているのか伺います。

○中島政策企画監＝おっしゃるとおり、開学後に使い方が変わったり、あるいは新たな設備を入れたり、設備の更新というのもあるかもしれません。そういった場合にも対応しやすい設計というのは心がけているところでございます。

例えば、レイアウトを変更する可能性、それは事務室、事務フロアですとかコモンズというのは多いかと思いますが、そういった場所につきましては変更が容易にできるＯＡフロアの配線方式を採用するですとか、配線も、おっしゃっていただいたように、増えていったり、あるいは今後、また全然違う配線というのは必要かと思いますので、そういったのに対応できるような、増設できるような配線スペースを確保すること。機械室につきましても、将来、更新ですとか、あるいは追加に対応できるスペース、これを設けております。機器交換時にも搬出、あるいは搬入しやすい動線も確保するということなどを計画しているところでございます。

以上です。

○青木委員＝次に、車両動線についてです。

設計コンセプトでは「まちのようにキャンパスをつくる」とされており、多様な人々が行き交い、関わり合い、学び合う場として機能することを意識され、町に開かれたキャンパスをつくるとしています。

しかし、この車両での出入りは国道三十四号、かなり限られるため、東側から来る車のみ出入りができます。自由に出入りするには不便と感じることもあると思います。このように出入りしにくい配置についてどのように考えているか伺います。

○中島政策企画監＝出入りの箇所につきましては、いろいろ条件といいますか、検討に当たって必要な要素がどこかというのを整理しました。

まず、敷地南側、市道がございます。今、総合庁舎を使っている場合はそちらからの出入りもやっているところではございますけれども、あそこは幅が狭うございます。そして、生活道路でもございますので、そういったことへの配慮が必要だというふうにまず考えております。

それから、あそこ、南側のところは、今でも高校生の自転車通学のときの自転車の経路だとかというふうになっておりますので、そういったことの安全確

保なども必要だと考えておりまして、車両の動線をどうするかというのを検討したところでございます。その結果、国道三十四号のみの出入りということで考えているところでございます。その際にも、できるだけ北側に面するところの西側のほうからの出入りをしたいというふうに思っております。あそこは陸橋になっていまして、メインのところから出入りすると危ないというふうになりますので、奥のほう、西側のほうの出入りにして、なるべく側道側のほうからの出入りというところで、そういった工夫もしているところでございます。

以上でございます。

○青木委員＝次に、校舎建設費についてです。

校舎建設費について、百三十億円から百四十億円程度と試算されていますが、この建設コストを抑えるためにどのように工夫をされたのか伺います。

○中島政策企画監＝校舎建設費についてでございます。

「施設機能の考え方」と従前示していたものでは、新しい建物は七階建てと想定していたところですけれども、大空間を有します大講義室、あるいは中講義室は平家の一階建てにした、外に出した。講義室ですとかコモンズを中心の四階建ての建物を南側に建設するということでしております。既存建物のほうも、三階、四階部分を教官のエリアとして、そこ辺りも活用するということを考えまして、コモンズ空間の在り方ですとか講義室の数、必要諸室、教官のスペースをどうするかと、そういうところを具体的に検討いたしまして、三つの建物を渡り廊下でつなぐということにしたところでございます。

一つの校舎に学生が閉じ籠もるのではなくて行き来するということで、キャンパス内ににぎわいも出まして、よりよい計画になったというふうに考えているところでございます。

以上です。

○青木委員＝それでは、次の質問に移ります。

十二月九日　総務　青木一功委員

続いて二問目、駐車場についてです。

まず、車での通学についてです。

県立大学敷地内の駐車場は約八十台を予定されていると先ほども伺いました。学生の利用は想定されていないとのことだと理解していますが、どうしても車で通学を希望する、もしくは車でしか通学ができない学生はどうすればいいのか、先ほどもありましたが、改めて伺います。

○中島政策企画監＝学生の通常の通学手段といたしましては、公共交通機関の利用、徒歩、自転車、バイクを想定しているところでございます。車での通学を希望する学生、車椅子利用だと、車でしか来れないという学生に対しては利用できるような運用をしたいと思っておりますが、それ以外の学生に対しては、近隣の駐車場などを利用するということになるかと考えております。

以上です。

○青木委員＝これから学生が増えていく中で、思う以上に車での通学希望者がたくさんいた場合、例えば、県でどこか学生用の駐車場として月ぎめを借りて、そこに支払いがもちろん生じるんですが、そういうことを検討される予定はありますか。

○中島政策企画監＝県が駐車場を借り上げてということは想定していない、予定していないところです。

以上です。

○青木委員＝承知しました。

周りには当然、商業施設が連なっています。迷惑とならないよう細心の注意を払っていく必要があります。

次に、近隣の駐車場についてです。

自動車通学の学生が近隣の駐車場を借りるとした場合、大学の近くに学生用の駐車場として県が利用できる駐車場を確保する計画、これは同じになります

が、また改めて、例えば、借り上げるとか、近くの土地が空いていたらとか、そういう計画はありますでしょうか。

○中島政策企画監＝まず、繰り返しになりますが、学生の通学手段は公共交通機関、徒歩、自転車、バイクを想定しているところでございます。車で来る学生もいるかと思いますが、近隣にも幾つか駐車場はございます。学生利用を想定した駐車場を大学自体が準備をするというのは、先ほど申し上げたように予定をしておりませんが、大学周辺におきまして、民間を中心として様々な動きが出てくると思います。必要であれば、学生が民間駐車場を借りるということになるかと思います。

以上です。

○青木委員＝次に、周辺施設への駐車についてです。

先ほども述べましたように、近隣の迷惑とならない配慮が重要です。アリーナの教訓も踏まえて、周辺の商業施設等に駐車しないように学生などに対する周知が必要だとも思います。

そこで、周辺施設の駐車についてどのように考えているのか伺います。

○中島政策企画監＝平日に日常的に大学に通う学生、それと一度に数千人が集まるイベント時に一時的に来場する方、ここは利用する目的だとか、その数は異なってくると思います。迷惑駐車に対する意識は異なるかなと思っておりますけれども、ただ、学生に対してしっかり指導していくというのは大事だと思っております。通学時の交通ルール、マナーなどと併せまして、迷惑駐車につきましても周知、指導していくということになるかと思っております。

以上です。

○青木委員＝やはりこの部分も、先ほどの話にもなりますが、学生などのそれぞれのモラルに頼る部分が大変多くなってくると思うので、アリーナのこともありましたから、考えられている以上に大変難しいことになってくると思います。

続いて三番目、ベースキャンプについてです。

まず、進捗状況についてです。

市町との調整などについて、ベースキャンプの進捗状況はどうなっているのか伺います。

○中島政策企画監＝進捗状況でございます。

ベースキャンプにつきましては、もともと県立大学は、県内全体をフィールドとする課題解決型学習を重視するということで考えております。それぞれの学修現場に応じて最もふさわしい場所にベースキャンプをつくっていくということになると思います。

その在り方につきましては、現在、市町の皆さんと地域が抱える課題、あるいはその地域の団体、企業が抱える課題、そういったものを想定いたしましたり、ベースキャンプになりそうな場所をリストアップするといったことを始めているところでございます。

以上でございます。

○青木委員＝次に、移動手段についてです。

ベースキャンプは県内各地に設置されることになると思います。その場合の移動手段について、どう考えているのか伺います。

○中島政策企画監＝課題に応じまして、現場に滞在する期間ですとか頻度なども異なってまいります。県立大学の距離ですとか公共交通機関の状況なども異なってまいりますので、そういったことに応じまして、移動手段をそれぞれ考えていくということになるかと思います。

ほかの大学の事例を見させていただきますと、協賛企業さんですとかレンタカー会社さんと連携して車を構内に置いてもらったりとか、それを使って活動するということもあるようでございます。市町ですとか地域、団体、企業の皆

さんにそれぞれ御協力をお願いするということもあるかと思います。そういったものも含めまして、どんな可能性があるか、どういうことができるかということの検討を続けていきたいと思っております。

以上です。

○青木委員＝では、次の質問に移ります。四番目、教員採用についてです。

まず、教員の公募についてです。

一般質問において、来年四月をめどに教員の公募を順次行っていかれるとの答弁がありました。県立大学にはどのような方に来ていただきたいと考えているのか。また、人手が不足しているというよりも、優秀な方ほど既に御活躍されている中において、教員が集まる当てはあるのかについて伺います。

○日野政策総括監＝まず、県立大学で求める教員像ですけれども、今年二月に公表しました「現時点でのとりまとめ」におきまして、四点示しております。

一点目は、県立大学の理念を理解して、ディプロマ・ポリシーであるとかカリキュラム・ポリシーといった大学運営の基本について御理解いただき、教育研究活動を推進できる方。

二点目につきましては、学生の熱量とシンクロする高い熱量も教員の方に持っていただきたい。ＰＢＬ等の実践的な教育を重視しますので、学生目線に立って学生の学修意欲を引き出すことができる方に来ていただきたいと思います。

三点目は、学生に知識を教え込むだけではなくて、ファシリテーターの役割を担って学生の成長を支援することができる方。

四点目には、様々なこれまでのキャリアで県内外の様々な主体とのネットワークを持つ、また、そういった方々と積極的に連携、協働する意欲を持っている方に来ていただきたいというふうに思っております。

現在、専門家チームと共に大学のカリキュラムを検討しています。ですから、このカリキュラムの検討と並行して教員の求める科目といいましょうか、そういったものが決まってくるわけでございまして、来年四月を目途に順次教員の募集に入っていきます。

教員募集の方法でございますけれども、これは公募を基本だというふうに考えております。具体的に申し上げますと、こういう大学で働く教員の方々を募集するときに、国立研究開発法人科学技術振興機構というものがございまして、ここが「ＪＲＥＣ－ＩＮ」というポータルサイトを運営しております。いろんな大学だとか研究機関から、うちはこういうポストを今募集しておりますということが一覧になっているわけなんです。大体大学だとか研究機関にお勤めの方、あとそろそろ就職しようというか、研究段階から博士課程を経て、どこかの大学で教鞭を執りたいと思っている方は大体こういうポータルサイトをチェックするというのが通例でございますので、こういったポータルサイトを通した公募を行ってまいります。

また、この公募と並行いたしましていろんなネットワークを駆使しながら、県立大学の教員にふさわしい方にお声かけをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○青木委員＝それでは次に、目玉となる教員についてです。

先ほども述べたように、目玉となるような教授ほど来ていただくのには大変だと想像ができるわけです。加えて、目玉となるような教授がいれば、学生が集まるとも考えられますが、どう考えているのか伺います。

○日野政策総括監＝どういう方が目玉になるかというのはなかなか一概には言えないというところがまずあると思います。受け取る側の問題もいろいろあると思います。学生から見て、社会的に知名度のある方が目玉なのか、それともある研究に引かれてこの人のところで学びたいと、数は多くなくても私は行き

たいというのが目玉と思うかもしれない。そこは一概には正直言えないんだろうと思います。

ただ、私ども考えることは、先ほど申し上げました県立大学の理念とか教育方針とかに賛同する教員に来ていただきたいというふうに思います。日本の大学は、ややもすると研究はすごく熱心なんだけれども、教育に関してはそうでもないという教員の方もおられるわけなんです。私どもはやっぱり教育方針についても賛同いただきたいと思いますし、また、県立大学に来ていただいた方が一年、二年、三年というふうにたつことによって、学生の間から、あの先生よかったよねという口コミで後輩だとかに響くという例もあろうかと思います。

いずれにいたしましても、私ども、目玉がどうこうということはさておき、こういう大学の理念、その方の教育方針、それから、学生の教育について熱量を持った方に来ていただいて、そこに学生の方が魅力を感じるような大学にしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○青木委員＝では続いて、五問目です。住民説明会についてです。

まず、住民説明会の開催についてです。

これは、県立大学予定地において十二月十七日ですか、十九時から予定をされているということで、この議会に報告があったわけではないんですが、近隣住民等へ説明会を開催する予定、もしかしたらこれになるかもしれませんが、伺います。

○中島政策企画監＝住民説明会を予定しております。今おっしゃっていただいた十二月十七日のものでございます。基本設計が今取りまとまりましたので、そのタイミングでもございますので、もし工事に入りますと、こういうスケジュールですよということをお伝えする地元住民の皆様への説明会というのを予定しているところでございます。

以上です。

○青木委員＝それでは次に、住民説明会の内容についてです。

今回のこの住民説明会は、どういった範囲の住民を対象にされているのか、また内容について伺います。

○中島政策企画監＝県立大学の設置は八丁畷町に予定をしていますけども、そこを含みます自治会、佐賀市の八丁畷自治会でございますが、その自治会にお住まいの方を対象に開催したいと考えております。周辺道路なども関連しますので、佐賀市の方も同席いただいて合同開催という形でしたいと思っております。

県からは、主に県立大学の概要ですとか、建物の概要、あるいは工事に進みました場合のスケジュールの説明を予定しているところでございます。地元の方の質問、疑問にお答えする場にしたいというふうに思っています。

以上です。

○青木委員＝ということは、大学の内容というよりも、例えば、工事に入ったときに迷惑をかけるからとか、どっちかというと、そういうイメージですか。

○中島政策企画監＝そちらの面が多うございます。やっぱり近くの方で、解体が進みますけども、どういった時期から騒音ですとか、振動あたりが来るのかなということをお知らせしたいというところ、そちらのほうに重きを置いているところでございます。

以上です。

○青木委員＝理解しました。ありがとうございます。

それでは、続いて六問目、留学生の授業料についてです。

県立大学においても一定数の留学生が学ぶことになると思います。留学生の授業料について、先日、国立の東北大学では留学生の授業料の値上げを決定し

たとありました。私自身もアメリカに留学したときは、現地の学生と比べて恐らく三倍近い授業料であったなと記憶しています。

したがって、意欲ある外国人留学生に学んでもらうためにも、金額の違いは設けるべきだと私は思いますし、設置後、途中から値上げするということも大変難しくなってくる中で、当初から設定されるほうが望ましいとは思いますが、そこで、留学生の授業料について現時点ではどのように考えられているのか伺います。

○日野政策総括監＝今、留学生という言葉がございましたので、言葉の整理だけさせていただくと、留学生は大きく二種類あると思います。

一つは外国籍の方がお住まいの国において、日本でいうと、高校課程を卒業されたような形で、そして、県立大学の入学試験を受けられて県立大学の学生になられる方、これが一つ。

もう一つは、外国籍の方がお住まいの外国の大学に入られて、言ってみれば、県立大学の学生と交換留学、協定を締結して学生を交換するような交換留学のパターンがあると思います。

前者、外国籍の方が県立大学の入学試験を受けて県立大学の学生になられるという、一般的に留学生枠という言葉もございますけれども、こういったことにつきまして、今私どもはその枠をどうするかということ自体を現時点で詳細に検討しているものではございません。

それから、交換留学については当然開学後のお話になります。

現時点の状況は以上でございます。

○青木委員＝じゃ、まだまだそこはこれから考えられていくということで間違いないですね。

それでは、続いて七問目ですね。高専ではなく大学を設置する理由についてです。

滋賀県では、県立の高等専門学校、いわゆる高専が二〇二八年に開校予定となっています。他県では高専の新設が今でも行われていると承知をしているところです。高専については以前から県内産業界からも要望が上がっていたと思います。そんな中において県では県立大学の設置を力強く進められていることと思います。

そこで、高専よりも大学を設置する理由を伺います。

○林政策総括監＝高専も大学もない本県においては、まず、他県で標準的に備わっている公立大学という機能を本県にも設置することが必要だというふうに考えております。

一方で、今、委員からも御指摘ありましたように、高専の設置について、ものづくり系の業界からも要望がずっと続いているということは承知をしております。

ここで高専の現状について全国の状況を眺めてみますと、高専は全国で五十八校ございます。そのうち国立が五十一校、公立が三校、私立が四校となっております。先ほど御紹介いただいた滋賀県立高専につきましては、公立高専の全国四例目として令和十年四月開学を目指しているという状況でございます。

こういうふうに全体を見てみますと、一般的には高専というのは国が設置をするのが多くて、ただ、国はこれ以上国立高専を設置する意図はないということは、これまでも明確に我々県議会でも国の見解として申し上げたところでございます。

また、私立四校のうちの一つは令和五年四月に「神山まるごと高専」というのが徳島県に開校されまして、こちらは民間企業十一社が百億円集めて開校したというものでございます。

高専にチャレンジする県もございますし、そうした民間の事例もございますが、こうした他県の状況も注視しながら、本県ではどういう方策であれば可能

なのかということについては引き続き研究をしていきたいと思っております。
以上です。

○青木委員＝続いて八問目、県民世論調査についてです。
まず、県民世論調査の結果の受け止めについてです。
先日、佐賀新聞が実施した県民世論調査では、県立大学構想の賛否に関して賛成は四六・八％であり、前回の調査に比べて〇・三％の微減でありました。
今回のこの調査の数字をどのように受け止めているのか伺います。

○中島政策企画監＝世論調査の結果の受け止めでございますが、県といたしましては、県立大学については一定程度理解をされているというふうに認識をしております。
ただ、その調査の中でも四分の一の方が分からないという評価もされておりまして、委員が冒頭おっしゃいましたけども、関心を持っていただく、興味を持っていただくということは引き続き続けていかなきゃいけないと思っております。大学に関して佐賀県が置かれている状況ですとか、これから大学が果たす役割、そういったことを伝え続けていくということが大事だと思っております。そういうことを繰り返しまして、多くの方々に県立大学にまず関心を持っていただく、一緒に育てていきたい、一緒に育っていきたいというふうに思う方、こういう方を増やしていきたいと思っておりますし、そういった方々を増やして実際参画いただくと、参画を促すというような取組を進めていきたいというふうに思っております。
以上です。

○青木委員＝本当に関心を持っていただくことが大事であるのと同時に、魅力をいかにして伝えていくかというのが大変重要になってくると思います、改革前は特に。
私は、これまでインターン生を多く受け入れてきた経緯があります。出身はもちろん佐賀県内、多くは佐賀市、ほかに唐津市、鳥栖市、福岡県では福岡市、糸島市からの学生もいまして、大学では、多くは佐賀大学、続いて九州大学、長崎大学、そして福岡市内にある私立大学ですね。
ここ数年間のインターン生に対して、全ての学生に県立大学というのが議論に上がっているので、この県立大学について意見を求めてきた経緯があります。おおよその県立大学の規模、そして内容、これを伝えると、やっぱり残念なのは、自分だったら目指さないとの意見ばかりでした。特に県内外の優秀な学生に来てもらうのは本当に難しいことになってくると思っています。よって、選んでもらう大学をここ佐賀県につくるということが、何か今の状況では難しい現状であるのは悔しくも現実であると思います。
まずは若者にとって魅力ある、住みたい県にならないと、そこで四年間という貴重な時間を過ごすというイメージすら持っていただけないのは、ここにいらっしゃる県外、特に首都圏の大学に行かれた方々は御理解いただける部分もあるのではないかなと考えます。特に残念だったのは、インターン生のうち、福岡県出身で佐賀大学に進学した学生たちの全てが佐賀県では就職する気はないと、既に学生時代に決めていたということです。これは就職先がどうのではなくて、やはり働く場所として、または住む場所として佐賀県が若者に選ばれていない現実があるし、我々はそれを重く受け止めなければならないと思います。だからこそ、県立大学をつくられるのであれば、県外から通うことになる学生たちの心を、この佐賀県が四年間の間につかむことができるような取組も県全体で行っていく必要があると考えているところです。
次に、県内企業が求める人材についてです。
賛成の理由として、地域産業の人材育成につながるが二九・三％、四番目に県内企業に就職しやすくなるが一一％と、多く挙げられていたと承知しています。

県内卒業生の県内企業への就職を期待するものであると思いますが、県内企業が大学を卒業した学生を必要としているデータはあるのか伺います。

○中島政策企画監＝現況を申し上げますと、県内の二つの大学、佐賀大学と西九州大学の例ですけれども、佐賀大学におきましては、就職者七百四十九人に対して求人、県内企業からの求人は三千三百三十六件、西九州大学におきましては、同じく就職者四百二十四人に対して県内企業からの求人が八百五件となっております。

求人を件数で申し上げましたけれども、一件当たり複数人数の求人というのもございますので、実際はこの件数よりも多くの求人があっているとこでございます。そういったことで、県内企業の大卒者へのニーズというのは高いことを示しているというふうに考えております。

加えまして、令和五年十二月、あるいは令和六年九月に経済界から出されました要望書の中で、人材不足の解消につながる人材確保の推進ということも求められておりまして、県内企業の今のデータ、あるいは要望の状況からも県内企業の大卒者への求人ニーズが高いというふうに考えております。

以上です。

○青木委員＝それでは、最後に県民理解の促進についてです。

反対の主な理由として、県内企業への就職には結びつかないが三一・七％、また少子化による大学間競争が厳しいが二八・三％、そして建設費や運営にかかる財政負担が二〇・一％となっていました。

地域でお話を伺う中で、私のイメージとしては、この県立大学について県民の間でも少しずつ周知をされてきた部分はあると思っています。ただ、全体像が見えてきてはいるんですが、その上で、例えばその規模の、またそのような内容の大学だったら必要ないのではないかという意見も結構あるわけです、内容が分かった上でね。だから、見えてきたからこその反対も実際にあるので、まだまだ完成していない県立大学ですが、なかなかよさが伝わっていないという、例えば、周知されていないから賛成が少ないということだけではないと思います。

そこで、この県立大学について、県民の理解をどのように得ていくおつもりか伺います。

○中島政策企画監＝周知のお尋ねでございました。

おっしゃっていただいたように、県民の皆さんそれぞれ関心が全くない方もいらっしゃるかもしれないし、少し知っているけれども、それが部分的なものということもあるかと思います。そういったいろんな方がいらっしゃるということを認識しながらも、私たちは伝えていく努力というのはしていかなきゃいけないと思っております。

先ほど申し上げましたけれども、県立大学特有の意義ですとか、県が置かれている状況、果たすべき役割というのを、あらゆる手を使って伝えていくということに尽きると思います。

その手法につきましては、今、申し上げました、県民の方がどこまで知っていらっしゃるかというところにもよりますし、あるいは業態としましては教育現場に対してどうだとか、企業現場にどうするんだとか、あるいは年代ごと、業種ごと、それぞれの立場で関心事も違いますので、そういったことに応えられるような説明や意見交換というのが大切だと思っております。

これまでやってきているテレビ、新聞等のメディアとか、あるいは動画などもやりましたけれども、ほかシンポジウムとかセミナーとかやりますが、それに今までやってきたことに限らず、いろんなやり方があると思いますので、それぞれ工夫しながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○青木委員＝それぞれありがとうございました。

私がこの県立大学ということを知るというか、考え出したのが議員一期目から二期目の間、私、浪人中だったんですが、そのときだったんですね。県議会議員の選挙のときでも、たしか争点にはなっていなかったのかなというふうに思いますが、再選できた後も、県立大学自体は、学生との交流もあったので、どちらかといえば私は賛成だったんですね、反対ではなかった。

ただ、全体像が見えてきた中で、大学生とも密に話を聞いたりしていく中で、この大学だったら果たしてどうだろうかと考えるようになったわけです。日本全国から見たときに、私はもうちょっととがったほうがよかったと思っているんですが、注目される大学に、まず場所的な問題がある。規模的に、それが果たしてなり得るだろうかということを考えるようになったと。

そして、県立大学と全く関係ありませんが、県の大型の国家プロジェクトでもある新幹線整備のようなことさえも、佐賀県がなかなか進まない中で、やはり学生たちとも話をしている中で、そのような魅力度とかにも資する事業すら進まない中で、果たして今このタイミングで大学が本当に必要なのかというのは、やはりこの際、県立大学がないからという大義名分に対して理解が難しくなってきているというのが正直な意見、事業に対しての意見になります。

しかしながら、しっかり県側の皆様も努力されて、本当に唯一無二のいい大学をつくろうとされている、それは理解します。その中で今後、県民が不在とならないように、県立大学構想をぜひ進められていかれたらと強く要求をして、質問を終わります。

以上です。

○徳光委員＝県民ネットワークの徳光清孝でございます。

私で五人目ということになります。私の前までの四人の委員の方は、今日、質問者が多いということでかなり配慮していただきまして、思ったよりも時間が早く私の質問になりましたので、早速質問に入っていきたいというふうに思います。

問いは一つだけです。佐賀県警のＤＮＡ型鑑定の不正問題について、何点かお尋ねをしたいと思っています。

九月八日に佐賀県警科学捜査研究所の技術職員が、ＤＮＡ型鑑定で虚偽の書類を作成するなど、不正行為を行っていたことが明らかになりました。その件数は百三十件というふうに言われています。

この不正は、警察全体に対する県民の信頼を失うものであり、同時に公判に対する物証の信頼も揺らぐものでありまして、極めて重大かつ深刻な課題、問題であると受け止めております。

九月定例県議会では、私も含めて質疑が行われました。そして、定例県議会の最終日には、御承知のとおり、「佐賀県警察本部ＤＮＡ型鑑定不祥事の再発防止と県民への信頼回復を求める決議」が全会一致で可決をされたところであります。

また、この不正問題に関しては、佐賀県弁護士会をはじめ、各地の弁護士会の会長の談話等が県警や県議会にも寄せられているところであります。それを見ると、全てがやっぱり第三者による調査というのを求めているところであります。

さらに、十月八日からは警察庁による特別監察が始まりまして、十一月二十七日にその中間報告が公表されたところであります。

いずれにしても、この不正問題は全国的な問題として受け止められておりまして、今後の佐賀県警察の取組も注目されていると思っております。

そこで、次の点についてお尋ねいたします。

まず、県議会決議についてなんですが、県警察の県議会決議の受け止めについてです。

この十一月定例県議会では、公安委員長に対して、この受け止めについて一

般質問がありました。九月定例県議会で「佐賀県警察本部ＤＮＡ型鑑定不祥事の再発防止と県民への信頼回復を求める決議」が全会一致で採択されたところでありますが、県警察はこの決議の意義をどのように検討されたのか、そしてまた、決議をどのように受け止めているのかお尋ねいたします。

○福田警察本部長＝県議会決議の受け止めについてお答えいたします。

前九月議会の最終日の十月二日、県議会におきまして、「佐賀県警察本部ＤＮＡ型鑑定不祥事の再発防止と県民の信頼回復を求める決議」が全会一致により採択されました。私は本会議の後に、議長室におきまして、宮原議長から直接、決議を頂きました。その後、しっかりと拝見いたしております。

私は、県警察の責任者としまして、今回の事案により、県警察に対する県民の信頼を著しく損ない、また、このように県民の負託を受けておられる県議会の皆様から厳しく御指導を賜る事態を生じさせたことを大変に申し訳なく思っております。当然のことながら、今般の決議につきましては非常に重く受け止めております。

以上でございます。

○徳光委員＝重く受け止めているということで、公安委員長もそのように今回答弁されていますが、じゃ、重く受け止めている県議会の決議に対しまして、県警察としてはどのように応えていこうとしているのかお尋ねいたします。

○福田警察本部長＝決議におきましては、その表題に示されておりますとおり、県警察に対し、今回の事案について、その再発防止と県民への信頼回復が求められているものと承知しております。

再発防止策につきましては、これは後ほど詳細を御説明できる場があろうかと思いますけれども、今回のような事案を二度と起こすことのないよう、今回の事案の原因をしっかり分析した上で、科学捜査研究所におきます取組、また、県警察全体におきます取組として、それぞれ多くの施策を検討し、できるものから順次実行に移しております。

また、信頼回復という面について申し上げますと、本件につきましては、これは御案内のとおり、現在、警察庁による特別監察が続いている状況にありまして、県警察としましては、まずはこの警察庁の特別監察に対し、引き続き真摯に対応してまいりたいと考えております。

さらに、信頼回復という意味で申し上げますと、これは決議にもありましたように、できる限り透明性を重んじ、状況を広く御説明する。これは説明責任を果たすことが重要であると考えております。

先日、警察庁から特別監察の中間報告が示されたときも、できる限りの御説明をしたところでありますが、引き続き再発防止策の実施状況も含めまして、県民に対し丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

そして、このことは既に申し上げておりますように、警察庁の特別監察の結果につきましても、今回と同様、その結果が示された際は、県民の皆様にしっかりと御説明したいと考えております。

加えまして、県民の信頼回復という面につきましては、県警察職員がそれぞれの持ち場におきまして、しっかりと日々の警察活動に取り組み続けると。それにより、様々な治安課題にも的確に対応し、そして、僅かずつであっても、県民の信頼を回復してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○徳光委員＝また後で少し触れますが、前語りでも言いましたとおり、全国の弁護士会のほうから様々な談話というのが寄せられています。その中を全部読んでも、やっぱり第三者による調査というのを求めている内容になっています。承知されていると思います。これらの談話について、どう受け止めているのかお尋ねをいたします。

○福田警察本部長＝県弁護士会の会長による会長声明や申入書につきまして

は、私も当然拝見しております。また、ほかの県の弁護士会の方からも、今回の事案についての談話などが寄せられておりまして、私どもも拝見しております。

改めまして、今回の事案は、県民はもちろんのこと、ＤＮＡ型鑑定に対する国民の信頼を損なうものであり、多くの方からの厳しい御指摘をいただいておりますことに申し訳なく思っております。

県警察としましては、今回の事案に関しましては、これまでも県議会や記者会見の場などにおきまして様々に御説明してまいりましたが、引き続きこういった場を通じまして、様々な方々からの御懸念に対し、より御理解をいただけますよう丁寧な説明を続けてまいりたいと考えております。

また加えまして、これは繰り返しになり大変恐縮でございますが、現在、警察庁による特別監察が継続中でございまして、個々の鑑定内容の確認などが今精査が行われておりますので、県警察としましては、まずはこれに真摯に対応してまいりたいと考えております。また、申し上げたとおり、特別監察の結果につきましては、県警察としましても、県民の皆様に丁寧に御説明したいと考えております。

以上でございます。

○徳光委員＝全国十のということなんですが、札幌弁護士会とか、第二東京弁護士会とか、大阪弁護士会、岡山弁護士会ということで、十ぐらい今のところ届いているということになります。しかも、弁護士会ですから、やっぱり弁護士の方々は日々、公判でいろんな物証、ＤＮＡ型鑑定を含めて、いろんな物証を基に裁判に臨んでいるわけですね。だから、そういった、もうまさにプロの方が心配されていると。しかも、第三者による調査がやっぱり必要なんじゃないかというふうに言っているんですよね。

先ほど本部長に答弁いただきました。確かに決議の表題は、再発防止と県民の信頼回復というふうになっていますが、そのためにも、本当に警察だけによる調査で十分なんですか。それで再発防止に至ることができるんですか。それで県民の信頼を回復することできるんですかという意味で、私たちの決議の中でも第三者による調査というのを盛り込んでいるわけなんです。

だから、本当にこの県議会の決議を重く受け止めるというのであれば、表題の二つのこと、当然それはやってもらわないといけませんが、その前提として、やっぱり調査の在り方というのは、もう一回立ち止まって考え直して、第三者ということも考えたほうがいいんじゃないですかということを求めているわけですが、改めてその点についてお尋ねいたします。

○福田警察本部長＝決議につきましては、重ねてになりますが、重く受け止めております。

今回の事案に関する県警察の調査に関しましては、これはるる御説明しておりますが、公安委員会におきましてしっかり確認をいただいております。その上で、これも重ねてで申し訳ないんですけれども、今、この県警察におきまして調査しまして、一件一件の内容も含めまして、警察庁の特別監察が実施中でございます。それに対しまして、恐らく後ほど説明はあるかと思いますけれども、例えば、関係書類ですとか関係データなども全て求めに応じまして我々も提示してございます。

そういった状況でございますので、まずは警察庁の特別監察にしっかり我々としても誠実に対応してまいりたいというのが今の考えでございます。そして、対応した結果の特別監察の確認結果につきまして、恐らくこれは警察庁からまたこちらに連絡があると思いますので、それにつきましてはできる限り皆様に御説明したいと、かように考えてございます。

○徳光委員＝確かに今、警察庁の特別監察が実施中ということで、警察庁が特別監察の中で県警が調査をした事案についてどんな見解を示すのかということ

も当然僕らも注目をしていきたいというふうに思っていますので、また後で触れたいというふうに思います。

そこで、今、お話に出ていました警察庁の特別監察についてなんですが、まず率直、特別監察とは何なのかということなんですね。警察庁の特別監察とはどういうものなのか、特別があるからには普通の監察が日常的にあっているということだと思うんですが、どういうものなのか、また、実施をするための法的な根拠というのは何なのかお尋ねをいたします。

○中嶋警務部長＝特別監察についてお答えいたします。

警察庁が実施する監察につきましては、国家公安委員会規則である「監察に関する規則」におきまして必要な事項が定められております。

また、同規則第三条においては、「監察は、監察実施計画に従い実施するほか、監察実施者が警察の能率的な運営又はその規律の保持のため必要があると認めるときに実施しなければならない。」とされております。

警察庁による監察は、通常、毎年度作成される監察実施計画に基づき都道府県警察等に対して実施されるものでございますが、今回の特別監察は、今回の事案の重大性などを踏まえ、この規定にいう「警察の能率的な運営又はその規律の保持のため必要があると認めるとき」に該当するものとして県警察に対して実施されるに至ったものと理解しております。

そして今回、県警察に対して実施されております警察庁による特別監察は、県警察において発生したＤＮＡ型鑑定に係る不適切な取り扱い事案に関し、ＤＮＡ型鑑定の実施体制とその実施状況、及び不適切事案の原因分析とそれを踏まえた再発防止策について行われているものでございます。

以上です。

○徳光委員＝それでは、これまで特別監察の事例というのはどういうものがあるんでしょうか。

○中嶋警務部長＝特別監察のこれまでの事例についてお答えいたします。

記録で確認する限りではございますが、警察庁による特別監察を県警察が受監するのは今回が初めてでございます。

ほかの県警察に対する特別監察の事例につきまして、県警察としては承知しておりませんが、今般、警察庁に問い合わせいたしましたところ、直近では、令和六年六月に鹿児島県警察に対して、鹿児島県警察で発生した一連の非違事案の原因分析とそれを踏まえた再発防止対策について特別監察を実施した例があり、その実施結果として、鹿児島県警察において、一連の非違事案の原因分析とそれを踏まえた再発防止策が策定されたとのことでございました。

これ以上の詳細につきましては、ほかの県警察のことになりますので、お答えは控えさせていただきます。

以上でございます。

○徳光委員＝そうですね、記憶にあるのは鹿児島ということが私も覚えています。

この特別監察を受けたことへの受け止めなんですけれども、佐賀県警で初めてということなんですが、警察庁が特別監察を実施するようになったことを県警察としてどのように受け止めているのかお尋ねいたします。

○中嶋警務部長＝特別監察への受け止めについてお答えいたします。

警察庁において、今回の事案をＤＮＡ型鑑定に対する国民の信頼を損なう重大なものであるとして、文字どおり、特例的に監察の実施に至ったものと理解をしております。

県警察といたしましては、特別監察が開始され、警察庁首席監察官らが来県した十月八日以降、現在の対応を続けております。

具体的には、警察庁の調査チームからの幹部を含めた県警察の関係職員からの聞き取り、関係資料や関係書類、関係するデータ等の提示の要請につきまし

て、都度速やかに対応してきているところでございますが、引き続き真摯かつ適切に対応してまいりたいと考えております。

また、特別監察におきましては、国家公安委員会の指導の下で、警察庁の担当職員のみならず、附属機関である科学警察研究所に所属するＤＮＡ型鑑定の専門家を含めたチームが派遣されているものと承知しております。

加えまして、警察庁の説明によりますと、鑑定結果の確認は外部のＤＮＡ型鑑定に係る有識者の方々から意見が聴取され、その内容を反映した手順に従って実施され、その結果につきましても、外部の有識者の方々の意見の聴取を予定しているとのことでございます。

もとより、今回の事案につきましては、県警察としてできる限りの調査を行ったところでございますが、今回の警察庁による特別監察におきましては、今、申し上げたような高い専門性を持って徹底して確認がなされているものと理解をしております。

いずれにいたしましても、県警察としましては、警察庁による特別監察に対しまして真摯かつ適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○徳光委員＝佐賀県弁護士会会長の談話、特別監察を受けての談話というか、文書を私も読ませてもらいました。特別監察の、先ほど法的な根拠というのを言われましたけれども、監察に関する訓令の第二条の二に、「監察責任者は、その指名する職員に監察を行わせることができる。」とあって、佐賀県弁護士会の会長さんの言葉を借りると、やはり警察職員が行うのであって、そこはやっぱり第三者的なものが必要ではないか、内部調査にすぎないのではないかというふうな表現をされていました。そういった報道もあったと思います。

今の答弁では、それに加えて専門家の所見を聞いたりということをやるんだということを言われているんですが、調査そのものはやっぱり特別監察であっても警察職員の方がやるというふうに思うんですね。だから、その辺で本当に県民の信頼が回復できるのかとか、いろんなことが懸念されるんですが、弁護士会長の、やっぱりそうは言っても内部調査の一つにすぎないんじゃないのということについてはどのように受け止めていますか。

○中嶋警務部長＝県弁護士会の会長の方による会長説明や申入書につきましては、先ほど本部長から答弁もあったとおり、私どもも拝見をしているところでございます。

ただ、今、答弁させていただいたように、我々県警察におきましては、現在、警察庁による特別監察を受監中でございます。

その中で、先ほども御説明をして繰り返しになって恐縮ではございますが、我々が調査した内容等につきましても、一つ一つデータ、書類、こういったものを精査し、また、その中で向こうで分からないものがあると我々に確認をするなど、しっかり内容の確認がされているものと考えております。

そういったことから、我々としても、まずは特別監察にしっかりと真摯に対応していきたいと考えておりますし、その内容につきましても、その結果につきましても、県民の皆様にしっかり説明をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○徳光委員＝分かりました。また、第三者による調査については、私はかなりこだわってまた質問したいと思います。

次に行きます。

中間報告なんですが、中間報告が出されました。私も説明を受けました。ただ、警察庁の方がやった中間報告なので、この中身についてどうこうというのは県の警察の方に質問してもちょっと立場的に答えにくいのかなと思いますので、まずは中間報告が出されたわけなので、この中間報告については今、どのように受け止めていらっしゃいますか。

○中嶋警務部長＝中間報告の受け止めについてお答えいたします。

先ほど委員からもありましたが、十一月二十七日に警察庁より県警察に対しまして、特別監察の実施状況について中間報告の通知がございました。これにつきましては、県警察といたしましても会見をその日開きまして、速やかに公表しております。また、県議会の皆様に対しても御説明を差し上げたとおりでございます。

警察庁の特別監察では、本県元職員が単独で実施した全ての鑑定六百四十三件に関しまして、捜査、公判への影響の有無と、あと鑑定の実施状況の確認が行われているとのことでありますが、今回の中間報告では、県警察が不適切と認めた百三十件の嘱託鑑定につきまして、その捜査、公判への影響の有無について優先的に確認が行われ、現時点での確認状況として示されたものと理解をしております。

それによりますと、百三十件のうち犯罪捜査目的により実施されたものが百一件、犯罪捜査目的以外の目的により実施されたものが二十九件であること、犯罪捜査目的により実施された百一件について、本来、被疑者でない方を捜査対象とした、本来拘束すべきでない方を拘束した、犯人でない方を被疑者として検察庁に送致したといった捜査への影響はないことが確認されたこと。また、捜査中の事件に関する鑑定二十五件、及び時効が成立している事件に関する鑑定九件について、本来判明するはずの被疑者を判明させることができなかったといった捜査への支障が生じていないか引き続き確認を行うことなどが示されてございます。

いずれにいたしましても、警察庁によりますと、今回の中間報告におきまして、引き続き確認中とされた事項や百三十件に係る鑑定の実施状況、また、それ以外の鑑定五百十三件に関します捜査、公判への影響と鑑定の実施状況について引き続き調査を続け、それらの調査を通じて本県警察におけるＤＮＡ型鑑定の業務上の問題点を抽出し、その原因を分析した上で、改めて警察庁として再発防止策を検討するとのことでございまして、県警察としましては、引き続き真摯かつ適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○徳光委員＝現在判明している分でいけば、公判とか捜査には影響なかったと。ただ、まだ今後も精査しないと分からないものもあるんだということだと思います。

県警察の調査との関連について、中間報告の内容と県警察の調査内容とのそごはあると考えているのかどうかということで、これも報道によると、検察庁に送致した件数が、県警察が説明した件数と警察庁の特別監察の中間報告に記載された件数が違うというのが報道されていましたが、そごがあるというふうに受け止めているのか、どう考えているのかお尋ねをいたします。

○中嶋警務部長＝中間報告と県警察の調査内容についての関連についてお答えいたします。

県警察といたしましては、今回の事案につきましては、当該職員による不適切な取り扱いにより、その後の捜査や公判へ影響がなかったかという点が最も慎重な評価を要するものであるというふうに考えております。

中間報告におきましては、あくまで現時点で確認された限りというところでございますが、これまでのところ、先ほど御説明したように、本来被疑者でない方を捜査対象としたなどという捜査への影響はないことは確認されたとのことであり、その点に関しては県警察の調査結果とそごが生じているものではございません。

他方で、中間報告におきましては、鑑定結果が検察庁に送致された件数につきまして、これまで県警察は十六件と示しておりましたが、警察庁の特別監察におきましては二十五件が認められたとのことであり、この点は数字に食い違

いが生じております。この点につきまして、私どもとしてもその事情を把握できていない状況であります。いずれにいたしましても、今後、警察庁に十分確認し、その事情等をよく精査した上で、改めて御説明したいと考えております。

以上でございます。

○徳光委員＝今の時点では、十六件と二十五件、どうして食い違ったのかちょっと分からないと。それから、資料はほぼ全て警察庁に渡しているので、今時点で確認のしようがないということなんですが、かなりの食い違いかなと思うんですよ。何でかなと私も思います。捉え方が違うのかどうなのかということだと思うんですが、これは今後、最終的な報告が出た段階でまたいろんなことが明らかになってくるのかなと思うんですね。

特別監察への県警察の対応なんですが、どのように対応していくのか。今、真摯に対応していくということをいろいろ答弁いただきましたが、この特別監察の最終報告が警察庁から出されたときに、県警察に対しては何か義務といいますか、報告するような義務とか、そういうものが生じるのかどうか、どんな対応というのが一般的になっているんでしょうか。

○中嶋警務部長＝最終的な特別監察が出された際に県警察がどういった義務的なものを負うかという話でございますが、一般論で申し上げますと、監察に対しては、再発防止等の措置を行った上で警察庁に報告するようなことが求められております。

また、今回の事案に関しましては、るる御説明をさせていただいておりますが、県警察といたしましても、その結果について県民の皆様に丁寧に御説明したいと考えております。この説明のほうは特に義務とされているわけではございませんが、そういった形で対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中村委員長＝それでは、暫時休憩をしたいと思います。十五時二十五分をめどに委員会を再開いたします。

午後三時七分　休憩

午後三時二十四分　開議

○中村委員長＝委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○徳光委員＝私が休憩に入るところを間違えてしまいました。すみません。警務部長にあと一問残っていましたので、よろしくお願いします。

特別監察についてなんですが、今後の流れですね、これまでの答弁ではまだ数カ月みたいなことを言われていました。今、中間報告が出て、まださらに続いているということなんですが、特別監察の今後の流れはどのようになるのかお尋ねいたします。

○中嶋警務部長＝その前に、先ほど終了前にお答えした内容について若干訂正をさせていただきます。すみません。私のほうも質問の意図をよく酌み取れていなかったので、申し訳ないです。

まず、先ほど特別監察への県警察への対応についてということで御質問いただいたと承知しております。

警察庁の行う監察に関する訓令第六条におきまして、「必要と認められるときは、監察対象部署の長に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は指定する日時及び場所に所属の職員を出頭させるよう求めることができる。」こととされております。いわゆる義務でございます。

今回の警察庁の特別監察につきましては、先ほど申し上げましたとおり、十月八日以降、警察庁の調査チームからの幹部を含めた県警察の関係者からの聞き取り、関係資料や関係書類、関係するデータ等の提示といった、それぞれの求めに対して都度対応してきております。引き続き真摯かつ適切に対応してまいりたいと考えております。

ただいま特別監察の今後の流れについてという御質問をいただきました。引き続きお答えさせていただきます。

警察庁の特別監察の今後の流れにつきましては、警察庁によりますと、ＤＮＡ型鑑定の実施体制とその実施状況、不適切事案の原因分析とそれを踏まえた再発防止策という二つのカテゴリーに分け、順次確認作業及び業務上の問題点の抽出を行い、それらを踏まえた原因分析、再発防止策の検討を行い、監察結果を取りまとめた上、県警察を指導するということとなるものと承知しております。

県警察は、受監する立場でございますので、特別監察について今後の具体的な予定、特に終了時期などにつきましては私どもとして分かりかねるところでございますので、お答えすることができません。

実際、先日、十一月二十七日に警察庁より中間報告が示され、同日、警察庁においてその内容が広報されてございますが、県警察に対して通知があったのはその当日の午前中のことでございました。

いずれにしましても、引き続き特別監察に対して真摯に対応してまいりたいと思います。

また、重ねてのお答えとなり恐縮でございますが、その結果につきましては県警察としても県民に対して丁寧に説明してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○徳光委員＝ありがとうございます。また最終的な報告が出たときにいろんな議論になるというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでは、佐賀県公安委員会について何点かお尋ねをいたします。

まず、佐賀県公安委員会の役割についてなんですが、都道府県公安委員会は警察法第三十六条から四十六条にかけて規定をされております。

改めてのお尋ねになりますが、佐賀県公安委員会の役割をどう考えているのかお尋ねいたします。

○岸川公安委員長＝御質問いただきました佐賀県公安委員会の役割につきまし

てお答えいたします。

これまでも御説明申し上げていましたが、公安委員会は、住民を代表し、警察行政の民主的運営を保障し、また、独立の合議体としての中正な運営により、政治的中立性を保障するという趣旨の下、県警察を管理するために設置されている機関です。

公安委員会におきましては、運転免許、交通規制、古物営業等の各種営業の監督など、多くの行政事務を処理するとともに、県警察の取組、組織や人事管理の状況等について、定例会議などの場で警察本部長等から報告を受け、指導することにより、県警察を管理しております。

以上です。

○徳光委員＝ありがとうございます。

私も、今回の事例を受けて、警察法の逐条解説といいますか、分厚いやつを幾つか読んだりしたんですね。その中で都道府県公安委員会の監察の指示等という条文がありました。これについてお尋ねをしたいと思うんですが、警察法第四十三条の二に、県警察の事務または県警察の職員の非違に関する監察について必要と認めるときは指示ができるというふうに規定をされています。

全国を含めてこの条文に沿った監察の指示というのはされた事例があるのかどうか、まず、この点についてお尋ねをいたします。

○岸川公安委員長＝御質問いただきました監察の指示の事例につきましてお答えいたします。

監察の指示とは、警察法第四十三条の二の規定に基づき、県公安委員会が県警察に対し、具体的または個別的な事項にわたり監察についての指示を発することにより、県警察に所要の観察を実施させることができるというものです。

本県におきましては、過去に県警察に対し、監察の指示を発した例はありません。

他県の状況について申し上げますと、警察法に監察の指示に係る規定が設けられて以降、これまでに公安委員会により監察の指示が発せられたのは全国の都道府県で四件と承知しています。平成十三年から十六年にかけて、神奈川県、奈良県、北海道及び福岡県において、それぞれ県公安委員会及び道公安委員会から、県警察及び道警察に対し、監察の指示が発せられた例があるものと承知しております。

以上です。

○徳光委員＝全国的に四件あるということで、これも県警察に監察を指示できる、それから、委員の一人がそこに関わることができるといったような規定があるというふうに承知をしています。

それじゃ、佐賀県公安委員会として、この警察法第四十三条の二に規定されています監察の指示等について、今回の事例で検討をされたのかどうか、この点についてお尋ねをいたします。

○岸川公安委員長＝御質問いただきました監察の指示についての公安委員会での検討状況につきましてお答えいたします。

公安委員会での議論の詳細についての言及は控えますが、今回の事案に関して県警察からは、最初の報告以降、累次にわたり調査の状況や再発防止策の検討状況などの詳細な説明が行われ、また、県警察において私ども公安委員会からの指導や指摘に対し、都度の対応や説明が迅速になされてきたところであり、監察の指示を発する必要があるとの判断には至りませんでした。

先ほど県警察から答弁がありましたように、今回の事案に関しましては、現在、警察庁による県警察に対する特別監察が継続している状況ですので、公安委員会としましては、まず、その状況を注視したいと、そのように今現在考えているところです。

ただ、おっしゃるように、私どもも一応検討をした、そういうあれはありま

す。

以上です。

○徳光委員＝検討をされたけれども、県警察のほうからかなり詳しく数次にわたって説明もあったし、それについて協議をしたので、そこまでは至らなかったということだと思うんですね。

次に、国家公安委員会との連絡についてなんですが、これも警察法第三十八条第六項において、県公安委員会は、都道府県公安委員会はということなんですが、国家公安委員会と常に緊密な連絡を保たなければならないというふうに規定をされています。

これは相互に独立した機関であるものの、警察を管理するという職務の性質からして、相互の連絡を密にして意思の疎通を図り、任務の遂行が円滑に行われるようにという趣旨で規定されたものであります。

定例的な同席した会議とか、そういうのもあるようですが、今回の不正事案に関して、佐賀県公安委員会は国家公安委員会とどのように連絡を密にして意思疎通を図ってきたのかお尋ねをいたします。

○岸川公安委員長＝県公安委員会における国家公安委員会との連絡の状況につきましてお答えいたします。

毎年、全国公安委員会連絡会議であるとか、九州管区内の公安委員会連絡会議といった場におきましては、もちろん国家公安委員会の委員や他の都道府県の公安委員会の委員との間で、様々なテーマについて討議や意見を交換する機会が設けられております。

本年十一月四日に鹿児島県で開催されました九州管区内公安委員会連絡会議、それから同じく十一月十七日に東京都内で開催されました全国公安委員会連絡会議に私自身それぞれ出席してまいりました。それぞれの会議の場におきまして、私から今回の事案に関する佐賀県公安委員会の対応状況等についてお示しし、国家公安委員会の委員とも特別監察に至るまでの経緯などについて直接やり取りさせていただきました。引き続き佐賀県公安委員会としてその役割をしっかりと果たすためにも、国家公安委員会の委員や他県の公安委員会の委員の方々との連絡を大切にしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○徳光委員＝九州での会議とか全国の会議があった折に説明をされて、意見交換をされたということで、当然それも重要だというふうに思っています。ただ、最初に言いましたとおり、佐賀県警だけの問題ではなくて、全国的な問題、大変重たい問題になっているんですね。だから、やっぱり必要に応じて国家公安委員会とも活発に私は連絡をし合いながら、まさに今、特別監察が行われている最中ではあるものの、やっぱりその辺は必要だと思いますので、三人の県公安委員の皆さんで少しその辺も議論されて、連絡を取るということも必要だというふうに思いますので、その点は三人で話したりしてぜひ検討していただきたいというふうに思っています。

それじゃ、第三者による調査についてお尋ねをいたします。

他県の弁護士会長の談話等でも第三者による調査を求めています。私もこれまで、質問でも第三者による調査が必要だということを再三申し上げてまいりました。改めて第三者による調査について、今現在、必要性を感じているのかどうかお尋ねをいたします。

○岸川公安委員長＝先ほど御答弁申し上げましたように、公安委員会は住民を代表する者によって構成されており、佐賀県公安委員会は現在、法曹界、経済界、教育界、それぞれ一人、県警に対して第三者の立場として合計三人の委員により構成されております。

そして、今回の事案に関しましては、本年一月から合計して十五回にわたり定例会議や臨時会議の場におきまして、県警察から事案の調査状況や再発防止

策の検討、実施状況の報告や説明を受け、三人の委員がそれぞれの経験や知見、それぞれの視野や考えに基づき議論を重ね、県警察に対し指示や指導を重ねてまいりました。

今回の事案に関しまして、私ども三人のみで議論を続けたことも何度もありました。私どもとしては、公安委員会としてのその第三者の立場から、今回の事案に関しましても県警察の調査状況や再発防止策の実施状況などについて必要な確認を行ってきたものと考えております。

ただ、繰り返しになって大変恐縮ですけれども、今回の事案に関しましては、現在、国家公安委員会の指導の下、警察庁による県警察に対する特別監察が継続している状況ですので、公安委員会としましては、やはりその状況を注視したいと、今現在思っているところでございます。

以上です。

○徳光委員＝今の答弁の受け止めですと、今、特別監察も実施中なので、それを見ながらというような感じでも受け止められたんですが、ちょっとその辺、今、特別監察が実施されているので、今の時点で第三者が必要だというふうにはなかなか答弁しにくいのかもしれません。今の時点でですね、それをいうと。

九月議会の冨田議員の一般質問での答弁の中でも、公安委員会はいわば第三者的な立場から警察を管理している機関ですよということで、第三者的な立場というふうに答弁されているんですが、この第三者的な立場というのは今現在どんなふうに受け止められていますか。

○岸川公安委員長＝第三者的立場、公安委員会は独立の合議体ですので、県警察を第三者の立場から管理する機関であるものと受け止めております。

私ども、それぞれ公安委員会は、公安委員につきましては、県議会の同意を得て、知事から任命されております。そして、その選任の手続におきましては、県警察は一切関与していないものと承知しております。

なお、私どもは、県警察の様々な業務を十分に理解するために、平素より警察署をはじめ、各地の警察施設を訪れ、多くの警察職員とのやり取りをしてきております。しかしながら、私どもは、公安委員会として議論し、討議するに当たっては、当然ながら県警察とは一線を画す、その姿勢を大切に堅持しております。そして、私どもの公安委員会としての議論や検討の上での自らの判断や方針に基づき、県警察に対し指示や指導を重ねてきております。

引き続き私ども公安委員会としては、公安委員会が県警察に対する第三者の立場にあることをしっかりと自覚し、その上で公安委員会としての責任を果たしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○徳光委員＝九月議会の答弁の中でも、例えば、警察には席を外してもらって、公安委員三人だけで議論したこともありましたというふうに答弁をされています。今の答弁ですと、警察と密接な関係があるという意味ではなくて、独立した機関でしっかりやっていると。そういった意味で第三者的ということを言われていると思うんですね。

確かに警察法の解説とか見ていると、民主的な運営を保障するとか、独立的とか中立的なというようなことは結構出てきて、第三者的と出てくるのは、先ほど質問しました第四十三条の二、監察の指示等のところに解説書初めて第三者的な立場でやるんだというのが出てくるので、何かこう、そこだけ出てくるので、私もちょっと気になるところなんです。

そうは言われましたが、私がそれでも第三者による調査が必要だと言う理由は二つです。それを今から一つ一つ質問いたします。

一つは、重大な事件への対応について、事案への対応についてなんですね。日常的な事案については、佐賀県公安委員会が県警察から報告を受けて指摘とか指示をするというのは当然だと思っています。しかしながら、今回の不正

事件というのは、全国の科学捜査研究所等にも関わる大変重要な問題でもあり、そのため、単に県の公安委員会だけではなくて、やっぱり第三者による調査が必要ではないかというふうに考えるのが一つ目の理由なんですね。これについてはどのように思われますか。

○岸川公安委員長＝御質問いただきました、今回の事案は重大であり、第三者による調査が必要ではないのかとするお尋ねにつきましてお答えいたします。

委員御指摘のとおり、今回の事案については、公安委員会としましても、県民の県警察に対する信頼を大きく失墜させる、本来、厳正であるべき鑑定業務の信頼性を大きく損なう重大かつ深刻なものであると認識しております。

そのために公安委員会におきましては、先ほどから御答弁申し上げたように、第三者の立場から県警察に対し指摘や指導、提言を重ねてまいりました。また、それに加えて、県警察が県警察以外からの視点を取り入れる必要があると考えて外部からの指導を求めることとし、十月二日、その旨を含め、警察本部長に対し提言を示しました。

そしてまた、今回の事案に関しましては、現在、国家公安委員会の指導の下で警察庁による県警察に対する特別監察が継続しております。そして、この警察庁による特別監察におきましては、県警察によりますと、県警察に対し科学警察研究所のＤＮＡ型鑑定の専門家を含めたチームが派遣されている。また、鑑定の実施状況の確認は、ＤＮＡ型鑑定に関する外部の有識者の方々の意見も踏まえた手順で行われるものと聞いております。

公安委員会としましては、本当に繰り返しとなり恐縮ですけども、この特別監察の状況をしっかりと、まずは注視したいと現段階では考えているところでございます。

以上です。

○徳光委員＝じゃ、二つ目の理由なんですね。佐賀県公安委員会の会議録についてなんです。

佐賀県公安委員会が第三者的立場でこの不正問題を審議し、必要な指摘や指導などを行っているので、新たな第三者による調査は必要ないというふうに、これまでもそういったニュアンスで答弁をされているというふうに思っています。

しかし、佐賀県公安委員会の会議録については、佐賀県公安委員会運営規則の第九条で定められていますけれども、公表された会議録は全く具体的ではないんですね。どのような議論がされたのかというのが全く見えない。これでは、いや、第三者的な立場でしっかりしてきましたし、指導もしたし、指示もしたしというふうに言うんですが、どの部分に対してどんな指示をしたのか、どんな議論をしたのかというのが全く明らかになっていないんです。

この会議録の公表の在り方については、またその後質問をしますけれども、公安委員会の方は、信頼は当然私もしています。当然、議会で承認された三人の委員の方ですし、そうなんですが、会議録を見る限り、あまり具体的に全然出てこないので、私たちも本当に第三者的な立場で審議をされたのかというのが検証できないんです。だから、改めてやっぱり第三者による調査というのが必要だというふうに思うんですが、その点についてはいかがですか。

○岸川公安委員長＝公安委員会の会議録につきましては、佐賀県公安委員会運営規則に基づき、公安委員会補佐官室において会議録が作成され、後日、公安委員会のウェブサイトにおいてこれを公表しております。

なお、今回の事案に関しましては、公安委員会としてはその重大性や社会的な反響などに鑑みまして、県民の皆様に対し公安委員会としての認識や考えを表明することとし、九月二十九日には「公安委員会コメント」を発出し、公表しております。

また、県警察に対し累次にわたり行ってきておりました指示や指導につきま

して、その内容をより明確に示すとともに、引き続き都度の状況報告を求めるため、十月二日、「ＤＮＡ型鑑定における不適切事案の再発防止に向けた提言」と題する文書を取りまとめ、警察本部長に示し、公表しております。これらはいずれも公安委員会のウェブサイトに掲載しております。

公安委員会の会議録に関しましては、これをどの程度まで詳細なものとすべきであるかという点につきまして、議論の内容をできるだけ広く県民の方々に理解いただく、そのために、より詳細なものにすべきという考えの一方で、議論の内容が個別の事件や対応に係るもの、このようなものに及んだ場合は、関係者のプライバシーをはじめ、公開になじまない内容を含むおそれがあるといった事情も十分に考慮する必要があるものと考えております。ただ、委員の御指摘につきましては、しっかりと受け止めさせていただきたいと考えております。

県民への説明という点は非常に重要であるものと考えております。

公安委員会としましては、今回の事案に関しまして、先ほど申し上げたような対応を講じたように、引き続き公安委員会の考えや認識、対応などについて広く県民に対して公にすべきと考えるときは、その都度適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○徳光委員＝公安委員長に最後、あと一問だけちょっと質問したいんですが、九月議会で、公安委員長も一般質問の答弁に立たれております。その答弁の中で、「私どもの指摘や指導の内容は、その都度、様々ではありましたが、特に、調査に当たっては、その方針や調査状況について、公安委員会に定期的に説明し、指示を仰ぐこと。調査体制を構築し、捜査や公判への影響の有無を含め、疑念のないよう徹底した調査を尽くすこと。調査に合わせて、再発防止策についても、真に実効あるものとなるよう徹底して検討することなどは、県警察に対し、複数回にわたり強く指示してまいりました。」ということなんです。

これはやっぱり県警が行った調査に対して、それを詳しく説明を受けていろんな指摘や指示をしたということだと思うんですよね。ただ、私は、第三者による調査ということを言っているんですが、公安委員会の皆さんは当然、真摯に議論、協議をされて、適切な指導や指示を行っているというのは理解できます。しかし、あくまでも県警察が行った調査に対する指導や指示であると思うんですね。だから、それは調査であると私は言えないのではないかと思うんです。だから、改めて第三者による調査をするべきではないかと考えますが、最後、公安委員長にこれを質問いたします。

○岸川公安委員長＝最後の質問にお答えしたいと思います。

公安委員会がこれまで第三者の立場から本件について確認を続けて指導や指摘を続けてまいりましたのは、これまでもずっと御説明をしたとおりです。

いずれにしましても、やはり今この時点におきましては、警察庁による特別監察が継続中であり、本件につきまして、より高い専門性を備えた確認が続いているものと認識しております。こういった状況下におきましてお尋ねについて、これ以上のお答えは、いたしかねるところでございます。

いずれにしましても、公安委員会としまして、この状況を注視してまいりたいと考えておりますし、また、その中で必要がありましたら県警察に対し確認し指導してまいりたい、そしてまた、説明責任も果たしたいと、そのように思っております。

以上です。

○徳光委員＝公安委員会はやっぱり県警察を管理下に置かれるということなので、いろいろ調査をするということとやっぱり少しずれがあるように思うんですね。三名の方は当然、見識も知見もすばらしいものをお持ちの各界から三人選ばれていますので、それはもう真摯に議論されているというふうには思うん

ですが、今回やっぱりＤＮＡ型鑑定の不正の問題とか、あるいは組織的に見てどこに問題があったのかというのをやっぱり指摘をするとか、それを調査するということになると思うんですね。だから、県の調査だと、県民にとってみると、やっぱり身内による調査じゃないのというふうに受け止められてしまうと思うんです。だから、それに対して県の公安委員会の方が、本当に真面目に真摯にやっているというのは、もう何回も言いますが、十分理解できますが、私はやっぱり第三者による調査というのが一番県民の方に受け入れられる調査であるというふうに思っています。

今、警察庁の特別監察が行われていますので、これが終わった段階でまたいろんな議論が起こってくるというふうに思いますので、そのとき、またいろいろ質問等もしたいというふうに思っています。

先ほど公安委員長から、佐賀県公安委員会の会議録の在り方について、プライバシーとかもあるからということを言われました。確かにそうだと思いますが、この会議録の公開方法、今の会議録の公開方法ではなくて、もう少し審議内容が確認できるような会議録を公表すべきではないかなというふうに思うんですね。

私も県公安委員会のホームページを見まして、それぞれ定例会とか臨時会があって、暫定に公表されているのは項目だけですね。確定した項目があって、これは十月九日なんですが、（資料を示す）委員長がどういう挨拶を行ったとか、報告事項は九月定例県議会の結果について報告があったとか、一斉立ち入りの検査がありましたとかというようなことだけで、それに対して委員からこんな意見があったというのは、確かに書かれてはおるものの、今回のようなものに対して具体的にどんな議論がされたというのが全然明らかになっていないんです。当然、九月八日に公表されたので、その前の分は明らかになっていないというのは当たり前かもしれません。その後のやつは、ほぼ再発防止についてどんなふうな意見が出たということでずっとやられているということなんですね。

だから、今のような会議録の公表の在り方というのは、私は変えるべきではないかというふうに思いますが、この点についてお尋ねをいたします。

○髙森総務課長＝公安委員会の会議録の在り方についてお答えします。

現在、公安委員会の会議録につきましては、公安委員会の会議が開催された都度、警察本部の公安委員会補佐官室におきまして、その案を作成し、公安委員会の確認を経て、公安委員会のウェブサイトに公開するという手順によっております。

公安委員会の会議録について、これをいかほどまでに詳細なものにするのかといった点につきましては、公安委員会としての御判断によると承知しております。私どもとしましては、今回いただきました御指摘も踏まえまして、公安委員会の考えや意向についてよく確認させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○中村委員長＝公安委員長ありますか。

○岸川公安委員長＝先ほど総務課長のほうからもありましたように、私どもの会議の会議録というものは先ほどの手順で公表されております。委員のほうからも御指摘がありましたように、これからまた検討していきたいとは思っておりますが、九月八日に公表されたその以前というものは、ニュースで皆さんに公表される前のことでありますので、どうしてもそこまで詳細にということはあり得なかったと思います。

以上であります。

○徳光委員＝改めて確認します。

今、公安委員長、九月八日に公表される以前の分については会議録で公表されていないということで、ただ、本部長の答弁とか公安委員長のこれまでの答

弁からすると、少なくとも一月には公安委員会にこの不正事案について報告をして、公表されるまでは七回議論をされたというふうに答弁から察することができます。私も今年一月から九月、最近のやつまで公安委員会のホームページにある会議録の概要をずっと見たんですが、当然、九月八日の前までは全然触れられていません。当然、公表もしていなかったし、そういうことだと思います。九月八日にそういった報告があった、九月十四日に懲戒処分が実施されたということ、これは臨時会だったかな――ということでして、それは会議録に載っているんですね。

だから、九月八日公表する前までの公安委員会で、この事案については七回にわたって議論されたということですが、その分については、今の公表の仕方も含めて全然公表されていないというふうに受け止めていいでしょうか。

○中嶋警務部長＝公表する前の会議録の関係についてお答えをさせていただきます。

まず、前提でございます公安委員会の会議録につきましては、例えば、人事案件など個人が特定されるおそれがあるものや、対応が継続中であったり、確認や調査が続いているものなどの中途なもの、今回はこれに当たりますが、こういったものが含まれることから、全てを公表しているものではございません。

御指摘いただいた会議録の公表に関しましてお答えいたしますと、確定されていない情報を公開することは、場合によっては県民の誤解や臆測を招き、かえって県民の間に混乱を生じさせるおそれが生じかねないことから、こうした事情を考慮の上、慎重に判断する必要があるものと承知をしております。いずれにしましても、引き続き丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○徳光委員＝引き続き丁寧に対応ということなので、この際質問すると、九月八日に公表されるまでの七回の審議については全然審議内容を公表されていないと。それ以降については、再発防止策について報告を受けて、こうしなさいよ、これはこうじゃないのというのは公表されている。それで、ここに至って、私は七回議論された分の会議録はぜひ公表していただきたいと思うんですよ。

今、警務部長がおっしゃったように、プライバシーとか、いろんなものに関する分は当然、公表できないというのは分かりますけれども、例えば、警察内部で七年間も分からなかったチェック機能というのがどのように機能していなかったのかとか、七回もやられているので、いろんな議論が多分されたと思うんですよ。だったら、今現在、公表できる範囲で公安委員会の中で公表――九月八日に不正事案が公表される前までどんな議論をしたんだということはぜひ公表していただきたいと思うんですよね。そうしないと、私たちは知るすべがないんですよ。きちんとやっているのは分かります。ただ、きちんとやっていますと言うだけでは、先ほど言いましたように、九月議会で答弁されたように、指摘をしました、指示をしましたということにすぎないわけです。それはどうですか。

○中嶋警務部長＝お答えいたします。

徳光委員からの御指摘を踏まえ、検討させていただきたいと思います。

どのような形で、また、どのタイミングかというのも含めてにはなりますが、御意見を重く受け止めまして、県警察としてどういった形でできるか、ちょっと検討させていただければと思います。

以上でございます。

○徳光委員＝ぜひよろしくお願いをします。

それでは、今後の再発防止の取組なんですが、再発防止に向けて、これまでどのように取り組んできたのかお尋ねをいたします。

○中嶋警務部長＝再発防止に関するこれまでの取組についてお答えをいたします。

再発防止策につきましては、県警察におきましては、十月二日に公安委員会から示された「ＤＮＡ型鑑定における不適切事案の再発防止に向けた提言」も踏まえまして、各種の取組を進めております。既に説明させていただいている内容と一部重複するところもありますが、これまで取り組んできた状況について御説明をいたします。

再発防止策は、大きく分けまして、科学捜査研究所に関するものと全職員に対するものがございます。

まず、科学捜査研究所に関するものといたしましては、今回の事案を受けまして、鑑定作業のチェック機能をより強化することとし、鑑定作業の中の重要な各段階において担当上司が担当者の作業に立ち会い、複数の目でチェックする、既にそういった仕組みとしております。

そして、科学捜査研究所の体制をより充実させることとし、令和八年四月にＤＮＡ型鑑定の担当者を新たに二人配置するため、先般、十一月二十二日に志願者の面接試験を行うなど手続を進めております。

また、鑑定担当者の事務作業負担を軽減するため、十一月より、鑑定資料の受付やデータの入力等を行う担当職員を新たに配置しております。

さらに、科学捜査研究所内の業務フローを整理いたしまして、鑑定担当者がより鑑定に専念できる体制を構築するという観点から、警察署との連絡調整窓口を設置しております。

また、警察署において対応している事件の捜査方針について、各警察署が警察本部の事件担当課と連携することにより、合理的、効率的な鑑定が実現するよう、警察署が行おうとする鑑定嘱託案件の優先順位をより的確に検討する仕組みを講じております。

加えまして、県警察の外部の他県警の方々からの指導を受けるべきという観点から、十月より、職員一名を福岡県警察科学捜査研究所へ派遣しております。

また、十月二十日には、福岡県警察の科学捜査研究所の管理官により、県警察の科学捜査研究所の職員に指導をいただいたほか、今月十七日及び十八日には、法医鑑識部門の警察庁指定広域技能指導官を招致いたしまして講義をいただくこととしております。

さらに、外部の有識者からの指導をいただくため、十一月二十五日、法医学における遺伝子多型解析の分野に造詣の深い日本医学会の前理事長である久留米大学医学部の神田芳郎教授をお招きし、科学捜査研究所の職員を対象に鑑定人としての倫理観について教養を実施していただきました。

続きまして、全職員に対するものでございますが、全警察署に対する巡回指導を実施しております。首席監察官等が、八月、九月に二度にわたり全警察署を巡回し、幹部を対象に指導を実施しておりましたが、今回、その浸透状況を確認することとし、改めて十一月から十二月にかけて再度全警察署を巡回中でございます。

警察本部に勤務する職員に対しましても、私や首席監察官等が本部所属の幹部を対象に、業務管理、人事管理、公文書管理などについて指導を実施してきております。今月にも改めまして警察本部の各所属に追加的に指導を行うこととしております。

十月九日には警察署長会議を開催いたしまして、本部長から、警察署長をはじめとする県警察の幹部職員に対し、県警察に対し多くの方々から厳しい指摘がなされていることを真摯に受け止め、再発防止を徹底すること、幹部職員はもちろんのこと、一人一人の職員が日々の職務にしっかりと取り組み、県民の期待と信頼に応えていくことなどを訓示し、私や首席監察官、刑事部長からも関連する指示を行っております。

また、本事案を受けて職員一人一人の倫理感の涵養を図ることを目的に、警察署や警察本部の各所属におきまして少人数ミーティングを実施してきており

十二月九日　総務　徳光清孝委員

ます。

さらに、捜査書類をはじめとする公文書の作成や管理手続等について理解、認識を深めるため、警察本部や各警察署の担当者を対象に公文書等の適正な管理に関する研修会を実施しております。

加えまして、県警察の外部の方からの指導を得るため、十一月六日、警察本部の幹部職員や警察署長等を対象に、コーチング技法等による人事管理を専門とする社会保険労務士の方によるマネジメント研修を実施しております。

こういった再発防止策の実施状況につきましては、随時、公安委員会に報告、説明しております。公安委員会からの指摘や指導、提案も踏まえまして、これが真に実効性のあるものとなるよう、引き続き不断の改善、修正、追加を図っていきたいと考えております。

以上になります。

○徳光委員＝それじゃ、今後、再発防止に向けてどのように取り組んでいくのか、今考えられていることについて答弁をお願いします。

○中嶋警務部長＝今後の取組についてお答えいたします。

再発防止のための各種の施策につきましては、これまで取り組んできたもの、今後予定しているものにつきましては、今申し上げたとおりでございます。現在、警察庁による特別監察がなお継続中でありますが、その結果を待つことなく、こういった施策をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

また、他県警の手法を参考にしたり、警察庁からもアドバイスを得たりするとともに、繰り返しとなりますが、これからもその状況により追加すべきもの、修正すべきものがございましたら、その都度、柔軟にしっかりと検討し、措置し、真に実効あるものとしてまいりたいと考えております。

そして、その経過や状況等につきましては、このような場も通じまして広く御説明に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○徳光委員＝それでは最後に、信頼回復の取組についてお尋ねをいたします。

当然、再発防止について全力で取り組んでいくということは大切なことですが、それと同時に、やっぱり県民の信頼を取り戻すということも大変重要な県警察の責務であるというふうに思っています。

九月定例議会で私一般質問をしまして、再質問の中で、昨年十一月定例議会の一般質問で着任所見を問われた際の福田警察本部長の答弁を引用しております。

それは、「本年の警察の運営方針は、『県民の期待と信頼に応える力強い警察』」、「全ての前提として、県警察職員がそれぞれの持ち場で士気高く職務に取り組むことができるよう、十分に配慮したいと考える」、「いかなるときでも職員と共に知恵を出し合い、力を合わせて県民の期待と信頼に応えてまいりたい」というものでありました。

最後に改めて、県民の信頼の回復に向けてどのように取り組んでいくのか、福田警察本部長の答弁を求めたいと思います。

○福田警察本部長＝信頼回復に向けた取組について御説明します。

改めまして、今回の事案は県警察に対する県民の信頼を大きく損なうものであり、私は県警察の責任者として大変に申し訳なく思っております。また、冒頭申し上げましたとおり、県議会において決議が採択されましたことは非常に重く受け止めております。

その上で信頼回復に向けた取組についてですが、まずは重ねての御説明となりますが、現在続いております警察庁による特別監察につきまして引き続き真摯に対応してまいります。

今回の事案につきましては、当該職員による不適切な取り扱いにより、その後の捜査や公判への影響がなかったかという点が、慎重な評価を要する最も重

要な点であるものと考えております。

そして、この特別監察におきましては、警察庁において、京都大学や名古屋市立大学のＤＮＡ型鑑定分野における有識者の方々の意見も聞きながら、また、科学警察研究所のＤＮＡ型鑑定の専門家も加わる合計二十名以上の体制により、改めて一つ一つの案件が徹底的に精査、確認されているものと承知しております。引き続き真摯に誠実に対応したいと考えております。

そしてまた、特別監察につきましては、先般の中間報告がなされたときの対応と同様に、今後、結果の取りまとめなどの連絡があったときは、県警察としても県民の皆様にその状況を丁寧に御説明したいと考えております。

他方で、これは当然のことでありますが、県警察として特別監察の終了を待つことなく、再発防止策に取り組みます。詳細は今、御説明したとおりですけれども、できることから順次対応を講じ、既に多くの措置を実施しております。引き続き公安委員会からの指導、警察庁からの助言や他の県警察からの支援も得ながら、より実効性を高めるため、幅広く検討し、柔軟に措置し続けたいと考えております。

そして、こうしたことに併せ、職員一人一人がそれぞれの持ち場で日々の警察活動にしっかり向き合い、しっかり取り組み続けること、これが県民の期待と信頼を回復する道であると考えております。

今回の事案を受けまして、多くの方々から厳しい御意見や御指摘をいただいております。大変に申し訳なく思っております。警察活動は、県民の信頼、県民の理解と協力を得てこそ成り立つものであると考えております。

県警察として信頼を回復するために取り組むべきと考えることは申し上げたとおりですが、引き続き日々の警察活動にしっかり取り組み、種々の対応や措置に当たり、私は警察本部長として責任を持って対応してまいりたいと考えております。

十二月九日　総務　徳光清孝委員

以上でございます。

○徳光委員＝ありがとうございました。県民の信頼を取り戻すためには、警察職員の方は、やっぱり日々の職務の中でしっかり県民との信頼関係を築いて取り組んでいくことだというふうに思いますし、幹部の皆さんは今回の問題で再発防止策にしっかり取り組んでいくということが重要だというふうに思っています。

特別監察の最終的な報告が出たり、あるいは先ほどお願いをしました公安委員会での議論の内容の会議録がどういう形になるかは別にしろ、幾らか示していただけるというふうに思いますので、その点を踏まえてまた今後の議論につなげていきたいというふうに思います。

これで私の質問を終わります。

○中村委員長＝暫時休憩をいたします。副委員長と交代いたしますので、そのままましばらくお待ちください。

午後四時十六分　休憩

午後四時十七分　開議

○徳光副委員長＝委員会を再開します。

これより議案に対する質疑を行います。

質問される委員は、議案の名称等を述べた上で質問をお願いいたします。

○中村委員＝自民党の中村でございます。もうしばらくお付き合いをいただきたいと思います。

予算説明書の三十四頁、八十七頁、八十九頁のＮＨＫ受信料、合計二千九百四十万三千円について質問をさせていただきたいというふうに思います。

私自身、放送法の第六十四条ですか、放送を受信することのできる受信設備を設置した者はＮＨＫと受信契約を締結しなければならないということについては理解をしているつもりでございますし、ただ、県民の率直な思いとして、全然使っていないテレビについても、全部何十台も受信料を払わなきゃいけないのかという、それも税金だぞという県民の思いにもやはり代弁しなきゃいけないという思いで少し質問をさせていただきたいと思いますし、また、別の観点から申し上げると、この総務常任委員会の理事会で、事前に確認をした質問者以外に議案についてのみ質問していいよと、委員会の議論をより活性化させるためにそうしましょうねという提案した者としてその制度を一度使わせていただきたいという思いもあって質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず一問目、今回、全部でカーナビ百八十五台とテレビ四十六台の分の受信料を払うということですが、古いもので何年前くらいから支払っていないのかということについてお尋ねをいたします。

○金丸総務部副部長＝いつから支払っていないのかということにお答えしたいと思います。

全庁調査をした結果、一番古いので昭和六十一年四月から設置していたテレビがございました。

以上でございます。

○中村委員＝ありがとうございます。

ちなみに、今回二千九百万円ちょっとの中には延滞金が含まれているのかどうかお尋ねをいたします。

○金丸総務部副部長＝そもそも契約をしていないので、延滞金は発生しておりません。

以上でございます。

○中村委員＝なるほど理解をいたしました。

次に、モニターについて、これはテレビについて、全部で四十六台あるんですが、テレビとして利用していたもの四十台、モニターとして利用していたもの六台というふうに理解をしています。

今はモニターとしてしか使っていないものも購入当時はテレビとして使っていたのかもしれないなという思いがあります。また、カーナビも全部で百八十五台、カーナビが、いわゆるナビとして使っていたのが百七十六台、災害時の対応テレビとしても使っていたのが九台ということで、この百七十六台のほうについても、例えば、約束の場所に行って、その約束の前の三十分前に到着しましたと。駐車場でその時間調整をしましょうというときに、テレビを見ていなかったか、ＮＨＫを見ていなかったかというと、どうなんだろうなという思いもあります。そういったことがあれば、払うのも仕方ないなというふうに私も個人的に納得ができるんですが、例えば、絶対にＮＨＫは視聴していないという言い切れるカーナビとかテレビとかはあるんでしょうか、お尋ねします。

○金丸総務部副部長＝基本的には視聴はしていないとは思うんですけれども、その当時から実際に全く見ていないということを立証できるものはございません。

以上でございます。

○中村委員＝もう絶対に見ていないというふうに御答弁いただくと、その分については何とか交渉できないかというような思いにもなるんですけども、そのように今のような答弁をいただきましたので、最後の質問に移らせていただきたいと思います。

今日、最初に江口委員のほうから、全国知事会などを通してというようなお尋ねもございましたけれども、県が行われてきた一対一のＮＨＫとの協議ではなくて、全国の自治体、たくさんあるというふうに答弁もいただいていました。一緒になってＮＨＫと協議や交渉を行えば、その受信料制度の見直しがより進んでいくんじゃないかというふうに思いますが、その御答弁を求めて私からの質問とさせていただきます。

○金丸総務部副部長＝この件につきましては、ＮＨＫと協議を重ねて様々な議論を行ってまいりました。

江口委員さんにも申し上げましたけど、例えば、公用車のカーナビですけれども、テレビ視聴を目的としていないものなので、受信契約の対象外ではないかと主張をしてきました。

また、そういう疑問点があればその都度確認をさせていただきまして確認をした結果、また新たな疑問点が出れば再度確認、そういうものを何度も繰り返して県としてできる精査、確認を整理してまいりました。

ただし、それをやったとしても、徴収対象が明確でない、事業者に対するきちんとした事前の説明がない、いかがなものかというところはございます。

一方で、やっぱり徴収ルールというのは徴収ルールなので、支払うこととして今回補正予算を提出しましたが、やはり現行の受信料制度には見直すべき点があることから、予算の提出の前に放送受信料の徴収対象を明確にすること、放送受信料徴収については、あらかじめ事業者に対して明確な説明を行い事業者から理解を得ておくこと、視聴を目的としない機器は放送受信契約対象外となるよう制度の見直しを行うことの三点について厳格にかつ速やかに対応するよう申し入れました。

この件につきましては、県としてできること、なすべきことはやれたんではないかと思っています。

繰り返しになりますけれども、県としては現行のルールにおいて受信料制度を見直すべき点があったことから、既に申し入れを行っています。まずはＮＨＫ自身が速やかに県の申し入れ事項等を踏まえて対応すべきなものと考えております。

最後に、江口委員も、先ほど中村委員からも、知事会の話が出てきました。確かに岐阜県知事さんが知事会で発言をされております。

その一方で、実際に正式な議論を行う場である知事会の中に委員会ございますけれども、この委員会ではまだ議論をされていない状況です。

こうしたこともありますので、知事会における動きは今後も注視してまいります。

以上でございます。

○徳光副委員長＝暫時休憩します。

委員長と交代いたしますので、そのまましばらくお待ちください。

午後四時二十四分　休憩

午後四時二十五分　開議

○中村委員長　委員会を再開いたします。

これで質疑を終了いたします。

なお、明日十日は午前十時に委員会を再開し、視察、その後、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後四時二十六分　散会

速記者　田中涼子

令和七年十二月十日（水）

総務常任委員会会議録

於　第二委員会室

十二月十日

総務常任委員会

委員長	中村圭一
副委員長	徳光清孝
理事	木原奉文
〃	土井敏行
〃	江口善紀
委員	大場芳博
〃	坂口祐樹
〃	青木一功
〃	一ノ瀬裕子
〃	木村雄一

午前十時　開議

○中村委員長＝おはようございます。ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

本日は、ただいまからお手元に配付しております日程表により視察を行い、視察終了後、討論、採決を行います。

それでは直ちに玄関前にお集まりください。

午前十時一分

議事課議事・記録担当主査　松　尾　重　治

（現地視察）

午後二時五十九分

○中村委員長＝委員会を再開します。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はあっておりません。討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○　採　　決

○中村委員長＝まず、甲第四十六号議案中本委員会関係分、乙第六十三号議案から乙第六十六号議案まで四件、乙第七十四号議案及び乙第七十九号議案、以上七件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長＝全員起立と認めます。よって、以上七件の議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第九十号議案を採決いたします。

これは、教育委員会委員の任命について議会の同意を求める議案であります。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長＝全員起立と認めます。よって、乙第九十号議案は同意されました。

次に、乙第九十一号議案を採決いたします。

これは、土地利用審査会委員の任命について議会の同意を求める議案であります。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長＝全員起立と認めます。よって、乙第九十一号議案は同意されました。

次に、請第二号請願「私学助成の大幅増額・教育費の保護者負担の軽減・教育条件の改善をもとめる請願書」を採決いたします。

本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長＝全員起立と認めます。よって、本請願は採択されました。

お諮りいたします。

ただいま採択されました請第二号請願「私学助成の大幅増額・教育費の保護者負担の軽減・教育条件の改善をもとめる請願書」につきましては、執行機関に送付し、後日、その処理の経過及び結果の報告を求めることを議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長＝御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らいます。

○継続審査

一、財政確立について
一、政策の企画・調整について
一、危機管理・報道行政について
一、総務行政一般事項について
一、警察行政について

以上五件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長＝御異議なしと認めます。よって、以上五件についての継続審査を議長に申し出ることにします。

以上で、本委員会に付託された案件の全部を議了いたしました。

なお、委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜、委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願っておきます。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。大変お疲さまでございました。ありがとうございました。

午後三時二分　閉会

議事課議事・記録担当主査　松　尾　重　治

総務常任委員長	中村圭一
同　副委員長	徳光清孝
会議録署名者	木原奉文
同	土井敏行
同	江口善紀
同	木村雄一
議会事務局長	真坂昇
議事課委員会担当主事	森山誠之

令和七年十二月九日（火）

文教厚生常任委員会会議録

於　第四委員会室

文教厚生常任委員会

委員長	古川	裕紀
副委員長	池田	正恭
理事	指山	清範
〃	原田	寿雄
〃	藤崎	輝樹
委員	猪村	利恵子
〃	古賀	陽三
〃	田中	秀和
〃	中本	正一

文教厚生常任委員会質問者順序

順序 ＼ 月日	十二月九日（火）	十二月十日（水）
1	（現地視察）	古賀　陽三　93　頁
2		藤崎　輝樹　110　頁
3		池田　正恭　117　頁

午前十時　開会

○古川委員長＝おはようございます。ただいまから文教厚生常任委員会を開催いたします。

○　会議録署名者指名

○古川委員長＝会議録署名者として猪村利恵子委員、原田寿雄委員、藤崎輝樹委員、中本正一委員、以上の四人を指名いたします。

次に、十二月四日の本会議におきまして、本委員会に付託されました全議案及び請願、並びに継続審査中の事件を一括して議題といたします。

本日は、ただいまからお手元に配付しております日程表により視察を行います。

なお、あす十日は午前十時に委員会を再開し、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。それでは直ちに玄関前にお集まりください。

午前十時一分　散会

議事課議事・記録担当主査　松　尾　重　治

令和七年十二月十日（水）

文教厚生常任委員会会議録

於　第四委員会室

文教厚生常任委員会

委員長	古川裕紀	
副委員長	池田正恭	
理事	指山清範	
〃	原田寿雄	
〃	藤崎輝樹	
委員	猪村利恵子	
〃	古賀陽三	
〃	田中秀和	
〃	中本正一	

午前十時一分　開議

○古川委員長＝ただいまから文教厚生常任委員会を開催いたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案・請願一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と「請願・陳情に対する現状と対策」を配付しております。

これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可します。

○古賀陽三委員＝皆さんおはようございます。それでは、早速質問に入りたいと思います。

まずは子育て支援についてということでございます。

県は「子育てし大県〝さが〟プロジェクト」に平成二十七年度から取り組まれています。昨年十一月議会でも、この「子育てし大県〝さが〟」について質問をさせていただきました。平成二十七年度からスタートしたプロジェクトがちょうど十年目を迎えたと、そういった節目の年でもありましたので、質問させていただいたわけなんですけども、本当に予算規模も大きくなって、事業数も増えました。進めていくことも必要だろうというようなことを思っておりますけども、一方で、十年目を節目にプロジェクトを振り返る必要があるんだろうというようなことも思ったところでありました。

その中で、「子育てし大県」、本当によく耳にするようになったなというように私自身は感じております。ただ、私の前に質問した方がいらっしゃいました。その際、知事の答弁で、「子育てし大県〝さが〟」の認知度が四三・九％というようなことを答弁されていました。この数字だけとらえれば、高いほうではないかなといったようなことを感じたわけなんですけども、先月、決算特別委員会が開かれまして、その際、私も勉強会に出ておりました。資料を見たところ、県が行った調査、令和六年度は先ほど申し上げた四三・九％。ただ、前年度の令和五年度が五六％となっていまして、十ポイント以上減少しているということに正直驚いたところであります。

たしか開始当初は七事業で三千六百万円ほどの予算だったと思います。昨年度でいえば、約八十の事業で十二億四千万円、少しずつ認知度は上がるものなのかなと思っておりましたけども、下がっていたというようなことでありました。

ちなみに、令和七年度になりましたけども、令和七年度の認知度というのは今もう調査をされているのかお答えできますか。調査されているんであれば、数字を教えていただきたいというように思います。

○千綿こども未来課長＝令和七年度の調査のほうは実施しておりまして、認知度は四六・一％になります。

○古賀陽三委員＝四六・一％、さほど令和六年度とは変わっていないというようなことなのかなというふうに受け止めました。

これは認知度が十ポイント以上下がったりとか、ほとんど変わらなかったというところでありますけども、あまり認知度にこだわる必要はないんじゃないかなというふうに私自身は思っています。というのも、認知度にこだわるよりも、施策の内容や、県民の、特に子育て中の皆さんが施策をどう評価しているのかであったりとか、一つ一つの事業が本当に必要とされているのか、本当に満足いっているのかといった満足度であったりとか、本当に必要な事業なのか、そういったことが本来あるべき姿というか、大切にされる部分ではないかなと思っています。調査をするなら、そういったところをしっかりと調査してほしいなというように思っているところであります。

あわせて、施策の事業規模を拡大するだけでなく、調査を踏まえてその効果を見極めながら、取組内容に見直しを加えていくことも重要だというように私は思っています。

また、子育て支援においては、県が幾ら「子育てし大県〝さが〟」と旗振り役を務めても、市町の協力がなければなかなか進まないというように私は思っていまして、県だけで取り組むのではなく、県と市町が役割分担と連携をしながら支援の充実を図っていく必要があるというように思っています。この子育て支援については、保育のことであったりとか、市町の事業は相当あると私は思っています。

先月末でしたか、佐賀市の待機児童の話が新聞で大きく取り上げられていました。国が毎年実施している放課後児童クラブの調査において、佐賀市が待機児童を少なく報告していたと、新聞で本当に大きく取り上げられていました。昨日も、今朝の新聞にも載っていたんですけども、こういうように佐賀市が待機児童の人数を正確に把握していないのであれば、待機児童の解消に向けた取組に影響を及ぼすと私は思っています。というのは、市町の調査を基に、県としても県全体の方向性とか、令和七年三月に策定をされた「佐賀県こども施策実行計画」、そういったものにも正確な数字が反映されないんではないかなというように思っています。

そうしたこともあって、若干今日は質問させていただきたいと思いますが、まずは「子育てし大県〝さが〟プロジェクト」についてです。

「子育てし大県〝さが〟プロジェクト」の現在の取組状況についてなんですが、県ではこれまで、県民の声を踏まえて「子育てし大県〝さが〟」の実現に向けてこの十年、様々な取組を展開されてきたと思っていますが、現在の主な取組状況について伺っておきたいと思います。

○千綿こども未来課長＝「子育てし大県〝さが〟プロジェクト」は、子育ての当事者など現場の声を聞きながら、市町や子育て支援に関わる志を持ったＣＳＯなど関係機関と連携し、佐賀県らしい取組を充実させてまいりました。

例えば、妊産婦が孤立せず、いつでも相談できる子育て相談アプリ「ママリ」による支援や、赤ちゃんが生まれた全ての家庭に、子育て支援情報「さが子育てエール便」のお届け、また、子供の本物体験として、園児がＳＡＧＡアクアを体験する「ＳＡＧＡ　Ｅｎｊｉ　Ｂａｓｈａ」の開催などに取り組んできました。

また、今年度は新たに、男性の育休取得を促進する「ＳＡＧＡ　ＰＡＰＡ育休アシスト奨励金」のほか、全庁的には、中高生にビブリオバトルを通じて読書の楽しさを体感してもらう「ＳＡＧＡ本恋プロジェクト」であったり、小中学生に県内就職につながる職業体験の場を提供する「ＳＡＧＡ×Ｏｕｔ　ｏｆ　ＫｉｄＺａｎｉａ２０２５」にも取り組んでおります。

以上でございます。

○古賀陽三委員＝今現在もいろんな取組をされているというようなことでありました。新しい取組であったりとかというのは、そういった部分は進めていく必要があるんだろうというふうに思いますけども、この評価ということが、昨年十一月議会の際にもお話をさせていただきました。

改めてですけども、このプロジェクトの評価についてということなんですが、昨年質問したときに、この評価はすごく難しいというふうに私は思っていますという発言をさせていただきました。というのは、八十事業に増えて、この事業の効果、そういった検証を行うことができるのかといったようなことを思っていて、行政が行うことを何でもかんでも数字で示すということはできないかもしれないと。ただ、十二億四千万円というこの予算を活用する中で、やっぱり数値で評価できるものは数値で評価する必要があると思っていますし、できないものに関してはしっかりとアンケートをとるとか、そういったこともする必要があるんじゃないかというようなことを申し上げました。

その際、当時、種村局長の答弁では、八十事業に膨らんで、それがどういうふうに目的に寄与しているのかとか、そういったところに関しては、実は正直

言ってまだ検証できておりませんと。局内で、十年目を迎えるということで、分析、検証をしようという議論はしておるんですけれども、まだ実質そこまでいけていないというのが正直なところでございますと。言及されたアンケートとかも含めまして、検証方法については引き続き検討を続けてまいりたいということでありました。

ある意味真っすぐに、しっかりと答弁をいただいたと私は思いました。認めるべきは認めると。私はそういった姿勢が大事だというふうに思います。

今回の佐賀市の待機児童もそうですけども、何でしっかりミスを認めないのかなというようなことを思ったりしていまして、やっぱりやっていないならやっていないと認めるということは必要だと思うし、ある意味そういったところは評価をできるんじゃないかなというように思っています。

そうしたことを踏まえて、改めてですけども、県はこのプロジェクトをこの一年間を通じてどういうふうに評価されたのかということを伺っておきたいと思います。

○千綿こども未来課長＝このプロジェクトは、佐賀で楽しく子育てをしてほしい、佐賀で生まれた子供たちには佐賀に誇りを持って骨太で健やかに成長してほしいという思いで取り組んでおります。

これまでの取組の評価としては、例えば、子育て相談アプリの「ママリ」については、子供が生まれた全世帯に登録を呼びかけており、約一万二千人が登録しています。子育て情報を発信する「子育てし大県ＬＩＮＥ」については、約三万四千人が登録しています。また、ＳＡＧＡアクア体験会「ＳＡＧＡ　Ｅｎｊｉ　Ｂａｓｈａ」は、年々参加園も増え、今年度は全市町から百十六園、約二千三百人の園児が、世界基準の施設を体感したという状況で、子育て支援や子供たちの骨太で健やかな成長を支えているものと考えております。

事業実施に当たっては、これまでも利用者の声や事業の必要性、効果を総合的に判断し、例えば、子育て世帯への吉野ヶ里歴史公園招待券の配布終了や、「さがウェディングストーリー」の事業縮小など、見直しを行ってまいりました。

今後も、子育て世代の実情に目を向けながら、市町やＣＳＯなど関係機関と連携し、必要な見直しを加えてまいります。

また佐賀県は、子供の割合が全国二位であり、合計特殊出生率も全国六位です。また、民間企業が行った全国調査でも子育てのしやすさ自慢一位となるなど、子育てしやすい県との評価を得ているものと認識しております。

こうした評価は、佐賀で安心して楽しく子育てがしたいと思ってもらえる環境づくりに取り組んできた「子育てし大県〝さが〟プロジェクト」も一定寄与しているものと考えております。

以上でございます。

○古賀陽三委員＝今答弁をいただきました。実施すべきはしながら、縮小という言葉もありました。やっぱりそういった見直しがすごく大事だというふうに改めて思っています。というのは、健康福祉部関係とか教育関係に携わる皆さん方の事業というのは、県民に寄り添う事業が多いと思っています。一度始めたらなかなか止まることができない、止めることができないというような部分もあるんだろうというふうに思います。

その中で、どんどん事業だけが増えていっていいかということであれば、なかなかそれだけではいけないというふうに思っていまして、やっぱりどこかで判断をする必要も出てくると思います。そこでは、やっぱりこの十年を節目に、今まで行ってきた事業はどういった成果があったのか、どういった評価を受けているのかというようなことで、先ほど課長の答弁の中でも縮小もあったというようなこと。国に任せることはしっかり国に任せていく必要もあるだろうし、市町に対して任せる部分はしっかり任せていく必要、そして、県として本当に担うべきものは何なのかというような判断をしっかりとしながら、引き続

きこういった事業を進めていっていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

その中で、最初に佐賀市の放課後児童クラブの待機児童について触れさせていただきました。十一月末、そして昨日、今日と、本当に大きく報道がなされています。なかなか県として答えられる部分はそんなに多くはないというふうに思いますけども、一旦ここで確認を込めて質問させていただきたいと思います。

まずは、待機児童の全国調査についてということなんですけれども、国の調査の概要、そして、調査の対象となる待機児童数の定義はどうなっているのかお伺いいたします。

○千綿こども未来課長＝放課後児童クラブの対象児童については、国の基準である小学校に就学している児童を参考に、実施市町が条例で定めることとなっております。

放課後児童クラブの実施状況調査は、国が全国の市町村を対象に毎年実施しており、待機児童数も調査項目の一つとされております。

この調査における待機児童の定義は、市町が条例で定める対象児童について、利用申し込みをしたが利用できなかった者とされております。

これに対し佐賀市は、放課後児童クラブの対象児童を、条例では「小学校に就学している児童」（一～六年生）と規定しておりますが、一方で、国の調査には、高学年（四～六年生）の待機児童の状況を一部把握しないまま回答されていたものでございます。

以上でございます。

○古賀陽三委員＝まさに国の基準に基づいてというところになると思います。

私も見ましたら、これは「こども家庭庁」のホームページですけども、放課後児童健全育成事業、これは放課後児童クラブのことなんですけども、児童福祉法第六条の三第二項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童とうたわれています。これははっきり一年生から六年生というようなことが分かると思います。

また、佐賀市のことも触れていただきましたけども、佐賀市も「佐賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の第四条、「放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって」と、自ら定めてあるんですね。にもかかわらず、そこの調査が漏れていたというようなことなんですね。

これは国と市だけの問題ではないと思っていて、特に国というものは、市町の調査を国に上げると。国は全国から上がってきた数字を基に、予算であったりとか施策の方向性というものを決めていくというふうに思っていますし、県も市町の調査を基に「佐賀県こども施策実行計画」を定めてあるというふうに思っています。であれば、その前提が変わるということになってくるんですね。

その中で、これは新聞記事ですけども、佐賀市が、受け入れられないのに申請してもらうことが申し訳ないと考え、こうした対応を続けていたと。十一年にわたって続けていたんですね。こういったものを見ていると、もともと佐賀市として待機児童を把握するつもりがあったのかというふうに思ってしまいますし、待機児童の解消に本当に努める気があったのかなといったようなことを私は思っています。

もっと言えば、校区ごとに対応が違うということであれば、同じ佐賀市に住んでいても不公平感が出てくるんだろうと思っています。もっと言えば、行政同士でもそこは問題があると思っていますし、これは受け付けがされていない、受け付けができないということで、保護者の立場に立ったときに、中には、仕事の時間を短縮せざるを得ない家庭もあったやに聞きます。もっと言えば、仕事を辞めようかなと、辞めざるを得ないんじゃないかなといった判断をしなけ

ればならない家庭もあったんではないかなといったようなことを私は思っています。

そういった意味では、今回、佐賀市はいろんな理由を並べてありますよね。先ほど申し上げたように、入れないのに申し込みしてもらうのは申し訳ないとか、正直なところ理由にならないんですね。議会での答弁も非常に混乱を招いたというような説明を、認めるべきは認めればいいんでしょうけども、なかなかそういった状況にないと思っていまして、やっぱりこの調査の在り方については私は問題だというように思っています。

今回の佐賀市の対応に関する県の受け止めというものをここで伺っておきたいと思います。

○千綿こども未来課長＝佐賀市においては、昨日市議会で答弁されており、令和八年度の放課後児童クラブの新規受付について、全学年を対象として受け付けできるよう準備するとされております。

国の調査への回答については、佐賀市において今後しっかり対応していくものと考えております。

以上でございます。

○古賀陽三委員＝これから一応対応するということで、今回、一年生から六年生まで調査の範囲を広げるということであろうというふうに思います。

今回、佐賀市のみがそういった調査をということで記事になっておりますけども、今、県内、他の市町はきちんと一年生から六年生まで調査がなされているのかということを改めて確認しておきたいと思います。

○千綿こども未来課長＝県内の佐賀市以外の市町におきましては、条例どおり把握されているというふうにうちのほうも把握しております。（「違う」と呼ぶ者あり）

○古賀陽三委員＝若干、今周りから、違うといったような声も聞こえておりますけども、間違いないですか、課長。現時点ではそこしか答弁ができないというふうに思いますので、そこは認識の違いがあるかと思います。

改めて、間違いないかということだけ確認をさせていただきたいと思います。

○千綿こども未来課長＝県のほうで確認した中では、条例に沿って対応されているということで聞いております。（「本当に調べたんか、これ」と呼ぶ者あり）

○古賀陽三委員＝次に行きたいと思いますが、いろんな声が飛んできていますので、改めてしっかり確認をしていただきたいというふうに思います。最初、それぞれの市町の条例で定めることができるということだったので、もしかしたら条例上、四年生以降はほかの市町でも調査をされていないというようなことになるかもしれませんけども、確認をしていただきたいというふうに思います。

この調査の仕方なんですけども、どういうふうにやってあるのかなと思っていまして、県から文書を各市町に出して、例えば、一年生から六年生まで把握をしてくれというようなことになっているのか、あくまでも条例に基づいた上で調査をしてくれというのか。取り方も、一年生から六年生までまとめて県に報告を上げてもらうのか、それとも学年ごとに、一年生は何人、二年生は何人、三年生は何人待機児童がいるというようなやり方をやってあるのか。そもそも県として、各市町にどういった調査のかけ方をしてあるのかということを伺っておきたいと思います。

○千綿こども未来課長＝まず、この調査につきましては、国の「こども家庭庁」の調査でありまして、「こども家庭庁」の調査様式を市町にお送りして、それを市町のほうから回答いただいて、県を通じて国のほうに提出しているという形でございます。

先ほど、例えば、待機児童の中で一年生は何人待機がいるのかとか、そういうことになるかと思いますけど、それに関しては、各学年ごとに待機児童数を

回答するような回答の様式になっております。

以上でございます。

○古賀陽三委員＝そしたら、国から直接市町に行くというようなことなんですかね。

○千綿こども未来課長＝国の調査様式を県のほうからお送りして、それを市町が回答して県のほうに提出して、それを県を通じて国に回答するという形です。すみません、失礼いたしました。

○古賀陽三委員＝そしたら、市町から一旦県に上がってくるということ。それは県としてはしっかり目を通されるということですね。というのは、こういった市町の数字が「佐賀県こども施策実行計画」等に反映されると私は思っていますので、その時点で県としては気づくということにはつながらなかったんですかね。そのことについてお答えいただきたいと思います。

○千綿こども未来課長＝国の調査に関する県の確認という部分になります。お答えします。

国のほうの調査については調査要領というのがございまして、例えば、留意点として、前年度数値と比較して増減が著しく大きいときはその理由を確認するといったような注意書きとかがございます。また、長期休暇中、夏休みとかの放課後児童クラブについては、この調査には対象とならないということで要領のほうに記載があります。

県としては、先ほど言ったような留意点に注意しながら、国のほうに調査結果を提出しているということでございます。

○古賀陽三委員＝ということは、なかなか県としては気づきにくいというようなことでいいですか、千綿課長。

○千綿こども未来課長＝県としては、国の調査要領に沿って対応してきたところでございます。

ただ、対象児童が条例で定めたものが前提というのを、報道機関からの取材を受けて国に十一月に確認をし、そこで条例が前提というのが明らかになったものでありますので、それまでは県としても、申し込みを受けたもののうち、入所が受け付けられなかった児童が待機児童と考えておりました。国の見解を確認しまして、速やかに佐賀市のほうにそれをお伝えして、今後の対応を求めていったところでございます。

○古賀陽三委員＝なかなか、どう捉えていいのかなというようなことを思っておりますけども、報道を受けて県として気づいたということなんですね。

というのは、最初に申し上げましたけども、国の要綱は、児童福祉法第六条の三第二項の規定に基づいて、小学校に就学している児童に対しということを大前提として、六年生までというようなことがあるんだろうというふうに思います。

ですので、その時点で、通常であれば六年生までとるのが、当たり前という言葉がふさわしいかどうか分かりませんけども、本来あるべき姿だろうということでありますけども、報道を受けて調べた結果、県としては六年生までとらなければならないということを改めて知ったというような理解になりますか。課長、すみません。

○千綿こども未来課長＝改めて国に確認して、その前提がそういうことだと認識したということでございます。

○古賀陽三委員＝このやり取りがちょっと悩ましいなと。すみませんね。

○千綿こども未来課長＝すみません、報道が行われる前に報道機関からの取材があっておりましたので、それを受けて国に確認したということでございます。

○古賀陽三委員＝分かったような分からないようなというところがあるんですけども、今回、一年生から六年生まで市がとっていなかったということで、改めて「佐賀県こども施策実行計画」を見たときに、放課後児童クラブを利用で

きなかった児童数が二〇二五年から二〇二九年、これは五カ年の計画だと思いますけども、ゼロになっているんです。ゼロだから今回影響がなかったということが言えるのかなと思いますけども、計画を練るに当たっては、やっぱりきちんとした正確な数字が必要だというふうに思っています。

「佐賀県こども施策実行計画」の中に「総合的な放課後対策の推進」ということで、「放課後児童クラブに係る量の見込みと提供体制の確保」という欄がありまして、その中で、「市町計画の数値を年度ごとに集計し、以下のとおり定めることとします。」ということで、「量の見込みと提供体制の確保方策」で、二〇二五年が量の見込みとして一万四千三百八十一人、目標整備量が一万四千五百五十一人、過不足というのが目標整備量から量の見込みを引いた数字が百七十人、二〇二六年度が五百五十七人とずっと増えていっているんですね。

僕は待機児童解消の目標のゼロというところは変わりはないと思いますけども、量の見込みと提供体制の確保のところでは、佐賀市の数値が入ってくることで、四年生から六年生までですので、どれほど増えるかということはまだちょっと分かりませんけども、ここの数字が若干変わってくるのかなというように私は思っていまして、そこを県としてこの数字が変わるということは問題ないと捉えるのか、やっぱり県としては若干問題になってくるんではないかなというふうに考えるのか、そこの捉え方についてちょっと確認をしておきたいと思います。

○千綿こども未来課長＝「佐賀県こども施策実行計画」に記載している「量の見込みと提供体制の確保方策」に書かれた量の考え方ということでございますが、こちらのほうは県内市町の状況を確認した上で記載しているものでございまして、現時点でこちらの計画の記載を見直すとまでは考えておりません。

以上でございます。

○古賀陽三委員＝状況確認をした上で設定されているということは重々分かります。ただ、状況を確認した先の調査の取り方が違っていたということなんですよね。ですので、若干ここには、誤差という言葉がふさわしいかどうか分かりませんけども、最終的に県としては放課後児童クラブを利用できなかった児童数が一番解決すべきところだと思いますので、そこのゼロということは変わりないけども、若干この数字は変わってくるんだろうというふうに私は思っています。ただ、おっしゃるように、修正するまではないというような認識なのかなということで理解をしなければならないだろうと思います。

その中で、今利用できなかった児童数に関してお話をさせてもらいました。実はこれは二〇二五年から二〇二九年までずっとゼロになっているんですね。以前の資料も見ましたところ、佐賀県次世代育成支援地域行動計画の第四期、令和二年三月、これも五年計画で見込みが書かれている数字なんですけども、二〇二〇年で百三十二人、二〇二一年で六十六人、二〇二二年から二〇二四年までが目標数値はゼロになっているんです。ということは、ずっと、約八年間ゼロという目標を掲げられていますけども、多分なかなか達成できていないというか、一度も達成できていない状況だというふうに思っています。

そうしたときに、ゼロにしたいという強い意志とか強い気持ちの表れだろうと思っています。それだけ熱心に皆さんが取り組んでいきたいというようなところであるんだろうというふうに理解はしますけども、やっぱりここは目標数値でもありますので、思いだけではなくて、現実的な数字を掲げることも私は必要なのかなと思っていまして、現実的な数値目標を掲げて、実効性のある施策をしっかり打つ必要があると私は思っていますけども、いや、このままゼロでいきますよというのか、私の認識が間違っているのかどうか、私自身の今の認識について、県としてどう考えられるのか伺っておきたいと思います。

○千綿こども未来課長＝今、委員のほうがおっしゃった、このまま待機児童ゼロでいくのかということでございますが、待機児童の解消は市町が主体となっ

て取り組むものでございますが、県としても待機児童の解消を目指して、先ほど申し上げましたように市町の状況を確認した上で、大きな目標として待機児童ゼロを掲げているところでございます。

確かに、市町において場所の確保、支援員の確保という課題があって、現時点で待機児童の解消には至っていない状況でございます。このため、引き続き市町に対する助言や支援を今後も続けることによりまして、待機児童ゼロの実現に向けて市町を支えていきたいと考えております。

○古賀陽三委員＝そこは理解をしなければいけないというふうに思いますけども、現実を見る上で、待機児童の解消は非常に難しいんだろうというふうに正直思っています。というのは、例えば、百人待機児童がいたとして、佐賀市だけで百人ということであれば、そこに集中的に対策を打てばいいんでしょうけども、県の役割としてそれぞれの市町の状況を見ながらということで、例えば、ほかの地区に、小城なら小城で三十人、ほかの地区で二十人、トータルして百人となったりする中で、どういうふうに施策を打っていくべき必要があるのかなということで、そういった数値を掲げるにも非常に難しい部分があるということは理解をしつつも、一方で親の立場に立ったときに、実効性のあるものをしっかりと計画立てて、そして、予算も措置しながら進めていく必要があるということも御理解をいただきたいなと申し上げておきたいというように思います。

最後ですけども、佐賀市における待機児童解消の取組と県の対応についてということなんです。

先ほど、佐賀市としっかりと話をしながら、まさに寄り添っていく方向であるのかなというようなことを思ったところでありました。

来年度から若干待機児童の数が変わってくるというふうに思いますし、先ほどの答弁で、夏休みの子供の数は待機児童の数に含まれていないというようなことでありました。親御さんと話をしていると、夏休みの三十日、四十日間、子供の預け先を探すのは大変というふうなことがあるんですね。あくまでも今回の佐賀市の待機児童は、長期の休み以外、平常時の待機児童の数だというふうに思うんです。そうしたことですので、やっぱりまだまだ本当の待機児童の数は、僕は多いんじゃないかなというようなことを思っているところなんですね。

その中で、これから県として、佐賀市が待機児童解消に向けて取組をまた改めて示す可能性も出てくるわけなんですけども、そこには県としての施設整備の予算であったりとか、新たに必要になってくる面もあるんだろうというふうに私は思っていますが、確認の意味を込めて、佐賀市の今後の取組を踏まえて、県としてどのように対応していこうとされるのか伺っておきたいと思います。

○千綿こども未来課長＝待機児童の解消は、市町が主体となって取り組むものと考えております。

佐賀市においては、令和八年四月に一年生から三年生までの待機児童ゼロに取り組み、令和九年四月までに六年生までの完全受け入れを目指すとされております。これに向け佐賀市は、今年度十二月補正予算で放課後児童クラブの定員拡充に向けた予算を計上し、取組を進めることとされております。

待機児童の解消に向けては、佐賀市は場所の確保や支援員の確保に努められてきたものと考えております。また、佐賀市は令和九年四月までに、六年生までの完全受け入れに向けて努力していかれるものと考えておりますので、県としては佐賀市の取組を後押ししてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○古賀陽三委員＝今、課長の答弁で、佐賀市は令和八年四月から令和九年四月、ですので、令和八年度、ゼロに向けて取り組んでいくということでありました。

これは、課長、こうした数値の取り方が表に出てきた後ですか、それとも前

の話ですか。その辺もし分かるようでしたら答弁いただきたいと思います。

○千綿こども未来課長＝佐賀市の計画の中で、令和七年三月に計画を策定されておりますが、その中で、令和八年四月に三年生までの待機児童ゼロ、令和九年四月までに六年生までの完全受け入れというのが含まれております。

以上でございます。

○古賀陽三委員＝ということは、令和七年三月の計画ということですので、なかなか、私が佐賀市のことに対していろいろ申し上げるわけにはいきませんけども、若干厳しく見た上で、佐賀市は今後、それこそ計画の見直しになってくるんじゃないかなというようなことを、実は私は今、課長の答弁を聞きながら思いました。しっかりと寄り添っていただけるかと思いますけども、今の佐賀市の現状も県としてしっかりと見ていただきながら対応いただくことができればというように思っています。

なかなかこれは聞き出したらいろいろ言いたいこともありますけども、以上でこの件については質問を終わっておきたいと思います。

続いてですけれども、「産業廃棄物等の適正な処理に関する条例（案）」について伺っていきたいと思います。

今議会に「佐賀県産業廃棄物等の適正な処理に関する条例の検討状況について」、報告がなされていました。今回の条例案については、伊万里市で設置が計画されている産業廃棄物最終処分場の設置事業者に県が設置を許可した後に地元住民から心配や不安の声が出てきたことがきっかけとなったと認識をしています。また、九月県議会の一般質問での知事の、手続の明確化の検討を進めたいとの発言を受け、本格的に検討が進められてきたものと思っています。

条例案については、先日の自民党会派の勉強会でも、厳しい意見を含め、いろいろな意見が出ていたように感じています。その中で、産業廃棄物の多くは今、本当にリサイクルが進んでいます。ただ、やっぱり全ては再利用できないというようなこともありますし、産業廃棄物最終処分場は社会の維持に不可欠なインフラの役割もあると私は思っています。そうしたことを踏まえると、県内企業が安定的に事業を継続していく上で一定程度は必要なものであると思っています。この認識というものは皆さんも一定理解はいただけるんではないかなというふうに思っています。

その中で、今回の条例案については、制定されれば産業廃棄物最終処分場といった施設の設置ができなくなるのではないかといったことが懸念をされていると思っています。そうなれば、県内企業は県外に産業廃棄物を排出しなければならなくなる、そういった可能性もありますし、その費用は、県内企業はもとより、最終的には県民が負担することにもなりかねないと私は考えます。また、県外の産業廃棄物を受け入れないというような自治体ももしかしたらあるかもしれないと。そうしたことを踏まえれば、この条例を制定するに当たっては、行政の役割として、規制と設置の必要性のバランス、そこが大事だというように思っていますし、必要性のバランスを図る必要があると思っています。

そうしたことから、この条例案について伺っていきたいと思いますけども、まず、今回の条例制定に至った経緯といいますか、背景を確認させていただきたいと思います。

○佐々木循環型社会推進課長＝お答えいたします。

県内に計画されている産業廃棄物最終処分場の設置に係る手続の中で、そのプロセスなど、現行の規定を明確化する必要が出てきました。最終処分場は、環境面、生活面、防災面などの面で地元住民の間に様々な意見が生まれ得るものです。県が処分場の設置の可否を判断する上で地元住民の意見を踏まえることが大切であり、そうした地元住民の様々な意見を集約し判断するのは、基礎自治体である市町の長の役割であります。

今回、市町長の意見を通じて地元住民の意見がより適切に反映されるよう、

条例制定により設置に係る手続や設置後の取り扱いを明確化することとしたものです。

以上でございます。

○古賀陽三委員＝基礎自治体の市町の長の役割というようなことでお話をいただきました。課長が今おっしゃったように、今回、説明の中に、「住民の意見がより適切に反映されるよう、条例制定により、設置にかかる手続きや設置後の取扱いを明確化する。」というようなことを書かれておりまして、市町の役割なんですけども、この条例の制定によってどのような役割が設けられるのかということを改めて伺っておきたいと思いますし、条例制定により手続や設置後の取り扱いの明確化といったことが今回うたわれていますけども、これまでとどういうふうに変わるかですね。というのは、現行の規定を明確化ということでありましたので、現行もしっかりとやられているというふうに思うんですね。そこをあえて明確化というようなことを言われましたので、これまでとどのように違ってくるのかということを確認させていただきたいと思います。

○佐々木循環型社会推進課長＝今回の条例化で、市町の役割は変わらないものと考えております。

処分場の設置に関して、県はこれまでも、意見照会を通じて確認した市町長の意見を踏まえ、設置の可否を判断してきました。今回制定予定の条例では、これまでの市町の役割を明確化するものであり、市町からは、処分場の建設予定地における土地利用上の規制、処分場の設置に伴う関係地区の範囲、生活環境保全上の意見などをいただくこととしております。また、そうした意見については節目節目で出していただくほか、いつでも受け付けることとしております。

以上でございます。

○古賀陽三委員＝市町の役割は変わらない。けども、明確化をする。どうなんでしょうね。市町の役割は変わらないけども、明確化をするということですよね。どう捉えればいいんでしょうね。であるならば、これまでと役割は変わらないということなんですよね。じゃ、今までどおり丁寧にやっていけばいいんじゃないかなと。わざわざ条例化するまでの必要はないんじゃないかなというようなことを感じてしまうんですけども、私の認識に関して課長何か、いやいや、それでもやらんといかぬとおっしゃるのか、私の認識に対してどう思われるのか、課長、答弁をお願いします。

○佐々木循環型社会推進課長＝県ではこれまで、県の要綱でありますとか、一部、県の内規によってこういった処分場の手続関係を定めておりました。ただ、それが、要綱あたりは外向けに公表しているものもあったんですけど、一部、内規になりますと、そういったことではない部分もありましたので、今回そういったものを全部含めまして条例化、もしくは規則ということで広くお示しをするという意味で明確化したいというふうに考えております。

以上でございます。

○古賀陽三委員＝なかなか、内規であるという部分があるから、それをしっかりと表に出すということで理解をしなければいけないんだろうというふうに思います。

そうしたときに、先ほど、つかさつかさでそれぞれ意見を出されるというようなお話があっておりました。会派の勉強会でもこの説明資料が出ておりました。（資料を示す）これはパブリックコメントのところのホームページから皆さんに公表されているということでもありますけども、こういったものを見たときに、やっぱり市長、町長の意見を聞く回数が相当多いなというようなことを感じるわけなんですね。そうしたときに、勉強会でも、これは市町の首長さんの責任が相当重いなというような意見も出されていました。

そのことに関して、市町の責任が大きくなると認識を私どもはしているんで

すけども、その認識について、課長、どういうふうに思われるのか伺っておきたいと思います。

○佐々木循環型社会推進課長＝先ほども答弁しましたとおり、今回、市町の役割は変わらないものと考えております。処分場の設置に関して地元住民の様々な意見を集約し判断するのは、基礎自治体である市町の長の役割です。県は市町からいただいた意見を尊重しつつ、最終的には県のほうで施設設置の許可権者として判断することになるというふうに考えております。

以上でございます。

○古賀陽三委員＝市町の役割は変わらないということでありましたけども、これは一応、「事前協議書の提出」から最終的に「許可又は不許可」になるまで、これでいえば十三まで数字が打ってあるんですね。そうしたときに、ちょっと見えにくいと思いますが、これなんですよね。（資料を示す）どう言いましょうか、最初に事業者から県に事前協議の提出がされて、県から市町に意見照会が行われると。それが市町から県に回答があって、それを受けて今度は事業者が関係住民に関係地区説明会を行われるということで、これだけのプロセスを踏むことになっています。

これを見る限りですけども、県の役割というのは意見照会をかけて回答を得る立場なんですね。ある意味そこだけなんです。市町に意見照会をかけて回答、このやり取りがこれを見る限り五回ほど行われます。そうしたときに、やっぱり市町の首長さんの責任というのは重いというように私は思っていまして、これは県が関わるということはないんでしょうか。あくまでも、これを見る限り、意見照会をして回答を得る、そういった立場。県としてもっと主体的に関わっていく必要性はないのか確認をしておきたいと思います。

○佐々木循環型社会推進課長＝お答えいたします。

県の今後の関わりですけども、今回、伊万里市のほうでの事例でいきますと、市民のお声としましては、地元の範囲ということとか、そういった意見が多うございましたので、今後、県のほうで事前協議が出された場合には、市町のほうときちんとそこら辺りを一緒になって、例えば、図面を見ながら、写真を見ながら、一緒に現地を見ながらとか、そういったことをやって、きちんと市町と連携しながらそういったことも今後決めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○古賀陽三委員＝じゃ、あくまで今は意見照会、回答を得る立場だけども、先ほどの答弁では、今後そういった部分に関しては検討されていくと、どういった関わりができるのかを検討していくという理解でよろしいですかね、課長。

○佐々木循環型社会推進課長＝お答えいたします。

これまでも地元の範囲あたりにつきましては市町のほうからも御意見は出されたりしておりました。そういうことでは何ら変わらないとは思っておりますけども、先ほど申しましたように、この前の伊万里市の説明会においてはいろんな意見をいただいておりますけども、そういった意見を踏まえて、より丁寧にやっていく必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

○古賀陽三委員＝より丁寧に進めていただきたいというようなことを申し上げておきたいと思います。

次に、将来の産業廃棄物最終処分場等の設置に対する懸念についてということなんです。

先日の勉強会でも、市町の責任が重くなるんじゃないかとか、そういった意見も出されていました。課長は変わらないというふうなことをおっしゃいますけども、この条例が制定されれば、事実上、今後、産業廃棄物最終処分場等の産廃施設が一切設置をされなくなるのではないかといったような意見も出てい

ました。これは佐々木課長もお聞きになられていたというふうに思いますけども、そうした条例の運用になるんではないかなといったような懸念をしていますが、このことについて県はどのように認識をされているのか確認させていただきたいと思います。

○佐々木循環型社会推進課長＝お答えいたします。

産業政策の視点から、県内企業が安定的に事業を継続できるよう、一定の産業廃棄物最終処分場は確保が必要であります。

今回の条例化は、手続を明確化するものであり、ルールを見直すものではありません。事業者が仮に処分場の設置を行う場合は、地元住民の理解を得ることが必要であります。これは今までと変わるものではないというふうに考えております。

以上でございます。

○古賀陽三委員＝今までと変わらないというような答弁をせざるを得ないのかなというようなことを思っておりますけども、その中で、今回、県が設置を検討されています。そうしたときに、全国的に見たときにこの条例設置数というのは、どれぐらいの都道府県が設置をされているのかということを伺っておきたいというふうに思います。ちょっと確認をさせてください。

○佐々木循環型社会推進課長＝お答えいたします。

全国における廃棄物関係の条例を持っているところ、条例化しているところにつきましては、全国で二十一都道府県あります。

以上でございます。

○古賀陽三委員＝二十一ということで半数に満たないような状況にあるんだろうというふうに思いますが、今回の勉強会の資料にも産業政策の視点ということで、今現在、確保が必要という認識は皆さん方と私の認識は同じだというふうに思います。その中で、「現状、県内の処分場の必要容量は、当分の間、確保できている」というようなことが書かれています。この当分の間というのは量で見るのか、年数で見るのか、いろいろあるんだろうというように思いますが、このことに関して数値があれば示していただきたいと思います。

○佐々木循環型社会推進課長＝お答えいたします。

産業廃棄物の管理型の最終処分場の場合なんですけども、今の最終処分量の残容量を過去の三年間の埋立量で単純に割ったという前提なんですけども、そういうふうに試算した場合は、二十年以上あるというふうな計算になります。

以上でございます。

○古賀陽三委員＝二十年以上ということで、そこをどう捉えるかというのはそれぞれの判断になるんだろうというふうに思いますけども、やっぱりそういった数字を聞くと、今現状は県内に必要がないというところで、この条例をすることである程度しっかりと規制をしていこうというふうに僕はどうしても捉えてしまうんですね。それは多分、今回条例を提出される皆さん方が一番分かってあるんではないかなと、この条例のできる意味を、この条例をつくる意味をですね。ですので、先ほど申し上げたように、規制と必要性のバランスをしっかりと取っていただきたいなというようなことはこの場で申し上げておきたいというふうに僕は思いますし、今パブリックコメントを取られていますけども、これまでなかなか議会で条例の議論がこういった委員会でされることは少なかったんではないかなというように思っています。

ただ、私たち議会としては、こういった条例に関しても改めて目を向ける必要があるんだろうというふうに思っていまして、今まではどっちかといえば、二月にこの条例を制定しますのでというようなことで出されていました。ほかのいろんな条例もですね。ただ、今回、こうして前もって提出をいただいたということで、まさにこうした議論ができるんですね。議会としても不安材料であったりとか懸念点を示すことができるということで、僕はこれは非常にいい

提案の仕方、提出の仕方だというふうなことは評価をしているんです。

そうした中で、議会の意見というものも、ある意味パブリックコメントの一つだと受け止めていただきたいというようなことを思いますので、なかなか僕らが直接メールを打ったりして意見を寄せるということはありませんけども、この場での私たちの発言というのは議事録にも残っておりますので、これは十二月二十八日までだったと思いますけども、そういった懸念があるということは、皆さん方にもぜひしっかりと御理解をいただいた上で、この条例の制定に関しても改めてしっかりと庁内で議論を深めていただきたいというようなことを申し上げておきたいというふうに思います。

その中で、今後の産業廃棄物行政についてということであります。

繰り返しになりますけども、やっぱり行政の役割として、規制と設置の必要性のバランスを図る必要があるというふうに思います。あくまでも今回の条例制定で適正処理のための必要な施設整備を止める意図はないというようなことで認識せざるを得ないのかなという部分はありますけども、生活環境を守ったりとか住民の不安に寄り添うことも必要だと思いますし、一方で、事業活動の妨げになるようなこともあってはならないというふうに私は思っています。

特に今回、事業者側から見た場合は、県が許認可権限を持つので、事業者からしてみたら、やっぱり皆さんの存在というのはすごく大きいんですね。もっと言えば、行政の考えで造らないとか造らせないといったことが可能になってしまうんです。それだけ皆さんの持つ権限は大きい。そういった意味では、この条例制定に関しても、やっぱりいろんな意見を踏まえながら慎重に進めていく必要があるというふうに思っています。

県として、今後、産業廃棄物行政をどのように進めていこうとされるのか確認をさせていただきたいと思います。

○佐々木循環型社会推進課長＝お答えします。

県ではこれまで、循環型社会の実現に向けて、廃棄物の排出抑制や再生利用に取り組んできました。あわせて、廃棄物の適正処理に向けて、処分場の監視やモニタリングをはじめ、市町とも連携しながら、不法投棄の防止に向けた取組等も行ってきました。

廃棄物の適正処理については、今回、手続を進めている条例に基づき、さらなる廃棄物の適正処理に取り組むこととしています。

処分場は、社会にとってなくてはならないものでありますが、その設置に当たっては、地元住民の意見を踏まえた市町長の意見が重要であり、市町と連携しながら、しっかりと取り組んでいきます。

県としては引き続き、循環型社会の実現に向けた廃棄物の排出抑制や再生利用及び適正処理の推進に取り組んでいきます。

以上でございます。

○古賀陽三委員＝これから丁寧に、ぜひ進めていっていただきたいということを改めて申し上げておきたいと思うと同時に、どうしても今、住民目線に立った部分が非常に大きいのかなというようなことを感じています。そうしたときに事業者として産業廃棄物協会、今、名称が変わりまして、産業資源循環協会さんですかね、そういった方々に対しても理解を得ておく必要があると私は思っていますけども、その点について、県として今現状どのようになっているのかということを最後に確認させていただきたいと思いますけども。

○佐々木循環型社会推進課長＝お答えいたします。

産業資源循環協会に対しましては、先月、こちらのほうから一部の役員の方に対しまして、今回の条例の概要について御説明をいたしました。今後の話でいきますと、実はあした、また役員の方の集まりがありますので、その中でも説明を行うこととしております。

県としては、そういうふうに丁寧に御説明をしていきたいというふうに思っ

ております。

以上でございます。

○古賀陽三委員＝繰り返しですけども、本当に丁寧に、市町もそうですけども、事業者の皆さんであったりとか、丁寧に対応を求めておきたいと思います。この件については質問を終わりたいと思います。

最後、介護現場におけるカスタマーハラスメント対策についてということであります。

この件も昨年の十一月議会の一般質問で取り上げさせていただきました。内容としては介護人材の確保ということでありましたけども、その中で、介護現場におけるカスタマーハラスメントへの対応ということで質問を行いました。介護の現場にもカスタマーハラスメントがあるということを実際に耳にしたからでありました。どちらかといえば、これまで介護の現場の話は、議会でも人材確保とかというのが議論になっていました。いろんな方が取り上げられましたし、今現状、国も人材確保が必要だということで予算をどんどん、十分かどうかということは別にして、処遇改善等も進んできております。そういったところに引き続き目を向けていくことは非常に重要だというように思っています。

ただ、そうしたこととあわせて、新たな視点も必要だろうというふうに思っています。というのは、先ほど申し上げたようなカスタマーハラスメントへの対応もしていく必要があるんだろうというふうに思っておりまして、そうした中で、このカスタマーハラスメント、具体的にどういったものがあるかということなんですけども、利用者からの暴言であったりとか、家族などからの長時間のクレーム、理不尽な要求、ひどいものになると髪を引っ張られたとか、つばをかけられたというような経験があるということでありました。そうしたことがあってもこれまでは仕方がないと思っていたというようなお話を聞きました。

それは介護現場特有なのかなというようなことを思っておりまして、というのは、認知症に伴う行動と、明確に悪質なハラスメントの線引きが難しいということ。認知症によって、もしかしたらその人がそういった行動に出ている、善悪の判断がつかないというような言葉がふさわしいかどうか分かりませんけども、やっぱり線引きが難しいという課題があったんだろうというふうに思いますし、施設介護とか訪問看護、訪問診療とかありますけども、どれも共通しているのが、密室であること、第三者の目が行き届かない、見えにくいというようなことから、記録に残しにくいというか、記録というか、端的に言えば証拠ですね。残しにくいというようなこともあったんだろうというふうに思っています。

そうした話を伺っていると、介護の仕事という性質上、職員がハラスメントがあるという声を上げられないと、我慢を強いられている状況にあるんじゃないかと私は思っています。そうしたことが続けば、介護現場の職員の疲弊につながるし、介護という仕事の魅力の低下にもつながるというふうに思っています。ひいては離職のリスクにもつながるんだろうというように思います。

幾ら処遇改善とか――今議会も先進機器の導入とか挙げていただいています。どんどん進む一方で魅力の低下とかが進めば、なかなかいい循環が生まれてこないだろうと思いますので、こういった現場に皆さんしっかりと目を向けていただきたいなというふうに思いますし、そうした状況があって、昨年、介護現場におけるカスハラ対策として、県として相談窓口の設置や啓発、広報などに取り組む必要があるのではないかといったような提案をさせていただきました。その際、県主催の研修会の開催、チラシ、パンフレット等による啓発、広報を含めて、どういった対応が効果的なのか検討を早急に進めるというような答弁があっていました。この質問からちょうど約一年たったということもあ

りますので、改めて質問をさせていただきたいと思います。

まず、介護現場におけるカスタマーハラスメントの現状について、県内の状況はどのようになっているのか伺いたいと思います。

○山口長寿社会課長＝介護の現場には、職員が高齢の利用者等に反論することが難しい、事業所がサービス提供を拒否できない、訪問サービスでは職員が一人で利用者の自宅を訪問する必要があるなど、カスタマーハラスメント、いわゆるカスハラが起きやすい要因があると考えております。

令和五年度に県が行った介護サービス事業所実態調査において、介護職員約二千二百人のうち約六〇％が過去にハラスメントを受けた経験があると回答されています。内容が多かった順に申し上げますと、利用者からの暴言が四五・一％、利用者からの無理な要求が二四・五％、利用者の家族からの無理な要求が一四・五％となっています。

また、令和六年度に介護労働安定センター佐賀支部が行った介護労働実態調査では、介護職員約百五十人のうち約三八％が一年以内にカスハラを受けた経験があると回答があっております。

このほか、県に対して事業所から個別に、利用者から叱責を受け、職員が離職を考えている、利用者の家族から長時間不当な要求を受けているなどの相談を受けたことがあり、組織で対応を行うことや必要に応じて弁護士などの専門家に相談することなどを助言したことがございます。

以上でございます。

○古賀陽三委員＝実際二千二百人、多くの皆さんに調査を行っていただいているなというようなことを思いました。そのうち六〇％の方が何らかのハラスメントを受けているということ、そして、実際、直接県にもそういった話があったというようなことで、実態がしっかり把握されているなと感じました。

その中で、様々この状況はいかんだろうというようなことを思われたというふうに思います。県として、カスタマーハラスメントへの対応に関する検討をなされたと思いますけども、どのような検討をなされたのか伺います。

○山口長寿社会課長＝本県における介護現場でのカスハラの状況を踏まえ、県としても、事業所におけるカスハラ対策意識の向上や対応力の強化を図るための取組を検討する必要があると考えたところです。

対応を検討するため、幾つかの事業所にカスハラ対策の実施状況を聞き取ったところ、対応マニュアルの作成や職員研修の実施などの取組が行われていないところがございました。県社会保険労務士会に話を聞いたところ、事業所向けに研修会の開催や専門家による個別の相談対応が必要ではないかという御意見をいただきました。また、厚生労働省が作成している企業向けカスハラ対策マニュアルにおいて、企業が取組を行う上での課題として、カスハラの定義や判断基準の設定が難しい、顧客側の理解も必要といったことが挙げられています。

こうした情報に基づいて検討を行い、まずは事業所の意識向上や対応力向上のための支援とカスハラについて周知啓発が必要と考えたところです。

以上でございます。

○古賀陽三委員＝マニュアルの作成が行われているという答えかなと思ったら、行われていないというようなことでありました。しっかり行っていく必要があるんだろうというふうに思いますし、やっぱり他県とかを見ていたら相当早くこういった取組をされているところもありましたので、しっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思いますし、これは相談しやすさが必要だろうと思います。現状、なかなか声を上げられないということがあってはならないというふうに思っていまして、しっかりと進めていただきたいと思いますし、仕方がないということで終わるのではなくて、そうしてしまえばどうしても潜在化してしまうというようなことにもなってしまいますので、潜在化をいかに

掘り起こしていくかということが今後大切になっていくんだろうというふうに思いますので、ぜひそういったところにも目を向けていただきながら、最初の子育ての質問じゃありませんけども、実効性のあるものにしていただきたいなというように申し上げておきたいと思います。

そうした中で、様々検討いただいておりましたけども、その検討結果を踏まえて、県では、現状どのような取組を行っているのか伺います。

○山口長寿社会課長＝事業所の取組を支援するために、令和七年度から県として新たに介護現場におけるカスハラ対策に取り組んでいます。

具体的には、事業所向けの相談窓口の設置、相談があった事業所への専門家の個別派遣、カスハラ対策に関する研修会の開催に取り組んでいるほか、今後、カスハラの予防・啓発のために、カスハラの具体例を示したチラシを作成する予定です。

令和七年九月一日に設置した相談窓口には、現場で実際に起きているカスハラ事案への対応方法の相談が寄せられ、個々の事案に応じた対応策を助言しています。こうした相談のほか、職場内研修の実施方法や対応マニュアルの作成方法といった、事業所内で取り組むカスハラ対策についての相談が寄せられており、他社の好事例の紹介や、より効果的な研修の実施方法の提案など、課題解決につながるような助言を行っています。

また、県内四カ所で開催を予定されている研修会については、三カ所で開催済みであり、カスハラによる企業、社員への影響、カスハラに該当する行為や契約解除が認められた具体例、カスハラ対策の基本的な考え方、これは組織的な対応をすることや初期の対応や要因分析が重要であることなどになりますが、そういうことなどの内容で社会保険労務士による研修を行いました。

受講者からは、直近で利用者とのトラブルがあり、参考になった、事業所の方針見直しに役立つ情報が得られた、分かりやすかったので今後も開催してほしいなどの感想があり、好評をいただきました。

なお、研修会については、当日参加できなかった方のために、今後、動画でも配信することとしています。

以上でございます。

○古賀陽三委員＝四月からいろんな取組を行われているということで、ありがたく思っています。

その中で、相談窓口が九月から始まったということで、三カ月ちょっとですかね、今現状どれぐらいの問い合わせというか相談があったか、件数はもしかしたら多くないかもしれませんけども、現状が分かれば確認させてもらいたいと思います。

○山口長寿社会課長＝件数につきましては五件ございまして、内容といたしましては、入居者、家族からの暴言や過度な要求、クレームとハラスメントの線引き、あと、カスハラの研修の実施、職員への啓発、組織としての対応体制とマニュアルや規程等の作成、安心して働くことのできる職場の環境づくり、こういうような内容でございました。

以上でございます。

○古賀陽三委員＝五件ということでありました。内容については暴言等々ということであります。

どうしても、事業者側には周知は割にしやすくあるんだろうと、いろんな協会等々もありますのでですね。ただ一方で、利用者側のモラルもやっぱり必要だと思うんですね。そういった意味では、県がしっかりと動くということで、利用者側に対してもそういった行動というのは問題なんだよというようなことを、これは非常に難しいと思いますけども、そちら側に対しても周知をしていく必要があるんだろうというふうに思います。

ただ、四月から始められたばかりですので、これを今すぐどうこうというこ

とは言いませんけども、利用者に対しても周知というものをお願いをしておきたいと思います。これは答弁は要りません。

最後ですけども、今後の取組についてということであります。

カスハラ対策について、県としてどのように取り組んでいこうとされるのか伺います。

○山口長寿社会課長＝まずは、今年度取組を開始した相談窓口の設置や研修会の開催などの事業に着実に取り組んでいきます。その上で、今後、定期的に行っている事業所への訪問指導や、本事業を通じて現場から聞き取った意見を踏まえ、より効果的な取組となるよう、必要な見直しを行ってまいります。

また、事業主にカスハラ対策を義務づける改正労働施策総合推進法が令和七年六月に公布され、公布から一年六カ月以内に施行されます。今後、厚生労働省から指針が示された際には、県としても事業者に対し、カスハラ対策の重要性を改めて周知し、取組を促してまいります。

カスハラは、職員一人に抱え込ませないよう組織として対応することが大切であり、それぞれの事業所においてもカスハラへの意識を高め、対応力を強化してもらうことが特に重要と私も考えています。介護現場で働く職員の皆様が安心して働くことができる職場環境づくりを推進し、利用者に対する円滑なサービスの提供が図られるよう、引き続きカスハラ対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○古賀陽三委員＝これからしっかりと取り組んでいただけるというふうに思いますし、先ほど事業主にこれからカスハラ対策が義務づけられるということでありましたので、事業主の意識も変わっていくのかなと思いますし、これからどんどんこういった対策が進んでいくのかなというようなことを期待したいと思います。

その中で、相談窓口とか研修会の開催ということで、昨年質問させていただいて、令和七年四月からということで数カ月間の間に、今できることをしっかりと形にしていただいているというふうに思っています。

今後、多分いろんなことが出てくるんじゃないかなというふうに思います。相談窓口、研修会というものは必要だというふうに思いますし、そうしたことあわせて、進んでいるところというのは、例えば、訪問看護師とか介護員の安全確保とか離職防止対策事業といったものも実際に行われています。というのは、先ほど課長が最初におっしゃいました、一人での訪問ということがありましたけども、ここを二人で訪問できるようにとか、二人で訪問するには予算もかかるんですね。今、厚生労働省もそういった施策はありますけども、使い勝手が実は悪いということなんです。

というのは、利用者負担がどうしても発生するから、二人目を一緒に行くに当たって、相手の許可を取らないといけないということもあります。非常に使い勝手が悪いというようなこともあっていますので、ハラスメントをする方が二人で来てよかよということには正直なかなかならないんだろうというふうに思いますので、これからそういった問題に向き合っていく場面も私は出てくるのかなというようなことを思っていますので、いろんなことを広報とか、相談窓口とか研修会と併せて、実際の面でも現場の皆さんが使いやすいような事業ということも考えていっていただきたいなと。

その際で一番前提となるものは、やっぱり使いやすいものにするということを求めておきたいというふうに思います。これに関しては、課長は今回初めての答弁だと思いますので、いろいろ言いませんけれども、ぜひそのことも頭に入れておいていただきたいというふうに思います。

長くなりましたけれども、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○藤崎委員＝藤崎輝樹です。

今、長寿社会課長は初めての答弁というふうな話がありましたけれども、引き続き私のほうからも質疑させていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

今、古賀陽三委員のほうから介護の現場のカスタマーハラスメントの質問がありました。この中の大きな課題として認知症の話も触れられましたけれども、私自身、この認知症に対する多くの方の不安、また、今年は二〇二五年ということで、いわゆる団塊の世代、八百万人が七十五歳以上になるということであります。六十五歳以上が二九％と、いわゆる本格的な高齢化社会の幕開けだというふうに感じております。

団塊の世代というのは、私が今、五十代後半に入っておりますけれども、私から見れば親世代、小さい頃かわいがってくれた近所のおじちゃん、おばちゃんたちがまさにその団塊の世代となり、そして、高齢化社会の中でこの認知症の不安を抱えていらっしゃる方が非常に多いというふうにも感じております。

思い起こせば、私たちが小さい頃、地域のコミュニティーというものは非常にしっかりしておりました。そういった中で、よく場面としてあったのが、何か最近様子がおかしかよねとか、そういった話というのが団らんの中で話としてよくありました。今思えば、いわゆる認知症に対する気づきというものが早期にあったんだなというふうに思われます。ただ、その頃はまだそういった認知症に対する正しい理解、知識がなかったものですから、そういった話が出るにとどまり、見過ごされてきた。そして、その結果、認知症が進んでいったということがあったかと思います。

今は逆に認知症に対する理解を促進しなければならないということで、県も力を入れていただいております。ただ一方で、コミュニティーが非常に弱くなってきている、いわゆる関係が希薄になっている中で、逆に今度は見過ごされている。また、高齢社会というものは、いわゆる老老介護であったり、また、孤独死というものも大きな課題としてありますけれども、御高齢の方が一人でお住まいの単独世帯も非常に多くなってきている。また、大変なのは、認知症の方が認知症の方を支える認認介護、こういったことも非常に大きな社会問題として、今からより一層拍車をかけていくんだろうというふうに思っております。

そういう中で、高齢化といえば、当然、どうしてもいろんな病気を抱えがちになります。そのトップとしてやっぱり認知症があるというふうに思いますし、もちろん骨粗しょう症であったり、がんといった課題もありますけれども、一番なりたくない病気として認知症が挙げられていると、そういったアンケートの結果もあります。やっぱりこの理由としては、先ほど介護の質疑がありましたけれども、要介護となる要因としてこの認知症というものが非常に大きいということもあろうかと思います。周りの方に本人として迷惑をかけたくないとか、また、認識不足から認知症になることに対する知られたくないとか、隠したいとか、どうなるんだろうという不安、そういったことがあって、非常に皆さん多くの方が実は悩まれているというふうにも思っております。

そういう中で、県の取組を質問させていただきたいというふうに思います。

初めに、改めてでありますけれども、認知症の概要についてであります。

どのような病気であるのか御説明をいただきたいと思います。

○山口長寿社会課長＝認知症は、令和六年一月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」において、「アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患などにより日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態」と定義されているように、認知機能を低下させる脳疾患によって引き起こされる症候群とされています。

その具体的な症状としては、物忘れや判断力の衰えといった症状のほか、憂

鬱で塞ぎ込む、怒りっぽくなるといった性格の変化などが見られることがあります。

認知症は、原因疾患に基づいて幾つかの種類があり、最も多いのが脳にアミロイドベータというたんぱく質が蓄積するアルツハイマー型認知症で、全体の六から七割、脳梗塞や脳出血などの脳疾患による脳血管性認知症が約二割、このほか、脳の神経細胞に特殊なたんぱく質が蓄積し、幻覚を見たりするレビー小体型認知症、前頭葉や側頭葉が萎縮して発生する前頭側頭型認知症などがございます。

以上でございます。

○藤崎委員＝今、そういった研究の成果が上がってきて、いろんな要因、背景等、そういったことが解明されつつありますけども、まだまだ予防と完治の医療は確立されていないというような認識にあります。そういった中でも、より早く取り組むことで進行を止めさせることも可能だというふうな話も聞いております。

そういった中で、今現在、認知症高齢者数の状況はどのようになっているのか、改めてお伺いをいたします。

○山口長寿社会課長＝認知症の高齢者数は、厚生労働省が公表しているデータによれば、二〇二五年の段階で全国では約四百七十二万人、県内では約三万三千人と推定されています。そして、将来においては、二〇四〇年の段階で全国では約五百八十四万人、県内では約三万八千人と推定されています。

以上でございます。

○藤崎委員＝決して他人事ではない身近な病気というふうにも言えるかと思いますけども、その認知症患者についてでありますが、県内の推定認知症高齢者数のうち医療機関にかかっている患者数は、分かっていればどの程度かお示しいただきたいと思います。

○山口長寿社会課長＝厚生労働省が三年ごとに実施、公表している患者調査のデータによれば、二〇二三年の本県における認知症の推定患者数は、アルツハイマー病と血管性及び詳細不明の認知症の推定患者数の合計として千七百人と推定されております。

以上でございます。

○藤崎委員＝認知症の基本法を踏まえて責任が明確化されたことで、より一層、いろんな方の、いわゆる県の取組も目に触れることも多くなってきたなというふうに感じております。また、県におかれても、大きな施策の取組の一つとして頑張っていただいているというふうに感謝しているわけでありますけれども、これまでの取組についてであります。

認知症対策として様々な取組を行ってきていただいておりますけれども、改めてこれまでの取組について御説明を求めます。

○山口長寿社会課長＝認知症の施策として、主に認知症の正しい知識の普及啓発、認知症の方や家族への支援、地域医療との連携などに取り組んできたところでございます。

具体的には、認知症の正しい知識の普及啓発については、認知症やその支援を分かりやすく解説したパンフレットの作成や、認知症に関する情報や取組の新聞掲載、認知症患者本人による情報発信、認知症について理解し、自分でできる範囲で手助けする認知症サポーターの養成や、その講師役であるキャラバンメイトの養成などに取り組んでいます。

認知症の方や家族への支援については、認知症も含めた高齢者の市町の総合相談窓口である地域包括支援センターの強化充実のため、毎年異なるテーマで職員研修を実施し、認知症の方や家族が身近な人に知られたくないといった理由で、市町の地域包括支援センターに相談することにためらいがある場合でも、気軽に相談できる広域的な窓口である、佐賀県認知症コールセンターの設置な

どに取り組んでいます。

地域医療との連携については、地域における医療機関相互の連携や、早期発見、早期対応を行う認知症疾患医療センターの設置、地域の身近な医療機関であるかかりつけ医等への認知症に関する研修の実施などを行ってまいりました。

以上でございます。

○藤崎委員＝県の取組の中で、いわゆるサポーターとか、そういう支える方々を厚くしていくということは非常に大事だと思いますし、また、そういった取組もあるんだなというふうに非常に感心させられるのが、いわゆる認知症本人大使ですか、「さが認知症すまいるリーダー」の任命等、こういった取組というのは、正しい理解を進めていくという意味においても非常に大事なことだと思います。

先ほど課長が言われた、知られたくないというこのワード、これが私はこれから大きな厄介事として目の前に立ちはだかっていくというふうに感じております。知られたくないがゆえに、より認知症を重症化させたり、また、より大きな介護の負担を強いることになったりということで、やはりここのところをいかに理解を進めていくかということが大事なんだろうというふうに思っております。

では、認知症の課題についてお尋ねをいたします。

認知症施策に取り組む中で、県として認識している課題はどういうものがあるのかお伺いをいたします。

○山口長寿社会課長＝課題については、大きく三つあると考えています。

一つ目は居場所づくりです。

これまで支える側に対する支援に主に取り組んできました。認知症の程度は人それぞれで異なり、認知症になっても様々な活動ができることも多くあります。そのため、認知症の方自身が楽しんだり、安らいだりすることができる居場所づくりを進めていく必要があると考えています。

二つ目は地域ネットワークづくりです。

認知症は早期診断、早期対応が重要です。そのため、必要な医療や支援にすぐつながり、不安なく暮らせるよう地域を支えるネットワークの充実強化を支援していく必要があります。

三つ目は理解促進です。

認知症になった方がそのことに引け目を感じたりせず、自然に前を向いて生活していけるよう、また、その周囲の方が過剰な不安に陥ることなく、落ち着いて対応することができるよう広く理解を深めることが必要です。県民一人一人が認知症は誰もがなり得ると、自分ごととして受け止め、正しく理解してもらうことが必要です。

以上でございます。

○藤崎委員＝まさに自分事として県民皆さんが理解をすることが、早期発見、そして早期治療、そういったことにもつながってこようかと思います。やはり気づいたとき、感じたときに、どのタイミングで窓口機関に相談をすればいいんだろうかとか、どのタイミングで実際に医療の現場へ伺ったがいいんだろうかというそのタイミング、実はこの判断が非常に難しいというふうに思っております。というのは、やはりその時期の症状、期間にもよりましょうけれども、おかしいなと思った次の日には、ふだんと変わらない暮らしをしている。そうすると、あっ、ちょっとたまさかだったのかなとか、やっぱり誰でも物忘れというのはありますから、そういった類なのかなとか、また、どのタイミングで伝えたほうが、より本人の受け止めとか、また誤解とか、そういったものを招かないだろうかとか、本当にこのタイミングというのが非常に難しいというふうに思っております。

そういう意味では、やはり早め早めの対応というもの、そして予防というものが非常に大事だというふうに感じておりますけれども、この問いの結びに、今後の取組についてであります。

認知症の現状や認識している課題を踏まえて、県として今後どのように取り組んでいくのか伺います。

○山口長寿社会課長＝今後、認知症の増加が見込まれ、その対策の重要性が増していくと考えられる中で、本人や家族の思いを聞いてできる限り施策に反映させ、共生社会の実現に努めていきたいと考えています。

課題として挙げた居場所づくりについては、例えば今年度、佐賀バルーナーズと連携し、これまで当事者だけで行っていた認知症本人ミーティングを、一般の方にも参加していただき、当事者の声を広く県民に届けるとともに、応援グッズの作成や、応援を通じて誰かを支える存在となる取組を行いました。このような認知症の方を主役とした社会との関わりの場の創出の取組を今後も行ってまいります。

また、認知症になってもできることに目を向け、希望を持って暮らすことができるよう、運動やｅスポーツ、カフェなどの社交の場等、様々な活動が生まれ、選択肢が広がるような取組を行います。

二つ目の課題である地域ネットワークづくりについてですが、認知症の方や家族の総合相談窓口は、主に市町の地域包括支援センターが担っています。センターで相談を受ける認知症地域支援推進員の対応力が重要となるため、引き続き研修を行い、その育成、スキルアップを図っていきます。

また、広域的なコールセンターについては、相談しやすい環境をつくるとともに、早期診断、早期対応ができるよう、県内五つの病院に認知症疾患医療センターを設置するなどしており、今後も関係者の意見を聞きながら、地域ネットワークの充実強化に取り組んでいきます。

三つ目の課題である理解促進については、今年度、福祉・医療系の学生に特化して、教わる側から教える側に転換する試み、認知症ユース・キャラバン養成講座を行い、地域を担う若者の認知症理解を促しました。これにより生まれたキャラバン・メイトが、今後、県内各地で認知症についての講演や研修を行っていくことにより、若い世代の関心や理解につながっていくことを期待しています。

これらの取組を通して、皆様の認識が「認知症になったらどうしよう」から「認知症になっても大丈夫」に変わっていき、高齢者をはじめとした全ての方が安心して暮らすことができる共生社会を実現できるよう、今まで以上に本人や家族の話を聞き、それを支援する方々にも寄り添い、しっかり取り組んでいきます。

以上でございます。

○藤崎委員＝ありがとうございます。本当にこの安心社会の実現、共生社会をいかに確立していくかということが大事だと思います。

そして野田医療統括監、やっぱり医療の進歩、ここにしっかり国が大きく予算を割いて、とにかく特効薬、治療、そういったものを確立してほしいというふうに、本音としては思うわけであります。

そして、誰もが安心できる共生社会、これをみんなで力を合わせてつくり上げていく、これがまさに県が取り組む、人に寄り添う社会を実現していくために大事なことなんだというふうに感じました。

それでは次に、二問目の質問をさせていただきます。ＩＣＴ活用教育導入の目的についての質問であります。

ＩＣＴ教育に関しましては、これは誰もが大事なことだというふうに理解をしております。あらゆる職場、現場においてこのＩＣＴを活用していかに生産性を上げるか、また働き方改革を進めるか、少子化にあわせて労働力の確保が

難しい中で、そういったことも課題として取り組まれている。その前段階として、子供たちにそういう社会でしっかりと生き抜く力や技術、そういったいろんなスキルを身につけさせようということで、佐賀県は特に力を入れて取り組んでいただいているというふうに理解をしております。

この必要性というものは十分に私自身理解をしているわけでありますけども、私自身がアナログということもあって、本を読むのが好きで、好きな言葉をいつも頭の中で繰り返し繰り返し唱えて、壁にぶつかったときは乗り越えるような、そういういろんな言葉を記憶して、呪文のように唱えることで自分を奮い立たせたり、そういったことにも取り組むということがあった。

また、子供の頃、いろんなことを記憶させられたということも踏まえて、どうしてもこの読み書きという部分、アナログなのかもしれませんけれども、非常に大事だというふうに思っております。もちろん、県教育委員会におかれても、そのことは踏まえられてしっかり取り組んでいただいているというふうに理解をしておりますけども、このＩＣＴ教育のいろんな影響といったものが私自身、非常に心配もしておりまして、若干質問させていただきたいと思います。

初めに、ＩＣＴ活用教育導入の目的であります。御説明をお願いいたします。

○古賀教育ＤＸ推進グループ推進監＝デジタル技術の革新により、社会の在り方が目まぐるしく変化している現在、学校教育においては、そのような時代に対応できる子供の育成が求められております。

そうした中、子供一人一人の個性や能力に応じた分かりやすい授業の実現、コミュニケーション能力や情報活用能力の習得、向上を目的として、いつでも、どこでも、誰でも学べる環境を整えるためにＩＣＴ活用教育を導入いたしました。

また、ＩＣＴ活用による教職員の業務負担の軽減も目的の一つであります。

以上でございます。

○藤崎委員＝心配だった地域格差を逆に防ごうということもありますし、また、先生たちもそういった業務の負担軽減ということで、これは大事な取組だというふうに感じております。

それでは、ＩＣＴ活用教育について、これまでどのような取組を行ってきたのか伺います。

○古賀教育ＤＸ推進グループ推進監＝県立学校では、全国に先駆けて平成二十四年度、二〇一二年度からＩＣＴ活用教育に取り組み、平成二十六年度には一人一台端末の導入をしました。

また、市町立学校においては、国が進めるＧＩＧＡスクール構想に基づき、令和二年度、二〇二〇年度から一人一台端末の整備を進め、令和三年度までに全ての市町で完了しました。

県教育委員会としましては、国の方針に沿った市町の取組が円滑に進むよう、研修等の支援を行ってきたところです。

例えば、市町立学校に対して一人一台端末の活用状況を調査しまして、活用が進んでいないところには学校に行って支援研修を行っております。ちなみに、今年度は五十六校、千人以上の先生が受講しているという状況であります。

ほかにも、県でウェブサイトを作りまして、「ＳＡＧＡ　Ｅコネクト」と申しますが、授業動画や実践事例を紹介して発信しております。このサイトでは、県内の先生方で情報を交換できる掲示板的な機能も用意しております。

そしてもう一つが、これは小・中・高に関係するんですが、小・中・高を通じた英語デジタル教材「ｅスタディ」というのを県で独自開発して、小学生から高校生までが英語を学べるような、そういった教材も作成しております。

以上でございます。

○藤崎委員＝このＩＣＴ活用教育については絶対的に正しい取組だというふうに思います。この方向性でしっかり歩みを進めて、これから社会に出ていく子

供たちにとってなくてはならない、欠かせないツールを生かして、いかに自分の人生をより豊かにしていくか、壁を乗り越えていけるかという大事な教育だというふうに思っております。

ただ、そういう中で、一方で気になる面もあるわけであります。例えば健康面でいいますと、視力の低下は大丈夫だろうかとか、先ほど申し上げました記憶力であったり、思考力であったり、そういった面にはどういう影響があるんだろうかとか、性格でいうと、例えば持続的なチャレンジといいましょうか、探求心といいましょうか、そういった面でもどういう影響があるんだろうかというような心配もしているわけでありますが、このＩＣＴ活用教育を進める中で、どのような課題があると考えているのかお伺いをいたします。

○古賀教育ＤＸ推進グループ推進監＝児童生徒は一人一台端末の活用により自分のペースで学習し、学び方を自ら選択することができる。また、発表や話し合い、意見の整理や共同編集などで学びを広げ、深めることができ、主体的な学びの実現に寄与していると思われます。さらに、デジタル教材などを活用することで、家庭でも学習できる環境が整い、いつでもどこでも学ぶことが可能となっております。

その一方、小中学生を対象とした全国調査からは、ＩＣＴを主体的に活用しているという実感が低い傾向が見られました。児童生徒がＩＣＴを日常的なツールとして、十分に活用する場面を増やしていくことが課題というふうに認識をしております。

また、ＡＩをはじめ、デジタル技術の進展に伴い、教員のＩＣＴ活用指導力を継続的に高めること、子供の情報活用能力の育成をさらに推進していくことも必要だと考えております。

以上でございます。

○藤崎委員＝確かに言われるとおり、今また新たなＡＩという、本当にびっくりするような、正直、私自身も何か分からないときはスマホに言って答えをＡＩが出してくれる、そういうふうに参考にしているのもこれは事実でありますから、本当に物すごく便利な時代になったなというふうに思います。

こういったツールを子供たちが正しく使いこなせるようにするには、やはり学校現場の先生方の指導力というのが非常に求められると思います。先生たちも新しいことに絶えず取り組まなきゃならないということで本当に大変だろうなというふうに察しますけども、ＩＣＴ活用教育に今後どのように取り組んでいくのか、結びに質問をいたします。

○古賀教育ＤＸ推進グループ推進監＝デジタル技術が急速に進展する中で、子供たちが新しい技術を活用し、多様な視点から課題を解決する力を育んでいきたいと考えております。

先ほどの課題につきましては、ＩＣＴを先生の指示の下で使うだけではなく、必要に応じて、いつでもどこでも主体的に活用する学習スタイルへの転換が必要であると認識しております。

一方で、委員も初めにおっしゃいました読み書きといった学び、これとＩＣＴを活用した学び、その両方のよさを教員が理解し、学習過程や学習場面に応じて使い分けたり、また、子供たちが自分の学びのスタイルに応じてそれを選択したりといったことを進めることが重要であると認識しております。

こういったことを実現するために、教員が授業全体をしっかりとデザインできるよう、市町教育委員会とも連携しながら教員研修の充実や意識改革をさらに進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○藤崎委員＝ありがとうございます。とにかくこの方向性というものは非常に大事だと、骨太に力強く前へ進めていってほしいというふうに思います。

あわせて、これからの社会、今の子供たちが私たちの世代というのはまだま

だ先ですけれども、大人になったときにどういう社会になっているだろうか。背景が全然違うというのは間違いありませんから、今そういったスキルをしっかり身につけさせるということは大事だというふうに思います。

その中で、どうしても私自身が自分の経験の中から、ある意味狭い視野で物事を考えてしまいがちですけども、勉強方法についても、やはり基本のところをしっかり何回も何回も書くことによって、気づいたら初めての問題も解けるようになっていたというような経験もありました。

つまり、基本、基礎の部分を、例えば公式なりなんなりを、そういった基本のところを理解できると応用が利くといいますか、そして、一つのことを記憶すると柔軟に物事の答えが出てくるような経験もあったというふうに思っているわけでして、そういった意味で読み書きの部分、これが実は非常に大事じゃないかなと思っておりますので、引き続きこういった点においても、学校現場におかれてはしっかり指導していっていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

○古川委員長＝暫時休憩します。十三時五分をめどに委員会を再開いたします。

午後零時二分　休憩

午後一時五分　開議

○古川委員長＝委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○池田委員＝どうも皆さんこんにちは。ただいま委員長に発言の許可を得ました「自由民主党ネクストさが」会派の池田正恭でございます。

本日の文教厚生常任委員会では四問にわたり質問していきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、質問に入っていきたいというふうに思っております。

まず、第一問目ですけども、精神障害のある方の家族への支援について伺いたいと思います。

精神疾患は、幻覚や妄想を主な症状とする統合失調症や、躁状態や鬱状態を繰り返す躁鬱病をはじめ、多岐にわたり、症状が多様であるとともに、患者本人が症状を自覚しにくいという特徴があるというふうに思っております。

こうしたことから、精神障害のある方が医療機関を受診し、治療を継続するためには、周囲の方々のサポートが不可欠であるというふうに思います。

また、治療期間も長期にわたることが多く、精神障害のある方の最も身近にいる家族は、本人の症状により、一様ではないと思いますが、様々な不安や悩みを抱え、孤立しがちになるのではないかと考えています。

私は精神障害のある方の家族への支援について関心を持っており、今年九月に精神障害のある方の家族が主な会員である佐賀県精神保健福祉連合会の理事会に参加をさせていただきました。理事会では、精神障害のある方に対する対応の難しさや、地域の方々への精神障害に関する継続的な理解啓発の必要性などについて意見交換がなされており、家族の切実な気持ち、思いをうかがい知ることができ、精神障害のある方の家族への支援の大切さを改めて感じたところであります。

そこで、次の点について伺いたいと思います。

まず第一点目として、精神障害のある方の人数の推移について伺います。

県内の精神障害の方の人数の推移はどうなっているのか伺います。

○田中障害福祉課長＝県内の精神障害のある方の人数については、毎年度末時点の精神科病院に入院中の方と、精神科への通院に対して助成する自立支援医療を受給されている方の数を合わせた人数として把握しております。

直近三年の人数の推移を申し上げますと、令和四年度は一万七千八百八十五人、うち入院が三千三百九十三人、通院が一万四千四百九十二人、令和五年度が全体で一万八千五百四十八人、うち入院が三千三百三十三人、通院が一万五千二百十五人、また、令和六年度になりますが、こちらは全体で一万八千八百六十人、うち入院が三千三百六十人、通院が一万五千五百人となっておりまして、入院の方が横ばいである一方で、通院の方が増加しておりまして、精神障害のある方の人数全体としては増加傾向にございます。

またあと、通院する方が増えている主な要因としましては、メンタルヘルスの意識の高まりによる鬱病、躁鬱病などの気分障害の方が増えていることや、正しい知識や理解が広がってきていることにより発達障害の方が増えていることなどが考えられます。

なお、ただいま申し上げました自立支援医療の申請を希望されていない方だとか、あと、本人や家族の意向により精神科医療機関につながっていない方も一定数いらっしゃると思っておりまして、精神障害のある方の実際の人数は、今申し上げたものよりも多いと認識しております。

以上です。

○池田委員＝今、お話をお聞きして、やっぱり年々増えていると。増えているということは、いろいろ家族の方もお分かりになって病院に診せていらっしゃるというところもあるというふうに思っておりますけども、それでは次に、こ

の精神障害のある方の家族の困り事等について伺いたいと思います。

精神障害のある方の家族は、どのような困り事があるのかについて伺いたいと思います。

○田中障害福祉課長＝私ども障害福祉課のほか、保健福祉事務所や精神保健福祉センターが精神障害のある方や、その家族とやり取りをさせていただく中で、家族からは様々な相談や困り事を聞いております。

精神障害のある本人との関係でいきますと、精神科に連れていきたいが、本人が病気ではないと言い、受診させることができない。あと、本人の幻覚や妄想などの症状に対して、どのように関わっていけばいいのか分からない。あと、過去に病状のために暴力とか暴言などを吐かれて、今後一緒に暮らすのが怖いといったものとか、あとは、本人は病気のため仕事が長続きせず、本人の将来を考えると不安といったものがございます。

またあと、家族自身のことで申し上げますと、精神障害のある本人中心の生活になり、自分自身の健康や仕事、趣味などを考える余裕がないといったもの。あと、本人にお金がかかるため、自分の老後の生活が心配といったものがございます。

また、周囲との関係で申し上げますと、本人の病気のことを周囲の人に相談しづらいとか、本人の治療や本人への関わり方について、ほかの家族と意見が合わない。あと、周囲の方の精神障害に対する知識や理解が十分ではないこともあり、本人の甘えではないかと思われることもあってつらい思いをする、そういったものなど、精神障害のある方の家族は、本人に対することだけではなく、家族自身、周囲との関係など、様々な困り事を抱えられております。

以上でございます。

○池田委員＝分かりました。

やはりいろいろ家族の方、本人さんが病院に行かないとかいうようなところも大分あるんじゃなかろうかというふうに思います。やはり家族がいろいろ言っても、自分は自分なりに立派にしているんだよという思いがあるんじゃなかろうかと思いますけども、そういうことでも家族の方は非常にお困りになっているんじゃなかろうかというふうに思っております。いろいろ家族の方の声を聞きながら、やっていかなければいけないというふうに思います。

それでは次に、佐賀県精神保健福祉連合会に対する支援について伺いたいと思います。

精神障害のある方の家族にとって、佐賀県精神保健福祉連合会の存在は大きいものと感じています。佐賀県精神保健福祉連合会はどのような団体なのか、また、県として精神保健福祉連合会に対してどのような支援を行っているのか伺いたいと思います。

○田中障害福祉課長＝佐賀県精神保健福祉連合会は、昭和五十九年に設立された精神障害のある方の家族を主な会員とした団体であり、現在の会員数は七十四名となっております。

同会は、会員に対してはもとより、会員だけではなく、同じ立場で悩んでいる家族に対しても、住み慣れた地域でできる限り安心して生活ができるよう随時相談に対応されております。

また、家族への支援にとどまらず、精神障害に関する普及啓発活動や、精神障害のある方自身の社会復帰、社会参加のための活動もされるなど、本県の精神保健福祉行政を推進する上でとても大切な団体です。

次に、県における同会への支援についてですが、県では、同会の活動が推進されますよう、同会に寄り添い、丁寧に御意見をお聞きしながら支援を行っております。

主なものとしましては、同会の運営活動費、こうしたものに対する約五割の補助を行っておりまして、年間大体百四十万円ほど毎年補助をさせていただい

ております。

またあと、症状が悪化して本人が大声を出し、どうすればいいか分からないとか、本人に病識がなく近隣の方とトラブルになると、そういった非常に対応が困難な事案がございまして、そうした事案に対して助言や関係機関との調整を行う。また、同会主催の精神障害のある方への対応力向上を目的としました研修会がございまして、そちらの研修会に講師として参加するなどの協力といったものをさせていただいております。

また、最近ですと、令和五年度に同会から精神障害について多くの方々に知ってもらう機会をつくりたいと、そういう要望を受けまして、県から民生委員児童委員協議会の場で、精神障害の理解促進のための研修会の開催について提案をさせていただきまして、現在は複数の市町で同会による啓発活動が行われるようになったところでございます。

以上です。

○池田委員＝大体分かりました。

やはり県としてもいろいろな支援をされておるということで、ちょうど事務所が小城のほうにあるもんで、行きながらいろいろお話をさせてもらっているんですけども、やはり皆さんがまとまりながら、いろいろな困り事も御相談されているということで、本当にそういう会にも県としても支援をしてもらっておるということで、今後ともどうかよろしくお願いします。

それでは、精神障害の理解促進について伺いたいと思います。

精神障害のある方が地域で安心して生活するためには、地域の方々の精神障害に対する理解が不可欠であると思いますが、精神障害への理解促進について、県としてどのようなことを行っているのか伺いたいと思います。

○田中障害福祉課長＝先ほど委員もおっしゃいましたとおり、精神障害のある方が住み慣れた地域で自分らしく生活していくためには、地域住民の理解がとても大事です。

そうしたことから県では、県民に対する精神障害への理解のきっかけづくりとして、毎年度、佐賀県精神保健福祉協会をはじめ、日本精神科看護協会佐賀県支部、精神科病院、市町などと協力し、県民参加型の事業である「さがスマイルフェスタ」を開催しております。

令和六年度には「ＳＡＧＡ２０２４」の開催に合わせ、スポーツをテーマとして、精神障害のある方と参加者が交ざり合い、ボッチャ、モルック、ふうせんバレーなどのニュースポーツの体験をはじめ、元プロスポーツ選手や精神障害のある方、精神科医によるシンポジウムをサロンパスアリーナで開催したところでございます。今年度は来年一月に開催を予定しております。

また、今年十一月には、「ボートレースからつ」において、アートをテーマとした県民参加型の事業に新たに取り組み、参加者が障害のある方が日頃直面します身体的、精神的な不自由さや困難を体感する障害者疑似体験、こうしたものをはじめ、精神障害のある方とともにつくるバルーンアート体験、あと、障害福祉事業所の協力の下、オリジナルの缶バッジづくり、そうした体験を実施したところでございます。

参加者からは、精神障害のある方と一緒になって様々な体験を楽しむことができた。スポーツやアートを通して、精神障害のある方を身近に感じることができた。あと、感覚過敏の疑似体験を実際体験したことによって、障害のある方の日頃の気持ちや感じ方が少しは理解できるようになった気がすると、そういった声をいただきました。

今、申し上げましたような取組のほか、県民を対象としました統合失調症や鬱病、依存症などの精神疾患について学ぶ研修会の開催や、事業所やＰＴＡ、老人クラブなどを対象としたメンタルヘルスに関する講習会などを行っておりまして、精神障害に対する正しい理解の普及啓発に努めているところでござい

ます。

以上です。

○池田委員＝今、いろいろお話をされておりましたけども、やはり地域の方が理解をして、いろいろ一緒になって、先ほど言われましたボッチャとかモルックとかしていくのも、本当に楽しい場だというふうに思っておるところであります。

それでは、この質問の最後になりますけども、今後の精神障害のある方の家族への支援について伺いたいと思います。

精神障害のある方の家族への支援について、今後どのように対応をしていくのか伺いたいと思います。

○田中障害福祉課長＝精神障害のある方の家族は、様々な困り事や悩み事を抱えられており、精神障害のある本人同様、きめ細かな支援が必要と認識しております。そうした認識の下、県では家族への支援として大きく二つのことに取り組んでおります。

一つ目は、家族が精神障害のある方本人とよりよい生活を送っていくための支援であり、主なものとしましては、精神疾患の正しい理解や適切な対応を学ぶための家族教室の開催、本人を医療機関につなぎ、必要な治療を継続するための個別相談や家庭訪問による助言、本人が適切な医療・福祉サービスを受け、安定した生活を構築するための、市町や関係機関が参加する支援会議の開催といったものがございます。

二つ目は、家族が御自身の生活を充実させるための支援でございまして、主なものとして、家族同士だからこそ話せる分かち合いの場の開催、これは家族同士で話されるものです。あと、家族の精神的ケアのための個別相談や家庭訪問、家族が自らの趣味や楽しみを見つけてもらうためのニーズに応じた情報提供などの支援、そういったものに取り組んでおります。

もっとも、こうした支援は一過性のものではなく、継続して取り組んでいかなければならないと考えております。今後も、家族の会である佐賀県精神保健福祉連合会はもとより、精神障害のある方と、その家族の身近な相談窓口である市町や医療機関、障害福祉サービス事業所などの関係機関としっかり連携を取りながら、引き続き家族の気持ちに寄り添った取組を行ってまいります。

以上です。

○池田委員＝どうもいろいろありがとうございました。やはり精神障害を持たれる方の家族への支援というのも非常に大事なことだというふうに思っております。今御答弁されたように、今後ともどうか家族の方の支援についてもよろしくお願いをしたいというふうに思っておるところでございます。

それでは第二問目の、介護現場の働きやすい職場づくりの支援についてということで伺っていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

佐賀県における七十五歳以上の高齢者は、二〇三五年、令和十七年頃まで増加すると見込まれており、私の身の回りでも今、高齢者が増えているというふうに感じておるところであります。

介護の現場からは、利用者の抱え上げや部屋の見回り、手書きでの記録作成等による職員の負担が大きく、離職しないか心配といった声をよく聞いており、地域や施設で暮らす高齢者が、今後安心してサービスを受けることができるのか心配をしています。

日本の高齢化が進行する中、介護業界では深刻な人材不足が問題となっています。特に地方では人材確保が難しく、介護職員の高齢化も進行中です。このような状況下で、介護現場の業務効率化や職員の負担軽減が急務となっています。

こうした中、県においては、「第九期さがゴールドプラン21」において、今後必要となる介護人材を確保していくための、介護現場の生産性向上、いわゆる

業務効率化と業務負担の軽減に特に力を入れて取り組まれています。

この取組の一環として、令和七年九月には「さが介護業務効率化サポートセンター」を開設し、業務効率化等に関する研修会の開催や伴走支援など、介護現場の働きやすい現場づくりを支援する取組を始められたというふうに聞いています。

また、今議会において、「介護現場における先進機器導入支援事業費補助」を増額して、業務の改善や効率化等を推進し、職員の負担軽減やサービスの質の向上を図るための補正予算が提案をされておるところでございます。

そこで、次の点について伺いたいと思います。

まず第一点目として、介護現場の負担軽減について伺います。

初めに介護職員の負担の現状について伺いたいと思います。

介護現場においては、職員の身体的、事務的な負担が大きいと考えていますが、県として現状をどのように考えているのか伺いたいと思います。

○山口長寿社会課長＝令和五年度に県が行った介護サービス事業所実態調査において、介護従事者に、働く上での悩み、不安、不満等を尋ねたところ、「身体的負担が大きい」が三一・四％、「介護記録の作成など事務作業が多い」が二四・八％という回答がありました。

現場からも、抱え上げによる腰痛を訴える職員がいる、高齢の職員が多く、介護記録ソフトなどのＩＣＴに苦手意識がある、書類が多く負担が大きいといった声を聞いており、介護現場では身体的、事務的な負担がある状況と認識しています。

また、令和六年度に介護労働安定センター佐賀支部が行った介護労働実態調査において、ベッドから車椅子への移動、見守りなどを支援する介護ロボットやＩＣＴ機器などのテクノロジー機器を導入したところ、「昼間の業務負担が軽減した」が四九・一％、「夜間の業務負担が軽減した」が四〇・四％、「勤務時間が短縮した」が三六・三％などの効果があったという回答があっています。

機器を導入した現場からも、腰痛が原因で離職する職員がいなくなった、見守りセンサーにより、不必要な見守りが減ったなどの声を聞いており、身体的、事務的な負担の軽減にはテクノロジー機器の導入が効果的と考えております。

以上です。

○池田委員＝分かりました。今言われるように、やはり車椅子に乗っておられる方を移すというのは非常に力が要るというかですね。実は私の父も車椅子に乗っとったもんで、車に乗せるときも、一人でどうかなという具合にやっぱりあるんですよね。そういうふうなのを常日頃されている介護職員の方の現状がそういう具合というようなことで、いろいろお伺いをして、そして、機器導入等もされておるということで、非常に負担が少なくなっているんじゃないかと思いますけども、それでは、これまでの県の取組について伺いたいと思います。

今、若干申されましたけども、介護現場の職員の負担軽減のために、これまで県はどのように取り組んできたのか伺いたいと思います。

○山口長寿社会課長＝現場の負担軽減のための介護事業所の取組を支援するため、県ではこれまで、ベッドから車椅子への移動を助けるスライディングボードなどの活用方法を学ぶ研修、業務効率化や職員の負担軽減につながるテクノロジー機器の導入経費の補助、介護事業所の働きやすい職場づくりを支援する「さが介護業務効率化サポートセンター」の設置などに取り組んできました。

以上でございます。

○池田委員＝分かりました。いろいろな負担軽減に取り組まれておるということで、今後とも職員さんの負担軽減のためにもよろしくお願いをしたいというふうに思っております。

それでは次に第二問目として、「さが介護業務効率化サポートセンター」について伺いたいと思います。

「さが介護業務効率化サポートセンター」はどのような目的で設置し、どのような取組を行っているのか伺いたいと思います。

○山口長寿社会課長＝介護事業所からの困り事に寄り添った支援を行う拠点として、令和七年九月二十九日に「さが介護業務効率化サポートセンター」を開設いたしました。

センターにおいては、業務の効率化や人材の定着等に関する相談対応、センター内でのテクノロジー機器の常設展示、テクノロジー機器の試用貸し出しの調整、業務効率化の進め方などに関するセミナー、機器展示会、事業所が抱える業務効率化を進める上での課題の整理や解決策の検討などを継続的に支援する伴走型支援、先進的な事業所の取組を共有する地域単位での情報交換会に取り組むこととしています。

センターにはこれまで、高齢の職員が多い中でどのようにテクノロジー機器の導入を進めていけばよいか知りたい、どのような介護記録システムを導入すればよいか知りたいなどの相談が寄せられています。こうした相談に対しては、職員の納得感を高めるため、前後でアンケートをとって改善状況の効果を見える化したらどうか、記録ソフトは実際に使用する職員が直感的に使えるソフトがよいなどの助言を行っており、一部事業所については、継続的に伴走型支援を実施していく予定としています。

以上でございます。

○池田委員＝いろいろ支援をされておるということで、やはり「さが介護業務効率化サポートセンター」の中ではいろいろなことを取り組んでいらっしゃるというふうにお伺いをしました。

それでは、介護現場における先進機器導入支援事業について伺いたいと思います。

初めに補助対象機器及び補助実績について伺います。

先進機器導入支援事業の補助対象となる機器はどのようなものなのか。また、これまでの交付実績はどのようになっているのか伺いたいと思います。

○山口長寿社会課長＝介護現場における先進機器の導入支援事業では、職員の身体的、事務的負担の軽減につながるテクノロジー機器を補助対象としており、例えば、先ほども申しました、ベッドから車椅子への移動などを支援する移乗支援機器、少ない人数で入浴介助が行える入浴支援機器、ベッド上の利用者の状態や、ベッドから降りたことを検知し、離れた場所の端末やモニターで確認できる見守り機器、介護記録等を専用ソフトやタブレット端末、インカムなどを使用して現場で入力できるＩＣＴ機器などがあります。

この補助金は、毎年度、事業所に対して要望調査を行った上で必要な予算を計上し、交付を行ってきたところです。この事業は令和元年度から始まり、令和六年度までの六年間で二百を超える事業所が約四・一億円の補助金を活用し、先進機器を導入しています。

介護ロボットはその用途から入所施設で使用されることが多く、補助金を使用していない施設も含め、約七割の施設で導入されています。ＩＣＴ機器は、入所、訪問、通所など幅広い事業所で活用されており、補助金を活用していない事業所も含め、九割以上の施設で導入されています。

ただし、機器には様々な種類があり、また、入所者のベッドに敷く見守り機器や、職員が携帯するタブレット端末など、施設によって複数台導入が必要な機器もあります。このように、複数台必要な機器もあることから、多くの事業所では段階的に導入を進められており、今後も引き続き支援していく必要があると考えております。

以上でございます。

○池田委員＝分かりました。事業者の要望を聞きながらいろいろな機器を購入しているということですが、それでは、今回増額補正を行う理由について伺い

たいと思います。

先進機器導入支援事業について、この十一月議会のタイミングで増額補正を行っておる理由というのは何なのか伺いたいと思います。

○山口長寿社会課長＝事業を開始した令和元年度と比較して、令和六年度の交付額は約八倍と大きく増えており、当該補助金へのニーズは非常に高いものがあります。

令和七年度も要望調査を行った上で予算を計上していましたが、交付前に改めて要望調査を行ったところ予算額を上回る要望があり、超過分についても国の財源を活用する見込みが立ったことから、今回の議会で増額の補正予算をお願いしているものでございます。

なお、県が九月に「さが介護業務効率化サポートセンター」を開設することを、関係団体などを通じて広く周知を行ったことも、予算額を上回る要望につながった要因の一つではないかと考えています。

以上でございます。

○池田委員＝もう一回聞きますけれども、要するに令和七年度の予算案を作成する前にいろいろな聞き取りをしとったけれども、今回交付をするようになったら、まだいろいろ要望が多く出てきたというような感じになるわけなんですかね、今回補正をしているのは。

○山口長寿社会課長＝当初予算を上げる前に、事業者のほうから確認をしてこれぐらいというふうに予算要望をしておったところだったんですけれども、実際に交付前に改めて要望調査を行ったところ予算額の要望があったため、今回、増額補正をお願いしているところでございます。

○池田委員＝分かりました。

それでは、この質問の最後ですけれども、今後の取組について伺いたいと思います。

介護現場の職員の負担軽減のために今もいろいろ取り組んでいらっしゃいますけれども、今後、県としてどのように取り組んでいくのか伺いたいと思います。

○山口長寿社会課長＝「さが介護業務効率化サポートセンター」については、今年度から取組を開始した事業であるため、まずは今年度の事業に着実に取り組んでいきます。

先進機器の導入支援事業などその他の取組についても、現場の声を丁寧に聞き、より効果的な取組になるよう、必要な見直しを行っていきます。

介護を必要とする高齢者が今後も増えていくと見込まれる中、介護現場の職員の負担を軽減し、働きやすい職場づくりを支援することで、将来に向けて必要な介護人材の確保を図り、高齢者の皆様が安心して介護サービスを受けることができるように取り組んでまいります。

以上でございます。

○池田委員＝分かりました。いろいろ今お伺いしましたけれども、本当にありがとうございます。今後も、介護を必要とする高齢者というのはやはりどんどん増えてくるんじゃなかろうかというふうに思っております。そのためにも、介護現場の働きやすい現場づくりの支援についてもよろしくお願いをしたいというふうに思っております。

それでは、次に第三問目として、男女共同参画基本計画について伺いたいと思います。

この男女共同参画とは、誰もが社会の対等な構成員として自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うことだというふうに思っております。

最近は、自分の周りでも育児休業を取得する男性をよく見かけるようになり

ました。昔は男性が育児休業を取得することはまれで、そういった職場の環境は整っていなかったように思いますが、今は随分と変わってきたように感じています。私自身も、育児休業なんか取ったことなかったんですけれども、本当に変わってきたなと。

というのは、先日、地域の子育て世帯を対象とした運動会に参加したところ、平日にもかかわらず会場には若い男性が多く見られ、子育てに対する男性の意識が変わっているというようなことを実感しました。男性が育児休業を取得したり子育てに参画したりすることは、男女共同参画の推進につながり、非常に大切なことだというふうに感じております。

その一方で、地域によっては家事や育児などの家庭内での負担が女性に偏っており、仕事と家庭を両立させることが難しかったり、女性の学びや社会進出につながりにくかったりすることもあり、そういうことを背景にして、若い女性が仕事や教育の機会を求めて都市部に移り住んでしまうケースもあると聞きます。

女性の流出が続けば、地域の未来を担う人材の確保が難しくなり、地域の発展にも大きな影響を及ぼすことから、地域に女性が定住し、活躍できる環境を整えることが大変重要なことだと考えています。男性も女性も家事や育児に関わることが当たり前の社会になることは、働く女性が仕事を続けやすい環境にもつながるというふうに思います。

女性が地域に定住し社会で活躍できることは、地域の活力にもつながっていくと考えております。男女共同参画基本計画は、男女共同参画を推進し、誰もが生き生きと活躍できる社会を目指す上では、まさに指針となるものであるのではないでしょうか。次期計画を策定するに当たっては、広く県民の声を聞くことで、実効性のある計画になることを期待しています。

そこで、次の点について伺いたいと思います。

まず第一点目として、現在の計画について伺います。

初めに男性の育児休業の位置づけについて伺いたいと思います。

現在の計画では、男性の育児休業についてどのように位置づけをされているのか伺いたいと思います。

○大串男女参画・女性の活躍推進課長＝お答えします。

第五次佐賀県男女共同参画基本計画は、女性の社会参画が進み、男女が共に認め支え合いながら、個性や能力を十分に発揮できる社会を目指すという観点から、令和三年に策定したものでございます。

池田委員のおっしゃるとおり、佐賀県は共働き世帯の割合が高い中で、家事や育児の負担が過度に女性に偏っている状況でございます。男性の家事、育児への積極的な参加を促すことで、女性が仕事と家庭を両立し、生き生きと暮らすことができるようになるだけでなく、男性にとっても仕事と家庭の両立、また、男女共に暮らしやすい社会の実現につなげていきたい、そのような考えの下で、男性の育児休業の取得促進に力を入れることとしているものでございます。

男性の育児休業の取得が進みますと、例えば、働きたい女性が自身のキャリアを諦めずに済みますし、男性も子供の幼少期から育児に関わることができて、子供の成長に深く関わることができるようになります。

また、職場においても、育児休業を取得するための業務の見直しが効率化や生産性の向上につながったり、また、育児の経験から生まれる多様な視点や考えの掛け算からイノベーションが生まれるなど、組織の持続的な発展にも寄与するといった様々な波及効果も期待できるものと考えております。

以上でございます。

○池田委員＝いろいろなことで計画をしながら実行をされておるということで、本当にいいことではなかろうかというふうに思っております。

それでは、男性の育児休業の取得状況について伺いたいと思います。

現在の男性の育児休業の取得状況はどうなっているのか、分かる範囲で結構ですけれども、お伺いしたいと思います。

○大串男女参画・女性の活躍推進課長＝県が令和六年度に行った調査では、回答をいただきました県内企業における男性の育児休業取得率は、令和五年度調査の二八・三％から一七・五ポイント上回りまして、四五・八％となるなど、取得率は向上しております。

以上でございます。

○池田委員＝四五・八％と大分増えてきて、非常にいいことじゃなかろうかというふうに思っております。

それでは、やはり四五・八％、まだまだ取ってもらいたいというふうに思っておりますけれども、男性の育児休業の取得促進について伺いたいと思います。

男性の育児休業の取組促進に向けて、県としてどのように取り組んでいくのか伺いたいと思います。

○大串男女参画・女性の活躍推進課長＝男性の育児休業の取得促進に向けては、主に男性に対する意識啓発と、また、企業の理解促進の二つに取り組むことが重要だと考えております。

男性に対する意識啓発の取組では、妻が妊娠期にある夫を対象に、「マイナス一歳からのイクカジ推進事業」をしているところでございます。

具体的には、家事、育児の心構えや育児休業の取得の仕方などを紹介します佐賀県版父子手帳「ＳＡＧＡ　ＰＡＰＡ　ＰＯＣＫＥＴ　ＢＯＯＫ」と申しますけれども、こちらの手帳を配布しましたり、また、赤ちゃんの沐浴体験などをお父さんのほうに、プレパパに行っていただくような両親学級の開催などにも取り組んでいるところでございます。

また、企業の理解促進に向けた取組では、男性の育児休業を取得しやすい職場の雰囲気がつくられますよう、男性従業員が十四日以上の育児休業を取得した事業所に奨励金を交付する「ＳＡＧＡ　ＰＡＰＡ育休アシスト奨励金事業」を実施しております。

このほか、今年度は佐賀県がプロジェクトリーダーとなりまして、九州知事会と経済界と一緒に、男性の育児休業取得に対する機運醸成の取組を九州全体で行うこととしております。

具体的には、企業が男性の二週間以上の育児休業の取得を目指すことを宣言する「イクドリ！宣言」を推進することにしております。これらの取組を通じて、男性の育児休業の取得を促進し、家事、育児を楽しみ、子育てのすばらしさを実感できるような佐賀県を実現していきたいと考えております。

以上でございます。

○池田委員＝本当にすばらしい取組だというふうに思っておりますし、企業のほうも取り組んでくれるというようなことで、非常にいいことではないかと。

それで、先ほど言われましたように、十四日以上取ったところに、奨励金とかそういう制度もあるということで、本当にいいことではなかろうかというふうに思っております。

それでは、次期計画の策定について伺いたいと思います。

まず第一点目として、女性の活躍推進について伺いたいと思います。

女性が地域に定住し、活躍できる環境となるためには、どのようなことに取り組む必要があると考えているのか伺いたいと思います。

○大串男女参画・女性の活躍推進課長＝女性が生き生きと暮らすことができる社会づくりを進める上での課題としましては、知事が本議会における提案事項について説明する際に申し上げましたとおり、長い時間をかけて築かれてきた男性を中心とした社会システムや、そうしたものに慣れた人々の意識などが、無意識のうちに行動や判断に影響を与えていることも多いということがあると

思っております。

男性は仕事、女性は家庭といった固定的な性別役割分担の意識や、女性に向いている仕事はこういうものだ、男は仕事をして家計を支えるべきだといった無意識の思い込み、アンコンシャス・バイアスの解消に、これまで以上に取り組んでいくことが大切だと考えております。

また、働きたい女性からは、キャリアアップやビジネスの幅を広げるために女性同士のネットワークを広げたいといった声も聞かれましたので、県内での起業を考えている女性や、キャリアを重ねていきたいと考えている女性を対象に、自己啓発セミナーをしましたり、また、働く女性同士の交流会などを通じたネットワークづくりの場、また、様々な分野で活躍するロールモデルと出会えるような場をつくることで、自分自身の生き方のイメージを持って、思い描いたキャリアや未来の実現に向けて女性たちが進んでいけるように、後押しをしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○池田委員＝やはりいろいろ女性同士のネットワークづくりとか、交流会とか、そういう場をつくりながら、いろいろな話をしていきながらすることも大変いいことではなかろうかと思っておりますし、そういうのをどんどん考えていってもらいたいというふうに思っております。

それでは、県民の意見の反映について伺いたいと思います。

県民の意見については、どのように計画に反映していくのか伺いたいと思います。

○大串男女参画・女性の活躍推進課長＝県民の意見の反映についてお答えをいたします。

次期計画の策定に向けましては、現在、男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査を実施しているところでございます。このような中で、固定的な性別役割分担や、また、女性の健康課題に対する意識などについて県民の皆様のお考えのほうを聞いているところでございます。

また、若年世代など、働く女性をはじめ男女共同参画に携わっていただいている団体などの関係者の皆様からもお話を聞いておりまして、計画の素案を今後策定することとしております。

また、計画の素案を策定した後は、佐賀県男女共同参画推進審議会のほうでも御意見を伺いまして、またパブリックコメントなども行いながら、計画のほうへ反映をさせていきたいと思っております。

以上でございます。

○池田委員＝やはり今のように、県民の意見を反映してもらいながらつくっていってもらいたいと思います。

それでは、次期計画策定に向けた考え方について伺いたいと思います。

男女共同参画のさらなる推進に向け、どういう考えを持って県として計画を策定していくのかお伺いしたいというふうに思います。

○大串男女参画・女性の活躍推進課長＝お答えします。

次期計画の策定に当たりましては、人々を取り巻く社会や環境の変化というものを反映させていきたいと思っております。例えば、生理痛や更年期の症状などは、これまで話題にすることがタブー視されてきておりましたけれども、今はもう社会で解決すべき課題として取り上げられるようになってきております。

女性の健康課題のケアを取り組むフェムケアは、単に女性の健康課題の解決だけではなくて、社会に活力を生む土台となるものとして考えていきたいと思っております。

また、働きながら子育てをしたい人とか、仕事を優先したい人、また趣味を大切にしたい人など、一人一人、人生の希望は様々でございます。性別にかか

わらず、誰もが自分の考えで人生を選択していけるように多様な価値観を尊重していきたいと思っております。

また、女性が生き生きと暮らすことができるよう後押しするということは、男性を含めて、一人一人が輝く佐賀県を目指す上でも大切な視点だと思っております。そのための大切な指針として、県民の声や地域の実情を踏まえた実効性のある計画を策定し、男女共同参画の取組をさらに進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○池田委員＝ありがとうございます。やはり県民の声や地域の実情を考えながら、この男女共同参画基本計画についてはよろしくお願いをしたいというふうに思っております。

それでは、最後の第四目についていきたいと思っております。第四問目は、チーム佐賀・オール佐賀で支える部活動改革について伺いたいと思います。

部活動は、生徒の体力や技能の向上に資するだけでなく、責任感や連帯感の涵養など、生徒にとって多様な学びの場となっていると思います。

一方、少子化や働き方改革など多くの課題を抱えており、これらの課題は、学校だけでは解決することが難しくなってきていると思います。しかし、少子化の進行に伴う部員数の減少により、特に団体競技では以前のように単独の学校で部活動を行うことが難しくなるなど、部活動を取り巻く環境が大きく変わってきていると思います。

先日も私の地元の中学校のほうに行ったら、先生どうですかと言って話を聞いたら、やはり子供の数が減っているので、なかなか難しいですねと。まあ、考えたら、私たちの時代は九クラスあったのが今は五クラスぐらいしかないということで、部活動の数は一緒なんですけれども、やはりそういう面から考えれば、当然難しくなっているというふうに思っております。それに加えて、働き方改革が叫ばれる中、部活動の指導を行う先生方の処遇についても見直す必要があるというふうに思っております。

こうした中、国は部活動改革の方向性として、令和十三年度までに、休日における原則全ての部活動の地域展開を目指すとして、その取組が進められています。しかしながら、地域によってはクラブの受け皿のありなし、指導者の確保、移動手段の確保など様々な課題があり、安易に地域展開を最終目標とすることは疑問を持っています。

県教育委員会では、これまで取り組んできた「ＳＡＧＡ部活」と称する部活動改革を、最近は「チーム佐賀・オール佐賀で支えるＳＡＧＡ　ＢＵＫＡＴＳＵ　ＰＲＯＪＥＣＴ」と新たに銘打ち、その取組を加速させると聞いています。

そこで、県内の部活動改革の現状や今後の県教育委員会の取組等について伺いたいと思います。

それではまず第一点目として、最初に県内の部活動改革の現状について伺います。

県内の中学校における部活動改革の現状はどうなっているのか伺いたいと思います。

○江口保健体育課長＝県教育委員会では、部活動が生徒と教職員双方にとって望ましく持続可能なものにするために、国の動きに先立ち、令和三年度から議論を重ね、令和四年度から六年度までを「ＳＡＧＡ部活」第Ｉ期推進期として県と市町が連携し、先行事例をつくり出すことに注力をしてまいりました。

「ＳＡＧＡ部活」は、これまでどおり学校単位で活動する従来型の部活動のほか、複数の学校から集まる方式や地域スポーツ施設を利用した方式、平日は学校、休日は地域クラブで活動する方式など、一つの形にこだわらない佐賀オリジナルの十一のモデルパターンを示したことが特徴であります。

具体的には、みやき町では町内三つの中学校の女子剣道部が「みやき中」と

いう名称で一つになって拠点校で活動したり、多久市の東原庠舎中央校と東原庠舎東部校のサッカー部が、休日と水曜日、木曜日は一つのクラブとして活動し、それ以外の日はそれぞれ学校部活動として活動を行ったり、また、白石町では、白石中学校陸上部が地域クラブ化した「白石アスリートクラブ」として活動する事例など、各市町の実情に応じた様々な先行事例が生まれております。

以上でございます。

○池田委員＝分かりました。今、中学校では、試合とかいろいろと見たら、各中学校の名前が合同で入ったような格好で、どうしよるかと聞いたら、先ほど言われたように、通常の練習は自分の学校でして、空いたときに集まってやるというような、土日なんかは分かりませんけれども、集まってやるというような話を聞いております。

それでは次に、部活動の地域展開における指導者の確保について伺いたいと思います。

部活動の地域展開を進めるに当たっては、指導者の確保が重要と思いますが、県教育委員会ではどのような取組を行っていくのか伺います。

○江口保健体育課長＝委員御指摘のとおり、教育委員会でも部活動改革を進める中で、指導者確保が重要と認識しております。

そこで、教育委員会では、佐賀県スポーツ協会との連携や退職教職員、大学生等への協力依頼を行うほか、指導者確保やマッチング業務を外部にも委託して、市町からの相談に柔軟に対応できるようにしております。

また、私立中学校や県立高校からも問い合わせがあっており、実際に公認スポーツ指導員の名簿から紹介したり競技団体につないだりしたケースもあるなど、指導者の確保については幅広く対応しているところでございます。

以上でございます。

○池田委員＝やはり退職の教職員さんとか、いろいろな先生たちの退職者とか、当然、指導者の確保は非常に重要だと思いますので、これについても、今後ともいろいろ考えていってもらいたいというふうに思っております。

それでは、この部活動改革に対する県教育委員会の支援について伺いたいと思います。

部活動改革に対し、県教育委員会はこれまでどのような支援を行っているのか伺いたいと思います。

○江口保健体育課長＝県教育委員会では、令和五年度からＳＡＧＡ部活推進総括コーディネーターを配置するとともに、庁内関係部局や関係団体等と構成する「チームＳＡＧＡ部活」を発足させ、部活動改革に向けた意識合わせを行ってきたところでございます。

また、同コーディネーターは、市町を訪問して助言等を行うとともに、市町の担当者を集めて情報の共有や意見交換を行う市町連絡協議会を年二回開催するなど、県と市町が一体となった連携強化に努めております。

そのほか、部活動改革を進めることで、指導に携わる外部からの指導者も増えることから、安全研修やジュニア期に特化した指導方法等を学ぶ研修会を開催したり、子供たちのやりたい気持ちを後押しするため、トップレベルの選手やコーチを招聘し、質の高い指導に触れる機会を提供したりするなどの取組も行っております。

以上でございます。

○池田委員＝分かりました。市町との連携というのも当然必要だというふうに思っております。そういうような連携をしながら、支援を行っていってもらいたいと思っております。

それでは、部活動改革における課題について伺いたいと思います。

県教育委員会として、これまでの取組を通じてどのような課題があると認識しているのか伺いたいと思います。

○**江口保健体育課長**＝第Ⅰ期推進期の三年間で、それぞれ地域の実情に応じた先行事例が生まれたり、今後の方向性が定まったりしてきた市町も徐々に増えてきているなど、その成果は着実に出始めております。

一方で、部活動改革の具体的な方向性がなかなか見いだせない市町があったり、部活動は学校単位で行われるもんだという固定観念などが障壁となって部活動改革の議論がなかなか進まなかったりするなどの課題も認識しております。

そのため、市町間の進捗状況の差をなくすことや、部活動改革に対する地域や保護者への理解促進、意識改革に取り組むことが必要であると認識しております。

以上でございます。

○**池田委員**＝やはり今言われたように、地域や保護者、本当に意識改革も必要になってくるんじゃなかろうかというふうに思っております。そこら辺についても、十分に地域意識、市町と一緒になって相談をしていってもらいたいというふうに思っております。

それでは、最後に今後の取組について伺いたいと思います。

県教育委員会として、今後どのような取組を行っていくのか伺いたいと思います。

○**江口保健体育課長**＝令和七年度から令和九年度までの三年間を「ＳＡＧＡ　ＢＵＫＡＴＳＵ　ＰＲＯＪＥＣＴ」第Ⅱ期加速期と位置づけ、今以上に県教育委員会と市町が連携を深めていくとともに、第Ⅰ期推進期の先行事例を横展開しながら、市町の主体的な部活動改革につながるような取組を強化してまいります。

具体的には、市町に寄り添いながら課題を整理し、解決に向けて支援するとともに、県内外の好事例等を紹介、共有するなど、各市町の実情や特徴に応じた助言等を行っていくこととしております。

さらに、地域や保護者に対しては、取組の理念や必要性を浸透させていくために、ロゴマークやキャッチフレーズ、分かりやすい説明やイラストで仕上げたコンセプトブックを活用するなど、共感してもらうための取組を、市町と共に進めてまいります。

県教育委員会では、佐賀ならではのアイデアで、これからも子供たちがスポーツや文化、芸術に触れられる仕組みをみんなで考える「ＳＡＧＡ　ＢＵＫＡＴＳＵ　ＰＲＯＪＥＣＴ」を推進し、子供たちの笑顔のために今後とも邁進してまいります。

以上でございます。

○**池田委員**＝分かりました。やはり最後は子供たちの笑顔、スポーツや文化に対する笑顔を求めながら、「チーム佐賀・オール佐賀で支えるＳＡＧＡ　ＢＵＫＡＴＳＵ　ＰＲＯＪＥＣＴ」、これを本当に県民に知れ渡るようにどんどん進めていってもらいたいというふうに思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○**古川委員長**＝これで質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

午後二時五分　休憩

午後二時七分　開議

○古川委員長＝委員会を再開します。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はあっておりません。討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○　採　　決

○古川委員長＝まず、甲第四十六号議案中本委員会関係分、甲第四十八号議案、乙第六十八号議案、乙第六十九号議案、乙第八十号議案、乙第八十一号議案、乙第八十七号議案及び乙第八十八号議案、以上八件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古川委員長＝全員起立と認めます。よって、以上八件の議案は原案のとおり可決されました。

次に、請第三号請願「佐賀県の子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願」を採決いたします。

本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古川委員長＝起立者少数と認めます。よって、本請願は不採択となりました。

○　継　続　審　査

○古川委員長＝　最後に、九月定例会から引き続き審議中の

一、県民環境行政について

一、健康福祉行政について

一、男女参画・子育て行政について

一、教育の振興について

以上四件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古川委員長＝御異議なしと認めます。よって、以上の四件についての継続審査を議長に申し出ることにします。

以上で本委員会に付託されました案件の全部を議了いたしました。

なお、委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などありました場合は、適宜、委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願っておきます。

これをもちまして、文教厚生常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後二時十分　閉会

速記者　木村佐知子

文教厚生常任委員長	古川裕紀
同　副委員長	池田正恭
会議録署名者	猪村利恵子
同	原田寿雄
同	藤崎輝樹
同	中本正一
議会事務局長	真坂昇
議事課委員会担当主査	中島彰子

令和七年十二月九日（火）

農林水産商工常任委員会会議録

於　第三委員会室

農林水産商工常任委員会

委員長	弘川貴紀
副委員長	桃崎祐介
理事	西久保弘克
〃	石倉秀郷
〃	下田寛
委員	藤木卓一郎
〃	宮原真一
〃	定松一生
〃	武藤明美

農林水産商工常任委員会質問者順序

順序 ＼ 月日	十二月九日（火）	十二月十日（水）
1	（現地視察）	藤木卓一郎　143　頁
2		下田　寛　166　頁
3		武藤　明美　178　頁
4		石倉　秀郷　186　頁

午前十時一分　開会

○弘川委員長＝おはようございます。ただいまから農林水産商工常任委員会を開催いたします。

○　会議録署名者指名

○弘川委員長＝会議録署名者として西久保弘克委員、石倉秀郷委員、下田寛委員、武藤明美委員、以上の四人を指名いたします。

次に、十二月四日の本会議におきまして、本委員会に付託されました全議案及び継続審査中の事件を一括して議題といたします。

本日は、ただいまからお手元に配付しております日程表により視察を行います。

なお、あす十日は午前十時に委員会を再開し、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。それでは直ちに玄関前にお集まりください。

午前十時二分　散会

議事課議事・記録担当会計年度任用職員　石　丸　宏　子

令和七年十二月十日（水）

農林水産商工常任委員会会議録

於　第三委員会室

農林水産商工常任委員会

委員長	弘川貴紀
副委員長	桃崎祐介
理事	西久保弘克
〃	石倉秀郷
〃	下田寛
委員	藤木卓一郎
〃	宮原真一
〃	定松一生
〃	武藤明美

午前十時　開議

○弘川委員長＝ただいまから農林水産商工常任委員会を開催いたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と、「請願・陳情に対する現状と対策」を配付しております。

これより質疑に入ります。通告に従い順次発言を許可します。

○藤木委員＝おはようございます。今から三問について手身近に質問させていただきたいと思っております。一つは鳥獣被害対策、一つは農業用機械に関する大型特殊自動車免許の取得について、一つは佐賀県中小企業生産性向上支援補助金及び佐賀県多様な人材確保環境整備補助金について、この三点についてであります。

まず、鳥獣被害対策についてということであります。

この鳥獣被害対策は、二十数年、鳥獣保護法の世界から脱して有害鳥獣の自衛駆除という概念を喪失して、農水省を挙げて、本県は、そのモデル地域として全国に発信した歴史あるというか、伝統ある鳥獣被害対策の元締のような、モデルのような県でありました。

このことについて私も要所、要所においては随分議論させていただきました。幼獣に対する費用、金額を上げていただいたことで、ある程度、幼獣を捕れば結果的に相当程度よい影響があるだろうということで、この議論については、私の問題意識ということでは、今の段階ではなかったんです。

今回、うちの有権者のほうから、この鳥獣被害の現況について、殊さらしっかりと説明を受ける機会がありました。もう私はやめると、今年、イノシシ、アライグマによる鳥獣被害があってミカンが取れないというようなことになれば、もうミカン農家は廃業すると、もう周りも廃業したし、私も廃業すると、こう言われて私のほうに問題意識を投げかけられた方がおりました。至って深刻な話でもございますので、現場に行って、様々に思うことがやっぱりありましたね。みんなの話を聞いて改めて現場に行って思うこともあって、今回の質疑ということになったわけであります。

感想だけ先に言っておきますと、佐賀県の山の杉、ヒノキで造林された人工林率は、佐賀県は多分ナンバーワンだったと思うけれども、人工林によって管理されている山の姿と、ミカンの廃園地ですね。かつてミカン園地として経営されていた園地の残りの廃園地の状態は、もう本当にびっくりするほどのジャングルであります。これだけ植生は旺盛に成長したいと思うものかというぐらいに、もうやぶです。中に入り込むことは、もう無理ですね。かつては整然とミカンが植えられていて、タイベックというんですかね、白い敷物があったり、わらが敷いてあったり、五メーターピッチでミカンが植えられていて、皆さんが知るミカン園だったものが、数年もすれば、もうすごいことになっています。

そういう状況の中で、みんなが廃園していく中にぽつねんと園地があって、イノシシのすみかになっているであろう隣の園地、隣の園地、そういった隣接する園地からの攻撃を必死に食い止めるためのワイヤーメッシュが細々とというような感じでした。

その農家の方は、プロのミカン農家の方で、賞状もいっぱい持っておられるような、生産性の非常に高い、良質なミカンを生産する優良ミカン農家、ミカンの技術者であります。だから、長らく続けてきたし、みんながやめても自分は続けてきたんだろうけれども、ミカンの作況とか後継者不足とか、そういう内的要因ではなくて、鳥獣被害の影響を受け続けることに耐えかねてミカンを廃業するというふうに決めていると、今年、取られることになればと。

しかし、見ていて思うんだけれども、ここが大切なことです。農業全般について言えることだと思うけど、畑作のプロ、日本一のキュウリづくりのプロであっても、米づくりのプロであっても、ミカンづくりのプロであっても、ワイ

ヤーメッシュ設置のプロではない。イノシシの生態の研究者でもなければ、イノシシ、アライグマの生態等、これを捕獲する技術を持ったプロではない、あくまでもミカンづくりのプロであるということ。

そういうことを踏まえて、とにかく国、県及び市、もしくは農協団体、そういったところが、ミカン園、果樹園を守るために、公金によってこれを守り、救済しようという意思を現実に今持っていらっしゃる。だとすれば、もっと個別具体的に、より合理的に、効率的に、きちんと農家のミカン防衛、ミカンという製品を守るための措置に、もっと合理的に、効率的につながるような施策は何かということを、現地の目線を見て考えていく必要性もあろうかと私は思っています。

そういうこともあって、今回、質問に及ぶことに決めたということであります。まず、一点がそうです。

あと、前語りのほうで先に言っておきますけれども、鳥獣の被害というのは、中山間地におけるイノシシ及びアライグマ等だけではなくて、麦作におけるカモ被害も同じであります。ここは農林水産部の皆さんが目の前におられるので当然お分かりと思うけど、うちの「さがびより」にしても、「夢しずく」にしても、麦でいったらシロガネコムギにしても、あれは有機的な粒です。自然の中における粒のように一見見えるけれども、あれは計算された製品です。技術の粋を集めた商品そのものです。積算温度が幾らなければならないとか、いつに植えなければ、この種の製品としての価値を発現するためには、いつまでに植えておかなければならない、いつ刈り取らなければならないとか、肥料はどれくらいやらなければならないし、消毒は何回しなければならない、そういう仕様の決まった工業製品と、ほぼほぼ同じです、有機的な物であるというだけで。

その試験研究の成果において市場に出している種、つまり工業製品のように製品化された種、それがシロガネコムギの種という粒です。ありとあらゆる研究員たちのたゆまぬ努力の成果がそこに詰まっています。だから、どうしても十一月の、例えば第二週から第四週までに植えなければならない。そして、それを何月何日までにと決まった様式に従ってやらないと、結果的にその種がもたらす最大パフォーマンスは手に入れることができないと仕様特記の中に書いてあります。

それを一生懸命、十一月の例えば二十日までに植えたとしてもカモに食べられてしまう、根までカモは食べないので、葉が全部食べられてしまった後に、根がある以上は第一葉、第二葉が成長するということになります。それは結果的にいつかということになると、一月中旬ぐらいに葉が生えそろってきます。で、また食べられます。

結果的に私たちの見る佐賀平野の五月中旬の姿は、もう麦畑、麦秋です。どこへ行っても美しい麦畑が広がっています。でも、それは鳥の目、鳥瞰的な視座で見ると美しい佐賀平野が、耕作放棄地もなくすばらしいと、みんなが思う。しかし、これを虫の目、分析的にこれを見るということになると、ほぼほぼ製品にならない麦の穂にすぎない圃場は幾らもあります。つまりカモに食われたものは、製品特記上の狂いが生じているので、それは植生として麦がなっているにすぎず、製品としての、商品価値がある麦にはならない。

収穫した後、もみをすって製品化するプロセスにおいて、左打ちというんですか、下のほうから劣化品として出てくる、くず麦として出荷するしかない麦。その麦のことごとくはカモにやられて、製品の仕様書に完璧な狂いが生じたもの、全てがそうであるということ。だから、狂いを生じさせないためにはどうするか。その外的要因であるカモという鳥獣被害をいかに防ぐかということに尽きるということであります。

そういう意味においては、鳥獣被害の問題というのは、品種は確かに変わりますが、山間地であれ、平野部であれ、同じように農家という存在は、業界は、

今、人間以外の種、動物に、鳥獣の攻撃を受けながら、必至こいて農業をやっているという姿、これを認めています、政府も、県も、市も、農協も。公的にこれを守れというのであれば、よりこれを効率的に、合理的に、もっと効果的な対策はないものかと検討するのは、現場の声を伝えるのは私たちの仕事だし、これを受け止めて対策を講じるのは、農林水産部の、まさしく正面のお仕事かと思います。

そこで、イノシシ被害が拡大した要因ということについてお伺いします。

もともとイノシシの被害はなかったんですね、熊の被害と同じで。あまり人里に来るということはなかった。三十年前、四十年前は、このような話はなかった。私が当選したのは平成十一年でしたが、私自身がイノシシの問題を議会壇上、一般質問でしたときには、先輩の県議から本気で怒られました。議会壇上からイノシシの話なんていうようなことをと、言うなれば低俗なということだったのか分かりませんけど、本当に怒られたし、みんなから笑われましたね。新人とはそういうもんだというぐらいなふうでした。しかし、それは大きな社会課題になりましたね。

その過程で、私がきちんと言ったのは、議事録にも残っていると思うけど、廃園地が生息区域を増やしていると。要するに、完璧にとは言わなくても、中山間の中で林地として管理されている杉、ひのきの人工林の中には、イノシシはほぼほぼいない。どこにいるのかというと山奥の自然林に近い形の中で生息している。ところが、ミカンはこの二十年、今はいいんですけれども、大変厳しい時代が長く続いたんです、御承知のとおりです。今は復活しましたけれども。その途中でどんどんどんどん廃園されていく過程で、この園地の管理をしなかった。それが結果的に人里の中にあるミカン園地の廃園地までがイノシシの生息域につながった結果、中山間地から平地に近いところまでの米、麦の、水田にもワイヤーメッシュをしなければならないし、水田農家はワイヤーメッシュ設置のプロではないので、結果的に侵入を許し、もう農業をやめるというような人たちが幾らもいる状況の中にあるわけであります。

そういう意味からすると、廃園された農地の放任果樹を速やかに除去して園地を林地に転換するべきであると。そして、園地を速やかに林地に転換して、森林組合等、造林の技術者の皆さんたちにお任せしていく道が、アライグマとかイノシシとか、そういう有害鳥獣の、有害獣のというか、生息域を増やさない、踏みとどまらせることにつながっていくのであろうというふうに私は思って、そういった提案をしました。

先生と同じことを申し上げますが、ヤギを飼います、牛を放牧します、そうすることは廃園地において草を食べてくれるので、あえて園地を林地に変えなくても、いろんなところから牛やヤギを連れて来て、草を食べてくれることによって、放牧された牛やヤギの餌代も助かるし、ミカン園も助かるしというふうで、そういうような対応でいきたいと思うという大激論を委員会室でやったことがあります。

結果的に、ミカンの廃園地で牛であるとかヤギであるとか、僕は見たことがないんだけれども、あれはどうなったんだろうというふうに思います。同じように林地に変わっていくさま、廃園地が林地にどんどん変わっていくさま、「サガンスギ」というような形で植林されて管理されていくさまが拡大していく状態を見たことがない。

こういった意味において、今、私が言うこの取組、今さら過去のことを言ってもしようがないので、今後、有害獣イノシシの生息域をこれ以上増やさないためにも、廃園、ミカンをやめるというなら、やめた後、どうするんですかと言われたら、隣の園地の人に増園させませんかという御紹介をしたり、でも、どうしてもやめるということになったら、それではこれを林地に変えましょうというような仕組みづくり、林地に変えましょう、そして、その後は森林組合

等に委託をしましょうみたいな手続の流れがあってしかるべきだと私は思っているんですが、こういった考えについて生産者支援課長はどのように判断するのか、改めて伺いたいと思います。

○鶴澤生産者支援課長＝ミカン等の果樹産地においては、廃園となった農地が荒れてイノシシのすみかとなりやすい状況にあると考えます。廃園となった農地について、放任果樹の除去に対して補助制度を設けておりますが、市町からの相談や要望はない状況でございます。

また、廃園となった農地から人工林への転換について、農地転用の実績は年によって差はありますが、令和四年度までの公表データにおいても、約二十から五十ヘクタールとなっております。

今後とも、関係課と連携しながら、市町や森林組合等とも調整しながら対応していきたいと思います。

以上です。

○藤木委員＝ここは重要なところなので部長に問います、農水大臣にも問いたいところですけれども。日本の耕作放棄地をどうするかということが、我が国の食料安全保障にとって大変重要な政策の課題になっていて、そのことは四十七都道府県の農林部長は、本都道府県の耕作放棄地をどうするということについては、重要な政策課題です。食料安全保障の米、麦、大豆、土地利用型的にそうなのか。それと同じでミカンの荒廃園地、耕作放棄地という意味においては同じだと思います。

耕作放棄された廃園地、これをどうするということについては、イノシシ被害の、食料安全保障の観点からということではないかもしれないけれども、イノシシ等の有害鳥獣対策にとって大変重要な問題をはらんでいる、解決の大きなヒントを与えているところが、この耕作放棄地、耕作廃園地と言われるところなんだろうと私は思っています。その政策区域を拡大し続けているわけですから。

そういう意味からすると、この問題に対する取組の決意と考え方、そういった見解について、重ねて部長にもお伺いしたいと思います。

○島内農林水産部長＝荒廃園地の対策についてでございますが、御案内のとおり、ミカンの生産面積、それから生産者ともに大きく減っております。その中で当然、廃園も増えております。私ども、８８８運動を進める中で、まずは果樹をやめられる、ミカンをやめられるという方には、園地継承という形でまずは進めていきたいと思っております。

そうした中で、どうしても継承ができない農地につきましては、先ほど課長の答弁にもございましたとおり、農振除外だとか農地転用、それから森林組合との調整等を踏まえた上で、林地への転換というものも進めていかなければならないというふうに認識しておりますので、今後、「サガンスギ」を植林していくというプロセスの中でも、そういったことを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○藤木委員＝食料安全保障で耕作放棄地の問題をどうするということは、我々の大変重要な食料安全保障上の課題であります。荒廃園地の復元、利活用ということも、目的は違うけれども、哲学的には同じです。

僕が言ったところのそばはスプリンクラーが建っているところです。モデル事業として相当程度の投資がなされているエリアでした。それはもう国費、県費、地元の小城町も投資して、受益者負担もあって、相当程度のお金を投じて、「やーめた」と言ってやめて、それで済むわけがない。それだけの投資をした園地をやめるに当たって、やめる理由もあるから、やめるのはやめるんだろうけど、じゃ、公的にどうかと。耐用年数も過ぎたから致し方ありませんではなくて、そういった投資したところならばなおさらのこと、これをほかの目的に使っ

ても投資を回収できるように仕組みに変えられぬかと。そのことが結果的に鳥獣被害対策の大きな道を開くことにつながると、必ずつながりますから。このことについては新しい視座だと思いますので、今後のことも踏まえて、廃園になっているミカン園、過去に遡及して、これ、どうするということを大きな政策課題としてしっかり考えていただきたいというふうに思います。

続きまして、捕獲の強化ということについて話をします。

まずは、話の前提になる農作物の被害額は直近五年間でどうなっているのか。ざっくりでいいのでさっとお答えいただきたいと思います。

○鶴澤生産者支援課長＝イノシシによる直近五カ年の農作物被害額は、令和二年度が約一億三千四百万円、令和三年度は約一億三千七百万円、令和四年度は約一億二千七百万円、令和五年度は約一億一千五百万円、令和六年度は約一億四千九百万円となっております。

農作物被害が大きかった平成十四年度の四億一千七百万円と比較すると四割程度まで減少しているものの、直近五年間は横ばいの状態となっております。

以上です。

○藤木委員＝二十数年前、四億円ぐらいの被害額が出て本当にひどかったときに、じゃ、これ、どうするよという話から始まった議論。結局は一億四、五千万円、一億三千万円の被害は、これを減じない。だけど、農業センサスでは、ついに一万五千人になって、とにかく高齢農家は離農する、新規就農しないということになれば、荒廃園地は、いよいよ増えていく。農林水産部のほうで対応しないということになれば有害鳥獣の生息域はいよいよ拡大する。中山間地に住む人がいよいよ減る。彼らが自由に往来できる自然環境が出来上がる。増えてくるのよ。

今は何とか一億四千万円、一億三千万円前後で推移しているけど、特別な手当てをしないと、これを五千万円前後まで低下させる力にはならない。新しい作業が、新しい取組が必要だということですね。中山間地の自然環境、中山間地の社会環境、そういったところが、これからいよいよ厳しい状況になっていくということは、農業センサスを見れば、もう人口構成や人間の担い手、基幹的な農作業従事者等の推移を見れば、誰しもが分かる。ここはよく分かっていただきたい。

そこで、問題は、この捕獲従事者数ということなんだけれども、これも直近五年間の県内の捕獲従事者数がどのようになっているのかということをお伺いしたい。

○鶴澤生産者支援課長＝県内の捕獲従事者の直近五年間の状況は、令和二年度が千二百十八人、令和三年度は千二百七十五人、令和四年度は千二百六十七人、令和五年度は千二百五十九人、令和六年度は千二百九十一人と、ほぼ横ばいで推移しております。

以上です。

○藤木委員＝そこで分かることというのは、今、中山間地の被害額と生息域の因果関係と大雑把に説明したけれども、ここにいるほぼほぼみんな、本質的な因果関係等は理解できているのであろうと思うが、この千二百五十人を前後とする捕獲従事者数は変わっていない状況なんだけど、この年齢構成はどうなっているのか。みんな年寄りになってきているのか、そこら辺はどうなっているのか、分かりますでしょうか。

○鶴澤生産者支援課長＝捕獲従事者数の年齢構成ではございませんが、狩猟免許所持者数の年齢構成で申し上げます。

令和六年度でいいますと、狩猟免許所持者数の総計千八百八十二人のうち、六十五歳以上が九百五人となっております。大体四八・一％を占めており高齢化しているものの、半分以下となっている状況でございます。

以上です。

○藤木委員＝そうですね。いずれにしても、イノシシの捕獲というのは大変な作業です。昼間、餌をやる、確認をするということであれば、少しは楽なんだろうけれども、ミカンだけで食っている人たちにみんな任せているわけではないので、普通にサラリーマンの方も捕獲従事者となってくださっている。夜間やって、防犯灯もないし、山の中に分け入って、捕れたら捕れたで大変です。まず殺さなければなりません。殺さなければならないし、取り出さなければならない。取り出した後に皮をはがなければならない。

一応話をしておきますけれども、ダニがいます。何万匹のダニがいます。捕獲の過程で、このダニに食われます。相当程度いろんなことをやるけど、やっぱり食われます。何度も食われているとダニのアレルギーは結果的に副作用として牛肉が食べられなくなります。捕獲従事者の方でダニアレルギーになると牛肉が食べられなくなる人が出てきます、必ず出てきます。それで臓物を取り出します。洗って、ダニを取って、皮をはいで、臓物を取って、解体してということです。で、尻尾だけ持っていく。

大変な作業です。ちょっと普通の人では、働き方改革じゃないけど、土日はゆっくりとというようなことではないです。本当に奇特な山を愛する――ハンティングとも違いますからね、ハンティングというようなものではないですからね。箱わなに入ったイノシシを殺して、引きずり出して、どこか解体するところまで運んで、解体して、皮を剥いで、ノミから身を守るために防護服を着て、一連の作業を現場で見ると、中には吐き出す人だっているかもしれぬというくらいに、マグロの解体ショーとはレベルの違う作業です。

そういう意味からいうと、この捕獲従事者の五〇％が六十五歳以上だというようなことになると、もう全く心もとないという意味であります。佐賀県はずっと続くからです、百年も二百年も佐賀県は続いていくからです。今から育成しとかんことには、外国人労働者に日本の産業界は頼らざるを得ない、佐賀県も同じく頼らざるを得ないのと同じで、誰かに、どこかに頼らなければいけない。でも、頼る人はいませんので、さて、どうするかということに当然なるから、今から準備しておく必要がある。

ここで問題です。捕獲従事者の確保、育成の状況、確保、育成対策とでも言うべきなのか、そういう二番から得られる、一番から得られる被害額が今後どうなるのかということは、当然増えていくということ。捕獲従事者数が減っていくということ。これを踏まえて金額が伸びていく可能性がある。捕獲従事者数は減っていくという分水嶺にいる今、この捕獲従事者の育成強化、確保・育成対策というのは、本県にとっても、我が国にとっても、とっても大切なことなんですね。

そういう意味において、育成の状況がどうなっているのかということをお伺いします。

○鶴澤生産者支援課長＝まず、捕獲従事者の確保については、狩猟免許試験の回数を順次増やしており、現在は年五回実施しております。試験会場も、佐賀市、唐津市、鹿島市の三市で実施するなど、狩猟免許の取得機会を増やしているところです。また、市町や猟友会などの協力を得て、市町ではチラシの配布、猟友会では知人への声かけなどを行い、狩猟免許取得希望者の掘り起こしにも取り組んでおります。

次に、捕獲従事者の育成については、くくりわな等の高度な技術を指導できる人材を育成するため、農業振興センターや市町の職員を対象とした研修を毎年行っております。

このほか、県の広域捕獲事業、広域捕獲事業というのは、複数の市町からの要請に基づき、広域的にイノシシの被害対策を行う事業になりますが、この事業において、実施地区の若手捕獲従事者に対して専門家による技術習得の研修を併せて行っているところです。

以上です。

○藤木委員＝長く読まれたので、まず基本的に誰がということですけど、これは市町がということですか、県がということですか。

○鶴澤生産者支援課長＝県としては、狩猟免許試験を県で行っておりますので、その取得の機会を増やすという意味で、回数を順次増やしたり、試験会場も各地で受けられるように三市で開催しているところです。

次に、チラシの配布や知人への声かけなどにつきましては、市町や猟友会が身近にいる存在でありますので、そこのほうから声かけ、チラシの配布等を行ってもらって、狩猟免許取得希望者の掘り起こしに取り組んでいるところでございます。

以上です。

○藤木委員＝そこで、今、千二百九十一人ということなんだけれども、本県の目標として年齢構成をどう上げたい、下げたい、または狩猟免許所持者が千八百人ぐらいいると先ほど言っておられましたが、現在、千二百九十一人いる状況の中で、その年齢構成の比率をどうしたい、または千二百九十一人、千二百人前後が、言うなれば自然死しなければ社会死するしかないわけですね。つまり捕獲して捕る以外、あとは自然死です、事故か、飢えか、病気かしかないわけです。あとは我々で捕る以外にないわけです。

そういう意味からすると、捕っているのは誰かというと、千二百九十一人の人々。その被害金額が一億五千万円だということなので、言っちゃなんだけど、これを五千万円に減じるということになれば、ここを変えていくためには、捕獲従事者の数をどうしたいというような我々の目標、計画上の目標とか、そういったものがなければならぬと私は思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○鶴澤生産者支援課長＝捕獲従事者の年齢構成の比率の目標については、具体的に定めていませんが、高齢化が進んでいる、担い手の不足というのは、課題だと思っております。

また、有害鳥獣捕獲の許可は市町で行っておりまして、イノシシの生息状況であったり被害の状況など、必要性を勘案して捕獲の許可を行っておりますので、まずは市町の意見を聞いて必要な対応を行っていくことになるかと思います。

以上です。

○藤木委員＝鳥獣被害対策の連絡協議会みたいなものが恐らくあるんだろうと僕は思うけれども、とにかく目標を、例えば二千人なら二千人、千八百人なら千八百人と決めて、この若返りのためにどうすると。当然、銃は危ないもの、暴発して死ぬ、または撃ってもどうせ当たらない、銃を持ったから当たるわけではないので、カモでもそうですけれども、やっぱり日々の練習の成果によってカモを殺すことができる。年を取って目が乏しくなれば、当然、練習場に行ってクレー射撃の練習をする。でも、そういうことも体力的にも無理だというようなことが見てとれるので、じゃ、若い者たちにという話になったときに、小城市の場合は、猟友会の会長さんが自分で企画して仲間づくり、サークルみたいなもので、詳細に市に聞いているわけではないから分からぬけれども、猟友会の会長いわく、私の判断で、私の仲間づくりの過程の中で任意でやっているにすぎないということでした。

そういう意味からすると、そこに県の関与も、国の関与もあるわけではない。任意で仲間づくりの一環で、もうちょっと増やさんばいかぬなとか、せっかくだから、みんなでクレー射撃の練習を会としてやろうというような話で、何か県のほうから、こういった目的を持った使途に制限があって、使途に目的があって、このためにこうしてください、このためにこれだけの人間を増やしてくださいなんていうような費用面での助成が、市とか、県とか、国からあっているわけではないというのが小城市の実態のようでございます。

じゃ、多久市はどうか、唐津市はどうか、佐賀市はどうかというようなことになると、最初に言った生息区域を減らしていく、昭和三十年代にまでに遡って生息区域を減じていく作業がこれからの努力です。だけど、そうではなくて、その調整、イノシシ被害というか、イノシシ頭数の調整局面にある今、捕る人を確保していくということは、何より大切です。

そういう意味からすると、ここに力を割く、捕獲従事者数の確保・育成対策こそ、目標を決めて、数、そして、その年齢構成の目標を決めて、具体的な使途を明確化した振興策、確保・育成対策としてのお金の使われ方を、市町や農協団体の皆さんたちと一緒になって決めて、で、現場の人じゃなからんと分からんけんというて猟友会の人に資金を渡して、あと十人増やしてください、若い人たち、四十代を三人入れてくださいみたいなことをきちんと計画立てて実施していただきたいというふうに思っているということです。

まず、その点について所見を伺いたい。

○鶴澤生産者支援課長＝先ほども申し上げましたが、有害鳥獣捕獲の許可については、市町で行っておりますので、その捕獲従事者の目標数などの設定につきましても、市町の意見を聞きながら必要な対応をしていきたいと思います。

以上です。

○藤木委員＝市町に任せるというようなことなのか、部長、その点について、課長は、市町が捕獲対策の現場でやっているわけだから、その意見を聞きながらみたいなことなんだろうと私は思うが、県として議論しているわけです。国の議論でもあるし、もちろんそれは大臣だろうと、副大臣だろうと、私たちが言うべきことはしっかり言って結果を出すように我々も頑張る。だけど、とにかく県議会でこの話をしているわけで、それをあなたたちにしっかり聞いているわけです。ここに新規の資金の需要が求められている、市町が、市町がと。いうても県の８８８運動に最もあやさすのは誰か、イノシシです。もちろん、高齢化ということもあるだろう。

そういう意味からすると、市町と連携して全体の計画、全体の目標を立てて、市町、もちろん現場の声を聞きながら全体の計画を立てて、確保・育成対策としての費目を立てて資金面からの援助等もあってということ、この捕獲従事者の確保・育成対策は本当に重要なところだと思うので、その点について部長に見解を求めたいと思います。

○島内農林水産部長＝捕獲従事者の確保、育成ということでございますが、まず、委員おっしゃるとおり、やはり高齢化しておりますので、少しでも若い世代への継承といったことを進めてまいりたいと考えております。具体的には、市町、また、県の猟友会の意見を聞きながら対応策を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○藤木委員＝課長の答弁を部長が超えられないというのは、ちょっといかがなものかと私は思うけど、課長の答弁をなぞっているだけでは部長がとなかじゃないかと私は思うが、いずれにしても、今ここで答えられなくても結構です。

今、私が言ったことの魂の部分について、問いの一の部分ですね、生息域を減らすための林地転換の話、それでも確保しなければならないというのであれば、従事者の話を任意団体である猟友会にお任せすることはできない。猟友会の意向にお任せすることはできない。猟友会という団体があることは、本当にありがたい話です。ですから、個々の任意団体にお願いをして県の意思を具現化すること、市町と連携を図って県の意思を、きちんと各市町の猟友会の人々を通じて具現化を図ること。それは大人が何かしようとするんだから、それは仕事です。仕事をすれば必ず費用が発生します。報償金という形、報償金という利益も踏まえてですね。そういうことをきちんとやってこなかった三十年の歴史が、今日のこの数字に現れているということです。

ここで二点突破、全面展開ですね。この二つの問題を解決することによって事態の解決を力強く進めていただきたいと思っています。この二点ですね、捕獲従事者の確保・育成対策の計画を立てて、お金を使って、任意団体である猟友会にしっかり働いてもらう、その現場において市町にサポートしてもらう。我々が後方支援に努めるというようなきちんとした重層的な構造で、しっかりとこの問題を解決するための動きをしていただきたいということを強く強く重ねてここで言っておきます。

もう一つ、捕獲頭数についてですが、成獣、幼獣の捕獲頭数がどうなっているか、直近五年の部分についてお示しください。

○鶴澤生産者支援課長＝県内の有害駆除による直近五年間のイノシシ捕獲頭数は、令和二年度は二万三千六百三十八頭で、そのうち幼獣が六千四百九十五頭、令和三年度は二万三千八百七十六頭で、そのうち幼獣が六千百五十六頭、令和四年度は二万七千頭で、そのうち幼獣が七千二百六十頭、令和五年度は二万一千八十九頭で、そのうち幼獣が五千七百二十二頭、令和六年度は二万四千六百二十八頭で、そのうち幼獣が六千五百九十六頭と、二万頭を超えており、そのうち幼獣の割合は三割程度となっております。

以上です。

○藤木委員＝とにかく捕獲する人、捕獲従事者の確保・育成対策というものが、今、県にはないので、市町と連携して猟友会の皆さんたちに具体的にどのような形で捕獲従事者を確保していくのかという計画をしっかり、対策要綱を作れという話をしております。作るか、作らないかは、二月定例県議会の一般質問で改めてお伺いするので、そのときには返事をしていただきたいと思います。いずれにしても、作らんばいかぬということは、ここにおる多くの人たちは納得して、八十万人の一般県民に聞いたって、きっと、それはそうだろうと言うに決まっています。それをどうするということは改めて宿題にしておきます。

ここで改めて幼獣ということについて、殊さら物言いをしている、質問しているのは、うちの県は、イノシシの捕獲報償金の単価が、成獣が国は七千円です、県は二千五百円です。イノシシの幼獣は、国は千円です。ところが、県は二千五百円です。県は、成獣も幼獣も同じ金額です。そこにすごく意味があるんですね。国は、イノシシの幼獣が千円、成獣七千円。県は、成獣も幼獣も同じ二千五百円です。これを同額にするために国に働きかけなければならない。

そこで、そのことについて幼獣の捕獲強化ということについて言いたい。

農作物被害を防止するためには、幼獣、いわゆるウリボウというかわいらしい、一見アザラシの小さいやつみたいでウリボウもかわいいですね。このかわいいウリボウ、幼獣を成獣になる前に残らずに駆除することが重要ではないかと考えるわけです。

つまりどういうことかというと機会損失、機会損失というか、機会利益ということです。つまり成獣になれば一年に六匹産みます。六匹の子供たちも二年たてば、また六匹が六匹産みますので三十六匹です。そのうち半数が飢えで死ぬ、事故で死ぬ、病気で死ぬといっても十八匹は残る。十八匹が、また二年たてばというようなことですね。つまり幼獣で二年後に遭遇したイノシシを捕ることができたとしても、幾何級数的に増えていきます。

じゃ、六年後に六十キロにもなった捕獲したイノシシは、どれだけの子や孫、ひ孫、何孫か知らぬけど、第何世代まで何匹の数を増やしていくのか。六年後に遭遇するイノシシの一匹を捕らなかったおかげの、彼らが成長する過程の中の被害金額は、どれほどのものか。そもそもそこで捕っておったら、その被害はなかった。つまり農業者側にその機会利益が渡ることになります。幼獣を捕れば機会利益は農業者側に行き、幼獣を捕らないと、つまりイノシシ側というか、有害鳥獣側の子孫の、種の繁栄につながっていくということです。じゃ、どうすればいいか、幼獣を捕らなきゃいけない。幼獣を捕るための振興策を特

に考えなければという意味において議論した結果、佐賀県は金額を同等にしている。

そこで問題なのは、やっぱり大きいわけですよ。うちの財政当局の限界が二千五百円と二千五百円。だけど、国は成獣が七千円で幼獣が千円なんですね。成獣を捕ってください、幼獣は別に捕らぬなら捕らぬでもよかですよと。幼獣を二千五百円にするときに新聞に出ていましたけど、幼獣は金にならぬから、捕る側の利益にならぬから、幼獣が捕れたら、そのまま世の中にお返しする、自然に放つと。もっと大きくなってから私のところのわなに入ってきてねと言ってお別れするというような新聞記事が出ていました、馬鹿なことをと。そのばかなことをさせている一方が、なんと国なんですね。イノシシの成獣が七千円、幼獣が七千円ということになれば、プラス六千円ということであれば、この捕獲従事者の確保、育成に対して本当に大きな力に、待遇の改善につながります。そういう意味からして、この幼獣の捕獲強化について県はどのように取り組んでいるのか。

また、農水省主管の対策会議みたいなものが、全国から担当者を招集して意見交換の場もあるんだろうと私は思います。僕らは自民党なのであって、自民党の政務調査会だなんだかんだと会議があったときに、やっぱり国会議員さんを前に据えて全国から集まった四十七人がいれば、やっぱりその話が出るんですよ。今、熊の話も出るけど。ここは何とかしてもらいたいと、やっぱり出るんですね。

そういう意味からすると、今後、僕はそういうことを強く言おうと思っているんだけど、何ゆえに幼獣捕獲強化に動かないのか、何ゆえに千円を七千円に、成獣、幼獣変わらず七千円にしないのかということを議論していこうと思っているんだけど、この点についてどのように考えるのかお伺いしたい。

○鶴澤生産者支援課長＝まず、国のほうで、いわゆるウリボウと成獣で捕獲報償金、国では捕獲活動経費と言っておりますが、その単価が異なるのがなぜかというところについてお答えいたします。

国は、捕獲報償金としてではなく、捕獲活動に必要となる経費の二分の一相当を定額で支援する仕組みとなっております。環境省が公表したイノシシの保護及び管理に関するレポートでは、生まれてすぐの幼獣のみを捕獲した場合、その親が再度妊娠、出産する可能性を高めるため、幼獣のみの捕獲を避ける必要がある旨、指摘をされているところです。こられを踏まえまして、成獣の捕獲に対し、さらに積極的な捕獲が推進されるよう、国では成獣の単価を幼獣よりも高く設定されていると聞いております。

また、県のほうでも、イノシシ等による農作物被害を減らすため、これまで専門家に助言を求めてきたところです。専門家の意見では、国の見解と同様、イノシシの生息数を減らすには、ウリボウより成獣の捕獲が最優先であること。そして、ウリボウは委員もおっしゃいましたが、生後一年以内には、およそ半数が死滅するとのことで助言をいただいております。ウリボウは、成獣よりも捕獲や後処理が容易であることから、ウリボウに対する捕獲報償金を手厚くした場合、ウリボウの捕獲が優先され、成獣の捕獲がおろそかになる可能性もあることから、慎重に判断する必要があると思っております。

以上です。

○藤木委員＝言ってはなんだけど、政府の見解は全く間違っていると私は思っていて、要するに、箱わなにウリボウが入っているのか。江戸時代の鷹狩りじゃないんだから、イギリスのハンティングじゃないんだから、天山の林中に分け入って、犬を放ってイノシシを求めて、ウリボウだ、やめとこう、成獣だ、これは殺さなきゃと。そういう狩猟でハンティングみたいなことをやっている八十代、七十代のおじいちゃんたちはいません。要するに、箱わななわけです。くくりわなか箱わななんです。雌が捕れるのか、雄が捕れるのか、幼獣が捕れ

るのか、成獣が捕れるのかということではないわけです。

成獣のほうが被害は大きいです、いっぱい食べるんだから、ウリボウは食べない、だから被害金額に上がってこない。しかし、これは大人になる二年の間に、どんどんどんどん食欲旺盛になって食べ尽くしていくわけです。だから、被害金額が少なくて小さなウリボウのタイミングで捕っておけば被害もなく、次の大人になるための被害、機会損失を発生させないための有効な手だてなわけです。捕ったり捕らなかったり選んでいる場合じゃない。

箱わなを仕掛けているところに入った場合、問題は、箱わなにどちらが入るか、雄も雌も関係ないです。ただ、成獣は社会経験上、自分のお母さん、お父さんが箱わなに入って暴れまくっている姿を子供たちは一瞬も見ている、または隣近所の家族にも近いイノシシのお母さんが箱わなに入って暴れ狂っている姿を見ているということなんです。一旦、そういう自然の過程で得られた知見が、本当の成獣になって社会経験というか、自然経験の中で箱わなが危険であるということが分かる成獣は、なかなか箱わなに入らない。

ところが、幼獣は、自然経験、社会体験が少ない分だけ、箱わなの意味が分からない。そういう知見がない子供たち、ウリボウは箱わなに入りやすい。だから、箱わなをとれば、その瞬間の被害金額の増減とは直接因果関係はあんまりないかもしれない、そんなに多くのものを食べないから。しかし、やっぱりこれを放置すれば、六年も八年も生きれば、全体を見るという話。

だから、農水省が言っていることはイメージ、今、私が言っているのは現場、現実に即した物言いをしているけど、農水省の物言いは、正直、現場に即してないし、論理的に破綻しているかのように私には思える。

なので、佐賀県として、テクニカルな問題のように思うけれども、とにかく成獣を捕ること、成獣捕獲に一生懸命になってくださいと言われても、箱わななんだから、入るか、入らないかはイノシシの判断なんだから、振興されても困りますという話。だけど、全体の被害金額を今抑えていて、今後さらに抑えようと思えば、生まれた子供を即殺す、間引きし続けるということが最も効果的なはずです。

ですので、こういったことについて国に対してもしっかり、今、私が雑に、こういった席ですからね、資料一、資料二、資料三と添付書類を作って、証言を音声で録ってというようなことをしっかりとしたフォーマットでもって要望書ないし分析的なデータを提供できる状況に今ないじゃないですか、議論の場なんだから。だけど、そういう考え方をしっかりと学んだ上で、今、私が言っている現場の声と、その理屈を学んだ上で、捕獲報償金の七千円、ウリボウ千円の状態を県と同列に七千円、七千円にするように、私も努力するが、県としても努力していただきたいと思うが、その点は、それでよろしいかということの確認をしたい。

○鶴澤生産者支援課長＝先ほども申し上げましたが、国、県としては、イノシシの生息数を減らすには、ウリボウよりも成獣の捕獲が最優先と考えております。ウリボウについては、全てを捕獲するということは難しいですし、自然死亡率が高い幼獣の捕獲よりも、やはり農作物被害や繁殖に影響を与える成獣の捕獲を優先することで生息数を減らすことにつながると考えておりますので、現在のところ、ウリボウの捕獲補償金を引き上げることや、国への働きかけ等は考えておりません。

以上です。

○藤木委員＝そこは議論するところじゃないんだよ。イノシシの成獣が二千五百円、幼獣も二千五百円ではなかったわけだよ。幼獣は二千五百円ではなくて五百円ぐらいだったんじゃないかな、もう金額にならなかった。イノシシの幼獣は国が千円、県は千円とか五百円ぐらいだったと思うな。今の私の考え方を受け入れて、県は幼獣も成獣も二千五百円と同額にしているのよ。その状況で

認めているわけよ、あなた方は。幼獣を捕ることの大切さを認めて二千五百にしている。認めているから二千五百円、二千五百円にしているのだから、この考え方に和歌山県も北海道もよそも、国も、確かにそうですねと。そこで何かいきなり、論理の飛躍で全部の幼獣を駆除することはできませんなんて、全く意味のないことを――当然ですよ、そんなこと。そんなん言うたら成獣だって一網打尽に全部殺すことはできないんだから。

被害金額を抑えることができるのは、幼獣をより多く捕ろうという姿勢なんです。何でかというと、幼獣はカルガモと一緒で集団行動をしますので、一挙に三匹とか入る。そうすると、これが全体を合せて一万四千円ぐらいになるので、四匹入っていたら五万円以上になるので、やった、ボーナスだということで俄然やる気が出てきます。というようなことがたまにあったりするのが楽しい。

それが、あなた、全部を捕ることはできませんなんて、ちょっと耳についちゃったから言うけどさ、そういう理屈で僕に反駁されても困ります。あなたが二千五百円、二千五百円、成獣、幼獣を等しい金額にすると。あなたと、あなたの先輩たちと佐賀県で決めたことです。この正しさをちゃんと国にも伝えなさいよというふうに、あなたが正しいと信じた施策を国にもきちっと伝えなさいよと言っているわけよ。それを伝えないというふうに言うから、話がおかしくなる。それはそのとおりですと、受け入れてくれるかどうかは分かりませんよ。我々は、そう信じて成獣も幼獣も同じ金額にしたんだから。その正しさは、もしかしたら、みんなにとってよいことになるかも分かりません。それで七千円、七千円になれば、佐賀県の猟友会の皆さんたちも大変ありがたいと思うだろう。振興策としての対策にもなるだろう。そういうふうに伝えてみたらどうかという話をしたら、理屈にもならないようなことを言われました。部長、どうですか、課長はそう言っているけれども。

○島内農林水産部長＝成獣と幼獣の単価の件につきましては、私が直接、主立った市町だとか猟友会の方に直接意見をお伺いして、意見交換をさせていただいた上で、国に対してどういうアクションを起こすかについては検討してまいりたいと思います。

○藤木委員＝いずれにしても、議論があって、我々、詳しい数字は分かんないけれども、成獣二千五百円、幼獣五百円を二千五百円に変えて、結果的に猟友会の人たちも大変喜んでおられる。そして、そのことは成果が上がっていると。物理的に、論理的に成果は上がることになるんですよ、機会損失が発生しないんだから、機会利益が発生するんだからと言うべきか。

だから、市町ともよく相談して、猟友会の意向等を、猟をする人たちの苦労もよく理解した上で対策の一助にしていただきたいと思います。

時間も押してきましたので急ぎます。カモの直近の被害額がどうかということについてです。

カモによる麦被害対策についてお伺いをいたしたいと思います。

○鶴澤生産者支援課長＝カモによる麦被害対策については、吹き流しの設置による侵入防止対策に取り組んでおります。その効果を上げるためには、被害を受けている地域において、全ての圃場に吹き流しが設置されるように、農家がまとまって取り組む必要があること。吹き流しの設置については、適切な高さ、長さ、間隔にする必要があること、農家の理解促進を図るために農業振興センターから農家に対して指導や研修を行っているところです。

このほか、県のモデル事業として、他県で一定の効果が確認されている鷹を使った追い払い対策について、その効果の検証にも取り組んでおります。

なお、有害鳥獣対策は、市町が中心となり取り組む必要があることから、市町の有害鳥獣対策協議会では、猟友会に委託し、銃を使ったカモの追い払いを実施されているところです。

以上です。

○藤木委員＝時間の都合もあるので、被害金額がどうかということを私は聞いたけれども、あなたは取組を答えられたので順番がちょっとおかしくなっちゃったんだけれども、いいです。カモによる農作物の被害は、とにかく千七百万円。これが千七百万円程度で収まっているとはちょっと、あなたたちから頂いた資料でいうたら、令和二年が大体二千百万円、大体二千万円ぐらいの被害金額が出ているけど、僕の感覚からいうと二千万円程度で収まるとは到底思いませんね。

詳しいことは分からんけど、麦自体は金額としては、さしたる金額ではないです。ヨーロッパ、アメリカ、オーストラリア、中国、いろんなところの麦と比べると、そういったレベルに合わせて麦の単価が決まる。ばかみたいにわずかな金額です。ただ、これは政府による面積払いとか数量払いという仕組みの中で補助金でもって麦の収益というものを農家が計算しているわけです、売り上げとして。その数量払いというのは、成果品がどれだけ取れたかによって、反当大体五万円ぐらいになるところが取れないと、幾らになるんだろう、二万円ぐらいになるのか。とにかく成果品がどれだけ取れたか、成果品が全く取れないと、物自体の価値はどうでもいいわけで、物自体の、くず麦がいくら取れても補助金の単価表に載ってこない、数量にのってこないので。だから、これを佐賀県が二千万円というのは、正直、僕は納得はしないが、今はとにかく二千万円ということになっている。

そこで、取組は吹き流しや追い払いだということです。銃猟によっての追い払いというようなことをやっていただいている。

そこで、これも先ほど言った猟友会の方たちのお仕事になるんです。全くのボランティアです。我々にとっても、ここで計算式は言いませんけれども、二町ぐらいやられると、とにかく百万円ぐらいの損失が、ここで計算式は言えませんけれども、とにかくすごい金額なんですよ。二ヘクタールぐらい普通に食われてしまうので、もう成果品にならない。それが、さっきの猟友会という任意団体の話、猟を楽しむ人の集まりです。その人たちの追い払いへの委託料というか、そこにかかっているんです。産業用の麦の生産が、趣味の、家庭菜園ではなく産業用の麦の生産の追い払いというか、カモ対策が猟友会の任意の追い払い作業にかかっている。それが一回の出動に大体八千円の委託料をいただけると、一人に対して。その中で弾代が三千八百円だったものが五千円だというんですね。つまり差し引き三千円。朝五時起きで、六時から九時までやるんですけれども、人がウオーキングで歩き始めたりすると、とにかく苦情があって、猟というか、鉄砲は撃てない。だから三時間ぐらいの話です。朝五時起きで準備して集まって、そしてカモを捕るとするじゃないですか。一羽二百円なんですよ。水鳥だから、堀の中にボートがあるわけじゃないから回収するのはほとんど不可能です。なので、二百円あっても、しょせんは二百円の世界、三、四羽捕ってもしようがない。回収して二百円、三百円と数えるんだけど、大体捕ってそのまま有明海に流すというような形にならざるを得ない。それはちゃんと市も確認をしています、一緒に着いて来るから。

何が言いたいかというと、そういった猟友会の皆さんたちのカモ被害対策に対する善意、全くの無償ボランティアにも近い善意で、このカモ被害対策が成り立っていること自体が対策として大変脆弱だということを申し上げたい。銃を持ったからといって当たらないですからね。当たるためにどうすればいいか。それはヒットを打つことと同じです、バッティングセンターに通うんですよ、ゴルフの練習場に行って練習するんですよ。当たらなければ当たるようになるまで練習するんですよ。そうすると当たるようになる。その練習場はちゃんとあります、クレー射撃場が、そこにみんな行っているんですよ。その弾代も千二百円から二千二百五十円、倍になっています。そうやってカモの駆除を

やっています。別にお金になるわけじゃない、カモを捕ってカモ料理ができる猟師さんたちが何人いるのだろうかという話です。

そういう意味からして、捕獲従事者の委託料も含めて、県では今後、この課題、脆弱な猟銃によるカモの追い払い対策をどうするということについてお伺いしたいと思います。

○鶴澤生産者支援課長＝カモの追い払い対策は、市町が中心となり、それぞれの地域の実態、実情に合わせて、地元の農家や猟友会と連携、調整しながら取り組む必要があるが、市町から要請があれば県も一緒に考えていきたいと思います。

なお、猟友会に対するカモの追い払いの委託料に関しては、市町と猟友会の間で適切に契約されていると認識しておりますが、委員の御指摘にあったことは、市町のほうに伝えたいと思います。

以上です。

○藤木委員＝確認しますが、我々もカモ被害ということについて、委員会の中でも、本会議の中でも、勉強会の中でも、前と違って随分と議論されるようになってきたことは部長も御承知のとおりです。大人が何か社会的活動をすれば当然費用と利益が発生するのだから、費用と利益が発生することをもってお仕事をするということになるんですが、県としては、このカモ被害対策に対して何か費用を出しているのかということをお伺いしたい。

○鶴澤生産者支援課長＝カモの捕獲報償金については、県は出しておりません。

以上です。

○藤木委員＝では、この問題について最後に部長に問いますが、論点が一つあったのは、生息区域をこれ以上増やさないためには、これから基幹農業従事者の高齢化に伴って廃園の可能性というものが十二分に考えられる。その廃園地がイノシシの生息区域の拡大につながっていくということ。これをどうするかということが問題だということ。

二点目は、捕獲従事者対策をしっかりやっていないということ。この捕獲従事者対策の体系的な対策要綱がないということ、目標がないということ。この捕獲対策の要綱、目標とか、予算とか、人員とか、組織とか、そういった計画とか、そういった対策がないのでということ。

三点目は、最終的に猟友会の人たちの活動いかんにかかっているので、かれらの作業のインセンティブを上げるために捕獲報償金、成獣、幼獣問わず、そこに社会的な意味がしっかりあるので、国に対してインセンティブを上げるために成獣も幼獣も同額の七千円という、佐賀県が正しいと信じてきた道を国に対して物を言うようにしてもらいたいということ。

最後に分かったことは、カモ対策というものがこれだけ大きく叫ばれている中にあって、県としては、カモ対策にお金を出していないということだから、結果的に仕事をしていないと同然だと私は思っている。

そういう意味からすると、こういったことの四点をひっくるめて質疑をしたんだけれども、総じて、どうするということについて、今、意味のある議論しかしていないと思うので、これに対する部長の見解、決意を述べていただきたい。

以上です。

○島内農林水産部長＝藤木委員から御提案があった四点につきまして、まず、庁内で情報を共有しながら、主立った市町、猟友会の方と意見を交換させていただきながら、県としてどのように取り組むかについては検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○藤木委員＝分かりました。その四点をしっかりやっていただければ大概のことは解決すると思いますので、過去に遡って園地になっているものを林地にし

て「サガンスギ」を増やしていこうよということで、しっかり対応していただきたいと思います。

次に、農業用機械に係る大型特殊自動車免許の取得についてということであります。

これも時間の都合があるので要点だけ言いますが、前語りのところは重要なことを含んでいるのでしっかり話をします。

本県にとって重要な基幹産業である農業の担い手が減少している。先般公表された「農業センサス二〇二五」によると、全国の農業経営体数は八十二万八千経営体、この年で二三％の減少になった。一般質問でもお話をさせていただきましたが、本県において一万五千人、三十年前からいうて六〇％減った。そういった減少ということにつながっています。私は、農業・農村を維持して将来につないでいく上で、この現状に極めて大きな危機感を感じています。

このような中、高齢化が進む農村地域では、専業農家や認定農業者など農業を生業とする方以外にも、様々な形で地域農業に参加するサポーターのような人材が不可欠になっていくであろうと考えています。我が妻の弟に頼る、親父のいとこに頼る、兄弟に頼る、八十歳に近くなった爺様が三ヘクタールやっていくに当たって、親戚、身内、みんなで協力しながら本家の三ヘクタールの代かき、麦刈り、田植え、そういった準備かれこれ、ばあちゃんも腰も痛かし、みんなで助け合おうじゃないかというようなかつてあった農村風景が今に伝わり、そして、これからに伝えていかなければならないという話です。

このような中、現代農業、特に水田を利用した米、麦、大豆や露地野菜などの土地利用型農業では、大型農業用機械による作業体系が一般化し、機械操作の資格や技能は農作業に携わる者に求められる最も重要な能力の一つとなっています。農作業を手伝うというのは、本質的に農作業用機械を扱える、扱うということです。田植え機械に乗る、トラクターに乗るということです。

一方で、令和二年の道路運送車両法の運用見直しがありまして、作業機付きトラクターなどの農業用機械は、条件を満たせば公道走行ができるようになったけれども、一定規模以上の農業用の機械で公道走行を行う場合は、大型特殊自動車免許が必要であると。一部、条件を満たせば普通免許でも公道走行ができるけれども、農作業用のトラクター等については、免許がなければ乗ってはいかぬということです。乗れば刑事罰と行政罰がちゃんとあります。自動車免許を持っているからといって、父親、年を取ったおじいちゃんの手伝いで、圃場に行くまでトラクター、田植え機械、コンバイン等に安易に乗ってはいかぬということが現実です。

県では、農業大学校において、農業機械化の研修を実施し、運転技能取得、大型特殊自動車免許取得にも取り組んでいます。ところが、私の周囲の農業関係の方と話をしていると、農業用機械の公道走行時に必要な免許に関する知識、認識が十分に浸透しているとは言えないのではないかという印象を受けています。

また、圃場で機械操作のノウハウがある方に農作業をお願いしたくても、免許がないために依頼できない、農業用機械に乗ってもらうことを控えてしまう、大型特殊自動車免許なんて誰も持っていませんので、誰にも頼れないということですね。

ここに今おられる多くの方たちも、実家の手伝いもしているし、三夜待仲間の手伝いをしている人も多くおられるかも分からないが、実際は大型特殊自動車免許を持っていない人は、トラクターにも、田植え機械にも、安易に乗ってはいけません。乗ると刑事罰で罰金五十万円、行政罰で免許取り消し、二年間の欠格期間があるので免許の再取得まで二年かかります。改めて自動車学校に行って何十万円も払ってという、これは社会生活にも大きな影響があることなので、安易に実家の兄弟の、嫁さんの実家のお手伝いで公道を走行するという

ことは、何もなければそのまま圃場に行くかもしれないが、何かあって警察の人に止められて、免許を持ってますかと言われて持ってなかった場合は、明らかにそのような事態にいきなり立ち入ります。そういうことが重要な問題です。

つまりサポーターを失ったということです。今のままでよければ、もうよかよか、二ヘクタールぐらい、うちの兄貴は忙しかけん、私がとか、妹の旦那がとかって、そういうことの中で農作業等があったけれども、そういう意味からすると、農業者は、もう実質的なサポーターを失ったにも等しい状況になります。

そこで、時間の都合もあって、いきなり三番目にいくけど、大型特殊自動車免許の取得の啓発についてです。

県では、大型特殊自動車免許の取得や農業用機械の公道走行に関する農業者や関係者の意識啓発、ここにおられる皆さんには今ここでしっかり言ったから、もう乗らんどこうということになった。飲酒運転は絶対にしてはいけない、摘発されたときのリスク、与えられたダメージを理解しているからです。それと同じようなことが、公道を走行する田植え機械、農業機械に安易に乗るということが、そういったことを惹起させます。

そこで、公道走行に関する農業者の意識啓発にどう取り組むのかということを担当課長にお伺いします。

○荘山農業経営課長＝県では、令和二年に作業機付きトラクターの公道走行が可能となったことを踏まえまして、市町、ＪＡを通じまして、県独自に作成したチラシなどを配布したり、研修会などで周知啓発を図ってきたところです。

具体的に幾つか申し上げますと、例えば、農作業安全に係るＪＡのブロックごとの研修会であったりとか、稼ぐ佐賀米発展運動大会であったり、あと、県内でもトレーニングファームがありますが、ホウレンソウとかピーマンのトレーニングファームの研修の中で、そういった農作業安全であったりとか、トラクターに関する基礎的なことを研修の中でお伝えしているということ。

あと、農業振興センターにおける新規就農者向けの経営基礎講座の中で、農作業とか農業機械に関してお伝えするなど、そういった啓発を行っているところでございます。

また、農業大学校独自に、農業機械化研修に係るユーチューブチャンネルも開設しておりまして、農業機械の試験を受けるときの模範運転、そういったものも動画で映像化するなどしまして、特殊自動車免許の取得に関する意識啓発につなげているところでございます。

以上でございます。

○藤木委員＝今、覚醒剤で「ダメ。ゼッタイ。」普及運動なんていうのがありますが、覚醒剤と同列に論じることはできないが、それはまあ、そもそも駄目だとみんな思っているから、それはそれでいいとして。飲酒運転も、まあここまで普及啓発しているけど、それでもやっぱりたまにとっ捕まっている愚かな社会人がいます。普及啓発が効いてないということなんだろうと思います。

農業従事者は、大体のことは分かっているかも、それも、かもです。でも、一般市民は、あの田植え機械、小さな田植え機械、小さなトラクター、誰も通らない里道や市道、ちょっとそこまでって、ちょっとそこまでのコップ一杯がとんでもないことになっている。それは農業従事者ではなく、安易に、よかよか、お父さん、おいがちょっと使うてくんやんねというような思いは、農から離れれば離れる人ほど、もしかしたら自動車免許を持っていればこそ、乗っていいんじゃなかろうかと、今まで乗ってよかったんだから、それで特別に何かいろいろあったことはなかった。でも、今は変わった。なので、一般社会人に向けてこそ、より多くの普及啓発に力を注いで、そのような事案が発生しないようにしてあげていただきたいと思います。

ということになると、今後の取組ということにつなげて言うんだけれども、サポーターを失うことになります。いやいや、もうちょっととにかく、そがん危ない橋は渡られんけん、父ちゃん、申し訳なかばってん、田植えてんなんてん、おりゃもうされんよと。兄ちゃん、加勢、来られんと、もう乗られんとやっけんということになると、七十代、八十代のおじいちゃんが、本当に一人で田植えをするというようなことにやっぱりなってくるわけよね。

それは農業センサスの基幹的農作業従事者の構成割合からすると、農はいよいよ弱くなったと思うべきです。そういう意味からすると、大型特殊自動車免許を取ってもらう人、本当の真の農業サポーターをつくっていく必要性があるんだろうというふうに思います。

そういう意味において、真の意味で手伝いますと、実家のこと、友達を手伝ってあげると思うサポーターをつくっていくことは何より大切です。であれば、お金もかかります。免許を取るんだから十万円以上かかると思うんだけれども、そういったサポーター確保に対する意識啓発や取得支援にどう取り組んでいくのかということをお伺いします。

○荘山農業経営課長＝農業用機械で公道を走行するに当たり、それに向けた適切な免許取得というものは、法令遵守はもとより、農作業の安全確保のためにも極めて重要と認識しております。

県としましては、引き続き、市町、ＪＡと連携し、特に生産組合の集まり、地域単位での集まりであったりとか、先ほど申し上げた多くの生産者が集まる研修大会であったりとか、そういったところにおいて普及啓発を続けていきたいと思っております。

あわせて、農業大学校での農業機械化研修を通じまして、農業者の安全意識の向上と機械操作技術の習得を図るため、大型特殊自動車免許等の取得希望者が適切な研修を受講できるよう、取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○藤木委員＝そうですね。先ほどから農業センサスの話をしていますが、農業の担い手がどんどん減っているということ、食料の安全保障上の問題として、そのニーズは高まっているけれども、その担い手が少なくなっている。そして、担い手が高齢化している。これは、必要性に応じて農業という産業自体が比較的にというか、圧倒的に弱くなっているということ。この弱くなっている農業者のマンパワーの力を維持するためには機械の開発も必要だろう。機械の開発も必要だが、これをサポートしている加勢人の数、その周辺でこれを個別具体的に支えてくれる人の数が多ければ多いほど、農業者というものが高齢化しても、離農せずに基幹農業従事者の高齢化というか、耐用年数の増、長寿命化につながっていくことになるはずです。

そういう意味からすると、課長が受け持っている農業機械の人手不足対策、これを機械力でもって、しかし、この機械力なくして長寿命化はできないので、この免許取得、高齢化された方があと五年頑張ってもらうためには、親戚、身内の仲間たちの力さえあれば、おじいちゃん、まだ五年頑張れるなんていう世界を維持していくために、この機械取得の世界を、どう一般県民の皆さんたちに普及啓発して、善意でもって免許を取ってもらうために県の果たす役割は何か、民間が果たす役割は何かというようなことをしっかり意識して仕事をしてもらうことは、すっごく意味のあることだと思うので、よろしくお願いしておきたいと思います。

それでは最後になりますが、佐賀県中小企業生産性向上支援補助金及び佐賀県多様な人材確保環境整備補助金についてお伺いします。

佐賀財務事務所や日本銀行佐賀事務所などの経済概況によれば、県内経済は緩やかな回復を続けているとされていますが、外需の不振による輸出企業の収益悪化とか、インフレによる企業コストの増加、また、消費者購買力の低下や、

金利上昇による資金調達、コストの増加など、事業者によって様々なリスクが存在していると。

消費者物価指数は四十四カ月連続でプラス、原材料、エネルギー価格高騰、令和七年度の最低賃金が九百五十六円から千三十円となって初めて千円台となる大幅な改定による人件費負担の増、米国通商政策が予測困難であるため、企業は先行きが見通せないことによる懸念や、足元では社員の高齢化や人材不足など、経営課題は様々であるということ。言うなればインフレに転換する、その調整局面の中にあってハレーションを起こしているジャンルがあるということです。

一方、公定価格によって価格を決定される介護士とか看護師、障害者の施設で働いている人たちとか、いろいろおられます。我々は人勧によって守られているし、あなたたちは守られている、公務員の世界は大丈夫。だけど、調整局面にあっても公定価格の世界は政府が面倒を見るから我々の話ではないと。ただ、最低賃金に影響を与えるということになると、中小企業、彼らの経営、彼らの賃金は、半ば私たちの意向によって、中小企業で働く人たちの暮らしぶりは我々が決めるということになります。

だから、物価上昇局面においてハレーションが起きている中小企業のみなさんたちの世界、ここが問題だということですね。それが先ほど言った話の前振りです。

部長には毎回、水町副部長――みんないるところで言うけれども、経済指標の話を随分していました。これも幾らも改定してくれて、よい経済指標になっているけれども、やっぱり抽象度が高い、あるいは経済指標というふうにいっても、具体的に我々がどうするべきなのかと、その羅針盤たり得ているかというと、そこはそうでもない、そこはそこまではない。なので、先日、経済団体から県の中小企業生産性支援向上、そこで、さらに細かに経済団体からの分析データや事業者からの声など、より明確に、より現実に即した事業設計を行うべきであると考えていて、この頃、商工会連合会のほうから頂いた経済指標は、さらに現場に即していると。

そういったものも、皆さんたち、産業労働部で咀嚼して完全に血肉として、完璧に掌握したものをデータとして我々に議会ごとに渡していただけると、我々が、今後、経済政策について議会としてどう向き合うべきなのか、何にどう重点を持って議論するべきなのかということがより分かるようになると思います。

先日、自民党の政務調査会の過程で経済団体から県の中小企業生産性向上支援補助金とか、多様な人材確保環境整備補助金に関して、制度の充実と予算規模拡大の要請がありました。

中小企業生産性向上支援補助金の予算額は、令和六年度と令和七年度を比較してみると、八億円が四億円に減っています。また、多様な人材確保環境整備補助金の採択率は三〇％を切っている、三〇％前後じゃなかったかな。予算額の減少や採択率の低さは、これから事業を実施したい事業者の意欲を損なうことにつながるんじゃないかと考えています。

国の主要施策は、もう賃上げに伴う経済対策です。高市政権の主要課題、主要政策は、賃上げを伴う経済対策です。また、今、世上をにぎわしている、世上をにぎわしているなんて言葉では言い表せませんけれども、台湾有事を伴う南西方面に対する安全保障政策、これが高市政権の二本柱と言っても過言ではないことは、皆さんもマスコミを通じて、ＳＮＳを通じてよく理解できているところだと思います。

その二つしかない主要課題の一つ、物価が高騰している現在、賃金上昇を促進し、可処分所得と消費を押し上げることで経済成長を目指す。県においても、物価高騰が継続して、経済の調整局面である二、三年以内の県内事業者への支

援が大変重要ではないか。

当然、インフレになるので、このインフレ局面は四十年周期、三十周期と言われているので、いきなりデフレに戻ることはありません。もうずっとインフレです。このインフレ率がどうかということなのであって、昔のデフレに戻るということは、もうここしばらくはないと。僕らが生きている間は、ずっとマイルドなインフレか、急激なインフレかの二択ですね。

この中で、デフレからインフレに転換している今、その物価調整の局面です。その中でハレーションが起きているところ、実質賃金が切り下がっているところが幾らかあって、その中の役割を果たすべきところが中小企業団体というところについては、我々県議会のお仕事、国のお仕事、経済産業省のお仕事であり、佐賀県の産業労働部のお仕事であると。それ以外のことは、ほかの人たちがするから大丈夫です。

そこで、二つの話があっているわけです。佐賀県中小企業生産性向上支援補助金と多様な人材確保環境整備補助金と、この二本柱でこの問題の解決のための主力事業としていこうということで県も取り組んでいただいているが、これがあまり効率的ではないと、合理的ではないということです。

時間の都合があるとはいえ、ここは言うとかんばいかぬ。両補助金の要件がどうなのか。また、補助上限額は幾らかということであります。

○野﨑産業人材課長＝まず、佐賀県中小企業生産性向上支援補助金につきまして、こちら、五％以上の賃金引き上げを要件としております。ただ、従業員がいない単身事業者につきましては、売上高の一〇％以上の減少または粗利益額の三％以上の減少を要件としております。

補助上限額につきましては、個人の小規模事業者が六十万円、法人の小規模事業者が百二十万円、中小企業が二百万円としております。従業員がいない単身事業者につきましては、個人が六十万円、法人が百二十万円としております。

また、多様な人材確保環境整備補助金につきましては、売上高の一〇％以上の減少または粗利益額の三％以上の減少を要件としておりまして、こちらは補助上限額を二百万円としております。

以上でございます。

○藤木委員＝そこで、売上高に関する要件の廃止と、売り上げ減少要件というものがあって、そこをちゃんと説明したいんだけれども、売り上げ減少要件を廃止してもらいたいということです。それはなぜかというと、本補助金というのは、従業員のいない事業所でも本補助金を活用できるように単身事業者支援枠が設けられている。しかし、判定基準期間に売上高一〇％以上の減少、また、粗利益三％以上の減少が対象要件になっていて、無理してリスクを背負いながら価格転嫁することで売り上げを確保して、また、従業員の勤務時間を縮小して、経営者自らが身を削ることなどで経費を削減して利益率をキープしていくみたいなところもあります。身を切って経営努力をしている事業者は、本補助金によって支援が受けられない。こうした努力している事業者にも支援の対象となるように売り上げ減少要件の廃止を願いたいということです。

そういう意味において、この売り上げ減少要件を廃止するべきであるというような意見が商工会連合会、商工会議所連合会、県民の経済団体のほうから上がっているんだが、この点についてどうお考えか、課長にお伺いしたいと思います。

○野﨑産業人材課長＝売上高の要件につきましては、物価高の影響が大きい事業者、すなわち、より必要性の高い事業者に補助金が届くように設定をしたものでございます。一方で各事業者の経営努力や価格転換の進展により、売り上げは増加しているものの、利益を維持するために厳しい努力を続けているという声も聞こえているところでございます。

本補助金につきましては、これまでもより必要性の高い事業者への支援を基

本に、事業者や商工団体の声を踏まえ、実態に応じた制度に見直しをしてきたところでございます。例えば、対象を小規模事業者のみから中小企業までに広げ、従業員がいない単身事業者も対象に加えてきました。

今後、本補助金を継続できる場合には、どのような要件が望ましいか、現場の実情も踏まえて検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

○藤木委員＝そうですね。その回答で満足です。とにかく現場の皆さんとよく話をしてみてください。

賃上げの上昇ということについても少し話をさせていただきますが、営業利益は減少していても、七三・一％が賃上げを実施しています。また、四割以上の方が、四％以上の賃上げが五二・九％ということなんだけれども、いずれにしても身を削って賃上げを実施している状況です。そうやって利益をキープしている。とにかく身を削っている人たちが多い。身を削って利益を何とかキープすると、この補助金が手に入れられない仕組みというのは、非常に不合理です。

三十年間のデフレの原因は、国による経済政策の失敗で、マイルドなインフレに持っていこうとする経済対策が行われていること自体は、経済政策の本格的な成功の兆しということに対してハレーションが起こる。ハレーションが起こっているところに対策を講じると言っているのに、ハレーションが起きて最もひどい目に遭っているところに支援の手がいかないという状況になっている。ここはしっかりと現場の、商工会議所、商工会の皆さんたちとの意見交換の過程の中で、今でも合理的な対応をしていると思うけど、さらなる効率、さらなる合理性とは何かということをしっかり聞いた上で判断をしていただきたいと思います。

三番目ですが、佐賀県中小企業生産性向上支援補助金の補助率についてです。事業規模に係る投資する設備の価格が一緒であるため、小規模事業者や個人事業主など規模の小さい事業者ほど設備投資の負担を大きく感じています。物価高騰などの影響を受けやすい規模の小さい事業者こそ、手厚く支援をするべきだと。売り上げの話は先ほどしましたけれども、小規模事業者、単身事業者についても、伝統的地場産品製造事業者と同様に補助率を四分の三に、売り上げ減少の要件をなくして、補助率についても、小城羊羹、諸富家具、ほかに何があるのか分からぬけれども、伝統的な地場産品は四分の三、それは振興です。特別に地場産品の振興のためにと、それは分かる。

しかし、今回は、そういうデフレからインフレの経済調整局面に入ったハレーションを、特に商工会に限って言えば経済産業省と県とで調整して何とかしてくださいという仕事をやっているんだから、別に産業振興をやっているわけではないので、地場産品に四分の三なんていうふうに言わずに、痛んでいるところ、痛みやすいところにはしっかり、三分の二ではなく四分の三と、小城羊羹と同じ対応をしていただきたいというふうに思うが、いかがかということを答えていただきたい。

○野﨑産業人材課長＝本補助金の補助率ですが、三分の二としておりまして、一〇％以上の賃上げの実施、または予定している事業者、あるいは伝統的地場産品製造事業者等については四分の三としているところでございます。

最近の補助金活用事例を見ますと、製造業での試作品製作に必要な３Ｄプリンターですとか、ＥＣサイトの構築、あるいは事業効率化のためのシステムの導入など必要性が認められる一方で、事業規模にかかわらず投資する設備の価格は大きく変わらないというケースも見られます。

こうした現場の実情を踏まえ、今後、補助金を継続できる場合には、事業効果や、事業者や商工団体の意見も参考にしながら、どのような要件が望ましいのかということを検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○藤木委員＝それもそういうふうにしていただいて結構です。しっかりと現場の声を聞いて対応していただきたいと。その現場の声に従って、その合理性に従って我々は対応を取る。そういった趣旨の制度ですから、我々が独善的な対応に着いて来れるやつにだけ施策の恩典をあげるというようなことではない。すみませんでしたと政府が言って、今までの経済対策に対する失敗を、今ようやく成功しかかっていることに対して、ごめんなさいと、いろいろ迷惑をかけましたということで、痛んでいるところに補助してあげようと言っているわけだから、痛んでいるところがどこなのか、どのくらい痛んでいるのかということを踏まえた対策を講じていただきたい。

同じことで、これまでの両補助金の予算規模ということなんだけれども、予算の実績、採択率についてということなんだけども、これまでの両補助金の予算実績及び採択率はどうなっているのかということ。

また、予算額の減少や採択率の低さが事業者の投資意欲を損なうことにつながっているんだけれども、予算規模を確保し、採択率を上げるべきだと。これが予算規模が令和六年度は八億円、令和七年度は四億円ということですね。でも、調整局面は、まだ二、三年は続くでしょう。三、四年続くのかも分からぬ。ここで手を緩めてどうするのよという話。これから三、四年投資するから、みんながマイルドなインフレーションの中で売り上げで面倒を見るから、もう補助金は要りませんと言えるのに、このまま対策を講じなければ、手を緩めれば、ずっとこの調整局面が長く続くでしょうと。ですから、今ここで集中投下してやらねばならぬときに、なんで八億円が四億円になるかなと。

またもう一つ、多様な人材確保環境整備補助金制度について言うと、令和六年度が一億円で、令和七年度は二回に分けて一・三億円と確かに増えている、確かに多少なりとも増えているが、これも採択率が三四％、三八％。要するに、申請しても七割の人、六割の人は受け入れられないと、何回申請しても受け入れられないと。これでは意味がないので、痛んでいる人が誰かを特定して、結果的に痛んでいる人に対して、しっかりと手当てをしてあげるための補償金みたいな補助金なのだから、多くの人を採択しないという選択をしていること自体、非常に不合理だと私は思う。

だから、予算規模を確保し、採択率を上げていくべきだと。そして、その予算の確保をどう考えているのかということ。これは部長に問いたいと思うが、どうでしょうか。

○井手産業労働部長＝もう、必要な予算の確保に努めていきます。

○藤木委員＝短い言葉に確かな信頼が、もうやると言っているんだから、しっかりやっていただきたいと。急に振られたから、そんなことを言ったってわけじゃないとは思いますが、部内の決定事項として腹をくくって言ってくれていると、私はそう信じています。とにかく令和七年度が、せっかくの予算、八億円もあって、四億円になったのは令和八年度の当初、しっかり期待しています。

商工会連合会に加盟している会社は何社あるんだろう、商工会議所もそう、何万社もある。皆さんたちの答弁の意味と、その成果を二月定例県議会で見ると思うんだよ。そこで恥ずかしくないようなペーパーを予算議案として出していただくことを心から期待しておきたいと思います。

もう一つ、ここもおかしな話なんだよね。課長に改めて問います。適用範囲の拡大と言うんだけど、中小企業生産性向上支援補助金制度について言うと、本補助金は、車両やＰＣ、タブレットといったもの、そういった汎用性の高い設備や中古品の設備導入は認められていません。農業でもよくあるんだけど、汎用性の高いものは認めない。一方で同じく生産性向上を目的とする国の補助金、業務改善助成金というものが国の補助金の中にあります。この業務改善助成金では、汎用性の高いものも認められていますが、県では認められていない。

せっかくだから、何が災いして、このハレーションを突破できるか分からないわけだから、あえてこれとこれは購入は結構だけど、これとこれは購入しちゃ駄目よと言わずに、国に合わせて汎用性の高いものも、その企業の発展や繁盛のために、振興のために、産業施策として国に準じて多種多様な設備による生産性向上を図っていく。そういう意味で適用範囲の拡大等についても、現場の声に合わせて検討していただきたいと思うが、どうかということを課長に聞きたい。

○野﨑産業人材課長＝パソコンや自動車など汎用性の高い物品について、これまで本補助金では補助の対象としていなかったところでございます。また、国の業務改善助成金は一定の要件はございますが、一部そういったものを認めている事例もあるということは、こちらのほうでも認識しております。また、各商工団体の方々と意見交換をする中で、そういった要望についても一定声があるということも承知をしております。

様々な制度を参考にしながら、また、各事業者様の声を聞きながら、どういった要件の緩和ができるのか、どういったところまで認められるのかというところは検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○藤木委員＝最後になります。賃上げと人材確保に対する部長の決意ということをお伺いしたいんですが、すごく重要なことです。

石破政権、また、自公連立政権においては、二〇二〇年代に最低賃金を千五百円にするというふうに言っておったし、公明党の国会議員の先生たちも、その言葉は選挙過程で力強く話をされておりました。学生でも一時間働けば、ラーメン屋でも千五百円ということになりますので、四時間働けば、それだけで六千円、それを二十日、繰り返せば十八万円のお金が手に入るという時代をつくるという話。高市政権は、それは努力目標と言っているが、最低賃金の引き上げ、それは働く者たちにとっては、すごくありがたい話です。八時間働けば一万二千円、二十日間働けば二十四万円、十日間は働かなくていいです。二十日、八時間働けばバイトでも二十四万円もらえるという時代を、あと五年でつくるということを言っておったわけです。それは政策は転換されていない、努力目標だということで方針は転換されていない。働く者たちにとって、こんなよい時代はない。

しかし、給与を支払う側はどうだろう。「最低賃金引き上げによって経営上の影響がある」と回答した事業者のうち、「現在の最低賃金の水準が大いに負担になっている」というところが佐賀県では四八・六％、国では四九・九％、「多少負担になっている」が、佐賀県では四八・六％、国では四七・一％。合計で「負担になっている」と答えているところが九七・二％となり、ほとんどの事業者が今の最低賃金千三十円の状況を大いに負担に感じている。最低賃金の政府目標に対する対応で、もう対応不可能と。

タクシー業界の皆さんたちと話をすると、千五百円になったら廃業すると明言されておりました。対応は不可能だと。そういった対応不可能と回答した事業所、売り上げ一千万円未満では一〇〇％。売り上げ一億円以上でも対応不可能と言っているところは、佐賀県は六三・七％、対応が不可能だと。最低賃金法違反の状態、違反すれば、行政罰、民事罰、刑事罰がありますけど、そういう状況です。かといって実質賃金を切り上げていくのも、インフレになったけれども、実質賃金が届いていない。物価上昇に実質賃金が届いていないので、実質賃金が低いままでは、インフレになればなるほど、我々は貧しくなってくる、働く者たちは。一〇％ぐらいマイナスだったと思うけど、物価が上れば上るほど実質賃金が上がってこないということになれば貧しくなる、経済が大きくなれば貧しくなる。だから、賃金は上げなきゃならぬが、上げ過ぎると廃業ですというような、事、瀬戸際に今いるということ。

そういう状況を踏まえて、この四、五年の物価上昇局面、調整局面におけるハレーションの話、賃金の話とか、そういった話を今したんだけど、二つの施策について、補助事業についての話をしたんだけど、大きな大きなこの問題について、佐賀県の経済行政をグリップしている部長に、どうしていくのか、どうしようと思っているのかという、半ばマクロとミクロのはざまの中にある佐賀県の部長としての見解を示していただきたい。

○井手産業労働部長＝まず、私の見解ということですので、率直に申し上げます。

事業者の皆様のために力を尽くします。その上で申し上げますが、今、佐賀県だけではなく、日本全体が物価高、人材不足という、委員もおっしゃられましたけど、大きな課題に直面しております。こうした中で持続的な賃金引き上げは、働く人の生活を守り、消費を下支えし、経済の好循環を生み出すために必要です。一方で、賃金引き上げは、事業者の皆様にとって負担を伴う側面もございます。だからこそ、事業者支援が極めて重要です。

物価高に対しましては、資金繰りや生産性向上の取組への支援、価格転嫁の促進などを進めております。人材不足については、高校生、大学生、ＵＪＩターン人材の確保に加えまして、多様な人材が活躍できる環境づくり、デジタル化、リスキリング、ハラスメント対策など、幅広い課題に取り組んでおります。

その中で、私自身、県内各地域の現場に足を運び、事業者の皆様や商工団体の皆様の声を直接伺うように努めております。職員も同様です。例えば、先週金曜日には呼子で唐津上場商工会と事業者の皆様と、今日は七山で唐津東商工会の役員会の皆様と、県の産業労働施策の説明と意見交換をしてきます。

県としては、こうした様々な形で商工団体をはじめ、関係機関と連携して、事業者の皆様の声を参考に、必要な予算確保に努め、効果的な施策には積極的に取り組む、そうした姿勢で臨みます。

十二月十日　農林水産商工　藤木卓一郎委員

私からは以上です。

○藤木委員＝もうこれで最後になりますが、最低賃金の引き上げの影響というのが、現在の最低賃金の水準が負担になっている、負担だと。時間もなかったから中身を説明しなかったけれども、身を切って売り上げを維持し、利益を確保している人たちの話。そういう意味からすると、最低賃金が今現在でも適正ではなく負担だと。これが千五百円になると、もう本当に佐賀県経済界は壊滅的な状態になるかもしれない、対応が不可能と、売り上げが一億円以上の小企業、中企業の六三％の人が言っている、売り上げ一千万円未満の業者の一〇〇％が言っているということに重きを置いて、賃金が上がっていくことも大切なんだけど、その賃金を支給する会社の存続がまず何より大切だから、そのことに最重点を置いて、より合理的な、より効率的な経済運営、会社経営とは何ぞやというようなことを求めて、しっかりと商工会議所や商工会を通じて県内の各企業に、私たちの思いとお金が合理的に、納得いくように届くように、しっかりと産業労働部を挙げて頑張っていただきたいと思いますので、その点よろしくお願いします。

三点質問させていただきました。佐賀県の農業、そして経済界にとって、どれも重要な議論だったと私は思っておりますので、その答えを二月に求めたいと思いますので、しっかり頑張っていただくことを心から期待をいたしまして、私の質問を閉じたいと思います。お答えいただき、ありがとうございました。

○弘川委員長＝暫時休憩します。一時五分をめどに委員会を再開いたします。

午後零時六分　休憩

午後一時五分　開議

○桃崎副委員長＝委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○下田委員＝皆さん、こんにちは。県民ネットワークの下田寛でございます。

午後のトップバッターで質問させてもらいますので、よろしくお願いします。

今回は、二問、質問させていただきます。

まず第一問目、佐賀県立九州シンクロトロン光研究センターについてお尋ねをいたします。

私は、鳥栖市に住んでいますので、日常的にシンクロトロン光研究センターの建物を眺めながら生活しているわけですが、以前も質問があっていましたが、来年で二十周年を迎えるということで、改めて現在の進捗と今後の課題についてお尋ねをしていきたいと思っております。

この佐賀県立九州シンクロトロン光研究センターは、ナノテクノロジーやバイオテクノロジーなどのような先端分野はもちろん、環境や材料、農林水産などの様々な分野で、企業や大学、公設試等の試験研究に活用されているというような現状です。

様々な誘致企業が立地して大きな産業発展のポテンシャルがある鳥栖市において、このような地域産業の高度化や新産業の創出に資する施設があるということは、とても重要であって、意義深いものがあるというふうに私は考えております。鳥栖市や佐賀県だけではなくて、九州全体の発展にも大きくつながっている、今後も大きな期待を持って注目をさせていただきます。

そして、今年度、二十周年を迎えるということですが、県民の認知度が、じゃ、どこまであるのか。知ってはいるけど、どこまで認知度が高いのかなと言われると、まだまだ知ってもらいたいなという印象も個人的には持っています。改めて九州の佐賀県鳥栖市にこのすばらしい施設があることを県民にしっかりと知ってもらって利用拡大の一助としていくこと、これも非常に大きな役割であると考えております。

そこで、次の点についてお尋ねをしていきます。

まず、おさらい的になりますが、九州シンクロトロン光研究センターの概要についてですが、まず、この九州シンクロトロン光研究センターの設立目的はどういったものであるのかをお尋ねいたします。

○川原ものづくり産業課長＝佐賀県立九州シンクロトロン光研究センターは、平成十八年、二〇〇六年二月に開設されました地方自治体が設置した国内初のシンクロトロン光研究施設でございます。

研究の中心は、シンクロトロン光を産業分野に活用するための応用研究でございます。応用研究とは、基礎的な科学知識を製品開発や技術革新に結びつける研究でございまして、企業のものづくりや新技術の創出に直結するものでございます。この研究成果を地域産業の高度化や新しい産業の創出につなげることを目的として設立されたものでございます。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。今の目的に沿って様々な活動が今されているわけです。

それで、二番目のセンターの機能についてですけれども、実際、このシンクロトロン光研究センターは、今のような目的に沿ってどのようなことができる施設なのかをお尋ねいたします。

○川原ものづくり産業課長＝シンクロトロン光は、電子を真空中で光速に近い速度まで加速し、その進行方向を電磁石で曲げたときに発生する強力な光でございます。この光源加速器から取り出した光をビームラインを通じて対象物に照射することで、その構造や成分を高精度に解析することができます。

九州シンクロトロン光研究センターでは、県が設置しておりますビームライ

ンが七本、企業や大学が設置しているビームラインが四本の合計十一本が現在稼働しております。それぞれ波長の異なるシンクロトロン光を用いまして、照射した物質の分子配列や、そこに含まれる成分を解明するなど、多様な分析が可能となっております。

一例を申し上げますと、あるビームラインでは、蛍光X線分析という分析手法で、物質を破壊することなく微量元素を検出することができます。この技術は、材料科学、環境科学、医学、生物学や考古学、科学鑑定など幅広い分野に応用されているところでございます。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。今、いろいろ説明をいただきました。なるほどねということで頭では分かるんですけれども、じゃ、実際どうなのかなというところがちょっとやっぱり一般人にはよく分からないというような特徴もある。だからこそ、先端技術なんだと思いますけれども、そういったことでいろんな活動をしていらっしゃるということで、今、御説明をいただきました。

それでは、(二)の九州シンクロトロン光研究センターの活動内容についてお尋ねをします。

まず、近年の利用状況についてです。

多くの企業や大学、施設が利用していると思いますが、近年の利用状況がどのようになっているのかをお尋ねいたします。

○川原ものづくり産業課長＝県が設置しております七本のビームラインの利用状況についてお答えをさせていただきます。

最近の企業や大学、公設の試験研究機関によります利用件数は、年間で百五十件から百七十件程度で推移しております。この内訳ですが、企業が約五割、大学が約四割、公設試が約一割となっております。

具体的な利用例を挙げますと、企業では半導体用シリコン基板表面の精密分析、または極めて微細な歯車ですとか、医療用検査機器の部品の開発、こういったところに利用されております。また、大学では、ダイヤモンド半導体結晶の品質検査、また、神埼そうめんの食感の研究、こういったところでも活用されております。

また、公設試におきましては、「サガンスギ」の高強度のメカニズムの解明であったり、花卉の新品種育成に関する研究、こういったところに活用されているところでございます。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。今、御紹介いただきました。近年だと「サガンスギ」等の研究にも使われているというところで、佐賀県の政策にも寄与しているというところで、これ、企業等も絡んでいることですから、なかなか表では言えない部分というのもあるんでしょうけれども、様々な面で活用いただいているという状況と理解をいたします。

では次に、研究以外の活動についてですが、研究以外にも様々な活動を行っていると聞いておりますが、具体的にどのような活動を行っているのかをお尋ねいたします。

○川原ものづくり産業課長＝研究活動にとどまらず、地域社会との交流にも力を入れているところでございます。大学や高専の学生であったり、高校生などを対象とした施設の見学会、また、県民向けの一般公開を実施しております。

令和六年度の施設見学会には、県内外から延べ十三校四百二十二名の方に御参加いただきました。さらに、今年九月に行いました一般公開では、親子連れを中心に三百八十四名の方に来所いただいております。

また、人材育成にも取り組んでおりまして、大学生や若手研究者などを対象に、研究員による講義や各所での講演などを毎年開催しているところでございます。

さらに、情報発信の面におきましては、年報や利用報告書などをホームページで発信しているところでございます。

このように、より多くの方にシンクロトロン光研究センターの周知を図り、最先端の研究施設が佐賀県にあることを知ってもらう取組も行っているところでございます。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。一般公開等の御紹介、あと人材育成とか講演会等の御紹介をいただきました。ビラとか、サンメッセ鳥栖とかでやっていたりしますので、そういったものを私も見たことがあります。ただ、専門性が高過ぎて何をやっているかよく分かんないという、素人的にですね、言い方はちょっと悪いですけれども、そういったところはあると思います。ただ、すごいことをやっているんだろうなということだけは、よく分かります。

一般公開でも四百人前後の方々が来てくださるということで、これが多いのか、少ないのか、よく分からないですけれども、多分来てくださっている子供たちは、確実に科学に興味がある子供たちなんだろうなと思います。

個人的には武雄の宇宙科学館みたいな、一般の子供たちがわさっと来れるような施設になってくれるとうれしいなと正直思っているんですけれど、ここはあくまで研究機関なので、そこにどれだけの子供が来てくれるのかというのが、指標があるわけではないので分かりませんけれども、もっと分かりやすく、科学って楽しいんだなというのを一般の人たちが体感できるような仕組みになってくると、鳥栖にというか、地元にあるメリットを子供たちがもっと感じてくれるのでないかなというふうにも思っておりますので、引き続き、一般公開等、特に子供たちに知ってもらうことが一番大事だと個人的には思っていますので、そういった面もぜひ今後も検討していただきたいなと思っております。

次に、課題についてです。

まず、施設の維持管理についてです。

もう二十年たちますので、老朽化の問題とか、随時、議案等も上がっている面というのはありますが、施設の維持管理に関してどのような課題があって、どのように対応していこうと考えているのか、その認識をお伺いしたいと思います。

○川原ものづくり産業課長＝施設の開所から間もなく二十年が経過しようとしておりまして、先ほど委員も御指摘されましたが、一部、設備の老朽化が進んでおります。安定的な稼働を維持するためには、老朽化した設備の更新が必要となってまいります。

設備は、専門的で高度なため、製造から設置までに時間を要する上、設置時には光源の加速器などを停止して更新作業を行う必要がございます。そのため、センターを利用されている企業への影響を最小限に抑えるべく、事前に資金計画と更新スケジュールを策定し、複数年にわたって更新を進めているところでございます。

現在、この更新に係る総事業費は、令和四年度から令和九年度までの六年間で、約六億八千万円を見込んでおりまして、引き続き、ユーザーと進捗を共有しながら計画的に進めていくこととしております。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。計画的に進捗を図りながら更新をしていくというようなお答えでありました。

次に、施設の運営についてですが、施設の運営に関してどのような課題があって、どのように対応していくのかというところをお伺いしたいと思っています。

今、施設の老朽化に関して御答弁をいただきました。これは当然、更新をしてもらっているわけですけれども、最近の物価高騰の話、あと電気代の高騰とかもあります。こういったことを含めると、県としても、さらに予算の追加と

かもしていかないといけないのかなというふうにも思っております。

また、さっき子供の話をしましたけれども、当然ですが、利用者もどんどん増えていってもらわないといけないわけで、こういった課題等も感じるところです。そういったことも含めて、どういった課題があって、どのように対応していこうというところの県の認識をお伺いしたいと思います。

○川原ものづくり産業課長＝シンクロトロン光研究センターは、その性質上、大量の電力を消費いたします。近年の原油高などの影響で電気代が高騰しておりまして、施設運営を圧迫しております。このため県では、物価高対策といたしまして、増加した電気代を支援しているところでございます。

さらに、空調設備の更新に合わせまして、地中熱の利用や太陽光発電の導入、こういったところの可能性も検討しながら、ランニングコストの抑制についても模索しているところでございます。

加えまして、センター自身も来年度から利用制度と利用料金の見直しにつきましても検討されておりまして、収入増に向けた取組も進めているところでございます。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。この前、質問したような再エネのエネルギーの活用等で、電力、地中熱とか太陽光ということも今検討されている状況だということでした。あと、利用者増については、今、様々なところで増やしていくような、県外でも営業とかもされていらっしゃるということだったと思います。

こういったところは、競合が多いわけではないんですけれども、いかに増やしていくのかというところでは、そういったところでさらに利用者を増やしていくというところは注力をしていただきたいと思っております。

次に、最後の質問ですが、今後の取組についてです。

鳥栖市には、また別に九州国際重粒子線がん治療センターという加速器を用いた高度な治療施設もあります。シンクロトロンとの連携も可能なのだろうというふうにも思っております。例えば、民間では、量子線機構等を活用して、アジアに向けて、世界に向けて、様々な取組をしていこうというような議論もあっていると認識してもおります。

さっきも最先端の技術ということで、民間、あとは宇宙とか、県外の研究機関等との連携というのも、物すごく進んでいくわけなんですけれども、やっぱり二十周年という節目を迎える中で、さらに九州シンクロトロン光研究センターを中心に、佐賀県だけではなくて、九州や全国、ひいては世界に向けたインパクトある活動をしていただきたいというふうに思っております。

そういったことを踏まえて、他施設との連携など、今後、どのように取り組んでいこうと思っているのかをお尋ねいたします。

○川原ものづくり産業課長＝九州国際重粒子がん治療センターと九州シンクロトロン光研究センター、この両施設とも加速器を用いて高速に近い速度まで電子や重粒子を加速する点では共通しているところでございます。（副委員長、委員長と交代）ただし、九州国際重粒子がん治療センターは、がん治療に特化した医療施設でございます。一方で、九州シンクロトロン光研究センターは、物質の評価、分析を目的とした研究施設でございます。目的が異なりますことから、これまで具体的な連携に至った事例はございません。

しかしながら、九州シンクロトロン光研究センターは、先ほど委員からも御指摘がありましたが、来年二月で開所から二十周年を迎えます。最近では、航空宇宙産業で期待されるダイヤモンド半導体結晶の品質検査、さらには、農林水産分野では「サガンスギ」の強さの解明、佐賀のりの柔らかさの解明、「佐賀牛®」の凍結精子の研究などにシンクロトロン光が利用されるなど、当初想定していなかった様々な分野での利用が広がり、さらなる拡大も見込まれており

ます。

今後も、九州で唯一のシンクロトロン光施設として、鳥栖市という交通の要衝、そして、多様な産業が集積する立地の強みを生かしまして、県内の企業や大学はもとより、幅広い機関との連携を可能な限り検討していきたいと考えております。

そして、県内の企業や大学を優先しながらも、委員から御提案のありました県外からの利用の拡大も図りまして、地域課題の解決、新産業の創出、そして、地域産業の高度化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○下田委員＝課長、答弁ありがとうございました。

部長に聞きたいんですが、言われていることは、もう間違いないと思っております。今、課長からも答弁がありましたとおり、二十周年ということ、あと、九州で唯一の施設ということでもあって、非常に大切な、重要な拠点であることは、もう間違いない話だと思っています。

ただ、もっと県民の認知を広めてもらって、さらには、こういった研究をやっているんだよというところが県民に伝わっていくこと。これはやっぱり郷土の誇りにもなると思いますし、これから発展していく佐賀県に向けて、さらなる発展が見込める大変重要な施設だと思っております。

さっき、僕も紹介しましたが、民間でも新たな動きが始まっていて、これはまだ議論ベースなので、具体的なものはまだまだこれからであると。ただ、時代をキャッチアップしながら先導していくのが佐賀県の在り方だと思っております。

そういった点を踏まえると、やっぱり二十周年を機に、いかに、より発展させていくという視点は非常に大事だと思っておりますが、部長はどのようにお考えでしょうか。

○井手産業労働部長＝先ほどの質問と答弁のやり取りで、基本的にはしっかりポイントは、私自身のポイントは押さえていると思っているんですけど、大切なことは、まず、シンクロトロン光が最先端の研究機関、研究施設ということを引き続きしっかりＰＲしていくということが基本的には大事で、その上で設立から二十年たちまして、ＳＵＭＣＯさんの研究でありますとか、各種大学の研究でありますとか、そのポテンシャルを発揮しておりますし、今後、ますます発揮できると思っております。

これまでは基本的には県内の企業さんを優先ということで来たんですけれども、優先しながらも、空いたときは県外のいろんな研究を取り込んでいって、佐賀県のためにいろんな研究をしてもらうということで、そのメリットも波及させていくというようなことも続けていきたいと思います。

さらには、そういう最先端の研究とあわせて、佐賀の課題でありますとか取組、まさに今やっております「サガンスギ」、佐賀のり、「佐賀牛®」等々、そうした課題に対してもしっかりやっていくというのが、私の中で大きく二本あります。

さらに、理系人材育成事業に取り組んでおりまして、この先、理系を進路として選択する子供たちが統計上も少なくなっておりますので、こうした施設を拠点として、例えば、多久の産業技術学院におきましては、今年、「ＳＡＧＡ×Ｏｕｔ　ｏｆ　ＫｉｄＺａｎｉａ２０２５」を開催して、そこを拠点にしてたくさんの子供たちを集めて、そして、ものづくりの即戦力人材を育成する県立産業技術学院のＰＲも思い切って行ったというのもあります。広報媒体での広報とあわせて集客、子供たちを集めて何か仕掛けをするというのが非常に大事だと思いますので、そういうのを掛け合わせてＰＲしていくというのが、何よりもまずやるのは、この施設が最先端だということをしっかりＰＲしていくということだったので、そうしたものと併せて子供たちにもしっかりＰＲしてい

くということをやりたいと思います。

私からは以上です。

○下田委員＝ありがとうございます。課長と部長が言っていただいた部分は、とても大事なことだと思っています。せっかく二十周年を迎えるのであれば、研究者だけとか、肩書のある方だけとかではなくて、今おっしゃっていただいた子供たちも含めて、あと、多久の「ＳＡＧＡ×Ｏｕｔ　ｏｆ　ＫｉｄＺａｎｉａ２０２５」は、すごかったらしいですね。僕はあのとき、別のことで多久にいたんですけれども、「今日は多久がすごかったんだよ」と言っていて、きっと多くの子供たちの思い出として残った日だったんだろうなと思っています。そういった仕掛けが、そういう節目のときにしっかり思い出に残るようなことがあれば、また将来にもつながっていくと思っております。ぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

次に、産業ＤＸ推進及びスタートアップ支援の取組についてお尋ねをいたします。

昨日も「ＲＹＯ―ＦＵ　ＢＡＳＥ」を視察させていただいて、産業スマート化センターですね、すごいわくわくして楽しかったです。最近の動きというのが分かって非常に勉強になったなということ、あと、これから佐賀県はどうなっていくのかなというような期待をさせていただいた、そんな視察になったと思っています。

前にも言ったかもしれないんですが、私、今、県議会議員になって二期目で、僕が当選させてもらった時期がＤＸ、スタートアップの動きが国を挙げてどんと出てきて、私たちも、当時、一期生のみんなで企画してスマート化センターの視察をさせてもらったりして、その流れに乗ってＤＸとスタートアップがぐっと全国的にも、特に佐賀県は全力で駆け上がっていったというようなイメージがあって、思い入れのある事業でもあります。

僕は、過去にもこの質問をしたことがあるので議事録を読み直しました。そしたら、結構私のほうが、答弁もそうだったんですけど、わくわくしながら、この先どうなっていくんだろうというような期待感にあふれた質問というのが文字からも伝わってきて、で、今に至っているんだなというのが感じられるようなことを、この質問を作っている期間に感じていました。

最近の動きとしても、令和六年度、国内における先進的なＤＸモデルを表彰する「日本ＤＸ大賞」で、行政機関・公的機関部門の特別賞を受賞されたということ。スタートアップ関連でも、九州経済産業局が、今後の飛躍・成長が期待されるスタートアップを選定する「Ｊ―Ｓｔａｒｔｕｐ　ＫＹＵＳＨＵ」で、県の伴走支援を受けた四社が選定されて、また、九州における革新的ビジネスの創出を推進する代表的アワードである「九州ニュービジネス大賞」においても、県内スタートアップが優秀賞・奨励賞を受賞するなど、県の支援が着実に成果につながってきているというふうにも感じています。

令和六年八月には、産業労働部の産業ＤＸ・スタートアップ推進グループが展開してきたＤＸ及びスタートアップの支援の取組を、公益財団法人佐賀県産業振興機構が継承して、同財団の中に新組織である「さが産業ミライ創造ベース」、通称「ＲＹＯ―ＦＵ　ＢＡＳＥ」が開設されております。

こちらの「ＲＹＯ―ＦＵ　ＢＡＳＥ」では、ビジネスプランコンテストや起業家の成長段階に応じた個別伴走型プログラムなどのスタートアップ支援に加えて、デジタル人材育成によるリスキリングが佐賀県産業スマート化センターを通したＤＸの支援などで、多様な挑戦や業務改革に取り組む企業・起業家が、自らの力を最大限に発揮できるように後押しをされているといったお話を昨日も聞かせていただきました。

そこで、次の点についてお伺いしていきたいと思います。

まずは、佐賀県の産業ＤＸ・スタートアップ推進室及び同グループのこれま

十二月十日　農林水産商工　下田寛委員

での実績についてお尋ねをしたいと思います。

○横町産業政策課長＝令和二年度に産業ＤＸ・スタートアップ推進室を立ち上げて以降、県外アワードの受賞件数は大きく増加しております。令和二年度は年間一件でございましたが、令和五年度には年間十四件となり、四年間の累計では延べ三十一件の受賞実績となっております。

スタートアップ分野では、支援先企業が内閣府男女共同参画局の「女性のチャレンジ賞」を受賞したほか、経済誌「Ｆｏｒｂｅｓ　ＪＡＰＡＮ」の次世代の起業家・リーダーを選ぶ「Ｆｏｒｂｅｓ　ＪＡＰＡＮ　ＮＥＸＴ１００」に掲載されるなど、全国的にも高い評価を得ております。

ＤＸ分野では、佐賀県産業スマート化センターの利用が拡大し、オンライン利用やイベント・セミナー参加を含めた延べ利用者数は、令和二年度の約二千五百人から令和五年度には約四千四百人へ増加しております。

さらに、「日本ＤＸ大賞」において、行政機関・公的機関部門の特別賞を佐賀県として受賞するなど、ＤＸ推進の取組も評価されているところでございます。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。改めてまとめていただきました。設立当初から少したってからは、メディアにも結構露出があって、いろんなところで公開されていたというような印象を持っていて、佐賀県やりよるなというか、新しい分野、この分野って、なかなかなじみがないので、ここをこう地ならしして、広報して、皆さんに知ってもらった上で、ああ、これからこういう分野が伸びていくんだなというのをいかに認知してもらうかというところは、多分、これは佐賀県だけじゃなくて国を挙げて、また、全国の自治体も悩んでいるところだと思うんですけれども、そこの先駆けとして佐賀県はいろいろな実績をつくってこられたというふうにも思っております。

それでは、（二）の「ＲＹＯ―ＦＵ　ＢＡＳＥ」についてですが、まず、役割及び特徴についてです。

令和六年八月に新たに開設されました県内のＤＸやスタートアップ支援を担う「ＲＹＯ―ＦＵ　ＢＡＳＥ」の役割及び特徴についてお尋ねをしたいと思います。

○横町産業政策課長＝「ＲＹＯ―ＦＵ　ＢＡＳＥ」は、県の産業ＤＸ推進とスタートアップ支援を担う中核拠点として、令和六年八月に佐賀県産業振興機構に設立されました。県の組織から民間への移行により、柔軟かつ機動的な支援体制を目指しております。

その特徴は、三つでございます。一つ目は、専門性です。幅広いネットワークと高度なノウハウを持つ専門家集団を形成し、企業の課題に応じてアドバイスや伴走支援を行います。

二つ目は、スピード感です。生成ＡＩをはじめ、最新のデジタルツールを活用し、企業ニーズの変化に即応することで必要な支援をタイムリーに提供いたします。

三つ目は、複合的な支援です。佐賀県産業振興機構が有する多様なメニューやネットワークを生かし、「よろず支援拠点」やイノベーションセンターなどと連携して一体的なサポートを提供いたします。

「ＲＹＯ―ＦＵ　ＢＡＳＥ」という名称は、幕末に佐賀藩が建造した日本初の国産蒸気船「凌風丸」に由来します。「凌風丸」は、風に頼らず自らの力で進む革新的な蒸気船であり、佐賀藩が挑戦した先進技術開発の象徴でございました。その精神を現代に受け継ぎ、未来を切り開く企業、起業家を支援し、共に成長する拠点を目指しております。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。「ＲＹＯ―ＦＵ　ＢＡＳＥ」は、専門性やスピード感、そして複合的な支援をしていくというようなお話でやっていただ

いているというところです。

では続いて、実績についてお伺いしますが、「ＲＹＯ―ＦＵ　ＢＡＳＥ」のこれまでの実績についてお尋ねしたいと思います。

○横町産業政策課長＝まず、ＤＸ分野では、令和六年度の佐賀県産業スマート化センターのオンライン利用や、イベント・セミナー参加を含めた延べ利用者数は、約四千五百名と高い水準を維持し、県内企業二十二社に対しまして、生産性向上やデジタル導入の伴走支援を実施しました。

今年度は、デジタル人材育成で「リスキリング２００」を掲げ、プログラミングスキルを持つ人材百名、生成ＡＩ活用スキルを持つ人材百名を育成しております。デジタル環境の変化に応じ、毎年度、テーマを柔軟に見直しながら取り組む方針であり、来年度は、この方針に基づきデータサイエンティスト育成にも取り組みたいと考えております。

支援対象も広がっております。大学と連携し、大学生と社会人がチームを組み、地元企業である「株式会社ミズ」の課題解決に挑戦するプログラムや、佐賀バルーナーズと連携し、中学生が生成ＡＩやデザイン、広報などを体験しながら、働く楽しさや地域の価値を感じるプログラムなど、次世代人材の育成も進めております。

スタートアップ分野では、事業成長の事例として、「ＲＹＯ―ＦＵ　ＢＡＳＥ」の支援先である「株式会社ＳＡ―ＧＡ」が、学校現場で校納金収納事務の負担を解消するため、「学校ＰＡＹ」を開発・運営し、木村情報技術株式会社とパートナー契約を締結し、共同運営を開始したことで、さらなる成長が期待される事例なども生まれております。

また、「ＲＹＯ―ＦＵ　ＢＡＳＥ」のスタートアップへのきめ細かな伴走支援が画期的だとして、テレビ東京「ワールドビジネスサテライト」で紹介されるなど、全国的にも注目されております。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございました。様々な実績について御答弁をいただきました。テレビ等でも取り上げられたということで、先進的なことをやっていらっしゃるというような御答弁だったと思います。

続いて、その評価についてですが、今、答弁があったとおり、「ＲＹＯ―ＦＵ　ＢＡＳＥ」設立後に県外からの視察やメディア等でも取り上げられているというふうに聞いております。

昨日、視察に行ってすごくおもしろいなと思ったのが、部長から、いろいろチャレンジをしてくれと言われているということで、失敗を恐れずに挑戦して楽しむ文化を重視しているというお話、あとはグローバルニッチトップ企業を生み出すことを目指しているというような話もあったと思います。

やっぱり佐賀らしさとか、そういったものをいかに追求するかという視点なんだと思います。あとはブルーオーシャン思考ということで、ゼロからイチをいかに生み出していくのか、ここが一番もどかしいところでもあるんですけれども、そういった挑戦的な活動をしているというようなことでありました。きっと、そういったところがメディア等にも取り上げられる特徴的な取組が生まれてきているのかなというふうにも思っております。

そういったことも含めてですが、今、「ＲＹＯ―ＦＵ　ＢＡＳＥ」は、様々な点で評価されていると思うんですけれども、どういった点が評価されていると思われているのかをお尋ねします。

○横町産業政策課長＝「ＲＹＯ―ＦＵ　ＢＡＳＥ」は、ＤＸとスタートアップの両分野で、課題やフェーズに応じた、多様で、きめ細かな支援メニューをそろえております。

まず、ＤＸ分野では、佐賀県産業スマート化センターを軸に、個別伴走支援を通じてモデルケースを創出し、横展開を進めております。例えば、経理など

の事務作業に八時間かかっていた業務を、わずか三十分に短縮した事例や、紙で管理していた社内情報をデジタル化し、データの可視化によって営業の幅を広げた事例。そして、インスタグラムなどのＳＮＳを戦略的に活用し、インバウンド客の増加を達成した事例など、業務効率化や生産性につながる成果が生まれております。

さらに、ＤＸ推進には、経営者の理解が不可欠であるため、経営者向けセミナーやコミュニティー形成にも注力し、企業全体でＤＸを進める土壌を整えております。

スタートアップ分野では、ビジネスプランコンテストによる挑戦機会の提供、事業確立に向けたプランの磨き上げ、プロモーション力や資金調達力の強化など、必要に応じた伴走支援を実施しております。

「ＲＹＯ―ＦＵ　ＢＡＳＥ」は、県内企業や起業家に寄り添い、課題を丁寧に聞きながら、解決策を共に考える伴走型支援を徹底しております。

こうしたきめ細かなサポートにより、直面する壁を早期に乗り越えられるよう、後押ししております。

このように、県内企業や起業家の状況や成長段階に合わせ、必要なサポートを柔軟に提供する仕組みが評価されていると考えております。

以上でございます。

○下田委員＝分かりました。ありがとうございます。

では、次の質問にいきたいと思いますが、スタートアップに挑戦する起業家の育成支援についてお尋ねをしたいと思います。

今、「ＲＹＯ―ＦＵ　ＢＡＳＥ」等を通した実績とか評価についていろいろ御答弁をいただきましたが、実際の県内のスタートアップの現状というのがどうなっているのかをお尋ねしたいと思います。

○横町産業政策課長＝県内のスタートアップは、地域課題をビジネスで解決するソーシャルビジネス型の取組を中心に、「ＲＹＯ―ＦＵ　ＢＡＳＥ」の伴走支援を受ける企業が、毎年、五社程度増えており、おもしろい取組を行う企業も多くなっております。

例えば、「株式会社ＨＯＮＺＡＮ」は、廃棄される酒かすの有効活用、農家の収益向上、伝統的なお酢製造法の保存という三つの課題解決を目指し、「佐賀県赤酢プロジェクト」に取り組まれています。

また、「フィッシングパークひらの」は、元教員の起業家が唐津市厳木町の釣堀を継承し、管理釣場に再生されています。さらに、バラ園やキャンプ場の整備、池の増設を進められ、地域活性化に貢献されており、メディアでもローカルスタートアップとして紹介されたところです。

加えて、「千紫万紅」という事業者の方は、独自の染色技術でオリジナル染め菊ブランドを立ち上げ、二〇二四年には、佐賀県で初めて農林水産省の花の六次産業化認定を取得されています。廃棄対象だった規格外の菊を活用し、フラワーロス削減にも取り組んでおられます。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。様々な事例も踏まえて、いろんな企業が出てきているというようなお話をいただきました。その中でソーシャルビジネス型のものも出てきているというお話で、これはもしかしたら、何でしょうね、地域ならではの特徴なのかなというふうな、もしかすると、そういったものは大都市にはなかなかないのかもしれない、佐賀県ならではのスタートアップなのかなというふうにも思いました。

続いてお伺いしますが、そういったスタートアップを広げていくための課題についてということです。

僕、昨日も質問したんですが、ビジネスプランコンテストとかやっているということで、優勝したら百万円でしたか、そういうような話もあったと思うん

ですけど、初めはいいと思うんですよ。これを継続してやっていったら多分枯渇していくと思うんですね。なので、そういったところに関してどうやって掘り起こしていくのかというところ、アイデアソンを通してリスキリング人材からスタートアップ候補を継続的に掘り起こしていきますというようなお話を昨日いただいたとは思います。

そういったことも踏まえて、これからスタートアップの人材を育てながら、いかに起業へとつなげていくのかというところは、これから継続していくためには非常に大事な視点だと思っております。この点についてお尋ねをしたいと思います。

○横町産業政策課長＝新しいビジネスのアイデアを持たれているものの、スタートアップとして事業化に挑む起業家は少ない状況でございます。大きな課題は、収益化を含む具体的な計画の策定にあります。多くの場合、専門家不在のまま検討が進み、実現可能な計画までに至らない事例が目立ちます。さらに、起業に必要な資金が不足し、事業化に向けた検討が途中で止まるケースも少なくありません。こうした要因が、アイデアを実際の起業へ結びつけることを難しくしていると考えております。

こういった状況を踏まえ、「ＲＹＯ―ＦＵ　ＢＡＳＥ」では、委員がおっしゃったいろんなアイデアを事業化するところを伴走支援という形で進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○下田委員＝現場も悩みながら、いろいろと試行錯誤しながら広げていこうということでいらっしゃるのだというふうにも思います。

続いて、三番目の質問ですが、スタートアップに関する育成支援の今後の取組方針についてです。

さっき答弁もいただきましたけれども、地域課題の解決や文化の継承などを重視するような、いわゆるソーシャルビジネスとの親和性が高いのだろうというふうに思います。そういったソーシャルビジネスを含めたスタートアップに関する育成支援についての今後の取組方針や方向性についてお尋ねをします。

○横町産業政策課長＝事業化に至るまでのプロセスを後押しするため、アイデア段階で挑戦が止まらない仕組みにすることが重要だと考えております。県内で多く見られるソーシャルビジネス型の事業も含め、起業に必要な資金の補助、クラウドファンディングや投資、融資による資金調達を支援してまいります。

さらに、必要な支援を、必要なタイミングで提供する伴走型の個別支援により、起業家一人一人に寄り添ったサポートを行ってまいります。アイデアを持つ人が実際に起業へ踏み出し、持続可能な事業として成長できる環境を整えることで、スタートアップの裾野を着実に広げていきたいと考えております。

以上でございます。

○下田委員＝分かりました。ぜひ粛々としっかり進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

これは、佐賀県で育った企業が、全国、ひいては世界に向けてイノベーションを起こしていくというようなイメージで私は思っていますので、ソーシャルビジネスはもちろん大事なんですが、そのソーシャルビジネスから世の中の価値観が変わっていく。ぜひそういったところまでの支援をお願いしたいというふうに期待をさせていただきます。よろしくお願いします。

次に、今後の取組方針についてです。

まず、「Ｓｔａｒｔｕｐの聖地ＳＡＧＡ」とするための今後の取組についてです。

これは、もともと「Ｓｔａｒｔｕｐの聖地ＳＡＧＡ」というような事業名であって、この事業が出てきたとき、かなりでかいところから来たなというような印象でわくわくしたのを今でも覚えています。

県では、これまでの取組で支援先のＤＸやスタートアップに取り組む企業が、先ほども御紹介いただきましたが、県外アワードなどを多数受賞するなどの評価を結構多く受けていると思います。

今後、起業家から、スタートアップをするなら佐賀と言われるような環境を実現するために、どのような取組を進めていこうと思っているのかについてお尋ねをします。

○横町産業政策課長＝「ＲＹＯ―ＦＵ　ＢＡＳＥ」には、充実した支援体制が整い、支援先企業は、県外アワードを多数受賞するなど、一定の成果を上げ、評価も受けているところでございます。こうした成果を県内にとどめず、積極的に県外へ発信し、佐賀で起業すれば成長できる環境があるということを広くアピールすることが重要です。

今年度は、その第一歩として成果発表の場を福岡県にあるスタートアップ拠点「ＣＩＣ　Ｆｕｋｕｏｋａ」で開催し、県外の支援機関や起業希望者に「ＲＹＯ―ＦＵ　ＢＡＳＥ」の取組と成果を直接伝える予定でございます。

今後もこうした取組を続け、県外への発信力を高めることで、佐賀を「Ｓｔａｒｔｕｐの聖地ＳＡＧＡ」として確立していきたいと考えております。

以上でございます。

○下田委員＝最後のところは昨日もお話しいただいていましたが、福岡のほうで広報して取組をいかに多くの人に知ってもらうかということを言われています。ありがとうございます。

二番目の質問ですが、スタートアップの持続的成長やデジタル人材の県内定着に向けた今後の取組方針についてお尋ねをします。

県の取組によってスタートアップやデジタル人材が増えていく、そして、多様な働き方や人材の裾野は広がりつつあると。ただ、依然として人材の県外流出の課題が残っているとも思っています。やはりどうしても、ある程度育った

ら大都市でやったほうがいいんじゃないかという思考というのは、経営されている方なら当然あってしかるべきだとも思っています。

こうした状況を踏まえて、県内発スタートアップの持続的な成長やデジタル人材の県内定着に向けた今後の取組の方針についてどう考えているのかをお尋ねします。

○横町産業政策課長＝スタートアップが県内に定着し、持続的に成長するためには、県や「ＲＹＯ―ＦＵ　ＢＡＳＥ」の支援に加え、企業、金融機関、大学、行政が相互に連携することが重要です。

そのため、協業や販路開拓、資金調達など、事業確立に必要な環境づくりを各機関と連携して進めてまいります。

最近では、県内金融機関によるスタートアップ応援ファンドの創設や、ＪＩＣＡ九州、日本政策金融公庫、ジェトロ佐賀、佐賀県産業振興機構などが共催します海外展開支援セミナーの開催など、地域の多様な機関を巻き込んだ取組が進み、スタートアップを支える基盤が徐々に広がっております。

今後も、こうした連携をさらに深め、県内に根差したスタートアップが継続的に成長できる仕組みづくりを推進してまいります。

一方、県内企業では、ＤＸを進めたくても、担い手となるデジタル人材が確保できないという課題があります。このため、デジタル技術を持つ副業人材の活用など、多様な働き方を後押しし、企業で活躍する機会を広げてまいります。多様な働き方が浸透すれば、デジタル人材の県内定着が進み、企業のＤＸ推進が加速いたします。

引き続き、佐賀には多様な働き方と成長の機会があることを若い世代を含め幅広く発信してまいります。

以上でございます。

○下田委員＝課長、ありがとうございました。これからも引き続き力強く推進

していただきたいということを切にお願いしたいと思っております。

そういったことを踏まえて部長にお伺いしたいんですけれども、僕、今回質問させてもらって、昨日もお答えいただいたんですけど、やっぱりメディアの露出が減ったなという印象を率直に持っているんです。県で主導していたときはメディアに結構出ていたので見ていたんですけど、「ＲＹＯ―ＦＵ　ＢＡＳＥ」さんに外部委託されてから、めちゃめちゃ様々な活動をやって、多分もう全国でも屈指レベルの活動をしている分野もある。ですけど、あんまり伝わってこないような現状というのがどうしてもある。これは外に出たからしようがないと言ってしまえばそうなんですけれども、ただ、さっきからずっと言っていますけど、これって、「Ｓｔａｒｔｕｐの聖地ＳＡＧＡ」なわけですよ。世界を見据えたスタートアップをやっていくというのが、この事業の肝であって、佐賀だからこそ、むしろ世界を目指せる起業環境がある。これは昔の答弁でもいただいていましたけれども、果たしてそういった視点でどこまで物事ができているのかと考えると、今、現場で一生懸命取り組んでもらっているんですけど、なんか惜しい感じが感覚としてあるんです。

最近だと、例えば熊本市、熊本県とかは、十二月の頭にクラスターをつくるというような話があったりして、熊本って、たしか佐賀県に視察に来ていたことがあったんじゃないかなと思って、そういうことを見ていると、あれ、佐賀県を通り越して熊本のほうがどかんといっているのかなと。そういう議論をすると、ここは慎重にならないといけないんですが、いやいや、熊本はでかい町だからですねというふうになっちゃったりして、本来はそうではないはずです。

あと、静岡県なんかもスタートアップ先進県ということで国に要望活動を十二月二日に、僕は全国紙で見たんだと思うんですけど、そういう活動があったりして、ある程度、ＤＸ、スタートアップがなじんできて、これから全国に向けて、うちの町が発信していくぞと。

九州もやっているじゃないですか、北九州市とか福岡市とかが連携した、九州のそういったスタートアップをやりましょうという取組があったりして大々的になってきている中で、佐賀県が今取り組んでいる全国レベルのものがあるはずなのに、これがなかなか脚光を浴びてないんじゃないかなというふうに感じてしまうんです。

なので、そこを考えると、もともとの目的であったスタートアップの聖地を目指すというようなところが、さっきのソーシャルビジネスとかニッチなところを目指すのはもちろん大事です。で、佐賀県の産業が発展していくのは、もちろん大事なことなんですけれども、ここで収まってもらったら困るわけで、ここからいかに世界に飛んでもらうかというのが佐賀県の視点なわけですよね。

ここの部分というのが、「ＲＹＯ―ＦＵ　ＢＡＳＥ」になったからこそ、できたんだよというふうになってもらわないといけないし、「凌風丸」が佐賀県の未来をつくっていくんだよというようなところのメッセージが、もっともっと入ってこないともどかしいといいますか、外に出した意味がないといいますか、そういったところで何というかな、物足りなさ、実績はあるけれども、伝わってこない、そういう物足りなさというものを一部感じています。

なので、やっぱり佐賀県がこの分野はトップランナーで行くんだというところが、たとえ大都市がこれだけ頑張っていたとしても、実はすごいのは佐賀県なんだよというようなメッセージがこないと、やっぱりもったいないし、次の未来に向けての誇りにつながっていけないと思っています。

これから県立大の議論とかもあって、恐らくこの分野はもっと脚光を浴びてくると思うんですよね。そういったときに向けて産業労働部として、これは産業労働部の肝煎り事業の一つと私も認識していますので、全部そうですけれど、そういった中で部長はどのように考えていらっしゃるのかというのをお尋ねし

十二月十日　農林水産商工　下田寛委員

たいです。

○井手産業労働部長＝委員おっしゃったことは、実は産業労働部全体の課題だと私は思っていまして、例えば、「ＲＹＯ―ＦＵ　ＢＡＳＥ」だけじゃなくて、窯業技術センターも、工業技術センターも、産業技術学院も、シンクロトロンも、本当にすばらしいポテンシャルを持っていまして、研究成果もすばらしいものがあって、これがスパークしないのはおかしいよねということが確かにあります。

そのために情報発信ということになると思うんですけど、一つはやっぱりマスメディアを通じた発信、取材を受けてということになります。それともう一つは、記事広告といいますか、有料の広告をしっかり打ち出していくということだと思います。あとはＳＮＳの発信だと思います。

そのときに私が何を思うかというと、「ＲＹＯ―ＦＵ　ＢＡＳＥ」の基本的なスキームは、おもしろくて実効性のあるものなんです。なので、これは課題にもきちんと対応しているし、「ＲＹＯ―ＦＵ　ＢＡＳＥ」、このチームに私が言ったのは、どんどんチャレンジしてねということを言いました。そこで化学変化が起きるんじゃないかというのを期待して、そうした仕掛けですね、何らかの仕掛けを含めて、先ほども言いましたけど、いろんな集客につなげたり、それを踏まえて発信したりという、事業そのものを光らせてもっと発信していく。そういうようないろんな仕掛けを組み合わせて複合的にやっていって、何かのトリガーで刺さるというような形になりますので、そういうところを、「ＲＹＯ―ＦＵ　ＢＡＳＥ」を取り上げていただいて本当にありがたいんですけれども、それ以外の組織も今一生懸命やっております。そうした取組を続けていきたいと思います。

私からは、以上です。

○下田委員＝もちろん全てが光る、産業労働部の事業も、農林水産部の事業も、全部が光る事業であってほしいと思っております。なので、とにかく今やっていることが、もっと皆さんの目に入って、佐賀県、頑張っているな、スタートアップ頑張っているなというようなところが、より実感できるような政策づくり、広報支援体制等も含めてやっていただきたいと思っています。

佐賀県が、このスタートアップの分野で聖地ということを確実に認識をしてもらえる、そういった土壌になっていただくことを願いまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○武藤委員＝こんにちは。日本共産党の武藤明美でございます。私は、今日、二問、準備をさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

質問に入ります前に、私、今朝、「ひなたまる」を食べてまいりました。佐賀県が開発された、夏の暑さにも強い、そういう新品種のお米ということで味わいました。近くの「コープさが」で売っておりまして、買いました。残念ながら、甘みが「夢しずく」には及ばなかったんですけれども、水加減次第で本当に「さがびより」に負けないおいしいお米ができたなということを思っております。本当に頑張って研究して生み出していただいた皆様方に心から感謝申し上げたいと思います。

それでは、第一の質問です。森林・林業の振興についてということです。

森林は、水源の涵養や産地災害の防止など多様な役割を担っていて、県民の暮らしに恩恵をもたらしています。佐賀県の森林は、戦後、積極的に植林が進められたとお聞きしておりますが、それによって杉やヒノキの人工林の多くが、現在、収穫の時期を迎えているとのことです。

引き続き、豊かな森林を守っていくためには、森林資源の循環利用を進めることが重要ではないかなというふうに思っています。今、注目を集めている「サガンスギ」は、従来の杉より優れた特徴を持っていますが、林業試験センターによって育まれた「サガンスギ」を活用することによって林業の活性化につな

がるのではないかと考えております。一方で、担い手の問題や利用促進の取組も課題があると思いますので、質問いたします。

まず一番目です。「サガンスギ」を活用した山づくりについてですが、「サガンスギ」は、従来の杉より優れた特徴があるとのことですが、どのような特徴なのでしょうか。

○吉良林業課長＝まず、「サガンスギ」の特徴についてお話しさせていただきます。

大きく三つの特徴がございまして、一つ目は、樹高とか幹の大きさですが、そういった成長の速度が従来の杉に比べまして一・五倍程度早いという特徴でございます。こうしたことから、これまで杉の収穫というのは五十年から六十年かかっていたものが、三十年ぐらいと短くなりまして、収益を早く得ることができます。また、その成長の早さから、夏場の過酷な作業でございます下刈り、これは草刈りでございますが、その期間が、これまで五年ぐらいだったものが三年に減らすことができますので、管理の手間ですとか経費の削減つながると考えております。

そして、大きく二つ目ですが、木材の強度が従来の杉に比べて一・五倍程度高いという特徴でございます。「サガンスギ」は、横からの加重にも十分に耐え得ることから、建築物のはりとか、桁とか、そういったところにも利用することができ、幅が広がってくるというふうに考えております。利用する場合の木材の厚み、幅を少し薄くすることが可能と考えているところです。

三つ目は、花粉の量が少ないということで、従来の杉に比べ二分の一以下という特徴を持っております。このため、花粉症の発生源対策の一つとして、春先の花粉量の減少につながるのではないかと思っております。

以上でございます。

○武藤委員＝ありがとうございました。三つの特徴を持つこの「サガンスギ」ですが、「サガンスギ」の普及や、「サガンスギ」を活用した山づくりにどのように取り組んでおられるんでしょうか。

○吉良林業課長＝「サガンスギ」を活用した山づくりの取組につきましては、さきに述べました三つの特徴を踏まえまして、「サガンスギ」の経営モデルを作成いたしました。そして、その「サガンスギ」の植え替えを推進しているところでございます。そうすることで経営の効率化と林業者の所得の向上、そういったことが図られますとともに、森林資源の循環利用にもつながっていくものと考えております。

また、県では、「サガンスギの森林百年構想」事業を展開しておりまして、百年後には林業に取り組みやすい地域の杉が全て「サガンスギ」となることを目標としております。そのために、苗木生産用ハウスの整備に対する支援ですとか、林業試験場に設置いたしました「サガンスギトレーニングセンター」により苗木生産者に対する技術支援、そういったものを通じまして苗木の生産拡大に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○武藤委員＝ありがとうございました。分かりました。「サガンスギ」で造林できている、そういう山を楽しみにしております。

次に、林業の担い手について質問いたします。

林業を通して適切に森林を維持していくために、担い手の確保とか育成が必要だと思っております。担い手の現状についてお聞きいたしますが、伐採や再造林等の作業を担う森林従事者の方たちは、どういった形で推移しているでしょうか、お聞かせください。

○吉良林業課長＝担い手の現状につきましては、森林組合などに就業している担い手の数でお答えいたしますが、県内全体で、平成二十六年度は三百十人でございましたが、令和六年度では二百三十六人となっておりまして、この十年

間で二四％減少しております。ただ、近年は二百四十人前後の横ばいで推移しておりまして、全体としては、その減少が下げ止まりの傾向ではないかと考えております。

以上でございます。

○武藤委員＝ありがとうございます。林業の従事者は、二百四十人ぐらいで横ばいだというふうにおっしゃいました。しかし、平成二十六年度に比べるとぐっと減っているということですが、担い手を確保したり、育成したりするために、どういったことを進めておられるでしょうか。

○吉良林業課長＝担い手を確保、育成するための取組につきましては、担い手の減少に歯止めをかけ、人材を確保、育成するために、「さがの林業再生プロジェクト」、これは令和三年度から取り組んでおりますが、その一環といたしまして、令和四年度から「さが林業アカデミー」を開講しております。こちらは三つのステップがございまして、林業就業セミナー、林業体験会、林業講習会として開催しているところでございます。

そのうち、最後のスリーステップ目になります林業講習会では、約二カ月間において、林業試験場が中心になってやっておりまして、チェーンソーですとか高性能林業機械などの資格取得、それから、実践研修を行っておりまして、第一期生から第三期生までの十五名のアカデミーの講習が終了しておりまして、林業への就業につながっているところでございます。

以上でございます。

○武藤委員＝アカデミーを開いて新たな資格を取得する方たちも生まれているということで、この方たちが本当に携わっていただければありがたいと思います。

次に進みたいと思います。県産材の利用促進についてです。

私が住んでいる佐賀市では、最近、新しい公民館ができるたびに、木を大切にという形でずっと木造で進められているんです。森林資源の循環利用を進めるためにも県産木材の利用促進が重要だというふうに思っております。

県産木材は、どのように利用されているでしょうか。

○吉良林業課長＝県産木材の利用につきましては、まず、県では、公共建築物などにおきます県産木材の利用を促進するために、県が整備する建築物は木造化を推進し、また、高層、低層にかかわらず、県民の皆様の目に触れる機会が多い部分を中心に、例えば壁ですとか床ですとか、そういったところの内装の木質化を推進しております。

木造化、木質化の事例といたしましては、令和六年度に各土木事務所に排水ポンプ車を配置しておりますが、その排水ポンプ車の格納庫ですとか、令和七年度には波戸岬キャンプ場のトイレ、それから、吉野ケ里歴史公園のサニタリー棟などに県産木材を使用して建設しているところでございます。

また、公共土木工事におきましては、これまでに河川ですとか、クリークの護岸工事、それから、自然遊歩道の丸太階段、山地災害の復旧工事における浸食防止の木柵工などに県産木材を使用しております。

以上でございます。

○武藤委員＝ありがとうございます。県産木材で家を建てる方たちにもいろんな支援をしていただけたらなというふうにも思っているんですが、県産木材を積極的に利用していくために、県はどんなことに取り組んでおられるのかお示しいただきたいと思います。

○吉良林業課長＝県産木材の利用促進に係る取組につきましては、県では、平成二十九年度から県民協働によります「ふる郷（さと）の木づかいプロジェクト」として展開しております。このプロジェクトにおける取組を三つ申し上げますと、一つ目は、木造住宅の新築、それから、住宅や事務所などのリフォームに対する支援を行っております。二つ目は、多くの県民の皆様が利用し、木材の展示

効果が高い店舗などの民間施設の木質化に対する支援でございます。そして三つ目は、地域の自治会等によります公民館などの木造公共施設の整備に対する支援などに取り組んでおります。

また、令和四年度からは、建築士、木材供給事業者、建築業者等により構成されます「さがの木の建築推進協議会」を設立いたしまして、会員の皆様のスキルアップ研修の開催ですとか、建築物の木造化、木質化に向けた普及啓発活動を実施しております。

以上でございます。

○武藤委員＝御答弁いただいた中に、木造住宅とかリフォームに利用するところにも支援をしている、補助を出しているということをおっしゃったんですが、これ、なかなか、知っている方は知っている、知らない人は知らないというのもありますので、もう少しＰＲをお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○吉良林業課長＝木造住宅の支援等に対するＰＲについてでございますが、私どもは、ＰＲを引き続きやっていく必要がございまして、こちらの間接補助事業で団体と一緒に取り組んでやっておりますので、団体と一緒にそこら辺を強化していく必要があると思っております。

以上でございます。

○武藤委員＝よろしくお願いしておきます。

佐賀県は、「森川海人（もりかわかいと）っプロジェクト」というようなことで、この言葉をよく聞くんですけれども、今後に向けて森林・林業を振興していくために、県では今後どのような取組をしていかれるのかお示しいただきたいと思います。

○吉良林業課長＝森林・林業の振興に向けまして今後の取組でございますが、県では、林業生産活動を活性化し、森林資源の循環利用を推進するために、大きく「森を守る」、「人を育てる」、「木を使う」、この三つを基本理念といたしまして様々な施策に取り組んでおります。

これまでに申し上げた取組も含めまして、具体的には「森を守る」では、多面的機能を発揮するための森林整備を推進する造林事業ですとか、先ほど申し上げました「サガンスギの森林（もり）百年構想」事業の実施。それから、「人を育てる」では、担い手の経営基盤の強化、新たな担い手の確保、育成を図るための「さがの林業再生プロジェクト」の実施。「木を使う」では、木材の供給体制の強化や、県産木材の利用拡大を図るために、これも先ほど申し上げました「ふる郷（さと）の木づかいプロジェクト」の実施などを展開しているところでございます。

こうした取組を今後とも深めていく必要もございますし、そして、「サガンスギ」の植え替えや林業の担い手対策、木材の出口対策、こういった施策を一体的に取り組むことによりまして、木を伐って使う、伐ったところにはまた植えて、育てて、また伐ると、そういう森林自然の循環利用を進めまして、持続可能な佐賀の林業を築いてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○武藤委員＝循環利用は、とても大事なことだと思いますので、皆様方の一層の御努力をお願いしたいと思っております。

次に進みます。国営上場地区土地改良事業の再整備についてです。

佐賀県は、先頃、政府に対して国営上場地区土地改良事業の再整備について、要請、提案を行っておられますが、そのことについて質問いたします。

かつて行われた国営上場土地改良事業は、上場台地の厳しい営農状況を何とかよくしたいということで行われたとのことです。

上場台地は、佐賀県北西部、東松浦半島の大部分を占める標高百メートルから二百メートルの台地です。かつては水源に乏しく、日照りが少しでも続くと干ばつとなり、赤茶けた農地では作物にも限りがあるということで、当時の農業者の多くは御苦労されていたとお聞きしています。その後、「上場に水を」と

いうスローガンで、かつて行われた上場土地改良事業ですが、まずはそのことからお聞きしたいと思います。

その当時、昭和から平成にかけて行われた上場土地改良事業は、どういった目的で実施されたんでしょうか。

○森農地整備課長＝唐津市、玄海町に位置します上場台地において農業振興を図る上で、先ほど委員からも話がございました水、それから土、生産条件の悪い農地ですけれども、それと道が課題となっておりました。これら課題を解決するために国営上場土地改良事業は、昭和四十八年度から平成十四年度にかけ、農業生産性の向上や農業経営の安定・合理化などにより、農業・農村の振興を図るため、約五千二百ヘクタールの農地を受益とし、安定した農業用水を供給する基幹的な農業水利施設の整備、経営規模を拡大するための農地の造成や農道の整備が実施されたところでございます。

以上でございます。

○武藤委員＝五千二百ヘクタールの土地に水を引き、道をきれいにし、そういった土地改良をやったということなんですね。

実施した事業費は幾らだったんでしょうか。そして、その負担割合はどのようになっているんでしょうか。

○森農地整備課長＝国営事業は、上場一期地区と上場二期地区に分けて実施されております。上場一期地区では、四カ所の農業用ダムや農業用水を農地へ送るパイプライン、農地の造成、農道の整備が実施されております。上場二期地区では、一カ所のダムが整備されたところでございます。

その費用と負担についてですが、上場一期地区では、総事業費が七百四十六億円、負担割合は、ダムやパイプライン、農道が、国六〇％、県三〇％、市町一〇％。事業期間中の昭和五十一年度以降の負担割合は、国営事業の促進を図るため、国の財源が一般会計から特別会計に振り替えられ、負担割合は、国が五八％、県が三一・五％、市町が一〇・五％に改正されております。一方、農地造成では、国が七五％、県が一七％、土地改良区八％、同様に昭和五十一年度以降は、国が七四％、県一七・六％、土地改良区八・四％となっております。

上場二期地区、ダムですけれども、総事業費が約三百六十億円、負担割合は、国が七〇％、県が三〇％となっております。

これら二つの地区の負担額は、合計で県が約四百三十五億円、市町が約百四十億円、土地改良区が、農家負担に当たりますけれども、国や県の償還助成により約九億円の負担軽減が図られまして、結果約三十六億円となっております。

なお、土地改良区の負担につきましては、平成二十九年度に国への償還が終わっているところでございます。

以上、お答えします。

○武藤委員＝ありがとうございました。第一期、第二期合わせて約千百六億円使われたということで、事業の内容によっては、国、県、市町の負担割合は少しずつ違っておりますけれども、全体的に県が四百三十五億円、そして市町が百四十億円、土地改良区が三十六億円ということになっていたということで、償還は終わったというふうにお答えいただきました。

市町のほかの土地改良区の三十六億円という中に、農家負担も一部含まれているわけで、二分の一、二分の一ぐらいでやっておられるかもしれないんですけれども、結構大変な額だったと思うんですね。でも、自分たちの農地をよくしていきたいという思いで償還されていったと思うんですけれども、その事業の実施によってどういった効果があったとお思いでしょうか。

○森農地整備課長＝国営事業が行われたことで農地の生産条件が飛躍的に向上しております。機械化による農作業の省力化をはじめ、農業者のたゆまぬ努力もありまして、タマネギ等の畑作物の作付拡大や、イチゴやハウスみかんなどの作付が導入されるなど、本県農業の重要な拠点となっております。

また、農道の整備につきましては、農産物等の輸送効率化とあわせ、生活道路としての利便性も向上しまして地域の活性化にもつながっているところでございます。

このポテンシャルを生かしまして、「さが園芸８８８運動」の取組では、唐津市へかんきつの栽培で農業法人が参入、玄海町ではイチゴの園芸団地の整備が進み、このほかにもカンショの作付が広がるなどの成果が生まれているところでございます。

以上、お答えします。

○武藤委員＝御答弁ありがとうございます。上場の土地改良事業が始まってからの年度に合わせて、完成年度も合わせてなんですけど、ちょっとここで佐賀県の統計年鑑から拾い出してみたんですけど、（パネル提示）当時は上場四町ということで数字が、耕地面積だとか、農業従事者だとか分かりやすく出しているんですけど、途中から合併したりしたものですから、なかなかちょっと分かりにくくなっております。昭和四十八年というのが第一期が始まった頃ですけれども、耕地面積は、上場地域でいうと、これ、もちろん唐津の部分も足しているんですけど、三万一千九百三十七ヘクタール、これ、田んぼですね。それから、農業就業人口が一万一千五百七十六人というふうなことになっていました。タマネギの収量は三万五千六百トンということになっています。平成二年に第一期工事が完成し、平成四年に第二期工事に入ったということで、平成十四年に二期工事も終わっているんですけれど、それでずっと見ていくと、農業就業人口が減っていたり、耕地面積が減っていたり、田んぼが減っていたりということで、せっかく力を入れて、この上場地区土地改良事業をしていただいたんだけれども、こういう状況になっているということで、残念なことに農業就業人口が少なくなっているということが分かりました。

そして、タマネギでいえば、しばらくは落ち込んでいたんですけれども、第二期工事が終わったくらいのときには七千七百二十トンということで上場地区も盛り返しているというふうなこと。

それから、イチゴもここに書いてあるんですけど、その後が品目別の自治体ごとに分かるような統計にはなっていなかったので、この空白を埋めるしかないんですけれども、分かる範囲で見たんですが、就業人口が減っていたり、耕地面積が減っていたりする中で、上場地区は少し耕地面積も盛り返しているという状況が生まれています。それは多分、イチゴとかハウスみかんとかもどんどんできるようになったからかなというふうに思うんですけれども、せっかく国を挙げて、県も、それから市町も頑張って、この地域をよくしていこうという、そういう仕事がされていったわけですので、もうちょっと県民に、ああ、やってよかったねと思えるような数字が見えたらよかったんですけれども、残念ながら、統計年鑑では、いつの間にか市町村名で書くことがなくなっているという、そういった項目もあったりしたので残念なんですけれども、次に進みたいと思います。

国営上場地区の土地改良事業の再整備、いろいろあったから、よけい行おうということになったんだと思うんですけど、なぜ再整備が必要となってきたのかについてお答えいただきたいと思います。

○森農地整備課長＝国営事業により整備された基幹的な農業水利施設ですけれども、上場地域に必要な農業用水の約七割を供給してまいりました。これら施設は、市町が国から管理委託を受けまして、土地改良区で操作、運用しているところでございます。

施設自体は、造成後、四十年以上経過するものもありまして、老朽化による突発的な故障などが近年増えてきております。施設の修繕などへの維持管理に係る負担が増大しているところでございます。このため、計画的な施設の補修や更新などにより、施設の機能をしっかり保全していくことが必要と考えてお

ります。

一方で、先ほどもボードでありました農業者の高齢化や減少による担い手不足や耕作放棄地の増加、農作物の作付体系の変化など、施設が造成された当時から上場地域の農業は変わってきている現状がございます。老朽化する施設は単純に更新することではなく、地域農業の将来を見据えて、施設の規模や配置、それから仕様などを見直しまして、維持管理コストの低減を図っていくことが重要と考えております。

以上、お答えします。

○武藤委員＝分かりました。この再整備によって老朽化したところをよりよく改善していく、あるいは取り換えていくというふうなことも含めて修理を行っていくということだと思うんですね。

それから、維持管理コストの低減のためにもというふうなことでおっしゃったんですけど、どんな形になるのか、どんな整備をするのかというのを知りたいと思っておりますので、お願いいたします。

○森農地整備課長＝今回の再整備では、受益地や農作物の作付変化に合わせまして、上場地区の水は松浦川から取水しておりますが、ここに設置しています ポンプ台数の縮減ですとか、上場地区の各所に配置しております揚水ポンプのモーターを省エネタイプへ更新したりですとか、既存の揚水ポンプの小型化、小水力発電施設の整備などが計画されており、施設を操作、運用していく土地改良区の維持管理費が低減されるような内容となっております。

なお、具体的に再整備される施設は、松浦川の揚水ポンプほか十二カ所のポンプの整備、ダム五カ所や農業用水を貯留するファームポンド二十八カ所等の老朽化対策、パイプラインの弁類等の補修、更新、それと先ほど申しました小水力発電施設等の整備などが計画されております。

以上、お答えします。

○武藤委員＝それだけの施設整備を行おうとしたら随分お金がかかるんじゃないかと思うんですけれども、大体どれぐらいを見越しておられるのか、分かりましたらお知らせください。

○森農地整備課長＝今、国のほうで調査が進められておりますが、国のほうからは、再整備に要する事業費は約二百億円、これは県や市町の負担の対象となる事業費でございます。そう伺っております。この事業費を基に算出した負担金は、国が百三十三億円、県が約五十一億円、地元、これは市町と土地改良区ですけれども、これが約十六億円となる見込みでございます。

なお、地元負担につきましては、唐津市と玄海町、それと土地改良区との間で、ダム等の基幹水利施設については市町が全額を負担、ファームポンドは市町が六％、土地改良区が二％、パイプラインの弁類等の整備につきましては市町が四％、土地改良が四％とすることで協議が進められていると伺っております。

以上、お答えします。

○武藤委員＝御答弁ありがとうございます。今回、要請をされて、そして、それがいつ頃採択になって、もし事業を始めるとしたらいつ頃を予定しておられるんでしょうか。

○森農地整備課長＝スケジュールの御質問だと思いますが、国営事業については、国のほうでさらに調査が進められまして、土地改良法の手続を来年の九月ぐらいから進められます。順調にいきますと令和九年度から工事の着工ということ、そういったスケジュールで進められるということで伺っております。

以上、お答えいたします。

○武藤委員＝もちろん、地元に対する説明をきちっとしていただきたいんですけれども、そういったことも含めて県はどのように臨んでいかれるでしょうか。

○森農地整備課長＝県の取組ということですが、上場農業のポテンシャルを最

大限に生かしまして、佐賀県農業の持続的な発展につなげていくためには、上場地域の基幹的な農業水利施設の再整備は、必要不可欠なものと考えております。このため県では、上場地域の農業の将来像の実現に向けまして、土地改良区や市町等と一体となって国営事業の再整備が計画どおり着手されまして進みますよう、今後も国へしっかり働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○武藤委員＝どうもありがとうございました。本当にたばこしかとれなかった土地が、今のようにハウスみかんとか、イチゴとか、タマネギとかもできるようになったり、農業がやりやすくなった、水が来るようになったということで喜んでおられる方たちのこれからの期待にも応えていただけたらというふうに思っています。何とか就業者を増やしていかないと大変になってくると思いますので、そのところ、よろしくお願いしておきます。

○弘川委員長＝暫時休憩します。十四時五十分をめどに委員会を再開いたします。

午後二時三十一分　休憩

十二月十日　農林水産商工　武藤明美委員

午後二時五十分　開議

○弘川委員長＝委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○石倉委員＝こんにちは。「自由民主党ネクストさが」の石倉でございます。三項目にわたって質問しますので、明快な答えをよろしくお願いいたします。

まず、ものづくり産業の振興についてお尋ねをいたします。

ものづくり産業は、県内総生産の約四分の一を占める県内産業を牽引する産業であり、県内経済のさらなる成長のためには、ものづくり産業の振興は重要であります。

私の地元の江北町にも株式会社ＳＵＭＣＯやイイダ靴下株式会社の製造拠点があり、経済、雇用などの多岐にわたり地元を支えてこられております。そのため、これからも、ものづくり産業が県内産業を牽引していくために、県内企業が必要な人材育成、確保に努めながら、時代に即した新たな挑戦をしていくことが重要であると思います。

また、佐賀県には、シンクロトロン光研究センターという高度な設備を有する施設もあることから、このような施設も有効活用し、そして、様々な声に耳を傾けながら、必要な支援を積極的に行っていくべきと考えます。

県は、これまでも人材確保やものづくり企業に対する様々な支援策などを適時実施しておりますが、人口減少、原材料費の高騰など、県内企業を取り巻く環境は、一段と厳しさを増しております。将来を見据えた対策は、時期を逃さず実施していくことが大切であると思います。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

県内のものづくり企業の成長を後押しする取組の中で、これまでの取組及び成果についてお聞きをいたします。

県では、ものづくり企業の新製品や新技術開発などに関わる経費を補助するなど、ものづくり企業が時代に合った企業経営や生産活動を持続的に取り組めるように進めてこられたと聞いております。これまでにどのような支援を行い、どのような事例が生まれておるのか、川原ものづくり産業課長にお聞きをいたします。

○川原ものづくり産業課長＝県では、県内ものづくり企業の成長を後押しするために、新技術や新製品の開発、生産性改善、販路拡大など、前向きな取組を支援してまいりました。その内容は、補助金での支援にとどまらず、佐賀県産業イノベーションセンターの専門職員や商工会議所等の指導員が現場に入り、生産工程の改善やデジタル化を助言し、継続的に伴走支援をしているところでございます。

そして、こうした支援を通じ、具体的な成果も生まれております。具体例を申し上げますと、磁器製造販売会社では、火加減の調整なしで白米を炊ける鍋を開発され、イノベーションセンターの支援により特許を取得されております。また、食品容器の製造会社では、佐賀県産大麦を活用され、原料生産から醸造まで全工程を県内で完結するクラフトビールを開発されました。また、ある窯元では、窯業技術センターの特許技術を活用し、偽造防止マーク付きの磁器を開発し、販路拡大につなげられました。さらに、こういった支援は一度きりではなく、事業の進行中に新たな課題が見つかれば、その後も専門職員が伴走し、解決に向けた支援を続けております。

また、試験研究機関も活用されております。九州唯一のシンクロトロン光施設であります九州シンクロトロン光研究センターでは、半導体用シリコン基板表面の分析、また、医療用検査機器の部品開発など、先端技術の研究に貢献されております。

このほか、今年四月に米国の関税措置が表明された際には、企業から不安の声が寄せられたことを受けまして、六月補正予算で事業の多角化を支援する措

置をいち早く講じたところでございます。
以上、お答えいたします。
○石倉委員＝それでは次に、今後の取組についてお尋ねをいたします。
ものづくり企業の成長の後押しをするため、今後、どのように取り組んでいかれるのか。
また、大きな二番ですが、ものづくり産業の人材育成、確保についてお伺いをいたします。
企業の挑戦の後押しとともに、企業の人材育成、確保対策にも必要な支援をしていく必要があると考えます。人材育成、確保策について幾つかお尋ねをいたしますが、その前に今後の取組についてお聞かせください。
○川原ものづくり産業課長＝ものづくり企業の成長を後押しするための今後の取組についてでございます。
これまで支援してきた企業には定期的に訪問いたしまして、継続的なフォローを行っているところでございます。また、成功事例は県内のほかの企業にも共有し、参考にしてもらうため、オンラインを活用した事例発表会なども実施してきたところでございます。
また、補助制度につきましては、企業ニーズに応じて上限額を見直すなど、必要な改定をその都度行ってまいりました。
さらに、関税措置など突発的な事象が発生した際には、いち早く必要な措置、必要な支援を講じてまいりました。今後も企業のニーズを的確に把握し、制度の検証を重ねながら、必要な支援を時期を逃さず積極的に実施するなど、ものづくり産業の競争力強化を図っていきたいと考えております。
以上でございます。
○石倉委員＝ダブると思いますが、大きな二番目のものづくり産業の人材育成、確保についてのお尋ねをもう一回します。
企業の挑戦の後押しとともに、企業の人材育成、確保対策にも必要な支援をしていく必要があると考えます。人材育成、確保策について幾つかお尋ねをいたします。
一点目は、溶接技術の向上についてお聞きをいたします。
溶接は、机の椅子といった身の回りのものから車やビルといった構造物に至るまで、ものづくりの根幹をなす技術であります。ものづくりの盛んな佐賀県において、この技術を将来にわたって承継していくことは非常に重要であり、これまで溶接技術の向上、溶接人材の確保に向け、どのように取り組んできたのか。
続いて、ものスゴフェスタについてお伺いいたします。
産業人材の確保に向けて、高校生の県内就職促進などに力を入れるとともに、小学生や中学生といった次世代を担う子供たちに、佐賀のものづくりの楽しさを伝えていくことも、将来にわたった人材確保につながっていくと思います。
県では、これまでものスゴフェスタを開催し、ものづくりへの興味、関心を高めてこられました。これまでの開催実績や参加者からどのような声があったのか。また、今後、どのように取り組んでいくのか、川原ものづくり産業課長にお尋ねをいたします。
○川原ものづくり産業課長＝まず、溶接技術の向上につきましてお答えをさせていただきます。
溶接技術は、ものづくりの根幹をなす大切な技術でございます。一説によりますと、起源は弥生時代にまで遡るとされ、時代とともに進化し、人々の生活を支える基盤となってまいりました。本県のものづくり産業のためには、こうした技術を将来にわたって受け継いでいくことが極めて重要であると考えております。
そのため県では、一般社団法人佐賀県溶接協会と連携しまして、講習会や競

技会を開催し、高校生や社会人の技術向上に取り組んでまいりました。また、令和二年度からは全国初の取組として女子溶接技術競技会を開催し、女性技術者の育成と技術力向上も進めてまいりました。さらに、小中学生に技術の価値を伝えるため、ＶＲ機器を活用したバーチャル溶接体験の機会も設けてまいりました。

様々な分野で人材が不足する中、県では、現場で活躍する技術者の技術力向上や、外国人材、女性技術者など、多様な人材が活躍できる環境づくりを進めてまいりました。そして、次世代の人材育成にも注力してきました。今後もこうした取組を継続してまいります。

次に、ものスゴフェスタにつきましてお答えをさせていただきます。

「ＳＡＧＡものスゴフェスタ」は、子供たちがものづくりの技術に触れ、関心を高めるとともに、保護者など多くの方々に県内企業を知ってもらうことで将来的な人材確保につながっていくことを目的としております。平成二十七年度から開催しておりまして、今年度で十一年目を迎えました。

毎年、多くの方に御来場いただいておりまして、ＳＡＧＡアリーナで開催するようになった「ものスゴフェスタ９」からは、一日一万人以上が御来場いただき、百を超える企業、団体から御出展いただき、県内最大のものづくりイベントとなっております。

ことし八月に開催しました「ものスゴフェスタ11」では、県内企業、団体に初めてフェスタへの協賛を呼びかけましたところ、約二十の企業、団体様から御協賛をいただきました。このような協賛金も有効に活用しまして、今回からアプリによる予約制や有料のワークショップを導入いたしまして、来場者からは、「予約制で安心して体験ができた」ですとか、「子供がものづくりに興味を持った」、「体験で将来の夢が変わった」などの声が寄せられ、満足度は九五％に達しました。

また、出展された企業からもお声を頂戴しておりまして、「自社や製品を知ってもらうよい機会になった」ですとか、「アプリのおかげで対応がスムーズになった」、こういった好意的な意見が多く寄せられたところでございます。

今後も、県内企業、団体と連携しまして、子供たちの興味をさらに高め、将来のものづくり人材の確保に向け、取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○石倉委員＝川原課長、ありがとうございました。あなたたちが種をまいていただくことが非常に大事だと思いますし、六千五百万円の県単費用プラスの協賛企業からの協賛金を含めた中で、将来的に子供たちがしっかりとポテンシャルを持って佐賀県で定着し、イノベーション技術を取得するように今後とも御尽力をいただければ大変ありがたいと思います。

そこで最後に、ものづくり産業に対する部長の思いについてお尋ねいたします。

私は、これからも県内のものづくり企業には時代の潮流を見て果敢に挑戦を続けてほしいし、ものづくりに興味、関心を持つ子供たちが、将来、県内のものづくり産業で活躍することが、知事が信念としている世界に誇れる佐賀づくりにつながっていくと思います。

ものづくり産業の今後について部長の思いをお伺いいたします。

○井手産業労働部長＝私の思いということで、歴史的に見ても、そして今も、ものづくりは佐賀県の誇りです。先日、佐賀市で開催された「反射炉まつり」に参加しましたが、カノン砲の祝砲を耳で聞き、その轟音を体で受け止めたときに、受け継がれてきた技術の重さを改めて実感しました。

さらに、先月の溶接技術競技会と女子溶接技術競技会では、選手たちがひたむきに競技に挑む姿に人材育成の重要性を強く感じました。この思いは、ものづくりの即戦力人材を育成する県立産業技術学院でも常に抱いている思いで

す。

今、佐賀県には多様なものづくり企業が、高い技術力で事業を展開し、技術者をはじめ、そこで働く多くの人々が、その力を支えております。一方で物価高や人材不足などの課題にも直面しております。

私のミッションは、こうした課題に向き合いながら、県政の柱である「人を大切に」を形にし、佐賀の今と未来に向けて、ものづくり産業を盛り上げること。そして、事業者の皆さんが果敢に挑戦できるよう、必要な施策を打つことだと考えております。

そのためには、資料や数字だけでは見えない現場の声として、例えば、佐賀県工業技術連合会をはじめ、県内事業者の皆さんや働く人々の意見を参考に、より効果的な施策に取り組んでまいります。佐賀県のものづくりを次の時代へつなげるため、注力していきます。

私からは、以上です。

○石倉委員＝井手部長、ありがとうございました。県民の皆さん方が、ものづくりに対してモチベーションをしっかり持っていただくということと、県民の皆さんにコミットしていただくことも大事だと思いますので、今後とも、佐賀のものづくり産業に対する御支援をよろしくお願いいたしたいと思います。

それでは二番目に、果樹の振興についてお尋ねをいたします。

本県では、温暖な気候や肥沃な土壌などの恵まれた自然条件を生かして、米、麦、大豆を組み合わせた生産性の高い水田農業や、野菜や果樹といった収益性の高い園芸作物などの生産が行われております。

果樹は、中山間地域の重要な品目であり、ピーク時の昭和五十年には、県内では一万四千三百ヘクタールでミカンが栽培されておりました。有明海を眼下に望む太良や鹿島では、昔から露地ミカンの主産地として盛んにミカン栽培が行われてきました。これらの地域のミカン栽培は、その生産活動を通じて中山間地域の農地保全に寄与してきたところであります。園地が適切に管理されていることで、山の栄養分は川を通じて海に運ばれ、日本一である有明海のノリ養殖を支える豊かな海を育んできました。

こうした中、露地ミカンの生産者は高齢化が進み、人手不足や生産資材価格の高どまりなどもあって、果樹経営を断念され、産地では耕作放棄地となった園地も見られるようになってきております。

しかしながら、近年、ミカンの販売価格が安定して高い状況で推移しており、荒廃園地を生み出さないため、新規就農者の確保や既存農家の経営規模の拡大などを図っていくには、よい環境が訪れていると私は考えています。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

露地ミカンの生産状況の中で、一点目は、露地ミカンの生産農家数についてお聞きいたします。

露地ミカンの生産農家数は、十年前と比較してどのようになっているのか。

二点目は、露地ミカンの栽培面積についてお尋ねをいたします。

栽培面積は、十年前と比較してどのようになっているのか、田川園芸農産課長にお聞きをいたします。

○田川園芸農産課長＝露地ミカンの生産状況についてですが、まず、生産農家数からお答えをいたします。

生産農家数につきましては、国の統計データがないため、ＪＡグループ佐賀の直近のデータでお答えいたします。それを見ますと、露地ミカンの生産農家数は、令和六年度は千二百三十戸となっておりまして、十年前である平成二十六年度の千八百七十一戸と比較しますと、六百四十一戸減少しているところでございます。

また、露地ミカンの栽培面積についてでございます。

こちらについては国の統計データがありますので、それをもってお答えをい

たします。露地ミカンの栽培面積につきましては、令和六年度千四百八十六ヘクタールとなっておりまして、十年前である平成二十六年度の二千三百十五ヘクタールと比較しますと八百二十九ヘクタール減少しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○石倉委員＝次に、大きな二番目ですが、露地ミカンの栽培面積の維持拡大に向けた対策についてお聞きをいたします。

露地ミカンの栽培面積を維持拡大するためには、担い手の確保や既存生産者の規模拡大を進めていく取組が必要だと考えますが、県は、どのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

○田川園芸農産課長＝露地ミカンの栽培面積の維持拡大に向けましては、現在、市町やＪＡなどとともに展開しております「さが園芸８８８運動」を通じまして、各地域で整備を進めている園芸団地や、離農等により耕作者が不在となる園地を荒廃園地とすることなく、既存農家の規模拡大や新規収納者の受け皿としていくことが重要だというふうに考えております。

このため、まず、既存農家の規模拡大志向者を増やすことを目的としまして、より省力化が図られる技術や栽培方式等の導入を進めていく必要がございます。

具体的には、防除用ドローンなど省力的病害虫防除を可能にする機械の導入でありますとか、シールディング・マルチ栽培や根域制限栽培など、機械の園地への乗り入れを可能にする省力的で品質の高いミカンを生産する栽培方式、それから、作業性の高い園地とするための基盤整備などについて、引き続き国の事業や「さが園芸８８８運動」関連事業を活用して支援をしていくこととしております。

次に、数多くの新規就農者を確保していくためということで、産地において高い栽培技術等を有する生産者の方にトレーナーになっていただいて、その下で経営や栽培技術を学ぶ研修体制の整備や、その充実でありますとか、今後、離農予定である園地をリスト化しまして、新規就農者などに円滑に園地を継承できる仕組みづくりを推進しているところでございます。

こうした動きを受けまして、県内で最大の露地ミカン産地であります太良町におきましては、産地の維持発展を目的としまして、多くの新規就農者を確保していくため、市町や県、ＪＡはもとよりでございますが、ＪＡ系統と、それ以外の農家の方々も参画されまして、これからのミカン振興を考える会ということで地域での話し合いが具体的に進められているところでございます。県としても、関係団体と連携して、こうした取組が形になっていくよう、しっかり支援していきたいと考えております。

それから、委員に御指摘いただきましたミカンの単価が堅調に推移していることでありますとか、園地を継承した者につきましては、早期に所得を得られることなどもしっかりと県内外の対象者にＰＲしながら、今がミカン産地への新規就農者などの絶好の呼び込みの機会と捉えて取組を強化していきたいというふうに考えております。

今後とも、ミカン園地を維持拡大することが、中山間地域の農地を保全し、ひいては豊かな海を守る循環へとつながるということにも思いをはせながら、露地ミカンをはじめとする果樹生産の振興に生産者や市町、ＪＡなど関係者と一体となって取り組んでまいります。

以上です。

○石倉委員＝ありがとうございます。今、田川課長が言っていただいたように、有明海再生、山、川、海に対して、果樹園自体が大事な役割を持っていると。だから、ぜひ安定した生活や収穫、収量、こういうことを県が率先してＰＲすることによって、８８８運動を後押しすることにもなるし、有明海にも大変い

い結果が出てくるし、生産者が出てくるということは、後継者の確保もできるということになりますから、総合的に佐賀県としてミカンの果樹園芸については、しっかり取り組むようにぜひお願いをいたしたいと思います。

よかったら部長さん、一言お願いいたします。

○島内農林水産部長＝森、川、海のつながりを持ってという御質問だったかと思います。佐賀県におきましては、全ての人々が恩恵を受けている源流である森を大切にするため、「森川海人（もりかわかいと）っプロジェクト」に取り組んでおります。これは、ただ単に森、川、海を守るというだけではなくて、先ほど委員が申されましたとおり、中山間地域で果樹園をすることによって、その肥料分、栄養分が川に流れて海を豊かにするというようなことも含めまして、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

私からは、以上です。

○石倉委員＝よろしくお願いいたします。

次に、ノリ養殖の安定生産に向けた取組についてお尋ねをいたしますけれども、後ろの県庁の方にも勉強していただきたいということで、このパネルを作りました。（パネルを示す）ここが塩田川です、六角川、早津江川に筑後川、ここが佐賀空港です。平和搦、国造干拓、ここに佐賀市の浄化センターがございます。ここに今、秋芽ノリ網が張られている。これが大体二十七万枚、戸数が六百戸ですから、一戸当たり大体四百五十枚のノリ網を張られておると。同じところで秋芽から冷凍に変わるわけです。

そういう中にあって、今、施肥を一生懸命していただいて、横尾課長を中心に、県、漁協、有明水産振興センターが頑張ってしていただいた結果、いくらか、ここら辺の川沿い、塩田川とか六角川とか、それから佐賀市の浄化センターの下流とか、こういうところが栄養塩の五から七とか、こういうところにきておると。栄養塩が六から七ぐらいあったら、佐賀のりが出てくるというような状況です。

今、こういう有明海の状況ですが、毎年、この状況が繰り返していて一つのノリの産業として作付をされておるということを頭に置いていただきながら、私の質問を聞いていただければ大変ありがたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ノリの安定生産に向けた取組についてお尋ねをいたします。

有明海の基幹産業であるノリ養殖は、令和四年度以降、三年連続で赤潮や少雨に伴う栄養塩不足により、全域で色落ち被害が発生しております。今漁期は、高水温により過去最も遅い種つけとなり、現在の海況は、雨が少なく栄養塩が少ない状況となっておりますが、漁業者の皆さんの懸命な努力により、十二月五日頃より一番ノリの摘採を開始されたと聞いております。

このような状況を見て、佐賀の誇りである佐賀のりの漁業者が安心して生産していくためには、高水温や栄養塩不足といった近年の養殖環境の変化に対応した取組が重要であると考えております。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

近年のノリ養殖の生産状況についてですが、生産枚数についてお聞きをいたします。令和四年から令和六年までのノリ養殖の生産枚数はどうなっているのか。

次に、生産金額についてお尋ねをいたします。

令和四年から令和六年までのノリ養殖の生産金額はどうなっているのか。

三点目は、不漁の原因についてお伺いをいたします。

令和四年度から令和六年度までのノリ養殖の不漁の原因はどのようなことが考えられるのか、横尾水産課長に御答弁を求めます。

○横尾水産課長＝生産枚数につきましては、令和四年度が約九・一億枚、令和五年度が約九・九億枚、令和六年度が約九・六億枚であり、この三年間は、そ

れより前の過去十年間の平均値約十八・一億枚と比較して約五割程度となっております。

次に、生産金額につきましては、令和四年度が約百六十八億円、令和五年度が約二百二十三億円、令和六年度が約二百三十三億円であり、令和四年度が過去十年間の平均値約二百二十五億円と比較して約七割、令和五、六年度が同程度となっております。

この三年間を見ますと、生産金額については、近年の全国的なノリ不足の影響により単価が上昇したため、平年並みとなっておりますが、生産枚数については、三年連続で十億枚を下回る不漁となっております。

この不漁の要因は、例年になく赤潮が長期的に発生したことに加え、令和四年度と令和五年度は漁期の前半、令和六年度は漁期の後半に極端に少雨となるなど、赤潮の長期化と少雨が重なるという過去にない状況となったためと考えております。

以上、お答えします。

○石倉委員＝ありがとうございました。

それでは次に、今年度のノリ養殖の経過についてお伺いをいたします。

今年度のこれまでの養殖の経過はどうなっているのか、お願いいたします。

○横尾水産課長＝今年度の今漁期の状況ですが、今漁期の種つけは、高水温の影響で、これまでで最も遅い十一月三日から開始されましたが、時期を遅らせることで水温も下がったことなどから順調に終了しております。

その後、珪藻赤潮は発生していないものの、少雨の影響により栄養塩が少ない状況が継続していますが、現在、漁業者の皆様は、十二月十五日が初入札になります。ここに向けて良質なノリが生産されるよう、懸命な養殖管理をされているというところです。

直近の情報によりますと、先ほど委員からお話しいただきましたように、全地区で摘み採り作業が始まっておりまして、良質のノリが取れているというふうに聞いております。

以上でございます。

○石倉委員＝なかなか厳しいよね。でも、何とかここを乗り切らんというと、できれば「佐賀海苔® 有明海一番」を久しぶりにぜひ見たいなと思いますので、引き続き御指導のほど、よろしくお願いいたします。

次に、サルボウの増殖についてお聞きをいたします。

赤潮の発生を抑制するためには、赤潮の原因プランクトンを捕食する二枚貝が重要であると思いますが、近年の頻発する豪雨による低塩分化などの影響により、特に資源量が多かったサルボウが激減している状況であります。このため、サルボウを早急に増やすことが必要と考えます。

県では、サルボウの種苗放流や採苗器の設置、生息環境の改善に取り組まれておると聞いておりますが、次の点についてお伺いをいたします。

まず、種苗放流についてですが、サルボウの種苗放流の取組状況はどうなっているのかお尋ねをいたします。

次に、採苗器の設置についてですが、サルボウの採苗器の設置の取組状況はどうなっているのかお伺いをいたします。

次に、生息環境の改善についてお伺いいたします。

サルボウの生息環境の改善の取組状況はどのようになっているのか、横尾水産課長にお尋ねをいたします。

○横尾水産課長＝サルボウの増殖についてお答えいたします。

サルボウを増やすためには、サルボウそのものを増やすための放流、それから、放流したサルボウがその後生き残るように、採苗器の設置や生息環境の改善が重要でございます。

まず、サルボウの種苗放流につきましては、令和四年度から取り組んでおり

まして、今年度は十二月一日に殻長二から十ミリメートルの稚貝三百十四万個を、豪雨の影響が少ない西南部地区を中心に放流しております。

また、採苗器の設置につきましては、近年の調査結果によりまして、卵から生まれた浮遊幼生が増殖傾向にあることから、この浮遊幼生を効率的に付着させる採苗器を生息環境のよい場所にたくさん設置することとしております。

このため県では、効果的な採苗に向けて、今年度、五万五千本を試験的に設置しており、一方、有明海漁協でも、今年度、国の有明海再生加速化対策交付金というものができておりますので、これを活用して採苗器二万三千本を設置されております。漁業者の方々、県、漁協が一緒になって採苗器の数を増やす取組を行っているところであります。

それから、生息環境の改善についてですが、現在、底質改善を目的とした大規模な海底耕うんに取り組んでおりまして、今年度も有明海全域で千五百ヘクタール規模で実施したところでございます。

以上でございます。

○石倉委員＝次に、赤潮などの海況予測についてお聞きをいたします。

色落ち被害を軽減するためには、赤潮の発生や発生後の動きを予測し、栄養管理に活用することが重要と考えますが、取組状況はどうなっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○横尾水産課長＝赤潮等の海況を高精度に予測するため、令和六年度から九州大学等と連携しながら、赤潮の動きや水温、塩分などの海況を高精度に予測できる海況予測システムの開発に取り組んでおります。

赤潮の予測については、現在、予測に必要なプランクトンの種類や、その種類ごとの増殖に関する基礎的なデータの蓄積及び解析を進めており、早期の開発を目指しているところでございます。

なお、水温、塩分、潮位の予測システムについては、開発が進んだことから、既に漁業者の方々に情報を提供しており、養殖開始時期の検討やノリ網の水位調整などの管理に活用されております。

以上でございます。

○石倉委員＝それでは次に、栄養塩の添加についてお尋ねをいたします。施肥ですね。

雨による栄養塩の供給が望めない場合、栄養塩の添加が重要と考えますが、取組状況についてどのようになっているのか、お聞かせを願いたいと思います。

○横尾水産課長＝栄養塩が少ない場合には、窒素成分を直接海水中に添加する施肥が有効であり、学識経験者や有明海漁協、ノリ養殖漁業者の代表、県で構成される協議会が定めた施肥の実施基準に基づいて必要最小限で行われています。

今漁期については、ノリの色調や赤潮プランクトンの発生状況等を詳細に調査し、先ほどお答えした協議会で実施の可否を協議した上で、十一月十六日から実施されています。ノリの色調が回復したなどの一定の効果というものが確認をされております。

以上でございます。

○石倉委員＝それでは次に、今漁期の生産対策についてお伺いをいたします。

今漁期のこれからの生産対策について、どのように取り組んでいくのかお聞かせを願いたいと思います。

○横尾水産課長＝現在、少雨により栄養は少ない状況であるものの、漁業者の皆さんは、一枚でも多く良質なノリが取れるよう、養殖管理の徹底等、懸命に努力されているところでございます。

県としては、効果的な施肥の実施や最適な冷凍網の張り込み時期の設定がなされるように、漁業者の皆さんに対し、海況や病気の発生状況等の情報提供に努め、有明海漁協と連携し、漁業者の皆さんの頑張りを支えていきます。

以上でございます。

○**石倉委員**＝横尾課長、有明水産振興センター、大変御努力をしていただいておるのは分かります。特に、有明海は通常ではノリで二百三十億円、福岡県が百八十億円ぐらいだったと思います、熊本県は百三十億円、トータルしたら五百億円を超える、五百二、三十億円。それと魚介類で六十億円から七十億円。六百億円ぐらいの売り上げがある。これは一つの企業ですよね。ここをしっかりと守り育てるということが、我々議員、政治家としての使命でもあります。二百三十億円を地元で生活されている六百戸で割ったら、一戸当たり三千五百万円から四千万円ぐらいの売り上げですね。でも、今、システム船なんかは八千万円から一億円というふうな非常に高価な船です。生産と回収と売り上げ、こういうところが連携して安定した生活ができるように、生産体制もそうだけれども、よろしくお願いしたいと思います。

そこで、今後の取組についてお尋ねをいたします。

気候変動の影響による近年の養殖環境の変化を踏まえて、ノリ養殖の安定生産に向けて今後どのように取り組んでいくのか、横尾課長にしっかり御答弁をお願いしたい。

○**横尾水産課長**＝気候変動の影響による環境変化は、今後も続くと考えられ、さらなる水温上昇に伴う漁期の短縮や、少雨等による栄養塩不足が想定されることから、ノリの安定生産のためには、気候変動を踏まえた対策が必要と考えております。

まず、高水温対策としては、佐賀大学等と連携し、ノリの遺伝子解析技術を活用することで、高水温に対応可能なノリの新品種の開発を進めることとしております。

さらに、栄養塩不足の対策としては、ノリに直接栄養剤を添加し、色調を維持する技術開発の実証に加え、サルボウなどの二枚貝の増殖対策にも引き続き取り組むこととしております。

今後とも、漁協や国、大学等との連携をさらに強め、漁業者の方々が将来にわたって安心してノリ養殖を営めるよう、ノリの安定生産に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○**石倉委員**＝ありがとうございます。横尾課長とも何回となくお話をしたことはあるんですけれども、シンクロトロンなんかもうまいとこ活用したらイノベーションができるんじゃないのと。これはシンクロトロンの所長さんもそういうふうな考え方を持っておられるから、せっかくいいものがあるんだから、ぜひそこも利用しながら、一番悩んでおられる生産者の方が、トータルで安心してノリ養殖ができるような環境づくりに今後とも総力を挙げて取り組んでいただければ大変ありがたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げて、質問を終わります。

○**弘川委員長**＝これで質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

午後三時三十四分　休憩

午後三時三十八分　開議

○弘川委員長＝委員会を再開いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ、討論の通告はあっておりません。討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○　採　　決

○弘川委員長＝まず、甲第四十六号議案「令和七年度一般会計補正予算（第五号）」中本委員会関係分を採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○弘川委員長＝起立者多数と認めます。よって、甲第四十六号議案中本委員会関係分は原案のとおり可決されました。

次に、甲第四十七号議案、乙第七十号議案、乙第七十三号議案、乙第七十五号議案、乙第八十二号議案及び乙第八十五号議案、以上六件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○弘川委員長＝全員起立と認めます。よって、以上六件の議案は原案のとおり可決されました。

○　継　続　審　査

○弘川委員長＝最後に、九月定例会から引き続き審査中の

一、産業労働行政について

一、農林水産行政について

以上二件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

十二月十日　農林水産商工　採決

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○弘川委員長＝御異議なしと認めます。よって、以上二件についての継続審査を議長に申し出ることにします。

以上で本委員会に付託された案件の全部を議了いたしました。

なお、委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜、委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願っておきます。

これをもちまして、農林水産商工常任委員会を閉会いたします。

午後三時四十分　閉会

速記者　石川裕子

農林水産商工常任委員長	弘川貴紀
同　副委員長	桃崎祐介
会議録署名者	西久保弘克
同	石倉秀郷
同	下田寛
同	武藤明美
議会事務局長	真坂昇
議事課委員会担当係長	武藤久祥

令和七年十二月九日（火）

地域交流・県土整備常任委員会会議録

於　第一委員会室

地域交流・県土整備常任委員会

委員長	冨田幸樹
副委員長	古賀和浩
理事	留守茂幸
〃	岡口重文
〃	野田勝人
委員	石井秀夫
〃	石丸太郎
〃	八谷克幸
〃	酒井幸盛

地域交流・県土整備常任委員会質問者順序

順序 / 月日	十二月九日（火）	十二月十日（水）
1	（現	酒井　幸盛　207　頁
2	地	冨田　幸樹　223　頁
3	視	古賀　和浩　239　頁
4	察）	石井　秀夫　254　頁

午前十時二分　開会

○冨田委員長　おはようございます。ただいまから地域交流・県土整備常任委員会を開催いたします。

○　会議録署名者指名

○冨田委員長　会議録署名者として石丸太郎委員、岡口重文委員、野田勝人委員、以上の三人を指名いたします。

次に、十二月四日の本会議におきまして、本委員会に付託されました全議案及び継続審査中の事件を一括して議題といたします。

本日は、ただいまからお手元に配付しております日程表により視察を行います。

なお、あす十日は午前十時に委員会を再開し、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。それでは、直ちに玄関前にお集まりください。

午前十時三分　散会

速記者　田邉ゆきの

令和七年十二月十日（水）

地域交流・県土整備常任委員会会議録

於　第一委員会室

地域交流・県土整備常任委員会

委員長	冨田幸樹
副委員長	古賀和浩
理事	留守茂幸
〃	岡口重文
〃	野田勝人
委員	石井秀夫
〃	石丸太郎
〃	八谷克幸
〃	酒井幸盛

午前十時二分　開議

○冨田委員長＝ただいまから地域交流・県土整備常任委員会を開催いたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案一覧及び執行部提出による議案の説明趣旨、「請願・陳情に対する現状と対策」を配付しております。

これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可します。

○酒井委員＝おはようございます。県民ネットの酒井幸盛でございます。

本日はよろしくお願いいたします。

まず、第一問目ですけれども、「第五回名護屋城大茶会×出張！お城ＥＸＰＯ」についてお尋ねをいたします。

十一月二十三日、二十四日に県と唐津市が開催いたしました「第五回名護屋城大茶会×出張！お城ＥＸＰＯ」には多くの人が来場いたしまして、大いににぎわった大茶会であったと思っております。地元の議員といたしましても、県が大規模かつ継続的な仕掛けをされたことに感謝をいたしております。まず、本当にありがとうございました。

今年は名護屋城跡並陣跡の特別史跡指定七十周年に当たるため、六月の常任委員会で文化課長に、九月議会定例会では知事に名護屋城関連の一般質問をいたしたところであります。

県では、令和二年度から唐津市と一緒になって、「はじまりの名護屋城。」プロジェクトと銘打ち、名護屋城の歴史的価値やストーリーを磨き上げ、県内外からの多くの来訪や周遊を促す取組を進めてきました。この一環として、今年三月に開催された第四回名護屋城大茶会は歴史学者ビッグスリーによるトークショーが人気を博し、一万五千人という過去最多の集客となったわけでございます。名護屋城の価値や歴史上の意義が再認識され、日本だけでなく、世界中へのアピールにもつながり、もっと多くの人に訪ねてもらえそうだと期待が膨らみました。

さらに十一月四日には、特別史跡にも含まれる前田利家陣跡における五十年に一度と称される新たな発見について発表され、メディアやＳＮＳで全国的に大きな話題にもなりました。前田利家陣跡については、一九九一年から二〇〇一年度まで鎮西町教育委員会で調査をしており、自分も関わっていたため、今回の大発見をうれしく思っております。

こうした中で、十一月二十三日、二十四日に開催された「第五回名護屋城大茶会×出張！お城ＥＸＰＯ」には前年度を大きく上回る二万八千人もの人が来場され、プロジェクトは飛躍的に進んだと感じました。まだイベントが終わったばかりで整理ができていない事柄もあることは承知しておりますが、熱が冷めやらないうちに労をねぎらう気持ちを込めて質問をいたしたいと思っております。

それでは、次の点について伺います。

まず、来場者数についてお尋ねします。

今年の大茶会は二万八千人もの人でにぎわいました。そこで、次の点についてお尋ねいたします。

まず一点目は、集客に効果のあった取組はどのような工夫をされたのか伺います。

○南雲文化課長＝まず、酒井委員におかれましては、大茶会当日、現地まで駆けつけていただきましてありがとうございました。

今の御質問ですが、「第五回名護屋城大茶会×出張！お城ＥＸＰＯ」の開催日である十一月二十三日、二十四日の来場者数は史上最多の二万八千人でした。三月に実施した第四回と比べまして、一万三千人が増加したところでございます。

集客に特に効果のあったことは次の取組だと思っています。四つあります。

一つ目は、お城ファン向けのお城ＥＸＰＯ関連コンテンツでございます。

具体的に言いますと、大坂城や金沢城など全国各地や九州、佐賀県内から十九のお城が出展いたしまして、お城情報の発信や関連グッズを販売する「お城ＥＸＰＯ観光情報ゾーン」というのを設けました。さらに、歴史学者の中でも特にお城のエキスパートを招聘してのお城ＥＸＰＯトークというのも有料で開催しました。

二つ目は、学芸員がお城や陣跡の価値を分かりやすく解説する、初心者からコアなお城ファンまで楽しめるガイドも実施しました。

具体的には、名護屋城跡の石垣にフォーカスした「石垣に恋した学芸員と歩く名護屋城跡ガイドツアー」、さらに前田利家陣跡に関する新発見を現地で解説する「前田陣跡プレミアムガイド」、あわせてツーリズム協議会や名豊塾など地域のガイド団体が実施する「名護屋城ガイドツアー」や「太閤道散策ツアー」、「屏風絵ツアー」などにも、体制や内容を拡充してもらい、例年より多く来場したお城ファンのニーズを満たす取組になったと思っております。

さらに三つ目ですが、クイズラリーによる周遊企画、「太閤豊臣秀吉からの挑戦状」におよそ千人もの参加があったということも大きなところでございます。子供や子育て世代の好評を得て、会場に多数の子供たちの笑顔や歓声があふれるというこれまでにない名護屋城の新たな光景を見ることができました。

四つ目は、大茶会をハブにした周遊を狙った取組を行ったことです。六月定例議会でも酒井委員に御質問いただきましたが、その答弁で、今回はエリアと期間を拡大して実施すると、そこが重要なポイントであるというふうに申し上げました。名護屋城のみならず、唐津城や呼子、唐津窯元ツーリズムと広域的に連携し、また、二日間のみならず、十月三日から名護屋城で、十月十一日からは唐津城で企画展を開催するなど、エリアと期間を拡大して取組を行いました。

全体の効果をカウントすると、全体の五十九日間のトータルでは約八万人の集客及び周遊の効果がございました。特にサテライト会場でありました唐津城の有料エリアであります天守閣入場者数においては、同一期間で昨年度と比べますと五千四百九十六人、約二三％の増加がありまして、今回の取組の効果があったと考えております。

以上です。

○酒井委員＝ありがとうございます。これだけ二万八千人の人を集めるということは、本当にいろんな工夫をされたのが分かりました。

次には、集客に効果があったその要因はどのように分析をしてあるのか。ちょっと時間がないかと思いますけれども、今の段階でもし分析しておったら文化課長にお尋ねします。

○南雲文化課長＝近年、名護屋城の文化的価値へのシフトというものに取り組んでおりますが、それが功を奏し、名護屋城跡のお城としての価値についても飛躍的に脚光を浴び始めております。例えば、前回の大茶会の本丸トークショーなどにおきましては、歴史学者の平山優先生からは、名護屋城は「近世城郭遺構の至宝」ですとか、「奇跡の城」であるという評価をいただいていますし、同じく歴史学者の磯田道史先生からは、「安土桃山時代ではなく、安土肥前名護屋城時代と言ってもよい」というような、すばらしいコメントをいただいたり、メディアやＳＮＳでも広く発信いただいておりまして、全国的に高い注目を浴びるようになってきております。

こうした中で、今回「九州初」、「本物の城跡での開催は初」とうたいました「出張！お城ＥＸＰＯ」を開催しましたが、お城関連のコンテンツとしましては、名護屋城のお城としての価値と相まって、大きな効果を生んだと我々は考えております。

そして、先ほどクイズラリーの話をしました。「太閤豊臣秀吉からの挑戦状」というものを企画しましたが、それは名護屋城とか陣跡の価値をお城ファン以外の方々にも広く伝え、地域の歴史や文化に親しんでもらうために実施した周遊の企画ですが、特に子供たちや子育て世代といったお城ファンではないライト層の方々をターゲットとして、県内の全小学校に学校を通じて配布したものでございます。

結果として、その配布したクイズラリーの紙を持って子供たちが来場してくれたわけでございますが、それが特に大きな増加の効果として現れたものと考えております。

このように、お城ファンやライト層など徹底して顧客視点に立ったコンテンツ開発を行うとともに、各ターゲットの属性を踏まえたＳＮＳの活用などの広報も非常に丁寧に実施しておりまして、それらの的確なマーケティング戦略が寄与して、想定を上回る来場者を獲得することができたと考えております。

以上です。

○酒井委員＝本当に忙しい中にこれだけの分析をしていただいております。次の茶会につながるように生かしていただきたいと思っております。

次は、前田利家陣跡の発掘の成果についてお尋ねします。

「はじまりの名護屋城。」プロジェクトとして、名護屋城跡並陣跡の利活用検討事業に取り組まれておりますが、先日の「第五回名護屋城大茶会×出張！お城ＥＸＰＯ」においても、前田利家陣跡での新発見を紹介するプレミアムガイドに私自身も足を運んだわけですけども、大変なにぎわいであったわけでございます。昨日、またこの本委員会で現地視察も行ったところでありますが、次の点についてお尋ねをいたします。

まず一点目は、前田利家陣跡の発掘調査のこれまでの経緯をお尋ねします。文化課長にお願いします。

○南雲文化課長＝経緯ですけれども、鎮西町の教育委員会については委員のほうが詳しいと思いますので、それ以降の二〇〇〇年度以降についてですが、名護屋城博物館が主体となりまして、二〇〇六年度にかけて丘陵西裾主体部一帯の発掘調査を行っております。庭園関連遺構、いわゆるおもてなし空間を発見するとともに、丘陵西裾主体部の虎口南側の石垣を修理しております。

二〇二四年度には資源エネルギー庁からの交付金の採択を受け、学術調査だけではなく、陣跡周遊のコアポイント、ひいては地域振興の好循環を創出することを目的に入れた前田陣跡の令和六年から令和十年の整備計画を策定しております。

二〇二五年には、前田陣跡丘陵部一帯の踏査と概略図作成を行ったことで、全体的な基本構造が判明しました。また、丘陵西裾主体部への導入部――枡形土橋と言われるものですが――の発掘調査によって、規模や構造などが判明しております。

こうした成果と合わせて堀の可能性が高い遺構を発見したことなどを発表し、全国的な話題になったところでございます。

以上です。

○酒井委員＝ありがとうございます。前田利家陣跡の発掘調査の経緯については本当に分かりました。

次は二点目ですけども、日本全国から約百六十を超える戦国武将、また、大名の多数の陣跡の中でも、どうして前田利家陣跡を整備をしているのかお尋ねします。

○南雲文化課長＝歴史的なストーリーや遺構の発掘など、前田利家の陣跡には非常に多くの魅力がそろっています。それに加えまして、そもそも前田利家の知名度の高さや、陣跡の立地そのものも非常に魅力のある条件となっておりまして、そういったことから、周辺の陣跡の周遊へのきっかけとなるモデル陣跡

となるんではないかとしまして整備することといたしました。

例えば知名度について言えば、皆様御存じだと思いますけれども、前田利家は加賀百万石の祖として知られる大名でございまして、五大老の一人として秀吉の政権下においても重要な役割を担った人物でございます。そういった観点で非常に知名度も高く人気の高い人物でございます。

先ほども申し上げた立地についても、名護屋城から非常に近くて、かつ百五十の陣跡の中心的な場所に位置しております。

そして、現代的な視点から申し上げますと、道の駅「桃山天下市」にも隣接してアクセスがよいため、周遊のスタート地点として期待ができるところでもございます。

そして、歴史的なストーリーについて言えば、豊臣秀吉が訪れ、そこで茶会をしたり、明国の使節団が訪れたなどの歴史的にも重要な場所として語られるところでもございます。

遺構としても、「館」部分が発掘されたり、詳しく言えば、御殿や庭園、茶の湯に関するおもてなし空間などの特徴的な遺構も見つかっております。

こうしたほかに見られない価値を生かして今後の文化観光や地域振興の推進力となるよう、前田利家陣跡を磨き上げていく予定でございます。

以上です。

○酒井委員＝ありがとうございました。前田利家の陣跡の磨き上げということの整備ということでございます。

次は三点目ですけれども、改めて前田利家陣跡の今回の発見はどういうものなのか、文化課長にお尋ねします。

○南雲文化課長＝前田利家陣跡に名護屋城付近の陣跡の中で最大の堀と見られる遺構が発見されたというのが最も大きなトピックかと思っております。

「陣」は、本来、簡易的、短期的なものでございますが、前田陣の堀の幅は姫路城と同程度の巨大なものと見られ、専門家から、「これは陣というより、まるで城である」というふうに評価されております。

こうした巨大な堀が存在するのは、名護屋城付近の陣の中で前田利家陣跡と徳川家康陣跡のみでございまして、前田利家が徳川家康と並び豊臣政権下において別格の力を持っていたことを示す貴重な遺構であると考えております。

このことから、今回の新発見は五十年に一度とも言える特筆すべきものであると捉えております。

以上です。

○酒井委員＝ありがとうございます。新発見について貴重な遺構であるということですけども、前田利家陣跡の新発見について効果的にやっぱり伝えていくことが必要じゃないかと思いますので、どのような工夫をされたのか、文化課長にお尋ねします。

○南雲文化課長＝十一月四日にお城ファンを中心に、全国的な知名度と人気を誇る城郭考古学者である千田嘉博先生、歴史学者の平山優先生をお招きしたメディア向け発表会を企画しました。そこで「陣というよりまるで城」という分かりやすい、取り上げられやすいキャッチコピーをつくりまして、インパクトのある発信を実施したところでございます。

以上です。

○酒井委員＝効果的に工夫されたとは思いますが、その工夫がどのような結果につながったのか、文化課長にお尋ねします。

○南雲文化課長＝そのような取組を行ったことによりまして、県内外のテレビ、新聞など十社のメディアが取材に来ていただきました。最大の堀や「おもてなし空間」まで備えた、「まるで城」のような立派な陣であった内容とともに、抜群の人気を誇る歴史学者が発表したことによりまして、テレビ、新聞、ウェブサイト、ＳＮＳなどを通じ、全国的な話題となりました。

多くの記事やニュースになったばかりでなく、例えば、ＮＨＫさんでは、発表後の追跡取材も実施していただきまして、特集コーナーまで制作いただき、十二月四日には佐賀版で、本日十二月十日の朝には九州・沖縄向けに放送されるなど、その価値の発信に大きく貢献をしていただきました。

また、このメディア向け発表会は、約三週間後の大茶会や大茶会当日に行いました前田陣跡現地での一般参加者向けの有料プレミアムガイドのＰＲを兼ねたものでございました。全国的な話題となったため、この有料のプレミアムガイドは二日間で二百十五名という多くの方々が参加いたしまして、お城ファンの大きな熱気に包まれたという状況でございました。

名護屋城ではなく一つの陣跡がこのようなお城ファンを引きつけるということはこれまでなかったように思います。今回このような新しい変化が有料の観光コンテンツとなることを示すことができたことも、ある意味大きな発見でございました。

さらに加えて言えば、全く新しい資源を投入するのではなく、学芸員が調査結果を解説するという現状的な業務に一工夫を加えることによってもマネタイズができるということを示したことは、佐賀県の文化ツーリズム創造の観点で非常に画期的なことであったと考えております。

今回の新発見をきっかけに、これからも前田陣跡の発掘の成果に注目していきたいという歴史ファンも多くおりまして、今後も新しい変化が人を引きつけるコンテンツになる可能性を見逃さずに、タイムリーなコンテンツの創造や進化を行いたいと考えております。

以上です。

○酒井委員＝ありがとうございます。

やっぱりいろいろ工夫をされて、結果が効果的にされておると思っております。

次は、「第五回名護屋城大茶会×出張！お城ＥＸＰＯ」の成果についてお尋ねします。

私も今年の大茶会に参加し、集客を肌で感じたところであります。様々な成果が見えてきたことと思います。

そこで、大茶会全体ではどのような成果があったのかについて、文化課長にお尋ねします。

○南雲文化課長＝まず、唐津市や地元の団体など、関係者の皆様のおかげでもありまして、たくさんの成果を上げることができました。この場をお借りして感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。

そして、今回の「名護屋城大茶会」は、「出張！お城ＥＸＰＯ」とのコラボ開催によりまして、コンテンツの拡充などにより期間を二日間としました。この拡大版の試みを成功させられたことがまず一つの成果かなと思っております。

さらに、少し客観的なデータを見ていきますと、来場者アンケートでは九四％が満足、やや満足と回答いただきました。そして、初参加は全体の約六九％でございました。五回目で六九％ということでございますので、お城ファンという新しいターゲットが集客できたものと考えております。

そして、県外からの来場者です。約五割強が県外からの来場者でした。そして約三割が宿泊をされております。また、飲食やお土産などの消費も、得られたデータから分かっておりまして、大きな経済波及効果があったと把握しております。

さらに、特筆すべき成果としましては、多くの来場者があったということに加えまして、むしろ来場者にお金を使っていただくコンテンツを戦略的に創造し、前回から大きく拡充できたことのほうが、今回のより特徴的な成果だと考えております。前回の有料コンテンツは十一個でした。今回はさらに増加させ十八個にしております。

少し補足しますと、二回前の令和五年度は有料コンテンツが六個でした。それを考えていきますと、今回、主要なコンテンツはおおむね有料で開催させていただきまして、さらに値づけについても、マーケティングの視点を持ちながら、価値あるものについては安売りすることなく、値上げをするなど、適正な値づけの方向に努めたことが大きなポイントであると考えております。

また、お城ＥＸＰＯは、他の開催地では大体、体育館のような場所で実施するのが常でございます。本物のお城そのもので開催するのは名護屋城が初めてでございまして、そのお城そのものの価値を徹底的に活用したコンテンツをつくったことも特徴的で、先ほど申し上げました石垣ツアー、前田陣プレミアムガイドなど有料のコンテンツを新しく創造したことを含めて、お城や陣跡などを巡る有料のガイドツアーを用意しました。

そしてあわせて、お城関係の有料講演会、さらに文化関係の呈茶、能などの文化体験などのコンテンツを各種提供しまして、大茶会に直接ひもづいている購買だけでも、我々がデータで把握しているだけでも、個人や団体客を対象に合計約一万五千人もの方に購入いただいております。

さらに、名護屋城博物館のミュージアムショップを今回リニューアルしました。飛躍的に拡充しました。新たな陳列棚を設置しまして、見やすく、買いやすい売り場づくりとしました。

そして、新規グッズの開発、販売の効果に加えまして、既存の図録やグッズの商品価値も上げて、購買意欲を大きく刺激したことが功を奏しまして、十一月二十三日、二十四日の二日間のみで約六十八万五千円、従来でいきますと二カ月分の売り上げを二日間で達成しました。

もちろん、名護屋城に関する「文化ツーリズム」としては、昨年度は日帰りツアーのみ三本を造成しましたが、今年度は東京、名古屋、大阪、広島、福岡発着の宿泊付きツアーを含む八本の新しいツアー商品を造成しました。

名古屋城が持つ唯一無二の文化資源を源泉に文化観光コンテンツを創造し、販売、催行を図り、県内のほかのエリアへ周遊することにもつなげましたので、大きな経済波及効果を含む好循環を創出できたと考えております。そういった「文化ツーリズム」についても、さらなる推進がスピーディーにできましたし、大きく前進させられたと考えております。

ちなみに、このツアーの創造は、外部の旅行会社などへの県負担はゼロ円でございまして、むしろ我々の有料コンテンツを販売しておりまして、県は収入のあるスキームとなっております。

以上です。

○酒井委員＝ありがとうございました。

本当に成果のあった大茶会じゃないかと思っております。

有料にして、これだけ二万八千人の多くの方が来ていただきました。地元議員としても本当にうれしく思っております。これをさらにまた望みたいわけですけれども、今後についてお尋ねをいたします。

冒頭にもお話ししたとおり、九月議会定例会の一般質問で、知事に「肥前名護屋城を世界の歴史に」という考え方への知事の思いについて質問をいたしました。知事からは、世界の肥前名護屋城を実現していくとの力強い答弁をいただいたわけでございます。

そのときの答弁は、お茶や能など、日本文化の発展の原点である名護屋城は驚くべき文化的な価値があり、世界に十二分に通じるものがあると確信し、その文化的側面に光を当てる方針に転換したと。また、豊臣秀吉の拠点として築かれた城で全体的な遺構を見ることができるのは名護屋城のみであり、「近世の城郭遺構の至宝」とか「奇跡の城」と評価をいただいており、こうした価値を磨き上げる「はじまりの名護屋城。」プロジェクトを展開してきた。今年の十一月に開催する名護屋城大茶会では、「出張！お城ＥＸＰＯ」の誘致に九州で初

めて成功した。「はじまりの名護屋城。」プロジェクトをきっかけに多くの事業ができたのは、これからの楽しみにほかならないと。唐津全体、官民の皆様方の取組を複合的、重層的に展開して、名実ともに世界の肥前名護屋城、世界の唐津を実現していきたいと力強い答弁をいただいております。

このことを踏まえて最後に、今後、「はじまりの名護屋城。」プロジェクトにどのように取り組んでいくのか、文化課長にお尋ねをいたします。

○南雲文化課長＝名護屋城大茶会については、来年度も開催する方向で調整を進めているところでございます。今回、十一月の大茶会においても、歴史学者の中井均先生からは、「名護屋城は『近世城郭史の石垣技術のターニングポイント』である」という評価ですとか、お城好きとして知られる俳優の高橋英樹さんからは、「全国のお城の中でも名護屋城は『お城の原点』だ」と述べられて、「この本丸跡から見るこの景色、このすばらしさを見つけて城を造ろうと言った秀吉はすごい。周りにも広大な土地に陣屋があり、この規模は全国の城でほかには見当たらない」といったような力強い評価、コメントをいただくなど、名護屋城のお城としての価値にさらに光を当てることができたと考えております。

こうした名護屋城のお城の価値を生かした文化ツーリズムが、個人客や団体客にかかわらず、イベント時だけではなくて平時、日常的にも定着するように、日常的なコンテンツの定着化にも今後は取り組んでいきたいと考えております。

なお、九月議会でお答えしました世界を視野に入れたインバウンド対応については、五十以上の言語に対応する多言語デジタルガイドアプリ「Ｂｌｏｏｍｂｅｒｇ　Ｃｏｎｎｅｃｔｓ（ブルームバーグ・コネクツ）」の導入に向けて、十二月二日に県立の全博物館施設六館によるキックオフミーティングを実施しました。来年春頃のサービススタートに向けて各館で準備を既に進めておりまして、名護屋城でも新たなインバウンド施策をスタートすることを予定しております。

今回の大茶会は、「はじまりの名護屋城。」プロジェクトにとって大きな飛躍点となりました。全国的な注目度が高まり、地元も大変喜んでいただいておりまして、好循環が生まれております。このタイミングで「はじまりの名護屋城。」プロジェクトをより一層加速させ、名実ともに世界の名護屋城を実現するように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○酒井委員＝ありがとうございました。その意気込みで引き続きぜひ頑張っていただきたい。

以上で一問目の質問を終わります。

次に、二問目の「ツール・ド・九州」国際自転車ロードレース開催についてお尋ねいたします。

さきの九月議会で、二〇二六年の「ツール・ド・九州」への参加に向けて、「ツール・ド・九州開催準備事業費」の予算を要求され、可決されました。また、先月末には主催者から「ツール・ド・九州」二〇二六年大会の開催日程及び開催県が発表され、佐賀県では来年の十月十日の土曜日に福岡県との共催で開催されることが決まりました。

まだ県内での開催地やコースは正式には決まっていませんが、県では唐津市鎮西町の波戸岬周辺をスタートし、上場地区を周回した後、唐津市市街地、虹の松原を通り、福岡県糸島市へ抜けるコースで調整していると聞いております。

「ツール・ド・九州」は、九州の経済界と行政が協力しながら開催している国際自転車競技連合公認のサイクルロードレースとして世界のトップチームも参加する大会であり、このような大会が私の地元である鎮西町を含む唐津市で開催されることを大変喜ばしく思っております。この佐賀県唐津市での開催を

県内外の多くの方に知っていただき、わくわく感を持って大会開催を迎えていただきたいと考えております。また、この大会を通じて、唐津市の魅力を広く発信してもらいたいと考えております。

一方、大会当日は交通規制が行われるとのことで、地元の住民、また関係者の皆さんの協力が必要になると思っております。丁寧な説明も必要になってくると考えております。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

まず一点目は、これまでの開催状況についてであります。

これまでの「ツール・ド・九州」の開催状況、また開催県や出場チーム、観客数、それから経済効果はどのようになっているのかをＳＳＰ推進局政策企画監に伺います。

○片渕政策企画監＝「ツール・ド・九州」は、九州各県と経済界から成ります九州地域戦略会議で開催が決定をされまして、国際自転車競技連合、アルファベットの三文字でＵＣＩと呼ばれておりますが、ＵＣＩ公認のサイクルロードレースとして、二〇二三年から毎年十月の三連休を含む四日間の日程で開催されています。

２０２３大会、２０２４大会の二大会は福岡、熊本、大分の三県で開催されまして、三回目となった今年の２０２５大会から新たに長崎、宮崎の両県が参加し、開催県は五県に拡大しています。

出場チームとしては、２０２５大会では、世界トップのＵＣＩワールドチームの二チームを含みます全十八チーム、百六名の選手が参加しております。

観客数につきましては、２０２５大会全体で速報値で十万六千五百人、経済効果については現時点ではまだ発表されておりません。

なお、２０２４大会全体では観客数が十万一千人、経済波及効果については二十六億四千九百六十万円と推計されております。

以上です。

○酒井委員＝ありがとうございました。開催県や出場チームについては今報告がありました。それから観客数、経済効果についてはまだ出ていないということでございます。

そしたら次は、大会参画の経緯についてお尋ねをいたします。

どのような経緯で来年の大会から参画することになったのかをお尋ねします。ＳＳＰ推進局政策企画監に伺います。

○片渕政策企画監＝「ツール・ド・九州」は、九州各県と経済界が一体となって取り組みます官民広域連携プロジェクトの一つでありまして、参画については以前から検討してまいりました。佐賀県での開催を考える中で、今回、レースを通じて波戸岬、唐津から糸島、福岡都市圏へつながる海沿いの美しいエリアを一体的に国内外にＰＲするチャンスと考え、国スポ・全障スポの終了により、人員面でも対応可能という判断もあり、来年の２０２６大会から参画することとしました。

以上です。

○酒井委員＝ありがとうございました。経緯については、来年から参加するということでございます。

次は、大会開催の周知、または機運醸成についてお尋ねをいたします。

大会の開催をわくわく感を持って迎えてもらいたいと考えていますが、佐賀県開催の周知及び機運醸成については、これまでどのような取組を行ってきたのか、また、今後どのように取り組んでいくのかを、ＳＳＰ推進局政策企画監に伺います。

○片渕政策企画監＝今回、県内では初開催となることから、まずは多くの人に大会のことを伝え、興味を持ってもらう取組が大事であると考えております。

これまでの取組としては、唐津くんちの開催に合わせまして、十一月三日に、

唐津市役所前に大会のイメージカラーである黄色を基調としたブースを出展し、チラシの配布やプロモーション活動を行いました。この際、単に大会開催を伝えるだけではなく、自転車競技に興味を持ってもらうために、今年、２０２５大会の「ツール・ド・九州」にも参加したプロチームによる「バーチャルサイクリング体験」も開催し、多くの方にロードバイクの楽しさを体験していただきました。また、十一月二十三、二十四日に開催されました「名護屋城大茶会」においても、チラシの配布によりＰＲ活動を行いました。

今年度において、今後、「さが桜マラソン」などの各種イベントでＰＲブースを出展したり、新聞広告、ルート・グランブルーを中心とした唐津の海など、コースの魅力を前面に打ち出す動画の制作、配信などを行ってまいります。

以上です。

○酒井委員＝ありがとうございました。やはり大会が今度初めてですから、興味を持ってもらうということと、先ほど言われましたように、唐津くんちとか、それとか、この前の大茶会等で周知をしていったということでございます。ありがとうございました。

次は、コースや交通規制の調整状況についてお尋ねします。

佐賀県内のコース設定や競技実施のための交通規制の調整状況、今後のスケジュールはどのようになっているのかを、ＳＳＰ推進局政策企画監に伺います。

○片渕政策企画監＝県としては、大会の開催を通して、世界的ダイバー、ジャック・マイヨールが愛した唐津の海を望むルート・グランブルーをはじめとして、唐津エリアのすばらしさを効果的に発信したいと考えております。

このため、コース設定については、波戸岬をスタートし、ルート・グランブルーを含む上場地区を周回し、唐津城、虹の松原を通り糸島に向かうコースで大会事務局や福岡県と調整しており、今後のスケジュールとしましては、来年五月に詳細なコースが決定されることとなっております。

競技実施のための交通規制については、県警本部にもコース案を共有しており、今後、コース設定の中で詳細を調整してまいります。

以上です。

○酒井委員＝ありがとうございました、やはり地元の説明が一番大事ではないかなと思っております、こういうふうな大会についてはですね。そして、コースについても今言われましたように、波戸岬をスタートして、唐津を通って福岡までということでございます。

そうした中で、最後になりますけれども、今後の取組についてお尋ねいたします。

大会を通して唐津市の魅力を発信されることを期待しておりますが、大会開催に向けて、県は今後どのように取り組んでいくのかを、ＳＳＰ推進局政策企画監に伺います。

○片渕政策企画監＝今後の取組につきましてですが、「ツール・ド・九州」は競技としての国際自転車ロードレースの開催にとどまらず、唐津エリアの持つすばらしさを国内外に発信する大きなチャンスです。

ルート・グランブルーは、唐津が誇る美しい海岸線をＰＲする象徴的な道であり、ジャック・マイヨールが愛した唐津の海を舞台とすることで、多くの人にそのすばらしさを伝えることができると考えております。

特に今回、福岡県との共同開催を通じて、福岡都市圏から見たときに、糸島のその先に唐津というすばらしいエリアがあるということを広く知ってもらうことができます。

大会開催に向けては、「ツール・ド・九州」の開催を通じて自転車ロードレースの迫力や楽しさを伝えることはもちろん、大会を契機に、唐津の本物のすばらしさを発信し、観光誘客の促進など幅広い分野への取組にも広がり、ひいては唐津、そして、佐賀県の飛躍につながるよう、大会の盛り上げに向けてしっ

かりと準備をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○酒井委員＝ありがとうございました。その意気込みで引き続きぜひ頑張っていただきたい、二問目の質問を終わります。

次は、三問目の県内の土砂災害防止対策についてお尋ねいたします。

近年、線状降水帯などによる豪雨災害が激甚化、頻発化しており、全国各地で多くの土砂災害が発生しております。特に九州は線状降水帯や台風の常襲地帯であり、今年も六月上旬に鹿児島、八月上旬には福岡、長崎、熊本、大分、鹿児島県で線状降水帯が発生いたしており、記録的な雨量を観測したところでありますが、中でも八月六日から十二日にかけては、福岡県宗像市、熊本県玉名市、鹿児島県霧島市などにおいて、土砂災害による甚大な被害が発生いたしております。

佐賀県では幸いにも今年度は大きな被害はなかったですけれども、過去には令和元年、令和三年及び五年の豪雨において、県内で多くの土砂災害が発生し、特に令和五年七月の九州北部豪雨では、唐津市浜玉町で土石流により尊い人命が奪われたことは本当に残念であります。このようなことを二度と繰り返さないためにも、早急に土砂災害対策が必要であると思っております。

今後も地球温暖化に伴う気候変動の影響により、過去に経験したことのない災害の頻発が予想される中で、県内には土砂災害リスクが高い地域がまだまだ多く残っております。不安を抱いている方々が多くおられます。

土砂災害は一たび発生すれば、瞬時に人命と財産に直接的に深刻な影響を及ぼすことになることから、県民の方々が安心して生活を送ることができるように、早期に土砂災害対策を進めていくことが重要であると思っております。

そこで、次の点についてお尋ねいたします。

土砂災害危険箇所についてですが、県内には土砂災害の被害を受けるおそれがある土砂災害危険箇所は何カ所あるのかを、河川砂防課長にお尋ねします。

○中原河川砂防課長＝土砂災害危険箇所については、土石流危険渓流、地滑り危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の三つがあります。

平成十四年に公表いたしました土砂災害危険箇所は、土石流危険箇所が三千六十八カ所、地滑り危険箇所が二百カ所、急傾斜地崩壊危険箇所が六千二百六十六カ所となっており、合わせて県内に九千五百三十四カ所があります。

以上でございます。

○酒井委員＝やはり危険箇所が多くあるようでございます。

次に、土砂災害危険箇所の整備状況についてですが、県民の人命と財産を守っていくためには、砂防ダムや地滑り防止対策施設、急傾斜地対策施設などのハード整備が有効であると考えております。

県内の土砂災害危険箇所における整備状況はどのようになっているのかを、河川砂防課長にお尋ねします。

○中原河川砂防課長＝土砂災害危険箇所のうち、被害想定区域内に人家が五戸以上、または官公署、学校、病院、社会福祉施設などの要配慮者利用施設が存在する三千六百十カ所を要対策箇所として優先的に整備を進めているところです。

このうち、土石流対策として砂防ダムの整備、崖崩れ対策として擁壁工やのり面対策工、地滑り対策として排水ボーリングの設置などの土砂災害防止対策について、令和六年度末までに千三カ所で整備が完了しているところです。

今年度も引き続き、県内五十八カ所において土砂災害防止対策を実施しており、今年度末までに八カ所を完成する予定であります。

以上でございます。

○酒井委員＝ありがとうございます。やっぱり三千六百十カ所もの多くの整備箇所があります。

次は、土砂災害の発生状況についてですが、土砂災害対策の事業が進められている中で、近年における県内の土砂災害の発生状況はどのようになっているのか、河川砂防課長にお尋ねします。

○中原河川砂防課長＝近年の土砂災害の発生状況につきましては、平成二十九年度までは毎年七件程度でありましたが、佐賀県で初めて大雨特別警報が発表されました平成三十年度以降は、平成三十年度に十七件、令和元年度で七十六件、令和三年度で五十五件、令和五年度で九十件と多くの土砂災害が発生しています。

令和五年七月の豪雨では、佐賀県に線状降水帯が発生し、唐津市浜玉町地区では、四日間で総雨量が四百五十ミリを超える雨が降り、七月十日の朝には大規模な土砂災害、土石流が発生いたしまして、三名の方の貴い命が失われたところです。

以上でございます。

○酒井委員＝ありがとうございました。やはり毎年多くの災害発生状況があっております。

次に、唐津市浜玉町の今坂川第三災害関連緊急砂防事業についてお尋ねします。

令和五年七月九州北部豪雨で、土砂災害が発生した甚大な被害となった唐津市浜玉町では今坂川第三災害関連緊急砂防事業が行われていますが、工事の進捗状況と今後の予定はどのようになっているのかを、河川砂防課長にお尋ねします。

○中原河川砂防課長＝唐津市浜玉町平原地区では、令和五年七月豪雨で土石流が発生し、三名の方が亡くなり、家屋全損二戸と甚大な被害が発生しております。

これを受け、令和五年八月に、今坂川第三災害関連緊急砂防事業に採択をされまして、現在、砂防ダムの建設を進めているところでございます。令和五年九月から測量、設計を行い、令和六年七月に工事に着手し、令和七年八月に砂防ダムの本堤、これが高さが十三メートル、長さが四十八・五メートルが完成したところです。

現在、本堤下流の副堤の整備を進めており、その後さらに下流の取り付け水路の整備を進めていく予定をしています。

以上でございます。

○酒井委員＝ありがとうございました。私がちょっと疑問に感じ取ったのは、この委員会でもこの前、今坂川第三災害関連緊急砂防事業の現場に行っていろいろと勉強させていただきましたけども、そのとき私が思ったのは、これは令和五年七月の豪雨災害でこの今坂川第三災害関連緊急砂防事業が行われておるわけですね。私は記憶の中では、四、五年前に、上のほうに、考えたら第一になるのかな、砂防ダムを造ってあるですもんね。そして、下にまた第二ですか、造ってあるんですよね。そして、何でこういうような災害に今坂川が遭われたのかなと。上流のほうに砂防ダムを造っておって、何で下流のほうに災害があったのかということで、ちょっと私、疑問を感じたもんですから、その辺をちょっとよろしくお願いします。

○中原河川砂防課長＝今ちょっと委員のほうから御質問がありました、上流に砂防ダムがあるのに、どうして今回、今坂川の第三、そちらのほうで災害が起きたのかということについて御説明いたします。

今坂地区においては、そういった土石流が発生する危険箇所というのがたくさんありまして、今坂川一号の堰堤というのが平成元年度に竣工をしております。その下にもう一つ、今坂川第一のまた砂防堰堤というのが、令和四年度に竣工をしているところです。その二つにつきましては、同じ渓流で整備が行われているところです。

今回起きました今坂川の整備をしている第三というのは、渓流が少し違う渓流であります。地区としては同じ地区ですけれども、違う渓流の今回砂防被害が起きたということで、前回平成元年度と令和四年度に竣工した渓流とは違う渓流ですので、今回の新しい地区、土石流が起きたところは、既にできた砂防の直接効果がないところでございました。

以上でございます。

○酒井委員＝渓流が違うということですね。分かりました。

最後に、今後の土砂災害防止対策の取組についてですが、地球温暖化に伴う気候変動の影響により災害が激甚化、頻発化している中で、土砂災害防止対策に今後どのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。河川砂防課長にお尋ねします。

○中原河川砂防課長＝近年の気候変動による豪雨災害の激甚化、頻発化により、県内でも土石流が発生し被害が発生しているため、着実に土砂災害防止対策を進めていく必要があります。

砂防施設の整備など、ハード対策につきましては、「緊急性」、「必要性」、「効果」などの観点から総合的に判断し、優先度の高いものから実施をしてきているところでございます。

まずは、県民が安全に安心して暮らせるよう、現在実施しているハード整備を着実に進め、早期完成を目指すとともに、優先度の高い箇所から順次整備を進めていくこととしています。

一方、ハード整備を進めるもののまだまだ整備が必要な箇所が多く残っており、施設整備には多くの時間や予算が必要であります。このため、土砂災害のおそれがある区域を明らかにし、住民など周知し、早めの避難行動を取ってもらうため、土砂災害警戒区域として一万二千九百九カ所を指定して公表しているところです。

さらに、令和七年六月には、高精度な地形情報を活用し抽出した、新たに土砂災害のおそれがある箇所四千六百八十七カ所について土砂災害警戒区域の指定を待つことなく公表したところでございます。

現在、その四千六百八十七カ所のうち、令和七年度までに約二千三百カ所の基礎調査が完了する予定であり、今後、市町と調整しながら土砂災害警戒区域の指定及び公表を進めていく予定です。

また、災害が発生しそうなときは、的確な情報に基づき、地域に応じた避難行動を早め早めに取ることが大切であります。このためテレビ、ラジオ、インターネット、「防災ネットあんあん」などにより、住民へ土砂災害警戒情報を提供しているところです。

県としては、県民の安全・安心な暮らしの実現に向け、「命を守る」ことを優先的に、ハード、ソフトと一体となった土砂災害防止対策にしっかり取り組んでいくこととしています。

以上でございます。

○酒井委員＝ありがとうございました。その意気込みでぜひ頑張ってください。

次は、四問目の「地域の」「地域による」「地域のための」地域交通を持続可能なものとするための取組についてお尋ねをいたします。

地域が地域交通を支えることで、地域交通は地域を支えてくれる。地域住民が乗ることで地域交通が支えられ、地域交通があることで地域住民の生活が支えられている。コミュニティーバスやデマンドタクシーといった地域交通は、買い物や病院の通院、また、学校の通学、会社の通勤などの暮らしを支え、誰もが気兼ねなくお出かけできる社会を実現するための大切な移動手段であると思っております。

しかし、私の地元である唐津市、玄海町の地域の方々からは、「家からバス停

までが遠かばい」と、「運転免許証を返納したばってん、病院とか買い物が不便ばい」と、「送迎をお願いできる家族もいない」といった多くの声をお聞きします。特に高齢者にとっては生活の質に直結することから、将来にわたって暮らしを支える地域交通を確保していくことは重要であると考えます。

今後、高齢化が進み、運転免許証の返納等により移動がままならない高齢者が増えていくことなども考えれば、暮らしを支える地域交通を将来にわたって持続可能なものとする取組を着実に進めていくことが必要であると思っております。

こうした中で、地域交通を持続可能なものにしていくためには、中長期的な視点で運行形態の見直しをしたり、駅やバス停までの、いわゆるラストワンマイルの移動手段にどう対応していくのかが重要であると思っております。

そこで、次の点について伺います。

課題認識について伺います。

県内のコミュニティーバスやデマンドタクシーといった地域交通における課題はどのようなものと認識しておるのかを、地域交通システム室長に伺います。

○江口地域交通システム室長＝コミュニティーバスやデマンドタクシーは、その地域で暮らす方々の買い物や通院などの暮らしの移動を支えており、生活になくてはならないものでございます。しかし、利用が低迷している路線や区域があること、また、燃料費や人件費が高騰し、運行に係る市町の財政負担が増していること、こういったことが課題であると認識しております。

以上でございます。

○酒井委員＝課題、認識については分かりました。

次は、運行状況についてお尋ねをします。

県内のコミュニティーバスやデマンドタクシーの運行状況はどのようになっているのかを、地域交通システム室長に伺います。

○江口地域交通システム室長＝県内全ての市町におきまして、コミュニティーバス、またはデマンドタクシーが運行されております。

具体的には、コミュニティーバスは十八市町で、デマンドタクシーは十三市町で運行されております。市町によって運行形態が異なっておりますのは、地域の実情やニーズに合った運行形態をそれぞれの市町や地域で考えてつくり上げているからであると考えているところでございます。

以上でございます。

○酒井委員＝ありがとうございました。

そうすると、市町の取組についてお尋ねをいたします。

これまでの取組についてであります。

市町では、地域交通を持続可能なものとするためにどのような取組が行われておるのかを、地域交通システム室長に伺います。

○江口地域交通システム室長＝県内では、コミュニティーバスやデマンドタクシーを持続可能なものとするために、市町や地域の方々が主体となり、試行錯誤しながら、地域の実情やニーズに合ったものにつくり上げていくことに加えまして、既にあるものも見直しを続け、また、利用の促進を図られてきたところでございます。

例えば、大町町におきまして、これはコミュニティーバスにつきましてですが、コロナ禍で運行をスタートしたこともございまして、利用が伸び悩んでおりました。利用促進の取組としまして、無料デーによる乗るきっかけづくりを実施されました。さらに白石高校商業科キャンパスの高校生に対して、利用が少ない便を下校時に利用してもらうようＰＲするなどによりまして、利用者の増加につながったところでございます。

また、唐津市や玄海町におきましては、路線バスやコミュニティーバスなどを再編しまして、ＡＩを活用したデマンドタクシー「チョイソコからつ」や「の

るーと玄海」が運行されております。この取組によりまして、利用したい時間に自宅近くの場所で乗り降りが可能となったことで利便性が向上し、さらに事前に予約して乗り合うことや、ＡＩを活用することで効率的な運行につながっております。

以上でございます。

○酒井委員＝ありがとうございました。市町の取組については分かりました。

それでは、現在、市町では、今後の地域交通を持続可能なものとしていくために、どのような取組が行われているのかお尋ねします。

○江口地域交通システム室長＝現在行われている取組についてです。

例えば、鳥栖市や基山町におきましては、現在、定時定路線のコミュニティーバスが運行されております。利便性の高い地域交通の在り方を検討するために、それぞれでＡＩデマンドタクシーの試験運行に取り組まれております。

また、みやき町におきましては、コミュニティーバスにつきまして、一部の路線での利用減少や、バス停まで遠い、都合のいい時間にバスがないといった課題に対応するため、デマンドタクシー導入を含めた再編に向けまして調査検討が行われております。

さらに嬉野市におきましては、路線バス廃止に伴う代替手段を確保するため、利用者の予約に応じて決まったルートを運行する乗り合いタクシーの試験運行に取り組まれております。

このように、地域交通を持続可能なものにするため、市町や地域が主体となって停車場所を増やしたり、ダイヤを見直したり、コミュニティーバスからデマンドタクシーに形態を変えたりと、つくって終わりではなく、運行後も見直しが重ねられているところでございます。

以上でございます。

○酒井委員＝ありがとうございました。

地域交通をやはり持続可能にするためには、どうしても財政的なものが必要になってきます。

そこで、国や県の支援についてお尋ねします。

まず、公的資金の投入についてであります。

利用者だけでなく地域全体に恩恵を与えることから、国や県が公的資金を投入する必要があると思いますが、県はどう考えてありますか、地域交通システム室長に伺います。

○江口地域交通システム室長＝地域交通は、買い物、通院や通学、通勤など暮らしの移動手段としてはなくてはならないものであります。その地域で人々が暮らし続けるためには地域交通を持続可能なものにしていくことが必要でございます。

予算の制約がある中で、漫然と財政支援を行うのではなく、「利用の促進」や「運行の効率化」といった地域交通を持続可能なものとするための取組を支援していくことが必要と考えておりまして、国や県では様々な財政支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○酒井委員＝ありがとうございました。

次は、国の支援についてお尋ねをします。

国は、地域交通を持続可能なものとするためにどのような支援を行っておるのかをお尋ねします。

○江口地域交通システム室長＝国の支援でございますが、暮らしを支えるコミュニティーバスといった地域交通を持続可能なものとする取組に対しまして、国は一定の要件を設けた上でございますが、運行経費や車両購入に対する補助を実施しております。

さらに、「交通空白」の解消に向けて、例えば、デマンドタクシーを導入する

取組、また、官民連携してスクールバスを活用して移動手段を確保する取組、こういった取組に対しまして支援を実施しているというところでございます。

以上でございます。

○酒井委員＝ありがとうございました。車両の購入とか、そういうのに国の支援がありますということですけども。

それでは、県は地域交通を持続可能にするためにはどのような支援を行っておるのかお尋ねします。

○江口地域交通システム室長＝県は、新たな移動手段の導入や見直しに当たりまして、試験運行に必要な車両リース代に対する補助であるとか、デマンドタクシーに先ほども御答弁しましたＡＩ運行システムといったものを導入する費用の補助などを行ってございます。また、コミュニティーバスやデマンドタクシーの利用促進に取り組む市町に奨励金を交付しまして、市町の取組を後押ししておるところでございます。

さらに、財政支援に加えまして、人材育成や市町や地域に入って支援を行っているところでございます。

具体的には、市町においては、人員配置の関係などから、交通政策を担当している職員が専門的な知識習得の機会が少ないといった事情がございます。県主催で毎年三回程度研修会を実施しております。研修会では、参考事例の共有のほか、国の制度や支援メニューなどを紹介しまして、実務に役立てていただいております。

また県は、市町の交通会議に参画したり、市町をまたぐ路線バスの見直しにおきましては、必要に応じ、交通事業者や市町間の調整を行い、利用者への影響が最小限となるよう、対応策の検討を一緒になって考えているというところでございます。

以上でございます。

○酒井委員＝国の支援、また、県の支援については分かりました。

地域交通に対する今度は県の取組についてであります。

コミュニティーバスやデマンドタクシーといった地域交通を持続可能なものとしていくためにどのような改善策を提案し、その実現のためにどう取り組んでいくのかをお尋ねいたします。

○寺田地域交流部長＝お答えいたします。

コミュニティーバスとかデマンドタクシーといった地域交通でございますが、課長からも答弁いたしましたけれども、市町や地域の方々が主体となりまして、試行錯誤しながら地域の実情やニーズに合ったものにつくり上げていくということが大事だというふうに考えております。

そのためには、利便性という利用者の視点ですとか、それから事業者は、運転者、設備など経営資源の制約というのもございますので、そういった事業者の視点、それから、財政負担というふうな行政の視点といった、それぞれの視点を組み合わせながら考えていく必要があると考えております。

好事例として一つ御紹介いたしますと、例えば、吉野ヶ里町におきましては、既存のデマンドタクシーにＡＩシステムを導入して効率化を図られております。さらに、乗降場所が指定されておりましたのを自宅から目的地までドア・ツー・ドアで利用できるように見直しを行われたところでございます。その結果、一年間の利用者が一万五千人を超えて、見直し前の三倍となった事例でございます。

なお、吉野ヶ里町における自主的な財政負担は、この見直しの前後ではそんなに大きくは変わっていないというふうなことも伺っているところでございますけども、もちろん全く同じことが他の市町でそのままできるというわけではございませんが、こういった見直しを続けていくことがその地域での住みやすさにもつながっていくものと考えております。例えば、停車場所を増加したり

ですとかダイヤを改正したりというのは、そういったことにつながっていくんではないかなというふうに思っております。

県は、市町や地域住民の方々の声を聞いて地域の実情やニーズを把握するために、全ての市町の交通会議に参加させていただいております。こうした優良事例の情報共有なども行いながら、地域交通を持続可能なものとしていくよう、改善策を一緒になって考えていきたいというふうに考えております。

また、将来にわたって地域交通を持続可能なものにしていくためには、地域交通の置かれた課題に対して、今どのような見直しを行うのかといったようなことだけではなくて、先ほど委員からも中長期の視点という御指摘ございましたとおり、どのような地域交通をこれから目指していくのかといったような視点も、「将来の姿」を関係者と議論しながら共有していくことも必要だと考えておりますので、今後も引き続き、市町や地域に入りまして関係者の声を聞きながら一緒になって協議して、連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○酒井委員＝ありがとうございました。今言われましたような意気込みで引き続きぜひ頑張っていただきたいと思います。

終わります。

○冨田委員長＝暫時休憩いたします。副委員長と交代しますのでしばらくお待ちください。

午前十一時十八分　休憩

午前十一時十九分　開議

○古賀和浩副委員長＝委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○冨田委員＝委員長席を下りまして質問させていただきます。

一問目ですけども、事務手続等の誤りについてですが、ここ一、二年、事務手続のミスなんかがよく報告されてきまして、一番多いのはメールの誤送信が一番多いのかなということを感じていました。

そういった中で、今年に入り、佐賀県のほうから事務手続の誤りについて公表されている中で六月に諸経費の取り扱いの誤りがあったと。これは積算の誤りで、工事費の過大支出の案件だったように思っています。それから、十一月には、追加の調査をした結果、過大な支出があったとして、地域交流部で四件、それから農林水産部で十一件、県土整備部で十二件、過少支出として、農林水産部で二件、県土整備部で二件というふうなことになっております。

やはりこういった事務手続の誤りなんかで、今回の中では特に国庫返納金が出てきたり、また、加算金の納付ということになった事案があります。やはりこういった事務手続の誤りが県民の信頼を損なうことは当然ですけども、やはりこういった工事を請け負っている業者さんには特に信頼を大きく失っているんじゃないかと思っているところでございます。

そうした中で、こういった誤りをどうやってなくしていくのかが一番の課題かなと思っておりますので、その点についてお伺いをしたいと思っております。

まず初めに、具体的な積算誤りについての内容についてお尋ねいたします。

○野口県土企画課長＝工事費の積算を誤ったことによりまして、受注者への過大・過少支出と、これに係る国の交付金等の過大受け入れとなっておりました。

まず、過大支出について御説明いたします。

工事着工後、工期内の完了が困難となるなど、様々な現場条件が変更となり、設計変更において、一部の材料について施工を取りやめるなど、購入のみとなりました。その際に、本来、購入のみとなった材料には、工事を管理する諸経費などは積算に計上する必要がなかったところ、その経費を計上していたことから過大支出となったものです。

次に、過少支出について説明いたします。

県で購入した材料を受注者に支給し施工する際に、本来、工事を管理する諸経費などを積算に計上する必要があったところ、その経費を計上しなかったことから過少支出となったものです。

これらによりまして、県土整備部では、過大支出は十二件で約二千二百万円、国への返還額は約一千二百万円、過少支出は二件で約一千万円となっております。

以上です。

○冨田委員＝そこの積算の中で、やはり担当職員の何といいますか、そういった積算要領の誤りというか認識不足があったのかなという回答なのかなと思っておりますけれども、これはこれとしてまた後のほうで聞きますので、この事案の経過等はどうなっているのか、また何が原因と考えているのかについてお伺いいたします。

○野口県土企画課長＝本年六月三日に公表し、あわせて六月定例県議会でも御報告いたしました道路整備事業における工事費の過大支出の事案を受けまして、過去五年分の追加調査を行ったところ、同様の積算誤りが判明し、十一月十三日に公表を行ったものです。

事案の発生原因は、担当職員が工事の積算基準について理解が不足し、工事の積算において、諸経費の取り扱いを十分に把握できていなかったこと。また管理監督者である上司も諸経費の取り扱いまでチェックできていなかったことなどが原因と考えております。

以上です。

○冨田委員＝そういった原因が分かって、今後この原因に対してどのように対応していくのか、これについてお伺いいたします。

○野口県土企画課長＝事案の判明を受けまして、受注者に対して発注機関の所属長などが出向き、おわびするとともに、誤りの内容や金額を説明するなど、一つ一つ丁寧な対応に努めてまいりました。その結果、全ての受注者の方々から返還等について同意をいただくことができました。これを受けまして、本定例県議会に関連予算議案を上程しており、議決いただいた後、今回の事案に係る返還等の手続を行う予定です。

以上です。

○冨田委員＝業者さんとの和解はできたということですよね。

私もちょっとそういった行政経験があるので考えているんですけれども、和解ができたということは、それは業者さんの理解があってということでしょうから、それはそれでいいんでしょうけれども、発注する側、そしてまた業者さんは請け負う側ですね。請け負けというのが昔はよく言われていたんですけども、そういったことで、渋々になったのかなという感じもしないわけではないんですけれども、やはり今後こういったことがないようにやっていただきたいと思っております。

次にもう一点、事務手続の誤りも発生しています。

これは繰越手続だったのかなという、ちょっとニュアンスは私を持っているんですけれども、まずはこの具体的な内容についてお伺いいたします。

○江口道路安全推進室長＝この事務手続の誤りにつきましては、国道二百七号、嘉瀬橋におきまして、橋梁の点検により補修が必要になったことから、複数の財源を活用して、令和六年九月からＰ４橋脚の補修工事に着手しております。

本工事は、六年度内に予定をしていた工事が完了しなかったため、工期を令和七年度末まで延長をしているところでございます。

本来、令和六年度内に令和七年度までの繰越手続を行って、工事完了後、国庫を受け入れることとなっているところなんですけれども、今回の事案につきましては、通常と少し異なりまして、複数の予算を合併して発注した工事での前払い金を支出する際に、これらの複数の予算の中の一部の予算について、その全額を前払いとして支出してしまったということです。このことで当該予算の精算が完了し、事業も年度内に完了したものと誤認しました。

そのため、本来必要な一部予算の繰越手続を怠りまして、国庫補助金を受け入れてしまったものです。また、一部予算の変更交付申請手続もちょっと行っていなかったと。このため、令和六年度に受け入れていました国庫補助金のうち、多く受け入れていた約三千五百万円の返還とともに、そのうち既に完了実績報告の報告をしていた分につきまして、交付決定の取り消しに伴う加算金が約二百万円となっているところでございます。

以上です。

○冨田委員＝ある程度の流れは分かりました。

この案件で何が原因と考えているのか、これをやっぱり聞きたいと思いますし、今後、その原因に対しての対応をまとめて報告というか、お答えください。

○江口道路安全推進室長＝今回の手続の誤りにつきましては、職員の補助制度や事務手続への理解が不足していたという一つの点、また、土木事務所と本庁の情報共有が十分でなく、チェック体制が不十分であったということを考えております。

そこの原因の対応につきましては、手続の理解に関する現地機関での定期的な勉強会の開催、また情報共有につきましては、このように複数の予算を行った場合には、チェック体制を本庁と現地機関で行うなどの対応を行いたいと考えております。

以上です。

○冨田委員＝やはりチェック機能といいますか、一番には担当職員の勉強不足、それから部内でのそういった勉強会等の不足もしているのかなという感じがちょっとしますよね。

そういったところであるんですけれども、それで、この県土整備部の事案ですけれども、県財政に何か影響があったように私は思うんですけれども、財政的にどのような影響があったのかについてお尋ねいたします。

○野口県土企画課長＝県土整備部の事案によります県財政への影響といたしまして、積算誤りの事案では約一千二百万円、事務手続誤りの事案では約三千七百万円の合計約四千九百万円を国へ返還等する必要が生じています。

一方で積算誤りの事案では、受注者から過大支出と過少支出を相殺した約一千二百万円を返還していただく予定としております。これらを差し引きました約三千七百万円につきまして、県の一般財源により対応の必要が生じております。

以上です。

○冨田委員＝約三千七百万円ちょっとのお金が必要ということですよね。やはり今後、この再発防止が必要だと私も思いますし、本当に事務職員、技術職員、そういったところの研修が必要なんだというふうに思いますので、今後、こういった再発防止のためにどういうふうに取り組んでいくのか、再度お願いいたします。

○野口県土企画課長＝再発防止につきまして、今回事案の発生原因を踏まえ、県土整備部では、予算の適正な執行とチェック体制の強化を柱とした取組を進めております。

具体的には、一つに、定期的な勉強会の開催により、予算関係法令の遵守と積算基準の取り扱いについて、担当職員の理解を促進すること。二つには、工事の積算時に誤りやすいポイントを確認できるチェックシートを導入すること。三つには、工事積算システムを改良し、注意喚起の内容を表示するなど、ミス防止機能を新たに追加すること。四つには、予算管理システムの運用を改善し、入力方法や表示内容を見直すなど、予算管理のさらなる適正化を図ること、そして五つには、予算の執行管理に当たって、本庁と現地機関の情報共有を図り、必要に応じて二重の確認を行うなど、誤りを防ぐ仕組みを徹底すること、こうしたことに取り組んでいるところです。

これら取組によりまして、誤りの発生リスクは低減できると考えておりますが、重要なのは、現場の職員に至るまでこれら取組を周知徹底し、改善を重ね、継続して実施することで実効性を確保することと考えております。

引き続き、これら再発防止の取組を一つ一つ丁寧に実施し、港湾事業など地域交流部の業務を担当する現場の職員も含めまして、より一層適正な事務の執行に取り組み、県民の信頼回復に努めてまいります。

以上です。

○冨田委員＝やはり担当者の勉強不足が一番のようですので、ここはそういった勉強会を年に何回か開いてやっていく。そしてまた、これは市町も同じようなミスを犯す可能性がありますので、よければ市の担当者レベルも入れて、県の歩掛かり改定とか、そういったものとあわせて勉強会をされたほうがいいんじゃないかなと私なりに思うところでございますので、そういったこともよろしくお願いいたします。

それと、担当者のそういった勉強不足もあるんでしょうけれども、私も土木事務所に地元の要望等で行きますけれども、やはり年代のいびつ化とか、今の四十代ぐらいが一番少ないのかなという感じもしますし、そういった年齢構成の問題もあるのかなという感じもしています。特に若手が多いのかなという感じもしていますので、その辺も原因じゃないかなという感じはします。

また、いろんなミスが出てきたときに、やっぱりチェックリストとか、言葉では聞こえはいいんですけれども、チェックリストばっかり作ってしまって、これが本当に業務改善になるのかなと。ただ単に業務が多くなって、慣れていけばまたチェックミス、チェックエラーが出てきたりしますので、やはりそこは一人一人の職員のそういったスキルアップが大事じゃないかなというところも思っていますし、また、今、県民のニーズも多くて、職員の業務も大分増えているんじゃないかなと。やはり若手の方々だったら現場にということもなかなか相ならず、机につきっ放しで現場に出られないというふうなことも聞きますので、そこは現場と事務処理の関係をもう少し見直していくことも大事じゃないかと思っています。

これは一例ですけれども、地方自治法施行令の百六十七条ですね、これは契約の条項だと思うんですけれども、この随意契約の金額も、県では十月から二百五十万円が四百万円になったとか、やはりこういった下限の額を上げたりとかいうことも大事じゃないかと思っていますし、今のところ、県では新規事業について、現在、一千万円の評価をやっていると。こういった一千万円も、これについても多分、古川前知事時代の緊プロのときにできたんじゃないかなと思います。こういった金額も少し上げて事務量を減らすとか、そういったことも考えていく必要があるんじゃないかと私は思っていますけれども、この辺についてどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○野口県土企画課長＝事務手続等の誤りを防ぐためには、職員の業務量を適切に管理し、各業務に必要な時間を確保できるようにすることも大切と考えております。

各業務の中には、やり方を工夫することで見直しや省力化が可能なものがある一方、時間や手間をかけても丁寧に行うべきものがございます。予算管理や工事の積算、新規事業評価など、公共事業の適正な執行に重要となる業務につきましては、時間や手間を惜しまず、注意深く正確に取り組むべき業務と考えております。

新規事業評価につきましては、公共事業を取り巻く環境が厳しくなる中で、各事業の必要性や妥当性を確認するための手続となっており、公共事業の公平性や透明性を確保するために行っております。このため、新規事業評価につきましては、原則、全ての事業を対象に実施する必要があると考えておりますが、災害復旧事業など緊急を要する事業、長寿命化計画に基づく老朽化対策事業、一千万円未満の小規模な事業などにつきましては評価の対象外とするとともに、維持管理事業については評価調書の簡素化を図っているところです。引き続き、事業費一千万円以上のものにつきましては、現行の新規事業評価の制度に基づき運用してまいります。

一方で、現場の職員の業務量軽減につきましては、例えば、積算業務の一部外部委託、現場の管理・監督業務におけるデジタル技術の活用、積算システムや予算管理システムの改良や運用改善、積算用チェックリストの導入など、職員の負担軽減や業務の効率化に継続的に取り組んでおります。

こうした取組によりまして、職員が予算管理や工事費の積算、新規事業評価など、公共事業の適正な執行に重要となる業務に時間を確保できるよう努めるとともに、基準への理解や技術力の向上を継続的に図ることによりまして、管理監督者も含め必要なチェックができるようにすることで、事務手続等の誤り防止に努めてまいります。

以上です。

○冨田委員＝先ほど言われましたようなことをしっかりと進めていただいて、今後こういったことがないように努めていただければと思っています。

それでは、第二問目に行きます。盛土規制法についてですけれども、これはさきの九月議会で盛土規制法の条例は出されたと確認しております。

今回の条例関係では、許可手続に関する手数料と、それとまた、市町に対する権限移譲というようなことが出ておりましたので、あとの二点について基本的には聞きたいんですけども、この盛土条例については令和三年の熱海での土砂災害が起きた際に、そういった開発行為以外の盛土といいますか、そういったことでの災害を受けてのこういった条例が、法整備がなされてきたんだというふうに思っています。

改めてですけども、この盛土規制法の目的は何なのかについてまずはお尋ねいたします。

○川崎建設・技術課長＝盛土規制法は、令和三年七月に静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩落したことにより、土石流が発生し、甚大な人的・物的被害が生じたことが法整備の契機となっております。

従前は、都市計画法、森林法、農地法などにより盛土等を規制しておりましたが、各法律の目的の限界などから、規制が必ずしも十分でないエリアが存在していたことが課題となっておりました。

そのような背景を踏まえ、盛土等を行う土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制し、盛土等による災害から国民の生命、財産を守ることを目的としまして、宅地造成等規制法が抜本的に改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法、いわゆる盛土規制法として施行されております。

盛土規制法では、危険な盛土等を隙間なく規制するため、都道府県知事などが盛土等により人家などに被害を及ぼすおそれがあるエリアを規制区域として指定できることとなっております。規制区域内の盛土等が許可や届出制となるほか、危険な盛土等に対して是正措置などを命ずることにより、盛土等の安全性を確保するものとなっております。

以上です。

○冨田委員＝そういったことで今回、法整備というか条例がつくられて施行していくわけですけども、この規制区域についてなんですが、盛土規制法では、市街地を中心とした宅地造成工事の規制区域と、山間部を中心とした特定盛土規制区域の二種類を規制区域として都道府県知事が指定できるとされています。

こういったところで、この指定についてですけども、県はどのような考えでこの規制区域を指定するのかについてお尋ねいたします。

○川崎建設・技術課長＝委員がおっしゃられたとおり、規制区域は二種類ございます。

一つは、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼすおそれがある、主に市街地や集落のエリアを指定する宅地造成等工事規制区域でございます。

もう一つは、市街地や集落から離れているものの地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼすおそれがある、主に山間部のエリアを指定する特定盛土等規制区域でございます。

県では、法が施行されました令和五年度から、地形等に関する基礎調査を行い、市町の意見も聞きながら規制区域の検討を行ってきたところでございます。

検討の結果、傾斜部は崩落した土砂の流出距離が長くなり、被害拡大のリスクが高いこと、また、山間部は人目につきにくく、不適切な残土が持ち込まれるリスクがあることから、主に傾斜部、山間部を中心に特定盛土等規制区域を指定することとしております。

なお、規制区域外となる平地部などにつきましては、令和二年に制定いたしました土砂条例のほか、都市計画法、森林法、農地法などの既存法令により対応していくこととしております。

以上です。

○冨田委員＝私も資料を頂きましてそういったところを確認したところでございますけども、この許可対象となる盛土の規模がなかなかこれは分かりにくい

んですが、これについて少し説明をいただけますか。

○川崎建設・技術課長＝規制区域内におきまして、宅地造成や残土処分などで一定規模以上の盛土、切り土による土地の形質変更を行う場合、許可の対象となります。

例えば、盛土で高さが二メートルを超える崖が生じる工事、切り土で高さが五メートルを超える崖が生じる工事、盛土、または切り土で高さが一メートルを超え、面積が三千平方メートルを超える工事などが許可の対象となります。

なお、盛土で高さが一メートルを超え、二メートル以下の崖が生じる工事など、規模が小さい盛土等につきましては届け出の対象となっております。

また、一定規模以上の一時的な土石の堆積を行う場合につきましても、高さが五メートルを超え、面積が千五百平方メートルを超える工事や、高さが一メートルを超え、面積が三千平方メートルを超える工事は許可の対象となります。

なお、土石の堆積が一メートルを超え、面積が五百平方メートルを超える工事など、規模が小さい土石の堆積につきましても届け出の対象となっております。

以上です。

○冨田委員＝そういった規模のところが届け出が必要ということでございます。

これは市町に権限移譲をされるわけですけども、許可件数としてどれぐらい見込まれているのかなというのがちょっと分からないので、そこの見込まれている件数についてお答えください。

○川崎建設・技術課長＝運用開始している他県の許可実績や、これまでの県内における森林法に基づく林地開発や土砂条例などの許可実績に基づき、年間二十件から三十件程度の許可件数になると見込んでおります。

以上でございます。

○冨田委員＝あと、手数料の算定なんですけども、かなり種類が多く、面積と土砂の量だったですかね、そういったことで分けてあると思うんですけども、この手数料がどのように算定されたのかなと、ちょっとそこが分からないので、その点について説明ください。

○川崎建設・技術課長＝手数料につきましては、審査に要します人件費や光熱費、消耗品などの物件費の積み上げを行い、算定しております。面積区分や人件費算定に必要な処理時間などは国から示されている算定例を参考としており、結果としまして、九州各県と手数料に大きな乖離はございません。

以上です。

○冨田委員＝国からの参考的な部分があって、隣県のそういったところと変わりはないということでございますので、承知いたしました。

市町への権限移譲ですけども、年間二十件から三十件ぐらいなら県でやってもいいんじゃないかというふうな感じもするわけですけども、どうして市町へ権限移譲するのか、その目的等についてお答えください。

○川崎建設・技術課長＝許可申請書等の受付業務に関する権限移譲の目的は、防災の観点から地域の実情を把握していくべき市町が盛土情報を事前に把握できるようにすることでございます。これにより、危険な盛土等に対して県と市町がより緊密に連携して対応できるようになると考えております。

このような考え方に基づき、昨年度から複数回、各市町を訪問するなどして協議、調整を重ねました。結果、十五市町につきましては、県の考え方を御理解いただき、今回、許可申請書等の受付業務を権限移譲することとなっております。

以上です。

○冨田委員＝権限移譲については分かりました。

今回、十五の市町が権限移譲について合意ができたということでございまし

て、ほかの五市町に権限は移譲されない、何か原因があるんですかね。お答えください。

○川崎建設・技術課長＝今回権限移譲できない五市町からは、運用開始が年度途中となることもあり、事務量などの実績を見ながら判断したいなどの意見があり、期限までに協議が整わなかったものでございます。

今回、権限移譲できない五市町の許可申請書等の受付業務は、当面、県が行うこととなりますが、運用開始以降も、五市町に対しましてはできるだけ速やかに権限移譲ができますよう、その目的や必要性を丁寧に説明しながら、協議を継続していくこととしております。

以上です。

○冨田委員＝すみません、ちょっと聞きそびれたというか、私なりに考えるところがあるんですが、その手数料ですけども、取って、県が頂くわけですよね。証紙か何かで貼って、県が頂く。そして、その手数料は市町にも行くんですか、そこはどうなんですか。

○川崎建設・技術課長＝手数料は県の収入となりますけれども、事務手続を市町に権限移譲するということで、交付金等でその辺りはお支払いするということになります。

以上です。

○冨田委員＝分かりました。交付金で市町には行くということですね、分かりました。

この盛土災害の防止に向けた取組なんですけども、こういった盛土が人家の上にあるとか、そういった危険を不安視する声もあるということでのこの条例制定ですけれども、県としてはこれをしっかり取り組んでいかなければならないと思いますし、どのように県として取り組んでいくのかについて、お伺いいたします。

○川崎建設・技術課長＝近年の気候変動により豪雨災害が全国各地で発生していることもあり、盛土災害の防止は重要と認識しております。

盛土災害の防止に向け、まずは令和八年一月五日からの盛土規制法の円滑な運用開始に向けました取組を進めていきます。

具体的には、法の目的や許可手続等について記載したチラシの配布や、県内四カ所で県民・事業者向け説明会を開催するなど、周知を図ってきたところでございます。

引き続き、手続の相談などに対して丁寧に対応していきたいと考えております。

また、法の運用開始後は、許可や届け出に関する審査を適正に行うとともに、森林法や農地法を所管しています農林水産部や、土砂条例や、いわゆる廃棄物処理法を所管しています県民環境部などの関係部局や市町とも連携しながら、盛土等の安全性が確保されるよう取り組んでまいります。

さらに、無許可で造成された盛土や、過去に造成された盛土で危険性がある盛土等を確知した場合は、法に基づく様々な対応が可能となっており、是正措置など適切に対応していくこととしております。

県民の生命、財産が守られるよう盛土規制法の適切な運用を図り、盛土災害の防止に努めてまいります。

以上です。

○古賀和浩副委員長＝暫時休憩します。十三時をめどに委員会を再開いたします。

午前十一時五十四分　休憩

午後一時　開議

○古賀和浩副委員長＝委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○冨田委員＝それでは、三問目の質疑に入ります。今回ちょっとモニターを使わせていただこうかなということで、初めての試しにですけれども、これが唐津港の港湾計画の図面です。（モニターを示す）一応、今回質問いたします第四埠頭なんですが、一番真ん中のほうの左端に埠頭ということで書いてありますけど、ここが第四埠頭ということで、水深が十二メートルあるところです。私も港湾の審議会委員を議員になって何回かしたことあるんですけれども、一回も招集されたことがないということで、どうなっているんだろうかなということでちょっと疑問に思っていたところでございます。

今回の一般質問においても、桃崎議員から唐津港湾の計画についてやっていかんばいかぬだろうというふうなことも質問されていたところでございますし、私もこの地域の方々から、最近は貨物船が大型化してきていますよということですね。それから、今年になってバイオマスの発電所もできて、そしてそこへの燃料の積み出し、積み込みというか、荷下ろしもあっているというふうなことで、港湾の利用も大分増えてきていると。雨の日がちょっと続くと、そのバイオマスの燃料も下ろしにくいというふうなことで、逼迫しているとまではいかないんでしょうけれども、結構利用が上がってきて、今後のことを考えると、さらなる岸壁の整備も必要じゃないかなということで、地元からも言われているところでございます。

質問なんですけれども、第四埠頭の岸壁の取扱貨物が今どのようになっているのかについて、まずはお聞きしたいと思います。

○植松港湾課長＝妙見四号岸壁の貨物量について御質問いただきました。

港湾計画上、今、妙見四号岸壁には四十万トンという貨物量を設定してございます。最近の状況というところで、現在の取り扱いの貨物量でございますけれども、暦年ベースの統計になります。令和六年は約十万トン、令和七年はバイオマス燃料の輸入が本格化したということもございまして、十一月までの速報値ではございますけれども、約二十二万トンとなってございます。

今年、残り一カ月となってございます。令和七年の暦年ベースでいきますと、大体二十五万トン前後となるのではないかと見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○冨田委員＝計画では四十万トンですね。それから、十一月までに大体二十二万トンの荷受けが出るということでございます。

この四十万トンというのをちょっと話を聞きますと、この四十万トンというのは鋼材での四十万トンということで聞いております。ということは、バイオマスの木チップなんかは軽いわけですよね。そうした場合に、本当にこの四十万トンが計画どおりにはならないよねと。幾らこの船便が多くなっても、四十万トンにはほとんど届かないと。その四十万トンに何にしろ近づけてくれろと。その目標がないと整備はできませんよというふうな回答があっていました。

比重から言うと、鉄が七・八五、木チップは〇・三から〇・五、約二十倍の開きがあるわけですよね、比重で言うとですね。こういったことを考えると、やはりこのバイオマス燃料の重さだけで利用を評価するのはどうなのかなという気がしていますけれども、現在の岸壁の利用状況について、何かほかのデータ的にあればお示しください。

○植松港湾課長＝利用状況につきまして、利用の日数ベースでお答えをさせていただきます。

直近の令和七年の一月から十月までの岸壁の利用の日数でございますけれど

も、こちらのほうが百九十二日となってございまして、一月から十月までの三百四日の約六割の利用率となってございます。

以上でございます。

○冨田委員＝六割の利用状況ということでございますけれども、やはりトン数だけでは私もいけないというのは皆さんもお分かりかと思うんですよね。

そういった中で、この利用状況をどのように評価しているのかについてお伺いいたします。

○植松港湾課長＝岸壁のほうは利用率が高過ぎますと、荷役待ちの船の、貨物の荷役待ちの沖合での待機を強いられます、いわゆる沖待ちという状況が発生します。この沖待ち、お話を聞きますと、その船の大きさにもよるかと思いますけれども、一日で数十万円以上のコストが発生するというような状況というようなお話も伺います。また、利用率が低過ぎますと、せっかく整備した岸壁があまり利用されていないというところで、そもそもの投資の効果がどうなんだというお話にもなろうかと思います。

一般的なお話ではございますけれども、利用率六〇％と先ほど申し上げましたが、六〇％という数字、効率的に利用されている状態とされております。妙見四号岸壁は、バランスの取れました適切な運用が行われている状態ではないかと認識をいたしております。

以上でございます。

○冨田委員＝そういった中で、利用率としては六〇％が、何といいますかね、利用状況としてはいい状況というふうなことでの回答かと思います。

そういったときに、地元ではもう少し岸壁を増やしてくれろという、こんな要望もあるわけですけれども、港湾計画の改定について、必要な貨物量、岸壁の利用状況というものはどういうふうに考えてあるのかをちょっとお伺いしたいんですけれども、港湾計画に新たな岸壁を位置づけるためにはどのくらいの貨物量が必要ということで県は考えているのかお尋ねいたします。

○植松港湾課長＝現在、妙見四号岸壁のほうは効率的に利用されている状態ということで答弁申し上げましたけれども、さらに新たな大水深の岸壁を唐津の港湾計画に位置づけるためには、その上でさらに現在の取扱量と同等の、先ほど二十五万トン前後になるのではないかと申し上げましたけれども、将来、同等の二十から三十万トンの貨物の取り扱い見込みが必要になるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○冨田委員＝新たに二十万、二十五万から三十万トンぐらいの取扱量が必要じゃないかなということなんですよね。私としては、計画がないと、なかなかセールスに行けないんじゃないかなと。セールスが先、セールスでそういった確約を取ってくるのが先なのか、岸壁を整備しますよという計画が先なのか、どっちが先なんだろうと私はいつも思うんですよね。やっぱり計画は計画としてつくって、それを基に、やっぱり民間の企業、業者さんなんか、そういった荷下ろしされるところも営業に行けるんじゃないかなと。そこがなくては、営業はなかなかできませんよね、皆さんね。どう思いますか、私はちょっとそういうふうに思うんですよね。

この岸壁の利用の件ですけれども、貨物の重さだけでやっぱり評価するのは、私はおかしいと思うんですよね。そういったところで、重さと同等に利用状況も評価すべきではないかと思っているんですけれども、そこの点についてどういうふうに思われているのかお答えをお願いします。

○植松港湾課長＝港湾計画策定における取扱貨物量の推計ガイドラインというのがございます。国交省の港湾局が策定したものでございますけれども、こちらのほうでは港湾計画において取扱貨物量は必要な港湾施設の規模及び配置の根拠となる数値ということで、このガイドラインには規定がございます。さ

らにその上で、現況施設の利用状況や利用者の要望等も考慮をして施設を配置すると、このガイドラインで出されているところでございます。

そのため、唐津港の港湾計画改定をしますとなりましたら、私どもとしましても、船舶の大型化によりまして、唯一の大水深岸壁に利用が集中している、そういった岸壁の利用状況につきましても、現状を確認しながら計画に反映させていく必要があると考えてございます。現在、国のほうとも港湾計画につきまして勉強会を重ねさせていただいているところでございます。そういった中でまた勉強もしていきたいと思っております。

以上でございます。

○冨田委員＝そういったことで、やはり計画を見直す時期に来ていると私は思うし、また、この妙見四号岸壁の手前のほうに今、岸壁の補修をしているんですよね。そういったところを考えると、この妙見四号岸壁もいずれは補修の時期が来るというふうに考えるわけですよね。そういったときに、この計画をつくって、いつ頃にはこういった整備をしていきますよということをしておかんと、やはり妙見四号岸壁をすぐ修繕せんばいかぬというときには船が着けられないという話になりますよね。やっぱりこの港湾の中で補修、長期化計画、長寿命化計画といいますか、そういったものをつくって、こういったことですから次に計画を変更したいというふうなことで国と協議をしていかんばいかぬじゃなかかなと私は思いますので、その辺についてのお考え等はどうなっているのかなということで、今、補修を妙見三号岸壁やっていますけれども、新たな妙見四号岸壁が補修しなければならない時期に、どういうふうに計画で見直していくということになるのかについてお尋ねいたします。

○植松港湾課長＝港湾施設の維持管理につきましては、長寿命化計画をこちらのほうでも定めてございます。計画的に補修、更新を行いますことで施設の延命化を図ることとしておりまして、定期的な点検、診断、そして、維持補修を行いまして、施設を適切に維持していくこととしてございます。

妙見四号岸壁は、直近では令和五年三月に定期的な点検、診断を行ってございます。そのときは直ちに大規模な改修は必要ないという結論に至ってございます。また、令和六年十一月でございますけれども、国有港湾施設の実地監査というのがございます。こちらのほうは国が県の管理状況を監査するものでございますけれども、その際の目視点検におきましても変状は確認されていないところでございます。

今後も、定期的に点検診断を行いますとともに、大規模な補修のタイミングについてもしっかりと見極めながら、岸壁が継続して使用できるよう対応してまいります。

以上でございます。

○冨田委員＝定期的な検査というか、点検もしてあるようですけれども、やはり最終的には補修も必要になってくると。その辺をしっかり見込んで、この港湾計画の改定を進めんばいかぬと私なりに思うわけですね。

今後どのように取り組んでいこうとされているのか、先ほども言ったように、量が先なのか、改修が先なのか、そういったことがなかなか見えないんですよね。やはりここは先ほど言いましたように、計画を先につくっていって、そして、それを基に営業ができるような形をつくっていくべきじゃないかなというふうに考えていますので、この港湾計画の改定について今後どのように取り組んでいただけるのか、お答えをお願いいたします。

○植松港湾課長＝今議会の桃崎議員の一般質問で部長のほうから答弁も差し上げさせていただきましたけれども、唐津港の港湾計画の改定につきましては、まずもって地元の方々の頑張りの先に見えてくるものと考えてございます。そのため県としましては、民間の主導となりました利用促進協議会、こちらのほうの自主的な取組を、今支援いたしますとともに、地元の物流業者さんと共に

将来の取扱貨物量の可能性について意見交換をさせていただいているところでございます。

また、先ほども申し上げましたが、国との間では港湾計画改定の勉強会を行っております。引き続き課題解決のための取組を進めてまいりたいと思っております。

今後も、国や唐津市と連携をしながら、地元と共に唐津港の発展に取り組んでまいります。

以上でございます。

○冨田委員＝この前、国交省の港湾関係の方と会ったら、計画は早めにつくっていいんじゃないですかねと、改定してもいいんじゃないですかねというふうな言葉もいただいておりますので、しっかり地元と協議していただいて、早めの改定をお願いいたしたいと思います。

この件については、お願いして終わります。

次に、四番目ですけれども、佐賀城公園の整備でございます。

これも決算特別委員会の中で質疑があっていたところでございまして、ここに、特にベンチが配置されております。（モニターを示す）写真を今出しておりますけれども、道路側溝のグレーチングみたいなやつが、ベンチが設置されておりまして、これは十月下旬だったかな、ちょっと写真を撮ってきたわけですけれども、これに私もちょっと座ってみました。レールみたいなやつが何本もあるので、けつが痛いです、長くは座れません。どうしてこういった利用できないようなものを造っているんだと、なかなか私も理解できていません。

そういったことで今回質問するわけですけれども、まずは、これまでの佐賀城公園においてどのような整備を行ってきたのかについてお尋ねいたします。

○小寺まちづくり課長＝佐賀城公園では、佐賀城本丸歴史館の開館を契機に古地図や文化財調査などを参考に堀の復元を進めておりまして、現在、東堀の一部が完成しているところでございます。

佐賀城公園は、これまで管理のしやすさや当時の考え方で公園整備を行ってきたところ、年月がたつにつれまして樹木が成長して鬱蒼となりましたり、外から中が見えづらくなったり、施設が古くなるなどによりまして、人が入りにくい状況が生じていたところがございました。そこで、誰もが入りやすく、様々なイベントなどでも利用しやすい公園となるように、エリアごとにコンセプトを設定しながら整備に取り組んでいるところでございます。

具体的には、県立図書館の南側では、「居心地のいい日常」ということをコンセプトに「こころざしのもり」を整備しております。また、県立博物館と美術館の北側では、「文化と芸術を感じながら季節のイベントを楽しむ」といったコンセプトで再整備を行いました。さらに県が取り組んでいる歩くライフスタイルの一環で、佐賀城公園が歩きたくなる空間となるように園路づくりを進めております。令和五年八月には県立博物館と美術館南側の広場や園路を「ＳＡＧＡ　ＡＲＴ　ＰＡＴＨ」として、気軽に芸術を楽しみながら散策できる空間にリニューアルをしたところでございます。

以上でございます。

○冨田委員＝そういったことで整備をされて、私も整備はしていいと思うんですよね。しっかり整備をしていただきたいと思っていますし、ただ、このベンチ、決算特別委員会の中でも令和六年度に公園内に設置されたスチール製のベンチ四十八基ということで答弁されていますけれども、全体で百八十基ぐらいあるそうですね。

この四十八基、幾らかかったのかについてお尋ねいたします。

○小寺まちづくり課長＝令和六年度に西堀と南堀に設置しましたスチール製のベンチ四十八基の総工事費は、材料費、設置費、諸経費を含めまして約九千三百万円となっております。

以上でございます。

○冨田委員＝九千三百万円ですよね。かなりの額ですよね。非常に高額のベンチだと思うんですが、この費用をかける必要があったのかどうなのかなと私は常に思うんですよね。

一基当たり大体二百万円ぐらいするとかな。百八十万円ぐらいするとですかね。タイプが四通りぐらいあるそうですけれども、その中での平均ですからそういった金になるとでしょうけれども、本当にこの費用をかける必要があったのかについて、まずはお尋ねします。

○小寺まちづくり課長＝公園には、利用される方の休憩施設としまして園路沿いなどにベンチを設置しております。更新する前に設置されていましたベンチは木製やコンクリート製のものでありまして、木製では約二十年、コンクリート製のものは約六十年が経過しておりまして、木材の腐れやコンクリートの欠損などの老朽化による損傷が進んでおりまして、また、鳥のふん害やカビ、染みなどで座面が汚れて利用されにくいなどの課題が生じておりました。

こうした課題も踏まえながら、歩きたくなる園路づくりと心地よい空間を目指して再整備を行いました西堀と南堀の園路沿いのベンチにつきまして、スチール製のベンチに更新を行っております。

これらのベンチは、汚れにくさや降雨後の乾きやすさなどの機能性やメンテナンス、強い日差し、水辺の湿気などの屋外環境への耐久性、公園内の緑やお堀の水辺などの環境や景観になじむシンプルで透過性のあるデザイン、様々な設置場所に応じて背もたれの有無や座面の長さや幅などを自由に選択できる柔軟性、このようなことを総合的に勘案しまして、スチール製で座面が横じまのシンプルなベンチを採用しております。

以上でございます。

○冨田委員＝そういったコンセプトは分かるんですよね。木製だとやはり長くもたない、それから、擬木だとかといったもので表面がざらついてきてとかですね。ただ、本当にこんなに一基当たり百何十万円も、百八十万円も二百万円弱もかけにゃいかんとかなということが疑問なんですよね。分かりました。

今年の整備なんですけども、令和七年度の公園内の整備内容はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○小寺まちづくり課長＝今年度、令和七年度の主な整備の内容につきましては、佐賀城本丸の北側エリアの整備に向けました設計や旧ＮＨＫ佐賀放送局の用地補償、東堀の復元工事、歩くライフスタイルの一環で行っております西堀や南堀の園路の再整備に合わせましたベンチの更新、このほか老朽化に伴う施設の補修・更新などを行っております。

以上でございます。

○冨田委員＝今年もベンチがあるということですね。

この今年のスチール製のベンチの設置は本当に行うんですか。今の発注状況というか、その辺が分かれば教えてください。

○小寺まちづくり課長＝スチール製のベンチの設置につきましては、西堀と南堀で行っております「歩きたくなる心地良い空間」となるような園路づくりのコンセプトの中で更新を行っているものでございます。西堀と南堀の園路沿いのベンチの更新につきましては、今年度設置を行います十一基で完了する計画としております。

今年度の設置に向けて九月に設置工事の請負者を決定しておりまして、現在、ベンチの納入待ちの状況でございます。

以上でございます。

○冨田委員＝十一基は発注済みで納品を待っている状況というふうなことで、そこまでいったものをなかなかこれは止められないかなと思うんですけども、今後、本当にこのベンチは考え直したほうがいいんじゃないかなと私は思いま

すし、委員の皆さん方がどう思われるのかはあれですけども。

決算特別委員会の答弁ですけれども、この評判を聞きながら、利用者の御意見も聞きながらということも答弁されておりますけれども、どうなんですか、そういった利用者からの御意見あったんですか。ちょっとそこだけ。

○小寺まちづくり課長＝昨年の主に十月、十一月頃にこのベンチを設置しておりまして、おおむね一年が経過しているところでございます。我々のほうですとか、あと、公園のほうを管理しております指定管理者さんのほうには、数件ですね、座りにくいですとか、そういった御意見が寄せられているところでございます。

以上でございます。

○冨田委員＝やはり苦情といいますか、評判もあまりよくないようですよね。

この今年発注の十一基まではしようがないとして、これをまた今後も、今は四十八基で、これに十一基足して五十九基ですか、あと百二十九基かな、それがまだ残っているわけですよね、百三十基弱。これを本当に進めていくのかについてもしっかりと答弁をお願いいたします。

○小寺まちづくり課長＝スチール製のベンチの設置につきましては、西堀と南堀で行う「歩きたくなる心地良い空間」となるような園路づくりのコンセプトの中で更新を行っておりまして、西堀と南堀の園路沿いのベンチの更新は、今年度設置します十一基で完了する計画としております。

今、現場の設置しているベンチにつきましても、佐賀城公園はいろんな方が利用される公園、町なかの公園、オープンな公園でございますので、皆さんそれぞれに思い思いに御利用になられたり、様々な御利用のされ方もあっておりまして、私も実際現場のほうでいろいろ座っていただいている姿もお見受けしております。それぞれいろんな方が自分のスタイルで御利用いただいているというふうに受け止めております。

今年度、この設置については、残る十一基で完了する計画としておりますけれども、そのほかのエリアでどのようなベンチを設置するかにつきましては、今後エリアのコンセプトや老朽化の状況なども確認しながら、また、今回いただきました御意見も参考にして、今後考えてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○冨田委員＝こういったデザイン性のものもいいんですけども、やはりそこは使い勝手のいい、そしてまた、耐久性があるというところをやっぱり追求していただきたいなと。金が高いということは、やはり県民の皆さんあんまりよくは思われませんよね。そして、発注するときに触ってみるとか使ってみるとか、そういったこともやはりするべきじゃないかなと思いますし、私も公共工事を何度かやってきましたけども、そこのグレードアップというか、こういったデザイン的な部分は工事費の何割か、一割、二割ぐらいのもんじゃないかなと。あまりにもデザイン性に特化し過ぎて、あまりに高いものを買っているんじゃないかなというふうに思われますので、そこは今後注意していただきたいなと思っています。

では、五点目に行きます。五点目についてですけれども、道路の維持費についてでございます。

この質問をするときに、やはり我々も県民の皆さんからいろんな要望をいただいて、土木事務所へ、所長さん、副所長さん、担当のほうに要望行くわけですけども、やはり危険なものはちゃんとやっていただいております。しかしながら、優先度の低い部分、そういったものがなかなか実現できないということがあります。

今年、令和八年度の予算編成も多分行われているというふうに思っていますし、そういった中で、私は本当に道路維持費というものが必要な分だけついて

いるのかなということが疑問になって今回質問をするわけですけども、まずは道路の日常の維持管理費が含まれる道路の単独予算の推移といいますか、ここ五年ぐらいの推移等について、まずはお示しを願いたいと思います。

○江口道路安全推進室長＝道路の単独予算につきましては、除草や伐採、道路舗装、道路パトロール、防護柵更新などの交通安全対策、道路のり面防災などを行う予算となっております。

この単独予算の推移につきましては、令和二年度当初予算が約八十八・五億円、令和七年度当初予算が約百十八億円となっておりまして、この五年間で二十九・五億円の増、約一三三％となっております。

以上です。

○冨田委員＝そういった推移の中で、この予算の要求ができているかなというときに、ここ何年か、数年、単価アップ、労務費だったり、資材がアップしてきている、そのアップに見合った分の要求ができているのかなということを考えていたわけですけども、その資材労務単価の推移等についても、ここでお尋ねいたします。

○江口道路安全推進室長＝建設資材でよく使われております生コンクリート、アスファルト合材、鉄筋の主な三資材につきまして、令和二年四月と令和七年四月を比較してみますと、生コンクリートが一立方メートル当たり一万二千三百円であったものが二万円と、七千七百円の増で一六三％となっております。アスファルト合材一トン当たりにつきましては、一万六百円が一万四千円となり、三千四百円増の一三二％、鉄筋が一トン当たり七万円から十万円の三万円増で一四三％となっております。

また、労務単価の普通作業員につきましては、令和二年度で一万六千七百円が令和七年度は一万九千八百円となり、三千百円増の一一九％となっております。

以上です。

○冨田委員＝資料要求いたしまして、それを今、電子黒板のほうに映しています。（モニターを示す）やはり単価もアップしてきているわけで、単価のところを見ていただいて、令和三年四月の単価ですけれども、コンクリートと人件費で、これはコンクリートだけしか上がってなくて五・七％、それから令和四年がコンクリートと人件費で三・二％程度、それから令和五年が五三％、これはちょっと生コンがあまりにも高過ぎてきていると、アップし過ぎというところでの数字でありますので、これは考えなくていいかなと。令和六年度が、人件費が六・二％アップですね。令和七年度が人件費と生コンで七・四％、ざっとですけれども、大体五％程度ずつ上がってきているわけですね。

そういったことを考えると、上の表の下に私が手書きで書いていますけれども、令和四年度の予算を五％、また五％、五％としていくと、最終的には令和七年度で百二十一億円ぐらいの数字になってくるわけですよね。

ということを考えると、やはり令和七年度の予算的にはその分も含まれていないと。その単価アップ分が含まれていないということは、要するに仕事の量を減らすしかないのか、そういった優先順位を絞りに絞ってやっていくしかない。要望が地元から上がってきたやつも、あと次年度に回していく。そういったことになってくるんじゃないかなと私は思うんですよね。

令和七年度の話をしますと、そういった当初予算について、財政課が各部に対して要求の上限額を示していると思うんですけれども、道路単独予算の現地機関から要求が上がった額と乖離があるのか、不足しているんじゃないかと思うんですけれども、その点についてお伺いいたします。

○江口道路安全推進室長＝現地機関におきまして、道路の損傷状況や道路のり面の状況などの現場状況を踏まえて、道路管理者として実施すべき箇所を検討した上で、本庁に対して協議がなされているところでございます。

例えば、道路の維持に関する予算につきまして、道路安全推進室におきましては、財政課から示された要求上限額の中で、現地機関から数多くある要求に対しまして、道路の管理延長だとか緊急性、優先度など様々な要素を考慮し、道路管理者として施設の維持管理、更新に必要な予算を確保していると考えているところでございます。

以上です。

○冨田委員＝道路維持に必要な予算を確保してあるというふうに言われますけれども、なかなか整備が進まないということで、これは一つの例ですけれども、（モニターを示す）県道浜玉相知線の久里双水古墳ですかね、あの辺ですけれども、竹がこういうふうに歩道の上に差しかぶってきて、枯れた竹なので落ちてくると危ないというふうなことで、これは緊急性があるということでやっていただきました。

やっていただきましたけれども、この立ち枯れした竹を幾らか整理していただいただけで、こっちののり面に、のり枠工といってのり面を強化されているところがございますけれども、そういったところの伐採もこの際せんばいかぬじゃなかろうかということで土木事務所に提案しましたけれども、なかなかそこまでは無理だと、緊急性がないと。いや、緊急性と言いながらも、のり面から生えてきている木をそのままにしておけば、当然また風が強い日は揺さぶって、のり面の崩壊につながってくるんじゃないかと。やはりこういったところは、五年に一度でも刈って、伐採していかんばいかぬじゃなかろうかと私なりに思うんですね。

災害が起きたときにしますよと言われても、それは国の補助金が入っているからそっちがいいんでしょうけれども、私はそうじゃなくて、環境、景観等もありますので、こういったところも五年に一度は刈るとか、そういったこともやっていかんばいかぬと。やはり優先順位ばっかりじゃなくて、通常の道路管理というのは県がやることですから、そこはしっかり毎年やるべきところをやって、そしてまた、五年に一度やるところはやるというようなことで要求していかんと、私は駄目だと思いますし、その要求の仕方もいろいろあるかと思います。

優先順位をつけてやっていくということは当然大事なんですけれども、優先順位は土木事務所の職員さんがつけてあると思うんですが、その調査は本当に道路管理者が県内を回ってやっているのかというと、そこは道路パトロールであったり、そういった方々の手を借りてやっているわけですね。

道路パトロールの方に聞くと、いや、そこまであちこち見はされんですもんねと、やっぱり路面とか、そういった緊急性があるところは事務所のほうに報告していますと。緊急性の少し低いけれどもやらんばいかぬ、こういったところはやっぱり予算は上がってきていないんじゃないかなと私は思いますし、要求額だけを積み上げていってもなかなか地元から上がってきた要求箇所は後回しになったり、もともと一番じゃなくて二番のところも後回しになってきたりするんじゃないかなと。やはりそこはもう少し柔軟に執行できるように、例えばですけれども、土木事務所の所長の決裁で動けるような予算の組み方も少しはやっておかんと、なかなか地域の方々の要求には応えていききらんじゃなかかなと私は思うんですよね。

前年度残ってきた分は当然、次年度に回していくでしょう。しかしながら、その次年度分も予算要求時に上がってきた要求額。ですから、三番手ぐらいのやつはずっと三番手で、ずっと先送りになって、これじゃ県民の皆さんは、ああ、知事さん頑張ってくれよるねとは思わんさらんじゃなかかなと私は思うし、少しでも一年遅れでもいいから、やはりそこは地元の要求に応えてやっていくというふうな予算も少しは必要じゃないかなと私なりには思うんですけれども、そういったところで、令和八年度の予算要求についてどういうふうにお考

えなのか、確保しようと思っているのか、それについてお伺いいたします。

○江口道路安全推進室長＝除草や舗装補修、側溝整備など、道路維持に係ります予算は、道路利用者の安全・安心を確保する上で必要なものと認識しております。

県が管理する道路の延長は千六百五十キロと長く、例えば、除草について、道路管理者として道路の利用状況などを勘案して、年に一、二回実施しているところですが、地元委託や防草シートによる除草面積の縮減など、コスト縮減にも取り組んでいるところでございます。

そのほか有利な地方債であります緊急自然災害防止対策事業債を活用するなど、維持管理に必要な財源確保に努めているなど、様々な工夫をしているところでございます。

今後も引き続き、現地機関の要求内容を精査しながら、道路管理者として、施設の維持管理・更新に必要な予算を確保し、適切な維持管理に努めていきたいと考えております。

以上です。

○冨田委員＝やはり道路延長も、管理する延長も、厳木多久バイパスも国道事務所の管理になって、今までの国道は県のほうに下りてくるということで、少なくはならないんですよね、これから先もですね。やはりそういったところもありますので、必要な部分は絶対つける、そしてまた、地元の要望等もあるから、もう少しこの辺に余裕をというふうなことも財政のほうには要求していかにゃいかんかなと私は思っているところでございます。

今後とも、必要なところは絶対やってもらうということで土木事務所のほうも言っていただいていますけれども、その緊急度合いもありましょうけれども、やはり地元からのそういった草刈りについても、せめて盆前と正月前ぐらい刈ってくれんかなという声が多いわけですよね、一回だけじゃなくてですね。そういったこともやっぱり応えていただきたいなと。

特に、河川は年に二回やってもらっていますよね、特に国の管轄のところはですね。それと見比べられるとですよね。地元の方からすると、誰が管理しようか関係なかけんですね。やっぱり河川のほうは年二回ぴしゃっと刈ってくれるよねと。しかし、道路のほうはねと言われるとですよね。そして、道路についても、国道もそうですけれども、やはり草刈りができていませんよね。どこに行っても。やはりそこは佐賀県として、環境をしっかり守っていくということも考えて、草刈りぐらいはぴしゃっとやっていただきたいなと思っていますので、そういったことでの令和八年度の予算要求にしていただきたいと思っております。

これで私は終わります。

○古賀和浩副委員長＝暫時休憩します。委員長と交代いたしますので、そのまましばらくお待ちください。

午後一時四十一分　休憩

午後一時四十二分　開議

○冨田委員長＝委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○古賀和浩委員＝「自由民主党ネクストさが」の古賀和浩でございます。早速、質問に入らせていただきます。

まず最初に、歴史・文化資産のお城としての発信についてです。これは午前中の酒井委員も質問され、かぶっている部分も大分ありますけど、私は少し違った角度で質問させていただきたいと思います。

去る十一月二十三、二十四日に県と唐津市が開催しました「第五回名護屋城大茶会×出張！お城ＥＸＰＯ」には、二日間で、先ほども言われました約二万八千人の来場者が来ていただき、成功裏に終わりました。私も県の文化課の課員さんや唐津市の職員さんと一緒に、「大茶会×出張！お城ＥＸＰＯ」、名護屋城博物館などの案内係をさせていただきまして、ありがとうございました。

実は二年前より、田中県議と一緒に大阪のお城フェス、横浜で行われている本家本元「お城ＥＸＰＯ」を視察に行っておりまして、その際も、佐賀県のお城の代表として出展されていた名護屋城の案内や紹介などをしておりまして、佐賀県が誇る名護屋城がもっとその価値を全世界に認めてもらわなければいけないと感じておりました。気持ちは酒井議員と同じでございます。

ただ、大阪や横浜も数万人単位のお城好きが集まっている中で、国宝級のお城が複数もある佐賀県なのに、名護屋城だけアピールしているのは、心ひそかにもったいないとずっと思っておりました。そして、今年になり、今回、名護屋城大茶会と併設して「出張！お城ＥＸＰＯ」を開催されるとお聞きしました。名護屋城の特別史跡指定七十周年を記念し誘致してもらい、本当に感謝しております。

この日本最大級のお城イベント、「出張！お城ＥＸＰＯ」において、お城ＥＸＰＯトークの開催やお城観光ゾーンに、全国から大坂城や金沢城や十九のお城がブース出展され、県内からは日本最古のお城とされる吉野ヶ里遺跡、日本最古の山城である基肄城、鍋島家の居城である佐賀城の三つのお城が出展されました。これに加え、名護屋城博物館では、関連企画展の開催やミュージアムショップの拡充が行われ、唐津城はサテライト会場として企画展を実施されました。

私にとって本県を代表する五つのお城が、その価値を一緒になって伝えることができたことに、本当に感慨深いものがありました。

そこで、次の点についてお伺いします。

「出張！お城ＥＸＰＯ」についてです。

「出張！お城ＥＸＰＯ」を開催し、様々な成果があったと思います。どのような成果があったのかお伺いいたします。

○南雲文化課長＝まず初めに、まるで佐賀県文化課職員のように、はっぴを着て、大茶会当日御協力いただいたことは、本当に文化課長として感謝を申し上げるしかございません。誠にありがとうございます。田中県議にもお伝えしたいと思います。ありがとうございます。

そして、成果についてですが、来場者は関連の企画展を含めた五十九日間、二日間でなく、五十九日間の期間トータルで集計しますと、来場者は約八万人でございまして、メインの二日間だけでも、過去最高となる二万八千人を数えました。メインの二日間のうち、約七千人もの人がお城ＥＸＰＯ関連による増加でございます。

県としましては、今回のお城ＥＸＰＯとのコラボ開催の成果としまして、三つのポイントがあると捉えております。

一つは、お茶や能などに加え、大きな関係人口を持つお城ファン向けに、名護屋城のお城の価値を訴求できたということ。二つ目は、さらに文化ツーリズ

ムの創造ができ、県内外の個人客、団体客が名護屋城をハブに県内を周遊したことで経済波及効果を実現できたこと。そして三つ目は、県のイベントとして、佐賀県を代表する五つの城をアピールする機会にもつながったこと、このことから、お城ＥＸＰＯ誘致は大きな効果があったと考えております。

特に当日の基肄城ブースでは、「きやま創作劇」の子供たちが参加したほか、地域ガイド団体など充実したスタッフ体制の下、積極的にＰＲや物産販売を行っておられました。その熱意が来場者にも伝わりまして、ほかのブースと比べても、ひときわにぎわいを見せていらっしゃいました。

イベント終了後に基山町の担当者にヒアリングしたところ、「今回の出展を通じて基肄城に関心を持っていただいている方も非常に多いことに気がついた」、「『きやま創作劇』の子供たちやガイド団体などの参加者からも、多くの来場者に直接ＰＲする機会につながった」などの前向きな声を多くいただきました。

そのような高い評価をいただきまして、町外でＰＲする機会があれば、また出向いてみたいという手応えがあった様子であり、今回、このコラボレーションは歴史的な一歩になったのではないかと考えております。

以上です。

○古賀和浩委員＝当日、私が名護屋城での「出張！お城ＥＸＰＯ」で会場案内をしているときに、県内から来た親子連れの方が、初めて名護屋城に来ていただいたと。私、手元にそのときのパンフレットを持っているんですけど、（資料を示す）本当にこれを持って親子連れで来られて、初めて名護屋城に来たと。また、その子供さんの手には、先ほども酒井議員の質問でもありました挑戦状、（資料を示す）これは問い立て形式になっておりまして、「お城ＥＸＰＯ」に来てみたらこのクイズが解けるというようなクイズ形式になっておりまして、手に持ってお子さんが来ていただいたと。

本家本元の「お城ＥＸＰＯ」は横浜の大きな建物の中で行われていますが、今回、名護屋城で開催されたことに加えて、子供たちの興味が湧くようなコンテンツなどの仕掛けがお城ファンのみならず、広く県内外の方にその価値を発信することにつながったと実感しました。挑戦状は本当に大成功だったと思います。

実は基山町の、うちの妻が行っている学校の生徒さんが全員これを持っていて、名護屋城と正反対にある基山町の小学校の生徒が名護屋城に興味を持ったということで、学校で話題になっております。大成功だったと思います。

そもそも佐賀県には、学術上の価値が特に高く、我が国文化の象徴たる国宝級の価値を持った、地域が誇る宝である三つの特別史跡があります。令和七年十一月現在で国の史跡に指定されている遺跡は全国で千九百十七件、このうち特に価値が高い特別史跡として指定されているのは、僅か三％の六十五件のみです。このうち三件が本県に存在していることから、私は佐賀県は特別史跡の宝庫だと思っております。

そもそも私は、お城の価値というのは、単に天守閣などの形あるものだけでなく、その地域の歴史や文化、成り立ちによって地域社会を形成している人の精神的支柱であり、その地域の誇りであると考えております。地域に住み続ける人たちには必ず誇りがあります。今で言うシビックプライドでございます。

私の地元の基山町では、現在、基肄城の発信に力を入れております。基肄城は、昭和二十九年に佐賀県で最初の国の特別史跡に指定され、千三百六十年前の石垣や礎石や土塁が現存し、日本書紀にも出ている日本最古の朝鮮式山城です。しかし、残念なことにこの価値を基山町民でもなかなか詳しくは知らず、ましてや、全国のお城好きにしか知られていないような状況でした。

基山町では最近、移住がずっと進んでおりましたが、その子供たちの世代が地域に定着していないという問題もありました。それらの解決策の一つとし

て、基山町の子供たちが真に基山町の子となるように地域の誇りである基肄城を発信すべきと力を入れておるわけでございます。私は、基山町のようにお城の発信を佐賀県全体で取り組み、力を入れていくべきだと考えております。よって、次の点についてお伺いいたします。

今後の発信についてです。

今回の「出張！お城ＥＸＰＯ」は、それぞれのお城にとってよいＰＲの機会だったと思います。今後もこうしたお城イベントに出展するなど、佐賀県のお城として、一緒になって情報発信するのも一つの手だてだと感じたところであります。今後どのような情報発信を行おうとしているのかお伺いいたします。

○南雲文化課長＝県におきましては、令和二年度から「はじまりの名護屋城。」プロジェクトに取り組んできた経験を踏まえますと、お城などの文化資産の活用については、文化資産の体験価値を生み出し、ガイドなど価値を伝えるコンテンツとしてサービスを整備すること、そして、磨き上げた価値やコンテンツを広く発信していくことのこの二つですね、サービスを整備していくこと、広く発信していくことの二つをあわせて取り組むべき重要な両輪であると実感しております。

この環境整備と発信は、県内の文化、歴史資産ごとに異なる段階にありまして、その課題感も様々あると考えております。残念ながら、こうすれば必ずうまくいくという、いわゆる特効薬のようなものはなく、大茶会にしましても、マーケットの視点を基に、いわゆる来訪者となるターゲットの「カスタマージャーニー」と言われるお客様の行動を流れ全体で捉えて打つ手を考えるというような手法なんですけれども、そういった「カスタマージャーニー」を徹底的に考えて文化ツーリズムの創造を推進しております。

その上で、今回「出張！お城ＥＸＰＯ」を県内で開催したことは、県内の五つのお城にとってよいＰＲの機会になったという手応えは感じており、また、お城コンテンツは集客力の高いコンテンツであるため、来年度以降の名護屋城大茶会でもお城・歴史ファンに向けたコンテンツの拡充を検討していきたいと考えております。

さらに、中長期的な視座から見ますと、様々な視点で佐賀県への愛着や誇りが高まるような取組を意識的に行っております。具体的に言えば、今話に出たような小学生全てに配布しました「太閤豊臣秀吉からの挑戦状」は、いわゆるターゲットとしているお城ファン向けの短期的な、割と目先の成果がよく出る視点だけの訴求ではなくて、将来的な地域の芽を育む中長期的かつ投資的な意味を込めて力を入れたポイントでございました。

佐賀県の歴史・文化的資産を活用し、県や市町と一緒になって自発的な地域づくりが起こるようなシビックプライドの醸成も併せて後押ししていきたいと考えております。

以上です。

○古賀和浩委員＝サービスと発信ですね、力を入れていってもらいたいと思います。

今回、基肄城をアピールするために、先ほど南雲課長からも言われましたように、基山町の歴史、文化を伝える目的で構成している「きやま創作劇」から子供たちが十人参加いたしまして、観光情報ブースや名護屋城本丸ステージでのＰＲを経験し、来場者から好評でありましたし、子供たちからも参加してよかった、いい経験になったという感想を聞いております。

県には、一昨年から基肄城の魅力発信に向けた経済支援などもサポートしてもらっております。本当に感謝しております。今回、名護屋城で「出張！お城ＥＸＰＯ」を開催されたことは、多くの気づきと経験につながったのではないかと感じております。今後はこの流れをさらに大きくしていくために、次の点についてお伺いいたします。

佐賀県のお城への誘導や周遊の施策についてです。

今回、三つの特別史跡に佐賀城や唐津城も加わった佐賀県の代表的なお城をアピールできましたことは大きな前進だと思っております。また、今回、県内のお城を周遊するツーリズムも計画、実施されたとお聞きしました。今後も県には、平時においてもお城の周遊を促すような施策を推進してもらいたいと思っております。

今後、県として、佐賀県のお城への誘導や周遊の施策をどのように取り組んでいくのでしょうか、お伺いいたします。

○南雲文化課長＝佐賀県の文化的資産を活用した広報、周遊の拡大、シビックプライドの醸成などを実現するため、近年、文化観光のコンテンツをゼロから企画し、プロモーション、販売、オペレーションの実施や支援など、文化ツーリズムを創造するビジネスプロセスを組織内で確立しつつあります。

今年度、名護屋城関連では、東京、名古屋、大阪、広島、福岡発着の宿泊を含む合計八本の新しい文化ツーリズムを創造し、販売いたしました。その中の一つが、あまり説明していなかったんですが、実は基肄城のみならず、名護屋城、吉野ヶ里遺跡、佐賀城、唐津城を含めた佐賀県内のお城や特別史跡を巡るプレミアムツアーになっておりまして、既に大茶会に合わせて造成、販売、催行されておりました。このツアーは宿泊も県内でございまして、全て県内周遊で実施されたものでございます。

本ツアーは一人十三万円の比較的上位層向けのツアーでございましたが、それに加えて、これまでチャレンジができていなかったカテゴリーでございます超富裕層向けに県内のコンテンツのみで構成した一人一室七十万円という黄金の茶室を含めた全く新しいツアーも造成したり、こうしたツアーだけでも一定の経済波及効果を創出することができたと考えております。

今後はさらに進化を目指し、大茶会開催時のみならず、日常的に文化ツーリズムを定着化させるために具体的な検討を進めているところでございます。

持続可能な観点で周遊の実現を考えると、価値の高い売れるコンテンツの創造こそが一番の成功要因でありまして、これを考え抜けるかがポイントだと我々は考えております。

ちなみにですが、名護屋城大茶会だけでなくて、焼き物文化の発信を行っている有田と伊万里のクリスマス事業でも、県内外に広報して、約六割以上が県外からの来場者でございます。事業そのものが文化ツーリズムの創造そのものです。大茶会同様に、この二つの事業でもツアー造成を行っており、福岡と長崎からの県内周遊ツアーの造成に成功しております。それも付け加えておきます。

そして、戻りますと、今回の「出張！お城ＥＸＰＯ」の誘致と開催は、佐賀県の歴史・文化資産の価値を、狙いどおり、「お城」という視点から磨き上げ、訴求する大変よい機会とすることができ、まさに大きなターニングポイントになったと考えております。

佐賀県には世界に誇る唯一無二の歴史的、文化的資産があふれております。その本物の価値について、「サービス化」と「発信」を両輪とし、市町の方々の自発的な取組と連携しながら、一緒になって価値の向上と県内周遊の拡大を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○古賀和浩委員＝大茶会の開催時期にとらわれず、常にツアーを開催してもらうということで、この「出張！お城ＥＸＰＯ」に来ていただいて、本当に佐賀県のお城のよさが佐賀県内の人にまずは広まったと私は本当に思っております。これを機会にさらに、酒井委員いわく、世界に誇るお城を広めていってもらいたいと思います。

私、議会中にちょくちょくＳＡＧＡＭＡＤＯに行っておりましてお客さんの

様子を見せてもらっていますが、先週ＳＡＧＡＭＡＤＯに行ったら奥のブースにゾンビランドサガのポップがありまして、そこを訪れてそのポップの写真を撮られている方が結構いらっしゃって、さらに、案内のところでは海外の方が次の周遊をするための案内、どこにどういった道順で行くかというような案内を聞いていらっしゃいました。

やはりツーリズムというのは、佐賀県はしっかりこれからどんどん開拓していける分野だと思っております。全世界にアピールを開始するときです。打って出ましょう。

気合を入れたところで、次の質問に移りたいと思います。

問いの二、路線バスを持続可能なものとするための県の取組についてです。

この質問は新幹線・地域交通問題対策等特別委員会でもしましたが、その後、バス路線について発表がありましたので、再度地域交通についてお伺いいたします。

私は、地域交通はその地域に住み続けるために欠かせない重要な社会基盤であり、路線バスは、広域で通勤通学される方などの多くの地域住民の日常生活を支えており、とりわけ県境をまたぐような路線は、なくなってしまえば、県外への人口流出にもつながってしまうことからも、地域そのものを支えるために重要な役割を担っていると考えております。

しかし、路線バスを取り巻く環境は厳しく、自家用車の普及による利用者数の減少や運転士不足などにより、減便や廃止をせざるを得ない路線も出てきております。

このような状況の中、佐賀市と神埼市、みやき町を通って久留米市に至る路線、江見線も令和八年十月一日に現在の交通事業者による運行が廃止される予定となっていましたが、先日、沿線三市町において、路線の利用状況や代替手段の有無等を勘案し、来年十月以降、共同で路線を運営することを検討されているということで報道されておりました。運営主体が沿線三市町と報道されておりますが、江見線は県も関わって汗をかいてきたと思っておりますので、江見線に対する県の対応をお聞きしたいと思います。

そもそも昨年二月に今年十月に廃止と現在の交通事業者から申し入れがあったときから、この地域の移動手段がどうなるかという県民の不安が始まりました。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

江見線の廃止についてです。

まずは、江見線の廃止申し入れに対する当時の県の受け止めについてです。

地域交通を守るべき立場として当時の県の受け止めはどのようなものだったでしょうか、お伺いします。

○江口地域交通システム室長＝委員からございましたとおり、江見線は昨年二月に現在の交通事業者から運転士不足に起因する廃止の申し入れがありました中で、段階的な減便及び令和七年十月一日に廃止する意向が示されました。

この廃止の申し入れを受けまして、利用実態を把握するため、県が沿線市町に呼びかけ、令和六年二月に実際に職員が乗車して江見線の利用実態を調査しました。その結果、通勤、通学、買い物、通院の生活利用が全体の約六五％を占めていること、また、そのうち約五〇％が路線廃止の場合に代替手段がないといった暮らしの移動手段として欠かせないものであることを把握いたしました。

地域住民の移動手段を確保するにはどのような対応が考えられるかなど、県と市町が一緒になって取り組んでいく必要があると考えたところでございます。

以上でございます。

○古賀和浩委員＝一緒になって考えたというところで、県が主導して取組をし

ようということでやっていったというところでございますね。

それでは、地域交通を確保するための取組について伺います。

県はそもそも、地域の生活基盤である地域交通全体を守るためにどのように取り組んできたのでしょうか、お伺いします。

○江口地域交通システム室長＝地域交通を持続可能なものとするためには、路線バスを単一路線で捉えるのではなく、路線バスをはじめとした地域交通システム全体として捉え、市町や交通事業者、地域住民の方々、国と連携しながら、地域の実情やニーズを踏まえて対応することが必要と考えております。

利用者の減少、財政負担の増、運転士不足といった地域交通を取り巻く課題に対して、「利用の促進」、「運行の効率化」、「運転士の確保」の三つの柱で取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○古賀和浩委員＝三つの柱で臨んでいると、それは佐賀県全域においてですよね。

この江見線廃止の申し入れ後には、現在の交通事業者や沿線三市町といろいろな関わりを今言われたように持たれたと思っております。江見線という地域の移動手段を確保するための県の取組をお伺いいたします。

廃止するとされた江見線に対するこれまでの県の取組をお伺いします。

まずは、現在の交通事業者に対する県の取組についてです。

現在の交通事業者による江見線の運行に対しまして、県はどのように取り組んできたのでしょうか、お伺いします。

○江口地域交通システム室長＝市町をまたぐ路線バス江見線につきましては、通勤や通学、買い物、通院など日常的な地域住民の移動手段であり、特に通学者や高齢者など自家用車の運転できない人にとって不可欠な地域交通としまして、佐賀県地域公共交通計画に位置づけ、現在の交通事業者に対しまして、国や市町とともに運行に係る財政支援を行っているところでございます。

また、運転士の確保に向けまして、県内のほかの交通事業者も併せまして、業界団体が実施される会社説明会やバスの運転体験会の開催に対して支援を行い、また、県外における採用活動の場を県が設定するなど、取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○古賀和浩委員＝それでは、沿線三市町の検討に対する県の取組についてお伺いします。

現在の交通事業者による運行について取り組んできたと思いますが、沿線三市町の検討に対して、県はどのように取り組んできたのでしょうか、お伺いします。

○江口地域交通システム室長＝県では地域住民の方々への影響を最小限にとどめることを第一に考え、行動してまいりました。江見線廃止の申し入れを受けた当初から、沿線三市町だけでなく、隣県の福岡県や久留米市も交えた関係者との議論の場の設定や意見の集約、先行きのスケジュールの提案など、必要な調整を図ってまいりました。

このような中、県の呼びかけで実施した実態調査の結果も踏まえて、佐賀市、神埼市及びみやき町は、運行の継続や廃止時期の延期などを昨年六月に現在の交通事業者に要望されました。その結果、当初の廃止時期を一年延長することにつながりました。

また、減便に対しまして、本年五月と六月にも改めて県が利用実態を調査し、通勤通学の多い時間帯の運行確保や、ダイヤの公表時期を夏休み前にすることなど、現在の交通事業者に要望すべきことを沿線三市町と議論し、県が沿線三市町と交通事業者とのパイプ役として、利用者の視点を持って調整してまいりました。

さらに、市町をまたぐ路線バスを沿線三市町が共同運営するに当たりまして、必要な手続や進め方などについて国や現在の交通事業者などに確認するなど、議論が前に進むよう調整を重ねているところでございます。

以上でございます。

○古賀和浩委員＝県は沿線三市町に対し、福岡県、久留米市も含めて、今の交通事業者も含めて、パイプ役となって推進してきていただいたのですね。その廃止が一年延期されるということで、そのとき、その辺りの発表のときもずっと私も地元の方から、常に江見線はどうなるとねと、かなりずっと言われておりまして、ちょっと取りあえず延期ということで御返事をさせてもらったんですけど、今後どうなるか、継続の方向で検討しているということしかちょっと言えませんでしたけど、そういう状況で、私も、今年の十月から減便される前に、九月のうちに減便される便に乗車してきました。

佐賀駅バスセンターと西鉄久留米バスセンターとの間に、平日に二往復、土曜も二往復、日曜は二往復半乗車して、乗降客を確認して、減便することによってどのくらい影響が出るかを調査して、また地域交通システム室と打ち合わせした九月にそういうことをやっておりました。

そんな中、最近になって、先ほど言われましたけど、沿線三市町の共同運営の報道がありました。まだ検討中ということで、まだ全ての議会で決定されているわけではありませんが、これまで江見線に関わってきた県としてどのように考えているか、次の点についてお伺いします。

江見線の運行継続に向けた現在の検討状況についてです。

まず、運営方法についてであります。

沿線三市町が共同で運営するとは具体的にどのような内容なのでしょうか、お伺いします。

○江口地域交通システム室長＝佐賀市、神埼市及びみやき町は、来年十月以降、江見線を共同で運営することとされております。これにつきまして、事業費に係る債務負担行為の設定に関する議案をそれぞれの十二月議会に上程されております。

運営の内容は、民間交通事業者に運行を委託することとされておりまして、それぞれの議会で御承認いただければ、沿線三市町で共同運営に係る協定を締結した上で事業者を選定する予定となっております。

なお、神埼市が代表して、選定された事業者と運行委託契約を締結する予定とされております。

以上でございます。

○古賀和浩委員＝それでは、運行区間についてお伺いします。

現在の江見線は、基本的に佐賀第二合同庁舎から西鉄久留米駅まで運行しており、その一部の便ではみやき町の寄人橋までの運行としております。

そこで、今後の運行の区間はどう考えていらっしゃるんでしょうか、お伺いいたします。

○江口地域交通システム室長＝あくまで現時点の状況でございますが、佐賀駅バスセンターから西鉄久留米駅までの約二十五・七キロを予定されているというところでございます。

以上でございます。

○古賀和浩委員＝今の状況を、言うなれば佐賀駅バスセンターから西鉄久留米駅までの距離でしたね。二十五・七キロを考えて検討しているというところでございますね。

それでは、沿線三市町の共同運営に対する県の取組と、その後についてお伺いします。

沿線三市町で共同運営する期間は、来年十月以降、五年間の予定とされていますが、県にはずっと関わってもらいたいと私は思っております。五年間の運

営期間も引き続き利用状況調査や利用促進事業など、関わり続けてもらいたい。よって、沿線三市町による運営期間における県の取組についてお伺いします。

これまでも支援し続けてこられましたが、新しい運営に変わり、沿線三市町にお任せ状態にすることなく、共同運営する期間において県はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○江口地域交通システム室長＝江見線を含めまして、路線バスを持続可能なものにしていくためには、それぞれの地域の実情やニーズを踏まえまして、見直しを続けていくことが必要と考えております。あわせまして、江見線を含め、路線バスの利用促進を図ることが必要と考えております。

「歩くライフスタイル」の観点からも、「乗って支える」意識を醸成するため、ラッピングバスや子供に楽しんでバスに乗ってもらうイベントなど、幅広い世代がバスを身近に感じる機会を創出したり、ＭａａＳですね、Ｍｏｂｉｌｉｔｙ　ａｓ　ａ　Ｓｅｒｖｉｃｅ――ＭａａＳを活用した便利でお得なデジタル切符の造成などに取り組んでまいります。

引き続き、市町や交通事業者、地域住民の方々、国と連携しながら、「利用の促進」、「運行の効率化」、「運転士の確保」の三つの柱で取り組んでまいります。

以上でございます。

○古賀和浩委員＝今言いましたのは五年間ということで、次に共同運営を予定されている五年間の期間後についてお伺いします。

沿線三市町は共同運営を予定されている五年間の期間後、江見線はどうしようとされているのかお伺いいたします。

○江口地域交通システム室長＝沿線三市町におかれましては、まずは五年間運行し、その中で利用実態や地域交通を取り巻く環境の変化などを勘案しながら、その後の運行について協議していくこととされているものと承知をしております。

沿線三市町におけるその後の運行についての協議に当たりましては、県も沿線市町と一緒になって考えていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○古賀和浩委員＝今後もぜひ関わっていただいて、沿線三市町と共に地域交通、江見線を守っていただきたい、そういう気持ちでございます。

今後、地域交通、特にバス路線など持続可能なものとするためには、これからも県は江見線に限らず、市町と連携し、しっかり関与して対応していくべきだと考えております。

最後に、地域交流部長にこれからの方針や自分の思いも含めてお伺いします。

路線バスを持続可能なものとするための県の取組について、江見線をはじめとした路線バスを持続可能なものとするためにどのように取り組んでいくのでしょうか、お伺いいたします。

○寺田地域交流部長＝お答えいたします。

今回の江見線の件でございますが、これはまさに路線バスが地域住民の暮らしにとっていかに重要か、地域交通の在り方はみんなで考えていかなければならないということを再認識する一つのきっかけになったのではないかなというふうに考えております。市町をまたぐような路線はもちろんでございますが、今回のように、県境をまたぐ路線というのは、県の役割も当然大きくなっていくというふうに考えているところでございます。

しかし、やはり共通しますのは、路線バスを持続可能なものにしていくためには、それぞれの地域の実情ですとか、ニーズを把握しながらその時々の課題や状況変化といったものを捉えながら、それに合わせて見直しを続けていくことが大事なことだというふうに考えております。

また、こうした見直しに当たっては、まずは地域住民が乗って支えるという意識も大事なのかなというふうにも考えております。これは地域交通を残すた

めに乗るという、そういった側面もあるかもしれませんが、やはり地域の方々が、今はマイカー利用の方も、いずれ地域交通を利用するときが来ますので、そういう意味では自分ごととして利用していくことを前提に、できるだけ使い勝手のいいものに見直しをしていくということが大事なのではないかというふうに考えております。

引き続き、県も関係者と一緒になって取り組んでまいりたいというふうに考えております。

そして、先ほど酒井委員の答弁で申し上げましたが、江見線を含む路線バスを持続可能なものにしていくためには、地域交通の置かれた課題に対して、まさに今、どう見直しを行うのかといったことだけではなくて、この先どのような地域交通を目指していくのかというふうな観点も大事だと思っております。地域交通の将来の姿を市町や交通事業者、地域住民など、関係者と議論して共有していくことも大事だというふうに考えております。

県の地域交通の目指すべき将来像を定めた佐賀県地域公共交通計画が来年度で計画期間の満了を迎えます。コロナ禍や二〇二四年問題を経て変化した交通業界の状況も踏まえまして、関係者ともしっかり議論しながら次期計画策定に向けた検討も進めていきたいというふうに考えております。

今後も引き続き、関係者と連携しながら、将来にわたって地域交通システム全体が持続可能なものとなるよう取組を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○古賀和浩委員＝何とぞよろしくお願いします。

ただ、沿線三市町とも決定したわけではございませんので、報道された内容についても、沿線三市町の住民の方などに広く協力、理解をしていただくということが、この考えていることが実現できることだと思っております。そのような協力を得られるように心から願いまして、次の質問に移りたいと思います。

問いの三は、安全な道路環境の整備についてです。この問いの三は身近な道路について、特に安全対策に重点を置いた質問をいたします。

言うまでもなく社会のインフラの要、道路の整備は県民生活に大きく影響し、地域振興など、地域の未来の方向性を決める要因となっております。それゆえ、県民が利用しやすい道路環境を整備せねばなりません。よって私は、道路整備については安全に配慮した環境の整備が重要だと考えております。

道路には高速道路や直轄国道である幹線道路、県道、市町の生活道路、歩道など利用形態によって様々な用途の道路があります。それぞれの道路が安全であるため、県、警察本部と連携しながら、交通事故の減少、特に交通死亡事故のゼロを目指してもらいたい。交通事故対策の安全整備に時間はかかるかもしれませんが、事故は待ってはくれません。

ちなみに、佐賀県の交通事故は、今朝ちょっと調べられなかったんですけど、十二月八日までで人身事故は二千二百二十七件、昨年同日比マイナス二百二十三件、死者数は八日までで十九人で、昨年同日比マイナス五人ですね。

私の住んでいる県東部地区は、大手の企業の進出が相次いでおります。鳥栖市の新産業集積エリアへの大手メーカーのアサヒビールや、吉野ヶ里町には半導体の材料となるシリコンウエハーの製造大手ＳＵＭＣＯの進出が決定しており、今後、工場が稼働すれば、従業員や関連会社社員による人口の増加が予想されます。私は通勤の際にそこの近くを通ってきており、道路整備がどんどん進んでおります。こんな中、資材や製品を運搬する車両などにより、工場周辺は車両が増加し、事故が増えるのではないかと周辺の住民からは心配の声も聞かれます。

また、国道三号線の四車線化も進んでいます。近くには、鳥栖市の基里の小中学校もあって、過去、事故がありました。そういう経緯から、道路改良事業

において歩道を整備するだけではなく、歩車道境界部に設置する防護柵など安全設備を充実すべきだと考えております。

そこで、次の点についてお伺いします。

県東部地区における安全な道路環境の整備についてです。

まずは、直轄国道の道路改良事業についてですが、国道三号の基里小付近の四車線拡幅工事は、二〇二六年度内に終了する予定と聞いております。渋滞は緩和するとは思いますが、車のスピードが上がることに対し、歩道整備など交通安全対策はどのように実施されるのでしょうか、お伺いいたします。

○天本道路課長＝お答えいたします。

国道三号鳥栖拡幅は、交通結節点である鳥栖インターチェンジ付近の交通渋滞の緩和や交通安全性の向上、周辺の開発計画の支援などを目的とした道路改良事業です。

姫方町交差点から鳥栖市基里小学校横を通り、商工団地北入口交差点に至る延長二・四キロメートルの事業区間において、今回、車道の四車線拡幅と併せて、両側の歩道整備や車両防護柵、横断防止柵の設置も進められております。

また、国道三号をまたぎ、基里小学校へ通学する児童も利用する横断歩道橋の希里橋も、国道三号鳥栖拡幅の整備と併せ架け替えが行われました。

委員がお話しされた、この区間の四車線への開通見通しが国から令和八年度と示されたところでございます。開通により交通混雑の緩和と併せて交通安全性の向上も期待されております。

以上でございます。

○古賀和浩委員＝本当にスピード、実際私は通っているんですけど、相当スピードが上がると思います。車歩道の境にあるやつが細い転落防止用の柵ではなくて、しっかりしたものをつけるとか、そういうスピードに応じた対応をしていただきたいと思っております。

また、そのほか、県道佐賀川久保鳥栖線一本杉住宅入口交差点付近でも四車線化事業を実施されていますよね。その近くにも麓小学校がありますし、その近くは商業施設や住宅の造成も予定されると聞いております。県道佐賀川久保鳥栖線では、そこも過去に信号のない交差点での死亡事故も発生していて、車のスピードの安全には特に気をつけなければいけないと感じております。

そこで、県道の道路改良事業についてお伺いします。

県では、県道佐賀川久保鳥栖線一本杉住宅入口交差点付近で四車線化事業を実施されていますが、これも歩道整備などの対策も実施されているのかお伺いいたします。

○天本道路課長＝県道佐賀川久保鳥栖線の乗目交差点から立石交差点の約二キロメートルの区間は、交通量が非常に多く、朝夕の通勤時間帯を中心に交通渋滞が発生しております。また、この区間は麓小学校の通学路にもなっていますが、片側しか歩道がない上、幅員が狭く、交通安全対策も必要な箇所、区間となっております。

このため県では、令和五年度までに乗目交差点から一本杉住宅入口交差点までの約一・一キロメートルについて、車道の四車線化を伴う道路改良事業を行っております。四車線化と併せて両側の歩道整備を実施し、歩道については、歩行者数や沿道の状況から両側の歩道整備を実施しまして完了したところでございます。整備区間は四車線化で道幅が広くなりまして、車両の走行速度も上がることから、歩行者の横断事故を防止する目的で横断防止柵の設置も行っております。

その先の一本杉住宅入口交差点から西側の約四百メートルの区間は、令和六年度から「一本杉工区」として事業を進めております。この区間については、乗目交差点から一本杉住宅入口交差点までと同様に交通量が非常に多く、道路の両側に住宅もあり、通学路にもなっていることから、整備に当たりましては、

四車線化と両側の歩道整備を行うこととしております。

こうした拡幅を伴う道路改良事業は、交通渋滞の緩和だけでなく、歩道整備による安全な歩行空間の確保や、交通渋滞に起因する追突事故の減少などの交通安全性の向上にも寄与するものと考えております。

以上でございます。

○古賀和浩委員＝次に、生活道路についてお伺いします。

生活道路は住民にとって特に身近であり、歩行者や自転車が通り、特に通学路においては、住宅が建設された際に急に歩行者数や通行量が変化をし、できるだけ素早い対応が必要となります。県道などの生活道路においても安全施設整備は重要でございます。

そこで、県管理道路における交通安全対策についてお伺いします。

県道北茂安三田川線板部交差点付近の西尾橋付近の架け替え工事に合わせて歩道が整備されましたが、橋梁前後の区間も歩道の整備などの交通安全対策は実施されるのでしょうか、お伺いいたします。

○江口道路安全推進室長＝県道北茂安三田川線につきましては、寒水川の河川改修に伴う架け替えに合わせ、西尾橋や板部交差点を含みます約六百メートルの区間を西尾橋工区として平成二十三年度から事業を進めているところでございます。この区間は交通量が多く、北茂安小学校の通学路となっていることから、西尾橋の前後も含め、この事業において両側の歩道整備を行っております。また、県道中津隈原古賀線と交差する板部交差点は右折レーンがなく、朝夕の通勤時間帯には交通渋滞が発生していることから、今回、右折レーンを設置する交差点改良も実施する計画でございます。

今後、交差点部には歩行者の安全を確保するため、車両の誤侵入を防ぐボラードを設置することとしております。

以上です。

十二月十日　地域交流・県土整備　古賀和浩委員

○古賀和浩委員＝しっかり対策をお願いします。

市町においては、道路整備を行った後に時勢の変化や生活パターンの変化により改修しなければいけない場所が多くあります。私の地元の基山町では、住宅団地の整備がえらく拡充していって、子供たちの登下校者数が想定より相当増えまして、さらにその先の鳥栖に向かう大型車の通行も増えて、通学路の歩道の拡幅など、今、安全のための改修工事が行われております。

一方、市道や町道の整備などは自治体の財政負担に大きくのしかかっており、県民の要望どおりには進まず、安全施設整備に時間がかかることもあります。よって、市町における交通安全対策についてお伺いします。

国や県は、道路改良や歩道整備などの交通安全対策に取り組まれていますが、市町において、特に私の地元である基山町の取組を含め、どのような対策を実施されているのでしょうか。さらに、県としてどのように市町に対し、支援、助言、指導をしているのでしょうか、お伺いいたします。

○江口道路安全推進室長＝交通安全事業につきましては、令和三年度に千葉県八街市の事故を受け、全国で実施された通学路合同点検により要対策に位置づけられましたところの対応としまして、国において令和四年度に交通安全対策補助事業制度が創設されております。市町におきましては、この補助事業制度や交付金を活用しながら交通安全対策事業を進められております。

委員のお話にありました基山町におきましては、そこで要対策になりました七カ所につきまして、交付金を活用して、令和七年三月までに全ての対策が完了しているという状況でございます。また、県内では、令和三年度の通学路合同点検後も定期的に関係者による通学路の点検が継続されておりまして、対策が必要と判断された箇所につきまして、交通安全対策の検討を進められております。

基山町におきましては、基山中学校に近い町道牛会・八ツ並線の歩道整備や

小中学校付近の町道におきまして、ボラードや交差点防護柵の設置、路肩のカラー化など歩行者を守る対策が実施されているところでございます。

県としての支援につきましては、市町の交通安全に関わられている担当課長さんや実務担当者を対象としました会議を年に二回実施しておりまして、交通安全対策を含む道路事業に関する補助事業制度などの理解を深めてもらうこととしております。

具体的には、活用可能な事業の紹介、事業の実施や予算要求に係る変更点、留意点などについての情報共有をして、今後の事業計画の検討に役立てていただいております。

また、市町からの事業に関する相談につきましては、市町道担当において随時受け付けておりまして、円滑に業務が執行できるよう支援をしているところでございます。

以上です。

○古賀和浩委員＝しっかり市町と連携して、市町の財政は本当なかなか大変ですので、町を開発すればするだけ、やはり道路の状況が変わってきますので、なかなかその対策を打つ時間が追いついていかないというような状況もありますので、その辺りは県と国と支援をよろしくお願いしたいと思います。

最後に、私が道路に関して質問をする場合はいつも交通安全について質問しております。何度も何度も質問するのはそれだけ道路事情が変化をしているということであります。県としては、道路事情に気を配り、改修などをし続けなければ、救える命は救えません。

最後に、今後の取組について伺います。

歩行者の安全確保のため、交通安全対策を継続していく必要があると考えますが、県は今後どのように取り組んでいくのでしょうか、お伺いします。

○江口道路安全推進室長＝県では、大切な命が奪われる悲惨な交通事故をゼロにするという思いで、「ＳＡＧＡ　ＢＬＵＥ　ＰＲＯＪＥＣＴ」により、県警察、教育委員会などの関係者で連携し、ハード、ソフトの両面から総合的な交通安全対策に取り組んでいきます。「ＳＡＧＡ　ＢＬＵＥ　ＰＲＯＪＥＣＴ」に取り組んで以降、人身交通事故の発生件数は着実に減少しているところでございます。

現在、交差点内のカラー化やハンプの設置など、安全な道路環境の整備に、国、県及び市町が連携しながら取り組んでおります。

また、通学路については、歩行者の交通事故死傷者数を見ると、七歳が突出しているという現状を踏まえて、新たに「七さいめせんのこうつうあんぜん」として子供の視点に立った交通安全対策を進めておりまして、今年度は通学状況をカメラで撮影するなどモデル点検を実施しております。それを基に保護者、学校関係者、専門家などの意見を聞きながら、子供の目線や行動特性を考慮した点検マニュアルを年度内をめどに作成できるよう取り組んでいます。

県としては引き続き、交通安全対策を着実に進めるとともに、歩行者、特に子供や高齢者が交通事故に巻き込まれることがないよう、関係者と連携し、それぞれの地域の実情に応じた対策に取り組んでいきます。

また、こうした交通安全対策を進めていくためには予算の確保が必要であり、国への政策提案などを通じ、交通安全対策を含む道路関係予算の確保にも努めていきます。

以上です。

○古賀和浩委員＝対策は本当に継続が大事でございます。今後もできるだけ予算を確保していただいて、事故があった後に対策を早くすればよかったと後悔しないような対策実現をお願いして、次の質問に移ります。

最後に問いの四、治水対策の推進についてお伺いします。

近年、全国各地で豪雨災害が激甚化、頻発化しており、令和七年度において

九州では、八月六日から十二日にかけて線状降水帯が繰り返し発生し、福岡や熊本、鹿児島県においては、河川の氾濫や堤防の決壊、護岸の崩壊などの被害が発生したところであります。

今年の十月、先々月ですね、この委員会で視察しました熊本県の人吉市においても、令和二年七月の豪雨で球磨川の氾濫による甚大な被害が発生し、貴い命が失われました。二〇三五年の完成予定とされています流水型の川辺川ダムの建設が進められていると説明を受けた後、実際に球磨川の氾濫現場に行くと、工事もしてあるんですけど、その上に被害家屋がまだ残っておったり、鉄橋というか、橋が流されて、その橋脚だけがまだ川の中に残っているというような生々しい被害の爪痕が残っていましたし、青井阿蘇神社に行ったんですけど、そこの鳥居がほぼ浸水するくらいまで、約四メートルぐらいの水位の痕跡が残っていました。ここまで来ましたというような目印がありました。そのとき私たちが歩いていた道路や住宅の二階を含め、市街地一帯が浸水し、甚大な被害を受けたということを本当にこの目で見て実感をしました。治水の大切さを私は再認識したところでございます。

このように、一度災害が発生すると、復旧にはとてつもない時間がかかりますので、災害が発生する前にいかに治水事業を進めるか、また、特に一年の今の時期、十一月から五月までの非出水期に治水事業を進めるかが大切であります。

そこでまず、県内の河川の改修状況についてお伺いいたします。

県内河川の改修状況についてであります。

現在、県内各地で県管理の河川の改修事業が進められていると思いますが、県管理河川の整備状況はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○中原河川砂防課長＝県が管理する河川は、一級河川及び二級河川合わせまして四百五十四河川あり、その総延長は約一千三百六十九キロメートルであります。このうち山間部などを除いて整備が必要な区間の延長は約一千二十八キロメートルとなっています。令和六年度末までに約五百三十キロメートルの改修を完了しており、河川整備率は五一・六％となっております。

以上です。

○古賀和浩委員＝それでは、令和七年度の河川改修状況についてお伺いします。

県管理河川の改修事業について、令和七年度は主にどのような事業に取り組んでいるのでしょうか、お伺いします。

○中原河川砂防課長＝県が実施しております河川改修事業については、国の補助事業や防災安全交付金を活用して河道拡幅や護岸整備、堤防補強などを行っております。

具体的には、小城市の晴気川やみやき町の寒水川など八河川、八カ所で橋梁や堰の改築等規模の大きな工事を実施しています。集中的に多くの予算が必要な工事であることから、大規模特定河川事業等の補助事業を活用しています。

また、防災・安全交付金を活用いたしまして、三十河川、三十四カ所で河道拡幅や護岸整備、堤防補強などに取り組んでいるところです。

河川数と箇所数が違っているところにつきましては、同じ河川で改修事業と堤防補強を行っておりますので、箇所数が多くなっております。

さらに、令和元年、令和三年に発生しました大規模な浸水被害を受け、令和七年三月二十八日に、国、県、武雄市、嬉野市にて、六角川流域水害対策計画を策定しました。令和七年度から、特定都市河川浸水被害対策推進事業により、武雄市の甘久川の整備に着手したところであります。

以上でございます。

○古賀和浩委員＝私は、消防団のときに何回も災害対応で土のうを積んだ経験がありますし、また、基山町の防災パトロールに毎年参加をしておりまして、

過去災害があった河川の工事の復旧状況を確認しております。そのときに周りに住んでいらっしゃる方は、まだ終わらんとねと言われておりますし、実際に雨が降ったらまた壊れるんじゃないかというふうに考えられている方も多うございます。

河川改修事業については、補正予算も活用するなど予算を確保し、継続的に事業を進めることが重要だと考えていますし、用地買収などの改築等も必要であり、時間がかかるのも承知しておりますので、私も現地の土木事務所の職員と一緒になって、住民に対して説明をしております。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

鳥栖・三養基地区の県管理河川の改修状況についてです。

特に、現在の鳥栖・三養基地区の県管理河川の整備状況はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○中原河川砂防課長＝鳥栖・三養基地区において県が管理している河川数は三十五河川あり、その総延長は約百四十二キロメートルであります。このうち、整備が必要な区間の延長は約百十三キロメートルとなっております。令和六年度末までに約六十九キロメートルの改修を完了しており、河川整備率は六一・一％となっております。

以上でございます。

○古賀和浩委員＝それでは、令和七年度の鳥栖・三養基地区の改修事業についてどのように取り組んでいるのでしょうか、お伺いします。

○中原河川砂防課長＝令和七年度は七河川、九カ所で河道拡幅や護岸整備、堤防補強などを行っております。具体的な事業箇所としましては、補助事業により、みやき町の寒水川において河道拡幅や護岸整備を行っております。また、交付金事業により、みやき町と上峰町の町境の切通川、みやき町の通瀬川、鳥栖市の西田川、基山町の実松川で河道拡幅や護岸整備などに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○古賀和浩委員＝今、交付金事業で実松川のことも言われましたけど、その基山町の実松川においても平成三十年に水があふれて、道路に冠水等の被害が発生したところで、先ほども言いましたように、この実松川も土のう積みを昔行いました。消防団活動を通して、命を守りたいという思いは県議会議員を志したきっかけの一つでもあります。

その実松川の整備状況は、今、結構時間を要しております。時間を要している理由は、横の道路の地下の工事に時間がかかったり、長崎街道が横に通っておりますので、そこの景観等を考慮した部分。また、工場や住宅がひしめき合っているので、仮橋を架けなきゃいけないとか、そういうことがあることは理解していますが、さっき言いましたように、住民の不安がやっぱりまだずっと残っておりますので、少しでも早く不安を取り除いてもらうような工事を急がねばと私は強く思っております。

そこで、実松川の整備状況について伺います。

現在、河川改修事業が進められていますが、整備状況及び今後の取組はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

○中原河川砂防課長＝実松川につきましては、平成二十六年度から秋光川合流点から上流約一キロメートル区間において河川改修事業に取り組んでいるところでございます。そのうち、秋光川合流点から秋光交差点までの約四百メートル区間を重点的に河道拡幅及び護岸の整備を行っており、令和五年度までに秋光川合流点から約百六十メートル区間の整備が完了しているところです。

残り約二百四十メートル区間につきましては、地域の生活道路である町道が河川に沿って通っており、途中で実松橋が河川を横断している状況です。そのため、実松橋付近の河道は東側に付け替える計画となっており、それに伴い、

実松橋も架け替える必要があります。架け替えに当たっては、地域の生活道路としての機能を確保するために、下流側に迂回路の仮橋を設置し、交通を切り替えた上で、昨年度までに新しい実松橋の工事が完了しております。今年度は、新しい実松橋の上下流の河川の付け替え工事を進めてまいります。

今後も、地元住民への工事の影響を最小限に抑えるため、地域の生活道路の機能を確保しながら、新しい河道へ切り替えるための護岸整備や仮橋の撤去等を進めていく予定です。

また、毎年、当該年度の工事に着手する前には地元の説明会を開催しているところでございます。引き続き地域住民の関係者に対して丁寧に説明などを行いながら事業を推進していくこととしています。

以上でございます。

○古賀和浩委員＝引き続きよろしくお願いします。河川改修は本当に時間がかかるものでございますが、着実に進めていただきたい。

そこで、やっぱり即効性のある河川のしゅんせつも合わせて行うなど、命を守るための治水対策をできるだけ早く進めてもらいたいと考えております。

そこで、次の点について伺います。今後の取組についてです。

今後ますます豪雨災害が激甚化、頻発化していくことが予想される中で、県民への安心・安全な暮らしを築いていくためには、河川改修事業を進めるなど、治水対策の推進が重要と考えております。治水対策の推進に向け、県は今後どのように取り組んでいくのでしょうか、お伺いいたします。

○中原河川砂防課長＝これまで長年かけて行ってきた河川改修は、現在、整備率で五一・六％となっており、一定の治水効果を発揮しているものの、まだまだ整備が必要な箇所が多いことから、近年の気候変動の影響により激甚化する豪雨災害に対応するためにも、着実に河川整備を進めていく必要があると認識しています。

河川改修を着実に進めるためには、継続的な予算の確保が重要であります。これまでも当初予算のみならず、総合経済対策に係る国の補正予算も活用してきたところであります。今後も政策提案を行うなど、予算確保に努めていきます。

一方で、計画的な河川整備には一定の時間を要することから、県では内水対策プロジェクト「プロジェクトＩＦ」を立ち上げ、河川しゅんせつや田んぼダム、クリークの事前排水、内水監視カメラや浸水センサーの設置など、できることから順次取組も進めているところでございます。

また、災害発生のおそれがあるときなど、いざというときに県民の速やかな避難行動に結びつくよう、市町へのハザードマップ作成の支援、雨量や河川の水位といったタイムリーな水防情報の提供など、ソフト対策にも積極的に取り組んでいるところです。

今後も、県民が安全・安心して暮らせる災害に強い県土を実現するため、国の補正予算なども活用し、河川改修事業を推進しながら、ハード、ソフト一体となった総合的な治水対策にしっかりと取り組んでいくことと考えています。

以上でございます。

○冨田委員長＝暫時休憩いたします。十五時十五分をめどに委員会を再開いたします。

午後二時五十八分　休憩

午後三時十五分　開議

○冨田委員長　委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○石井委員　十月日のたつのは早いもので、あと二十日もすれば、新しい年を迎えることになります。昨年も元旦早々いろいろありましたよね。能登半島地震から始まって、夏の酷暑、それから今年はせんだっての大分県の佐賀関で大変な火事がありましたし、それから北海道、東北地方にかけて熊の被害、そういうものもあって、あの地域の方たちは大変だなと思います。そして、今日の新聞にも出ておりましたけど、「青森震度六強」、マグニチュード七・五という大変な地震が発生をして、初の後発地震注意情報というのが出たということで、本当にお見舞いを申し上げたいと思います。

ダニーロ・ヤブグシシンという人を御存じですか。大相撲の安青錦です。ちょっと話をしますと、十一月二十六日に、安青錦はウクライナ出身ですけれども、初の大関に昇進をされたということでありました。初土俵から僅か二年余り、所要十四場所での昇進ということですね。異例ずくめだと思います。驚異的なスピード出世を後押しした背景の一つには、日本文化への適応力があるという記事を目にしまして、私はずっといろんな新聞を調べて、ちょっと書いてきているんですけれども、年の暮れには年越しそばを食べ、年明けには神社へ初詣に必ず出かけるということですね。それから、初土俵から新弟子の人たちは、約半年通う相撲教習所では書道の授業が課せられるということで、それに魅了されたという話ですね。筆を持ってゆっくりと字を書くのがいいと。先生にうまいと褒められたという話も安青錦はしております。得意な文字は安青錦の「錦」だそうです。

そして、日本人よりもしかしたら日本人に近いのかなというか、我々も見習わなければいけないのかなと思うんですけど、神社仏閣を巡るのが趣味だという話もしてくれております。日本人以上に国技である相撲の文化を大切にしているという話、記事を読んで、頂点を目指すということを本人が言ってくれておりますし、言っていますので、ぜひ横綱を目指して頑張ってくれるものだろうと思って、期待をしたいというふうに思います。

それでは、質問に入っていきます。

まず最初に、「世界の文化創造拠点ＡＲＩＴＡプロジェクト」について、お伺いをしていきたいと思います。

今回、佐賀県が文化庁の補助事業、「本物の日本文化を体験する観光拠点整備事業」、ＡＣＥプログラムに採択されたことは非常に意義深いことだと考えております。

このＡＣＥプログラムは、日本を代表する本物の文化を体験できる世界レベルの文化観光エリアをつくることを目的としたものでありまして、佐賀県にとって大変大きなチャンスだと、そういうふうに思っております。

県が進めます「世界の文化創造拠点ＡＲＩＴＡプロジェクト」は、主にインバウンドをターゲットに世界に誇る佐賀の陶磁器を核として、陶磁器発祥の地、有田を起点に県内の地域資源をつなぐ文化ツーリズムを創出する事業で、五カ年の総事業費、これは約十二億円だと言われておりますけれども、大規模なプロジェクトと思っています。こういうプロジェクトはめったにないと思います。

県内の陶磁器産業の販売額が減少し、苦戦している中において、このプロジェクトをきっかけに、ぜひ元気になってもらいたいと思って、大変期待をいたしております。

有田には世界に誇る焼き物文化だけでなく、四百年を超える歴史や伝統を感じさせる町並みなどの多くの文化資源が残るすばらしい町であります。にぎわいが有田陶器市や秋の陶磁器まつりなどのイベント時期に偏っておるんではな

いかと思っております。そのポテンシャルをもしかしたら十分に生かし切れていないのかもしれないと感じています。

「世界の文化創造拠点ＡＲＩＴＡプロジェクト」においては、今回、有田を起点として取組を進めていくことは理解をしておりますけれども、県内には皆さん御承知のとおり、有田だけではなくて、唐津、伊万里、それから武雄、私どもの嬉野とか、多彩な陶磁器文化とか個性豊かな地域資源がある地域が数多くあります。そうした周辺地域ともしっかりと連携をし、佐賀の地域資源を点ではなくて、面としてつなぐことによって、事業効果を一過性のものに終わらせることなく、県全体に広げることが重要と考えています。

また、昨今の日中関係の状況を踏まえますと、インバウンドのターゲットが特定の国・地域に偏り過ぎることにはリスクもあるんではないかと思っています。

県内では今のところ、徐々に影響が出ているという声を部分的には聞いておりますが、今後、長期化するおそれもありまして、これは注視していく必要があると思います。

これも皆さん御承知のように、中国と今、日本の関係が必ずしもいいという関係ではなくなりつつありますので、非常に心配しているということで、インバウンドのターゲットを定めることに当たっては、国際情勢にも左右される可能性があるということであります。今申し上げたとおりです。リスク分散の視点も必要であると、そういうふうに思います。

このプロジェクト推進において、こうしたことも考慮しながら取り組んでいただきたいと思いますけれども、事業化した背景についてですが、これはどのような背景で、県として文化庁のＡＣＥプログラムに手を挙げ、「世界の文化創造拠点ＡＲＩＴＡプロジェクト」を事業化するに至ったのか、まずお伺いをしたいと思います。

○太田観光課長＝佐賀県は有田をはじめ、唐津、伊万里、嬉野、武雄など多彩な陶磁器文化があふれる、世界に類のない県でございます。中でも有田町は歴史や伝統、焼き物文化が日常に溶け込む町並みなど、世界屈指の文化資源があふれる地域です。しかしながら、旅のディスティネーションとしての価値をまだ十分に世界には伝え切れていないと感じておりました。

また、世界の動きを見てみますと、近年、文化関心度や知的探求心の高い、いわゆる高付加価値旅行者の市場が拡大しておりまして、旅行による様々な体験を通して、地域の伝統・文化、自然に触れ、知識を深めたいというニーズが高まっております。こうした旅行者に対して、有田焼をはじめとしました多彩で多様な佐賀県の陶磁器文化は親和性が高いと考えておりまして、佐賀にしかできない文化ツーリズム事業に取り組む好機と捉えておりました。

そのような中、文化庁が本物の文化を体感できる世界レベルの文化観光拠点づくりをハード、ソフト両面で支援する補助事業、「本物の日本文化を体験する観光拠点整備事業（ＡＣＥプログラム）」を新たに創設することを知りまして、チャレンジすることを決意したところでございます。

急ピッチで準備をして申請いたしました。こうした経緯でＡＣＥプログラムに九州で唯一採択いただいた結果、今年の九月議会で補正予算にお願いいたしまして、事業化に至ったものでございます。

以上です。

○石井委員＝九月議会で我々もある程度の勉強はさせていただきました。これはハード、ソフト両面での支援ということですから、本当に千載一遇のチャンスというか、そういうものだろうと思います。これはぜひ成功に導かなければなりません。

このＡＲＩＴＡプロジェクトでは、目指す姿というのはどういうものを目指しておられるんでしょうか。

○太田観光課長＝本プロジェクトでは、有田に本質的な価値を求める世界中の人々を呼び込むことで、地域と訪れる人が相互に影響を与え合い、有田を世界の文化創造拠点へと進化させることを目指しております。まずは、有田の町全体を歴史と名工の技、これまで紡がれてきた物語を感じるような「生きたミュージアム」にし、世界の文化関心層が目指す場所へしたいと思っております。

さらに、有田を起点に佐賀ならではの特別な体験や文化資源とつなぐことで、県全体へ効果を波及させ、文化、観光、産業の好循環を目指すものでございます。

以上です。

○石井委員＝そういう趣旨の下にこの目指す姿について具体的になっていけばいいと思いますし、こういうチャンスはめったにありませんので、ぜひ取り組んでいただければと、そういうふうに思いますし、我々もいろんなところでお手伝いができる部分があればしっかりお手伝いをしていくという形になろうかと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、想定するターゲットの中で、よく言われているインバウンドの現状についてでありますけれども、この「世界の文化創造拠点ＡＲＩＴＡプロジェクト」は主にインバウンドをターゲットとしていると、今話も聞いておりますけれども、佐賀県のインバウンドの国、あるいは地域別の状況と、先ほど申し上げました昨今の日中関係に伴う影響がどういうふうになっているのかお伺いをしたいと思います。

○太田観光課長＝令和六年の県内宿泊観光客数は約二百三十四万人で、そのうちインバウンドは約二十三万人と佐賀県全体の約一割となっております。国・地域別でいきますと、韓国が約七万五千人、全体の三二・八％で最も多く、次いで台湾が約四万一千人、中国が約三万九千人となっておりまして、この三つの国・地域で全体の約七割を占め、中国は県内のインバウンド全体で約一七％の割合となっております。

本県におきまして日中関係の影響についてでございますが、現在、旅行会社の視察ツアーや中国での商談会が中止されるなどの影響が見られております。また、県内宿泊施設におきましては、中国人旅行者のキャンセルなどによる大きな混乱は今のところ生じておりませんが、県としましては、状況をしっかりと見据えながら、県内の宿泊施設や旅行関係者との情報共有を図りながら、引き続き影響の把握に努めるとともに、今後の国際情勢や旅行動向を継続的に注視してまいります。

以上です。

○石井委員＝今のところ、そう大した影響はないというお話でありました。

私は、旅行関係者とか、いろんなところで全国的な感じで聞くと、やっぱり中国の方は関西、大阪とか京都とかが非常に多いということであります。徐々にはその影響が出てきているんですけど、これからが多分大変になっていくんじゃないかなという想像ができますよね。だから、そういうものを先取りした対策、対応、これが非常に大事になってくると思いますから、ぜひそういうものをしっかり検討しながらやっていただきたいと思いますし、この想定するターゲットについてでありますけども、「世界の文化創造拠点ＡＲＩＴＡプロジェクト」ではどのようなターゲットを想定されていますか。

○太田観光課長＝「世界の文化創造拠点ＡＲＩＴＡプロジェクト」では、欧米などを中心としました文化への関心が高く、知的探求心の高い高付加価値旅行者をメインターゲットとして想定しております。これまで取り組んでまいりました東アジアを中心としたインバウンド市場においても、引き続きしっかり取り組みながら、このプロジェクトで新たに欧米を中心とした高付加価値旅行者の市場も取り込むことで、エリアのブランディング、滞在の長期化や観光消費額の増加につなげていきたいと考えております。

○石井委員＝今、高付加価値の話が出ましたけど、これもやっぱり情報の発信がそういう意味では非常に大事になってくるのかなという感じがいたします。

それでは、今年度はどのような取組を行っておられますか。

○太田観光課長＝プロジェクトの初年度であります今年度は、有識者を交えたプロジェクト推進体制の構築、地域が目指す将来像やニーズを踏まえた上で、将来的な自走化を見据える自走化戦略の策定に取り組み始めたところでございます。

一月下旬には、地域におけるプロジェクトのキックオフの意味も込めまして、有田町において観光関係者、陶磁器産業関係者、地域住民などを対象としたエリアフォーラムも開催したいと考えております。

地域の皆さんの思いや高付加価値旅行者を顧客に持つ観光関連事業者へのヒアリング調査などを基に、三月末までに自走化戦略を策定する予定です。

○石井委員＝分かりました。

今年度の取組の状況ですけれども、今年度はどのような取組を今のところ行っておられますか。

○太田観光課長＝今、まさにプロジェクトの取組を始めたところでして、推進体制の構築のためのそういった戦略を策定するチーム体制づくりを今ちょうど行っているところでございます。

○石井委員＝分かりました。

それで、今後の取組が非常に重要になってくると思います。冒頭申し上げましたように有田の周辺地域との連携、これは先ほど申し上げました唐津、伊万里、武雄、嬉野、そういうところを含めたところの連携になってくると思いますけれども、どのように取り組んでいかれるのでしょうか。

○太田観光課長＝まずは、有田の町全体を「生きたミュージアム」とすることを目指しまして、九州陶磁文化館の文化観光ハブ拠点化や、町内に点在する文化資源をストーリーでつなぎ、世界へ発信していきたいと思っております。

さらに、有田を起点に陶磁器とティーツーリズムなど佐賀ならではの特別な体験や文化資源とつないで、唐津、伊万里、嬉野、武雄など周辺地域へ広げてまいります。

知的探求心の高いインバウンド旅行者が文化を体感し、共感し、また来たいと思わせるようなコンテンツの創出や、心に響くプロモーション手法の転換などを地域の方々と進めていく予定です。

本プロジェクトを通して、佐賀に何度も訪れたいという国内外のファンを増やし、住む人と訪れる人が共に感動を共有し、お互いが高め合うことができるような文化観光を、この佐賀から生み出していきたいと考えております。

○石井委員＝最後になりますけれども、国内消費者の低価格志向や担い手不足の影響で有田焼の出荷額が随分減っていますよね。随分というよりも劇的に減っているんですね。県陶磁器工業協同組合によりますと、加盟窯元約七十社の出荷額が二〇二四年で六十九億八千万円、ピーク時は一九九二年に四百十三億円で約六分の一だったという、そういう調査結果が出ています。

こういうことで、非常に苦戦をされているんですね。だから、今度のこの事業を本当に起死回生の一発じゃないですけども、そういう気持ちで、これは行政だけじゃなくて、本当に関係者一つにまとまってやるというのが非常に大事だと思いますし、そういうふうにぜひやっていただきたいと思うんですね。それこそ県を挙げてやるという形になろうかと思いますけど、その辺の決意的なものを聞かせてください。

○太田観光課長＝今の有田焼の状況というところは本当に焼き物出荷額としましては苦しい状況にあるというふうに聞いております。

現在、プレミアムコンテンツを実際に幾つかつくって体験をして、欧米の方に来てもらっていらっしゃるという事業者さんがありまして、そうしたことを

通して、今ある有田のそういった窯元さんだったり、町並みを見ることで、やはり焼き物のすばらしさをまた知っていただく、そういった機会につながり、購買にもつながっているというふうに聞いております。なので、この事業を通しまして、有田町にいらっしゃる窯元、商社、様々な方、また、伊万里、武雄、唐津と、様々な陶磁器関係の方々とつながりながら、しっかりと取り組んでいければと思っております。

○石井委員＝ありがとうございました。ぜひその気持ちでやっていただきたいと思います。

こういう五年間で十二億円も幾らもという予算を組める事業というのは本当にほとんどありませんので、これを生かしていただきたいと思いますし、それが有田をはじめとした陶磁器産地の、ある意味の復興につながれば、本当にこれにこしたことはないと思います。みんなでぜひ頑張っていただきたいと、そのように思います。

次に、過疎対策としての地域振興についてお伺いをしていきます。

少子・高齢化の進展と人口減少の深刻化は、全国の地方自治体が共通して抱える構造的な課題であり、地域社会の持続性を揺るがす最大の要因となっていると思います。

こうした中、国においては、過疎地域対策緊急措置法、現在は「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」、いわゆる過疎法を昭和四十五年に制定以来、四度の法改正が行われながら、半世紀以上にわたり過疎対策を展開しているところであります。

一方で、本県の過疎地域においては、社会減、自然減の双方によって、人口減少が引き続き加速をしておると思います。特に若い世代の県外、都市部への流出や、出生数の減少は、地域の将来に直結する深刻な問題であり、地域の担い手不足は、農林水産業をはじめとした産業の衰退を招き、地域経済全体の縮小をもたらしていると思います。

こうした人口構造の変化は、単に人が減るというだけでなくて、医療、介護、福祉、教育、産業、行政サービスなど、地域の日常生活を支える機能そのものを維持できなくなるおそれがあると思います。結果として、地域の活力やコミュニティーの結束が弱まり、悪循環的に人口流出や産業の衰退をさらに加速させるリスクがあります。

しかし一方で、過疎地域は、人が少ないからこそ、豊かな自然環境、美しい農山漁村の景観などを維持できている側面もあります。過疎地域や都市部では得られない価値や魅力を持つ存在であり、県全体の持続可能性を考える上で欠かすことのできない地域だと考えております。

このように、過疎の問題は、その地域固有の問題にとどまらず、県全体の活力や次世代に引き継ぐべき地域資源にも深く関係しており、県民一人一人が自分事として捉える必要があるのではないかと思っております。

過疎の概要についてでありますけど、過疎法の制定についてはどのような背景で立法化されたのかお伺いいたします。

○永田さが創生推進課長＝法律が制定された背景として、昭和三十年頃からの日本経済の高度成長の過程で、農山漁村を中心とする地方の人口が急激に大都市に流出し、その結果、地方において一定の生活水準や地域社会の維持が困難になるなど深刻な問題が生じておりました。

こうした人口減少に起因する諸問題に対応するため、昭和四十五年に過疎地域対策緊急措置法、いわゆる過疎法が制定されたものでございます。

以上でございます。

○石井委員＝昭和四十五年ですから、随分年数がたちますよね。

この制定後の運用についてでありますけど、この法の制定後、どのような運用をされてきたのでしょうか。

○永田さが創生推進課長＝昭和四十五年に制定されましたこの過疎法でございますが、当初は十年間の時限立法でございました。このため、以降、その時々の人口推移や社会状況などを反映し、十年ごとに法律が改正されたり、期限が延長されるなどにより、指定されました過疎地域の税制、財政等に対する支援措置等の運用がなされております。

以上でございます。

○石井委員＝それでは、指定の要件についてでありますけど、過疎法ではどのような地域が過疎地域として指定をされているのでしょうか。

○永田さが創生推進課長＝現在の過疎地域の指定については、令和二年に制定されました「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」において示されております人口要件、それから財政力要件、それぞれ満たした地域とされております。

人口要件の例としましては、昭和五十五年から令和二年までの四十年間の人口減少率が三〇％以上や、平成七年から令和二年までの二十五年間の同じく人口減少率が二三％以上といった要件が設けられております。

また、財政力要件の例としましては、平成三十年度から令和二年度の三カ年平均の財政力指数が〇・五一以下といった要件が設けられております。

これらの人口要件、財政力要件をいずれも満たした地域を過疎地域として総務省が指定しているところでございます。

以上でございます。

○石井委員＝この二つの要件を満たしているところということであります。

この支援措置についてでありますけども、過疎地域に指定されると、どのような支援措置がありますか。

○永田さが創生推進課長＝過疎地域に指定されることによりまして市町は、税制上、財政上の支援措置を受けることができます。

まず、税制上の支援措置として、過疎地域に進出した企業に対する税制上の支援、いわゆる過疎税制。次に、財政上の支援措置として、市町が整備する公立学校、保育所等の整備に対する国庫補助率のかさ上げや過疎対策事業債の発行が可能となるなど、税制、財政の両面から過疎地域の支援措置が講じられております。

以上でございます。

○石井委員＝そのことを踏まえて、県内の過疎地域についてはどういった地域が指定をされておりますか。

○永田さが創生推進課長＝県内では合併前の旧市町村が対象となっております。一部過疎の市町も含め、現在十一市町が過疎地域として指定を受けております。

具体的に申し上げますと、佐賀市、唐津市、多久市、武雄市、小城市、神埼市、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町となっております。

以上でございます。

○石井委員＝二十の市町のうちの十一市町が指定をされているということになっていますね。

この指定地域の特徴及び現在の状況についてでありますけども、この県内の過疎地域において、人口の推移など現在どのような状況になっていますか。

○永田さが創生推進課長＝県内の過疎地域は地理的な面で、まず、中山間地域や南部、北部の沿岸地域に位置しており、産業構造的な面においては、令和二年度国勢調査の就業人口の構成によりますと、第一次産業の割合が佐賀県全体と比べ高く、第三次産業の割合が低くなっているなどの特徴がございます。

このほか、当然ながら過疎地域は県全体と比較し人口減少率が高く、昭和五十五年から令和二年までの人口減少率は、県全体が約六・三％の減となっているものに対し、一方の過疎地域は約三三・二％の減となっております。また、

国勢調査を基にした平成二十七年と令和二年を比較した人口の年齢別構成では、過疎地域において年少人口及び生産年齢人口の割合の低下、老年人口割合の上昇が県全体よりも顕著な傾向として現れているなどの状況でございます。

以上でございます。

○石井委員＝そうしますと、その過疎地域に対する県の関わり方というのは当然出てきますけれども、県は関係市町とはどのような連携をされて、そしてどのような取組を行っておられますか。

○永田さが創生推進課長＝県は、過疎地域に指定されている市町と佐賀県過疎地域協議会、過疎協と呼んでおりますが、こちらを構成して、県は事務局を担いながら、県が市町と一体となった地域振興策の検討、推進を図っております。

過疎協においては、会員市町でございます市町の皆さんの地域振興の取組、こういったものに対して支援を行う過疎地域支援事業でございますとか、他県の過疎地域の参考事例の視察、それから会員市町の職員を全国の過疎関連の会議に派遣するなどの取組を行っております。

このほか、過疎協として国への要望活動などの事業も行っており、また県としては、各市町ごとに策定されておりますが、過疎地域持続的発展市町村計画の策定に当たりまして、市町への効果的な助言等も行っているところでございます。

以上でございます。

○石井委員＝ありがとうございました。

地域振興の取組とか、それから要望活動もやっているということでありますけれども、この過疎地域協議会ですかね、これは年間どれぐらいの頻度で会合をやっておられますか。

○永田さが創生推進課長＝過疎協、過疎地域協議会ですけれども、まず総会については年に一回でございます。それから、総会以外では担当者ごととの会議、協議の場などは、随時、必要に応じて連絡を取り合いながら進めているところでございます。

それから、先ほどの全国会議等に参加したものの実績として、令和七年度でございますけれども、東京都で開催されました人口減少フォーラムに十一市町のうち七人が担当者の中から参加。それから、鳥取県で開催されました全国過疎問題シンポジウム、こちらのほうは九人が参加というような実績もございます。

以上でございます。

○石井委員＝これは非常に大事な協議会じゃないかなと思いますね。ですから、こういう意見交換、情報交換をされて、ぜひ密度の高い協議会にしていただければと、そういうふうに思います。

次に、県の地域振興についてでありますけれども、過疎対策としての地域振興は、過疎地域だけではなく、県民一人一人が自分ごととして捉え、県全体で向き合っていく必要があると考えますが、県ではこれまでどのような地域振興に取り組んでこられたのかお願いをいたします。

○永田さが創生推進課長＝県ではこれまで、自発の地域づくりによる地域振興を推進してまいりました。自発の地域づくりは、行政が計画を立てて地域に何かをやってもらうものではなく、地域自らが考えて行動する地域主体で進めていくものでございます。このため、県の職員が何度も地域に足を運び、地域の声を拾い上げ、地域住民の皆さんとともに考え、信頼関係を築きながら、地域主体の取組の伴走支援を行っているところでございます。

特に、過疎が進むエリア等に対しては、「中山間地・離島・県境振興対策本部」を設置し、自発の伴走の中で拾い上げた地域課題をテーマに、全庁横断的にその解決に向けた取組の検討、推進も図っております。これまで対策本部の中では、地域おこし協力隊の積極的な活用、それから離島ならではのポテンシャル

を生かした島留学など、その地域に適した地域振興策の取組の検討を進めてきたところでございます。

「自発の地域づくり」の伴走支援においては、地域内のできる限り多くの方々に主体的に関わってもらい、地域全体で取組を進めていけるよう、人と人とのつながりづくりなどの工夫も行っております。地域の垣根を越えたつながりづくり、世代の垣根を越えたつながりづくり、仕事の分野の垣根を越えたつながりづくりを狙いとして、「山の会議（仮）」やローカリストアカデミーの取組も実施しております。

多くの県民が県内各地の様々な自発の地域づくりの取組に自分事として参加してもらえるような働きかけを実施しながら、自発の地域づくり、地域振興の取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○石井委員＝自発の地域づくり、地域自らやる。ちょうどさきの議会でだったと思いますけれども、私もこの地域おこし協力隊の質問もしましたし、やっぱりこれは本当にいろんな人がいろんな関わり方をしていくことによって地域の振興につながっていくんだろうと、そういうふうに思ったりもしておりますので、ぜひその辺はしっかり取り組んでいただければというふうに思います。

今後の取組になりますけど、県内の過疎地域の現状も踏まえて、今後、じゃ、佐賀県としてどのような地域振興づくりに取り組んでいくのかということをお伺いします。

○永田さが創生推進課長＝これまでの自発の地域づくりの推進により、県内各地の地域振興、地域づくりの取組の輪は着実に広がっているものと受け止めております。新たに生まれて育っていくほかの地域の取組を見て、自分たちもやってみようと、さらに新たな自発のチャレンジが誕生したり、一部の地域で点で始まった取組が、「山の会議（仮）」などの自発の交流の場を通じて、地域やジャンルの垣根を越えてつながり、より大きな面としての取組に発展するなどに至っております。

過疎地域の現状でいいますと、人口減少率が高い状態にあったり、それから年齢別構成など、こういった現状を踏まえますと、これまで以上につながりの輪を広げていくことが重要かと考えております。その地域のみだけでなく、県全体として地域振興に進めていけるよう、輪を広げていくことが大変重要だと考えております。

今後も、地域主体の取組が継続して発展していくよう、引き続き庁内の関連部局や市町と連携し、地域に寄り添いながら、前に進もうとチャレンジする自発の地域づくりの取組をしっかり応援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○石井委員＝ありがとうございました。

これは最後に寺田部長にお伺いをしたいと思いますけれども、この質問をしようと思ったきっかけは、過疎とはどんなところだろうと、過疎の市町の特徴は何だろうかとか、これは俗に言われています人口減少とか、高齢化とか、いろいろありますよね。それから、地域経済の停滞とか、いろいろ言われています。それから、取りも直さず農村、漁村の荒廃とか、これは皆さん御存じのとおりのところであります。

じゃ、なぜ過疎対策が必要かとかですね。今、永田課長とやり取りをさせていただきましたけど、そういうことをしっかり取り組んでいただいているということも分かりました。あまり暗い話というか、マイナスの感じばかりじゃなくて、実は過疎地域が果たしている役割というのがいっぱいあるんですよね。そういうところに俗に言う光を当てていくというのは、これは非常に行政として大事なことでもありますし、協議会があるというわけですから、そういうところでしっかりした議論をぜひしていただきたいと、そういうふうに思います。

本当に美しい日本とか、美しい国とか、美しい町とか、美しい市と、これはもしかしたら過疎にしかないかもしれない。そういうところに本当の意味の光を当てていくというのは大事だと思います。そこは非常に地味な感じですけど、何回も言いますが、そういうところに光を当てていくのが行政であり、地域であろうかと、そういうふうに私自身は思っておりますので、頑張ってやっていただきたいと思います。これからもっともっと少子化も進む、高齢化も進むことは間違いないわけですから、そこはしっかり基に据えてやっていただきたいと思います。

今、永田課長と過疎地域の現状とか、これまでの取組とか実績、こういうものを国への要望とか提案とか言ってきましたけれども、私は本物の地域資源というのは過疎地域にこそあるんだという、そういう気持ちを持っておりますので、そういうのをちょっと思いながらぜひ話をしてください。

○寺田地域交流部長＝お答えいたします。

委員から御発言もありましたとおり、佐賀県内には都市部では決して体験することができないものがあふれているというふうに思っております。地域ならではの歴史とか、食とか、文化とかはもちろんですけど、先ほど委員おっしゃっていたように美しい自然、棚田ですとか、いろいろなものはやはり過疎地域にも多くあるんだろうというふうに思っております。本物の観光資源が数多く存在しているんだろうというふうに思っているところでございます。

そして、現在、県内各地で、先ほど課長からも答弁いたしましたけれども、自発の地域づくりというのが本当に各所で行われておりまして、様々な取組が進んでおります。中でも鹿島の酒蔵ツーリズムですとか、それから、嬉野のティーツーリズムなどは、本当に地域の方々によって磨き上げられてきたというふうに考えておりまして、国内のみならず、海外の方からも多くの注目を集めている、本当にキラーコンテンツだなというふうに思っているところでございます。

これらの取組からそうしたコンテンツが生まれていく、そして、育っていった背景には、地域の方々自らが地域のよさ、資源のすばらしさに気づいていって、そして、一部の関係者だけではなくて、地域内の幅広い分野の人たちとつながって、多くの住民を巻き込みながら取組の輪が広がってきたんだろうというふうに考えているところでございます。

そういう中で、この人と人とのつながり、課長からも先ほど答弁申し上げましたけれども、この輪の広がりこそが交流人口ですとか関係人口が広がっていく、そして、場合によっては移住につながっていく、ひいては委員も先ほどからお話しいただいておりますとおり、担い手となって、過疎対策にも資するような地域振興のポイントではないかなというふうに考えているところでございます。

一例申し上げますと、嬉野の温泉街では「嬉野暮らし観光まちあるき」の取組が大変好評でございます。これは旅館の経営者自らが案内役を務めまして、地元の商店街ですとか和菓子屋さんなどに立ち寄って、お店のスタッフと会話したり、偶然の出会いですか、自然の会話というか、そういった参加者同士の新たなつながりも含めて楽しむことができる取組だなというふうに思っております。

私も嬉野の「まちあるき」に参加をいたしましたけれども、特別何か仕掛けがあるわけではございませんで、温泉街の方々の飾らない感じの出会いですとか、嬉野の温泉街の方々の日常の体験をさせていただくと。案内役も訪問先の方も参加者でさえもそのイベントの主役というか、そういう形になって盛り上がることができると。まさに人と人とのつながりによる地域振興の貴重な取組ではないかなというふうに考えております。

これは聞いた話ではありますが、参加者のお一人の若者はこの体験を通じて

地域のファンとなられて、案内役を務めた経営者の旅館に就職なされて、今では新たな案内役を担うといった、そうした地域振興のみならず、自発の取組の次の世代の継承にもつながっているのかなというふうに考えているところです。

そして、現在、この取組は嬉野や小城市で始まったわけですけれども、まさに自発の取組のキーパーソン同士のつながりの中で、県内各地に同様の取組が広がっているという状況でございます。

県といたしましては、こうした自発の取組、今後も引き続き様々な場面を通じてより多くの県民に、委員もおっしゃったように自分ごととして、自発の地域づくりはいろんなスタイルの関わり方があると思っておりますので、自分ごととして身近な地域資源の取組に関わってもらいながら、この自発の地域づくりの取組の輪を広げていくことで過疎地域はもちろんでございますけれども、佐賀県全体を輝かせていきたい、光を当てていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○石井委員＝ありがとうございました。部長自ら現場、現地に出向いて体験をされたということですから、本当にありがとうございます。今後ともよろしくお願いしたいと思います。

それでは次に、これも多くの議員が一般質問とか、この委員会で質問をしてきていると思いますけれども、無電柱化事業について質問したいと思います。

この無電柱化、全国には約三千六百万本の電柱があると言われております。近年、災害の激甚化、頻発化、高齢化などによって、道路から電柱、電線をなくすべきだという要請が一層高まっております。国の無電柱化推進計画では、無電柱化の進め方について、やみくもに実施するのではなく、必要性の高い区域を重点的に進めることとされております。

その対象道路は、災害時の避難や物資の輸送、避難所に通じる道路、生活道路や商店街、通学路で、高齢者や障害者が電柱を避ける際に車道にはみ出さなければならない道路、世界遺産や日本遺産など歴史的な趣のある景観の保全が必要な道路がその対象になっているとされております。

県内でも、これもこの間の議会で私が取り上げましたけど、佐賀大学の北側の道路が無電柱化されたことにより、以前より本当に通りが明るくなり、すっきりなったと思っています。景観的にも非常によくなったと思います。

そこで、県内のこれまでの取組についてであります。

これまで、県内で無電柱化が行われた主な具体的なところはどこなのかお伺いをいたします。

○江口道路安全推進室長＝県内におきましては、良好な景観、住環境の形成や安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上など、良好な都市空間の創造に資することを目的として無電柱化の取組を行ってきました。これまで、人通りの多い商業地域や駅周辺地域、また、景観への配慮が求められる地域などにおいて実施してきたところでございます。

具体的には、県が管理する道路におきましては、昭和六十一年度から佐賀駅から県庁までの中央大通りにおきまして初めて無電柱化を実施して以来、県道東与賀佐賀線の佐大南交差点から国道二百六十三号のＳＡＧＡサンライズパークまでの区間など約二十二キロの整備を行ってきました。国が管理する道路におきましては、国道三十四号の鳥栖市の市街地、佐賀市の兵庫町藤木から神園、嬉野市の市街地、国道二百三号につきましては小城市の市街地などにおきまして、約十二キロの整備がされたところでございます。

市町が管理する道路につきましては、観光地となっている鹿島市の肥前浜宿の酒蔵通りや、唐津市の曳山通りなど約九キロが整備されたところでございます。県内の国、県、市町管理道路全体で約四十三キロの整備が実施されたとこ

ろでございます。
以上です。
○石井委員＝ありがとうございました。
国、県、市町で四十三キロを、今のところ整備してきたということでありますけど、この四十三キロが順調にいっているのか、遅れているのか、その辺をちょっと教えてくれますか。
○江口道路安全推進室長＝現在、四十三キロの整備が終わったところですけれども、無電柱化につきましては計画を立ててですね、全体の延長としましては、進捗率としては低いところでございますけれども、確実に進んでいると考えているところでございます。
以上です。
○石井委員＝ありがとうございました。申し訳なかったんですけど、特別にちょっと振りました。
これはやっぱり予算が伴うことですから、なかなか思うようにいかないところもあるかと思いますけれども、市町とか国ともぜひ連携を取ってやっていただければと、そういうふうに思ったりいたしております。
次に、現在の取組状況ですけれども、現在、無電柱化事業を実施している主な箇所を教えてください。
○江口道路安全推進室長＝県が管理します道路におきましては、良好な景観の形成と利用者の安全で快適な通行を目的に、先ほど委員からお話がありましたところの佐賀市の佐賀大学の北側を通る県道西与賀佐賀線、また、唐津市の唐津くんちの曳山通りとなっています県道唐津呼子線、また、小城市の小城駅へつながる県道小城牛津線、また、鹿島市の肥前鹿島駅周辺整備として行う県道肥前鹿島停車場線の五カ所で街路事業として無電柱化を実施しております。
今度、国が管理いたします道路におきましては、防災性の向上などを目的に国道三十四号の佐賀市開成地区、鳥栖市神辺地区、武雄市武雄地区の三カ所で無電柱化が行われているところでございます。
市町が管理する道路におきましては、佐賀市の佐賀駅からＳＡＧＡアリーナに向かいます市道三溝線、いわゆるサンライズストリートにおいて安全で楽しく歩ける空間を創出するため、佐賀市で無電柱化を実施されているところでございます。
以上です。
○石井委員＝ありがとうございました。
今答弁をいただきますと、四十三キロしかないというところでありましたけれども、結構、県内至るところでというか、やっていただいているんだなというのが改めて分かりました。
そしたら、電柱化による整備効果はどのようなものがありますか。
○江口道路安全推進室長＝無電柱化を行い、上空の架空線や電柱が撤去されることによりまして、町並みの良好な景観の形成、また、安全で快適な通行空間の確保、また、地震時における電柱倒壊の防止、緊急車両の通行の確保、電気や通信といったライフラインの安定供給などの効果が期待できるというふうに考えております。
以上です。
○石井委員＝いろんな効果があるということが改めて分かりました。
最近は、それこそ先ほど冒頭質問に入る前に話をした災害関係とか、そういうのに無電柱化が非常に効力を発揮しているという、そういう物の本も読んだことがありますし、そういう話も聞きますので、やっぱり整備をすることによってそういうのを防ぐことができるということもありますので、また今後ともよろしくお願いをしたいと思います。
それでは、次の質問ですけれども、整備をするに当たってはいいことばかり

じゃなくて、恐らく課題――デメリットと言っていいかどうか分かりませんけど、課題もあるのではないかと思っています。

諸外国では、特にヨーロッパの都市では日本より無電柱化が進んでおりますけれども、ヨーロッパでは十九世紀末頃の電力供給を開始した当初から、都市景観の保護、土地利用の効率化などを目的に地中化が進められたことによると言われております。一方、日本では、第二次世界大戦後の復興を行う際に電力の急激な需要に対応できるように、安価で維持管理がしやすいとして架空線による整備を行いました。このような異なる背景により、日本では思うように無電柱化が進んでいないのではないかと考えられますけれども、この無電柱化を整備するに当たっての課題というのはどういう課題がありますか。

○江口道路安全推進室長＝一つに、整備する区間や工法を検討する際に、電線管理者や地下に埋設されています上水道、下水道などの占用物の管理者との調整、協議に時間を要していることが挙げられます。

一つに、電力の管理や調整などを行う地上機器の設置場所や、路上工事の時間などについて沿線住民の方との調整に課題があると考えております。

最後に、埋設する管路などの整備に多額の予算を要すること、この三つが大きなものだと考えているところでございます。

以上です。

○石井委員＝上下水道とか、電力とか、やっぱり住民の方たちとのいろんなものもあるということで、我々が思っているより簡単にはいかないところがあるんだなというのがよく分かります。

次に、この課題への対応についてでありますけれども、県としては、このような課題についてどのような対応をされていくのでしょうか。

○江口道路安全推進室長＝事業者との調整につきましては、県内で実施する無電柱化を計画的かつ円滑に推進していくため、国、県、市町の道路管理者や各電線管理者、学識経験者で構成する佐賀県無電柱化協議会での調整や、各占用者と個別に調整を行いながら進めています。

もう一つ、沿線住民の方との調整におきましては、地元の方がイメージしやすいように、実際に地上機器の模型を現地に置いての説明や設置場所の調整を行うなどの工夫を行いながら、理解を得られるように努めております。

もう一つに、無電柱化に要する費用の縮減については、管路等を埋設せずに民地の裏側へ配線をするという、通称「裏配線」という言い方の方法などによるものによる無電柱化の検討や、管路をできるだけ浅い場所に設置するなど幅広く検討を行い、コスト縮減に努めていきます。また、先ほど御説明した無電柱化協議会において、コスト縮減に係る知見や最新技術などの情報共有をいただいているところでございます。

以上です。

○石井委員＝なかなか調整も含めて難しい面があるんだなというのが改めて分かりました。やっぱりコストがかかるというのは、私がちょっと聞いた感じでは一キロ五億円ぐらいかかるということのようですから、やっぱり相当かかるんだなと、予算が必要なんだなという感じがいたします。

今後の取組について、これは永松部長にですが、県ではこの無電柱化に向け、今後どのような取組をされるんでしょうか、お伺いいたします。

今年もこれは永松部長も多分一緒に行かれたと思いますけど、国への提案、これは県内の首長さんと知事と、国土交通省に無電柱化の推進ということで、項目をちゃんとしっかり挙げて行っていただいておりますので、これは今年だけで終わるんじゃなくて、恐らくずっと続いていくわけでしょうから、本省に行ったときは本省の出身でもありますし、しっかりこの無電柱化についても、小さい県ではありますけれども、その必要性を今まで議論をしたことを踏まえていただいて、来年以降もぜひ取り組んでいただきたいと思いますけれども、

部長いかがでしょうか。

○永松県土整備部長＝無電柱化につきましては、良好な景観、住環境の形成、それから、安全で快適な通行空間の確保、それから道路の防災機能の向上などを目的とした事業でございまして、先ほど答弁ありましたけども、全県でこれまで約四十三キロの整備を完了したところでございます。

この無電柱化によりまして、その地域の特徴ですとか、ポテンシャルを生かしたまちづくり、それから災害に強いまちづくりを実現していくための取組の一つになるものと認識をしているところでございます。

幾つか事例を述べさせていただきますと、県の整備での事例を挙げますと、佐賀大学の北側の県道西与賀佐賀線におきましては、歩道の整備と無電柱化を行ったことで、大学生などが安全に通行できるようになったほか、佐賀大学美術館などの地域連携の拠点が横に整備をされまして、周辺の飲食店等の店舗の出店など、周辺のまちづくり全体も進んできているというふうに認識しているところでございます。

また、この間の一般質問でもお答えいたしましたけれども、有田陶器市の表通りとなっています県道大木有田線におきましては、この内山地区が持つ歴史的な町並みですとか、趣を生かせるように、道路の拡幅や歩道の新たな整備はやらずに、現在の道路幅を基本に無電柱化というのを進めておりまして、その地域の景観ですとか、観光文化と相まったまちづくりの一助となるように取り組んでいるところでございます。

佐賀市の市道三溝線につきましては、ＳＡＧＡアリーナで開催される催しなどで多くの方が佐賀駅からＳＡＧＡサンライズパークまで歩いて御利用されておりまして、「歩こう。佐賀県。」の推進ですとか、それから佐賀駅の北側エリアのにぎわいにもつながっているものと思っております。

今、述べましたとおり、無電柱化による地域の様々な効果ですとか、一方で、事業実施に当たっての課題があるという状況でございます。

引き続き、事業を行うために不可欠であります地元の方々との御理解、御協力ですとか、あと電線管理者などとの調整、それからコスト縮減に努めながら、良好な景観、住環境の形成、それから安全で快適な歩行空間の確保、道路の防災機能の向上など、そういったものにつながるよう、予算の確保に努めまして、無電柱化の推進をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○石井委員＝そういう気持ちでぜひ取り組んでいただければと、そういうふうに思います。

それでは、最後の質問になります。国道三十四号の今寺歩道整備事業についてであります。

国道三十四号は、佐賀県の鳥栖市から、佐賀市、武雄市、嬉野市などを経由して、長崎県長崎市へと至る重要な幹線道路であります。

本県の経済、産業の発展を支える東西軸であるとともに、周辺住民にとっては日常生活に欠かせない重要な道路であります。

国道三十四号の嬉野市嬉野町の今寺地区を通る区間について、これは明治から昭和にかけて、現在の道路が整備された当時は、恐らく地域の方たちが待ち望んだ、本当に広いと感じた道路であったかもしれませんけど、その後の自動車の利用の変化とか、最近では新幹線嬉野温泉駅開業に伴う周辺の開発、大型店舗の出店もありました。車などの出入りは非常に増えております。この地域の交通環境は大きく変化をしておりますことから、現在では道幅も狭く感じるようになりました。

また、この区間は付近の小学校への通学路となっているものの、歩道がないため、地域の方々からは、早期の交通安全対策を望む声が聞かれております。また私も要望を受けております。

このため、国土交通省佐賀国道事務所において、今寺歩道整備事業を立ち上げ、現在事業の推進に取り組まれているところと思います。

しかしながら、いまだ工事に着手することに至っておりません。その完成は見通せない状況だと思います。

地域の方々が強く待ち望んでおられますし、国道三十四号今寺歩道整備事業を早期に進めていただきたいと思っています。

この今寺歩道整備の事業目的や内容についてどうなっているのかお伺いをいたします。

○天本道路課長＝お答えいたします。

今寺歩道整備事業は、今宿交差点、今寺交差点を含む延長六百メートル区間の交通安全対策事業でございます。

この区間は、嬉野小学校指定の通学路になっているほか、嬉野中学校、嬉野高校への通学にも利用されております。

しかしながら、歩道がない、または片側に一メートル未満の歩道しかない状況となっております。

このため、安心して通行できる歩行空間を確保することを目的としまして、国において令和二年度に事業化をしております。

以上でございます。

○石井委員＝令和二年度に事業化してから、もう今は七年ですよね。随分時間がたちました。現在の進捗状況についてでありますけど、この今寺歩道整備の事業化後、一定期間が、今の話じゃないけど、たとうとしておりますけれども、なかなか現地での動きが見えないという話もあります。現在の進捗状況はどうなっているんでしょうか。

○天本道路課長＝現在の進捗状況は、令和二年度に事業化後、これまで現地の測量や概略の道路設計、関係機関協議などが進められてきました。

令和六年度に用地買収に着手し、現在、用地買収や詳細の道路設計が進められているところでございます。

以上でございます。

○石井委員＝今後の予定についてでありますけれども、地域の方々は早期の整備を強く期待をされております。歩道整備の完了時期がいつ頃になるんだろうかという話をよく聞きます。

この整備予定についてお伺いをいたしますが、もしあればでありますけど、何か問題点みたいなのはないんですか。

○天本道路課長＝国からは、今後の整備予定について、用地買収に着手したばかりでありますので、完了時期をお示しできる段階ではないというふうに聞いております。

工事に着手するためには一定の用地の確保が必要でありまして、現在、用地買収を進められているところでございます。用地買収を進めるためには、沿線地域の方々の理解と協力が不可欠です。

今のところ、交通安全対策そのもの、事業に対する強い反対はないと聞いております。早く工事に着手できるよう、地域の理解と協力を得ながら、事業の進捗を図られていると聞いております。

以上でございます。

○石井委員＝それでは、整備促進への取組についてでありますけど、県では先月、先ほど話をしましたけれども、国への政策提案を行われたと聞いております。地域の期待が大きい交通安全対策などの道路整備が進むよう、今後どのような取組をされていきますか。

○天本道路課長＝交通安全対策を含む道路整備を進めていくためには、道路関係予算の確保が必要です。県では国の予算編成の適期を捉えて政策提案を実施しております。今年五月の政策提案では、道路関係予算の総額確保を国土交通

省や財務省に対し求めてまいりました。また、十一月の政策提案では、交通安全対策を含む道路関係予算の配分を求めてきたところでございます。

交通安全対策を含めた道路整備が促進されるよう、引き続き整備の必要性や効果、地域の声を国へ届けてまいります。

以上でございます。

○石井委員＝ありがとうございました。そういうことで地元の方も待ち望んでおられますし、反対とかなんとかも特段あっていないような答弁でもありますので、一日も早く事業着手に取り組まれるようなお力添えを部長、お願いしたいと思いますよ。

繰り返しになります。この今寺地区というのは、ちょうどこちらから行きますと、今、大型商業施設ができています。そのちょっと先には新幹線の嬉野温泉駅があります。嬉野高校があります。先ほど課長さんが答弁されました嬉野小学校、嬉野中学校、それから嬉野高校の通学路にもなっています。それから、嬉野医療センターもあります。それから、杵藤地区広域圏の消防署も数年前にちょうど新幹線の裏側のほうに移転をして、今、ずっと立て込んできております。

企業誘致で企業が入っているちょっとした建物もできたりもしておりまして、本当に最初にできた頃は、恐らくその当時の方たちはこんな広い立派な道路ができたねと話をされたはずなんですけど、この時代になると、本当に歩道が片方しかないし、ないところもあるしということで、そういうところをぜひこれは早くやっぱりやるべきだと思います。

ですから、多分、道路課の皆様も現地も何回も行かれて見られていらっしゃると思いますので、実現するように、財務省、国土交通省、そういうところにぜひ波状攻撃をしていただければなと、そういうふうに思います。一日も早く完成するように努力をしていただくようによろしくお願い申し上げたいと思います。

○冨田委員長＝これで質疑を終了いたします。

暫時休憩します。十六時四十分をめどに委員会を再開いたします。

午後四時二十八分　休憩

午後四時三十八分　開議

○冨田委員長＝委員会を再開いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はあっておりません。討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○　採　　決

○冨田委員長＝まず、甲第四十六号議案中本委員会関係分、甲第四十九号議案、乙第六十七号議案、乙第七十一号議案及び乙第七十二号議案、乙第七十六号議案から乙第七十八号議案まで三件、乙第八十三号議案及び乙第八十四号議案、乙第八十六号議案、乙第八十九号議案、以上十二件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○冨田委員長＝全員起立と認めます。よって、以上十二件の議案は原案のとおり可決されました。

○　継　続　審　査

○冨田委員長＝最後に、九月定例会から引き続き審査中の

一、地域交流行政について

一、文化・スポーツ交流行政について

一、県土整備行政について

一、災害対策について

以上四件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○冨田委員長＝御異議なしと認めます。よって、以上四件についての継続審査を議長に申し出ることにいたします。

十二月十日　地域交流・県土整備　採決

以上で本委員会に付託されました案件の全部を議了いたしました。

なお、委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜、委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願っておきます。

これをもちまして、地域交流・県土整備常任委員会を閉会いたします。

午後四時四十一分　閉会

速記者　井　上　琴　葉

地域交流・県土整備常任委員長	冨田幸樹
同　副委員長	古賀和浩
会議録署名者	石丸太郎
同	岡口重文
同	野田勝人
議会事務局長	真坂昇
議事課委員会担当主任主査	中村正典

令和七年十二月十二日（金）

佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会会議録

於　第四委員会室

佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会

委員長	石倉　秀郷	
副委員長	青木　一功	
理事	坂口　祐樹	
〃	定松　一生	
〃	江口　善紀	
委員	留守　茂幸	
〃	冨田　幸樹	
〃	石丸　太郎	
〃	岡口　重文	
〃	田中　秀和	
〃	野田　勝人	
〃	武藤　明美	

午前九時五十九分　開会

○石倉委員長＝おはようございます。ただいまから佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会を開催いたします。

○　会議録署名者指名

○石倉委員長＝最初に、会議録署名者として石丸太郎委員、定松一生委員、野田勝人委員、武藤明美委員、以上の四人を指名いたします。

○　継　続　審　査

○石倉委員長＝閉会中の継続審査事件申し出の件を議題といたします。

お諮りいたします。

自衛隊による佐賀空港使用、佐賀空港の利活用、及び有明海の海洋環境の保全等に関する諸問題の調査に関する件につきましては、重要な問題が残されておりますので、閉会中もなお継続審査に付する必要がある旨を議長に申し出ることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石倉委員長＝御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

これをもちまして、佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前十時　閉会

速　記　者　　長　谷　川　　菜　　央

佐賀空港・有明海問題対策等特別委員長	石倉秀郷
同　副委員長	青木一功
会議録署名者	石丸太郎
同	定松一生
同	野田勝人
同	武藤明美
議会事務局長	真坂昇
議事課委員会担当主事	森山誠之

令和七年十二月十二日（金）

新幹線・地域交通問題対策等特別委員会会議録

於　第四委員会室

新幹線・地域交通問題対策等特別委員会

委員長	指山　清範
副委員長	藤崎　輝樹
理事	石井　秀夫
〃	池田　正恭
〃	徳光　清孝
委員	木原　奉文
〃	西久保　弘克
〃	桃崎　祐介
〃	弘川　貴紀
〃	古賀　和浩
〃	中本　正一

午前十時十三分　開会

○指山委員長＝おはようございます。ただいまから新幹線・地域交通問題対策等特別委員会を開催いたします。

○　会議録署名者指名

○指山委員長＝最初に、会議録署名者として石井秀夫委員、池田正恭委員、徳光清孝委員、中本正一委員、以上の四人を指名いたします。

○　継　続　審　査

○指山委員長＝閉会中の継続審査事件申し出の件を議題といたします。

お諮りいたします。

九州新幹線、新幹線停車駅周辺整備、及び在来線、バス路線等地域交通体系に関する諸問題の調査に関する件につきましては、重要な問題が残されておりますので、閉会中もなお継続審査に付する必要がある旨を議長に申し出ることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○指山委員長＝御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

これをもちまして、新幹線・地域交通問題対策等特別委員会を閉会いたします。

午前十時十四分　閉会

速　記　者　　長　谷　川　　菜　　央

新幹線・地域交通問題対策等特別委員長　指山清範

同　副委員長　藤崎輝樹

会議録署名者　石井秀夫

同　池田正恭

同　徳光清孝

同　中本正一

議会事務局長　真坂昇

議事課委員会担当主任主査　中村正典

令和七年十二月十二日（金）

高等教育機関問題対策等特別委員会会議録

於　第四委員会室

高等教育機関問題対策等特別委員会

委員長	一ノ瀬　裕　子
副委員長	猪　村　利　恵　子
理事	藤　木　卓　一　郎
〃	土　井　敏　行
〃	下　田　寛
委員	大　場　芳　博
〃	中　村　圭　一
〃	古　川　裕　紀
〃	古　賀　陽　三
〃	原　田　寿　雄
〃	酒　井　幸　盛
〃	木　村　雄　一

高等教育機関問題対策等特別委員会質問者順序

順序 ＼ 月日	十二月十二日（金）
1	猪村利恵子　287　頁
2	原田　寿雄　300　頁
3	下田　寛　317　頁
4	木村　雄一　326　頁

午前十時二十八分　開会

○一ノ瀬委員長＝ただいまから高等教育機関問題対策等特別委員会を開催いたします。

○　会議記録署名者指名

○一ノ瀬委員長＝会議録署名者として、大場芳博委員、土井敏行委員、下田寛委員、木村雄一委員、以上の四人を指名いたします。

人口減少下における県内の高等教育機関等のあり方、及び大学等設置、次世代の人材育成に係る環境整備等の諸問題の調査に関する件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可します。

○猪村委員＝皆様おはようございます。自由民主党の猪村利恵子でございます。今議会も県立大学については既に一般質問や総務常任委員会におきましても質問がなされ、執行部からも回答が行われており、重複するところもございますが、御容赦いただき、改めて御答弁いただきたく存じますので、よろしくお願い申し上げます。

では早速、質問に入らせていただきます。

県立大学については、私もこれまで多くの質問の機会をいただき、議論を積み重ねてまいりました一人であると認識をしております。目指すところや設立の意義、二百億円とされている総事業費等について、その都度都度、執行部から説明をいただき、私自身、理解を深めてきたところではございますが、ただ、これから少子化が進む将来予測の中、そしてまた、二百億円という巨額な投資を伴う事業であることから、多くの県民にとって県立大学が佐賀県にとって真に必要な施設であるのかどうなのか、この理解の醸成が進んでいないのではないか、現に佐賀新聞による世論調査の結果によれば、県立大学については、賛成は四六・八％と昨年と比べて横ばいとなっており、危惧しているところでもございます。このことはこれまでも変わらず申し上げてまいりました。

私は、県立大学が単に若者の県外流出を止めることを目的としたのであれば、大学設立ではなく、これまでも再三申し上げてまいりましたが、奨学金のさらなる充実など、まだまだほかにも選択肢はあると考えております。

県内の他大学や企業、地域などと連携し、まさに県立大学がリードする形で佐賀県が直面する課題を解決し、県民生活を豊かにしていく存在となること、また、リカレント教育などにより幅広い世代に学ぶ意欲を満たし、高いレベルでの教育を実現できる存在となることに県立大学の設立意義があると理解しておりますし、新しくできる大学が、学生のみならず、県民や全国各地の学びを追求する人々から選ばれる大学となるため、これからも真摯な議論を積み重ねていくことが大切だと考えます。

そのような中で、今議会において設計概要及び校舎設計費が示されましたので、何点かお尋ねさせてください。

それではまず、設計についてお尋ねをいたします。

はじめに設計コンセプトについてでございます。

モニターにもお示しをしております。（モニターを示す）皆様方も参考資料としてお手元にお持ちかと存じますが、基本設計では「まちのようにキャンパスをつくる」というコンセプトが示されました。モニターでもお示ししておりますが、設計の中にどう反映されているのか、そもそも「まちのような」とはどのようなものなのか、どういうキャンパスを目指し、どのようなことを実現したいと考えてのことなのかを、まず最初にお尋ねさせてください。

○中島政策企画監＝おはようございます。

設計コンセプトについてのお尋ねでございました。

まず、大学の効果につきまして改めて確認させてください。

そもそも大学は、先ほど委員もおっしゃいましたが、そこに通う学生のためのものではございません。大学と企業の連携によります県内産業の振興ですとか、高校と大学との接続、あるいは社会人の学び直しによる全世代における人材育成の充実、そういった側面など多様な効果を有しているところでございます。

こうした大学が持ちますソフトの力をより発揮されますよう、ハードの面におきましても、地域の住民の方、企業の方など多くの方が行き交い、関わり合うキャンパスにしたいということで設計を考えているところでございます。

このようなことでございますので、キャンパスと周辺が分断されるのではなく、つながるようなつくりにしたいと考えております。

具体的には、敷地と周辺道路の間に塀を設けるということはいたしません。キャンパスの東側にはオープンスペースをつくっております。地域とつながるようなものにしたいと思っております。そういった外構にしたいということでございます。そういうことによりまして自然と交流が生まれる場というのをつくっていきたいと思っております。

敷地内におきましても様々なたまり場、通りあたりを配置いたします。思いがけない出会いや協働が生まれる、そういった空間をつくりたいと思っております。

以上でございます。

○猪村委員＝ありがとうございます。

大体思いというのは分かるんですけれども、また、後ほども関連した質問をさせていただきますので、次に行かせていただきます。

次に、キューブやコモンズについてでございます。常任委員会でも質問されておられましたが、私からもお尋ねさせてください。

そもそもどういったものなのかお尋ねをさせてください。よろしくお願いいたします。

○中島政策企画監＝まず、キューブにつきましては、学習ですとかグループワーク、こういったふうに活用いたします一定区切られた空間でございます。

コモンズはオープンスペースでございます。いろんなことに使える多目的なオープンスペースというふうに考えております。

そういった形態は異なりますが、様々な形態の空間をキャンパス内のいろんなところに配置したいと思っております。それによりまして、異なる目的を持った様々な方がキャンパス内に滞在し、あるいは行き交うことになります。そういったことで、思いがけない出会いですとか協働といったものが生まれるような空間としたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○猪村委員＝モニターにもお示しをしておりますが、（モニターを示す）コモンズの設置は各階全てのフロアに設置をされていますが、どのような狙いがあるのか、必要性についても併せてお答えください。

○中島政策企画監＝コモンズ、先ほど多目的なオープンスペースと申し上げました。学びというのは授業だけではございません。授業時間外でも学びを深め、刺激をし合う、いろんな議論をし合うということが必要だと思っております。そういったスペースにしたいと思っております。

様々な形態のコモンズを使いまして、多目的と申し上げましたけれども、いろんな使い方、個人の学習はもちろんですけれども、ディスカッション、グループ学修ということに使う場と考えております。

形も様々考えております。例えば、今画面にあります左側の建物ですけれども、A館と書いてある一階の部分のコモンズには、床を一段下げまして、プレゼンなどにも使えるようなコモンズ。もし資料を示していただければ、六ページの左上ですね。こちらは今申し上げたA館の一階のコモンズ、段を少し下げ

まして、下げたところに腰かけたりできるような、ここにはプレゼンできるようなスクリーンあたりも置いて、そういった発表の場にも使えるようなコモンズにしたいと思っております。

そういったコモンズですとか、もう一つだけ特徴的なところで、次の七ページの右上、お願いします。

三階から四階にかけまして、大きな階段型のコモンズを設計したいと思っております。こちらを見ていただいて分かるように、階段状のところに座っていただいたり、座った先には、こちら向こう側に向けてになりますけれども、スクリーンを配置いたしまして、スクリーンを見ながら、それを使いながらプレゼンテーションをできるというようなコモンズにしたいと思っております。

こういったものを、例えば、このコモンズなんか、あるいは一階のコモンズなんかも別にプレゼンのためだけに使うのではなくて、普通に空いている時間に腰かけて話をしていただくとか、食事をとるとかという使い方をしていただきたいと思っております。

このほかにも、一人席のようなカウンター席のコモンズですとか、ファミリーレストランにあるようなボックス型のタイプのコモンズ、そういったものも計画をしているところでございます。多様な使い方ができるようにということで考えたところでございます。

そういったものを用意しておりますけれども、実際、学生はもちろんですけれども、大学を訪れる方々にも御利用いただきたいと思っております。様々な方が自然に交差するというような狙い、そういったことでコモンズを配置しているところでございます。

以上でございます。

○猪村委員＝ありがとうございます。

コモンズを今お示ししておりますが、（モニターを示す）大変魅力的な場所でもあるというふうに思われます。ここの管理についてお尋ねをさせてください。

このことも総務常任委員会におきまして青木委員が質問されておりましたが、誰もが利用できる共有資源は適切な管理がなされないと、枯渇を招いてしまうとしたコモンズの悲劇という言葉もございますように、例えばですが、先輩が長時間占領したり、荷物置きっ放しにしたりなど、我が会派も一たび議会が始まり、質問聴取開始となりますと、談話室の悲劇が若干ございます。県立大学ではどのような運用を考えておられるのかお尋ねをいたします。

○中島政策企画監＝共有部分の管理についてでございます。

共有部分でございますので、起こり得る悲劇といいますか、事象といたしましては、おっしゃっていただいたような長時間の占有ですとか、荷物を置いて場所取りとか、そういうことは考えられると思います。

共有スペースでございますので、そこはお互いがマナーを守って節度ある使い方をするということがまず大事だと思っております。

その上で、実際使われ方を見まして、対応するということもあるかもしれません。そういった場合、一定のルールを何か定めるということは必要になることもあるかと思いますが、そこは大学側で縛り過ぎるのではなくて、もともと自由に使っていただきたいというのが狙いですので、そこをバランス見ながら使っていく中で、必要に応じてルールをつくっていくということになろうかと思っております。

以上でございます。

○猪村委員＝ありがとうございます。

分かりはするんですけれども、そういったところも想定しておく必要も若干あるのかなというふうな思いもしないではございません。一学年から四学年までいらっしゃいますので、よろしくお願いいたします。

次に、二番目の県立大学のキャンパスについてお尋ねをいたします。

平面プランを今お示ししておりますが、（モニターを示す）基本設計で示された概要について幾つか確認をさせてください。

まず、学食についてでございます。

「まちのようにキャンパスをつくる」というコンセプトでつくる県立大学は、冒頭御説明いただきましたが、学生以外にも多くの人が集まる場所となる上、学食は特に学生生活に欠かせないものだと私は考えており、県産の豊富な食材をふんだんに使った学食をイメージして、非常に期待していたところなのですが、設計に見当たらないのですが、どのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

○中島政策企画監＝県立大学、これはコンパクトな大学になろうかと思っております。学生総数が千人前後となります。少のうございます。加えまして、大学でございますので、夏休みの期間とか学年末の期間など長期に学生が不在となる期間もございます。そういったこともありますので、年間通して学食を運営していくのはなかなか難しいというふうに考えているところでございます。

ただ、学食がないということでございますので、大学周辺の投資の喚起にもつながる可能性があるとも同時に思っております。民間を中心に様々な動きが出てくると、こういうことも期待をしているところでございます。そういったものができますれば、学生が外に出て周辺ににぎわいができると。外とつながり、壁がない、隔たりがないキャンパスということも実現できるかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○猪村委員＝私は食いしん坊ということもございますが、学食は学生生活に本当に欠かせないものだと、繰り返しますが、私は考えておりまして、佐賀県は食の宝庫でございますので、海のもの、山のもの、野のものの宝庫、佐賀県が今から開学を検討している県立大学の設計に学食が見当たらないということは、これいかにでございます。

県産食材をふんだんに使って、しかも安価で学生に食べさせたい、私も子を持つ母でございます。もし我が子が入学した際、親としては、学食は安心材料の一つではないでしょうか、いかがでしょうか。お尋ねをいたしますが、部長、どうお考えですかね。

○前田政策部長＝基本的な考え方で申し上げますと、学食を設ける計画はないということでございます。理由につきましては、先ほど中島政策企画監のほうから答弁差し上げたとおりでございます。

もちろん食育の大切さというのは、県として十分認識してございますけれども、こういった施設の事情ということもございますので、今回は計画はございません。

以上でございます。

○猪村委員＝部長、寂しくないですか、学食が県立大学にないというのはですね。カフェなり食堂なり、学生は特にイメージを膨らませて、期待して入学されるんじゃないでしょうか。もちろん周辺のにぎわいも大事でございます。いろいろ財源のこともございますでしょうけれども、何でもかんでも外で、よそで買ってきてというのは何となく味気ないような気がいたします。

例えばでございますが、家庭の事情や経済的理由で大学進学を諦めてほしくない、県立大学で学んでほしい、開学の目的にもございます。そんな子供たちに安価で栄養のあるものを食べさせたい、入学してきてくれた子供たち、生徒たちも多くの人たちと交わる、わいわいする居場所が私は必要ではないかと考えます。

今は、大変孤食が多い時代でもございます。どうでしょうか、もちろんコモンズや、そこここで自由にというのもいいかもしれませんが、繰り返しますが、

もちろん財源にも限りはありますが、しつこいようでしょうが、再度お答えをいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○中島政策企画監＝いろんな方がいらっしゃいますし、親心といいますか、食事を十分取らせたいというお気持ちですとか、語り合う場にもなるということだと思います。その思いはございますが、おっしゃっていただいた財政の話もございます。実際、運営を続けるというところにもありますので、その辺りのことも考えてということは、ぜひ御理解いただければと思いますし、そういった学生が集って話し合う場というところは大事にしたいというところでこのコモンズもつくっておりますので、お考えは十分分かりながら、ほかのところでいろんな手当てができないかということを検討したいと思っています。

以上でございます。

○猪村委員＝それでは、あまりしつこくお尋ねしてもというところもございますが、関連してなんですけれども、次に売店についてお尋ねをいたします。

学食はない、売店はないとおっしゃるように、県立大学付近はもちろん商業地域でございますので、一定は理解できますが、私は講義の合間に飲み物や軽食、文具類など、購入できる売店なども必要ではないかと考えております。最近では、空港や駅、オフィスビルなどでキャッシュレス、無人のショップも設置をされているのを見かけたり、私も利用したりする機会も増えてまいりました。そのような店舗を設置するのも私は一案ではないかと考えますが、売店等についてもなぜ設置がないのかも含め、御見解をお尋ねいたします。

○中島政策企画監＝売店につきましても、先ほど申し上げた理由といいますか、学生の数の話ですとか、常時学生がいる施設でもないというところでございますので、配置は計画しておりません。

売店は特に、すぐ真南のホームセンターですとか、東側に行くといろんなものが売ってあるお店とかありますので、そこは本当にすぐ近くに、キャンパス自体は狭いですけれども、大学によってはあれぐらいのところまでキャンパスの中に入るような大学もいっぱいあるわけで、本当にすぐ近くに、もはやキャンパスの中にあるとも言っていいぐらい近くにあるかと思っておりますので、そういった施設を使ってにぎわいをつくっていくというところで、そこで足りるといいますか、にぎわいづくりにもつながるという意味、あるいは民間投資を呼び込むというところでも配置しないというところで間違っていない選択だと思っております。

以上でございます。

○猪村委員＝間違いのない設計と今おっしゃいましたけれども、私はどうかなというふうに思っております。各階のコモンズやフロアなども少し考えて、そんなに場所を取りませんのでですね。空港にあるキャッシュレスの無人販売等々もありますので、そういったところもぜひ検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○中島政策企画監＝まず、補足でございますけど、現状はそういうことで考えております。もちろん学生の利用の形態ですとか、需要とかもあると思いますので、おっしゃっていただいた自販機、いろんな形態もございます。もちろん長もちするものがどれくらい使えるとか、例えば、おにぎりなんかはすぐ入れ替えなきゃいけないというところで、あんまり導入して当たるかどうなるか分からないので、そういった何をどう置くかというのはあるかと思いますが、そういったことも学生の需要あたりを見ながら考えていくというのはありますし、そういったふうにもなるようなスペースというのもどこかに置くというところも意識しながら進めたいと思います。

以上でございます。

○猪村委員＝経営情報学部でしたっけ。経営とかも学ぶわけで、どうやったら物が売れるのか、どういったものが今求められているのか、そういったものも

学生が学ぶ場としてあってもいいのではないかなというふうに私自身は考えるところでもございます。何かこう、ちょっと寂しい気がいたしますので、今後また検討をしていただいたり、また中学生や高校生にアンケートなどでも取っていただいて、声を幅広く徴取していただければというふうに思います。

では、次に参ります。

次は、県産材の使用についてでございますが、設計を見ますと、今モニターも、（モニターを示す）先ほどのコモンズもそうですけれども、大講義室、それからエントランス、一階のC館の天井ですね。こういったところも木材が使われているというふうに思っております。

室内空間において木材を使用する割合、いわゆる木質化率が五〇％前後であることが空間デザインや人間の心理、生理にとって最適だと言われているようでございますが、間伐材を含む県産材の積極的な使用はどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○中島政策企画監＝木材の使用、先ほどおっしゃっていただきました。もちろん心地よさですとか、温かみのあるものでございますので、木材のよさというのは認識しております。内装材、壁とか、床とか、そういったところへの使用を検討しているところでございます。上の面は、なかなか法的な規制もございますので、木材の使用の割合というのは限られているようでございます。今お示しいただいている木目調の素材を使ったものになろうかと思います、木材ではなくてですね。というところではございます。

どういったところに使っていくかというところは、これからの検討になります。やっぱりコモンズ空間、特に先ほどもお示しいただきました新しい建物一階の空間、そういったところに目立つような形で木材を使っていければというふうに思っております。もちろん使用に際しましては県産木材を使うということで考えております。

以上でございます。

○猪村委員＝承知いたしました。本当にすばらしい県産材、それから私が住む武雄市は九町ございますが、各公民館も間伐材、それから県産材の補助金を活用させていただいて、大変すばらしい公民館が造られております。市民の皆様も大変喜んで使用されているところでもございますので、ぜひともここのところもお願いを申し上げます。

では、次に参ります。

次は、防犯・セキュリティー対策について二点ほどお尋ねをいたします。

一点目ですが、多様な人々が行き交うキャンパスのコンセプト自体は大変よいと思うのですが、正門の設置もない開かれた場所ゆえに、不審者の侵入や、あらゆる危険性の想定に備えること、危機管理の徹底は大学運営において最も重要なことではないかと考えております。安心・安全なキャンパスにするための防犯・セキュリティー対策はどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○中島政策企画監＝セキュリティー対策でございます。

おっしゃっていただきましたとおり、多くの方に使っていただくというところと併せて考えていかなきゃいけないところだと思っております。

今、設計を行っております建物、あるいは外構の設計を進めていく中では、ガラス壁で視認性を高めることですとか、オープンスペースを設けることなど、できるだけ死角みたいなのを少なくしようと思っております。出入口で犯罪を起こさない抑止効果的なものも必要でございますので、そういった面では、建物の出入口ですとか、多くの方が行き交うようなスペースにはカメラを設置するとか、様々工夫をしていきたいと思っております。もちろん同じようなというか、いっぱい大学の事例もございますので、そういったのを調べながら、どういったことが一番いいのかというのを考えていきたいというふうに思ってお

ります。

以上でございます。

○猪村委員＝このモニターを見ていただきますと、（モニターを示す）国道三十四号のほうから、自動車が敷地の北側の西のほうから、それから、東のほうから歩行者と自転車、それから、南の西のほうから自転車、歩行者、東のほうからも歩行者のみが入ってこられるようになっているというところでもございます。

ここは後ほどまた通学時の安全対策のところでも申し上げますけれども、非常に西側におうちも張りつき、南側にはマンションもあり、そして、店舗もある、商業施設もたくさんございまして、いろんな方々が様々行き交うところでもございますので、より徹底して安全対策、防犯、そういったところもオープンがゆえに、死角などもしっかりと点検していただいて、より安全なキャンパスとなるよう、そして、まちのようなキャンパスというふうなこともございますので、そういったところでもしっかりと安全対策を取っていただきたいというふうに思います。

それでは、安全対策の二点目でございます。先日の総務常任委員会の質問の折、オールジェンダートイレの質問が行われました。私からも少し質問させていただきます。

ユニバーサルデザインに「さがすたいる」の考え方を踏まえ、性別、年齢、障害の有無などにかかわらず、多様な人々が安心して利用できる大学施設とするとうたってございます。理解はいたします。

県立大学設計の中、A館二階、（モニターを示す）今お示しをしております図書館フロアのトイレをオールジェンダートイレとされた経緯をまずお尋ねいたします。

○中島政策企画監＝性別に関係なく利用できるトイレ、オールジェンダートイレでございますけれども、これを設置しようと思いました。おっしゃっていただいたように、やっぱりいろんな方が安心して使える大学、安心して使えるハード設備にしたいというところから生まれたものでございます。

以上でございます。

○猪村委員＝少し調べましたところ、設置はしたものの、結局廃止されたり、男女別に改修されたりしたオールジェンダートイレも多くあるようでございます。例えば、女性が一人だけでは利用するのが怖いとか、男女共有のトイレは利用したくない、コンビニなどでも利用はしておりませんとか、お化粧直しがしづらい、トイレから出たとき、男性が並んでいたら気まずい、嫌だ。また、その逆もあります。男性も気まずいという声もございました。

多目的トイレやみんなのトイレを増やすことも、様々な人権に配慮され、親切ではないかとも考えますが、いかがでしょうか。

○中島政策企画監＝まず、この性別に関係なく利用できるトイレ、これを造ると考えましたときに、大事に考えたことがございます。それは、性別に関係なく利用できるトイレを使いたい方もいらっしゃるし、男女別トイレを使いたい方もいらっしゃる。その双方に配慮したものにしなきゃいけないというふうなところでございました。

今、二階の部分、こちらにはそういう性別に関係なく利用できるトイレを配置しておりますが、上下の階は男女別トイレを設置しているところでございます。そこは利用されたいトイレを使ってもらうということで、そこはもうワンフロア動くだけですので、そこに使いたいほうのトイレを使うということができるというふうに思っているところでございます。

みんなのトイレというお話もございました。ただ、そこはやっぱり車椅子の方とか、違う障害をお持ちの方が使うときに使えなくなると困りますので、そういうトイレはまた別に各フロアに置いておりますし、それと別に性別に関係

なく利用できるトイレというものを配置したところでございます。

性別に関係なく利用できるというところは、その方だけが使うのではなくて、例えば、異性の小学生をトイレに連れていくときに一緒に入れたり、そういったこともできるわけです。あるいは、異性の祖父母と一緒にトイレに行くとか、そういうこともできますので、こういったトイレというのはそういった使い方もあります。そういったトイレを使いたい方も、男女別がいい方も、どちらも選べるようにしているというところでございます。

以上でございます。

○猪村委員＝なかなか今の答弁では、少し納得がいかないような気がいたします。

あと、図書館のところにあって、トイレをですね、ちょっと催したから一階に下りていくとか、別の階に行くとか、この図書館のところにジェンダーレストイレというか、オールジェンダートイレを配置された理由というのもあるんですか。

○中島政策企画監＝配置の場所も様々考えました。二階の部分に置いたというところで、確かに図書館ではございますけれども、講義室がいっぱいあるところではなくて、二階のフロア、講義室があるフロアではありませんので、図書館を利用される方の数のほうがやっぱり少ないかなというところもありますけど、フロア自体が二階は少し狭くなっていますので、そういったところに置いているところです。一階からも近く、上の階でもなくてというところで二階にしているところでございます。

以上でございます。

○猪村委員＝二階のフロアが狭いとおっしゃいましたが、（モニターを示す）一階も二階も同じ面積じゃないですか。一階も同じ面積じゃないですか。若干、出ていますかね。若干ですけど、エントランスというか、ここが今、柱で屋根つきの一階の部分ですね、ここが一階と二階が共有されているというふうになると思うんですが、一階、二階ですね、あまり変わらない面積じゃないかなと思うんですけど、私的にはやはり多目的トイレ等々を増やしていただいて、小学生ももちろん、異性の子供も一緒にもちろん入って、今でもそう使っていらっしゃいますし、あえて、嫌だという、使いづらいという方たちがいらっしゃるトイレを造るということに対して、もう少し配慮が必要ではないかなというふうに思うところがございます。例えば、ＳＯＳブザーとか、防犯カメラとか、巡回を警備員にしてもらうというようなことも設置されたところにはあったというふうに聞いております。しかしながら、様々な抗議の声で結局改修に至り、男女別トイレになったということも聞いております。あえてそのようなお声が上がっている場所を造るよりも、安全に使っていただく、そしてまた、台湾などは、男性のトイレの倍、女性のトイレを設置しなければならないと法律で定められているというふうにも聞き及んでおります。そういった配慮のほうが私は有効ではないかというふうに思っているところでもございますが、いかがでしょうか。

○中島政策企画監＝冒頭申し上げましたし、猪村委員のほうからもございましたけども、やっぱり誰もが学びやすい環境にしたいというところを大事にしたいと思っております。どんな方も学びやすい環境にしたいというふうに思っております。性別関係なく利用できるトイレを使いたい方、男女別トイレを使いたい方、双方に配慮しているというものでございます。そこは選べる全部を性別に関係なく利用できるトイレにしているわけでもございませんし、そこは選べるというところで十分担保できます。最初に申し上げました理念というのを、これを実現させるためにはこういった形が今のところ最善だというふうに思っているところでございます。

それから、女性トイレのお話もございました。そこも大事だと思っておりま

す。

想定はもともと女性の方が多いというところでトイレの数も配置しておりますし、空気調和・衛生工学会とか、そういうところが基準を示しておりますけども、そういった基準と比べましても、女性のトイレが足りないということがないようなトイレの数を考えて女性用トイレも設置しているところでございます。

以上でございます。

○猪村委員＝これは売店のところでも申し上げましたが、この件は、今から受験をする中学生とか高校生や保護者さんにアンケートとかを取って、そして、幅広くお声を聞く必要があるのではないかというふうに私は思うところもございますので、フリートークのところでも議論がなされるかもしれませんけれども、私はそのように考えております。

では、次に行かせていただきます。

先ほども少し触れましたが、通学時の安全対策についてお尋ねをいたします。

県立大学には駐輪場が七百二十台、バイクが四十台と想定されています。当然、圧倒的に自転車や徒歩で通学する学生が多くなるのではないかと思います。佐賀駅の駐輪場も足りるのかなと心配される声も聞こえております。

県立大学周辺は一日中交通量が多く、私も先日、夕方六時半頃、久しぶりに東西南北、周辺の幹線道路や生活道路を自転車ではありませんが、数回ぐるぐる走行してみましたけれども、十分な交通安全対策が必要ではないかと感じました。南側の市道には明確な歩道や自転車道の確保はありませんし、車道も狭いと感じました。周辺店舗や西側は住宅地、南にマンションもございます。学生の安全確保はもとより、お住まいの皆様やお勤めの方々も当然安全でなければなりません。十分な交通安全対策についてお尋ねをいたします。

○中島政策企画監＝県立大学の周辺道路、これは私も歩きました。朝の通学時とかに立ったりして高校生が行き交うのを見たりしております。相当量、一日中とおっしゃいましたが、特に通勤通学のラッシュの時間帯というのは、自転車、あるいは車の量も多いなというのを感じているところでございます。今、高校生なども通っているところでございますけども、それに加えまして県立大学に通う学生も出てまいりますので、県立大学の学生、もちろん通学時に交通ルール、交通マナーを守るというのが大事でございますので、まずは、学生に対して周知、指導をしていくと、これは徹底していくということで考えております。

ただ、申しましても、道路とかでハード面の安全対策が必要という部分も出てくることもあるかもしれません。そういった場合には、道路の管理者などともお話をしていくということで考えております。

以上でございます。

○猪村委員＝それと、駐車場八十台がございますが、これをお聞きするところ、教授や職員さんでもうほぼほぼ使われるということですが、やはり学生さんで自家用車で来られる生徒さんもいらっしゃると思うんです。そんなときにきちんと駐車をされて、構内には入ってこず、しっかりと自分で駐車場を決め、そして、止めてこられるということであれば結構なんですけれども、近隣の店舗の駐車場に止めたりして御迷惑をおかけしないかなども危惧するところでもございますが、そのようなことはお考えにはなっていらっしゃらないでしょうか。

○中島政策企画監＝車で通う学生、それもいると思います。周りの施設への迷惑駐車といいますか、そういったことの御懸念だと思いますが、一日に数千人が集まるイベントと違いまして、平時に日常的に大学に通う学生でございます。学生に対して、先ほども申しました交通ルールとかマナーの指導というのはやってまいりますけれども、そういったことをしっかりやっていくと。ずっと通っていくわけですから、来るなということをきっちり伝え、ルールを守って

いこう、マナーを守っていこうということをしっかり伝えていくということだと思っております。

そういった指導、周知を徹底してまいりたいと、迷惑駐車などについても指導、周知を徹底していきたいというふうに考えております。

以上です。

○猪村委員＝そうですね、もう本当にしっかりやってくださいというふうにしか言うことができないのかもしれませんけれども、佐賀県において、「まちのようにキャンパスをつくる」上で車を使わない学生さんに対しての指導は非常に難しいのではないかなというふうに思うところもございまして、次の質問に関連するところでもございますが、交通アクセスについてお尋ねをいたします。

県立大学には、佐賀駅から通う学生だけではなく、県内の広い範囲から通学してこられることになった場合、学生が駐車場を利用できないのであれば、公共交通機関を利用して通学できるように、県内各方面からの路線バスを充実させるなど、交通アクセスの向上が欠かせないと思うのですが、どのようなお考えでいらっしゃるのかお尋ねをいたします。

○中島政策企画監＝まず、県内各地から、公共交通機関を利用してというところで考えますと、現状、ほとんどの電車、バスが、佐賀駅、あるいは佐賀駅バスセンターが発着、あるいは経由をしていると思っております。

県立大学は駅から歩いて十五分の距離でございますので、そういうことを考えますと、現状で十分であると考えております。

以上でございます。

○猪村委員＝じゃ、現状、交通アクセスは、もう学生がバスに乗って十分通学できるようなアクセスになっているということで解釈してよろしいでしょうか。再度確認させてください。

○中島政策企画監＝そのように考えております。

○猪村委員＝それでは、後ほどで結構ですので、交通アクセス、県立大学にバスセンターのほうから届くバスのルート、それから、バスの便などを教えていただければ――県立大学までの公共交通機関は十分であるというふうにお考えであるということですよね。

○中島政策企画監＝申し上げましたのは佐賀駅から歩いて十五分の距離でございます。佐賀駅から歩いてくるというところを考えますと、佐賀駅まで届く公共交通機関はいっぱいございますので、それで足りるというふうに考えているというところでございます。

以上です。

○猪村委員＝分かりました。十五分歩いてこいということ、十五分で歩けると、暑い夏も寒い冬も歩いてこいということでございますね、承知いたしました。

それでは、次に参ります。

ユニバーサルデザイン、それから、環境負荷について少しお尋ねをさせてください。

環境負荷低減設備についてお尋ねをいたします。

県立大学設計において環境への配慮が、モニターにもありますが、（モニターを示す）るる配慮されている中で、太陽光発電設備の導入が計画されております。

佐賀県立大学は令和十一年開校という未来の建物であるのではないかと思っております。未来志向の公共建築、次世代建築物となる好機と私は捉えて、高市総理もかねてより発言されておりましたが、エネルギー安全保障の観点からのペロブスカイト太陽電池のことについてでございます。

大阪関西万博ではフィルム型のペロブスカイト太陽電池が一部の屋根に二百五十メートルにわたって設置され、夜間照明にも活用されておりました。ほかにもパビリオンやキッチンカーなど様々な場所で実証され、再生可能エネル

ギー活用や脱炭素社会への貢献を目指す象徴的な取組として示されておりました。原料のヨウ素も国産で調達されており、ペロブスカイト太陽電池は日本企業が世界の先頭を走っているものでもあり、県立大学が先進モデルを採用することは国の政策潮流とも一致するのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○中島政策企画監＝ペロブスカイト太陽電池でございます。いろんなところで使われたり、御注目されているのは存じておりますけども、まだ実証実験の段階というふうに伺っておりますので、現時点では導入を考えておりません。

以上です。

○猪村委員＝加速度的にこのペロブスカイト太陽電池は進んでいくと見込まれています。あと三年先でもございます。このことについて、産業労働部長が今いらっしゃっておりますが、私は、佐賀県というか、未来型の志向で大学をつくる必要がある、それでなければいけないというふうに思うところもございます。今開発はそこまで進んでいないかもしれませんが、一年先、二年先、三年先と、あっという間に開発が進んでまいります。今は五社程度であられるかもしれませんが、圧倒的にこれは日本の技術革新、それから、エネルギー投資を呼び込む世界に類を見ず先に進んでいるものでもございます。

外壁や窓ガラスにも設置可能、広いキャンパスの壁、ガラス面全部が発電資源となり得るし、学内のデザインも損なわない、建物の省エネ性を直接向上させる、また、学生も最先端エネルギーを学ぶ機会となるのではないかというふうに思いますが、井手部長、どのようにお考えでしょうか。

○井手産業労働部長＝ペロブスカイト太陽電池を含めて、先端の技術についてはいち早く佐賀県は再生可能エネルギー等々の導入を進めておりますので、そうした取組はやっていきたいと思いますけれども、県立大学については、今答弁されたものと同じ認識でございます。

以上でございます。

○猪村委員＝太陽光をつけて、ああ、しまった、めっちゃ古くなったと思わないでいいようなことをしっかりと各課挙げて検討していただきたいというふうに思っております。

しっかりと国とも協議をして、補助金等も獲得されて、しっかりとそういった面も考えて行う、そういったことも県民に理解を広く醸成することの一つと私は捉えておりますので、ぜひとも考えていただきたいというふうに思っております。

では、今回はこの件はこの程度にとどめて、一般質問でまたいろいろやり取りさせていただきたいというふうに思います。

次に、三のまちづくりに向けた佐賀市との連携についてでございます。

佐賀県立大学はまちづくりを大きく変える存在になるのではないかというふうに思います。もちろん先ほど申し上げましたペロブスカイト太陽電池等々のいち早い取組、そういったものを入れての話でもございます。

また、今議会で古川裕紀委員が隣にいらっしゃいますが、佐賀で大和インターから空港への南北へのアクセスを含めたグランドデザイン、プラス新幹線、もっと広がれば、わくわくするばかりでもございます。

周辺には、ＳＡＧＡアリーナをはじめ、商業施設、オフィス、住宅など、様々な機能が集まり、様々な人が行き交うにぎわいが生まれております。佐賀駅経由のアクセスだけでなく、広い範囲からアクセスしやすく、各大学や、町なかなどを周遊できる交通手段が実現すれば、佐賀の町全体の魅力を大きく向上させる可能性を持つのではないかと思っているところでもございますが、佐賀県ばかりではなく、佐賀市としてのまちづくりとの連携が何より不可欠となると考えます。

県立大学をプラスした魅力的なまちづくりを実現するため、佐賀市との連携

にどのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

○中島政策企画監＝まちづくりについてのお尋ねでございました。

おっしゃっていただいたように、まちづくり、佐賀市さんに頑張っていただかなきゃいけないと思っております。佐賀市との連携というところでいきますと、立地場所が今のところに決まったというところからすぐに連携協議会を設置いたしました。連携というところでは緊密な連携を取っているところでございます。

これまでは、佐賀総合庁舎の移転ですとか開学準備に関すること、こういったのが主な協議内容でございましたけれども、これからまちづくりの視点というのが大事でございますので、駅北のエリアが魅力あるものになるというところに向けて連携協議会を活用するなどいたしまして、佐賀市とも議論、検討というのを深めていきたいと思っております。

以上でございます。

○猪村委員＝本当に佐賀県と佐賀市さんだけの問題ではなくて、やはりここが、今申し上げましたＳＡＧＡアリーナや県立大学の予定地などなど、駅北側付近の発展、それから交通アクセス、グランドデザイン、そういったものもあわせて佐賀県全体の問題でもございます。佐賀県が生きるか沈むか、大げさかもしれませんが、京都大学の藤井教授に言わせれば、栄枯盛衰という表現をされましたけれども、そのようなまちづくりにも関わってくるのではないかというふうに思うところが私はございます。

佐賀市のみならず県内一円に新たな風を吹かせていくためにも、しっかりと連携をして取り組む、各課挙げてこれもぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っております。

では、問いの（四）、総事業費についてでございます。

校舎建設に含まれない事業費についてでございます。

モニターでもお示しをしておりますが、（モニターを示す）少し小さいですが、今回、校舎建設費が百三十から百四十億円になると見込まれています。

一方で、校舎建築費に含まれていない経費として設計、移転、システム・備品等の項目が示されております。

設計、移転、システム・備品に関わる経費について、それぞれどの程度の経費を必要と見込んでいるのか、また金額を示せない経費があるのであれば、いつ頃それが示されるのかお尋ねをいたします。

○中島政策企画監＝校舎建設費以外で予定しております経費といたしましては、備品ですね、家具、什器とも言いますけれども、机とか椅子などの備品ですとか、大学ですので教務のシステムとか、いろんなシステムが必要でございますので、そういったシステムを配備するための費用などがございます。佐賀総合庁舎に入っている機関、中部農林事務所ですとか、そういった機関の移転費用というのが該当いたします。

経費につきましては、今、検討を詳細に詰めているところでございまして、進める中で精査をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○猪村委員＝設計、移転、システム・備品について、まだ経費の概算というか、金額はまだ示せない状況にあるということでよろしいでしょうか。

○中島政策企画監＝これまで予算、例えば移転の費用に関しまして、実際既に議案として提出をさせていただいているものもございます。例えば、校舎の設計に関して六億六千万円、引っ越し、今、中部農林事務所を申し上げましたけれども、そのほかの事務所の移転経費、これは七億八千万円、既に十四億四千万円は予算計上しているところでございます。

それ以外のものにつきましては、申し上げましたように、これから精査をしていくというところでございます。

以上でございます。

○**猪村委員**＝それでは、いつ頃示されるのかというのもお答えいただけますか。

○**中島政策企画監**＝額、時期ともですけれども、検討を進める中で詰めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○**猪村委員**＝それでは、次に四番目の二つ目でございます。

今後の物価高騰に対する見通しについてでございますが、開校までの三年間、これまでも建築資材や人件費、物価は高騰していくと考えられています。

知事のコメントをちょっとメモしておりました。資材がどんどん高くなっている。全体として事業費二百億円という話をしたので、収まるように苦慮している。大学は中身、ソフトなので、そこを損なわないように、校舎などはシンプルにして開学できるようにということに力点を置いて議論しているというようなコメントがございました。

関連経費も含めて、総事業費が二百億円以内に収まると考えていらっしゃるのかどうか、今の段階で結構ですので、お尋ねをいたします。

○**中島政策企画監**＝今、画面に出ておりますけれども、（モニターを示す）百三十億円から百四十億円につきましては、この数年の人件費、あるいは物価の上昇、こういったのを加味したところで出しているところでございます。

先ほど、これから精査をしていくと申し上げました経費もございますが、そういったものを含めまして、県立大学に係る全体事業費は極力二百億円に収めていくということで進めたいと思っております。

以上でございます。

○**猪村委員**＝先ほどもお尋ねいたしました、必要と見込んでいる経費の金額がいつ頃示せるのかというふうなこともお尋ねをいたしましたけれども、二百億円以内で考えているということでもございますが、今の勢いでいきますと、上振れするようなこともあるというふうに私は思うところでもございます。そういった場合、正直に、早めにお知らせをする。そして、勉強会なり、私どもにもお示しをして、しっかり丁寧に議論をしていくということを、これまでのように、これまで以上にもしていただければというふうに思っております。

知事も率直にこのようなコメントを出していらっしゃいますので、私は正直な知事の気持ちを吐露されているのかなというふうに思っております。しっかりと注視してまいりたいというふうに思っております。

それでは、最後の質問をさせていただきます。

県民理解の醸成についてでございます。

これまで私自身が疑問に思うことや不安に思うことの点については、これまでも、そして本日も質問をさせていただきました。

県民は、急激な物価高騰や農業生産の問題、各界における人手不足など多くの課題に直面していらっしゃいます。こうした多くの課題に対し、県立大学が県内各大学や経済界、地域などと連携して課題を解決し、県民生活を豊かにする存在になることこそが、県立大学設立の大いなる意義だと思うのです。私はそう強く思っています。

しかし、私が知る経営者の皆さん方からは、高卒の人材を一日も早く確保したいという声なども今も多くあり、まだ設立の意義を理解してもらえていないというふうに感じているところでもございます。

これまで同様に、設立の意義や佐賀県の現状について丁寧に説明していくことはもちろんですが、入学者選抜に関する情報や手厚い学生支援、幅広い世代へのリカレント教育、身近な農業の分野などでどう生かせるのかなど、県立大学ができて佐賀がどうよくなるかをそれぞれのターゲットに合わせて具体的に説明することで、県民の理解がより進むのではないかと思っております。そうではないと設立の意義が果たせないような気がいたします。

そこで、県民理解の醸成のために、今後さらにどのように取り組んでいかれるのかをお伺いいたします。

○中島政策企画監＝ただいま委員のほうからもいろんなお声、御紹介いただきました。様々な方がいらっしゃいます。県立大学に関心を持っていない方もいらっしゃれば、業態、業種によって知っている部分が違っていたり、理解、私たちがうまく伝え切れていないところがある部分もあるというところは私たちも認識をした上でございますけれども、それでも私たちはやはり県立大学の設置の意義、果たすべき役割というのをしっかり多くの方に伝えていく、参画を求める努力というのをしていかなきゃいけないというふうに思っております。大学の中身だけではありませんで、今日、大学が置かれている環境ですとか、佐賀県で抱えている背景あたりもより分かりやすく説明をしていきたいと思っております。

手法につきましては、おっしゃっていただいたように、それぞれ関心事が違うというのもございます。それに応えられるような説明や意見交換、こういったことが大切だと思っております。メディアの活用ですとか、シンポジウムとかセミナーの開催をやっておりますけれども、こういうのにとらわれずに、いろんなことができないかというのを考えながら、工夫しながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○猪村委員＝最後になりますが、十二月十七日、総合庁舎において県立大学の説明会があるようにもお聞きしております。どのような内容で、対象者や広報はどのようにされているのかお尋ねをして、私の質問といたします。

○中島政策企画監＝来週、地元の方への説明会を予定しております。設置場所、八丁畷自治会に含まれるところでございまして、八丁畷自治会にお住まいの方を対象に開催をしたいと思っております。県立大学、あるいは建物概要ですとか、工事関係のスケジュールの説明を予定しているところでございます。自治会の方ともお話をしまして、周知につきましては回覧板を使って周知をしているところでございます。

以上でございます。

○原田委員＝「自民党ネクストさが」の原田でございます。今回は、佐賀県全体の高等教育がよりよきものになるようにという思いで質問をさせていただきます。

まず、一問目でございます。高大接続改革の概要についてお尋ねをいたします。

中央教育審議会では、平成二十六年に「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」として、高大接続改革に関する答申がなされました。

高大接続とは県立大学が重視されている高大連携とは異なる定義でございますが、この中教審の答申の中では、二〇一一年にアメリカの小学校に入学した子供たちの六五％が大学卒業後に今は存在していない職業に就くというアメリカでの予測が引用をされています。これはあくまでも予測でございますが、先を見通すことが難しい時代に、これまでと同じ教育を続けているだけでは、これからの時代に通用する力を子供たちに育むことはできないとの強い問題意識が述べられております。変化する時代に合わせて、教育の姿も変えていかなければならないと改めて感じている次第です。生涯を通じて不断に学び、自らの人生を切り開き、よりよい社会づくりに貢献する人材育成のために、佐賀県の高等教育をここで議論させていただきたいと思います。

まずは、高大接続改革についてお尋ねします。

その目的についてであります。

平成二十六年の中教審答申において高大接続改革が示されましたが、その目

的は何でしょうか。

○日野政策総括監＝まず、ちょっと前提として、我が国の教育制度について申し上げたいと思います。

我が国の教育制度は、いわゆる六・三・三・四制でございます。小学校六年、中学、高校が三年ずつ、大学が四年間。それぞれ小学校から高校まで、いわゆる初等中等教育というふうに呼ばれますけれども、これにつきましては学習指導要領で学ぶ内容が定められております。一方で、大学のほうは、これは憲法上、「大学の自治」というものが保障されておりまして、そこでの教育内容とか手法というのには広く広範な裁量が認められておりました。

こうした教育制度というのは、高度経済成長期におきましては役割を果たしたものだというふうに思っておりますが、二十一世紀に入りまして、我が国の状況が従来と異なる様相を迎えております。人口減少であったりだとか、グローバル化であります。こうなりますと、従来と同じ教育を続けるということが果たしていいのだろうかというのが当然問題意識として国のほうで出てまいりました。ただ一方で、ゆとり教育だとか、詰め込み教育だとか、そういった議論もあったわけなんですけれども、ゆとりか詰め込みかとかいった、そういった単純な議論ではなくて、もっと生きる力であるとか、確かな学力というものを育む教育というものが我が国にとって求められているのではないかというのが教育界、それから経済界もそうですけれども、我が国の中で問題意識として出たわけでございます。

こうした中で、それぞれ小中学校や高校におきましては学習指導要領の見直しというものが進められてまいりました。また、大学におきましても、各大学におきまして様々な見直しを進めてきたところでございますけれども、とはいってもちょっとあんまりうまくいかないんじゃないかと。予想以上にはちょっと効果を発揮していないんじゃないかという御意見もあって、それが何かというと、高校と大学の間をつなぐ大学入学者選抜の在り方というものがちょっとその障害になっているんじゃないかと。そこで、これは委員からも御紹介がありました平成二十六年の中教審の答申にこう書いてあるんですけれども、「画一的な一斉試験で知識の再生を一点刻みで問うことを過度に重視した」選抜方法が定着し、それこそが公平であるという観念が社会に根づいている。ここを変えなければいけないんじゃないかということが指摘されたところでございます。

こうしたことを受けまして、高校教育、大学教育、そしてそれをつなぐ大学入学者選抜の三つを一体的に改革することを高大接続改革と位置づけまして、一人一人が高校時代を通じて様々な夢や目標を芽吹かせ、その実現に向けて努力した積み重ねというものを大学入試においてもしっかり評価すると。そして、大学教育や社会生活を通じて花開かせると。こういったことを目的に高大接続改革が進められてきたわけでございます。

これは、ひいては一人一人に生きる力、確かな学力の確保、そして我が国社会の持続的な発展を目指しているものというふうに考えております。

以上でございます。

○原田委員＝ありがとうございます。確かに高校が知識の習得に注力し過ぎているのではないかと。大学の、それを運用して、いかに新たなものにつくり上げていくかというところ、ここをうまくつないでいかなければいけないということがこの接続という言葉があるんだろうというふうに思っております。

それでは、高大接続改革の主な内容についてお尋ねいたします。

高大接続改革は多岐にわたると思いますが、主な内容をお示しください。

○日野政策総括監＝先ほど申し上げましたように、高大接続改革というのは三つの一体的な改革でございますので、それぞれ申し上げたいと思います。

まず、大学入学者選抜でございます。

これにつきましては、大きく二つの見直しが進められました。一つは、大学入学共通テストの導入でございます。従来、大学入試センター試験というのがございました。これに代えまして、令和三年一月から新しいテストということで共通テストが導入されました。設問につきまして、より思考力、判断力、表現力などを重視する傾向になったというふうに聞いております。

もう一つは、各大学が行う入試でございます。ここにおきましても、各大学はアドミッション・ポリシーという「入学者の受け入れ方針」を定めなければいけないということになりました。それに基づきまして、志願者の能力や意欲、そして適性というものを総合的、多面的に評価、判定すると、そうした方向に転換するということが求められまして、結果として、総合型選抜でありますとか学校推薦型選抜の導入というのが進んでおります。

それから、高校教育におきましては、学習指導方法につきまして、言語活動の積極的な導入をはじめ、生徒が受け身でなく、主体的、協働的に学ぶことを促す方法へ進化を図ること。そして、高校生の能力、適性、興味・関心等の多様化を踏まえ、進路指導も含めた高等学校教育全体において、生徒の多様な学習活動、学習成果を適切に評価する仕組みを構築することなどが進められております。

それから、最後に大学教育においてでございます。

大学教育におきましても、先ほど申し上げました「入学者受け入れ方針」であるアドミッション・ポリシー、これに加えまして、どのような教育を大学は提供するのかということを示したカリキュラム・ポリシー、そして、どういった方に卒業してもらいたいのか、いわば育成する人材に近いわけでございますけれども、これをディプロマ・ポリシーと申しますけれども、このアドミッション・ポリシー、いわば入り口の部分、それから、カリキュラム・ポリシーという大学での中身の部分、そして、どうした方が卒業するかという出口の部分になるこのディプロマ・ポリシー、この三つを一体的に策定いたしまして、大学教育全体のカリキュラム・マネジメントを強化すること。

あともう一点は、教育の手法ですね、やり方につきましても、大学の中で知識の伝達を中心とした、昔あったような三百人ぐらいが大講義室で聞くみたいな、そういった授業から、学生が主体性を持って、多様な人々と協力して答えを導き出していくという、そういうアクティブ・ラーニングへ転換することなどが進められてきたところでございます。

以上でございます。

○原田委員＝詳しく説明していただきました。本当に改革が進んでいて、具体的に探究型の授業というのが高校でもこれからスタートしたんだろうというふうに思っていますし、総合型学習が探究型に変わったのとあわせて、総合型、探究型の歴史とか、様々なものを探究というキーワードを持ちながら学ぶようなことを高校でもやっていっているということで、幾らか高校生が大学を選ぶのにも、三つのポリシーとかいうことで、この大学がどういったものを目指しているんだということ、その判断材料になるということもあるのかなというふうに思うところであります。

それでは、冒頭もちょっと話しましたけれども、高大連携との違いについてお尋ねというか、確認をしておきたいと思います。

県立大学が重視する高大連携との混同を避けるために、改めて高大連携の定義をお尋ねいたします。

○日野政策総括監＝まず、高大接続につきましては、先ほど答弁したとおり、高校教育、大学教育、大学入試を一体的に捉えた改革をやるという国レベルの改革でございます。

高大連携でございますけれども、これはいろいろ濃淡がございますけれども、基本は高校と大学という、その間のネットワークの強化、連携の強化というも

のをどんどん進めていこうというものが、この高大連携という言葉に込められております。

その内容は、もうこれは各大学だとか高校によって様々でございます。授業における連携もあります。それから、人的な交流というのもありますし、高校生に大学のことをよく知っていただこうというオープンスクールとかオープンキャンパスみたいなものをどうやっていくかという様々な濃淡がございます。

県立大学におきましては、県内の高校との間で大学のＰＢＬ学習と高校の探究学習を連携したり、つないでいったらどうなんだろうかとか、あるいは大学のデータサイエンスの授業と高校の情報授業の連携などというのは考えてまいりたいと思います。これは県立である強みを生かしながら、高大連携という言葉ではございますけれども、比較的厚みのある、むしろ濃い連携というものを私どもとしては考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○原田委員＝それでは、高大接続改革が大学に与えた影響についてお尋ねします。

中教審の答申がなされてから約十年が経過しております。高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の三つのうち、大学入学者選抜が最も大きく変化したのではないかというふうに感じております。例えば、工学院大学とかは探究成果活用型ということで、高校生の探究活動のプレゼンと口頭試験等を含めた面接による選抜などが行われているということであります。

高大接続改革が大学にとってどのような影響を及ぼしたのか、与えたと認識しているのかお尋ねをいたします。

○日野政策総括監＝先ほどもアドミッション・ポリシーやカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーといった三ポリシーというのを御紹介しましたけれども、大学がこういった三ポリシーを一体的に策定し、まさに大学教育全体のマネジメント力を高めることというのが、本当にこの高大接続改革における大学に与えた一番のインパクトだったんだろうと思います。それまではあんまりそういったものがなくて、教える内容も各教授にお任せですよというようなものが、大学としても、やはりそこの教育の質というものをどのように高めるのか、そして、それをどういった形で保障するのかというのが、これまで以上に問われるようになったというところが大きな点だと思います。

二つちょっと具体的な事例といいましょうか、傾向として申し上げますと、一つは、大学における教育の重要性が高まったことで、教員の側の意識に変化が出てきたことだろうと思います。もともと大学教員というのは研究者でございます。したがいまして、学生の教育よりも、研究というものを重視しがちな傾向があると、これはもう否めない事実だろうと思います。ただ、こういった形で、大学にとっても教育の質を高めることが大学そのものにとっても重要であるし、我が国にとっても重要だという問題意識が広まりましたので、教育のやり方、手法についても、本当に様々な工夫を重ねることが一般的になりました。少人数での授業、アクティブ・ラーニングもそうですし、外に出てのＰＢＬ学習というのもそういったことだろうと思います。

いま一つは入試でございます。やはり大学入試におきます総合型選抜、それから、学校推薦型のこの割合というのが飛躍的に高まっております。文部科学省の資料でございますけれども、例えば、この総合型選抜と学校推薦型を足した割合でございます。国立、公立、私立全体を見ましても、平成十二年度、いわば二〇〇〇年度でございます。これは全体の三三・一％でありました。したがいまして、逆に言うと、残りの六五％、六六％ぐらいが一般入試、一般選抜ということになります。それが令和七年度、二〇二五年度、つまり二十五年たったわけでございますけれども、この時点でいいますと、総合型選抜と学校推薦型を足した比率というものは五三・六％となっています。一般選抜のほうが四

六・三％というふうに、二十五年前と比べると割合が逆転したような形になっております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員長　暫時休憩します。十三時をめどに委員会を再開します。

午前十一時五十七分　休憩

午後一時　開議

○一ノ瀬委員長＝委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○原田委員＝日野総括監、午前中の答弁ありがとうございました。本当に大学も随分変わっておりますし、入試も高校も変わってきている、私たちが大学に行っていた頃とは随分違うんだろうというふうに思っていますし、その経験値だけで今の大学等も語れないなというふうに改めて感じたところであります。

それでは、問二となっていますけれども、問一からの関連ではあります。次は教育委員会に質問をしたいと思います。

大学入学者選抜における高校の対応についてであります。

大学入学者選抜において総合型選抜が広く取り入れられるようになり、さらに細分化、多様化している状況にあります。また、早く学生を確保しようとして年内に合格を出す大学も多いというふうに聞いております。

高大接続改革では、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜を一体的に改革する必要があることが指摘されているものの、実際はこうした大学入学者選抜の大きな変化に対して高校教育の現場がどの程度対応できているのか、これも懸念されるところであります。

そこで、次の点についてお尋ねいたします。

まず、大学入試の現状についてであります。

入試内容やスケジュールはどうなっているのかお尋ねをいたします。

○山口学校教育課長＝まず、大学入試の方法は大きく三つに分かれておりまして、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜の三つに分けられます。

まず、総合型選抜ですが、こちらは志願者が記載する志望理由書や活動報告書、そして小論文・面接・プレゼンテーションなどの複数の方法で、学力や資質を多面的、総合的に評価するものであります。

なお、出願の時期は九月から十月、そして、試験が十月から十一月頃、そして、合格発表が十一月から十二月頃に行われております。

続きまして、学校推薦型選抜に移ります。こちらは校長の推薦が必要で、調査書・小論文・面接などで、学力、人物などを総合的に評価するものでございます。こちらも出願時期は十一月、試験が十一月から十二月頃、そして、合格発表が十二月というふうになっております。

なお、先ほどの総合型選抜も学校推薦型も、共通テスト利用の場合は二月の合格発表となっております。

続きまして、一般選抜です。こちらは学力検査、小論文・面接・実技検査などによって学力を重点的に評価するものでございます。出願の時期が一月から三月、そして、試験が二月から三月、合格発表が二月から三月というふうになっております。

以上でございます。

○原田委員＝ありがとうございます。学力テストを絡めたやつは一般選抜ということで、二月一日が解禁というような形であるというふうに理解をしております。

また、二つの総合型と学校推薦、これが俗に年内入試というふうに言われて、これを目指している人が増えているというふうにも聞いているところでありますが、先ほど全国の総合型とか学校推薦の比率は話が出ましたけども、県内はどういうふうになっているのかお尋ねをいたしたいと思います。

○山口学校教育課長＝県内のということでしたけれども、まず、文部科学省の調査によりますと、直近の令和七年五月一日時点で、全国の国公立大学、私立大学に入学した生徒に占める選抜方式ごとの割合について御説明させていただいてよろしいでしょうか。

こちらにつきましては、総合型が約二〇％、そして、学校推薦型が約三四％、

残りの約四六％は一般選抜となっております。

これで十年前と比較してみますと、学校推薦型で入学した生徒の割合のほうはほとんど変わっておりませんけれども、一方で、総合型で入学した生徒の割合は、従前のＡＯ入試で入学した生徒の割合に比べて約二倍程度に増えてきております。

県内ですけれども、県内でも総合型選抜でチャレンジする生徒が増えてきております。

以上でございます。

○原田委員＝県内の数値は、はっきりは分からないというふうなことでよろしいですね。

○山口学校教育課長＝県内につきましては、現役生の受験者数のほうは把握しておりますので、その数字でよろしいでしょうか。

こちらは平成二十七年度で、総合型のほうが二百八十七人です。それが令和七年度、これが八百四十二名になっております。これが二・九三倍、約三倍程度になっております。

続きまして、学校推薦型のほうが、平成二十七年度が千四百人、それが令和七年度は千六百十八人となっております。

以上でございます。

○原田委員＝ありがとうございました。やっぱり総合型が随分増えているなというふうに感じるところであります。

それでは、大学入試の早期化に伴う対応についてお尋ねをしたいというふうに思います。

大学受験の対策ということで、総合型選抜の手法を入試に取り入れる大学が増えていますが、県立高校においてはどのような対策を講じておられるのか。以前、石川県立大学に行ったときに、理事長との話の中で、そこは農学部だけなんですけれども、そこのところは総合型の選抜はやらないと、一般選抜だけにしていると。というのは、受験のやり方が全く違うので、途中まで総合選抜に対応して、それからそれが駄目で一般選抜に切り替えるとなると、またその受験生に負担がかかるというような、そういうことを申されておりました。

考え方は様々と思いますけれども、やっぱり受験に対して求められることが大いに違い、その指導に対しても随分気を使って行っていかなければならないのかなというふうに思います。この点をお尋ねいたします。

○山口学校教育課長＝おっしゃるとおり、求められるものは本当に様々だと思っております。私たち、進路指導については、やはり受験方式や、それから、大学、学部ごとの個別の指導を実際に行っております。特に出願先が具体化した後は三年生の教員を中心に学校全体で指導をしております。

具体的には、教科指導のほか、学校行事や体験的な学びを行う特別活動、それから、課題発見能力、課題解決能力を養う探究活動など、こういったものは総合型選抜や学校推薦型選抜への対応も視野に、キャリア教育という枠組みの中で一年生から計画的に指導を行っております。その上で総合型選抜や学校推薦型選抜に対しては、三年生の夏休み頃から具体的な指導を開始しているのが現状でございます。

進路保障は高校教育を担う重要な役割の一つであるという認識の下、教育活動を展開しております。

以上でございます。

○原田委員＝ありがとうございます。

従来だったら、本当に学力テストの点数を上げることに注力すればよかったのが、様々に求められることに応じて指導していかれるのは本当大変だと思いますけども、そこはなお一層力を入れてやっていただきたいというふうに思っております。

次に、早期に大学合格された方への対応ということで、最近では年内に大学合格が決まる場合が非常に多くて、高校ではクラスの中に既に合格が決まった生徒とこれから受験する生徒が混在しているという中で、授業やクラスの雰囲気づくりへの影響もあるのではないかと心配をしているところであります。

また、早期に合格した生徒は、高校卒業までに期間が三カ月近くあるということもあって、学力やモチベーションの維持ということもどうなんだろうというふうに思うところであります。

こうしたことに対して高校ではどのように対応されているのかお尋ねをいたします。

○山口学校教育課長＝委員御指摘のとおり、高校三年生の後半の時期の教室には、既に進路が決まっている、それからこれから受験をするという生徒などが混在したような状態になっております。そうした中で、担任、それから教科担当者、こちらを中心にして、様々な工夫をしながら、授業づくり、それからクラスの雰囲気づくりを行っております。

例えば、卒業単位の修得に向け最後まで学習活動にしっかりと取り組むことを伝えつつも、学ぶことの意義などにも触れ、勉強は単位修得や受験のためだけに行うものではないことなどを伝えております。そして、最後まで学びの姿勢が継続するように後押しをしております。

また、大学等の次のステージの学びを意識させるなど、先を見据えた上で、進路決定後の自分の在り方を考えさせたり、取り組ませたりしております。

授業でもクラス運営でも生徒がそれぞれの目標に向かって、お互い支え合いながら、最後まで努力を続けることができるように工夫を重ねております。

いずれの工夫も、充実した高校生活を送ってほしい、意味あるものにしてほしいなどの思いを持って取り組んでおります。

以上でございます。

○原田委員＝ありがとうございます。

学校側としては、大学に上げることも大きな目的なので、まだ合格してない子の希望というか、望みをかなえるということに注力せざるを得ないところもあるというふうに思います。

ただ、合格が決まった子にしても、その三カ月間はやはり一生懸命受験で学んだ子との差というのができる危険性があるので、そこは課題提出というところまではいかないのか分かりませんけど、しっかりとした対応をぜひやっていただきたいというふうに思います。

先ほどから総合型選抜とか言われるように、年内入試が非常に増えているということで、大学が求める人材といいますか、学生を慎重に選ぼうと、選考しようとして、そういった明確な意図を持って選抜に対してやっているということは本当に必要なことだというふうに思います。そこは一定理解しますけれども、早期に学生を確保したいという大学の思いだけで、年内受験をやろうという動きが出ているということを危惧しております。

昨年、首都圏にある一定名前の通った総合大学が定員五百人の年内入試をやったということで、先ほど言ったように、二月一日が一般選抜の解禁日というふうになっているけれども、年内に学力テストだけでの選抜を行ったと。それに対して五百人の定員に二万人が集まったというふうに聞いています。子供たちにしてみると、年内に決めたいと、親御さんにしてもそうだろうというふうにも思います。

受験のプレッシャーというものから解放されたいというのもあるし、ただ、これに文科省が随分反発をしたということでありますけれども、ただ、最終的には高校の団体と大学の団体が協議をして、学力だけでなく、何か別のものを選考の基準に加えると、小論文なりなんなりということに落ち着いたということでありますけれども、どの程度それが実現されるのかなということを心配し

ているわけであります。

このままでいると、そうした年内に受験する大学が増えていくだろうと。実際、今年から年内受験をやるという大学が、名乗りを上げた大学がありますし、それは獲得競争にどんどんなっていくのかなというのは危惧するところです。明確な意図を持って、こういう生徒をというようなことでしっかりとした選考するということであれば、それは了とするものでありますけれども、ぜひこういったことが県内の学校で本当に悪影響を及ぼす可能性もあるので、そうしたことには目配せをしっかりしながら、教育委員会としても注視をしていっていただきたいと思いますし、何かそういった動きがあれば、高校の受験対策みたいな集まりが多分あると思うので、そうしたところに物申すようなこともぜひやってもらいたいと思います。

一つは文科省の責任もあるというふうに私は思っているんですね。大学の定員数が非常に多くて、少子化の傾向があるということで、早めに確保したいという大学の思いが強くなっていて、私の意見ですけど、多分、大都市圏というよりも首都圏の、文科系の学科あたりの定員が相当多くて、ここを削らないと、地方の大学にも影響があると。これは文科省はしっかり分かっていて、地方の大学を何とか残すための方策も様々やっているし、大学の定数改革の中でも、イの一番に地方の大学、地方からのアクセスを守らないかんということを書いてあります。

ただ、実際、定員を削減するという動きがなかなか明確になっていない。先般も文科省に行ってちょっと話をしたときに、二十三区内で増やすという動きが止まりましたというところまでなので、恐らく協議はされていると思いますけれども、まだまだ具体的になっていない。

こうしたことに対しても、例えば、佐賀県からでも政策提案みたいなことができないのかなというふうな思いもあります。首都圏側とか大都市側は削るなという方向もあるので、都道府県の知事会の中ではなかなかまとまらないと思いますけれども、そういったことを、これは恐らく年内入試が早まるというのは、そこに根本の原因があるというふうに思っているので、そこはぜひやっていただきたいなというふうに思っています。

続いてでありますけれども、問三ということで県立大学の入学者選抜、今までのことを踏まえて政策部のほうにお尋ねしたいと思います。

大学入学者選抜の早期化が高校教育に与える影響を問うたところでありますけれども、県立大学の入試の在り方についても当然ながら影響があるものと考えております。

そこで、次の点についてお尋ねします。

県立大学の入学者選抜の在り方についてであります。

大学入学者選抜の早期化によって、高校の授業の進捗や指導などに影響が出ているというふうに感じておりますが、このような高校側の状況を踏まえて、県立大学における入学者選抜の内容、また時期をどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○日野政策総括監＝まず、入試制度そのものにつきましては、先ほど来、御紹介申し上げていますように、一般選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜の三つがございます。最近の傾向は一般選抜の比率が下がっているということは申し上げたとおりでございます。

大学側といたしましては、学力検査を過剰に重視してしまうよりも、志願者本人の資質、意欲というものを多面的に判定することが、その後の大学の学びによって重要な意味を持ってきているということでございます。

それから、学生の間におけるダイバーシティーの確保、つまり大学教育がＰＢＬだとかアクティブ・ラーニングのほうに振れておりますので、みんなで議論したりだとか、みんなで一緒に何かチームビルディングしたりしていくとい

うことが問われているわけで、そうなりますと、一般選抜を重視すると、どうしても点数という尺度ではかることになりますので、同じような人材が集まってしまうんじゃないかという懸念もございます。

入試制度につきましては、大学としてはどういった方に入学してほしいかというものが現れる大事なところでございます。午前中も御答弁申し上げましたが、大学は入学生の受け入れ方針というアドミッション・ポリシーというものを定めることになっております。

県立大学におきましては、今年二月の「現時点でのとりまとめ」におきまして、次の四点をアドミッション・ポリシーに関してお示しをしております。

一つは、社会に興味、関心を持ち、学ぶ意欲を持つ人、二つ目は、高等学校の基礎学力を身につけた人、三つ目は、自分の考え方を表現し、他者に伝えることで、多様な人々、組織と協働する意欲を持つ人、四つ目は、課題解決や価値の創造に意欲を持ち、柔軟な思考力を身につける意思を持つ人でございます。

これを踏まえて、私ども専門家チームとも議論を重ねておりますが、やはり県立大学では、学生のその学ぶ意欲、そして、多様な人々や組織と協働する意欲というものを大切にしたいというふうに考えております。そういった考え方から、現時点におきましては、学校推薦型選抜の比率をできるだけ高めたいというふうに思っております。

ちょっと数字的に申し上げますと、今、全国の公立大学におきます学校推薦型選抜の比率でございます。直近の数字で二六・九％でございます。要するに公立大学に入る人の四分の一が学校推薦だということです。

それから、私立大学におきます学校推薦型選抜の比率は、それより高めの三八・八％ということで、四割弱が学校推薦型選抜ということです。

県立大学におきましては、今後のトレンドも考えまして、できるだけこの私立大学に近い水準で学校推薦型選抜の割合を考えていきたいと思います。

そして、その学校推薦型選抜の具体的な方策といたしましては、県立大学であるということもありますが、県内の全ての高校にこの学校推薦型選抜の枠を設けることや、あるいは個人で志願できる枠なども導入していきたいというふうに思っております。

それから、時期については、大学、高校の代表者による、これは全国の協議会がございます。そして、そこでの申し合わせを踏まえた文部科学省の高等教育局長通知に基づきまして時期が決まっております。総合型選抜は九月一日以降の出願で結果発表は十一月一日以降、学校推薦型選抜の出願は十一月一日以降で結果発表は十二月一日以降というふうになっております。当然のことながら、時期についてはこのとおりに行ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○原田委員＝学校推薦型は上限が五割だとは思いますけども、大体四割程度を想定しているというようなことですね。分かりました。

では次に、合格発表後の高校生の対応です。

学校推薦型選抜や総合型選抜で早期に合格が決まると、卒業まで勉強に身が入らずモチベーションを保つことも難しいのではないかなというふうに危惧しております。一般選抜の合格者との学力の差もつく可能性もあるというふうに思います。県立大学の入学者選抜が、複数の手法を取れる前提であれば、当然ながら、合否が早く判明する者も遅く判明する者もあるというふうに想定をします。早期の合格者について、高校だけで学力を維持するというのはなかなか難しいというふうに思いますので、それに対して県立大学ではどういうふうに対応をしていくのかお尋ねをいたします。

○日野政策総括監＝私も三十四年前に学校推薦型選抜で大学に入学したので、この早期に決まった高校生の学力をどうするかという問題というのは大変関心

を持っていますし、本当に大事なことだと思っています。

現状、ほかの大学がどういうことをやっているのかというのをちょっと見ますと、やっぱり課題図書を設定して、その感想文やレポートを大学のほうに出してくださいということ。それから、課題活動やボランティアなどの体験レポートの提出を求める。あるいは、内定が出ているわけでございますので、大学での学部の学びで必要となる教科、例えば、英語だとか数学だとか、その学校学校に応じて重視する科目があると思いますけれども、そういったものについて、eラーニングなどを活用した教育などを行っている例もございます。

大学側も、高校のときにすぱっと早く決まった子供さんたちがモチベーションが低い状態だと、これは大学にとってもマイナスになりますので、大学の側も今、そういうふうに工夫をしながら学生のモチベーションを高めようという取組が大変増えております。私どもといたしましても、こうした例も参考にしながら、入学前教育の具体的な在り方については今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○原田委員＝ちょっと身近な人で今年、学校推薦で上がったという人の話を聞くと、やっぱり推薦図書というか、読んで感想を出せとか、様々な課題が出たということで聞いておりますし、ちょっと調べたところ、平成四年度ということで、入学者選抜の好事例というようなことが幾つかある中で、神戸大学の「志」特別選抜というのが年内合格ということなので、三カ月間空くということで、大学側としては問題演習で扱う課題設定をし、それを添削するようなこともやって、きめ細かく指導しているということです。しかも、二度ほどスクーリングをやるということでありました。そこは一定評価をされておりました。やっぱり様々なことをやっていかないと、高校でせっかく優秀な子を選んだというのが、モチベーションがどんと下がるというようなことは本当にやっぱり望むことではないので、引き続きそこは高校から大学、その受験も含めて切れ目なく行くようなことを考えてやっていただきたいと思います。

そうして県立大学がやっていくことが、大学での学びが子供たちもスムーズにいくわけでありますし、そこで大きく成長するきっかけにもなると。そのことが送り出した高校側にしても、保護者にしても、そこの大学にやってよかったと、本人も当然そうですけども、それがまた新たな優秀な生徒を集めるような、そういうものにつながっていくと思いますので、ぜひともそこはしっかりとやっていただきたいというふうに思っております。

それでは続いて、四問目の質問に移りたいというふうに思います。地域と大学の連携についてであります。

一般質問、そして先ほどの問いでも、大学の首都圏への一極集中を止めなければ地方の大学は非常に厳しい状況になっていくのではないかという危機感というのを持っておりますし、地方における大学等の高等機関の重要性も様々な方から耳にしますし、私もお話をさせていただいたところであります。

振り返ってみると、県立大学構想が持ち上がった二〇二〇年以降、本当に大学の在り方とか高等教育の在り方とか、様々な議論があったからこそ、地方における大学の重要性についても一定の割合で理解が広まっているんだろうというふうに思っております。私たちが学生だった頃とは本当に大学を取り巻く環境も大きく変化していますし、地方の状況もさま変わりしております。

私も、大学に関して、高等教育に関しても、いろんな方に話を聞いていろんなことを調べたりということで、勉強する機会になったわけであります。文科省にももう何度となく通いましたし、本当に多くの大学を見せていただいたと。これは、多くの議員さんが同じような経験をされているというふうに思っているところであります。

地方における大学は、地元の高校生の進学先の確保という面だけではなくて、

地域の産業を担う人材を育てる場であり、医療や介護、保健、福祉など、地域の生活を支える人間、人材を育てる場としても大変重要であり、今や地域の核となるべき存在であるというふうに思っております。

地域として大学を生かし大事にしていく必要があることを多くの方が認識する機会になったことは、佐賀県の将来のためには本当によかったんだろうと思っております。

ただ、本県の現状を見ると、大学のあるべき姿、目指すべき姿というのには、まだまだ大きな開きがあるのではないかと感じているところです。

そこで、次の点について質問をしたいと思います。地域と大学が連携した取組についてであります。

まずは、これまでの取組についてですが、地域として大学を生かしていくためには、大学と地域がうまく連携していくことが必要であると考えます。県内では平成二十七年に始まった「ＣＯＣ＋」、これは「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」という名前であります。

また、県内の大学や短大等が連携した「大学コンソーシアム佐賀」、また、県境を越えて佐賀県と長崎県の大学の連携となる「ＱＳＰ」、これは名前がすごく長いんですけども、我々がこの委員会で視察に行った大分の地域連携プラットフォーム、あれの佐賀県・長崎版というようなことだということであります。そういうのが様々にあるということでありますけれども、それぞれにどのような取組がなされているのか、なされてきたのかお尋ねをいたします。

○久保政策企画監＝地域と大学が連携した取組についてでございます。

まず、「ＣＯＣ＋」ですが、ＣＯＣは先ほど委員からも御紹介あったように、Ｃｅｎｔｅｒ　ｏｆ　Ｃｏｍｍｕｎｉｔｙの略でございまして、正式名称を「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」という文科省の事業でございます。

県内では佐賀大学が平成二十七年度に採択されまして、県内全ての大学、短大を参加校として取り組まれてきたものでございます。大学、短大が中心となって、県、県内二十市町、経済団体、県内企業等と「さが地方創生人材育成・活用推進協議会」を設置されまして、学生の地元就職率向上などを目的に活動されておりましたが、平成二十七年度から令和元年度までの五年間の事業期間を終えられまして、今現在、協議会は解散されているところでございます。

次に、「大学コンソーシアム佐賀」でございますが、国の方針で大学間連携の必要性がうたわれたことを契機に、平成十九年に設立されました。県内全ての大学、短大に加えまして、放送大学が参加しております。事務局は各校の持ち回りで務めておられましたが、今年からは持ち回り制をやめられまして、佐賀大学が事務局を務めることとされております。

この「大学コンソーシアム佐賀」では、主に大学同士の単位互換やリカレント教育の推進に取り組まれておるところでございます。

そして最後に、「ＱＳＰ」でございます。「ＱＳＰ」は、正式名称は「九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム」というものでございますが、こちらは平成二十九年に設置されまして、事務局は長崎国際大学が務めております。長崎、佐賀の私立大学、短大、国公立大学、自治体、経済団体により構成されておりまして、文部科学省の私立大学等改革総合支援事業に選定されているものでございます。

こちらでは、市民、事業者向けの公開講座やイベントなども実施されておりまして、参加校の西九州大学では「健康ウォーク」などのイベントを企画、実施されているところでございます。

以上でございます。

○原田委員＝それでは、それぞれ取組の成果がどのようなものがあったのかお尋ねをいたしたいと思います。

○久保政策企画監＝「ＣＯＣ＋」では、「さが地方創生人材育成・活用推進協議

会」の事業として、佐賀大学が中心となり、学生と県内企業の交流イベント「さがを創る大交流会」を開催され、学生、参加企業、自治体から高い評価を得られたと聞いております。また、この取組は、「ＣＯＣ＋」終了後に、県も参画する産業人材確保プロジェクト推進会議主催の「さがを深く知る大交流会」、通称「サガシル」と申しておりますけれども、こちらへ引き継がれました。

「大学コンソーシアム佐賀」ですが、大学間での単位互換に取り組まれまして、今年度は三十二科目の共通教育科目が設定されております。また、ｅラーニングによるネット授業も実施されているところです。また、こちらでは令和五年度からは社会人の学び直しのリカレント教育も始められたところでございます。

最後に、「ＱＳＰ」でございますが、佐賀、長崎両県にまたがっておりまして、佐賀県の大学が長崎県の企業等との連携が深まったという話はちょっとあまり聞いておりませんで、ただ、両県の短大同士で関係が深まるきっかけになったとはお聞きしているところです。

以上でございます。

○原田委員＝今それぞれ説明がありましたけれども、「ＣＯＣ＋」ですね。これも四年目の報告書とかを見させてもらったんですけれども、もともとこれは地方創生ということで、この地域にどういう人材が必要なのかということ。そして、それをどうやって育てていくかと。そして、それをどう地元に残して人材として活用していくのかと。何かそれを想定してやられた事業ですけれども、なかなか四年目でも就職率も上がっていないというようなことで載っておりました。五年目、それで補助金がなくなって終わってしまったということであります。

ただ一つ、この後質問する「サガシル」というのが一つの成果かなとはいうふうに思っていますけれども、またもう一つの大学コンソーシアムですね。この一つは、全国の協議会とかにも入って随分活動されていましたけれども、ちょっと大学が、事務局が持ち回りということで少し温度差があったりして、ここに来て佐賀大学が前学長の肝煎りで絶対これをやろうということで、それで再度、今、動き出しているということでありますけれども、やっぱりここにも課題があるんだろうなと思いますし、あと長崎と佐賀のプラットフォームですね。これも何かちょっと私もよく分からんというか、県を越えてそれぞれの企業が入る、自治体も入る。うまく機能するのかなというのがちょっと単純な私の疑問であるんですけれども、一定の成果を上げている部分もあると思いますけれども、ここが何というかな、人材育成であって、その地元の就職率を上げて、そしてすばらしい人材をその地域で活用していこうということからすると、ちょっと目的が達成されていないのかなというふうにも思っているところであります。そこはまた後ほど質問をしたいと思いますけれども、まずは「サガシル」ですね。その取組についてお伺いしたいと思います。

今年の十一月三十日に開催された「サガシル」は、「ＣＯＣ＋」で始まった「さがを創る大交流会」を引き継いだものということでありますが、どのような経緯で引き継がれたのか、そしてどのような成果が生まれているのかお尋ねをいたします。

○野﨑産業人材課長＝「さがを創る大交流会」は、「ＣＯＣ＋」において大学生、短期大学生の県内就職率向上を目的とした県内企業と学生との交流イベントとして開催されていたものでございます。

令和元年度の「ＣＯＣ＋」終了後も、大学生、短期大学生の県内就職率の向上に引き続き取り組んでいく必要があるということで、産学官の関係機関で構成し、県内企業の人材確保を支援する佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議にてこのイベントを引き継ぐこととなり、令和二年度からは「さがを深く知る大交流会〝サガシル〟」として開催をしているものでございます。

六回目となる今年は百三社の企業に出展いただき、大学生、短期大学生を中心に七百三十七名に御来場いただきました。

「サガシル」では、学生と企業の出会いの場となる各企業ブースのほか、学生と企業が一緒に課題解決を目指すプロジェクトチームの成果発表会や、県内企業の仕事や技術を体験できるブースなどを設置いたしました。

参加された学生には、様々な特徴のある県内企業を幅広く体感いただけたと感じております。参加者の九五％を超える方々から満足したとの評価をいただきまして、いろいろな企業を知ることができた。今までは関心がなかった企業に興味が湧いたなどの声もいただいたところでございます。

大学生、短期大学生の県内就職率は、近年、四〇％前後を推移しておりまして、直近の令和六年度卒では三八・九％となっております。全国的な人材不足の状況において、特に県外からの求人が増加している中で、県内就職率が一定のレベルで維持されているということは「サガシル」をはじめとした取組の成果であると感じております。引き続き、産学官が一体となって、「サガシル」をはじめとした県内就職促進の取組を進めていきます。

以上でございます。

○原田委員＝人材不足の中で県外からの募集が本当にどんどん増えている中で何とか保っていると、そこは一定理解はしますけれども、ただ、やっぱり数字を上げていくことを目指す動きでいたいと思いますし、もともとスタートが県内の大学生ということに限ってあったのかもしれませんけれども、福岡あたりに行った大学生もいるということで、なかなかそこを、何というかな、ピンポイントというか、佐賀県出身者をこの佐賀市に呼び込むというのは難しいのかもしれませんけれども、ただ、そうしたことというのは、随分たくさんの学生たちが福岡に行っているわけですね。そこを呼び込むというようなことも県内就職率を上げることにつながるんじゃないかなというふうには思うので、そういった工夫もぜひやっていただきたいというふうに思います。引き続きよろしくお願いしたいと思います。

それでは、先ほど少し私も不満めいたことを言いましたけれども、地域と大学の連携についての課題、ここですね。先日、佐大に行きまして、「大学コンソーシアム佐賀」の事務局を務める方とちょっと話をする機会がありました。そうしたときに、やっぱりこの地域と大学の連携という課題は少なくないというようなことも話されておりました。県はこの課題をどのように認識しているのかお尋ねしたいと思います。

○久保政策企画監＝地域と大学の連携の課題についてでございます。

「大学コンソーシアム佐賀」も「ＱＳＰ」も事務局に専属のスタッフがおらず、職員がほかの業務と兼任しておられるのが実態でありまして、地域と大学の連携の取組を広げたり、関係性を深めたりしていく上で、コーディネーター役となる人的資源の不足が大きなネックであると認識しております。また、ひいては担当されている教授個人にも負担がかかっているというふうなお話も伺っております。

また、産業界と連携した取組を実施していくに当たっては、大学が中心となって企業を開拓し、幅広い関係を構築していくのは相当難しいのではないかというふうに考えております。さらに「ＱＳＰ」のように県をまたいだ連携となると、物理的な距離や心理的な距離に加えまして、課題意識や共通目標を設定しにくいのではと感じているところでございます。

以上でございます。

○原田委員＝ありがとうございます。本当になかなか厳しいというような話も聞いております。

そこで、次に話をしますけれども、今回、文科省で出されている地域構想推進プラットフォームですね。連携プラットフォームの発展系というふうに言わ

れておりますけれども、そこに関してどう考えるかというような話をコンソーシアムの事務局の方ともしましたけれども、なかなか担当が違うということを申されて、やはり事務局が一番問題じゃないかというふうに考えているというような話もなさいました。

先ほど言われたように、いろんな課題ということをしっかり認識されているので、つまり、ここの課題を解決していけばうまく回っていくということだろうというふうに理解をしますので、それを踏まえて質問したいと思います。

それでは、「地域構想推進プラットフォーム」についてであります。

今年二月に中央教育審議会がまとめた「知の総和」答申で、地域構想推進プラットフォームの構築が提言されたところでありますが、本県においても、先日、知事と県内大学、短大の学長の意見交換の場である「ＵＣ５＋」で、新たなプラットフォームの設立について共に取り組んでいくとの合意がなされたと聞いております。

今年十月に視察で訪れた「おおいた地域連携プラットフォーム」は、大分県内の大学や短大などの高等教育機関、企業、自治体などで構成し、県内の大学と地元の企業が幅広く連携して、取得した単位数に応じて就職活動が有利になるなどの特典などを付与する「おおいた共創士認証制度」というような、非常にユニークな活動も行っておられました。すばらしい取組だなというふうに思いました。

一方、これは大分大学さんが非常に熱心に取り組まれているので、うまく機能しているのかなというふうに思いますけれども、地域課題の解決というものは大学も加わって、教授も加わって、様々な取組が行われておりました。ただ、就職につながるいい取組だとは思いますけれども、共創士制度、これに関しては県内の大学が全て参画しているわけではなくて、大分大学と大分文理大学のみということで、恐らく県立大学のほうが、看護とか美術系ということもあったり、アジア太平洋大学というのがちょっと留学生も多いということもあったのかもしれませんけど、そして、工学系と経済系みたいなところである程度限定的なことであって、これがもっと広がると、さらにすばらしい取組になるなというふうに感じていたところであります。ただ、これはこれですばらしい取組だなというふうに思っております。

佐賀県では今回、新たにつくる「地域構想推進プラットフォーム」、これも佐賀県ならではの取組になることを期待しております。本当に大いに期待しているところです。

今年二月の答申で提言のあった「地域構想推進プラットフォーム」、これはどのようなものなのかお尋ねをしたいと思います。

○日野政策総括監　「地域構想推進プラットフォーム」でございますけれども、これは今年の二月の中央教育審議会におきまして、答申として示されたものでございます。

この答申におきましては、各地域におきまして、大学や地方自治体、それから、産業界、金融機関などの地域の関係者が、地域における人材育成の在り方や大学における研究教育について継続的に議論を行う協議体、こういったものをつくってはどうかということが示されました。この継続的に議論を行う協議体を「地域構想推進プラットフォーム」というふうに呼んでいるところでございます。

このプラットフォームが提案された背景を申し上げます。

大学はこれから様々な見直しの時期を迎えてくると思います。学部の再編だとか、場合によっては定員の縮小だとか、あるいは、ほかの大学との統合だとか、いろんな動きが出てまいります。こういったことを、人口の減少でありますとか、経営状況ですとか、いろんな理由がございますけれども、これを全て市場による選択に委ねてしまうと一体どういうことになるか。そうしますと、

都市部の大学のほうは、地方からどんどん人が来ますので生き残っていくと。一方、地方はそうじゃないんじゃないかと。つまり、地方における大学というのは圧倒的に不利な立場になるんじゃないか。そうなりますと、地方においては、そもそも大学進学希望者の選択肢がさらに少なくなってしまう。また、地域における人材の確保や、生活や産業基盤にも大きな影響を与えるおそれがあるというものがこの背景になっております。

このため、各地域におきまして、先ほど申し上げましたように大学や自治体、産業界などにより構成するプラットフォームを新たに構築いたしまして、各大学の特色であるとか、あるいは逆に地域で求められる人材の動向といったものを関係者が共有することで、相互の連携を深めて、大学単体としても機能を高めると同時に、地域全体として見れば、大学へのアクセスというものをしっかり確保しようというものでございます。

以上でございます。

○原田委員＝それでは、「地域構想推進プラットフォーム」に対する考えについてお尋ねしたいと思いますが、佐賀県はどのような考えで、どのようなものを目指しているのかお尋ねをしたいと思います。

○日野政策総括監＝佐賀県におきましては、そもそも令和五年ですね、二年前の十一月に、知事と県内の大学、短大の学長による意見交換の場として、委員からも御紹介がありました「ＵＣ５＋」というものを設置しております。いわば知事と大学、短大のトップが継続的に議論する場というのはそもそもあったわけでございます。

先月行われました「ＵＣ５＋」においては、この地域構想推進プラットフォームについても意見交換を行いました。その設立を合意したところでございます。

「ＵＣ５＋」は、知事と短大、大学の学長の集まりですけれども、「地域構想推進プラットフォーム」は、経済界だとか産業界だとか、いろんな人がまた入るので、要するに、器をちょっと大きくした協議体をまた別につくろうじゃないかということでございます。

今、佐賀県の高等教育をめぐる環境というのは本当に大きく変わろうとしております。佐賀大学のコスメ学環もそうですし、西九州大学も健康データ科学部をつくります。それから、武雄アジア大学が開学しますし、県立大学についても、我々設置を目指しているところでございます。

地方における大学の重要性というのは、都市部のそれよりも大変大きいと思います。大学は十八歳から二十二歳までの限られた年代のためだけに存在するものではございませんで、大学と地域の企業が連携して企業の価値を底上げすることや、また、午前中も御質問いただきました高校と大学の連携におきましていろんな学びに変化をもたらすなど、地域の様々な分野に新しい変化をもたらします。

こうした時期に、これまでの大学同士の連携にとどまることなく、高校や中学も含めた教育界、それから経済界、ひいては医療分野とか、そういった幅広い方々と地元の大学とのつながりを強化するプラットフォームの役割は大きいというふうに思っています。

先日の「ＵＣ５＋」の会議の中では、各大学とも地域との連携なしではこれからの大学は立ち行かないというのが各大学の学長の一致した意見だったと思います。その際に出た意見としては、ただ、その連携が形式的なものではいけないんだと、肝腎なときに本当に機能する地域と大学の双方にとって、ウィン・ウィンになるようなものにしていかなければいけないという御議論をいただきました。

今回新たにこれからつくりたいと思っておりますプラットフォームにおきましては、産業界、金融機関、マスコミの皆さんなども入れながら、これからの

佐賀県にとって何が必要なのかということを共有しまして、地域にとって大切な知の拠点である大学を地域全体で支えて、そして、地域で生かしていく、そういった取組を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○原田委員＝ありがとうございます。

先ほど大分のプラットフォームの件を話しましたけれども、視察に行った折に、この新しい「地域構想推進プラットフォーム」、ここにチャレンジするつもりはあられますかとお尋ねしたときに、大学の統廃合というか、統合とかも少しあるようなので、そこは慎重に対応するということでありました。恐らく今のままの大分のプラットフォームはそれを進化させていけば、それはそれでいいのかなというふうに感じています。それはやっぱり地元ならではのものをつくっていく、うまく機能するべきものをつくっていくべきだと思います。

先般、佐賀大学に行って野出学長と鯉川副学長とかと話をした折にも、上同士じゃなくて様々なクラスのところでぜひお話をしていきたい、連携をしていきたいという話とかですね。佐賀大学がリカレント教育の中で力を入れて今やっておられるとか、県内企業の人事の担当の方、この人たちを一年ぐらいかけて何度かの教育をするということで、リカレントですけれども、それを十五名程度募集したけども、結局、なかなかそこまで集まらなかったということでありました。一方、明確なプログラムを出していないですけれども、佐賀県立大学の中では協賛企業ということは二百社程度上がっていますよというような話をして、ぜひそういった県の持っているネットワークであるとか、そういったことも自分たちが生かせたら非常にありがたいなという話もされたところであります。

そうした形で佐賀に合うようなプラットフォームを絶対つくるべきだというふうに思っておりますが、今後どのように取り組んでいかれるのかお尋ねしたいと思います。

○日野政策総括監＝まず、プラットフォームにつきましては、先ほど申し上げましたように、大学、短大とは設立を合意いたしました。今後、教育界、経済界など、関係の深い団体に対してもこの趣旨を説明し、参加を求めていくこととなります。

幅広い関係者によるプラットフォームになります。そもそも県内の大学であるとか短大が置かれている状況や果たしている役割というものにつきまして、大学関係者以外が十分認識しているかというと、多分それもそうじゃないんだろうと思います。一方で、大学の関係者も、地域がどのような人材を求めているかということを十分認識しているかというと、それもそうじゃないんだろうと思います。まさにそこが大事なポイントだと思っていまして、今後、現状の共有、それから、今後のニーズというものを含めて、関係者がこのプラットフォームにおける議論を通じて共有することが大切だと思っています。

それから、今、委員からも御紹介がございましたが、先日の「ＵＣ５＋」におきましても、大学の垣根を越えた学生や教員同士の交流が必要だという意見が大変多うございました。

それから、経済界や産業界との連携におきましては、トップ同士だけではなくて、各企業の部長と課長という、いわば中堅どころといいましょうか、そういったクラスと、それから、教員のほうも、学部長とかそういった方ばかりではなくて、准教授とか教授とか、そういったいわば現場の中堅どころの交流を深めることが大変大事じゃないかと、案外そういう接点というものがないんだという御意見をいただきました。

今回のプラットフォームがこれまでの取組と違うのは、大学相互の連携というものを中心に据えるのではなくて、地域と大学のつながりを強くすることだろうと思います。そして、その中で、自治体、この場合でいいますと、佐賀県

になりますけれども、佐賀県が中心的な役割を担っていくことだろうと思います。佐賀県という県庁組織が抱えるいろんなリソースというものを地域の佐賀大学も、西九州大学も、武雄アジア大学も、言ってみれば一緒に利活用できるものは使っていこうじゃないかと、そういうことを進めることが大変大事だと思います。

こういうプラットフォームの議論になりますと、おいおい非常に細かく専門的な話を大学の関係者もよくしたがるわけでございますけれども、私ども、今回のプラットフォームの趣旨を考えると、あんまりそういった議論にいきなり入らないようにして、むしろ大学を地域で支える、生かしていく、そういう機運をつくっていく、こういうことを丁寧にやってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○原田委員＝今るる説明がありましたけれども、ぜひ様々なところを巻き込んでやっていただきたいと思います。私としては、大学、自治体、企業、高校とか中学、こういったところができるだけつながるようなこと、中学生とか高校生が早い段階から県内の大学を見るとか、県内の就職先を見るとか、県内で学んで県内に就職すると、全てがそうなるべきだとは絶対思いませんけれども、そうしたことにもつながるのかなと思いますので、そういったことに対して意見をお聞かせ願えればと思います。

○日野政策総括監＝今回のプラットフォームにも県の教育委員会にも入ってもらいたいと思っておりますし、私立の学校さんにも入ってもらいたいと思います。それから、実際に小中学校の設置者である市長会や町村会にも入ってもらいたいと思います。いろんな関係者がいろんな課題や問題意識を共有するということが、これから様々な取組にも発展していくんだろうというふうに思っておりますので、いろんな関係者の共有、そして、この地域でみんなで人材を育成していくんだという機運の高まりを進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○原田委員＝県立大学の設立が令和十一年ですので、それとは別に先にスタートすることだろうというふうに思います。

県が事務局というような形を担って、県内の自治体と、そして、当然、県内の全ての大学、それとより多くの企業、そして、何より県内の高校生とかがしっかり同じ方向を向いて、佐賀県の学びというような高等教育がすばらしいものになっていくことに大きな期待を寄せていますので、ぜひとも成功を目指してしっかり取り組んでいただきたいと思います。

質問を終わります。

○下田委員＝県民ネットワークの下田寛です。今から質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

さて、今私たちは、人口減少、産業構造の変化、ＡＩデジタル技術の急速な進展など、かつて経験したことのない時代の変革期に立っております。こうした時代に必要となるのは、既存の枠組みにとらわれず、地域の課題に挑み、周囲を巻き込みながら未来をつくっていく「チェンジ・メーカー」と呼ばれる人材です。県が設置を目指すこの新しい県立大学は、この「チェンジ・メーカー」を育てることを理念に掲げ、佐賀県の未来を形づくる大きなハブとして期待をしておりますし、期待をしていただかなければいけないというふうに思っています。

そして、今議会では新校舎の設計概要が示されたこともあって、これまで以上にハード面の議論が非常に進んだ議会であったというふうにも感じております。教室の配置や動線、コモンズなど、キャンパスの姿が見え始め、県立大学構想が形として立ち上がってきました。しかし同時に、いよいよこれからはその中でどのような学びを提供するのか、誰に何を届けるのか、どのように県全体の教育と接続をさせるのか。つまり、ソフト面の中身を具体的に詰めていく、

本格的なフェーズに入ってきていると考えております。

実際、今議会で報告された新たな高校入試制度改革では、多面的評価や選べる受験方式といった新たな方向性が示されて、佐賀県全体の学びの在り方が入り口の段階から大きく変わろうというような意思を感じております。これは単に高校入試が変わるという話ではなくて、義務教育から高校、そして大学へとつながる佐賀県の教育システム全体をアップデートしていく流れの一部であって、その起点として、県立大学の在り方に、これからさらに期待が多く寄せられてくるというふうに私は感じています。

だからこそ、大学設置の成否を分けるのは、ハードだけではなくて、誰にどう情報を届けるのか、どのような学びを提供するのか、そして、その学びを支える教員体制をどう確立するのかといったソフトの具体化が必要になってきます。こうした観点から、今日はターゲットエイジへの周知、広報、リカレント教育、そして教育確保の三点についてお伺いをいたします。

まずは、ターゲットエイジへの周知、広報についてです。

県立大学については、基本設計が公表されて、県としても様々な角度から議論を進めていただいているというふうに認識しています。

ただ一方で、ハード面での議論が進んでいますが、ソフトの面、つまり大学そのものの広報や具体的な進学に向けて検討していくための情報については、協議がこれから進んでいく状況だというふうに認識をしています。

令和十一年四月の開学を見込んでいるということは、第一期生となるのはまさに今の中学三年生に当たる世代です。特にこの世代に対してどれだけ早い段階で適切に情報を届けられるかは、大学の認知、信頼、そして入学者確保を左右する点で非常に重要なポイントになります。

そこで、ターゲットエイジへの周知、広報について三点お伺いをさせていただきたいと思います。

まず初めに、一般的な取組の時期についてですが、新大学や新学部を設置する場合、一般的にどの時期から周知、広報を行うものなのでしょうか。基礎自治体や大学法人を含む全国的な事例も踏まえた上で、どの段階で情報発信を開始することが妥当とされるのか、まずは一般論になると思いますが、御説明をお願いします。

○中島政策企画監＝ターゲットエイジへの周知ということでございます。

おっしゃっていただいたように、今の中学三年生が一期生になりますので、そこにどう訴えていくかというところは大事なことだと思っております。

一般的なお話でございましたので、まず高校生の側がどういった時期にどういったことを思うのか、決めていくのかというところからまず整理をさせていただきますと、大学進学を考える高校生、一般的には高校一年生の終わり頃から大学というのを認知して関心を持ち始める。そして、高校二年生の夏頃に志願する大学を意識し出す。高校二年生の終わりから三年生の初めあたりで、志願する大学を決め始める、こういうふうなタイミングでこういうことを決めていくということをされております。

このように高校生の動向といいますか、そういったものに合わせたタイミングで適切な情報を発信するということになるかと思っております。ほかの大学もそれに沿ったやり方をされているようでございます。

今の中学三年生がということで申し上げましたけれども、先ほど申し上げたのに当てはめますと、今の中学三年生が高校一年生になるのが来年度でございます、令和八年度でございます。関心を持ち始めるのが高校一年生の終わり頃からということでございますので、来年度の終わり頃には、そういったところに合わせたものを打っていかなきゃいけないというふうに思っておりまして、ホームページの開設ですとか、そういったことをやらなくちゃいけないと。そのときに伝える情報もありますけれども、実際に響くような情報発信の仕方、

あるいは内容をホームページなどに掲載をしていくということになるかと思います。そういうのを来年度の終わり頃に始めたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○下田委員＝ありがとうございます。

一般的なこととして高一から高三までのそういう流れについて御答弁をいただきました。実際そうだと思います。

それでは、これまでの取組についてというのをお伺いしたいと思いますが、次に、ターゲットエイジと言われる一期生になるであろう、現時点の中学三年生の世代も含めて、県立大学について、県としてどのような周知、広報を行ってきたのでしょうか。

確かに中学三年生は今一番興味あるのは高校進学ですから、という課題はありますけれども、やっぱりそこを見据えた上での広報というのが必要だと思っています。例えば、中学、高校への説明、チラシや広報物の提供、ＳＮＳ等のデジタル媒体、教育委員会や学校現場との連携など、これまでの具体的な取組をお示しいただきたいと思います。

○中島政策企画監＝お答えいたします。

委員おっしゃっていただいたように、今の中学三年生はまず高校の進学が目の前にありますので、そうなります。というところは意識しながらも、ただ、中学三年生の皆さん一期生ですよというところは売りでもありますので、そういった観点で、どう彼らに対して売っていくかというのは考えたところでございます。

チラシのお話もございました。県内の中学三年生に対しまして県立大学のチラシの配布、これは進めているところでございます。

内容といたしましては、申し上げましたように、第一期生はあなたたちですよというところを強調しております。大学の学びの特徴ですとか立地の情報も入れておりますけれども、「第一期生は、四年後のあなた⁉」と投げかけるようなものも入れながら、意識をしてもらいたいと思っております。チラシはあえてそうしておりまして、チラシを家に持って帰ってもらって御家庭に置いておくということがあれば、その御家族の方にも、この子が一期生になるんだなということもお示しできますので、そういった取組を始めているところでございます。

それと別に、中学生を対象にした高校進学説明会、これは教育委員会がされていますけれども、そういった場にも県立大学のブースを置かせてもらいました。そこでＰＲもいたしました。内容は、申し上げた、あなたたちが一期生ですよというところではあるんですけれども、ただ、そこで実際私も中学生ですとかその保護者の方と話をしますと、ああ、そうなんだと、この子たちが一期生なんですねというようなお話も実際伺いましたので、そういった取組というのは今でもできることかなと思っておりますので、そういった取組を中学三年生の世代に対して行っているところでございます。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。

今まだこれからというのはありますが、考えられることとして意識づけ等をしていただいているというふうに捉えました。

では、今後の取組についてというところなんですが、入試方法も含んだ取組を最後にお伺いしたいと思います。

今議会で冒頭も触れましたが、新しくなる高校入試制度について、私一般質問させてもらいました。受験生にとっては、一般選抜や総合型選抜、推薦枠などの入試方法に関する情報は極めて重要。これをいかに早く正確に届けられるかは、今後の志願者数にも大きく影響する部分であるとも認識をしております。

そこで、お伺いをいたしますが、これから県は入試方法に関する情報発信を含めて、どのような周知、広報を行っていくのでしょうか。

高校生、中学生の直接的なアプローチだとか保護者への広報、先ほども触れていただいた部分でもありますが、あと学校関係者への情報提供、ＳＮＳ動画特設サイトなどの活用、入試制度の公表予定やタイムライン、様々な検討事項はあると思いますけれども、これらをどの時期にどのような形で周知、広報をしていく予定でしょうか。今後の展開やスケジュール感をお伺いしたいと思います。

○中島政策企画監＝周知、広報の今後の取組についてでございます。

入試の方法の周知につきましては、その時期ほかの例を見ますと、認可申請とか届けとかありますので、実際は開学時期の二年度前に公表するケースが多いようでございます。

入試の方法というのは、実際、カリキュラムの内容ですとか、あるいはアドミッション・ポリシーというようなところとの整合というのも必要だというところでありますけども、県立大学におきましても、同じような時期、開学時期の二年度前、令和九年度ですので、ターゲットエイジが高校二年生のときにはお知らせするということで考えております。

入学志願者の準備に影響する内容もございますので、そういった入試の情報も含めまして、適切な情報を適切なタイミングで適切な媒体を使ってやっていくということだと思います。

先ほどどういう時期に高校生がどういうものを考えていくかというのをお示しいたしましたけども、そこに合わせて発信していきたいと思っております。

今、考えられる方法を委員のほうからもお示しいただきましたけれども、現在、これをいつからやるかというのを細かくまだ決定はしておりません。ただ、これは決めるのは大事だと思っていまして、実際今、何をやっているかといいますと、具体的な内容、タイミング、どうしても大学をまだ運営したことありませんので、やっぱり私たちだけで考えていくのには限界があるというふうに思っておりますので、大学広報の専門業者とも連携いたしまして検討を進めているところでございます。詳細の検討を今年度中にはあらかた決めたいなと思っているところでございます。

大学を取り巻く環境ですとか学生の関心事というのは、これは変わってまいると思います。ターゲットエイジに対してというところでは、一旦今年度中にはあらかた方向性は考えたいと思っておりますけども、その後の変化というのもあるということを意識しながら、広報の内容、媒体などにつきましては、それを見ながら変わっていくこともあるということを意識しながら進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。本年度中、大まか固めていきたいというお話をいただきました。

県立大学は、県全体の将来にも大きな影響を与える事業であるというふうにも思っています。その成功の鍵は、やっぱりいかに若い世代に正しく情報を届けられるのかということも一つ大きな要素であると思っています。今お話しした、特に中学生、高校生、そして、保護者への周知広報は、大学そのものの魅力と信頼を形成する最初のステップでもあるというふうに思っています。本年度中には、入試方針の情報も含めて今後の明確な見通しをしっかりと御説明をいただけるような形になるというお話でしたので、よろしくお願いしたいと思います。

あと、先ほど原田委員からも質問が出ていた部分でもあるんですけれども、やっぱり高校の入試改革、あと、高大連携の話とか、これからさらに県立大学を起点に様々な議論をされていくと思っています。ふだん使いできる大学とい

うお話もありました。小・中・高・大をいかに連携させて、佐賀県のスケールメリットを生かした教育システム、大学を起点にした教育の在り方などもこれからどんどん検討できると思います。今日は要望までにしますけれども、ぜひその辺りも今後議論させていただいて、佐賀県らしい教育の在り方というのを、この県立大学を起点に部を横断して議論をしていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

じゃ、次に、リカレント教育についてお尋ねをいたします。

県立大学は、高校卒業者ばかりの若者だけの大学ではなくて、多様な世代の学び直しを支える地域の知の拠点であるべきだと考えています。その中心となるのが県が強調しておられるリカレント教育です。またこちらも先ほども出ました、私も全国の事例等を調べましたけれども、そんなに人数が多いわけではない。学んでほしいけれども、企業は企業の事情もありますし、今の社会体制がどうなのかということも含めると、重要なことではあるので、ここはしっかり担保はしておかないといけないし、佐賀県がどういった色を出していくのかというのも非常に大事な部分だと思っています。

県としての重要性、県としてこのリカレント教育も重要なものであるという認識は持っていると思っていますが、県立大学がどのような形で具体的に実施しようとしているのか、まだイメージがつかみづらいというのが正直なところであるので、ちょっと質問したいと思っています。

まずはリカレント教育の意義についてであります。

まず、県立大学がリカレント教育を実施する意義を改めてお伺いいたします。なぜ県立大学がリカレント教育を担う必要があるのか、また、県としてどのような社会課題や県内産業のニーズを踏まえて位置づけているのか、必要性のそもそもの原点というところも踏まえてお示しをいただきたいと思います。

○日野政策総括監＝まず、社会人における教育だとか学びの意味というのが大きく変わってきているんだろうと思います。従来は、大学卒業して、あるいは高校卒業して社会に入って、社会人になって学びというのはどういうことかというと、多分、会社にいて、そこで必要なスキルを磨くだとか、社内研修を受けるだとか、多分そういったものが中心だったと思うんです。それはやっぱり世の中というのがあんまり変わらない時代、要するに、安定的で昨日と今日とあしたの間にあまり変化がない時代というのは、多分それで十分だったんだろうと思いますし、それが求められていたんだろうと思います。

ところが、今はもう全く違うわけなんですね。いろんなことが変化している不確実性の時代です。グローバル化に伴って社会の価値観というのも大分変わってきたと思いますし、それから、ＡＩの進展でいろんな技術が変わっただけじゃなくて、それに伴ってこれから多分、社会構造そのものも変わっていくんだろうと思います。

こうした中、社会人一人一人が社会に出てからも、やはり常に知識であるとか、あるいは物の考え方、見方、さらには、学び方そのものをアップデートしていくことが大切なんだろうと思います。

ちょっと少し概念的に申し上げると、例えば三十年ぐらい前に、誰かと誰かが、複数の企業とかが、例えば、コラボレーションして何か新しい商品を作りましょうというのはそんなに多くなかったと思うんですよね。全部、日本の企業というのは基本的に自分の中で内製化するか、それから、他社とやるときというのは、下請とか受注と発注の関係だったと思うんですよ。ところが、今は対等に議論していって企画段階から議論をしていく、あるいは大きな企業と個人が組む、そういう組み合わせというのが非常に当たり前になってきています。三十年前にコラボレーションというのは、多分、概念としては想像できなかったものが、今は当たり前になっている。

それから例えば、最近、データサイエンスの話がありますけれども、あれも

単に数字が理解できるとか、数字を読み解くことができる、分析できるっていうことではなくて、これだけ価値観が違う人たちが一緒に仕事をしなきゃいけない時代になってきました。海外の人たちも宗教感も違います。そういった人たちとどこで一致点を見いだすかといったときに、やはり一つは、そればかりではないんだけれども、ロジックに基づく議論というのがこれまでの日本社会と比べて大変重要になってきているんだと思います。

そういった意味で、データサイエンスというのはむしろそのデータの使い方というものに軸足が置かれていくようになってきています。こういう変化というものは、二十年前、三十年前にはあまりなかったことなんです。でも、これからもどんどん起きるんです。ですから、社会人の学び直しというものは、こういった観点からも重要性を増しておりますし、特に企業やいろんな団体で中核的な役割を担う方、それから、自分で新たな分野に何か挑戦しようと思われている方にとっては特に大切なことなんだろうと思います。

そういった意味でこういったリカレント教育というのは、従来イメージしていた生涯学修ですね、リタイアした後に何か学ぼうというものともまたちょっと意味合いが異なるんだろうと思います。

県立大学におきましては、大学の教員のリソースを生かしまして、佐賀県の様々な分野でこれから中心的な役割を担っていただきたい方、担う意欲のある方の学び直しの場としてリカレント教育というものを展開していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。いや本当、そうなってくると思います。ちょっとこの前、農林水産商工常任委員会で農福連携の視察に行ったんですけれども、そこが地元の県立大の大学院でお会いした会社経営のプロと福祉のプロが出会って、そこで農福連携が始まっているという事例があって、これはもしかすると佐賀県立大も大学院とかができたらそういう形というのもあり得るのかなというイメージが湧いたりしました。恐らくこれからそういった事例というのが全国でもどんどん出てくる時代になると、そのとき感じました。

佐賀県はやっぱり幕末・維新の話がよくありますけれど、佐賀は世界を見ていたという話がありますが、明治維新のときの偉人たちが何をやっていたかっていうと、彼らは社会システムを新しいところにぶっ壊しちゃったんですよね。そこはなかなか目がいかないなと思うんですけれど、つまり、この県立大もイメージの根底にはそういった次の世代をつくっていく人材というか、人物をつくっていきたいというのはあるはずだと思います。なので、やっぱりそういったところも含めて、リカレント教育しかり、大学の在り方しかりというところでの根っこの部分というのをぜひ持っていただきたいというふうに常に思っております。

それで、二番目の質問に行くんですけれども、リカレント教育の内容についてですが、県内企業や自治体が求めるスキル、中堅層やシニア層が学び直しを行う際のニーズを踏まえて、県立大学でどの領域でどのようなプログラムを用意しているのか、またはこれから準備しようとしているのか、現時点で想定しているようなイメージ像、または具体像があればお示しいただきたいと思います。

○日野政策総括監＝県立大学は、そもそも学びの専門分野として経営学でありますとかデータサイエンスというものを予定しています。それから、物の考え方につながるものとしては、デザイン思考でありますとかシステム思考といった、そういったものもカリキュラムの中に組み込もうというふうに思っておりまして、当然、そうした分野の教員の採用を予定しております。

したがいまして、リカレント教育につきましても、こうした教員が提供できる内容が中心になるんだろうと思います。いろんな分野というのはそれぞれ限

定的に思われるのかもしれませんけれども、デザイン思考やシステム思考というのはどの分野にも通じるものですし、先ほど申し上げましたように、データサイエンスも何もアナリストにみんなりましょうとかという話ではなくて、データを使って物の見方はこうなんですよと学ぶというのは意義あることだろうと思いますので、そういったものを考えたいと思っております。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。

じゃ、その流れで内容決定のスケジュールについてお伺いしたいんですが、これも内容は具体的にこれから決めていくと思うんですが、これが大体どの時期ぐらいに決まっていくのかというのをお伺いしたいです。

大学の開学準備を考えると、このリカレント教育の設計もカリキュラム設計や教員確保と同時並行で当然やっていかないといけません。いつまでにどの程度の内容を確定させていくというようなスケジュール感なのかをお尋ねいたします。

○日野政策総括監＝正直申し上げて、県立大学でいろんなことを固める優先順位としては、大学教育としてこの認可申請を受けなければいけませんので、いわゆる学部教育として何をやるのかというのをまず固めなければいけません。そして、それに見合った教員を集めて、シラバスを作っていくという形になります。

したがいまして、リカレント教育につきましてはその後の話になります。具体的にお示しするというのは、正直申し上げて開学後になります。

ただ一方で、リカレント教育に関するいろんな情報というのは、我々は集めなければいけないんだろうと思います。うまくいく例、いかない例、いろんなパターンあると思いますけども、例えば、いきなりがっつり学部でこういう講座を開講していますから、社会人の方もどうぞというふうになってもすごく抵抗が高いと思いますし、むしろ社会人の方だったら、例えば、オンラインだとか夜間だとか行きやすい形、企業の研修に位置づけられるような形とか、様々なバリエーションがあると思います。開学に向けては、私どもとしてはそういったいろんなバリエーションの研究をさせていただきながら、教員の確保だとか、具体的なリカレントの対応について、開学後にお示しできるように検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。

このリカレント教育も、今後、県立大学の中でも一つの柱にはなっていくと思っています。また、今も答弁いただいていましたが、社会人や地域の方々のさらなる新たな学びを支えていくような重要な機能でもあると思っています。

さっきも話があったように、いわゆる「チェンジ・メーカー」の育成という視点でも幅広い世代が学び直しに挑戦できる佐賀らしいリカレント教育というものを、開学後という話でしたけれども、具体的に進めていただきたいと思います。

続いて三問目、教員の確保についてお尋ねをいたします。

これは大学運営の根幹となる教員の確保というふうにイメージをしています。大学の質を左右する重要な要素として、教師や講師といった教員の質と数は重要であると思っています。

これまでの県議会の審議においても、参考人や専門家からは、大学の理念やカリキュラム設計の議論以上に、教員の確保とその見通しを早期に確立することが最重要であるというような指摘が繰り返しなされておって、大学の質は教員によって左右されて、教員の体制確保なくしては教育内容の実現もできないというような御意見も様々出ていたと思います。

そこで、以下について質問いたします。

まず、教員の分野についてであります。

県立大学としてどの分野の教員をどの程度の人数で確保する予定でしょうか。大学のミッションでは、地域で挑む人材「チェンジ・メーカー」の育成であるとされていますが、その理念を実現するために必要な専門分野、配置人数、教授、准教授の割合など、可能な範囲で現時点での考えをお示しください。

○日野政策総括監＝先ほども申し上げましたが、県立大学におきましては、まず学びの専門分野としては経営とデータサイエンスが二本柱になります。

分野ごとに申し上げますけれども、まず、経営分野につきましては、経営学や経済学、あるいは会計学といった経営分野の基本というものをしっかり教えることができる教員を確保してまいりたいと思います。

それと、学生の関心事や将来の進路に応じていろいろ興味があると思うんですね、民間企業に行きたいという方、あるいは公務員をやりたいという方、自分で会社を立ち上げたいという方、そういった方々の意欲に応じて学ぶことができるように、サービス業でありますとか、製造業、それから金融、農林水産業、スポーツビジネスといった民間における幅広い業種に関すること、こういったことを教えられるスタッフも集めたいと思います。

また、公共政策や社会起業家論、自分で会社を社会起業するという、そういう幅広い意味でのマネジメントを学ぶことができるような、教えることができるような教員も確保していきたいと思っています。特にこういった分野につきましては、県立大学が重視しておりますＰＢＬの手法というものを駆使しながら、子供たちに教育を提供できるような教員を確保したいと思っています。

それから、データサイエンス分野につきましては、これは非常に専門的な分野でございますので、これを今の水準に応じて、ガチの理系を育てるわけじゃありませんので、まさに土地カンが分かるようなことをしっかり教えられる教員を確保してまいりたいと思います。

それから、先ほどもＰＢＬの話を申し上げましたけれども、このＰＢＬの経験やスキルを持つ教員を確保するだけでなくて、デザイン思考であるとか、システム思考、あるいはファシリテーション論、こういった物の考え方であるとか、他人との協働の仕方、こういったことについて教えることができる教員を確保してまいりたいというふうに思っています。

なお、リベラルアーツ科目という、いわゆる一般教養になりますけども、こちらのほうにつきましては、佐賀大学や西九州大学をはじめ、周辺大学との連携やオンライン講義の活用などを考えてまいりたいというふうに思ってます。

数につきましては、全体として三十名プラスアルファといったところが規模感になろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。専門分野とかも改めて聞いてみると、ああ、なるほどねというイメージが湧いてきました。ありがとうございます。

では、教員確保のスケジュールについてお尋ねをしたいと思います。

大学開学まで残り時間も限られてくる中で、優秀な人材を確保するには早期の求人開始が不可欠だと思います。

そこで、募集の開始時期はいつ頃なのか、また、どのような形で確保を検討しているのか、第一次募集とか第二次募集のような分割採用を考えているのか、来年度中にどこまで教員体制を固めるのかなど、スケジュールの全体像をお伺いいたします。

○日野政策総括監＝現在、大学のカリキュラムを専門家チームのメンバーと鋭意検討しております。

教員の募集につきましては、来年四月を目途に順次募集に入ってまいりたいというふうに思っております。

教員募集の方法は公募を基本と考えております。公募の方法につきまして

は、これは大学で働く方々の専門の求人サイトみたいなのがあるんです。これは国の科学技術振興機構というものが設置しております「ＪＲＥＣ―ＩＮ」という専用のポータルサイトがございまして、大体どこの大学も、それから、研究機関が、うちは今こういうポストを公募しています、ランクは教授クラスですとか、主任研究員クラスですという、そういう研究者のハローワークと言ったら変ですけれども、そういう求人サイトがございます、ここに掲載して公募を行っていくと。

　このサイトというのは、いろんな研究者の方でそろそろ自分は任期が切れるだとか、あるいは自分はステップアップしたいと思っている方が結構チェックされている方が多いんです。こういった方へよく目に留まるということもありますので、ここでのサイトに掲載して公募するということを基本と考えています。

　ただ、それと並行して、専門家チームをはじめ、いろんなネットワークなども駆使しながら、私どもから県立大学の教員に来てほしいという方には、個別にお声がけするなりして確保してまいりたいというふうに思っています。

　それから、一次募集、二次募集の話がございました。ほかの大学の例を見ていても、そういった例も当然ございます。私ども具体的にはそういったことも参考にしながら、どういった形で確保するのがいいかという手法については今鋭意考えているところでございます。

　なお、時期につきましては、設置認可申請を出す段階で、教員名簿というのは全部そろっていなければいけません。したがいまして、令和九年度の早い段階にはラインナップがそろうという形になります。

　以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。早速、来年の四月から募集をかけていくというお話で、今、様々聞かせていただきました。ぜひ、本当にすばらしい方々に来ていただきたいなと願うばかりです。

　次に三番目、給与などの処遇についてお伺いをいたします。

　今、公募のお話をいただきましたが、この教員の確保には、やっぱり処遇の条件も大きく影響すると思います。県立大学で働きたいと思えるだけの待遇を提示できるかどうか、これは採用の成否を左右する現実的な問題でもあると思っています。

　そこでお伺いいたしますが、県立大学の職員さんの給与体系について、県職員給与に準じる形となるのか、それとも大学独自の給与制度を設定するのか、これらも踏まえて、今現状どのように検討しているのか、現時点のお考えをお伺いいたします。

○日野政策総括監＝給与につきましては、基本はほかの公立大学、この給与体系を参考に決めていきたいというふうに思っております。ただ、私どもいろいろヒアリングだとか調査をしていきますと、昇給とかの際に何を評価するのかと。例えば、大学によっては研究業績で評価しますよというところも結構多いわけなんですね。そうすると、論文の数とかという話になってしまう。ただ、私ども佐賀県立大学というのは、学生教育にも大変力を入れたいと思っておりますし、地域の底上げにつながる大学にもならなきゃいけないというふうに思っています。そういったことを考えると、研究業績ではなくて、教育の実績でありますとか、地域における活動貢献とか、こういった県立大学が大事にしている価値観において、頑張っていただいた先生方を評価できる仕組みというものを導入できないかというのを、これは専門家チームからも御意見をいただいているところでありまして、こうしたところについて鋭意検討を進めているところでございます。

　以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。今までのような研究の実績よりも、教育

の実績というのを重視したいというようなお話で、何か本当に新しい大学をつくろうとしておりますので、そういった新しい感覚を含めて、専門家チームの皆さん等とも御検討いただきたいと思います。

最後に、雇用条件についてお伺いをしたいと思うんですが、これも大学教員の先生方も様々な雇用体系があると思います。終身雇用なのか、年度限りの任期制なのか、これはやっぱり先生方の役割とか特色にもきっとあるんだと思うんですけれども、現状、県立大学でどのような方針を想定しているのか。

また、教員に根づいていただく安定性とか、大学運営の柔軟性との両立というのも当然考えないといけないと思います。これらも現時点でどのようにお考えなのかというのをお伺いいたします。

○日野政策総括監＝雇用の在り方は、本当に大学の質を担保する上で大変大事だと思います。議員御指摘のとおり、あまり長く同じ方だと変化に富まないと。一方でころころ変わってもどうかという話があります。その辺のバランスというのは本当に大変難しいと思っていまして、我々もいろんな状況等々を聞いておるところでございます。

一般的にはやっぱり任期制ですね、五年任期だとか、そういう任期制の導入もありますし、あるいは、ポストによっては六十五歳までとか七十歳までとかというパターンもあります。あるいは、先ほどちょっと給与で、ほかの公立大学の給与体系の参考にしながら、今検討していると申し上げましたけれども、例えば、あるポストについては年俸制という考え方もあるのではないかとか、いろんなバリエーションがあります。ほかの大学を見ても、このポストや処遇に応じていろいろ工夫したりだとか、あるいは導入を検討したりとか、悩みながらだとか、いろいろあります。

私どもとしても、そこにつきましては、まさに大学の目指す姿、そして、その後の組織の新陳代謝、いろんなことをトータルで考えていかなきゃいけないというふうに思っていますので、現時点におきましては、今申し上げたような様々な要素を考慮しながら、来年四月以降の公募開始に向けて、鋭意検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございました。県立大学の質を左右する最も重要な要素として、カリキュラム以前に誰が教えるのかというのはやっぱりあると思います。県議会でも様々議論している中で、そういった教員の確保とか、どうなっているんだというような議論も結構あったと思います。ぜひともそういった面も含めて、徐々に進むに従って、みんなのわくわく感が高まっていくような、そういった議論をどんどんしていきたいなというふうに、個人的にはとても思っております。

県立大学が掲げる「チェンジ・メーカー」の育成、これを実現していくためにも、この大学の理念に沿ったすばらしい先生方を確保できる体制づくりを着実に進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○木村委員＝公明党の木村雄一でございます。県立大学について質問をさせていただきますが、この一問一答方式ということで考えますと、総務常任委員会を含めまして、私で六人目ということになるかと思っております。たくさんの項目が出ておりますが、私なりに気になる点が幾つかございますので、多少重なるところもありますけれども、質問に早速入らせていただきたいと思っております。

まずは専門家チームについてであります。

山口和範学長予定者をはじめといたしまして、三名の専門家チームの皆様におかれましては、御就任以来、政策部の皆様と共に様々な議論を展開していただいております。そして、その議論の中身につきましては、毎月一回程度、私

たち県議会議員にもメールで御報告を頂戴している状況であります。

私自身、毎回その報告内容につきまして、非常に高い関心を持って見させていただいておりますが、時折、聞き慣れないというか、初めて聞く言葉がありましたり、毎月の議論の中で回を重ねるごとに、例えば先ほど来、いろいろありますとおり、入学選抜の在り方とか、ＰＢＬの在り方など、一定程度方向性が定まってきている内容なのか、また、議論の進展状況がなかなか分かりづらいという印象を持っています。

これは私だけかもしれませんけれども、もちろん専門家の皆様の御議論でありますので、大学教育について知見のない私が詳細を理解することにはいささか難があるかとは思っておりますが、現在のメールでの御報告が、全部とは言いませんけれども、箇条書的になっておりまして、できれば、県民の代表である私たち県議会議員に分かりやすい表現や、項目の見出しをつけていただくなど工夫を行っていただきますと、私たちも県民の皆様にお伝えしやすくなり、理解の促進につながってくる場面もあるのではないかと思っています。そして、あわせまして三名の専門家チームの皆様の活動状況というものが県民の皆様に伝わっていくことも、県立大学設置に対する理解の促進につながる面もあるのではないかと考えております。

そこで、数点お伺いをしてまいります。

まず、専門家チームの議論の頻度についてであります。

私たち議員には、先ほども申し上げましたが、毎月御報告をいただいておりますが、実際にはこの三名の皆様の御議論というものは、月に複数回も行っておられるのではないかと推察いたしております。リアルだけではなくて、オンラインも含めまして、どのような頻度で展開されているのか、まずお伺いいたします。

○日野政策総括監＝専門家チームミーティングにつきましては、令和六年三月に第一回目を行いました。この令和六年三月の一回目以降、主に月に一、二回の頻度で開催いたしております。これまでに二十五回開催いたしております。

一回当たりの議論の時間は、おおむね二時間程度ということでございまして、もちろん、これは今、オンラインも併用しながらやっております。時には合宿のような形で、泊まり込みで数時間ぶっ通しで議論したこともございました。

こういった対面における議論だけではなくて、個別テーマに応じて、先生方とミーティングを行うことがございます。例えば、この案件だったら三人そろうことなく、どなたかの先生と我々だけでまず議論しようかとかということもございますし、当然、メールなどでのやり取りなどもしているところでございます。

状況としては以上でございます。

○木村委員＝文字だけでは分からないところがあるなと改めて思いました。累計回数二十五回、泊まり込みもあったということで、本当に非常に熱心に御議論をいただいているということでございます。かなり頻繁に行っていただいているほうではないかとも思いました。

その議論の中身についてですけれども、改めてではございますが、この県立大学の認可申請におきまして、その根幹となります三つのポリシーの策定などにおきまして、どのような議論を展開されているのか、また、議論の中で、ある程度収れんされてきている部分があるのかとか、決まっている項目等がありましたら、併せてお示しいただければと思います。

○日野政策総括監＝まず、議論の内容について申し上げますと、令和六年度、昨年度でございますけれども、主に最初のほうは、大学経営の基本となります三つのポリシーですね、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーという、この三つのポリシーを中心に議論してまいりました。

その中で、育成する人材像というのは一体何なんだろうねと。そして、そういった方を育てるためのカリキュラムの体系、基本的なフレームワークはどうあるべきだということを主に議論してまいりました。この議論の結果というものが、一つには今年二月にお示ししました「現時点でのとりまとめ」というところで、まず一旦結実しているかと思っています。

先ほど下田議員からも御紹介がありましたけど、いわゆる「チェンジ・メーカー」という言葉、これが県立大学で育成する人材像だというのは、この令和六年度の議論の過程の中で出てきた話でございます。

それから、令和七年度でございますけれども、そうなると、今これをまさに深掘りしている段階にあります。特にどこを深掘りしているかといいますと、やはりカリキュラムのところでございます。経営とデータサイエンスというのを専門のベースにする、それからＰＢＬをやりますよということはずっと申し上げていたわけなんですけれども、例えば、経営というのはどこからどこまでを指すんだろうかと。結構幅広いんですよね。国際的な企業で活躍している人の経営という目線もあれば、それとも地域の企業に根差したような経営という目線もあれば、あるいは公共的な、公共政策みたいなものも経営に入れるのか入れないのかと、実はこういう細かい議論を今年度はやってまいりました。

それから、ＰＢＬ――現場に出ていく学習ですけれども、これも、例えば一年生のときからやるのかとか、一年生から四年生まで毎年度やるとして、一年生のときにやるＰＢＬの質と四年生のときにやるＰＢＬの質は何を変えればいいんだろうかという、実はそういう結構、専門家チームの皆さんのこれまでの知見を生かした細かい議論を我々もしながら、一方で、我々のほうは、それが佐賀県の中で現実的にどういうリソースを使えば落とし込めるのかとか、そういった議論もさせていただいたところでございます。

そして、現在は、そこのある程度の議論の見通しといいましょうか、大枠が、経営分野だったらこの分野だよねとか、データサイエンスだったらこの分野だよねというのが一定程度収れんしつつありますので、それを踏まえて、現在、先ほど下田委員のときにもお答えしましたけれども、教員公募に向けた採用条件の詰めの調整のようなものを今議論しているところでございます。令和八年四月を目途に、教員募集を順次行っていきたいと思いますので、当然そのときには、どの学問分野で何人募集するというのをきちんと出さなければならないわけでございます。

したがいまして、今年度の議論のあら方の、委員からは何か決まっているものがあるのかと、まさに今その作業をやっているところでございまして、来年四月を目途に行う教員公募に向けて、カリキュラムのお示しできるような体系であるとか、採用条件などを今集中的に詰めているところでございます。

以上でございます。

○木村委員＝ありがとうございます。

令和六年度、そして七年度の大方の議論の方向性ですね、収れんされたものについても御答弁いただいたかと思っております。

そして、今の議論の決着点といいますか、一つの方向性として、教員の公募が結実するのかなというふうに理解をさせていただきました。

毎月のメールを読んでいますと、一つの議論についても、また原点に戻ったのかなとか、進んだのかなと、行きつ戻りつしておられるような印象を持っておりまして、なかなか素人にはちょっと分かりづらい議論かなというのもありましたので、ちょっと確認をさせていただいたところであります。

それでは、次の質問をさせていただきますが、この専門家チームのリーダーであられます県立大学の学長予定者であるこの山口和範教授は、皆様も御存じのとおり、これまでも本特別委員会の参考人質疑に御出席をいただいたこともございますし、県主催のイベントへも積極的に参加をしていただくなど、専門

家チームの議論以外にも、精力的に活動をしていただいていると認識をいたしております。

そこで、改めてではございますが、前回も同じような質問をしたことがございますけれども、時もたちましたので、改めて最近の活動状況について御答弁をお願いしたいと思っております。

○中島政策企画監＝学長予定者の山口先生、委員御紹介いただきましたように、いろんな場面で御活躍いただいているところでございます。

専門家チームでの議論のほかに、産業界との意見交換、あるいは講演の場での講師ですとか、県内の高校での授業、あるいは講演といったもの、それから県内のほかの大学との意見交換、こういったことにも御参加いただいているところでございます。

このほかにも、高校生が行う探究プレゼン大会というのを県教委とも合同で開催しておりますけれども、そういったところでの審査員ですとか、先般、シンポジウムを私どもで行ったときにおけます講演ですとかパネリストとしての参加、協力事業所との交流会というのも行いましたら、そこの場での講演など、学長予定者といたしましても様々な活動をいただいているところでございます。

以上です。

○木村委員＝ありがとうございます。

精力的な活動の状況について御答弁をいただきました。

では、同じ形の質問となりますが、ほかの二名の方、同じ専門家チームとして飯盛義徳教授、そして早田吉伸教授についても、どのような活動をされているのかお尋ねをさせていただきます。

○中島政策企画監＝ほかの先生方、飯盛先生、早田先生も御尽力いただいております。

先ほど申し上げました高校生の探究プレゼン大会の審査員、これはお二方の先生も審査員として参加いただいております。ほかにも、事業所交流会での講演ですとか、これは私ども向けでありますけれども、県職員向けの研修の講師というところでも御尽力いただいているところでございます。

山口先生含め、三名の先生方、お忙しいところではございますけれども、様々な機会を私ども見つけまして、県立大学ですとか、あるいは学ぶことの大切さというのを伝えていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○木村委員＝ありがとうございます。

私は、まだ山口先生しかお会いしたことがございませんで、この二方の活動状況ですね、予算化もされて、お三方で進めていただくという認識はしておりましたけれども、なかなか山口先生以外の活動状況に触れる機会がなかったということもありまして、今回あえて質問をさせていただきました。

様々な形で御尽力をいただいているということで、私たち議員がお三方一堂に会しておられるところでお会いする場面がこの先あるか分かりませんけれども、機会があればそのような形も取れればというふうに思っているところであります。

では、次の質問をさせていただきます。

今後の専門家チームの議論の進め方や議論の中身についての県民の皆様への周知の仕方についてであります。

当然ですけれども、慎重を要する議論が多く、一回一回の会合で結論が出せるものばかりではないかと重々承知しておりますが、県民理解の促進につながってくる部分もあるかと思っておりますので、今後のこの専門家チームの議論の在り方、そしてこの議論の中身の周知の仕方について、何かお考えになっておられることがありましたら御答弁をお願いいたします。

○中島政策企画監＝専門家チームでの議論につきましては、先ほど日野総括のほうからも御答弁差し上げました、申請に向けましたいろいろ詰めをやっているところでございます。その認可申請の時期をにらみながら検討を進めているというところで、委員も触れていただきましたけれども、ここまで今回決まったというのは一回一回発表するものがあるというものではなくて、総じてどんどん詰まっていくというものでございます。

というところで、なかなか発表の仕方というのは難しい面もあるんですが、ただ、一定のところでまとまったら、そこでこういうことを決めましたということをお示しするというのも大事かと思っております。

先ほど議論の内容のところでもお話がありましたけれども、令和八年四月を目途に教員の公募というのを始めたいと思っております。そこにつながるような形で、大方こういう教育の中身でということも固まってくると思いますので、そこのタイミングでまとめたものをお示しするというところを考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○木村委員＝ありがとうございます。提案に対してちょっとお答えいただいたかなというふうに思っておりますが、教員の公募のタイミング、できれば一定程度のまとまったものをお示しいただけるというふうに理解をいたしました。県民向けのまとまった報告、ありがたいんですけれども、冒頭申し上げましたように、私たち議員への毎月の検討状況の報告につきましても、少し工夫を重ねていただければというふうに要望をさせていただきたいと思います。

それでは、大きな項目の二点目に移らせていただきます。県立大学基本設計についてです。

このような形で、午前中、猪村委員のほうからモニターを使ってこの設計案について詳しく御質問いただきまして、学食、カフェ等、設置しないという話を伺いまして、コンセプト「まちのようにキャンパスをつくる」というこのワードを、その議論を踏まえて、町なかをキャンパスと変換しなければいけないのかなという、私なりにちょっと半分残念な思いで聞かせていただきました。

ようやくこのような形でキャンパスのイメージが明確化されてきたわけでございますけれども、これで新聞とかテレビで報道もされまして、私としましては、割合として若い方がよく御利用になっておられますＳＮＳ上で関心が高まっているものと期待をしておりました。実際、「Ｘ」とか開いてみまして、佐賀県立大学というワードでハッシュタグをつけて検索をいたしましたが、この基本設計について触れるコメントが少なく、評価する声、そして批判的な声など、何かしらの反応の高まりを期待していたものの、実際にはコメント数の少なさに若干驚いているところでもあります。

これまで佐賀県といたしまして様々な情報発信に取り組んできていただいていることは十分承知しておりますが、この基本設計の内容こそ、ターゲット世代、中学生、高校生などの多くの方に知ってもらう取組が重要だと私は感じています。

そこで、この公表された基本設計を活用いたしまして、キャンパスイメージを含め、県立大学の学びの内容をこのターゲット世代にどのように伝えていこうとしておられるのかお伺いをいたします。

○中島政策企画監＝中学生、あるいは高校生への周知、先ほど下田委員とのやり取りでも御説明させていただいたところでございますが、今年度中に、どういった方向でいこうかというのを専門業者も入れていろいろ決めていきたいというふうに思っております。

ただ、委員も触れていただきましたとおり、ようやく県立大学の建物がイメージできるようなものが、先般、イメージパースとして準備できました。それまでは総合庁舎のちょっと古い建物が映像であっただけですけれども、このたび、

少し期待できるようなイメージパースになっていると思いますので、せっかくできておりますので、いろんな場面で使っていきたいと思っております。全体戦略を考える中で、そのパースを使って中学生、高校生にどうしたら届くのかというところを、そういう視点を入れながら検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○木村委員＝言っても、十一月二十六日だったですかね。発表になってまだ二週間強というところで、ちょっと厳しめの質問だったかもしれませんけれども、いろいろ工夫をしていただくということで御答弁いただきましたが、そういった発信の場で、このターゲット世代がどのように受け止めたかというのをしっかりリサーチしていただきたいなということを併せてお願いをさせていただきたいと思っております。

それでは、次の質問でございますが、この県立大学での学生生活を支える観点から、設計内容について数点お伺いをしていきたいと思っております。

開学後ですけれども、当然ながら学生たちの自主的な活動となります学生自治会、そして部活動やサークル活動、そして大学生活のもう一つの醍醐味とも言える活動が展開をされていくことになると思っています。これまでの議会でも指摘が何回かあっておりますけれども、そうした学生生活をイメージするときに、基本設計を拝見いたしますと、そのような専用のスペースは確認できないと思っています。

そこで、どのような考えの下で、あえてその専用スペース等を設けていないのかお伺いをいたします。

○中島政策企画監＝おっしゃっていただきましたとおり、部活動ですとかサークル活動、これはいろんなほかの授業と違う活動でいろんな方と交わるということで、とても大切な活動だと思っております。

その活動自体につきまして、部屋がないというところでございますけれども、今現状は部ですとかサークル、こういった活動、キャンパス内での話し合いとか、あるいは活動というところでは、コモンズ空間を準備しておりますので、そこでの利用を想定しているところでございます。実際、ほかの大学、いろいろ見に行きました。そういう使われ方もするような空間にもなっております。サークル活動の集合場所をコモンズにしていて、そこから活動場所に移動するとか、話し合いを始めるという例も見聞きしているところでございます。

活動自体で何か部屋が必要ということであれば、その小講義室あたりの授業がない時間帯での利用などもできるようなことを想定しているところでございます。

以上でございます。

○木村委員＝サークルにもよるかもしれませんけど、什器類、固定化するような部室とか、道具とか、いろんな状況も出てくるかもしれませんが、開学初年度からいきなりということはないかと思いますが、キューブ、コモンズの多面的な使い方の一つとして想定をしておられるというふうに理解をしたところでございます。どうしても固定観念といいますか、私自体の学生時代とどうしても比較してしまうので、こういった質問の仕方になるかと思いますが、県立大学についてはそうした開放的なスペースとか物をうまく活用してもらうという考えだということで一旦理解はいたしました。

では、次の質問でございます。

本委員会などでこれまで視察してまいりました熊本県立大学等ですけれども、大学会館という名称を用いて、物品の販売とともに、自動車学校の申し込みなど、各種の取次ぎサービスを行うなど、学生生活をサポートするような、いわば学生支援センターのような機能を持ったスペースがございました。今回示されました佐賀県立大学の基本設計の中にそのようなスペースは見受けられ

ないようでございますが、良質な学びを提供するだけではなくて、こういったキャンパスライフをサポートするような機能について確認をさせていただきたいという考えを持っています。

いろんなシチュエーションで県立大学を目指してくださる学生が来るんですけど、佐賀で暮らし始めたり、県内の各地からいらっしゃる学生、様々新生活のスタートがあって、様々に御不安も抱えておられる。これは家族もそうですけど、そうしたところに応えていくようなサポート機能について、多分にソフト面のお話もあるかと思いますが、まず設備的な考え方で御答弁をお願いできればと思っております。

○中島政策企画監＝いろんな思いを持って学生は入ってくると思います。学生、困り事というか、迷ったりすることもあると思いますので、そういった迷いですとか困り事というのを大学側も受け止めていくということが必要だと思っております。

学生支援課なるものを、そういった組織をつくっているような大学もいっぱいございますので、そういった学生生活を送る上で支援をするような、サポートをするような組織というのをつくっていきたいと思っております。場所といたしましては、今、改修校舎の一階に事務スペースを置こうとしておりますけれども、そこにカウンター型の、カウンターで対応できるようなところがございますので、そこになろうかと思っております。

困り事というところで、いろんな、例えば、カウンセリングを受けたりできるようなことというのもあるかと思います。そういった仕組みというのも必要かと思っております。学生と個人的にお話をするという場も必要だと思っておりますので、個別に面談ができるような面談室というものも幾つか準備をしているところでございます。それも既存建物の一階の同じフロアにつくろうというところでハード的には考えているところでございます。

以上です。

○木村委員＝様々御答弁、詳しくいただきました。今のところは既存棟一階のスペースがいろんな機能を併せ持つイメージを持たせていただきました。言及いただいたようなカウンセリングも含めて、部屋を建て分けたりしながら御対応いただくソフト面の話も入ってきたのかなというふうに思っております。

実際、学生のニーズを見極めながら進めていっていただく部分もあるのかなというふうに思っております。

もう一点、キャリアセンターについてです。

県立大学の学生にとって重要な就職活動でございますが、しっかりサポートをしていくこのキャリアセンター、どこに設置をする予定なのかお伺いいたします。

○中島政策企画監＝学生の就職活動ですとかキャリア形成、こういったものを総合的にサポートする機関といたしまして、キャリアセンターというのを設けたいと思っております。

キャリアセンターにおきましては、就職活動ですとか求人情報の提供はもちろん、キャリア相談、あるいは、就職に関するカウンセリングというのを行っていくことを想定しております。スタッフを置きまして、学生と話すということも多くございますので、学生が相談しやすい、接しやすいようなものにしたいと思っております。

先ほど改修棟の一階、カウンターを置いて学生と職員が触れやすいようなスペースを設けると申しましたけれども、このキャリアセンターもそこに併設するような形で置きたいと思っております。

先ほど個人面談のブースもとありましたけれども、このキャリアセンターでの相談事項も、個別の相談ブースなどを使いながらということで考えているところでございます。

以上でございます。

○木村委員＝ありがとうございます。既存棟の一階部分にそのようなスペースを設けていただくという御答弁をいただきました。

特に、ＯＢ、ＯＧがいませんので、初年度卒業生のサポートが、非常に困難を極めるかと思いますが、ソフト面、人的な面も含めて充実をさせていくよう検討をお願いしたいと思います。

○一ノ瀬委員長＝　暫時休憩します。十五時二十分をめどに委員会を再開します。

午後三時二分　休憩

午後三時二十分　開議

○一ノ瀬委員長＝委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○木村委員＝それでは次の質問に入らせていただきます。

先般も、本日もそうですけど、青森県、北海道を中心に大きな地震が発生をしておりまして、先月は熊本県で震度五強の地震が発生をし、久しぶりにといいますか、スマートフォンの警告音が鳴り響いたところであります。こうした地震とか大規模停電などで帰宅困難な学生が出ることを想定した設計上の対策は何か取られているのかお伺いいたします。

○中島政策企画監＝大規模地震、あるいは大規模停電とかもそうでしょうけれども、災害が発生した際に、帰宅が困難となる学生、あるいは教職員というのが出ることも想定してございます。そのような帰宅困難者が出た場合に、一日二十四時間程度大学に滞在するということが可能な備えをしていきたいというふうに考えております。

具体的に今考えているものといたしましては、食料ですとか毛布、懐中電灯を準備することで、そういったものを備蓄する倉庫というのを設置すること。それから、飲料水につきましては、ペットボトルの備蓄もそうなんですけれども、受水槽から直接飲料することができる水を取水するような設備を設置することなどを考えているところでございます。

今、設計の中でというところでございますと、今の倉庫とか取水施設でございますけれども、そういったものにつきましては、また実施設計を進めていく中で詳細な内容を詰めてまいりたいと思っております。

以上です。

○木村委員＝ありがとうございます。二十四時間程度対応できるものということで御答弁をいただきました。

続けて、災害対応関連としてもう一問質問させていただきますが、今年十月の初旬だったかと思いますが、佐賀市内で大雨が降りまして、ＳＡＧＡアリーナ交差点付近が冠水をいたしました。もともとこの佐賀県立大学が設置されるエリアは浸水想定エリアということになっておりますけれども、この浸水を想定した設計上の対策についてお伺いしたいと思います。

○中島政策企画監＝佐賀市内は内水氾濫によります浸水が多いエリアがございます。先ほど御紹介いただきましたアリーナの角もそうでしたけども、実際、佐賀市のハザードマップ、これを見ますと、県立大学設置予定地、これは最大で五十センチ未満の浸水が予想される地域というところになっております。ただ、今あそこの土地の形態状況を見ますと、実際は南側の道路、ホームセンター側の道路に比べまして、今、佐賀総合庁舎が建っている建物付近の土地の高さは最大五十センチほど高くなっております。その内部、建物内部の床面の高さは、さらに七十センチ高くなってございます。先般視察いただいたときも、一階に行くところに階段などがありまして、そこが高くなっているのは御確認いただけたと思います。

新しく建物を造りますが、その建物の高さの床レベルは、この既存建物一階の高さに合わせることとしております。仮に予想される浸水、その五十センチ未満があったとしても、建物内部には浸水しない設計というところで考えているところでございます。実際、令和元年八月豪雨ございましたけれども、佐賀総合庁舎は浸水はしていないというところでございます。

とはいえ、実際その高さまで、七十センチ上げると言いましたけど、七十センチ上げない入り口もございます。倉庫ですとかといったのは段差を設けるとかえって使いにくいですので、グラウンドレベルに入り口を設けるというようなものもございます。

そういった倉庫など、外部に面する入り口があるところというのは上げなく

て、グラウンドレベルというところでございますけども、そのような扉には、扉の部分に止水板、これを置くことができるようなしつらえにする計画としております。

災害は発生し得るものとまず考えて、それに対する備えを建物面でもしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○木村委員＝グラウンドレベルの入り口は一応最悪を想定して止水板の設置もお考えということで、もともと土地がかさ上げになっていますので、でも、万が一に備えて対応ということで理解をしたところではございます。

年々雨の降り方も、ここ最近はちょっとあまり降っていませんけれども、様々なことを想定して準備を進めていく必要があるというふうに思っております。

次はメンテナンスのことなんですけれども、私は前職がそのようなビルメンテナンスの業界におりまして、どのような建物においてもそういった視点でいつも眺めてしまうんですが、これまで本委員会でも幾つかの大学に視察に行かせていただきまして、やはりどの大学も華美な建物ほどメンテナンスが難しくコストが大変かかるということは課題としておっしゃっておられました。

そのような観点から、今回示されました佐賀県立大学の設計案、何かこのメンテナンスについてお考えになったこと等が入っておりましたら御答弁をいただきたいと思います。

○中島政策企画監＝御案内ございましたとおり、建物を建てて終わりじゃございませんで、実際使っていくと。使い始めた後の維持管理のコストと、これは十分に意識をしながら造っていくということが大切だと思っております。

実施設計を進めてまいりますと、実際、床とか壁材、こういったところをどうするかというところが清掃などのメンテナンスで重要かと思いますので、その清掃のイメージも持ちながら、メンテナンスがしやすいかどうかという視点も持ちながら、床ですとか壁の素材というのを決めていく、そういったことを進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○木村委員＝ガラスが多い建物でそういったメンテナンスの面、今回、遮熱とか遮光とか、いろんな確認もあっておりましたが、床材一つとっても本当に手間暇かからないもの、様々な工夫ができるかと思いますので、建てたときはいいんですけれども、それをしっかり維持していく視点が大事かと思っておりますので、実施設計の中でしっかりと取り入れていただければというふうに思います。

それでは、三項目めとして最後の質問をさせていただきます。

まず、ちょっとおさらい的な質問になりますけども、今日の一日の御議論の中で、今後のスケジュールについて様々各分野で御答弁をいただいたかと思います。

改めてですが、令和十一年四月の開学に向けて、この一年半前の令和九年の十月に認可申請を目指すということでございますが、二年を切ってきております。そういった意味では、来年度は大変重要な一年になるかと思いますが、この大事な一年、令和八年度におきまして、改めてどのような取組を行わなくてはならないのか、確認をさせていただきたいと思います。

○中島政策企画監＝令和八年度の取組でございますが、委員からも御示唆いただきましたとおり、認可申請が令和九年十月でございます。

先ほど教員の採用のところあたりでもお話差し上げましたけれども、その年度、令和九年度には、そういったことも含めまして、大部分を決めておかなきゃいけないというところでございます。

令和九年の頭にはということでございますので、令和八年度が準備期間ということになるかと思います。

令和九年十月の認可申請に向けまして必要な事項、「現時点でのとりまとめ」でも示しております、大学の教育の柱であります三つのポリシー、これと、カリキュラムですとか教員体制、こういったものの具体的なものもつくって、整合性を持たせておかなきゃいけませんので、そこの内容を本当に詰めていくということになろうかと思います。

あわせまして、実際、教員の公募というのを令和八年四月目途にと申し上げました。そういう作業が始まりますので、教員の選考というのも並行して行っていくということになります。

このように、令和八年度は今まで決めてきたことを本当に落とし込む作業ということが続いていくかと思います。認可申請に向けまして準備も加速していくと、そういった年度になるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○木村委員＝ありがとうございました。三つのポリシー、カリキュラム、教員の体制など落とし込みが重要な一年になるということでございました。本当にやらなければならない作業、決定事項が多いわけでございます。民間の出店を促していく、誘発するような建物が出来上がるということでもございまして、今日質問させていただく中で、西九州大学とか佐賀大学にあるものが県立大学にはないという部分もありますけれども、ないのであれば、民間のそういった出店を促していくという方向性で理解をしましたが、そういったことを見越して、今後、周辺エリアに出店をしていただく経営者の皆様がおられるということになるんですね。であるならば、抜かりなく、認可申請を越えないと、そうした方々が失望してしまうというか、マイナス面も出てくるかと思いますので、抜かりなく進めていただきたいということをお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○一ノ瀬委員長＝以上で四名の委員の質疑が終わりました。

これよりフリー形式の質疑に入ります。

質問内容は、理事会での申し合わせにより、さきの四名の委員の質疑の関連質問に限るものといたします。

質問のある委員の挙手をお願いし、こちらからの指名の後、指名された方は自席から質問をしてください。また、多くの方が質問していただけるよう、質問される方は簡潔明瞭にお願いいたします。

それでは、質問のある委員は挙手をお願いいたします。

○中村委員＝中村でございます。午前中の猪村委員の関連で質問させていただきたいと思います。

まず、基本的なところになるんですけれども、基本設計について、先ほどの答弁で間違いのない設計であると断言をされておられましたけれども、そう断言されてしまうと、議論とか提案する意味がなくなるんじゃないかと思うんですけれども、本当に間違いのない設計ということでよろしいんですか。

○中島政策企画監＝現時点での方向性として私どもが思っているというところで申し上げました。おっしゃっていただいたとおり、これから議論していく部分もございますし、実際学生が入ってから、学生とも話しながらというところもございますので、そこは柔軟な姿勢を持っているということも、補足でつけ加えさせていただければと思います。

以上です。

○中村委員＝ありがとうございます。

それでは、次に移らせていただきます、というか次に移れます。

関連で、もし設計の変更をするとしたらということになるんですが、令和七年度途中までが基本設計と紙に書いてございまして、それが終わった状況だと思うんですけれども、令和七年度の途中から令和八年度途中までが実施設計というふうになっていたと思います。どの段階、そしていつまで設計の変更とい

うのは物理的に可能なのかどうか、教えていただけますか。

○中島政策企画監＝大きな部屋取りというのは、基本設計で固めているところでございます。構造上の問題ですね、建物を支えるためにどういう構造にするのかという大きなところに影響があるようなものは、これからも無理だと思っております。細かい部屋の区切りだとか、今まだ決めていないものもございます。例えば、コンセントの位置をどうするとか、壁のところをどうはわせるのかというのをこれから決めていくところでございます。スケジュールといたしましては、この間お示ししました基本設計というのは今終わりまして、実施設計の段階に移っているところ、それが来年の九月まで続くというところでございます。

以上です。

○中村委員＝ありがとうございます。

大きなところでなければ、まだ可能だというふうに理解をさせていただきました。

次に、これは部長にお伺いしたいと思うのでよく聞いていただきたいんですけれども、オールジェンダートイレについても午前中質問がございました。性の多様性というのを認めるか認めないかという話では全くない。そこは最初に申し上げたいんですけれども、あと、性の多様性に対する理解が深いのか浅いのかという問題でもないと私は思っています。

オールジェンダートイレについては、性の多様性に対する考え方の問題だと思っていて、その考え方に国民、県民の間で違いがまだあるんだというふうに思っていて、県民の代表縮図である県議の間でも考え方に違いがあると。この間の委員会の青木委員だったり、今日の午前中の猪村委員の御発言、御意見なども考えると、そういうふうに理解をいただくべきだと思いますし、そのことは、これまでの我々の一般質問とか委員会質問のやり取りの中で重々承知のはずだと私は思っていたんです。

それが、先日の総務常任委員会の質疑の中で、オールジェンダートイレについての質問があるまで我々は知らなかったし、質問がなければ、今実施設計に行って建設して、その現場を見たときに、これはオールジェンダートイレですよと言われるまで分からなかったのかなというふうにも思うわけであります。少なくとも自民党には、オールジェンダートイレについての説明はなかった。説明をされたのは部長だったというふうにも記憶をしております。

私はこのオールジェンダートイレについて何の言及もなかったことは、僕はあまりにも不誠実だと思うし、作為さえ感じると思います。なので、なぜ事前に説明をしなかったのか、そしてそれが適切だと今でも思うか、部長にお尋ねします。

○前田政策部長＝オールジェンダートイレでございますけれども、午前中の質疑でもやり取りございましたけれども、私どもとしましては、性別にかかわらず、誰でも利用できる個室型のトイレを準備するということで、こちらについては、トイレ利用に伴ういろんな方の心理的負担を軽減するといったようなことで考えているものでございます。

そして、オールジェンダートイレについては、様々な議論があるということは、今日の質疑を含め、総務常任委員会でもいろいろ御議論いただきましたので、それは受け止めております。

ただ、我々としましては、ほかの大学等々でも、今こういうトイレが整備されつつあるという中で、今回、こういうものを検討したわけでございます。それで、基本設計の説明のときになぜ説明をしなかったのかということでございますけれども、ある意味こういうトイレがこれからスタンダードになるのではないかという部分もございまして、今回こういう形でいろいろ議論いただきましたけれども、そこら辺の意識というのは正直ございませんでした。限られた

時間で基本設計の大枠を御説明するという中で、そこに気が回らなかったのは事実でございます。

今回、改めてこういう御議論をいただいておりますので、いろんな方の御意見をさらにお伺いしながら、どういう整備がいいのかというところも含めて、これからさらに検討を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○中村委員＝ありがとうございます。率直な御答弁いただいたというふうに思います。

次に進ませていただきますけれども、A館二階のオールジェンダートイレが多分六室あるというふうに理解していますけれども、それは車椅子でも入れるんでしょうか。

○中島政策企画監＝六室のうち一室のみが車椅子での利用ができる造りになっています。

以上です。

○中村委員＝一室だけなんですね。というと、そしたらその一室が埋まっていたら、車椅子の人はどちらのトイレを使うことになるんでしょうか、簡潔に御答弁お願いします。

○中島政策企画監＝二階は一室で、同じくほかのフロアにも車椅子が利用できるトイレというのを準備しております。各フロアに一つずつあるということでございます。

○中村委員＝その一室が埋まっていれば、例えば、渡り廊下を渡っていってC館に行ったり、階段というか、エレベーターを使って下に降りたりして、車椅子の人は使わなきゃいけないというふうに理解をするんですが、ユニバーサルデザインの建物を設計しました、「さがすたいる」を取り入れましたということであれば、例えば、六室が四室か五室になったとしても、少しスペースは取ったとしても、全てユニバーサルトイレ、多目的トイレにするべきだと、佐賀県の考え方に従うとすれば、そうするほうが私はよりベターだと思うんですが、いかがでしょうか。

○中島政策企画監＝御意見を賜りました。どういう形がいいか、これから議論もできます。トイレの広さの話とかもできますので、今いただいた御意見ですとか、関係する団体の方もいらっしゃいます。実施設計を進める中で、そういった方の意見もまたさらに聞いてまいりますので、いろんな意見を聞きながら検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○中村委員＝ありがとうございます。

では、次に進みます。

次に、売店についてなんですが、売店については先ほど間違いない設計みたいなふうに、ないのが間違いないというような御答弁もありましたが、委員会の質問で、実は食べながら議論するほうがいい意見が出たりするんだというような御答弁もあったと記憶をしています。食べながら、じゃ、議論しようかといったときに、雨の日も暑い日もやっぱり外まで買い物に行かなきゃいけないのかというのもありますし、それこそ先ほども申し上げましたユニバーサルデザイン、「さがすたいる」ということなのに、車椅子の人も、暑い日も雨の日も外で何か食べようと――自販機ぐらいはあるんでしょうけど、飲み物はですね。何か食べようと思えば買いに行かなきゃいけないというふうになってしまうんじゃないかなというふうに思うんですが、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○中島政策企画監＝先ほど断定させていただいた午前中の分については、柔軟な分があるということは申し上げたところでございます。売店につきましても、確かにいろいろあるかと思います。売店の種類も、今いろんな、自動販売

機ですね。自動販売機で無人の販売でもいろんなものが売ってあったりしますので、そういったものを導入することを検討するというのはもちろんあるかと思います。実際の使われ方とか、これはほかの話も一緒ですけれども、使う学生の考え方とか、そういうのも聞きながらではありますけれども、ニーズがあればもちろん使っていってペイもしますし、そういったことも考えながら、そこは柔軟にいろんな意見を聞きながらというふうに考えております。

以上です。

○中村委員＝柔軟に考えていただくと御答弁いただきましたが、例えば、佐賀の食材を使った学食みたいな御質問、午前中ございましたけれども、学食が物理的に無理であれば、その建物の中のスペースに電気が来て、場合によっちゃ水も引けてというスペースがあれば、そこで佐賀弁とかいって佐賀の食材で作ったおいしくて安いお弁当を売って、それが評判を呼んで周りからも買いに来るようになるとか、そのいわゆる売店のスペースで学生が地域の企業とコラボしたり、一緒に開発、マーケティングしたものを売るとか、そういった使われ方もできると思うんですね。売店自体は基本的には民間に委託をすれば、その場所だけ用意すればいいということにもなるし、最終的に最悪、売店失敗したねということになればコモンズとして使えばいいわけで、ぜひ検討いただきたいと思うんですが、もう一度御答弁お願いしていいですか。

○中島政策企画監＝今、委員からお話しいただいたもの、本当にわくわくするようなものでございます。学生とコラボして実際回してもらうとかですね。私たちが育てようとしている人材像とも重なってくるところ、あるいは活動内容と重なっているところでございます。

しつらえのところについては、学生がそういったチャレンジングなものができるようなものというところも考えております。ただ、やっぱり設備は使わないのであればそこはというところもありますので、どこまでの加減が必要かというのはありますけれども、今御示唆いただいたものがちょっとどこまで取り組めるか分かりませんけれども、そういったスペースといいますか、しつらえも含めてかもしれませんけれども、どういったのができるかというのは考えていきたいと思います。

以上です。

○中村委員＝ありがとうございます。

では、最後の質問です。

通学時の安全対策についても午前中質問がございました。車じゃ駄目だということなので、自転車での通学がメインに、徒歩もそうなんでしょうけど、なると思います。

午前中、ルールを守るよう周知徹底をしたいというふうにおっしゃいました。御承知のように、佐賀県のルールとしてヘルメット着用が義務化、努力義務ですけれども、されています。そのことについてもしっかりと周知をするという理解でいいですか。

○中島政策企画監＝今、大学生、県立学生にどこまで、そのヘルメットまでさせるかどうかというところを決めているものはございませんので、ほかの状況を見ながら決めていくということになるかと思います。

以上です。

○中村委員＝大学生も大人も我々おじさんも努力義務なんですね。なので、それはちゃんと言っていただかないと困りますとだけ申し上げて、私から質問は終わります。

○一ノ瀬委員長＝ほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

○古川委員＝ありがとうございます。私も三点ほど質問をさせていただきたいと思います。

一つは、猪村委員から朝ありました学食と売店の件、関連するんですけれど

も、私の娘が福岡のほうの大学に行ったときに、生協のプリペイドカードで最初に二万円か三万円分ぐらいプリペイドしておけば、その後、学食で昼食を取っていると。それで、二年生か三年生ぐらいまでもったんですけれども、非常にそれは親としてありがたいなという感覚を覚えました。それで、逆に言うと、その利用があまりにも長い期間ないと、学校来ていますかというような通達も親のほうに来ていました。そういう意味で安否確認にもなるというようなところ。

それと、この県立大学の説明のときに、県内に大学の選択肢がもっとあれば進学ができたのにというような学生を受け止めたいというような話もあったと思います。そういう意味では、経済的にも支援できる部分は学校側として支援すべきではないのかなと思ったときに、やはり学食の存在というものは非常にありがたいものだと思います。

その中で、要はこの県立大学、千人規模では経営が難しいというような答弁だったのかなと思うんですけれども、例えば、じゃ、何人ぐらいの規模であれば学食が経営できるというような判断になっているのか、一点お聞かせください。

○中島政策企画監＝具体な数、ここだとペイするとかしないとかで分岐点があるわけではありません。ただ、実際、運営が回っているところを見てみますと、やはり大きな大学、いわゆる総合大学と言われるところになるかと思います。

ほかの県内の大学、西九州大学の神園キャンパスあたりも見ました。あそこの規模で学食を運営されていますけど、やはり閉まる期間もあるとか、あるいは働いていただく方もやっぱり常時雇用を希望されているので、二カ月休みがあるとかというところでなかなか働き手もないというようなところで、実際回すのにはなかなか規模感とリンクするというところをお話を聞いても感じているところでございます。

以上です。

○古川委員＝ありがとうございます。

ちなみにというか、この県立大学の議論をするとき、私もよくちょっとそんな議論じゃ困るんだと言っているのは、こうすればどうですか、ああすればどうですかと言うと、いや、それも今後考えますというような答弁なので、議論にならないねという話はよくさせていただいていたんですが、その中で学部、今何だったっけ、経営情報学部の単科大学でまずスタートするんだけれども、今後は学部を増やすことも考えていますというような話も出ていました。

そういった意味では、今回の県立大学のキャパ、どのぐらいの人数までは今の形状で受け止められるのか、その辺のキャパの想定があるなら教えてください。

○中島政策企画監＝キャパの話でございますが、設置基準上のキャパというのもございまして、どういう学部形態によりまして、部屋面積が一人当たり何平米なきゃいけないとかいうようなものもございます。今考えている経営情報学部というところですとか、それは学部に関係なく、校地としてというところもございますけれども、今、実際、コモンズと申し上げていますいろいろ語り合う空間というのも設置してというところで考えますと、今考えている二百人から三百人のその三百人というところかなというふうに思っております。そこから何百人も増やしていくというところは、あのキャンパス内では想定していないところでございます。

以上です。

○古川委員＝了解しました。千二百人、もしくは留年生もいるんだろうから千五百人とかになるのかなとは思うんですが、例えば、秋田県立大学は千六百人です。当然のように、学食も売店もあるんですけれども、あとは会津大学、定員が一学年二百四十人だから大体同じ規模だと思うんですけれども、ほかにも

「公立はこだて未来大学」、こっちも定員が二百四十人、あとは新潟県立大学、こっちは定員が二百六十人、だから同規模だと思うんですが、どこにもやっぱり学食はあるんですよね、生協が頑張っているということで。

ほかの部分はえらくチャレンジングな内容になっているのに、学食に関してはえらくネガティブなというか、そんなイメージを受けます。この部分に関しても、今後検討の余地があるかどうかという部分、お聞かせ願えればと思います。

○中島政策企画監＝今、挙げられた大学の状況をつぶさに承知しておりませんので、そこは調べさせていただきます。ただ、一つ言えるのはというか、やはり大学と町の距離というのもやっぱりあるかと思います。大学がちょっと町なかと離れているようなところであれば食事も提供するようなものもあったりというところもあるかもしれませんし、私たち、そういうところは見ながらでございますけれども、狙いのところでいきますと、周辺地域にも民間の活力をというふうに思っておりますので、そこは地元の方と話す機会もありますけれども、そういったのがいいねというようなお話もいただいたりもしますし、どういうまちにしていくかというところと合わせて、今の方向でとは思っておりますけども、おっしゃっている大学が実際どうだというのは調べたいとは思っております。これは、逆に参考になる部分というのはあるかもしれません。

ただ、大きな方針としては、私どもは今、中につくる、運営いただく生協とか、そこはやっぱり回らないと思いますので、民間のところで回していただく、生協じゃないと温かい御飯が提供できないとかそういうことでもないと思います。学生向けのメニューを開発してもらう、野菜もいっぱいあるようなですね、というのもあるかと思いますので、必ずしも民間が悪いわけでもないし、一緒に育てていく、あの雰囲気、周りを、午前中答弁したまちづくりをしていくというところで、ほかの方々との連携というのは大事な要素かと思っております。

以上です。

○古川委員＝こういった議論で何が大事になるかというと、やっぱり原点なんですよね。もともと何を求めてこの企画を立てたのか。

そういった中で、当初、最近全く聞かれなくなったんですけど、県内の若者流出を止める、それとやはり先ほども言いましたけれども、県内にもっと選択肢があれば、県内であれば女子学生であったりで大学に進学できたのに、そういったものを受け止めたい。そして、七割、八割、県内の学生で埋めたいぐらいの気持ちだったと思います。そういった意味では、いや、それはおしゃれに、周りでお金を使えればいいですよ。だから、そういうイメージで話が進むから、何かすごくみんなお金持っていて、おしゃれにきめて、ファッショナブルな大学でキャンパスライフを謳歌して周辺でお金を使う。いや、それはいいです、そういう夢があっていいなと思うんですけど、もうちょっと苦学生の要素というのは、もっと考えるべきじゃないのかなと。いや、中で何かキッチンカー呼びますよとか言われても、いやいや、それ高いってという話になるし、そういったところに温かさが足りないのかなと、もっと体温が欲しいなというところを私は非常に感じるんですよね。

それで、親目線としても、そうやってプリペイドカードで、毎回こいで食わんでよかばってんが、ちょっと軽く済ませたいときとか、ちょっと簡単に済ませたいときは、ちょっと生協で食うとけよというような話をしておけば、それが命の保障ぐらいになるわけですよ、ちょっと離れて暮らしていたりするとですね。それで情報も来ると。そういったところも一つのサービスなのかなとも思いますし、そういう温かさももっとあっていいと思うんですよね。

ですから、ちょっと調べますということなので、今後検討の余地はあるのかなと期待するところなんですけれども、そういった、周りで使わせようということではなくて、大学として受け止めようという思想、考え方、その部分に立

ち返ったときに、その受け止め、どういうふうに処理されているのかちょっと興味あるんですけれども、お聞かせください。

○中島政策企画監＝温かさというところで制御したところはなかったので、どうお答えするかなと迷っているところでありますけれども、もちろん、温かさといいますか、大学で学ぶというところで、いろんな支援だとか、親御さんの立場で御意見をいただきましたけれども、やっぱりそういう方への安心材料とか、不安を解消するものというのは必要かと思っております。

そういうのはどういうのでできるかというところで考えたときに、今、学食のプリペイドカードを使ったよというのが情報が分かるという話もされましたけど、また違うやり方でも、授業ちゃんと出ていますよというのを案内するとか、違うやり方もあるかと思いますので、温かさがないと言われるとちょっとそんなことはない大学にしたいと思っておりますけれども、できることがどういうことかというところを考えながら、温かさもある大学にしたいと思っています。

以上です。

○古川委員＝授業出らんでも別に死にはせんのですよ、食べないとね。だって、食べよるやろうかというのを心配するわけですよ。だから、何かね、ちょっと軽いなという感じがしますね。その辺は、改めてしっかり検討していただきたいなと思います。

それで、次に移ります。

オールジェンダートイレに関して、この部分に関して直接質問はちょっと控えますけれども、部長、何かね、負担軽減のためにと言うけれども、これによって負担感が増している人がやっぱりいるというところを我々は言っているわけですよね。年頃の、男の子も女の子も両方使いたくないという場面もやっぱりあるわけで、そういったところというのはもっとやっぱり、ほかの大学がやっているからなんてまねする必要もないし、知事もよく言われていますよね、佐賀は別に都会になる必要はないと。ましてやよその国のことなんてまねする必要もないわけで、そういったところもちゃんと受け止めながら、佐賀の、佐賀県の、佐賀県立大学というところで、チャレンジングするところはいいんですけれども、そこら辺を、まさかこれがスタンダードになる、もう何か既定路線みたいに言われますけど、本当にそうなのかなと。

いろんなところで様々な議論が出ていますので、うまくいっているところはうまくいっていますよということで結構ネットとかでも情報出てきますけど、うまくいっていないところやっぱりうまくいっていないわけで、そういったところはやっぱり説明がなかったという部分も含めて、しっかり受け止めていただきたいと思います。

それで、このオールジェンダートイレの中で車椅子の話が出てきました。コモンズとか、要はコモンズを一段下げてみんなが集えるようにしましたとか、何か大階段みたいなのを造って食事もとれるような、みんなが集えるようなものにしましたという絵がいっぱい出てきましたけど、これはユニバーサルデザイン的にもしっかり配慮されたものなのか、これは車椅子じゃ、あそこ立ち寄れないなというのはすぐ直感的に分かったんですけれども、そういったところの配慮というのはどういうふうになっているんでしょうか、お聞きします。

○中島政策企画監＝車椅子利用の方への配慮というところでございます。一段下げたコモンズ、先ほど一階の部分にと言いましたけれども、あそこは車椅子でも行けるようなしつらえに考えております。緩やかなスロープもつけたいと思っております。

階段状のコモンズにつきましては、やはり構造上、なかなかそこに緩やかなスロープというのは難しいと思いますので、利用の方は一番前の列か、四階部分の一番後ろにならざるを得ないかなと思っておりますけれども、なかなかで

きないところはありますが、できる部分については、どういう動線かというところも含めて、車椅子の利用の方も使えるような大学というのは強く意識しながら進めているところでございます。

以上です。

○古川委員＝車椅子に限らず、リスキリングの生徒さんたちが来られるということで、例えば、七十歳、八十歳の高齢の方が来て、えらい段差のあんねというような話になりかねんなというのもありますので、その辺り先進的なというイメージも大事ですけれども、今、配慮はしているということなので、しっかり配慮していただければと思います。

最後です。木村委員のほうから質問ありました部室の件ですけれども、部室がないというところが、全部が共有スペースということは、言ってしまえば愛着が湧かないと思うんですよね。我々のスペースだというのは欲しがるんですよ、皆さんね。そういったところで、たまり場的なものもどうしても必要になるし、それが結局、表がきれい過ぎると、何か裏の隅っこのどっかのというのがたまり場になるわけで、今、ＮＨＫの大河ドラマの白河の殿様じゃないんですけれども、余りにもオープンできれいなところには人が寄りつかないんじゃないかなと思うんですよね。

そういったところで、じゃ、これはあれなんですかね、何か部活動を始めましたと言って部室がない、じゃ、多目的トイレでちょっとみんな着替えて、ナフコの駐車場にみんな集まって、今度どこ行きましょうとか、別にサンライズパークでもいいですよ、サンライズパークに行きましょうとか、何かそういったイメージなんですか。部室がないという、何というかな、全てを共有スペースにしてしまっているということに対して、何か考慮されたんですか。いや、ちょっと待てよというような話はあったんですか、なかったんですか。

○中島政策企画監＝そういう待てよという話はありませんでした。実際、部室、サークル室がないような大学もございます。

ただ、これはちょっと先ほどの話の続きかもしれませんけれども、実際部とかサークルって、私たちがつくるもんじゃなくて、学生たちでつくって運営していくというものだと思っています。それは期待しています。学生たちが自分たちでつくって、自分たちで運営してと。その際にいろいろ使い方の提案もあるでしょう。そういうところは、私たちも話を聞くと、大学側としては話を聞くということになるかと思います。

必ずしも全てが体育会系でもないと思いますし、体育会系でも実際使うフィールドなり、トラックがあれば、そちらで着替えるスペースもあるかと思いますので、着替えるスペースというところではありませんけれども、おっしゃっていただいた、たまるというか、いろんなところで話し合う場というのは、それはそれで大事かと思います。今コモンズで考えておりますけれども、また部の数だとか、部の形態だとかというところで、実際大学が始まって、運営する段階で学生と話していくということになろうかと思います。

以上です。

○古川委員＝最後、確認ですけど、そういった意味では、何でしたっけ、名前が――キューブとかコモンズとか、そういったものは、例えば、そういうパーテーションを立ててちょっと区切ったりとか、そういったことも可能という理解でよろしいですか。

○中島政策企画監＝部室に限らず、いろんな使い方ができるようにというのは大きなコンセプトでございますので、そういった視点も入れて実施設計に移っていきたいと思っています。

以上です。

○一ノ瀬委員長＝ほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

○藤木委員＝私のほうからも幾つか質問させていただきます。

まず、木村雄一委員の質問、先ほど古川委員もお話いただいておったんですが、部活ですね。部活動のスペースがコモンズだという話を聞いて、今、控室のほうに行って、皆さんと少し話をしたわけなんだけど、例えば、将棋をすると、将棋部があると。将棋盤は誰かが持っとかないかんというか、ブラスバンド部、僕らの大学のときはブラスバンド部で、もういろいろ大変だったですけど、うるさくて、うるさくて。ああいうのをどこに置くんだと。

要するに、あなた方が想定している第一文化連盟ということですかね。第二文化連盟は夜学、第一文化連盟は昼間、それで、体育会系と、大体こっち三つ総合大学ではあると思うけど、単科大学でもいいという話ですよ。そういう意味において、文系サークルと体育会系サークルと二つ分かれてくると思うんだけども、これが学生にとっての重要な醍醐味であると思ったときに、それもやっぱり施設から提供されるサービスを利活用せんことには、楽しめない。将棋盤一つとっても置くところがない、携帯して持っておくわけにもいかんしということになれば、部活自体が成立しなくなる。

今の現段階において、こういう設計をされて、何か確定的に設計されて、あとは構造計算をやってというような実施設計に入っていくという感じなんですけれども、その重要な学生生活の一翼を担う、基盤を担うとでもいうような仲間たちとのお付き合いの場、大きなお付き合いの主たる場である部活動ということは、どのような部活動を想定されているのかと。その点をまず教えていただきたい。

○中島政策企画監＝部活動の想定でございます。先ほど申し上げましたように、こちらからこういう部をつくろうというものはございません。部活動の醍醐味自体は、私も本当に同じく思っています。同じ授業だけでない仲間、バイトでもない仲間として、サークルとか部活動があって、いろんな全然違う社会に属するというのは大事だと思っていますので、そういった活動はどんどんやってもらいたいと思いますし、それはこの部がありますよというのではなくて、もう学生主導で動いてもらう。それもつくり出す醍醐味もございますので、そういったのを期待しているところでございます。

以上です。

○藤木委員＝それもね、それはもう企画監の言うとおりなんだけれども、それもやっぱ施設によるということですよ。結局、学生会館みたいなものが仮にあったとしたら、あそこに空き部屋が幾つかあって、じゃ、空手部をつくろうかとか、将棋部をつくろうかとか、何か今どきの部活をつくろうかというようなことになったりするけど、そもそもとして、集まれる場、そもそもとして集まれるサークルの場自体が確保されていないということになればですよ、結局競技だったり、何か共有して研究したり、何かをするんだから、何か道具が必要なわけで、それを置いておく必要性があるわけで。占有できる、その仲間たちの場所が必要なわけで、交代でもいいんですよね。でも荷物はやっぱり置いておかなきゃいけないというようなことになると、部活動がしっかりとした基盤として学生生活の大変楽しみ、同級生、先輩や後輩とのお付き合い、いろんな分からないことについても、学生ならではの様々な悩みを、いろんな学生同士の上下関係とでもいうような集まりですよね、クラスとはまた別の。それを確固として楽しめる、楽しんでいいですよと、言ってくるのを楽しみに待っていますという、あなたの姿勢は正しいんだが、ただそれとて結局、場所があって、スペースがあって成り立つ世界だということなんですね。

だから、今のままいくと、本当にクラスでお勉強して、帰ってバイトに行くか、あと何するんだろうか。とにかく楽しく、しっかりと安心して楽しい部活動とともに、我が佐賀での生活があった、学生生活があったというイメージがちょっと僕にはあんまり湧いてこなかったというのが一点です。

だからこの点についても、少し検討の余地、少しというか大いに根本的なと

ころで検討する余地があるだろうと思う。ここにいるみんな、大学時代をそうやって過ごしてきて、今ここにいるわけだから、次の世代の佐賀県立の県民の大学には、もっと本当に楽しい、そういう部活動、サークルでもいい、本格的な競技でもいい、やらせてあげるような拠点みたいなものがあってしかるべきだと私は思うということを頭に入れておいていただきたい。

あともう一つ、構造的な問題として、ガラス、僕は詳しいものを持っていない、関連だから言うけどさ、よく俯瞰的に建物を見ると、美しい建物というのは、ガラスを多様しているビル、建物が非常に多くある気がしますね。でも、内から入ってみると、外の景色が見えるだけで、借景という景色も、さしたる景観でもなければ、別にガラスに本質的な意味はないです。内側から外を見たときに、さしたる景観じゃないんだもの。でも、外側から見ると、やたらめったらガラスを多用したビルというか、建物は至って近代的で格好いいように思います。採用されやすい。

そこで問題ですが、今、ここでこうやってガラスが九カ所、ほとんど全部、カーテンじゃないけれども、あえて閉まっていますよね、まぶしいから。つまり、断熱性のある建物、断熱材を入れた壁材に小さな窓、別に換気用の窓とは言わないまでも、普通の窓がある建物と全面ガラスを使用した建物では、うちも実際そういうものを造ってしまっている自宅なのでよく分かるんだけれども、夏は暑い、冬寒い――日本のグッドデザイン賞を戸田建設は取ったけど――ずっとロールカーテン。長崎県議会もすごい建物を造って、東側は海が見えて、すごい大ガラスで造ってあるけど、全部閉め切ってありますね。ロールカーテンで見えなくてしている。断熱性の問題です。寒くて暑い。そして、遮光の問題等があって。

という意味からして、さてさて、断熱性の問題は、二百億円を切る切らない、要するに大学を設置する前提となっているのは、投資効果の話が随分と議論としてあったからだと思う。二百億円と言っていたのが百三十億円になっているのは、そういう節約をしようという姿勢もあったからなのではないかと私は思っている。だから、その金額が安く設定されたこと自体は大変よかったんだと私は思っているんだけれども、その伝で言えば、ガラスを多用している建物をあえて選んでいる理由は何なんだろうということが知りたいです。

○中島政策企画監＝ガラスでございます。学校でございますので、できるだけ自然の光を取り入れたいというところでガラスを増やしているというところでございます。

委員御自身の御経験もお話しされましたとおり、遮光とか遮熱というのは大事な要素だと思っておりますので、そういったのも施したガラスを使いたいと思っております。実際壁材と比べてどっちが高いかというところにつきましては、昨今の状況でいきますと、一概にどちらが高いというものではないというふうにも聞いておりまして、ガラス面ばかりのものを造ったからといって極端に値段が高くなるというものではないということでございます。

以上でございます。

○藤木委員＝もう終わりますが、問題はその材としてのガラス、材としての断熱材を入れた壁、プラス窓とどっちが高いか安いかではなく、木村委員が言っておった維持管理コストがどうかという話をしていたわけね。そのことについては改めてまた、その点について変更不可ということであればどうか分からないけれども、とにかくその維持管理コストがどう違ってくるのかということについては大変興味深いところだと思うということを頭の中に入れておいていただきたい。

あともう一つ、最後に私質問したいんだが、いろいろつらつら聞いてみて、一つ思うのは、長崎県立大学の理事長はあそこのハウステンボスじゃないけれども、ＨＩＳから来られた方が理事長だったんじゃないかな。そのときに恐ら

く彼は、学生とは客だというようなことを言ってあったのではないかなとちょっと記憶しているんだけど、要するに患者とは客だというのは一つ経営かもしれない。学生も客だと。

そういう観点に立ったときに、顧客満足度という意味において、部活のスペースもはっきりと確保されているわけでもない、友達とちょっと一緒に飯でも食おうかといっても学食もなければ売店も喫茶店もない。ちょっと言うちゃなかばってん、部活動の場所もない。

遠いところから佐賀に来る。佐賀大学に行く友達もいるだろう。福岡に行った友達とも当然連絡を取るだろう。そのときに、最初はどうか知らないよ、でも二年生、三年生、四年生とまた新しい客を呼んでこないといかぬ、先輩どがんねという話を当然するだろう。そのときに、非常に学ぶ、いい学びをする大学になるのかもしれません。それは、ちょっと詳しいことは分からない。ただ、今日の猪村委員さんの話や木村委員さんの意見を聞いてみて、また古川君や中村君の関連質問を聞いてみて思ったんだけれども、学生はこの大学で何をもって楽しみ、どういうライフスタイルの中に幸せが――大学にいる間にね、そんな研究ばかりして、教育ばかり受けることに喜びを持つような学生たちがいっぱい集まっているところでもないかもしれないし。

だから、そういう意味からすると、お伺いしたいのは、そういった目線でもってこの大学をつくっていくとしたときの相談相手みたいなものは、顧客目線、学生目線に立ってこの大学をつくっていこうとするその相談相手というのはどなたかいるんですか、いないんですか。

教授の話はよく聞きましたよ。建物についての構造設計だ、デザインについてもそういう人たちもいるんだろうと思うけど、でも、あくまでもここは学生が学ぶ場所ですからね。だから、学生サイドの意見めいたものをどこかしらから聴取したりとか、そういう目線で具体的に作業をしているのかなと思って、お答えください。

○中島政策企画監＝現場目線でというところでございます。

専門家チームの先生方ともお話をして、先生方は別に指導者とか教官の立場ではなくて、学生にとってどうだという御意見もいただいたりしましたし、一部佐賀大学の学生さんとかにも意見を聞いたりという場を設けたりしております。

おっしゃった学生がお客かどうかというのはあれですけれども、大学も含めて学生生活が充実して楽しいものになるというところの思想は、本当にそこは大事だと思っておりますので、ハードだけではなくて、ソフトも含めて、本当は大学ですから教育の内容だとか、仲間とどう議論するかというところをどう生み出していくかというところだと思いますので、そういったところの仕掛けはソフト、ハード限らずやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○藤木委員＝最後になります。そのソフトの部分、大切なのは、学生たちは選ぶということ。客といった経済の話をしているわけではないけれども、そういうところだってあるよ。ただ、学生は、受験生はというか、選ぶべき立場にあって、選ばれる大学であり続けるためには、学生生活を実際行っている者たちの満足度、学生生活を行っている者たちの満足そのもの、これが選ばれる大学だろうと。その選ばれる大学の満足の中には、学業もあるだろう、研究もあるだろう。しかし、それ以外の部分、実を言うともっとそこが大きいかもしれんというふうに私は思うときに、学生の視点に立ったその満足度指数を今このタイミングで大人がきちんと確保できるような、そういう視座に立った設計をやっぱりしていかんと、つくるつくらないはさておき、つくるということになったときに、選ばれないんじゃしようがないので、選ばれるようにもやっぱりしておかんといかぬというふうに私は思うから、いつかは車の話も、駐車場の話と

かもさせていただいたけれども、いずれにしても、そういう目線に立ってお仕事をしていただきたいなというふうに思ったので、関連で質問、意見を言わせていただいたということでございます。

総括して政策部長に答弁を求めたいと思います。

○前田政策部長＝県立大学につきましては、これまでも様々な方の御意見を伺うとともに、この県議会でも様々御議論いただいております。そして、経済界、県教育委員会、それから県内高校をはじめ、様々な学校との意見交換なども含めまして、対話を重ねながら、地域に愛され、そして、共に成長する大学を目指し、開学に向けた準備を進めております。

今年二月には、「県立大学の開学に向けた現時点でのとりまとめ」を公表させていただきました。大学教育の柱となります三つのポリシーに関する議論を中心に集中的に行いまして、これまでの検討を整理させていただいておりますし、それから学外との連携方針、それから大学の運営体制に関する方針などについても取りまとめたところでございます。

そして、このたび、大学施設の概要を基本設計として取りまとめ、公表させていただきました。建物の外観イメージでありますとか、平面プランをお示ししまして、今議会において様々な御意見をいただきました。これからの大学にふさわしい学びの空間となりますよう、今後の実施設計におきまして、さらに検討を進めてまいりたいと思います。

令和九年十月の設置認可申請に向けまして、山口学長予定者を中心に検討を今加速させております。

本日も質疑ございましたけれども、教育課程、それからカリキュラムの検討をはじめ、教員の公募に向けた条件整備に取り組んでおるところでございます。

引き続き、ソフト、ハードともに、一つ一つ段階を踏みまして、開学に向けた準備を着実に進めてまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

○藤木委員＝もう答弁は要りません。地域に愛され、先生に愛され、佐賀県庁に愛され、県民に愛され、しかし、大切なことは、意外と受験生に憧れ、学生に愛される、県立大学生そのものに愛される、そういった大学、そういった視座でもってこの大学をつくっていく方向で頑張っていただきたいと私のほうから申し上げて、私の質問を終わります。

○一ノ瀬委員長＝ほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○一ノ瀬委員長＝ないようですので、これで質疑を終了いたします。

○　継　続　審　査

○一ノ瀬委員長＝お諮りいたします。

人口減少下における県内の高等教育機関等のあり方、及び大学等設置、次世代の人材育成に係る環境整備等の諸問題の調査に関する件につきましては、重要な問題が残されておりますので、閉会中もなお継続審査に付する必要がある旨を議長に申し出ることにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○一ノ瀬委員長＝御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

なお、本日の委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜、委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願っておきます。

これをもちまして、高等教育機関問題対策等特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後四時二十四分　閉会

速記者　長谷川　菜　央

高等教育機関問題対策等特別委員長　一ノ瀬裕子

同　副委員長　猪村利恵子

会議録署名者　大場芳博

同　土井敏行

同　下田寛

同　木村雄一

議会事務局長　真坂昇

議事課委員会担当主査　中島彰子

令和七年十一月定例

佐賀県議会常任委員会会議録

（地域交通・高等教育機関問題対策等特別委員会、佐賀空港・有明海・新幹線・）

発行所　佐賀県議会事務局

印刷所　佐賀印刷社

佐賀市高木瀬西六丁目十一―七

大和工業団地